

平成22年度環境対応技術開発等（生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業）
委託事業報告書

生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業別冊

- 生物多様性条約「アクセスと利益配分」に関するアーカイブ -
(1991年～2011年)

名古屋議定書採択に至るまでの会議の変遷

日本の対応と
(財) バイオインダストリー協会の役割

2011年3月



財団法人 バイオインダストリー協会

生物資源総合研究所

平成 22 年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)
委託事業報告書

生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業別冊

- 生物多様性条約「アクセスと利益配分」に関するアーカイブ -
(1991 年～2011 年)

名古屋議定書採択に至るまでの会議の変遷

日本の対応と
(財)バイオインダストリー協会の役割

2011 年 3 月

JBA
財団法人 バイオインダストリー協会
生物資源総合研究所

発行者： (財)バイオインダストリー協会 生物資源総合研究所
東京都中央区八丁堀 2-26-9 グランデビルディング 8F

編著者： 炭田精造
野崎恵子
薮崎義康
渡辺順子

発行日： 2011年3月16日

まえがき

このアーカイブは、生物多様性条約の下での「アクセスと利益配分(ABS)」問題に関する国際交渉の変遷と日本の国外・国内における活動を、財団法人バイオインダストリー協会 (JBA) の視点からまとめたものである。日本における ABS の実施を語る時に JBA として忘れてはならないことが二つある。一つは ODA プロジェクト「生物多様性保全と持続的利用等に関する研究協力」(1993~1998) であり、もう一つは「生物資源センター」の創設への貢献である。これらなくしては、日本が現在のような独自の戦略性に富んだ ABS 措置を取れたと考えにくいかからである。最後に、日本が実施しているアクセス促進事業の概要について簡単に触れ、「まえがき」としたい。

1. ODA プロジェクト「生物多様性保全と持続的利用等に関する研究協力」

生物多様問題と JBA との関わりは、1990 年代初め当時、“ジャングル・バイオ”と呼ばれ、通商産業省（現在の経済産業省）から JBA のへ研究委託（1991 年度）として始まった¹。これには産業界と学界の有識者が参加し、広い観点から将来構想を練った。その後、通商産業省受託事業による ODA プロジェクト「生物多様性保全と持続的利用等に関する研究協力」として東南アジア 3 カ国（インドネシア、タイ、マレーシア）との熱帯生物資源プロジェクト（1993 ~1998）が実施された。その成果はその後の日本の ABS 実施の基盤となった。

「生物多様性保全と持続的利用等に関する研究協力」には上記 3 カ国と日本を含めた研究者延べ 591 名が参加（日本から現地への派遣、及び日本への招聘）し、6 年の累計で約 10 億円の予算が投入された²。プロジェクトの目的は、①開発途上国自らが熱帯生物資源を保全し、バイオテクノロジーなどを用いてその持続的利用を振興することに日本が寄与すること、②研究協力を通じて人材育成や技術開発を行うこと、③国際研究協力の基盤を作ること、であった。動物、植物、微生物を対象とし、保全技術と利用技術それぞれについて 3 カ国を対象にするため、合計 19 テーマの研究開発を行うという壮大な規模となった。研究実施の大半は大学等の公的研究機関の研究者が担当し、この段階では企業はほとんど参加しなかった。協力の内容としては、現地における共同研究と機器類の設置、現地研究者の日本への招聘とトレーニング等に精力が注がれた。日本にとってこの過程での最大の目的は信頼関係の構築であった。

技術的な目標として、将来にわたって繰り返し利用できる研究協力ツールの開発があった。特に生物資源へのアクセスに関して、相手国と「実際的な手続」を開発することを目指した。採取した生物資源のインベントリーの共同作成や、これら資源の一部を日本へ移転するときの協定書の作成の過程では、双方が忍耐と寛容を要する貴重な経験をした。プロジェクトの最後

¹ 石川不二夫（1995）「熱帯資源と日本 生物多様性条約の時代を迎えて」バイオサイエンスとインダストリー Vol. 53(6) pp64-67

² 脚注 1 及び、炭田精造（1999）「受託事業 生物多様性保全と持続的利用等に関する研究協力 東南アジアとの熱帯生物資源プロジェクト(1993.4~1999.3)の成果のまとめ」バイオサイエンスとインダストリー Vol. 57(6) pp69-72

に開催された東京国際フォーラムでは「東京宣言」³が出された。プロジェクト期間中の1997年9月に、JBA「生物資源総合研究所」が創設された⁴。本研究所は、石川不二夫初代研究所長（JBA副会長）のリーダーシップの下に、戦略的な基盤整備が行われ、今日に至るまで日本の産官学の生物資源戦略の企画、検討、実施のために重要な役割を担っている。

2. 「生物資源センター（NITE-BRC）」の創設

科学技術インフラとして生物資源保存機関を国家戦略の中に位置付け、重要視すべきであるという意見を1990年代以前から日本の識者は強調し続けたが、欧米先進国と比べれば、日本ではこれが政策に十分には反映されていなかった。しかし、1990年代後半から新しい国際状況が現れた。それは、①生物多様性条約の発効後のこの時期から、資源国による「生物資源の囲い込み」の機運が急上昇し始めた⁵、②DNA配列解析技術の飛躍的な進歩により生物の分類同定が迅速化されると共に、生物資源データベースにDNA配列情報を追加し付加価値を生む時代になった。JBAに産官学の識者が集まり状況を検討した結果、「伝統的な生物資源保存機関（例、微生物カルチャー・コレクション）のコンセプトを革新し、生物多様性条約とゲノム時代のニーズに適合させた“新時代型の国際級の生物保存機関”を創設することを日本の戦略とすべきである」というビジョンが浮上した。“新時代型生物保存機関”的コンセプトの国際相場観を探るため、経済産業省はOECD（パリ）の科学技術政策委員会バイオテクノロジー作業部会において、日本のイニシアチブとして他の先進諸国に対しこれを政策課題として検討することを提案した（1998）。OECDはこれを歓迎し、東京でのOECDワークショップ'99での議論を経て、日本を議長国とするタスクフォースを設置し、2年間の作業の後、「生物資源センター（Biological Resource Center、BRC）：生命科学とバイオテクノロジーの未来を支えるために」をOECD政策勧告として刊行した（2001）。JBAはこれらの過程（経済産業省による政策立案、東京でのOECDワークショップの開催、国内委員会による産官学の意見集約等）で政府と一体となって協力した。この経緯は文献⁶に詳述されている。

経済産業省は建設費約60億円を確保し、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の中に“新時代型の微生物資源BRC”を設置することを決め、2002年4月にNITE-BRC（木更津市かずさ）が開所した。これはOECDのコンセプトに基づいて設立された世界最初のBRCである。NITE-BRCは、その後、アジア7カ国と微生物資源に関する2国間共同研究協定を締結し、生物多様性条約の原則にのっとり、ABSの円滑な実施に着実に貢献している。

³ 炭田精造（1999）「熱帯生物資源の保全と持続可能な利用に関する東京宣言 東京国際フォーラムから」バイオサイエンスとインダストリー Vol. 57(2) pp62-63

⁴ 炭田精造（1998）「生物資源総合研究所の活動報告—第1回生物多様性委員会から」バイオサイエンスとインダストリー Vol. 56(10) pp65-66

⁵ 炭田精造（1997）「生物遺伝資源への厳重なアクセス規制をフィリピンが施行 マニラ諮問会議とダバオワークショップから」バイオサイエンスとインダストリー Vol. 55(9) pp53-54

⁶ 炭田精造 玉手幸子 渡辺順子 藪崎義康（2007）「シリーズ：JBAの20年(2) 生物資源戦略の実行—生物多様性条約の下でのあゆみー」バイオサイエンスとインダストリー Vol. 65(12) pp32-37

3. 生物多様性条約を遵守した遺伝資源へのアクセス促進のための事業⁷

日本が実施しているアクセス促進事業の概要について簡単に触れたい。

①遺伝資源利用者を対象とした「遺伝資源へのアクセス手引」の作成と普及：2002年4月に「ボン・ガイドライン」が採択された。JBAは日本語訳を作成し、2年間、普及活動を行った。この経験から、経済産業省とJBAは、ボン・ガイドラインと整合性を持ちつつ企業や研究者を対象とした、さらに実用性と機能性に富む「遺伝資源へのアクセス手引」の作成が必要と考え、2005年に完成させた。以来、下に述べる他の公的サービスと一体化させ、システムティックに全国主要都市で普及に努めている。「手引」の英語版も作成し国際的な普及に努めている。

名古屋議定書の大きな目玉の一つとして「利用国側による遵守措置」が規定されたが、日本はそれより5年前からこのような遵守措置をシステムティックに実施していたのであり、そのような「利用国側措置」を体系的に実施した国は世界でも極めて少数であった。

- ②「ABS専用ウェブサイト」：資源国のABS関連国内法令等の日本語情報を発信する。
- ③「ABS相談窓口」：ABSに関する問題に、無料で、守秘義務を負って助言する。
- ④海外遺伝資源へのアクセスに関する2国間交流とアクセス・ルートの開拓：主にアジア・大洋州の資源国と2国間ワークショップを開催し、資源国のABS許認可手続きについて企業・研究者に情報を提供する。適宜、JBAから資源国へ赴き、政府の許認可体制を調査する。
- ⑤国際交渉における日本政府への支援：日本政府を支援するためCBD締約国会議及びABS作業部会会合等の国際交渉に継続的に参加。

日本はABS交渉において、抽象的な政策論に偏ることなく、資源国の実態を知った上で対処するという強みを持っていた。それは、1991年以来、官产学が協力して政策立案過程や国際交渉の現場に立ち会うと共に、開発途上国において共同作業を同時並行的に実施してきたからである。遺伝資源へのアクセス促進のための事業は、多くの会合を開催し、多くの参加者の協力を得て、長期間にわたって行われた。本アーカイブはその事実を出来るだけ忠実に記録することを目指した。これらの協力者なしには日本のABS体制は、現在よりもはるかに貧寒なものとなっていたであろう。

ABS論争は今後も続くと思われる。しかし、相手国との相互理解に基づき、現実的かつ効果的な制度を設計し、誠実に実施していくことが日本のバイオ産業の長期的な発展の基礎になるであろう。

平成23年3月16日

財団法人バイオインダストリー協会 生物資源総合研究所
所長 炭田精造

⁷ 脚注6と同じ。

目 次

まえがき	i
はじめに	1
第1章 ボン・ガイドラインの策定まで(COP1～COP6)	4
第2章 ABSに関する国際的制度をめぐる議論.....	12
第3章 最終局面の交渉と名古屋議定書の採択.....	31
おわりに.....	36

付録

1. 遺伝資源へのアクセス促進事業委員会年表(委員名簿) (平成10年度(1998年)～平成22年度(2010年))	37
2. 生物多様性条約に関する国際会合とJBA出席者名簿(1994年～2011年)	41
3. 生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業年表【1】 (平成10年度(1998年)～14年度(2002年))	43
4. 生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業年表【2】 (平成14年度(2002年)～22年度(2010年))	46
5. 生物多様性条約に関する国際会合出席報告書(1994年～2010年)	71

はじめに

生物多様性条約(Convention on Biological Diversity、CBD)は、その第1条で、①生物多様性の保全、②その構成要素の持続可能な利用、及び③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を実現するという三つの目的を示している。このうち、特に③は経済活動に対して影響を及ぼすと考えられる。

1987年6月、国連環境計画(UNEP)の下に、生物多様性を保全する措置等について検討するための専門家会合の設置が決定された。これを皮切りに CBD 策定に向けての作業が始まったのだが、当初は、生物多様性保全のための取組に重点が置かれ、「公正かつ衡平な利益の配分」という言葉は登場していない¹。

ところが、その作業過程において、生物多様性に富む国（主として開発途上国）の遺伝資源へのアクセスの確保が先進国のバイオ産業にとって重要であることに着目した開発途上国側が、「生物多様性の保全に関する責務を開発途上国側だけに負わせ、遺伝資源に由来する利益を先進国が独占するのは公平性を欠く」という主張を展開した。その結果、遺伝資源の利用から生まれる「利益の配分」という概念が重要な交渉上の争点として浮上したのである²。

最終的には、開発途上国に環境保護のインセンティブを与え、先進国自身のアクセスを確保するための妥協案として、「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（アクセス及び利益配分（Access to genetic resources and benefit sharing、ABS）」という考え方が導入され、CBD の目的の一つとして、第1条に盛り込まれたのである。これにより、生物多様性の保全を意図していたはずの CBD が、経済問題としての側面も持つようになったといえる³。

ABSに関する原則は CBD 第15条と第8条(j)で規定されているが、ABSを確保するための締約国の措置については各締約国の裁量に任されており、具体的な義務が国際的規定となっているわけではない。開発途上国は、CBD 第15条と第8条(j)の規定だけで十分としたわけではなく、遺伝資源へのアクセスから得られる利益配分を確保するために、議定書を含め何らかの措置が必要であるという主張を CBD 関連会議の場で表明してきた。しかし、利益配分を確保するためには CBD 自身にどのような問題点があり、それを現実的に解決するにはどのような選択肢があるのか、という実質的なところまで踏み込んだ議論はなく、水掛け論のような議論が延々と続いた。各国の主張すべてを条文案という形で並記した文書ができたのは、名古屋での CBD 第10回締約国会議（COP10）開催日が一年以内に迫った 2009年11月の作業部会であった。COP10では具体的な内容を含む国際的制度（International Regime、IR（選択肢の中には議定書も含まれる））に関する議論が行われ、2010年10月29日「名古屋議定書」が採択された。

¹ 嶋野武志、長尾勝昭（2005）「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する議論の変遷と我が国の対応①」、バイオサイエンスとインダストリー Vol. 63(6) pp63-65

² 大澤麻衣子（2002年）「生物多様性条約と知的財産権—環境と開発のリンクがもたらした弊害と課題」、国際問題 9月 No.510 pp56-69

³ 脚注1と同じ。

以下に CBD 採択から「名古屋議定書」採択（2010 年 10 月 29 日）までの ABS に関する国際交渉の中身の変遷（表 1 参照）、我が国の対応、及び（財）バイオインダストリー協会（JBA）による生物遺伝資源アクセス問題への支援の歴史を概観し記録する。

表 1 生物多様性条約におけるアクセスと利益配分の議論の推移

年	月	会合	開催地	決定事項等
1992	6	国連環境開発会議（UNCED）	リオ・デ・ジャネイロ（ブラジル）	・CBD を採択（5 月）、UNCED で署名開放（6 月）。 ・1993 年 12 月 29 日 CBD が発効。
1994	11-12	COP1	ナッソー（バハマ）	・ABS 関連はまだ正式議題に上らなかった。
1995	11	COP2	ジャカルタ（インドネシア）	・ヒト遺伝資源を対象外とすることを決定。
1996	11-12	COP3	ブエノスアイレス（アルゼンチン）	・世界微生物株保存連盟（WFCC）が微生物遺伝資源の ABS に関する非公式ワークショップを開催。
1998	5	COP4	ブラティスラバ（スロ伐アキア）	・ABS が初めて COP の正式議題となり、ABS 専門家パネルの設置を決定。
1999	6	CBD 運用関連中間会合	モントリオール（カナダ）	・ABS 専門家パネル会合（1）の指針を提供。
	10	ABS 専門家パネル会合（1）	サンホセ（コスタリカ）	・①研究・商業目的の ABS の取決め、②国・地域レベルの ABS 措置、③規則手続と奨励措置、④能力構築、を議論（結果を COP5 に報告する）。
2000	5	COP5	ナイロビ（ケニア）	・ABS ガイドライン（ABS-GL）の策定のため、作業部会（ABS-WG）の設置を決定。
2001	3	ABS 専門家パネル会合（2）	モントリオール（カナダ）	・ABS-GL の基礎となる要素について議論（結果を ABS-WG1 に送る）。
	10	ABS-WG1	ボン（ドイツ）	・ABS-GL 案を作成（結果を COP6 に送る）。
2002	4	COP6	ハーベ（オランダ）	・ABS-GL 案を修正後採択（ボン・ガイドライン）。
	8-9	持続可能な開発に関する世界サミット（WSSD）	ヨハネスブルク（南アフリカ）	・ABS 確保のための国際的制度（IR）を、ボン・ガイドライン（B-GL）を念頭に CBD の枠組みの中で、交渉することを決定。
	10	スコーピング会合	クアラルンプール（マレーシア）	・「利用者側措置」の具体的な内容が明確化。
2003	3	多年度作業計画会合（MYPOW）	モントリオール（カナダ）	・IR 検討のプロセスと主要要素を ABS-WG2 で議論することを要請 ・加盟国に B-GL の実施経験の提出を要請。
	12	ABS-WG2	モントリオール（カナダ）	IR の検討プロセスと主要要素を議論。
2004	2	COP7	クアラルンプール（マレーシア）	・IR 検討に係る ABS-WG への委任事項（TOR）を決定（2 回の ABS-WG 開催を含む）。
2005	2	ABS-WG3	バンコク（タイ）	・議論は入り口で南北対立し各國の主張を並記。 ・既存制度では解決できない問題点解明のため、ギャップ分析を行うことを決める。 ・知的財産権制度における遺伝資源の出所開示、国際的に認知された証明書（国際認証）を議論。
2006	1-2	ABS-WG4	グラナダ（スペイン）	・議論膠着が継続。各國の主張を並記し新テキストを作成。COP8 に送る。 ・事務局にギャップ分析の完成を要請。 ・国際認証の技術的な検討を推奨。
	3	COP8	クリチバ（ブラジル）	・ABS-WG の IR 交渉作業を COP10 前までに完結することを命令。 ・国際認証に関する技術専門家会合（TEG）の開催を決定。
2007	1	TEG：国際認証	リマ（ペルー）	・遺伝資源等の原産地・出所・法的由来の国際認証に関する選択肢を技術面から検討。
	10	ABS-WG5	モントリオール（カナダ）	・議論の集約不調。各国意見を列挙した 2 つの資料文書（information document）を作成。

年	月	会合	開催地	決定事項等
2008	1	ABS-WG6	ジュネーブ(スイス)	・「COP9 決議案」及び「IR 主要要素の検討案」を作成。COP9 に送る。
	5	COP9	ボン(ドイツ)	・IR の内容の審議は見合わせ COP10 に至る IR 交渉の作業行程表を作成。 ・3回の ABS-WG 開催と3回の TEG の開催を決定。
	12	TEG:コンセプト等	ウイントフック(ナミビア)	・コンセプト、用語、作業定義、分野別アプローチについて専門家が議論。
2009	1	TEG:遵守	東京(日本)	・遵守について専門家が議論。
	4	ABS-WG7	パリ(フランス)	・IR の目的、範囲、遵守、利益配分、アクセスについて交渉するも集約は不調。各国主張を並記。
	6	TEG:TK	ハイデラバード(インド)	・遺伝資源に関する伝統的知識について議論。
	11	ABS-WG8	モントリオール(カナダ)	・IR の性質、伝統的知識、能力に係る意見と ABS-WG7 結果への追加意見をすべて並記。
2010	3	ABS-WG9	カリ(コロンビア)	・共同議長による議定書草案(議長テキスト)が提出され議論。
	7	再開 ABS-WG9	モントリオール(カナダ)	・ABS-WG9 の議定書草案(議長テキスト)について交渉。その結果、「交渉中議定書草案」が作成された。
	9	地域間交渉グループ(ING)会合	モントリオール(カナダ)	・「交渉中議定書草案」について交渉を継続。
	10	再開 ING 会合	名古屋(日本)	・「交渉中議定書草案」について交渉を継続したが、議定書草案は未完成のまま作業を終了した。
		再々開 ABS-WG9	名古屋(日本)	・再々開 ABS-WG9 から「交渉中議定書草案」の報告を受け、未完成の結果を COP10 に送ることを確認した。
		COP10	名古屋(日本)	・ABS 非公式協議グループ(ICG)を設置し、交渉を継続したが、合意に達しなかった。 ・最終的に COP10 議長がクリーンな議長テキストを作成し、全体会合において「名古屋議定書」として採択。

コラム

国際的な議論が進む一方で、各国レベルでは開発途上国を中心に ABS 国内法の制定が進められた。主要なものとして以下のものがある⁴。

フィリピン	大統領令 247(1995 年)、共和国法 9147(2001 年)、生物探査活動ガイドライン(2005 年)
アンデス諸国	アンデス協定決定 391 号(1996 年)
コスタリカ	生物多様性法(1998 年)
アフリカ統一機構	アフリカモデル法(1998 年)
タイ	タイ国知的伝統医療保護促進法(1999 年)
ブラジル	暫定措置令 2186-16(2001 年)、大統領令第 5459 号(2005 年)
ペルー	集団知識法(2002 年)
インド	生物多様性法(2002 年)、生物多様性規則(2004 年)
南アフリカ	生物多様性法(2004)
オーストラリア	クイーンズランド州 Biodiscovery 法(2004 年)、北部準州 生物資源法(2006 年)

⁴ これら国内法の運用状況は下記文献を参照されたい。

Kathryn Garforth et al., *Overview of the National and Regional Implementation of Access to Genetic Resources and Benefit-Sharing Measures*, 3rd edition (Centre for International Sustainable Development Law (CISDL), 2005), p. 100 (http://www.cisdl.org/pdf/ABS_ImpStudy_sm.pdf) (2010 年 8 月 23 日アクセス)

第1章 ボン・ガイドラインの策定まで(COP1～COP6)

■ CBD 第1回締約国会議 (COP1、1994年11月28日～12月9日、ナッソー(バハマ))⁵

CBDは1993年12月29日に発効し、COP1が1994年11月にバハマの首都ナッソーで開催された。COP1では、手続き規則、拠出金の分担割合等の基本案件に関する暫定措置や中期作業計画の議論が行われた。バイオセイフティーに関する議定書の必要性と態様(CBD 第19条3)の検討のために作業グループを設置して、COP2を目標に作業を行うことが決まった。ABSに関しては、まだ正式の議題には上らなかった。なお、バイオセイフティー議定書の交渉がCOP2以降、ABSに先行して進むことになるが、その進行過程はABS交渉者にとって他山の石として参考にされることになる。

日本ではCBD採択前夜の1991年度からアジア諸国における研究開発基盤形成に関する基礎調査が行われた⁶。これがその後の海外との研究協力プロジェクトの基本理念となった。1993年度において、(財)バイオインダストリー協会(JBA)は、NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)を経由して、通商産業省(現、経済産業省)から政府開発援助(ODA)による「生物多様性保全と持続可能な利用等に関する研究協力」プロジェクトを受託し、タイ、インドネシア、マレーシアを対象国とし、1993年度から1998年度まで実施した。

当時、既に生物資源へのアクセスは保有国の資源ナショナリズムもからんで極めてデリケートな問題であった。したがって、日本の関係者は短兵急に物事を運ぶのではなく、相手国とCBDに基づいた相互認識を共有し、コンセンサスを形成することから始めたものである⁷。

■ CBD 第2回締約国会議 (COP2、1995年11月6～17日、ジャカルタ(インドネシア))⁸

ヒトの遺伝資源がCBDの枠内に含まれないことを再確認した⁹。また、COP3への準備として、CBD第15条の実施のための立法、行政または政策上の国内措置策定の選択肢に関する加盟国の見解を編纂するために、各国政府に対して、国内措置に関する情報をすみやかにCBD事務局へ送付するよう要請した。

⁵ 五十嵐卓也 (1995) 「生物多様性条約締約国会議に出席して」、バイオサイエンスとインダストリー Vol. 53(1) pp63-65

⁶ 「熱帯地域の生物多様性保全と利用等に関する基礎調査」、通商産業省委託、(財)バイオインダストリー協会実施、平成4年3月

⁷ 石川不二夫 (1995) 「熱帯資源と日本－生物多様性条約の時代を迎えて」、バイオサイエンスとインダストリー Vol. 53(6) pp64-67

⁸ 五十嵐卓也 (1996) 「生物多様性条約第2回締約国会議におけるバイオセイフティー議定書の検討」バイオサイエンスとインダストリー Vol.57 (1) pp49-52

⁹ COP2 Decision II/11、

“2. Reaffirms that human genetic resources are not included within the framework of the Convention;”
(<http://www.cbd.int/decision/cop/?id=7084>) (2010年8月22日アクセス)

■ CBD 第 3 回締約国会議 (COP3、1996 年 11 月 4~15 日、ブエノスアイレス(アルゼンチン))^{10, 11}

COP3 のサイドイベント（非公式行事）として開催されたワークショップで、今後 COP として微生物遺伝資源へのアクセスと成果の共有に関してどのように取り組んでゆくべきかに関する提言¹²が、CBD 事務局と世界微生物株保存連盟 (WFCC) 等の協力により作成され、公表された。それ以前まで、CBD での議論では生物といえばもっぱら動物や植物が念頭にあり、微生物に特定した議論はなされなかった。CBD の全条文の中にも微生物という言葉は皆無に等しい。

微生物遺伝資源へのアクセス問題は COP の正式議題の対象ではなかったが、このワークショップは日本からの参加者に大きなインパクトを与えた。なぜなら、日本のバイオ産業の国際的な優位性の相当な部分が、伝統的に微生物資源の探索と利用技術にあり、微生物系統保存機関 (カルチャーコレクション) や自然界から微生物を探索する行為が CBD 第 15 条の原則の下でどのように規制されるかは、保存機関のみならず企業や研究機関に対して大きな影響を与える問題と考えられるからである。

COP3 での WFCC ワークショップのニュースは、日本のバイオ産業界や学界の関係者に速やかに伝えられた。振り返ってみると、COP3 でのこの出来事は、日本のバイオ産業界が ABS 問題に関して早期から意識を高め、真剣に取り組む重要な契機となった。

コラム COP3

CBD 第 3 回科学技術助言補助機関 (SBSTTA)¹³会議の際のイベントとして、遺伝資源へのアクセスと成果の分配に関するワークショップが世界資源研究所 (World Resource Institute, WRI) によって開催された。東南アジア (マレーシア、フィリピン、ラオス)、国連貿易開発会議 (UNCTAD)、国際自然保護連合 (IUCN)、NGO ((財)バイオインダストリー協会 (JBA) は NGO として参加した)、英国 Kew 植物園等の ABS 専門家が参加し、現状の概観と今後の方向が熱っぽく議論された¹⁴。

■ CBD 第 4 回締約国会議 (COP4、1998 年 5 月 4~15 日、ブラティスラバ(スロヴァキア))¹⁵

COP4 において ABS が初めて COP の正式議題となり、CBD 第 15 条 (遺伝資源の取得の機会) を実施するための立法上、行政上又は政策上の措置に関して議論が始まった。

その結果、加盟国の意見の相違が明らかになってきた。多くの開発途上国は、遺伝資源アク

¹⁰ 五十嵐卓也 (1997) 「コップ・スリーに出席して… 発効後 3 年の薄幸」 バイオサイエンスとインダストリー Vol.55 (1) pp44-46

¹¹ 炭田精造 (1997) 「微生物遺伝資源へのアクセスと成果の共有に関する提言が本格登場-生物多様性条約第 3 回締約国会議から」、バイオサイエンスとインダストリー Vol. 55(2) pp81-82

¹² UNEP/CBD/COP/3/Inf.19 “ACCESS TO MICROBIAL GENETIC RESOURCES” (October 29, 1996) (<http://www.cbd.int/doc/meetings/cop/cop-03/information/cop-03-inf-19-en.pdf>) (2010 年 8 月 22 日アクセス)

¹³ CBD 第 25 条に規定された「科学技術助言補助機関 (Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice)」

¹⁴ 炭田精造 (1997) 「生物多様性条約第 3 回 SBSTTA 会議報告」、バイオサイエンスとインダストリー Vol. 55(11) pp63-64

¹⁵ 最首太郎 (1998) 「遺伝資源アクセスと利益配分をめぐる議論の法的側面—第 4 回生物多様性条約締約国会議から」、バイオサイエンスとインダストリー Vol. 56(11) pp53-56

セスとその利用から得られる利益配分に関する国内法の整備の必要性を強調した。スイス、フランス等は、法的拘束力は持たないが、ABS を確保するための最低限度の基準を意味する行動原則 (code of conduct) あるいはガイドライン (guideline) の必要性を表明した。米国は、利益配分のための最も効果的な方法は自発的な契約レベルの合意であることを強調し、利益配分の合意規定のための多国間の試みに反対の意見を表明した¹⁶。議論の結果、ABS の実施を促進させるための知恵を専門家に求めるることとし、ABS に関する ABS 専門家パネルを設置することが決定された。

もう一つの論点は、CBD 発効以前に取得されていたコレクションは CBD 適用の対象となるか、という点であった。多くの開発途上国はこれを CBD の対象とするよう提唱したのに対し、先進国側は対象としないことを主張した。先進国の主張は条約不溯及の原則¹⁷に基づいている。結局、本問題については合意に至らず、さらに情報を収集し議論を継続することになった。

■ CBD 運用関連中間会合（1999 年 6 月 28～30 日、モントリオール(カナダ)）^{18, 19}

COP4 以降の条約実施状況のレビューと COP5 (2000 年) の予備作業のため、中間会合が開催された。その実質的課題の一つとして ABS が議論された。注目すべき点としては、アフリカグループ (代表国: マリ) が ABS に関する議定書の策定を提案したことである。また、CBD 発効以前に取得されていたコレクションの件は、事務局が作成する質問状による情報収集の継続が決定された。

■ 第 1 回 ABS 専門家パネル（1999 年 10 月 4～8 日、サンホセ(コスタリカ)）^{20, 21}

COP4 の決定を受け、第 1 回 ABS 専門家パネルが開催された。44 カ国から 44 名の専門家、12 名のオブザーバー (国際機関、原住民団体、産業界、NGO の代表等)、ホスト国 (コスタリカ、スイス) 等が参加した。日本政府の推薦する (財) バイオインダストリー協会 (JBA) の専門家も 44 名の中の一人として CBD 事務局によって選出された。

会合では、①ABS の取決め、②国・地域レベルでの立法上等の措置、③規制手続きと奨励措置、④能力構築、の四議題について議論された。

CBD が発効してかなりの時間が経つにもかかわらず、現状では多くの国において ABS 国内

¹⁶ 米国は CBD 非加盟国であるが、この当時の会議では非加盟国が意見を活発に表明することに対して許容度が高かった。

¹⁷ 条約法に関するウーン条約(条約法条約)第 28 条「条約は、別段の意図が条約自体から明らかである場合及びこの意図が他の方法によって確認される場合を除くほか、条約の効力が当事国について生ずる目前に行われた行為、同日前に生じた事実又は同日前に消滅した事態に関し、当該当事国を拘束しない。」(「条約法条約」とは、条約に関する国際法上の諸規則を法典化し、一般条約として 1969 年に国連条約法会議が採択した条約である)

¹⁸ 「III-1. 生物多様性条約運用関連中間会合」平成 11 年度 特定商品輸入実態調査に関する調査研究報告書 pp73-94、平成 12 年 3 月、日本貿易振興会 (財)バイオインダストリー協会

¹⁹ 最首太郎 (1999) 「生物多様性条約(Convention on Biological Diversity)中間会合報告」、バイオサイエンスとインダストリー Vol. 57(9) pp55-56

²⁰ 「III-2 生物多様性条約アクセスと利益配分に関する専門家パネル会合」平成 11 年度 特定商品輸入実態調査研究に関する調査研究報告書 pp95-154、平成 12 年 3 月、日本貿易振興会 (財)バイオインダストリー協会

²¹ 安藤勝彦 (2000) 「生物多様性条約アクセスと利益配分に関する専門家パネル報告」、バイオサイエンスとインダストリー Vol. 58(1) pp59-61

法が整備されていない。本会合では、各国が ABS 措置を確立するために何をどうすればよいかという点が、議論の焦点であった。成果として、「締約国は、ABS 措置のための国内窓口と権限ある当局を配置すべきである」、「COP にガイドラインを検討してもらうために、本パネル会合の議論を反映した文書を提出する」等の点で合意が得られた。

■ CBD 第 5 回締約国会議 (COP5、2000 年 5 月 15~26 日、ナイロビ(ケニア))^{22, 23}

COP5 での遺伝資源アクセスに関する議論の主要な焦点は、「ABS に関するガイドライン」、「知的財産権と TRIPS 協定²⁴、及び CBD の関連条項との間の関係」等であった。

「ABS に関するガイドライン」については、遺伝資源提供国の法的措置を補完するために、先進国において法的規制措置が必要であると強調する開発途上国もある一方、多くの国が ABS に関する専門家パネルの報告²⁵を高く評価し、柔軟性のある ABS 国際ガイドラインの作成の重要性を支持した。結果として、ABS を促進するためにガイドライン草案を作成することが合意され、草案を次回の COP6 に提出することが決定された。そのため、COP の下に ABS 作業部会 (ABS-WG) を設置し草案作成に集中するとともに、専門的な議論が必要な際にも ABS-WG を活用することが可能な体制をとることにした。また、今後の議論すべき内容を明確にした上で、第 2 回 ABS 専門家パネル会合を開催することが決定された。その結論を ABS-WG に送り、それを参考にしてガイドライン草案を作成しようというものである。

また、COP は加盟国に対して ABS の「政府窓口」(National Focal Points) と「権限ある国内当局」(Competent National Authorities) の指定を要請することを決め、当局の名称と住所を届け出ることを求めた。

➤ 知的財産権と CBD の関連条項との関係

議論の焦点は、世界知的所有権機関 (WIPO) での先進国の知的財産権に関する考え方と、開発途上国側が主張する原住民や地域社会が持つ有益な知識、工夫、慣行等（伝統的知識 (Traditional Knowledge、TK)）に対する考え方の差異であった。多くの国が様々な意見を述べたが、一般に先進国は WIPO の重要性を認識するとともに、第 8 条(j)項との整合性は、今後 WIPO や他の関連機関と情報交換し調整してゆくべきと主張した。開発途上国側は、第 8 条(j)項に関連する TK の保護及びその利用から生じる利益の衡平な配分を保証する固有の制度 (*sui generis* system) の導入を主張した。先進国側は固有の制度 (*sui generis* system) の導入は時期尚早であり、今後、これに関する情報を広く集めつつ慎重に進めるべきであるとの意

²² 「II-10 生物多様性条約に関する第 5 回締約国会議報告—遺伝資源へのアクセスについて」平成 12 年度 特定商品輸入実態調査研究に関する調査研究報告書 pp244-252、平成 13 年 3 月、日本貿易振興会 (財)バイオインダストリー協会

²³ 安藤勝彦、炭田精造 (2000) 「生物多様性条約に関する第 5 回締約国会議報告 遺伝資源へのアクセスについて」、バイオサイエンスとインダストリー Vol. 58(8) pp61-64

²⁴ 知的所有権の貿易関連の侧面に関する協定(The Agreement on Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights、1995 年 1 月 1 日発効) (http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/trips/ta/mokujii.htm) (2010 年 8 月 22 日アクセス)

²⁵ UNEP/CBD/COP/5/8 “Report of the Panel of Experts on Access and Benefit-Sharing” (<http://www.cbd.int/doc/meetings/cop/cop-05/official/cop-05-08-en.pdf>) (2010 年 8 月 22 日アクセス)

見を述べた。

TRIPS 協定に関して最も問題となったのは、CBD 第 8 条(j)項に関する TK の保護とその利用から生じる利益の衡平な配分について、TRIPS 協定における知的財産権との整合性を今後どのようにとるかという点であった。開発途上国側からの意見としては、そのための固有の制度 (*sui generis* system) あるいは TK の国際的登録制度の制定などがあった。しかし先進国側は、TK の定義、その帰属、その保護の在り方等不明な点が多く、それら問題点を解決することなくそのような制度を創設することはできないと主張した。他方、CBD 第 8 条(j)項並びに関連する条項は知的財産権の問題と密接に関わっていることから、CBD が TRIPS 理事会にオブザーバーとして参加できるように要求することが承認された。

► 国連食糧農業機関（FAO）の食料農業のための植物遺伝資源と CBD との関係

FAO と CBD との問題に関しては、各国から、CBD は他の機関と共同して FAO の問題を議論し CBD との適切な整合性をとるよう要望が出された。FAO 代表者から、「この問題に関しては 1995 年からメンバー国 161 カ国で調整を進めてきたが、対象作物の特殊性から議論は難航している。基本的には CBD に沿う形で解決策を模索しており、今年中には President Report を出したい」との表明があった。CBD 発効以前に取得され、FAO 食料農業植物遺伝資源に関する委員会で検討されていない生息域外コレクションについては、COP4 決定の IV/8 第 2 項、及び中間会合 2 の勧告 3 を受け、アンケート調査を実施し情報を収集することが了承された。

コラム COP5

(1) インドネシアの提唱

COP5において、インドネシア代表は ABS ガイドラインの作成に当たって、開発途上国が単独で作業するのではなく、開発途上国と先進国とが協力するイニシアチブを CBD 全加盟国に対し提唱した。日本代表団はこの提案に賛同し、インドネシアに協力したい旨、直ちに表明し、COP5 の 3 カ月後にはインドネシアに日本から第 1 回ミッションを派遣した。日本は、ASEAN 諸国や先進国が参加する多国間会合を想定していたが、実際に行ってみると、参加したのは日本(経済産業省と(財)バイオインダストリー協会(JBA))とインドネシアのみであり、結果的に二国間協力になった。数回の合同会合の後、2002 年、両国の合意した ABS 原則は、両国の研究協力「微生物資源に関する(独)製品評価技術基盤機構(NITE)-インドネシア協同プロジェクト」の MOU(覚書)という形で実現した。

(2) スイスとコスタリカ共催のサイドイベント

スイスとコスタリカが、「ABS ガイドラインの開発」に関するセミナーをサイドイベントとして開催した。日本は「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する方針」(JBA 作成、英文版)を公式会議の中で政府代表が紹介するとともに、関係資料をロビーで配布した。また、非公式な情報交換で JBA が注目したのは、スイス等がアクセスに関する「仲介メカニズム」の役割の可能性に关心を持っていることであった。JBA では、かねてから CBD に基づいた ABS の流れを促進する効果を持つものとして公的な仲介メカニズムというコンセプトを検討していた。JBA の活動に注目したスイスのシンクタンクから意見交換と協力の提案があった。なお、日本の場合、この考えは「遺伝資源へのアクセス促進事業」として、後日、実現することになる。

■ 第2回専門家パネル（2001年3月19～22日、カナダ（モントリオール））^{26, 27}

COP5は第1回専門家パネルの報告を高く評価し、ABSガイドライン草案の作成に合意した。これを受け第2回専門家パネルが開催され、50カ国50名の専門家、22名のオブザーバー（国際機関、原住民団体、産業界、NGOの代表）等が参加した。日本政府の推薦する（財）バイオインダストリー協会（JBA）の専門家も50名の一人として選出され参加した。

ABSガイドライン草案作成の目的は、締約国や利害関係者のため、立法上、行政上、政策上の措置のため、又は契約作成のためのガイドを提供することである。

本会合では、第1回専門家パネル会合の結果を踏まえた上で、①ABSにおける遺伝資源提供側と利用側の経験に関する評価、②ABS過程における利害関係者の関与に関するアプローチの明確化、③CBDの枠組みの下でABSに対応するための補助的選択肢の検討、を行った。

議論を通じて明確化された要素、及びガイドライン草案作成に当たって重要と考えられる要素を取りまとめた。本会合の結果はABS-WG1（2001年10月、ボン（ドイツ））に送られた。

■ 第1回ABS-WG（ABS-WG1、2001年10月22～26日、ボン（ドイツ））²⁸

本会合はCOP5（2000年5月）の決定に基づいて開催され、その結果は、COP6（2002年4月）に送られた。会合では、先進国（日本、EU、スイス等）と開発途上国間の意見の隔たりが大きく、COP6でも議論が難航することが予想された。

国際ガイドラインの草案の作成、能力構築のための行動計画の作成、ABSにおける知的財産権の役割に関する意見の取りまとめが行われた。この会合で作成されたガイドライン草案の主要なポイントは以下のとおりである。

- ① 特徴：各国行政府による施策の立案、及び民間での契約の作成時に使用し得る柔軟な指針。
任意のガイドラインであり、経験等に基づき見直しを行う。
- ② 範囲：CBDの対象となる全ての遺伝資源及び関連するTK、その利用から生じる利益を対象とする。ヒトの遺伝資源を除く。CBD発効以前の遺伝資源は含めない。派生物（derivatives）と産物（products）については合意に至らず、カギ括弧つきで留保した。

また、知的財産権の申請時に遺伝資源の原産国の開示を奨励すること等も盛り込まれた。

当初案の「その他の規定」の中に、ABS国内法等の違反に対する罰則措置についてかなり詳細なパラグラフがあったが、原則のみを述べる表現にすることで合意に至った。なお、本会合において日本は積極的に議論に参加し、ガイドライン草案の作成を支持した。

²⁶ 「3-1-1 生物多様性条約 ABSに関する専門家パネル第2回会合」 平成13年度 特定商品輸入実態調査研究に関する調査研究報告書 pp113-160、平成14年3月、日本貿易振興会（財）バイオインダストリー協会

²⁷ 安藤勝彦（2001）「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際ガイドライン作成の動き・ABS専門家パネル第2回会合報告」、バイオサイエンスとインダストリー Vol. 59(8) pp69-71

²⁸ 「3-1-2 生物多様性条約 ABSに関するAd hoc作業グループ会合」 平成13年度 特定商品輸入実態調査に関する調査研究報告書 pp161-183、平成14年3月、日本貿易振興会・（財）バイオインダストリー協会

■ CBD 第6回締約国会議 (COP6、2002年4月7~19日、ハーグ(オランダ))^{29, 30}

ABS議題の目玉は、「遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドライン」(略称「ボン・ガイドライン³¹」)案が採択されるか否かであった。開発途上国と先進国との間で激しい議論が展開されたが、終盤が近づいて双方が譲歩し、採択された。

▶審議の経過

先進国側はボン・ガイドライン案の自発的指針としての価値を評価し、COP6での採択を目指そうという声が強かった。開発途上国側は、利用国の遵守責任を強化すべきとの意見が強かった。コンタクト・グループや議長フレンズ・グループが設置され、意見の集約が試みられた³²。以下の論点を紹介する。

▶ボン・ガイドラインの遵守のため、利用国の責任をどのように強化するか？

コンタクト・グループ会合において、メキシコとコロンビアが利用国の責任の強化を主旨とする新しい文案を提出し、ボン・ガイドライン草案への追加を強く要求した。追加のためにはボン・ガイドライン案の内容に大幅な変更を加えなければならないため、新提案に対し長い議論が行われた。結局、メキシコ・コロンビア提案を相当に修正することで落着した。

メキシコ・コロンビア提案の背景には、メキシコを議長国とするメガ多様性同志国家 (Like-minded Megadiverse Countries、LMMC) グループが、COP6に2カ月先立つ2002年2月に結成されたことがある。その宣言書（カンクン宣言³³）がCBD事務局を通してCOP6参加者に配布された。それによると、LMMCは、利用国にABSの遵守を強制できる国際的制度 (IR) の設置を目指す、とある。後述するように、2002年8~9月に開催された持続可能な開発に関

²⁹ 「1-1-1-1 生物多様性条約第6回締約国会議(COP6)報告」 平成14年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス事業)委託報告書 生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業 平成14年度報告書 pp5-30、平成15年3月、(財)バイオインダストリー協会

³⁰ 炭田精造 安藤勝彦 谷 浩 (2002) 「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関するボン・ガイドラインの採択－生物多様性条約第6回締約国会議(COP6、ハーグ)から」、バイオサイエンスとインダストリー Vol. 60(6) pp62-63

³¹ *Bonn Guidelines on Access to Genetic Resources and Fair and Equitable Sharing of the Benefits Arising out of their Utilization* (2002) (<http://www.cbd.int/doc/publications/cbd-bonn-gdls-en.pdf>) (2010年8月22日アクセス)
(財)バイオインダストリー協会(JBA)による日本語訳は、JBAのウェブサイト

(<http://www.mabs.jp/archives/bonn/index.html>)で閲覧可能。(2010年12月24日アクセス)

³² 検討すべきテーマが細分化されている場合などに、テーマを特定分野に限定したグループを編成して意見集約の効率化を図ろうとすることがある。その際に設置されるグループを、親グループと区別して、慣習的に「コンタクト・グループ」と呼ぶ。コンタクト・グループの会合は、他の会合との重複の少ない時間帯をねって機動的に行われる。それでも意見集約が困難な場合は、最小人数の「議長フレンズ」(Friends of Chair)会合を設置し、打開案を探ることがある。

³³ カンクン宣言(Cancun Declaration):2002年2月18日にメキシコのカンクンにおいて、高度の生物多様性を有する12カ国(ブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、インド、インドネシア、ケニア、メキシコ、ペルー、南アフリカ、ベネズエラ)の環境大臣及び専門家が集まり、「メガ多様性同志国家(LMMC)」グループの結成を宣言し、毎年、会合を開催することを決めた。同グループは、①生物多様性の原産国の正当な利益を守るには、現在の国際条約等では限界があることを懸念し、②グループの共通の利益を振興するための仕組みとして国際会議での交渉で共同戦線を形成し、③生物多様性の利用から生ずる利益の公平な分配を有効に守るための国際的制度の設置を目指した事業等を推進することを目的としている。*Cancun Declaration of Like-Minded Megadiversity Countries* (2002), (<http://www.lmmc.nic.in/Cancun%20Declaration.pdf>) (2010年8月22日アクセス)

する世界サミット（WSSD）以降、LMMC は CBD の交渉の舞台で、利益配分の確保のための議定書の策定を主張し連携行動を展開していくこととなる。

▶ 遺伝資源の「派生物と生産物」をボン・ガイドラインの範囲に含めるか？

開発途上国側は、ボン・ガイドライン案の範囲(Scope)に遺伝資源を基にした派生物や製品も含めるべきとし、派生物等が利益配分の対象となることを明確に位置づけるべきであると主張した。先進国側は、「ボン・ガイドラインの範囲はその親条約である CBD の範囲よりも広くはできない。また、遺伝資源を基にした派生物や製品の定義や範囲は、個々のケースによって変わり得るから、利益配分に関わる問題は個別の契約の中で考慮されるべきである」と主張した。長く激しい議論の末、ボン・ガイドラインの範囲から「派生物と生産物」を削除する代わりに、ボン・ガイドラインの「相互に合意する条件 (Mutually Agreed Terms、MAT)」の項の例示的リストの中で「派生物と生産物」を取り上げることで決着した。

▶ 用語の定義をどう扱うか？

定義の議論には長時間を要することが予想されるため、慎重な手続きが必要なことに先進国と開発途上国側双方が合意し、議論を先送りすることになった。

▶ ABSにおける「知的財産権の役割」、「能力構築等を含む他のアプローチ」について

開発途上国は、特許の出願明細書に遺伝資源や TK の原産国を開示することを義務化すべきであると主張したが、先進国側はこの件については知的財産権分野に専門知識を有する WIPO で議論するべきことであると主張した。アプローチとして、ABS を確保するそれ以外の措置としてどのようなものがあり得るのかについては ABS-WG で議論を継続することとした。

コラム COP6

- (1) オーストラリアが ABS 国内法の法案を 2002 年内に議会に提出すると発表した。先進国として ABS を法制化する世界最初の例となる。
- (2) サイドイベントの一つとして、国連大学高等研究所(UNU-IAS、本部は日本)及び(財)地球環境戦略研究機関(IGES、東京)が「ボン・ガイドライン:政策立案者の道具箱」と題するワークショップを開催した。(財)バイオインダストリー協会(JBA)及び(独)製品評価技術基盤機構(NITE)の専門家も講演者として参加し、ABS 活動の成果を発表した。これを契機に、日本の ABS 関係者がサイドイベントを活用して積極的に国際発信することとなる³⁴。

³⁴ 炭田精造 玉手幸子 渡辺順子 蔡崎義康 (2007) 「シリーズ:JBA の 20 年 生物資源戦略の実行 -生物多様性条約の下でのあゆみー」、バイオサイエンスとインダストリー Vol. 65(12) pp32-37

第2章 ABSに関する国際的制度をめぐる議論

■ 持続可能な開発に関する世界サミット (World Summit on Sustainable Development、

WSSD、2002年8月26日～9月4日、ヨハネスブルク(南アフリカ))³⁵

2002年8月の世界サミット(WSSD)において、G77+中国とLMMC(17カ国³⁶)は、ボン・ガイドラインに法的拘束力がないことを理由に新たな制度の策定を求めた。南北間の論争の末、「国際的制度(IR)」の交渉を始めることが決定された。

WSSDは、リオ・サミット(1992)³⁷から10年目に当たる2002年に、1992年当時の計画の見直しや新たに生じた課題等について議論するために開催された会合である。WSSDは、各国の首脳レベルの会議であり、強い政治的意義を有するものであった。日本からは当時の小泉総理大臣をはじめ外務大臣、環境大臣ほかが参加した。WSSDにおいて、生物多様性の保全と利用も一つの重要な問題として討議に時間が割かれた。その中で、ABSに関する問題も議論されたが、その交渉は最後まで難航した。

LMMCやアフリカ諸国を中心とする開発途上国側は、COP6で策定されたボン・ガイドラインには法的拘束力がないのでABSのための措置として不十分であり、「法的拘束力を有する新たな国際的制度(legally-binding international regime)」の制定が必要であることを強く主張した。先進国側は「ボン・ガイドラインの効果を判断できない段階で、新たな国際的制度(IR)を構築することについて交渉する必要性には同意できない」として、結論は閣僚級会合まで上げられた。閣僚級会合において、深夜にわたる数次の交渉が重ねられ、最終的に、WSSDの実施計画パラグラフ44(o)「CBDの枠組みの中で、ボン・ガイドラインに留意しつつ、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を推進し保護するための国際的制度(IR)の交渉を始める」³⁸として決定された。

この合意により、ABSを確保するための措置としての「国際的制度」(International Regime)という言葉が国際的に公式に認知され、CBDの枠内で交渉されることが決定された。この意味でWSSDはABS分野における歴史的な出来事であった。

WSSD実施計画パラグラフ44(o)をめぐる議論のポイントは、法的拘束力のある国際的制度について交渉するのか、否か、という点であった。開発途上国は、Negotiate legally binding international regimeという表現を盛り込むことに最後まで固執したが、先進国側は、前述した理由によりこの表現を盛り込むことに反対した。結局、何らかの国際的制度の交渉をスタートさせることを最大の成果として取りまとめたい意向を有していた議長(南アフリカ外相)から、legally bindingという表現を削除するとの提案がなされ、合意に至ったのである。この経緯か

³⁵ 「1-1-2-1. ヨハネスブルグ・サミット報告」 平成14年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業報告書 pp32-42、平成15年3月、(財)バイオインダストリー協会

³⁶ ポリビア、コンゴ、マダガスカル、マレーシア、フィリピンが設立当初(12カ国)後に新しく加わった。

³⁷ 1992年6月、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロにおいて開催された国連環境開発会議(UNCED)、いわゆる「地球サミット」。

³⁸ “Negotiate within the framework of the Convention on Biological Diversity, bearing in mind the Bonn Guidelines, an international regime to promote and safeguard the fair and equitable sharing of benefits arising out of the utilization of genetic resources;”

(<http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N02/636/93/PDF/N0263693.pdf?OpenElement>) (2010年8月22日アクセス)

ら明らかな通り、そもそも国際的制度とはどのような性格のものなのか、またどのような課題をどのように解決するのかという共通認識は存在せず、議論の行方は混沌としたままであった。

特記すべきことは、WSSD の開催されていた 2002 年 9 月頃の日本の国内では、(財)バイオインダストリー協会 (JBA) が「JBA 日本語訳 ボン・ガイドライン」³⁹のチェックを終え、国内の普及活動をまさに開始しようとする段階にあった。

コラム 遺伝資源へのアクセスと利益配分のための能力構築方法に関するスコーピング会合⁴⁰

WSSD の 1 カ月後の 2002 年 10 月 7~9 日、国連専門機関による ABS 関連の標記国際会議⁴¹が開催され、(財)バイオインダストリー協会 (JBA) も参加した。その席上で、メキシコとペルーの中心的な ABS 専門家が「利用者側措置(ユーザー・メジャー)⁴²」についての考えを発表した。それによると、利用者側措置は自発的システムと法的拘束力を持つ措置に分けられ、各種の選択肢が挙げられている⁴³。COP6(2002 年 4 月)におけるボン・ガイドラインの審議の過程で、メキシコ、コロンビア、ペルーなどが行った「利用国政府の責任」についての主張を、この「利用者側措置」の内容と比較すると、開発途上国側の考え方を推察する上で参考になる。

■ 多年度作業計画会合 (MYPOW、2003 年 3 月 17~20 日、モントリオール(カナダ))⁴⁴

国際的制度 (IR) について 2003 年 3 月の中間会合 (MYPOW) で意見交換されたが、先進国と開発途上国間での基本的意見の違いは明確であった。

開発途上国は、法的な拘束力 (legally binding) のある国際的制度 (IR) の策定について、2003 年 12 月に開催される第 2 回 ABS-WG から交渉を開始すべきであると主張した。一方、先進国は、2004 年 3 月に開催される COP7 までは、ボン・ガイドラインの残された論点と実施のみを検討すべきであると主張した。結局、本会合では次の事項が合意された。

- ボン・ガイドラインの利用において得られた経験に関する情報を、事務局長に提出する。
- 締約国等は、ABS の国際的制度 (IR) のプロセス、性格、範囲、要素、態様に関する見解を、第 2 回 ABS-WG 会合の前に、事務局長に提出する。
- 締約国は、提出された見解を編纂することを事務局長に要請する。
- 締約国は、第 2 回 ABS-WG において、国際的制度 (IR) のプロセス、性格、範囲、要素、態様を検討し、COP7 に対して今後の進め方をアドバイスする。

³⁹ <http://www.mabs.jp/archives/bonn/index.html>

⁴⁰ 「1-1-2-2. 遺伝資源へのアクセスと利益配分のための能力構築方法に関するスコーピング会合」平成 14 年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業報告書、pp43-52、平成 15 年 3 月、(財)バイオインダストリー協会

⁴¹ クアラルンプール・マレーシアで開催された。参加国(18 カ国):日本、マレーシア、スペイン、ペルー、米国、コスタリカ、イタリア、タイ、メキシコ、インド、カザフスタン、インドネシア、エチオピア、フィリピン、ケニア、サモア、モーリシャス、カナダ。

⁴² Charles V. Barber, Sam Johnston, and Brendan Tobin, *User Measures -Options for Developing Measures in User Countries to Implement the Access and Benefit-sharing Provisions of the Convention on Biological Diversity* (UNU/IAS, 2003), p. 37 (http://www.ias.unu.edu/binaries/UNULAS_UserMeasuresReport.pdf) (2010 年 8 月 22 日アクセス)

⁴³ 安藤勝彦 炭田精造 (2003) 「遺伝資源利用に関する新たな国際規制案が浮上 新コンセプト『利用者側措置(ユーザー・メジャー)』とは?」、バイオサイエンスとインダストリー Vol. 61(4) pp55-56

⁴⁴ 平成 14 年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業の報告書

- COP7 で、本問題に関して今後の対応を検討する。

■ 第2回 ABS-WG (ABS-WG2、2003年12月1~5日、モントリオール(カナダ))^{45, 46}

国際的制度 (IR) 交渉に関する ABS-WG への委任事項 (Terms of reference、TOR) 草案の作成がこの会合の最重要課題であった。COP6 と WSSD の決定事項を踏まえ、国際的制度 (IR) の性格 (Nature) 、範囲(Scope)、諸要素 (Elements) 等をどのようなものとするかについて議論が行われた。法的な性格が最大の争点であり、「法的拘束力を持つ国際的制度 (IR) を策定すべきか、否か」の議論となつたが、開発途上国と先進国との間で何らの合意もできなかつた。その他の多くの論点についても合意できず、両論並記（合意できない箇所は留保を示すカギカッコを付す）のテキストしか作成できなかつた。そのテキストのまま、COP7 に提出されることになった。

以下に双方の主張のポイントを述べる。

開発途上国側の主張 : WSSD の決定に基づき、直ちに法的拘束力のある国際的制度 (IR) の交渉を開始すべきである（表 2 参照）。アフリカ諸国は、さらに、国際的制度 (IR) 実施の能力構築のための技術協力の必要性を強調した。

表 2 LMMC の見解(メキシコ政府作成)

- | |
|--|
| (1) 法的拘束力を持つ国際的制度 (IR) の採択を目的とする「政府間交渉委員会」の設置を COP7 において決定することを推奨する。 |
| (2) 法的拘束力を持つ国際的制度 (IR) は以下の点を含むべきである: |
| ① 提供国の国内法を利用国が遵守することを確保するための条項 |
| ② 遺伝資源及び関連する TK の法的出所証明の開発 |
| ③ モニタリング・遵守・執行のメカニズム |
| ④ 利用者側措置の更なる促進 |
| ⑤ 利益配分の条項(特に、金銭的及び非金銭的利益、技術移転を含む) |
| ⑥ 遺伝資源に関する TK に対する原住民・地域社会の権利の保護 |
| ⑦ CBD の枠内で国際的制度 (IR) を実施する手段 |
| ⑧ 能力構築の措置 |

先進国側の主張 : ボン・ガイドラインの実施を始めたばかりであるから、今は実施の推進に専念すべきである。法的拘束力のある国際的制度 (IR) は、過剰な規制により遺伝資源へのアクセスを阻害し、本来、生み出し得る利益すら生み出せなくする可能性も懸念される。まずは既存の制度では解決できない問題は何かについて整理を行い、真に必要な措置を検討すべきである。また、国際的制度 (IR) は法的拘束力の有無を限定しているわけではなく、ボン・ガイド

⁴⁵ 「2-1. 生物多様性条約第2回 Ad hoc アクセスと利益配分(ABS)作業部会会合」 平成15年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス事業)委託事業報告書 pp59-68、平成16年3月、(財)バイオインダストリー協会、

⁴⁶ 炭田精造 安藤勝彦 渡辺順子 (2004) 「遺伝資源アクセスと利益配分に関する国際規制は必要か? 生物多様性条約第2回 Ad hoc ABS 作業部会会合から」、バイオサイエンスとインダストリー Vol.62(3) pp59-60

ライン、TRIPS 協定、WIPO 等の既存の枠組みの効果的活用も含むものであり、WSSD の合意が、即、法的拘束力のある国際的制度（IR）の交渉の開始を意味するものではない。

日本は、以下の内容を骨子とする主張を行い、ノン・ペーパー⁴⁷を条約事務局に提出すると共に、会場ロビーで配布した。

「国際的制度（IR）がいかなるものになるとしても、現状把握と問題点の明確化により、遺伝資源の提供側と利用側の相互理解を深めることが重要であり、その上で効果的な解決のための議論が必要である。何らかの制度を構築する議論を行うとしても、その前提として、規制対象を特定することや、実施可能性、透明性、柔軟性のあるシステムとすること等が重要である」

日本の意見は国際的制度（IR）の実効性、実現可能性等を強調したもので、以後の交渉過程で他の先進国もしばしば使う表現となった。

また、国連大学高等研究所(UNU-IAS)主催のサイドイベントにおいて、(財)バイオインダストリー協会(JBA)からの参加者は、東京で両者が共催した ABS 国際シンポジウムの成果を発表した。

解説 何が問題なのか？

開発途上国は既存の制度ではバイオパイラー（生物資源に関する海賊行為）を防げないと主張する。バイオパイラーという言葉は定義されていないが、①CBD に違反する行為、②遺伝資源提供国の国内法に違反する行為、③原産国の遺伝資源や TK を用いて、原産国に無断で関連特許を出願する行為、等を含むと考えられる。

CBD 第 15 条第 1 項が確認しているように、各国は ABS に関する国内法を整備することが可能である。しかし、開発途上国側は、「提供国側が国内法を制定してもそれは国外では適用されないから、ひとたび遺伝資源が国外に持ち出されたなら、提供国はその遺伝資源の移動、情報公開、譲渡等について把握することができず、モニターする権利もない」と主張する。これに対して、先進国側は、「COP6 (2002 年 4 月)で採択されたボン・ガイドラインの普及をまず行うべきである。その経験を踏まえて、ボン・ガイドラインの効果を評価した後で、次のステップを検討するべきである。ボン・ガイドラインの普及の実施を始めて間もない今の段階(2003 年 12 月時点)で、法的拘束力を持つことを特定した国際的制度（IR）の検討に入るという提案は受け入れられない」と主張する。

■ CBD 第 7 回締約国会議 (COP7、2004 年 2 月 9~20 日、クアラルンプール(マレーシア))^{48, 49}

国際的制度（IR）の検討に関する ABS-WG への TOR が合意された。TOR に従い COP8 までに 2 回の ABS-WG 会合を開催することとなった。

COP7 決定のための文書の作成作業が行われたが、ABS-WG2 における議論の状況が劇的に変化することはなく、交渉は難航した。8 回のコンタクト・グループ会合の結果、「ABS-WG に対し、国際的制度（IR）の検討プロセス、性格、範囲、考慮すべき要素について具体的に検

⁴⁷ Position Paper on Access and Benefit Sharing (Japan), Nov. 14, 2003

⁴⁸ 「2-3. 生物多様性条約第 7 回締約国会議」平成 15 年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス事業)委託事業報告書 pp74-79、平成 16 年 3 月、(財)バイオインダストリー協会、

⁴⁹ 炭田精造 安藤勝彦 渡辺順子 (2004) 「遺伝資源アクセスと利益配分に関する新国際規制は継続審議へ 生物多様性条約第 7 回締約国会議(COP7)より」、バイオサイエンスとインダストリー Vol.62(6) pp49-50

討するマンデートを与える。COP8までに少なくとも ABS-WG 会合を 2 回開催する」ことを骨子とする COP7 決定によりやく合意した。

▶ 議論のポイント

国際的制度の性格：「国際的制度（IR）は一連の原則、規範、規則及び意思決定手続きを有する一つあるいは複数の文書から構成され、法的拘束力の要否についても検討すること」とされた。しかし、法的拘束力の是非は容易に結論が得らないとの認識が加盟国間で共有されたため、議論を先送りにすることで決着した。

派生物の取り扱い：「CBD 及びボン・ガイドラインのいずれの範囲においても、派生物は対象とされていない。その定義もない。したがって、国際的制度（IR）の範囲から派生物を外すべきである」とする先進国と、「派生物こそ利益を生む源泉である。派生物をはずせば利益配分の確保ができない」とする開発途上国との対立が続いた。数次にわたる会合の結果、派生物を国際的制度（IR）の範囲からは外すが、「遺伝資源、派生物、産物の商業化から生じる利益配分を確実にする措置」を国際的制度（IR）の「考慮するべき要素」の一つとして明記することで決着した。

この頃から、自発的な ABS 実施ツールの開発を目指す国々が現れた。スイス経済省は、ボン・ガイドラインを基礎とした「ABS 管理ツール」（実務的基準を目指す）を開発するプロジェクトを立ち上げた。ベルギー政府は、EU 委員会の資金助成による「微生物遺伝資源に関する ABS システム(MOSAICS)」の開発を目指すプロジェクトの開始を決めた。日本（経済産業省と（財）バイオインダストリー協会（JBA））は遺伝資源の利用者が心得るべき指針（開発途上国のいう「利用国措置」の一種に相当する）に特化した「遺伝資源へのアクセス手引」の作成を準備中であった。（財）バイオインダストリー協会（JBA）はスイス、ベルギーの各プロジェクトに参加し情報と経験を共有した。

■ 第3回 ABS-WG (ABS-WG3、2005年2月14~18日、バンコク(タイ))^{50, 51}

COP7 決定に基づき議論が行われたが、何らの合意もできず、両論並記（合意できない箇所は留保を示すカギカッコを付す）の議長テキストしか作成できなかった。

国際的制度（IR）の性格について、開発途上国側は「直ちに法的拘束力のある国際的制度（IR）の交渉を開始すべきである」と主張し、先進国は「既存の制度では解決できない問題の有無の分析（ギャップ分析）を行い、その結果を確認した上で真に必要な措置を検討すべきである」と主張した。また、派生物の扱いをめぐる従来の意見の対立が再燃した。その他、テキストの細部にわたって意見が対立し、深夜に及ぶ交渉を続けたが進展はなかった。各国は妥協案の作成を断念し、今後の交渉の選択肢という位置づけですべての考え方を議長テキストに載せるこ

⁵⁰ 「2-1. 生物多様性条約第3回 Ad hoc アクセスと利益配分(ABS)作業部会報告」 平成16年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス事業)委託事業報告書 pp63-66、(財)バイオインダストリー協会、平成17年3月

⁵¹ 炭田精造（2005）「生物多様性条約第3回 Ad hoc アクセスと利益配分(ABS)作業部会会合報告」、バイオサイエンスとインダストリー Vol.63(5) pp61-63

とで合意した。

知的財産権に関する原産国・出所の開示の問題についても、これまでの意見の対立が繰り返された。結局、「締約国は、遺伝資源と TK に関する特許出願時の原産国・出所の開示に関する国内の法的制度の取組を、CBD の求める事前の情報に基づく同意（PIC）や MAT の措置を支える一つの措置として導入することを考慮することが勧められる」との文言で落着させ、この問題の分析を続けることとした。

▶ 特記事項

開会声明の中で、UNEP 事務局代表が「TRIPS 協定は CBD が定めている ABS の条文をなし崩しにしている」と発言した。この発言に対して先進国が反発し、最終日の全体会合において、「TRIPS と CBD は整合性があり、何ら悪影響を及ぼしているものではない」ことを主張した。開発途上国側は UNEP の見解を支持し、TRIPS によって保護されている知的財産権が遺伝資源に係わる地域社会等の権利を著しく侵害していると主張した。結局、すべての見解が議事録に記載されることになった。

初日の一般声明では、EU が WIPO に対して提出した「原産国・出所の開示に関する提案」⁵²について言及した。日本は、ABS を促進させるための利用国側措置として、「遺伝資源へのアクセス手引」⁵³を作成したことを発表した。

(財) バイオインダストリー協会 (JBA) と国連大学高等研究所 (UNU-IAS) がサイドイベントを共催した。両者が東京で共催した ABS 国際シンポジウムの成果を報告すると共に、(独) 製品評価技術基盤機構 (NITE) の専門家が「NITE-インドネシア共同プロジェクト」を紹介した。このサイドイベントに各国政府代表、産業界、NGO 等から多数の参加があり会場は満席となった。

解説 特許関連の議論に関する新たな動き

開発途上国は、提供国から取得した遺伝資源に関する発明を特許出願する場合には、出願書に当該遺伝資源の出所を記載することを義務づけるというスキームの必要性をかねてから、CBD のみならず WIPO や TRIPS 協定等の国際フォーラムで主張してきた。特許情報は公開されるため、開発途上国にとって自国の資源がどのように使われているか、情報を追跡することができるという観点である。さらに、開発途上国は遺伝資源関連の特許出願の際には、当該資源の提供国の同意を得て利用したことを証する文書を添付することを法的に義務づけることを内容とするスキームも提案している。

このような動きは、COP4 の頃から開発途上国の主張として存在していたが、2004 年 12 月に、EU が WIPO に対し本件に関する提案をしたことにより新たな局面を迎えた。EU 提案の骨子は以下のとおりである。

- ① 遺伝資源を利用した発明の特許出願の際、出所の開示を法的に義務化する。

⁵² EU は 2004 年 12 月、WIPO に対して特許出願書類中に遺伝資源及び関連する TK の出所の記載を義務化することについての提案をした。「Proposal of the European Community and its Member States to WIPO (Received 16.12.04) Disclosure of origin or source of genetic resources and associated traditional knowledge in patent applications」(http://www.wipo.int/tk/en/genetic/proposals/european_community.pdf) (2010 年 8 月 22 日アクセス)

⁵³ 「遺伝資源へのアクセス手引」(<http://www.mabs.jp/archives/tebiki/index.html>) (2010 年 12 月 27 日アクセス)

- ② 開示の対象は当該発明に直接使用(directly based on)した遺伝資源に限定する。
- ③ 発明に直接使用した遺伝資源の出所開示ができなかつたり拒否したりする場合には、特許の手続きを進めない。出所が不明の場合にはその旨を宣言すればその限りではない。
- ④ 虚偽の出所開示をした場合には、特許法とは別に罰則を設ける。特許の効力には影響を及ぼさない。

■ 第4回 ABS-WG (ABS-WG4、2006年1月30日～2月3日、グラナダ(スペイン))⁵⁴

国際的制度（IR）の議論が継続されたが、議論の推移は、前回のバンコク会合（ABS-WG3）での対立状況を再現したものであった。前回会合の結果はまったく生かされることなく、同じ議論が繰り返された。唯一とも言える進展は、国際認証に関する技術専門家グループの設置に関する議論であった。先進国は、国際認証に関する実用性、費用対効果の検証が必要であるため更に情報収集をするべきであり、また、これは特許出願手続とは切り離して検討するべきであると主張した。開発途上国側は、国際認証は違法なアクセスに対して法的手段を講じることが可能となるように法的拘束力を付与したシステムとするべきである、と主張した。両者間の主張の差は極めて大きかったが、「技術専門家グループを設置し、CBD第15条及び第8条(j)項の目的を達成するため、態様、目的、実用性、実施可能性、コストなどを考慮した国際認証システム案を作成すること」を COP8 に提言することとなった。この合意が ABS-WG4 の唯一の具体的な成果であったといえる。

その他、COP8 に対して以下を提言することになった。

- ① 国際的制度（IR）に関する議論の結果（内容のほとんどすべての項目に留保を示す括弧がついた議長テキスト）を附属書として提出する。
- ② COP8 後に、ABS-WG 会合を再度招集し国際的制度（IR）の議論を継続する。
- ③ 事務局長にギャップ分析を完成させるよう要請する。

コラム ABS-WG4

日本は、会合初日の一般声明の中で、ABS を促進させるための効果的な手段として、経済産業省と(財)バイオインダストリー協会(JBA)が作成した「遺伝資源へのアクセス手引」による ABS の普及の取組、開発途上国的能力構築に向けた JICA-JBA の研修活動、(独)製品評価技術基盤機構(NITE)の海外との二国間研究協力の例などを紹介した。政府ブースから、上の取組に関するペーパーのほか、英語版「遺伝資源へのアクセス手引」を配布した。また、国連機関ブースから、JBA・国連大学高等研究所(UNU-IAS)合同シンポジウム(2005年10月開催)及び UNU-IAS・JBA 共催横浜ラウンドテーブル(2005年3月開催)の Proceedings を配布した。

⁵⁴ 「2-1. 生物多様性条約第4回 Ad hoc アクセスと利益配分(ABS)作業部会報告」 平成17年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス事業)委託事業報告書 pp42-49、(財)バイオインダストリー協会、平成18年3月

■ CBD 第 8 回締約国会議 (COP8、2006 年 3 月 20~31 日、クリチバ(ブラジル))⁵⁵

国際的制度 (IR) の検討作業をいつ迄に完了させるかの期限について議論され、最終的に、「COP7 決定 (VII/19D) の TOR に従って国際的制度 (IR) の交渉を継続し、COP10 までのできる限り早い時期に ABS-WG の作業を完了させる」ことで合意に至った。これは国際的制度 (IR) 交渉における一つの区切りをつけるという意味で特記されるべきことである。第 9 回締約国会議 (COP9) までの二年間に二回の ABS-WG を開催することで合意した。

また、遺伝資源の原産地/出所/法的由来の国際的に認知された証明書 (国際認証システム) の問題を検討するために、技術専門家会合 (TEG) を設置することについて合意が得られた⁵⁶。

■ 第 5 回 ABS-WG (ABS-WG5、2007 年 10 月 8~12 日、モントリオール(カナダ))⁵⁷

本作業部会会合と次回会合 (ABS-WG6) を 1 つの連続した会合とみなして、作業の配分を行うことが会合冒頭で決められた。会合の主な目的は、国際的制度の要素である、①利益の公正・衡平な配分、②遺伝資源へのアクセス、③遵守 (a.遵守を支援するための措置、b.原産地・出所・法的由来に関する国際的に認知された証明書 (国際認証)、c.モニタリング、執行、紛争解決)、④TK、⑤能力構築、について検討することであった。

本会合で、EU が国際的制度 (IR) の具体的な内容に踏み込んだ新たな提案をした。すなわち、
① ABS 国内法に関する「最小限の国際要件」を設定する、
② 提供国の国内法が最小限の国際要件を満たす場合は、この国内法に違反した利用者に対して、利用国は不正取得を防止するための国内措置を検討する、
③ 利益配分のための標準的な選択肢を開発する、
④ 分野別の標準的な素材移転契約 (MTA) を開発する。

①はアクセス手続きの適正化につながり、②は「最小限の国際要件」が基礎になって、国内遵守措置を利用国が受け入れ得る法的な素地をつくり、③と④は利益配分の現実的な実施を円滑化する、等の利点が期待されるコンセプトと思われた。他方、その解釈次第では過剰規制となる懸念があり更なる文言の検討を要するが、これまでの国際交渉の膠着状況から抜け出し、提供側と利用側の双方がこのコンセプトの原則さえ受け入れれば、新しい交渉段階に進み得るという展望を与える提案であった。

しかし、開発途上国は EU 提案に応じる姿勢を示さなかった。この提案に対して、①利益配分の最小条件 (または基準)、及び②能力構築と技術移転の最小要件、を主張し対抗した。

⁵⁵ 「2-2. 生物多様性条約第 8 回締約国会議—遺伝資源へのアクセスと利益配分—」 平成 18 年度環境対応技術開発等 (生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス事業) 委託事業報告書 pp42-49、(財)バイオインダストリー協会、平成 19 年 3 月

⁵⁶ この国際認証システムに関する TEG は、2007 年 1 月 22~25 日にペルーのリマにて開催された。会合報告は、下記報告書を参照。

「平成 18 年度 環境対応技術開発等 (生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業) 委託事業報告書」、pp89-104、平成 19 年 3 月、(財)バイオインダストリー協会 (http://www.mabs.jp/archives/reports/index_h18.html) (2010 年 8 月 25 日アクセス)

⁵⁷ 「1-2. 生物多様性条約第 5 回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会」 平成 19 年度環境対応技術開発等 (生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス事業) 委託事業報告書 pp5-25、(財)バイオインダストリー協会、平成 20 年 3 月

各国による議論の後、共同議長から 2 つの文書（a、b）が提出された。（a）は、各国による議論に基づき、ある程度議論の収束が図れた事項、及び収束が図れていない事項を列挙したものである。（b）は、本会合では何ら議論されなかつたにもかかわらず、あたかも議論された体裁に作成された文書であり、開発途上国側の意見の方を多く反映していた。これら文書をめぐり各国の議論が紛糾した結果、これら文書は資料文書（Information Document）という位置づけとし、次回会合（ABS-WG6）の参考⁵⁸に供するが、今後の交渉のベースとして用いないこととなった。

日本は、本会合において 2 つの文書⁵⁹を CBD 事務局に提出し、また、3 つの文書⁶⁰を会議場外で配布し好評を得た。

■ 第 6 回 ABS-WG (ABS-WG6、2008 年 1 月 19~25 日、ジュネーブ(スイス))⁶¹

会合に先だち、共同議長は非公式協議を開催し次の 2 点を説明し了解を得た。

- ① ABS-WG6 では国際的制度の「性質、範囲、目的、主要な構成要素」を議論する。特に、国際的制度の「目的、主要な構成要素」に関しては、コンタクト・グループを設置する。
- ② 本作業部会による、COP9 から COP10 前までの作業計画に関する草案を作成する。

➤ 国際的制度 (IR) の性質

共同議長が国際的制度 (IR) の性質として、法的拘束力を持たせる、自発（任意）的なものとする、又は、両者の組み合わせとする、という三つの選択肢案を提示したが、意見を集約できる状況にはならなかった⁶²。結局、各国から提案されたすべての選択肢と議長案を並記し、「こ

⁵⁸ UNEP/CBD/WG-ABS/6/INF/1 (November 26, 2007) *Co-Chairs' Reflections on Progress Made by the Working Group on Access and Benefit-Sharing at its Fifth Meeting* (<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-06/information/abswg-06-inf-01-en.pdf>) (2010 年 8 月 22 日アクセス)

UNEP/CBD/WG-ABS/6/INF/2 (November 26, 2007) *Co-Chairs on Proposals Made at the Fifth Meeting of the Working Group on Access and Benefit-Sharing* (<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-06/information/abswg-06-inf-02-en.pdf>) (2010 年 8 月 22 日アクセス)

⁵⁹ ① UNEP/CBD/WG-ABS/5/INF/2/Add.2 (October 5, 2007) *Implementation of the CBD and the Bonn Guidelines in Japan* (<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-05/information/abswg-05-inf-02-add2-en.pdf>) (2010 年 8 月 22 日アクセス)

② UNEP/CBD/WG-ABS/5/INF/4/Add.1 (October 3, 2007) *Discussion Paper submitted by Japan on an internationally recognized certificate of origin/source/legal provenance* (<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-05/information/abswg-05-inf-04-add1-en.pdf>) (2010 年 8 月 22 日アクセス)

⁶⁰ ① UNU-IAS & JBA (2007) *Collaborative Work on ABS Cases Studies in Progress*
② METI and JBA (2006) *Guidelines on Access to Genetic Resources For Users in Japan*
③ Mikihiko WATANABE, Yuki NANJO and Riichiro OKAWA (2007) *Issues to be addressed in Discussions on a Certificate – Verifying Effectiveness, Discussion Paper*

⁶¹ 「1-3. 生物多様性条約第 6 回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会」平成 19 年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス事業)委託事業報告書 pp26-37、(財)バイオインダストリー協会、平成 20 年 3 月

⁶² アフリカグループと LMMC は利用国と提供国の双方に強制力を持つ、單一で法的拘束力のある枠組みであるべきと主張した。遺伝資源の利用に基づく利益配分を実現し、不正使用 (misappropriation) をなくすためには、任意の措置では不十分で、法的拘束力のある措置が必要である。これにより、契約における弱者の保護、国際的な安定性と予見性が担保されることになる。また、利益配分メカニズム(技術移転、情報共有、能力構築等の非金銭的利益配分を含む)を効率的に実施するためにも、法的拘束力のある制度が必要である。ブラジル、エチオピア等が同様の趣旨の発言を行った。ノルウェーは、いくつかの要素は法的拘束力を持つべきとし、CBD 下での議定書の作成を提案した。EU 提案は、いくつかの措置は法的拘束力を有し、いくつかは任意とするとしたが、性質を議論する前に国際的制度 (IR) の実質的な議論が必要である、とした。カナダ、ニュージーランド、オーストラリアも同様の主張を行った。スイスは、国際的制度 (IR) は他の既存国際制度と調和した

これらは議論、交渉、あるいは合意のなされたものではない」という但し書きを付記し COP9 に送ることとした。

➤ 国際的制度（IR）の範囲

共同議長案が提示され各国が意見交換を行った。「派生物を範囲に含めるか」、「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGR）等の既存の国際条約との関係をどうするか」、「定義が必要か」等について各国の意見に大きな隔たりがあった⁶³。時間の制約から、詳細な議論を避け、「これらは議論、交渉、あるいは合意のなされたものではない」と付記した上で、共同議長案と各国の提案⁶⁴を並記し COP9 へ送ることとした。

国際的制度（IR）の「目的と主要な構成要素」に関するコンタクト・グループを開催し、これに特化した議論を行った。

➤ 国際的制度（IR）の目的⁶⁵

枠組みとして検討されるべきとした。日本は、利益配分を実現するためには、遺伝資源へのアクセスを促進すべきであり、ボン・ガイドラインに基づく資源各国の国内法の整備、各国法に基づく契約、及び国際私法で対応可能とした。

⁶³ EU、カナダ、オーストラリアは COP7 決定 19D の TOR (terms of reference) に範囲が記載されており、これは CBD 発効以前の遺伝資源には遡及せず、派生物は含まず、他の条約に抵触しないものであるとした。スイスは、CBD における遺伝資源の定義の解釈に合意することが必要で、他の国際機関で実施中の作業を侵害してはならないとした。LMMC は、派生物が除外されると国際的制度（IR）の意義が弱まるとした。アフリカグループは、生物資源、遺伝資源、TK、派生物をすべて範囲に含めるべきとし、ITPGR で規定される植物遺伝資源も食料・農業用の目的のみを除外すべきとした。コロンビアやペルーは国際的制度（IR）と ITPGR の補完性を主張した。中国も、ヒトを除くすべての遺伝資源、TK、派生物を範囲とするが、派生物の明確な定義が必要との発言を行った。

⁶⁴ オプション 1：すべての生物資源、遺伝資源、派生物、製品、及び関連する TK に関して、CBD 発効以前・以降にかかるわらず、これらの商業的及びその他の利用により生じた利益を対象とするが、ITPGR にリスト化されるものは条約の目的内であれば除外する。

オプション 2：他の国際義務を条件とし、CBD に包含されるすべての遺伝資源と関連する TK、工夫及び慣行とし、ヒト遺伝資源、主権の及ばない遺伝資源は除外する。

オプション 3：CBD の関連する条項に従い、遺伝資源へのアクセスと利益の公正かつ衡平な配分を対象とし、CBD 発効以前に入手した遺伝資源、ヒト遺伝資源を除外し、他の機関・条約には特に配慮する。

オプション 4：ヒト遺伝資源を除くすべてのタイプの遺伝資源及び派生物、遺伝資源及び派生物に関連した TK を対象とするが、IPTGR の利益配分条項を除外しない。

オプション 5：CBD に包含されるすべての遺伝資源、関連する TK、工夫及び慣行と、これらの商業的利用及びその他の利用から生じる利益をカバーし、ヒト遺伝資源を除く。

オプション 6：すべての遺伝資源、派生物、及び派生物を与える関連する TK は CBD の適用範囲内とすべき。

オプション 7：国内法・国際法、その他国際義務に従って、環境上適正に利用するための遺伝資源・関連する TK へのアクセス及び複数の国での利用を円滑にするための条件、遺伝資源と関連する TK の利用から生じる金銭的・非金銭的利益の公正かつ衡平な配分に適用される；ITPGR を侵害せず、WIPO 及び CGRFA (Commission on Genetic Resources for Food and Agriculture、食料農業遺伝資源委員会) の作業を考慮すべき；ヒト遺伝資源、CBD 批准以前に取得されてから生息域外で育成された遺伝素材、既に原産国によって自由な利用に供されている遺伝素材、は除外する；国際的制度（IR）の適用範囲を定めるために、「遺伝資源の利用」という用語を明確にする必要がある。

⁶⁵ 共同議長が提示した案（「特に遺伝資源へのアクセスを促進し、その利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、CBD の 15 条及び 8 条(j) 項並びに条約の 3 つの目的を効果的に実施する」）に基づき、コンタクト・グループでの議論が開始された。共同議長の提示案に対し先進国は支持を表明した。しかし、LMMC とラテンアメリカ・カリブ海グループ（GRULAC）は、「不正使用を防止し、資源提供国の国内法や規則に対する利用国における遵守を保証することにより、遺伝資源、派生物、関連する TK の利用から生じる金銭的・非金銭的利益の効果的、公正かつ衡平な配分を確保することを目的とすべき」と主張した。アフリカグループは、「特に遺伝資源と関連する TK、派生物、製品への透明性あるアクセスを規制し、それらの利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分のための条件及び措置を確保することにより、CBD の 15 条、8 条(j) 項、1 条、16 条、及び 19.2 条、並びに条約の 3 つの目的を効果的に実施するとともに、不正使用を防止する」と提案した。IIFB (International Indigenous Forum on Biodiversity) は、原住民と地域社会の権利を考慮することを追加するように提案した。

国際的制度（IR）の目的として、開発途上国側は利益配分の促進、不正使用の防止、CBD遵守の確保を挙げた。先進国側は、COP7 決定 VII/19D の TOR に従い、CBD の第 15 条及び第 8 条(j)項の実施、条約の三つの目的の支援を主張した。共同議長が議長草案を提示したが、議論が収束せず、最終的にこれらすべての提案を取り込んだ留保（括弧）つきのテキストとして、COP9 へ提案することになった。

► 国際的制度（IR）の主要な構成要素の小項目の分類

この会合では主要な構成要素の議論に最も多くの時間がかけられた。コンタクト・グループを開催し、①公正で衡平な利益配分、②遺伝資源へのアクセス、③遵守、④遺伝資源に関連した TK、⑤能力、の各項目の下のそれぞれ小項目について、「加盟国で当面の検討対象として合意できるもの（ブリック）」と「それ以外のもの（プレット）」への分類作業を目指した。この分類は項目の重要度の差異を表わすものでないが、作業の膠着状態から抜け出すための素地をつくり、その後の交渉作業を前進させようという一つの工夫であった。これは国際的制度（IR）の構成要素の内容の方向性に直接かかわる議論ではないため、議論の過度な紛糾は抑えられ分類作業は進捗した⁶⁶。

⁶⁶ 公正かつ衡平な利益配分：ブリックとして、「アクセスと利益配分のリンク」、「MAT に基づき配分されるべき利益」、「金銭的及び／または非金錢的利益」、「技術へのアクセスと移転」、「MAT に基づく研究開発成果の共有」、「研究活動への効果的な参画及び／または研究活動における共同開発」、「交渉における対等性を促進するためのメカニズム」、「意識啓発」、「MAT 策定への原住民・地域社会の参画・関与及び TK 保有者との利益配分を確保するための措置」が残った。また、プレットとして、「国際的な最低限の条件・基準の開発」、「利用ごとの利益配分」、「生物多様性の保全と持続可能な利用及び社会経済的発展のために向けられる利益」、「原産地が明確でないか、複数の国にまたがる場合の多国間利益配分」、「複数の国がかかわる場合に対応する信託基金の設立」、「MTA に含まれることが見込まれるモデル条項及び標準的な利益のメニューの開発」、「ボン・ガイドラインの更なる活用」が挙げられた。

遺伝資源へのアクセス：ブリックとして、「締約国にアクセスを決定する主権的権利と権限があることの認識」、「アクセスと利益の公正かつ衡平な配分とのリンク」、「アクセス規則の法的確実性、明確性及び透明性」が残った。また、プレットとして、「アクセスに関する規則の無差別適用」、「国の管轄を超えて遵守を支援するための国際アクセス基準（国内アクセス法の調和を必要としないもの）」、「国際的に開発されたモデル国内法」、「管理及び取引コストの最小化」、「非商業目的研究に対する簡素なアクセス規則」が挙げられた。

遵守：ブリックとして、「意識啓発活動」、「情報交換のための仕組み」と「国内の権限ある当局によって発行された国際的に認知された証明書」、及び「遵守を執行するためのツールの開発」が合意された。また、プレットとして、「遵守を奨励するためのツールの開発」、「遵守をモニターするためのツールの開発」、「遵守を執行するためのツールの開発」、「保護に関する慣習法及び地域の制度の遵守を確保するための措置」が挙げられた。

伝統的知識（TK）：ブリックとして、「CBD8 条(j)項に基づいて TK の利用から生じる利益を TK の保有者と公正かつ衡平に配分することを確保するための措置」、「TK へのアクセスが共同体の手続きに従って行われることを確保するための措置」、「利益配分の取り決めの中で TK の利用に対応するための措置」、「ABS に関連した研究における TK の尊重を確保するためのベストプラクティスの特定」、「MTA のモデル条項の開発における TK の組み入れ」、「共同体の手続きに従ってアクセスを許可する個人又は当局の特定」、「TK の保有者の承認を得たアクセス」、「不正な手段又は強要による TK へのアクセスの禁止」が挙げられた。また、プレットとして、「TK にアクセスが行われる際の TK の保有者（原住民の社会及び地域社会を含む）による PIC、及び当該保有者との MAT」、「締約国が国内法及び政策を策定することを支援するための国際的に開発されたガイドライン」、「関連する TK の有無及び TK の保有者について、国際的に認知された証明書が作成されたことの宣言」、「TK から生じる利益の共同体における配分」が挙げられた。

能力構築：ブリックとして、「国内法制度の開発、契約交渉等の交渉への参加、情報通信技術、評価方法の開発と利用、生物探索・関連研究・分類学研究、遵守のモニタリングと執行、持続可能な開発のためのアクセスと利益配分の使用など、関係するすべてのレベルにおける能力構築のための措置」、「能力構築の最小要件のためのガイドラインとして使用される国内の能力自己評価」、「技術移転及び技術協力のための措置」、「原住民の社会及び地域社会の能力構築のための特別な措置」が挙げられた。また、プレットとして「財政メカニズムの設立」が挙げられた。

➤ COP9 から COP10 前までの作業計画草案

次回作業部会(COP10 前)の議論のベースとして、どの文書を用いるかに関して対立があった。先進国は COP7 決定 VII/19D の TOR を提案し、開発途上国は COP8 決定 4A を主張したが、結局、これらは並記された。作業スケジュールとしては、COP9 と COP10 の間に 2 回 (ABS-WG7、ABS-WG8) の作業部会を開催する草案として COP9 へ送られることとなった。これらの結果は、ABS-WG6 の報告書⁶⁷の付属文書として COP9 へ送られた。

今回の会合では、議論の膠着状況から、少しではあるが変化が見られた。国際的制度の構成要素についての議論で検討の優先順位が整理され、不十分ではあるが今後の議論の手順について道筋をつけた。しかし、「先進国と開発途上国との間での主張の隔たり」は依然として大きく、EU の新しいコンセプトの提案も開発途上国側は受け入れを拒否し、実質的な交渉の進展はなかった。議論を先送りしたまま、COP9 以降の手続き上の道筋をつけることで作業の進捗を図ったというのが、本会合の結果である。

コラム ABS-WG6

サイドイベントとして、(財)バイオインダストリー協会 (JBA) は「認証の議論における優先項目—実際性、実現可能性と意思決定プロセス」と題するワークショップを開催した。また、JBA と(独)製品評価技術基盤機構(NITE)の ABS 活動、経済産業省・JBA による英語版「遺伝資源へのアクセス手引」、「認証に関する議論(Discussion Paper: Issues to be Addressed in Discussions on a Certificate - Verifying Effectiveness)」等の資料を配布し、地道な活動を継続した。

■ CBD 第 9 回締約国会議 (COP9、2008 年 5 月 19~30 日、ボン(ドイツ))⁶⁸

次期締約国会議 (COP10) は、2010 年 10 月に愛知県名古屋市において開催されることが公式に決まった。COP10 では「ABS に関する国際的制度 (IR) の検討」が 2 大テーマの一つとなる予定であり、日本の CBD 歴史上では画期的な出来事となる。日本は、経済産業省と(財)バイオインダストリー協会 (JBA) が中心となり、企業や研究者などの遺伝資源利用者を対象に、他の先進国に先駆けて、利用者側措置としての「遺伝資源へのアクセス手引」を開発し着実に実施するなど、多くの ABS 関連活動を地道に推進してきた。また、その成果を国連大学高等研究所 (UNU-IAS) などと協力し、国際的発信にも努めてきた。これらが ABS の分野における日本の国際的評価に寄与したと思われる。

ABS は COP9 の重要議題として位置づけられていたが、COP9 への準備作業に当たった ABS-WG6 の検討結果が示すように、国際的制度 (IR) の内容の交渉に入ることは現実的に無

⁶⁷ UNEP/CBD/COP/9/6 (January 31, 2008) *Report of the Ad Hoc Open-Ended Working Group on Access and Benefit Sharing on the Work of Its Sixth Meeting*
(<http://www.cbd.int/doc/meetings/cop/cop-09/official/cop-09-06-en.pdf>) (2010 年 8 月 22 日アクセス)

⁶⁸ 「1-3. 生物多様性条約第 9 回締約国会議—遺伝資源へのアクセスと利益分配—」平成 20 年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス事業)委託事業報告書 pp11-20、(財)バイオインダストリー協会、平成 21 年 3 月

理であった。残された選択肢は、「COP10 までのできる限り早い時期に ABS 作業部会の作業を完了させる」というマンデート(COP8 決定)を実行するための作業行程を作成する議論に専念することであった。

➤ COP10 に向けた作業行程

COP10 の 6 カ月前までに ABS-WG を三回と、ABS-WG8 までに技術専門家会合(TEG)を三回開催するという最終案が作成され、議論が行われた。1 年 6 カ月の期間内に ABS-WG と TEG を合わせて計六回の会合を開催することは、加盟国と条約事務局にとって前代未聞のハード・スケジュールである。また、経費の実質的な支出者である主要先進国側にとっては大きな財政的負担となる。長い議論の末、開催時期、場所、検討事項も含めて、COP9 として下記のとおり合意された⁶⁹。

会合	年月	開催地	検討事項
ABS-WG7	2009 年 4 月	パリ(フランス)	目的、範囲、遵守、公正・衡平な利益配分、アクセス
ABS-WG8	2009 年 11 月	モントリオール (カナダ)	(法的)性格、遺伝資源に関する伝統的知識、能力、遵守、公正・衡平な利益配分、アクセス
ABS-WG9	2010 年 3 月	カリ(コロンビア)	WG7 と WG8 の会合結果の統合
第 1 回 TEG	2008 年 12 月	ウイントフック (ナミビア)	コンセプト、用語、作業上の定義、分野別アプローチ
第 2 回 TEG	2009 年 1 月	東京(日本)	遵守
第 3 回 TEG	2009 年 6 月	ハイデラバード (インド)	遺伝資源に関する伝統的知識

日本は、遵守に関する TEG の東京での開催、また ABS-WG 開催への 5 万ドル拠出を表明するなど、COP10 招聘国として作業工程の作成に積極的に貢献した。

■ 第 7 回 ABS-WG (ABS-WG7、2009 年 4 月 2~8 日、パリ(フランス))⁷⁰

加盟国の提案した条項案に基づき、事務局が、これらの文言自体には触れることなく項目別に分類、整理した文書(編纂文書)を作成した。作業部会での議論は、この編纂文書(「目的」、「適用範囲」、「利益配分」、「アクセス」、「遵守」の五項目からなる)をベースにして行われた。

共同議長の提案により、三段階のアプローチ(①各項目に関して、この会合での追加分を含めすべての条項案をテキストに盛り込む、②出来たテキスト案に関する意見表明、③テキスト案の交渉)をとることになった。

特記すべきことは、EU は、既に ABS-WG5 及び 6 で表明していたように、国際アクセス基準の設置に加盟国が合意するのであれば、遺伝資源提供国の国内法がこの基準に適合する範囲内において、その国内法を遵守しない利用者に対して、利用国として国内措置(法的に拘束力を持つ措置を除外しない)の設置を検討する用意があると表明した。これは、「アクセス」と「遵守」をリンクさせて議論することを意味した。

⁶⁹ UNEP/CBD/COP/DEC/IX/12 (October 9, 2008) COP9 Decision IX/12 Access and benefit-sharing Access and benefit-sharing, (<http://www.cbd.int/decisions/cop9/?m=COP-09&id=11655&lg=0>) (2010 年 8 月 22 日アクセス)

⁷⁰ 「1-2. 生物多様性条約第 7 回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会」平成 21 年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス事業)委託事業報告書 pp5-22、(財)バイオインダストリー協会、平成 22 年 3 月

LMMC に代表される開発途上国側は、遺伝資源へのアクセスに関する権限は条約の認めた主権的権利であるとして、EU 提案に反対した。「遵守」に関するコンタクト・グループの議論で、「アクセス」と「遵守」をリンクさせたくない LMMC が EU に反発し、作業を中断せざるを得ない状態になった。

コンタクト・グループ議長は收拾策を模索するため日本を含む少人数の会合を開き協議した結果、「ブリック」と「ブレット」という項目の区分をなくすことで（これにより、国際的制度（IR）の当面の検討範囲を広くとれる点で開発途上国側は歓迎し、手続き上は「アクセス」と「遵守」をリンクさせて議論することが可能になる点を、EU や日本等の先進国は歓迎した）、作業の再開が合意された。以降は、各国の主張を括弧付きでほぼ機械的に挿入するという作業が淡々と進行した。

こうして、各国のすべての主張を反映させたテキスト（オペレーションナル・テキスト）が作成された⁷¹。これは 2,000 以上の括弧が付いたものであった。このことは、この時点に至っても、各国の意見に大きな隔たりがあり、それを集約することは容易なことではないことを示すものであった。共同議長は「アクセス」、「利益配分」、「遵守」に関して追加の条項案の提案があれば、次回会合の開催 2 ヶ月前までさらに受け付けると表明した。

■ 第 8 回 ABS-WG (ABS-WG8、2009 年 11 月 9~15 日、モントリオール(カナダ))⁷²

会合前日の非公式協議の中で、共同議長は「法的性格」に対する加盟国の考え方を共有するために会合初日に議論を行い、加盟国の「共通の理解」を報告書に記載したいと表明し、了解された。

ABS-WG8 が開始され、「(法的) 性格」、「TK」、「能力」が議論された。「利益配分」、「アクセス」、「遵守」について、加盟国からの追加提案も議論された。

国際的制度の「(法的) 性格」について「法的拘束力を持つ」、「法的拘束力を持たない」、「両者の組み合わせ(一部に法的拘束力を持つ)」という 3 つの選択肢があるが、議論をするのでなく、各国の考え方を聞きたいとし、各国からの発言があった。しかし、それらの発言は従来のものとほとんど差はなかった。一点だけ違う点は、本会合の最終日の時点では、テキスト案は各国のすべての主張を並記したものであり、「奨励義務」という緩やかな拘束力しか課さない条項も含まれていたことである。そのため、先進国側からは「法的性格は各規定の内容を議論した後で決めるべき」とする一方で、「法的拘束力を持つ制度に無条件で反対する」という意見は出なかった。

その後、共同議長は非公式な意見の交換を進め、会合最終日になって、「(前略) 本作業部会は（中略）国際的制度の交渉は CBD 下の議定書草案を最終化することを目指す、という支配的な共通理解を共有している（後略）」という議長所見を口頭で読み上げた⁷³。これにより、国

⁷¹ UNEP/CBD/WG-ABS/7/8 (May 5, 2009) *Report of the Seventh Meeting of the Ad Hoc Open-Ended Working Group on Access and Benefit-Sharing, Annex* (<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-07/official/abswg-07-08-en.doc>) (2010 年 8 月 22 日アクセス)

⁷² 「1-3. 生物多様性条約第 8 回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会」平成 21 年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス事業)委託事業報告書 pp23-33、(財)バイオインダストリー協会、平成 22 年 3 月

⁷³ “Having reflected upon statements made in plenary on this item and having discussed the matter with all

際的制度の「(法的)性格」についての議論は締めくくられた。

この結果、国際的制度の各項目（目的、適用範囲、性格、主要な構成要素（利益配分、アクセス、遵守、TK、能力）について加盟国すべての意見が網羅され、約3,800の括弧がついた全61頁の文書⁷⁴が出来上がった。本会合の報告書に附属書Iとして添付されたため、「モントリオール附属書」と呼ばれる。この会合以降は、国際的制度の各項目についての追加提案を原則として受け付けないこととなった。ただし、国際的制度の前文、定義等の上記各項目に当てはまらない事項については、加盟国に対して意見の提出が要請された。

ABS-WG9（2010年3月、カリ・コロンビア）では、モントリオール附属書をベースとして、各項目を統合した(consolidate)テキストを作成するために、COP10前の最後の交渉が行われることになる。

➤ ABS-WG8とABS-WG9の間の会期間会合について

モントリオール附属書のページ数と括弧の数から判断して、ABS-WG9（会期は7日しかない）で統合文書案を作成するのは物理的に困難であろうことは明らかであった。共同議長は、この状況の下で有志の加盟国から財政的支援が得られることを前提に、ABS-WG9までの期間に、共同議長が主宰する二つの非公式な会期間協議の場、すなわち「議長フレンズ会合」⁷⁵及び、「共同議長による地域間非公式協議（Co-Chairs Informal Interregional Consultations）」⁷⁶を開催することを提案し、各国は了解した。

■ 第9回ABS-WG（ABS-WG9、2010年3月22～28日、カリ（コロンビア））

2010年3月19日、議定書草案（議長テキスト初版）が各国のABS-WG関係者に対し条約事務局からインターネットで配信された。日本代表団の分隊は、3月19日にカリのホテル到着直後に、このことを知った。関係者は急遽、その夜のうちに精力的に内容の検討を行った。他の代表団も同様の状況であったに違いない。翌3月20日に、共同議長との非公式協議が開催され、各国は「議長テキストをカリ会合の議論のベースにしたい」との説明を共同議長から受けた。これに反対を唱える国は一国もなかった。錯綜した内容のモントリオール附属書とそれまでの紛糾した過程を熟知しているABS関係者にとっては、時間的な制限を考えると、この

regions and a range of representatives from indigenous peoples and local communities and stakeholders, the Co-chairs stated that the Working Group (WG) shares the preponderant understanding, that for the purposes of completing its mandate and subject to the agreement that the Regime would include, inter alia, one or more legally binding provisions, negotiations of the International Regime aim at finalizing a draft protocol under the CBD. The WG confirmed that this understanding is without prejudice to a decision at the 10th COP on the adoption of such a protocol.”（聴取者の筆記による記録）

⁷⁴ UNEP/CBD/WG-ABS/8/8 (November 20, 2009) *Report of the Eighth Meeting of the Ad Hoc Open-Ended Working Group on Access and Benefit-Sharing, Annex* (<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-08/official/abswg-08-08-en.pdf>) (2010年8月22日アクセス)

⁷⁵ 構成メンバーは、①共同議長が選出した締約国代表18名、②COP9及びCOP10議長国（ドイツと日本）から代表各1名、③原住民・地域社会、市民社会、産業界、学界から代表各2名とする。国際的制度（IR）交渉における主要問題に関して講じ得る解決策を模索することを目的とする。

⁷⁶ ABS-WG9直前に三日間の予定で開催する。構成メンバーは、①五つの国連による地域交渉グループから各グループが指名する25名、②同じグループからオブザーバー（アドバイザー）各2名ずつの10名、③原住民・地域社会、市民社会、産業界から代表各2名、④COP9及びCOP10議長国から代表各1名とし、国際的制度の前文テキスト、定義、関連規定について協議することを目的とする。

附属書を議論のベースにしても、COP10 前の最後の作業部会であるカリ会合において、まとまった内容の草案を作成できる可能性は現実的には極めて小さいと予想していたに違いない。この状況を克服し得る「妙手」は、すっきりした内容の議長テキストをカリ会合前に出すことであるが、それが最後のタイミングで現実に起こったのである。議長と条約事務局も同様に考えて、準備していたに違いない。その結果、すべての関係者が、「取りあえず、この議長テキストをベースに議論を行うことが、現実的には最善の選択である」と判断したのである。

カリ会合が始まられ、議長テキストの内容について各国が意見表明をするセッションが続けられた。これは意見表明であり、「交渉」ではなかった。意見交換の結果に基づき、会合 3 日目に議長テキストの修正版が配布された。「議長テキスト修正版」に基づき、各国による意見表明が再開された。先進国側から、自国の意見がテキスト修正版には公平に反映されていないとの指摘が、相次いで出された。特に、「利益配分」の条項での「派生物」への言及とその内容が重大な問題であること、及び「遵守」の条項において、利用国の管轄内における提供国の国内法の遵守措置についての言及内容が深刻な問題を生むとして、主な議論の対象となった。その後、加盟国による意見交換が深夜まで続けられたが、双方の意見の対立が激化し、会合が頓挫するに至った。翌日は、事態を收拾するための非公式な折衝が続けられ、多くの時間が費やされた。最終日になって、会合報告書の採択をめぐり、議定書草案（議長テキスト修正版）をどう扱うかについて事態が再び紛糾した。その結果、①議長テキスト修正版が「まだ交渉されたものではない」ことを報告書本文の中に明記する、②報告書本文の中に各国の意見を追記し公正な反映に努める、という処置を取った上で、議長テキスト修正版を報告書の附属書⁷⁷（表 3 参照）として添付することで落着した。

もう一つの問題は、次の会合についてであった。最後の公式作業部会会合は終了したが、議長テキスト修正版をベースに各国が交渉した上で COP10 に結果を送ることが必要である、とすべての加盟国が認めていた。どのような形式の会合をいつ開催することが可能か、各種の案が模索されたが、結局、カリ作業部会の続編会合が必要であり、時期としては 6 月あるいは 7 月しかない、ということになった。問題は、公式会合ではないために必要予算が確保されていないことであった。事務局長によれば、最も安上がりなのは事務局のあるモントリオールであるが、それでも最低 1 億円が必要とのことであった。しかし、現議長国ドイツを含め、先進国側のどこからも資金拠出を提案する国が出ないまま、会合終了時間が迫った。焦燥感が漂い始める中、日本代表が挙手し、資金拠出を申し出た。会場に大きな拍手が沸き上がり、ABS-WG9 再開会合⁷⁸の開催を決定し、閉会となった。

COP10 での結果がどうなるかは将来の問題であるが、COP10 名古屋に向けて円滑な議論の場をつくることに貢献することが次期議長国の責任であるとする日本の姿勢は大きな国際貢献であり、日本の外交イニシアチブとして特筆されるべき出来事であった。

⁷⁷ UNEP/CBD/WG-ABS/9/3 (April 26, 2010) *Report of the First Part of the Ninth Meeting of the Ad Hoc Open-Ended Working Group on Access and Benefit-Sharing, Annex*

(<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-09/official/abswg-09-03-en.pdf>) (2010 年 8 月 22 日アクセス)

⁷⁸ 2010 年 7 月 10~16 日、カナダのモントリオールにて開催。Resumes WG ABS9 - Documents

(<http://www.cbd.int/doc/?meeting=ABSWG-09-2ND>) (2010 年 8 月 22 日アクセス)

表3 議定書案（議長テキスト）の構成

条項	表題	条項	表題
前文		第12条	アクセスと利益配分に関する国内法令の遵守
第1条	目的	第13条	遺伝資源の利用のモニタリング、追跡、報告
第2条	用語	第14条	相互に合意する条件の遵守
第3条	適用範囲	第15条	モデル契約条項
第4条	公正かつ衡平な利益配分	第16条	行動規範とベスト・プラクティスの基準
第5条	遺伝資源へのアクセス	第17条	啓発向上
第5条bis	遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセス	第18条	能力
第6条	研究と緊急事態に関する考慮	第18条bis	技術移転と協力
第7条	保全と持続可能な利用への貢献	第18条	非締約国
第8条	国境を越えた協力	第19条～第31条	議定書実施の資金、制度、手続き、等々
第9条	遺伝資源に関連する伝統的知識	附属書I	金銭的及び非金銭的利益
第10条	政府窓口と権限ある国内当局	附属書II	遺伝資源の典型的なリスト
第11条	ABSクリアリング・ハウスと情報交換		

➤ 先進国と開発途上国の意見の主な対立点（表4参照）

(1) アクセス

EUのポジション

- ① 遺伝資源へのアクセスがなされた後でのみ利益配分を実現できる。したがって、アクセスと利益配分とはリンクさせて扱うべきである。
- ② 遺伝資源へのアクセスを円滑化するために、法的な確実性、明確性、透明性のある措置をとるべき。
- ③ 提供国は他国からアクセスする利用者間での差別をするべきではない。
- ④ 非商業目的でアクセスする際の簡素な行政的手続き等のベスト・プラクティスに関して情報交換をするべきである。
- ⑤ 政府窓口と権限ある当局の指定、国内ABS枠組みの公表、契約締結の義務化等を規定する国際アクセス基準が必要である。これは国内法の国際的な画一化を意図するものではない。

LMMCのポジション

- ① 国家は天然資源への主権的権利を有する。遺伝資源、派生物、TKへのアクセスを決定する権限は政府に存し、これは国内法による。

(2) 利益配分

EUのポジション

- ① 遺伝資源へのアクセスがなされた後でのみ利益配分を実現できる。アクセスと利益配分とはリンクさせて扱うべき。

- ② 利益配分における金銭的及び非金銭的利益の組み合わせは利用分野により異なるから、各分野の特質を考慮すべきである。MAT 等に含める可能性のある分野別モデル条項のメニューと典型的な遺伝資源利用事例のインベントリーは有用である。

LMMC のポジション

- ① 利益配分を確保する措置を国内法で規定し、これを MAT と PIC に取り入れるべき。
- ② 各国は利益配分のための信託基金を含む、資金メカニズムを設置すべき。
- ③ 他国の遺伝資源、派生物、TK を利用して技術開発を行う国は、提供国に対して、これらを用いた技術へのアクセス、その技術の共同開発と移転を円滑化するための法令上、行政上、政策上の措置をとるべき。
- ④ 遺伝資源に関連する TK から生ずる利益配分の条件は、国内法に従い、原住民等の参加と関与を確保する措置をとり MAT で規定するべき。

(3) 遵守

EU のポジション

- ① 遵守を奨励するために、CBD に関する「意識向上活動」が必要である。遺伝資源利用者のための行動規範の開発、見直し、最新化をするべき。
- ② 遺伝資源の不正使用 (misappropriation) とは、国際アクセス基準に合致している国内法の下で当局の PIC を得ないで取得すること、又は契約書を締結せずに取得することを言う。契約違反は既存のルールがあるので議論の範囲外とするべき。
- ③ 今後の国際交渉のカギは、提供国の国内アクセス法と利用国の遵守措置をどのように関連づけるかにある。これを検討する際、国際アクセス基準の開発が重要になる。
- ④ 国際アクセス基準の開発を提供国が受け入れるならば、EU は利用国での法令遵守措置に法的拘束力を付与する可能性を排除しない。
- ⑤ 権限ある当局が PIC を書面で発行し、これを CBD 事務局のクリアリング・ハウスに登録すれば「国際的に認知された証明書」とみなす。
- ⑥ 研究助成機関は、遺伝資源利用者に対して提供国の ABS 要件の遵守を義務化すべき。
- ⑦ 特許出願における原産地・出所の開示に関して、EU は WIPO に提案を出した（2004 年 12 月）。EU は TRIPS 協定を改定し、遺伝資源提供国・出所の開示の義務化要件を含めることに同意している。EU は WIPO 提案を実質的に超える提案をする予定はない。

LMMC のポジション

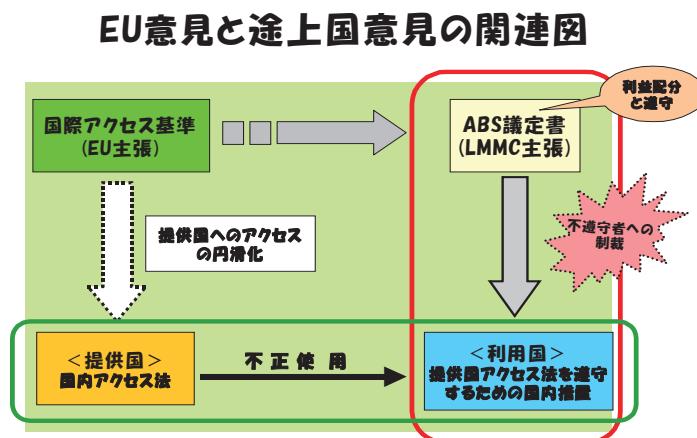
- ① 各加盟国は ABS 政府窓口と権限ある当局を設置すべき。
- ② 各国は管轄下の遺伝資源利用者が提供国の国内法を遵守することを確保すべき。提供国の国内法に違反した場合は、利用国政府が制裁と救済を確保する有効な措置をとるべき。
- ③ 各加盟国は権限ある当局を通じて遵守証明書を発行すべき。これを国際的に適用可能とするべき。各利用国はこの証明書のチェックポイント（例、税関、特許当局、製品許認可当局、商業目的の登録所等）を設置するべき。

- ④ CBD 事務局に ABS クリアリング・ハウスを設置し、ABS 国内法と国際的制度（IR）の遵守のモニタリング、ABS 関連情報の提供（例、ABS 国内法、国際協定、ABS 契約違反者の名前）、遵守証明書の登録等を行うべき。
- ⑤ 遺伝資源、派生物、関連する TK の原産地・出所を知的財産権出願や製品許認可申請時に開示し、かつ提供国の PIC、MAT 及び利益配分の遵守の証拠を添付すべき。これらを開示しない者に対して、各国は行政上・刑法上の措置をとり、不遵守あるいは虚偽情報開示は行政上及び司法上の措置により知的財産権及び製品許可を取消すべき。

表 4 先進国と開発途上国の主な意見の対立点

	メガ多様性同士国家グループ (議長国: ブラジル)	欧州連合(EU)
アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス規制は提供国の主権的権利である。 ・主権侵害は受け入れられない 	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセスなければ利益も発生しない。アクセスの円滑化が必要。 ・「国際アクセス基準」を提案。
利益配分	<ul style="list-style-type: none"> ・法令で利益配分を確保すべき。 ・技術移転や資金メカニズム等が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利益配分は契約ベースが基本。 ・分野別の契約条項メニュー等の開発が有用である。
遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・提供国の国内法を遵守しない利用者がいる場合、利用国はその者に対し行政的・法的措置をとるべき。 ・提供国はアクセス許可証明書を発行。利用国は、利用者の特許出願、製品許可申請時にその証明書の開示を義務付ける国内措置をとるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・提供国の国内法が国際アクセス基準と整合性を持つならば、その国内法の違反者に対して、利用国は国内措置をとることを検討する。 ・特許出願における出所開示制度は WIPO へ提案済みである。

図 1 国際アクセス基準(EU 提案)と利用国内の遵守措置(LMMC 提案)の関連図



先進国と開発途上国の対立点を分かりやすく描写するために、欧州連合(EU)(先進国多数意見の代表)とメガ多様性同士国家(LMMC)グループ(ブラジルを議長国とする開発途上国多数意見の代表)のポジションを比較対照させた。

第3章 最終局面の交渉と名古屋議定書の採択

■第9回 ABS-WG 再開会合(ABS-WG9 resumed)(2010年7月10~16日、モントリオール(カナダ))⁷⁹

ABS-WG9(カリ)の議長テキストをベースとして、カリで採用された地域間交渉グループ(Interregional Negotiating Group、ING)方式(カリ方式)を踏襲し議論を開始した。それまでに議論の対象となっていない条項については合意が進んだ。主要な議論対象のうち、派生物に関しては「遺伝資源の利用」の定義案を、適用範囲に関しては「他の条約との関係」の文言案を、ABS 国内法令の遵守に関してはそのコンセプトの文言案を、それぞれ明確化することにより、交渉進捗の糸口が見え始めた。しかし、適用範囲における議定書の遡及性、アクセスにおける病原体による緊急事態、遵守におけるモニタリング・チェックポイント・開示要件、TKにおける公的に入手可能(publicly available)な TK 等については、開発途上国と先進国間の基本的見解の相違は埋まらなかった。

交渉は期待されたほどに進捗しなかったが、カリ会合と異なる点は「交渉中の議定書草案」が作成されたことであった。

今後の進め方の議論において、カリ会合に続き、再び日本が財政的支援を申し出た。これを契機として、9月に ING 会合を開催し交渉の打開を図ることが合意された。

■地域間交渉グループ会合(ABS-WG9-ING)(2010年9月18~21日、モントリオール(カナダ))⁸⁰

会合に先立って、共同議長は、①COP10 では ABS のみならず他に多数の議題があるため各國代表にとって ABS 議定書交渉に専念することは物理的に困難である、②したがって、前回会合の「交渉中の議定書草案」をベースに本会合で議定書案を完成させることに全力を尽くし、結果を 10 月 16 日の ABS-WG9 再々開会合(名古屋)に提出すること、③本会合と 10 月 16 日の間に更に交渉の機会を設けることは考えていないとの趣旨を説明した。

前回会合の「交渉中の議定書草案」をベースにカリ方式で粘り強い交渉が続けられたが、主要な条項についての交渉の膠着状態は解けなかった。特に、アフリカグループは利益配分(第4条)について、この時点においても、「利益配分の遡及性(例えば大航海時代まで遡及)、生息域外コレクション、利益配分に対する多国間アプローチ」等の主張について譲歩しなかった。彼らは政治的決着を目指すとの意図を表明していた。交渉が進捗しないまま閉会の時が近づいた。日本代表は COP10 期間中の会場施設と食堂は夜間でも利用可能にしてある旨を説明し、最後の最後まで交渉打開の努力をすべきであるとの姿勢を堅持した。

⁷⁹ 本会合の報告書は、下記を参照。

UNEP/CBD/COP/10/5/Add4 (28 July 2010) *Report of the Second Part of the Ninth Meeting of the Ad Hoc Open Ended Working Group on Access and Benefit-Sharing*, (<http://www.cbd.int/doc/meetings/cop/cop-10/official/cop-10-05-add4-en.doc>) (2010年11月18日アクセス)

⁸⁰ 本会合の報告書は、下記を参照。

UNEP/CBD/WG-ABS/9/ING/1 (21 September 2010) *Report of the Meeting of the Interregional Negotiating Group (Advance unedited)*, (<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-ing-01/official/abswg-ing-01-report-en.doc>) (2010年11月18日アクセス)

ING 会合は 21 日午後 1 時に閉会し、その直後、各国代表団の団長はニューヨークに向けて移動した。それはニューヨーク国際連合本部での第 65 回国連総会の前夜祭として、22 日に「国際生物多様性年」を記念したハイレベル・イベントが予定されており、それに出席する自国閣僚に ING の各国代表団団長が 21 日夕刻から同伴するためであった。

■地域間交渉グループ再開会合(ABS-WG9-ING resumed)(2010 年 10 月 13~16 日、名古屋(日本))

9 月 27 日に突然、CBD 事務局から ABS 関係者に対し、「9 月 22 日の国連本部での生物多様性に関するハイレベル・イベントに絡めて開催された閣僚級朝食会での協議で、ING 再開会合を 10 月 13~15 日に名古屋で開催することが決まった」との通知が送付された(Notification No. 2010-181⁸¹)。COP10 を目前に控えた最後の交渉である ING 再開会合がトップダウンで決められたのであった。かくて、同時開催中のカルタヘナ議定書 COP-MOP5 と重複しない時間帯をぬって ABS 議定書案の交渉が続けられた。交渉は予定を 1 日延長して 10 月 16 日の午前中まで続けられたが、主要な条項についての合意を進捗させることは出来なかった。この会合は ABS 議定書交渉の実質的な進捗よりも、COP10 での決着に向けた主要加盟国の閣僚レベルの政治的意思の表明が真の狙いであったのかも知れない。

■第 9 回 ABS-WG 再々開会合(ABS-WG9 second resumed)(2010 年 10 月 16 日、名古屋(日本))⁸²

10 月 16 日の午後、ABS-WG9 の再々開会合が開催された。ING による作業結果の最終報告に基づき、COP10 に過去 2 年間の結果を報告することが確認され会合は簡潔に終了した。7 年間にわたる ABS-WG での国際レジーム交渉は最終的には合意に至らなかつたが、この会合をもって ABS-WG は「COP10 前までに国際レジームの交渉作業を完了する」というマンデートに基づく任務を完了したのである。

■CBD 第 10 回締約国会議(COP10)(2010 年 10 月 18~29 日、名古屋(日本))

COP10 全体会合の開会後、他の部会から独立した ABS 非公式協議グループ(Informal Consultative Group、ICG)の設置が決定され、旧 ABS-WG 共同議長が ICG 共同議長に指名された。ICG の任務は ABS 議定書の採択を目指した交渉を行うことであった。

ICG 会合は 10 月 18 日から開始され週末と昼夜を問わず毎日、続行された。論点ごとの小人数グループを設置し、相互理解を深めながら合意を目指す協議が並行して続けられた。主要論点である「利用国における遵守措置(第 13 条)」、「遺伝資源の利用と派生物(第 2 条及びテキスト全体)」、「伝統的知識」、「病原体による緊急事態(第 6 条)」については、COP10 最終日の前日である 10 月 28 日午後に至っても合意に達しなかつた。28 日夕刻に開かれた全体会合にお

⁸¹ <http://www.cbd.int/doc/notifications/2010/ntf-2010-181-abs-en.pdf> (2010 年 11 月 18 日アクセス)

⁸² 本会合の報告書は、*Report of the Third Part of the Ninth Meeting of the Ad Hoc Open Ended Working Group on Access and Benefit-Sharing*, UNEP/CBD/COP/10/5/Add.5 (17 October 2010) (<http://www.cbd.int/doc/meetings/cop/cop-10/official/cop-10-05-add5-en.doc>) (2010 年 11 月 21 日アクセス)

いて、COP10 議長は「ICG に対して 28 日 24 時までに合意した議定書案の提出を要請する。もし 24 時までに合意に達しない場合は、COP10 議長がクリーンな議定書案(議長テキスト)を作成し、29 日朝に各地域グループとの非公式協議に入る」と伝えた。ICG は残された時間ぎりぎりまで交渉を続けたが合意に達せず、共同議長は 24 時に会合の終了を宣言し、結果を COP10 議長に報告した。宿舎への帰途につく ICG の交渉者達の口から、「COP10 で ABS 議定書が採択されないことがこれで確定的になった」とのつぶやきが聞かれた。

他方、議長国日本と条約事務局の少数の関係者は、このあと 29 日の未明までオフリミットの室の中で作業し、議長の指示通り、クリーンな議定書案(議長テキスト)を作成したのであった。

29 日朝の出来事について述べる前に、少し時間を巻き戻して、閣僚級会合 (Ministerial Segment、MS) の経過を説明する。10月 27 日から MS が始まり、122 名の閣僚と 4 名の国家元首が参加した。MS の開会式において、国連本部代表や各国の閣僚は ABS 議定書、ポスト 2010 戦略目標等の採択への強い期待感を述べるとともに、もし採択に失敗すれば CBD のみならず国連の環境に関する多国間メカニズムの信頼性が重大な危機にさらされるとの懸念をにじませた。菅首相は本分野における開発途上国の発展の援助のために、日本は 3 年間で 20 億 US ドルを支出することを発表した。28 日に閣僚級による非公式協議が行われた。29 日朝に COP 10 議長は各地域グループにクリーンな ABS 議定書案(議長テキスト)を非公式に手渡した。各地域代表はそれを持ち帰って検討した後、議長に対し非公式に合意の意向を伝えた。これを踏まえて、ABS 議定書採択に向けての非公式な調整が全体会合の直前まで続けられた。

▶ 議定書の採択

COP10 最後の全体会合が 29 日午後 11 時過ぎから始まった。ABS 議定書案の審議に入ったが、数カ国(キューバ、ボリビア、ベネズエラ、ナミビア、中東欧グループ代表)が議長テキストの内容に不満が残るとして議事録に記録することを要請した。ただし、議定書の採択を妨害する意思はないことを表明した。欧州連合は「ABS 議定書、ポスト 2010 年目標、及び資金動員戦略」の 3 点をワンセットとして採決に付すべきと主張した。1 件ごとの採決を主張する国との意見を調整するため、議長は「1 件ごとに賛成を“確認”した後、3 点セットとして 1 件ずつ採決に付す」という手順を提案し混乱を収めた。緊迫する中で ABS 議定書の採決に入った。息詰まる瞬間の後、「異議なしとして採択する」と議長が発声し、満場の会議室に木槌の音が響いた。各国代表は一斉に起立し、名古屋議定書(正式名称は「生物の多様性に関する条約の遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書⁸³」)の採択⁸⁴を拍手で祝福した。時計は 10 月 30 日午前 1 時 30 分を指していた。

⁸³ 英語名は、"Nagoya Protocol on Access to Genetic Recourses and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their Utilization to the Convention on Biological Diversity" (財)バイオインダストリー協会(JBA)による日本語訳は、ウェブサイト(<http://www.mabs.jp/archives/nagoya/index.html>)で閲覧可能。(2011年2月9日アクセス)

⁸⁴ COP10 Decision X/1. *Access to genetic resources and the fair and equitable sharing of benefits arising from their utilization* (<http://www.cbd.int/decision/cop/?id=12267>) (2010年12月27日アクセス)
国連法務部による名古屋議定書の 6 カ国語の認証謄本は、下記 URL を参照のこと。
<http://treaties.un.org/doc/Treaties/2010/11/20101127%2002-08%20PM/Ch-XXVII-8-b.pdf> (2011年1月5日アクセス)

▶議定書の要点

議定書の構成を表5に示し、その要点を表6にまとめた。「国際アクセス基準」という文言がカリ会合で消えて以来、「アクセス」条項と「遵守」条項のリンクエージは明示的でなくなつたが、議定書第15条の「釣合いのとれた(proportionate)措置」という表現の中にそのコンセプトの原点が生かされている。つまり、提供国のアクセス措置(第6条)と釣合いをとる形で、利用国による遵守措置(第15条、16条)が実施されるのである。遵守のチェックポイントの設置を義務化するが具体的機関を例示しないことで決着した。用語(第2条)として「遺伝資源の利用」が定義され、この定義に基づき、相互に合意する条件の下に利益配分を決めることが明示された(第5条)。アフリカグループが主張した多国間による利益配分の仕組み(第10条)が今後の検討課題として挿入された。国際的に認知された遵守証明(国際認証)については、当局がPIC取得とMAT設定について証明した許可書を発行しCBD事務局のABSクリアリング・ハウスに登録すれば認知されることとなり、現実的な手続きとして決着した。

表5 名古屋議定書の構成

条項	表題	条項	表題
前文		第14条	アクセスと利益配分クリアリング・ハウス及び情報の共有
第1条	目的	第15条	アクセスと利益配分に関する国内の法律又は規制要件の遵守
第2条	用語	第16条	遺伝資源に関する伝統的知識へのアクセスと利益配分に関する国内の法律又は規制要件の遵守
第3条	適用範囲	第17条	遺伝資源の利用のモニタリング
第4条	国際協定及び国際文書との関係	第18条	相互に合意する条件の遵守
第5条	公正かつ衡平な利益配分	第19条	モデル契約条項
第6条	遺伝資源へのアクセス	第20条	行動規範、ガイドライン及び優良事例及び/又は基準
第7条	遺伝資源に関する伝統的知識へのアクセス	第21条	意識啓発
第8条	特別な考慮	第22条	能力
第9条	保全及び持続可能な利用への貢献	第23条	技術移転、協働及び協力
第10条	地球規模の多国間利益配分の仕組み	第24条	非締約国
第11条	国境を越えた協力	第25条～第36条	議定書実施の資金、制度、手続、等々
第12条	遺伝資源に関する伝統的知識	附属書	金銭的及び非金銭的利益
第13条	各国の政府窓口及び権限ある国内当局		

▶名古屋議定書に関する今後の予定

名古屋議定書は、2011年2月2日～2012年2月1日にニューヨークにある国際連合本部にて署名のために開放された。その後50カ国が批准・受諾・承認・加入した日から90日目に発効することになる。また、名古屋議定書に関する政府間委員会(Intergovernmental Committee、IGC)が発足し、第1回COP-MOPの開催に向けて準備作業を行うことになる。IGCの第1回

会合は 2011 年 6 月 6~10 日、第 2 回会合は 2012 年 4 月 23~27 日にそれぞれ開催される。さらに、COP11 は 2012 年 10 月 8~19 日にインドで開催されることになった。

表 6 ABS に関する名古屋議定書の要点

条項		要点
用語(第 2 条)		<ul style="list-style-type: none"> 「遺伝資源(GR)の利用」とは、条約第 2 条で定義されたバイオテクノロジーの応用等を通じて、GR の遺伝的及び/又は生化学的な組成に関する研究及び開発を行うこと
適用範囲(第 3 条)		<ul style="list-style-type: none"> CBD 第 15 条の範囲内の GR、及び GR に関連した CBD の範囲内の伝統的知識(ATK)の利用から生じる利益 他の国際協定等との相互支持関係を確認(第 4 条)
アクセス (第 6 条、第 7 条、第 8 条)		<ul style="list-style-type: none"> GR と ATK へのアクセスのための法的な確実性、明確性、透明性のための措置 非商業目的の研究、公衆衛生上の緊急事態、食料安全保障への特別の考慮
利益配分(第 5 条)		<ul style="list-style-type: none"> GR 及び ATK の利用から生じる利益を、相互に合意した条件で公正・公平に配分する その実施のために、各国は適宜、措置をとる 利益配分の例示的リスト(附属書)あり
遵守	法令遵守 (第 15 条、第 16 条) 契約遵守 (第 18 条)	<ul style="list-style-type: none"> GR 及び ATK に関し、提供国の国内法に従った PIC 取得と MAT 設定を、利用国内においてチェックするための効果的で釣合いのとれた措置をとる MAT に紛争解決条項を含めることを奨励 各国で適宜、効果的な措置をとる
	GR 利用のモニタリング (第 17 条)	<ul style="list-style-type: none"> GR 利用のモニタリング等のため、利用国内に 1 か所以上のチェックポイントを設置し、所定情報を収集・受け付ける 国際遵守証明の認知要件と開示項目を特定
遺伝資源に関する伝統的知識(第 12 条)		<ul style="list-style-type: none"> 国内法に従い、原住民社会と地域社会の慣習法等を考慮
能力構築(第 22 条、第 23 条)		<ul style="list-style-type: none"> 開発途上国の自己評価により能力構築ニーズと優先順位を特定
多国間利益配分の仕組み (第 10 条)		<ul style="list-style-type: none"> 国境を越えて存在する GR と ATK に関する利益配分の仕組みを今後検討

終わりに

名古屋議定書の採択は、これまでの CBD-COP では通常、見られない手法を用いて劇的に達成された。通常の手法とは、加盟国政府代表としての行政官が交渉を行い、ボトムアップによるコンセンサスの形成を目指す方式である。しかし、今回は、通常の手法と閣僚級非公式協議という政治家の影響力を行使したトップダウンの手法と併用した方式が使われた。この方式が考案され、かつ、現実に機能した大きな理由として、「もし COP10 が失敗すれば国連の環境に関する多国間メカニズム自体の信頼性が地に落ちる」という強い危機感を各国環境省の閣僚レベルが共有していたことが挙げられよう。

国際レジーム交渉の草創期に開催された第 2 回 ABS-WG(2003 年 12 月)において、LMMC 代表のメキシコは国際レジームの要件として 8 項目を挙げた(表 2 を参照)。この原点に立ち帰って眺めると、名古屋議定書は LMMC の宿願を反映していると解釈することが可能である。他方、名古屋議定書とボン・ガイドラインを比較すると、法的拘束性を除けば両者はよく似た内容であり、先進国側にとっても議定書の国内実施時に可能な裁量の幅を考慮すれば、受け入れ可能な範囲内に達していたと解釈できる。各国共にそれぞれの不満はあるにせよ、議定書の内容が各国政府で合意に踏み切れるものであったといえよう。

議長国日本は COP10 の成功に向けて、国内においても、また他の加盟国との協力においても、それぞれの立場の者がそれぞれ全力を尽くしたことは議論の余地がない。

これらすべての要因が相乗的にプラスの方向へ働いた結果、幸運の女神が COP10 に対しほほ笑んだのであろう。

付録 1. 遺伝資源へのアクセス促進事業委員会年表(委員名簿)

平成 10 年度(1998 年)～平成 22 年度(2010 年)

(ア ウ エ オ 順)

年度 (平成)	事業名	委員	オブザーバー	JBA 事務局	
1998 (10)	生物資源 総合研究 所・生物多 様性委員 会第一分 科会 (ABS 問題 への対応)	安藤勝彦 伊藤 進 江崎正美 遠藤 衛 岡崎尚夫 奥田 徹 最首太郎 閔 達治 望月保弘 渡邊和男	協和発酵工業株式会社 花王株式会社 藤沢薬品工業株式会社 株式会社海洋バイオテクノロジー研究所 三共株式会社 田辺製薬株式会社 水産大学校 大阪大学 味の素株式会社 近畿大学	(通商産業省) 堅尾和夫 森田 深 山口隆司	石川不二夫 炭田精造 玉手幸子 渡辺順子
1999 (11)	特定商品 輸入実体 調査研究 (生物多様 性条約アセ スと利益配 分委員会)	安藤勝彦 遠藤 衛 岡崎尚夫 岡崎尚良 奥田 徹 菊池 久 最首太郎 菅原秀明 鈴木健一朗 竹内昌男 富田房男 中瀬 崇 波多野和徳 望月保弘 与儀重男 渡邊和男	協和発酵工業株式会社 株式会社海洋バイオテクノロジー研究所 三共株式会社 武田薬品工業株式会社 田辺製薬株式会社 通産省・製品評価技術センター 水産大学校 国立遺伝学研究所 理化学研究所 (財)発酵研究所 北海道大学 理化学研究所 (財)発酵研究所 味の素株式会社 通産省・製品評価技術センター 近畿大学	(通商産業省) 大神広記 堅尾和夫 川端尚志 福井 悟 山口隆司 渡辺久也	石川不二夫 炭田精造 玉手幸子 渡辺順子
2000 (12)	特定商品 輸入実体 調査研究 (生物多様 性条約アセ スと利益配 分委員会)	安藤勝彦 磯崎博司 奥田 徹 最首太郎 菅原秀明 鈴木健一朗 竹内昌男 富田房男 橋本正敬 望月保弘	協和発酵工業株式会社 岩手大学 玉川大学 水産大学校 国立遺伝学研究所 理化学研究所 (財)発酵研究所 北海道大学 日本エタノール株式会社 味の素株式会社	(通商産業省) 堅尾和夫 谷 浩 根上雄二 福島伸享 与儀重雄 渡辺久也 (特許庁) 高倉成男 日夏貴史 前川慎喜	石川不二夫 炭田精造 玉手幸子 渡辺順子
2001 (13)	特定商品 輸入実体 調査研究 (生物多様 性条約アセ スと利益配 分委員会)	新井好史 安藤勝彦 磯崎博司 奥田 徹 最首太郎 鈴木賢一 二村 聰 渡邊和男 渡邊幹彦 渡辺吉雄	大正製薬株式会社 協和発酵工業株式会社 岩手大学 玉川大学 水産大学校 山之内製医薬株式会社 (株)ニムラ・ジェネティク・ソリューションズ 筑波大学 日本総合研究所 メルシャン株式会社	(通商産業省) 根上雄二 福島伸享 (特許庁) 高倉成男 田口 傑 (製品評価技術基盤機構) 今井 要 長谷川義基 (財)知的財産研究所 大澤麻衣子	炭田精造 玉手幸子 渡辺順子

年度 (平成)	事業名	委員		オブザーバー	JBA 事務局
2002 (14)	特定商品輸入実体調査研究 (ABS紛争事例研究)	新井好史 最首太郎 佐竹元吉 山名美加 渡邊和男 渡部博光	大正製薬株式会社 水産大学校 日本浴用剤工業会 (財)国際高等研究所 筑波大学 中央大学	(経済産業省) 谷 浩 福本征吾 (九州大学) 大澤麻衣子	炭田精造 玉手幸子 渡辺順子
	生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業	安藤勝彦 磯崎博司 市川静代 井上恵雄 奥田 徹 加藤 忍 小林東洋彦 小松かつ子 佐竹元吉 鈴木賢一 鈴木健一朗 鶴海泰久 東久保和雄 渡部博光 渡邊幹彦	協和発酵工業株式会社 岩手大学 吉原法律事務所 花王株式会社 玉川大学 高砂香料工業株式会社 高砂香料工業株式会社 富山医科薬科大学 日本浴用剤工業会 山之内製医薬株式会社 (独)製品評価技術基盤機構 藤沢薬品工業株式会社 株式会社資生堂 中央大学 株式会社日本総合研究所	(経済産業省) 亀井明紀 谷 浩 福本正吾 (特許庁) 高倉成男 (製品評価技術基盤機構) 須藤 学 (株式会社資生堂) 橋爪宏和	炭田精造 玉手幸子 渡辺順子
2003 (15)	生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業	穴澤秀治 磯崎博司 井上恵雄 大澤麻衣子 奥田 徹 小林東洋彦 小松かつ子 最首太郎 佐竹元吉 鈴木賢一 東久保和雄 日野資弘 福原信裕 森岡 一 吉田賢三郎 渡部博光 渡邊幹彦	協和発酵工業株式会社 岩手大学 花王株式会社 九州大学 玉川大学 高砂香料工業株式会社 富山医科薬科大学 水産大学校 お茶の水女子大学 山之内製薬株式会社 株式会社資生堂 藤沢薬品工業株式会社 三井化学株式会社 味の素株式会社 カネボウ株式会社 中央大学 株式会社日本総合研究所	(経済産業省) 坂本貴則 鳴野武志 長尾勝昭 宮本岩男	安藤勝彦 炭田精造 玉手幸子 薮崎義康 渡辺順子
2004 (16)	生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業	穴澤秀治 安藤勝彦 磯崎博司 大澤麻衣子 奥田 徹 小林東洋彦 小松かつ子 最首太郎 佐竹元吉 佐山和彦 鳴野武志 鈴木賢一 武田 穣 西澤義則 日野資弘 森岡 一 吉田賢三郎 渡邊和男 渡部博光 渡邊幹彦	協和発酵工業株式会社 (独)製品評価技術基盤機構 明治学院大学 京都大学 玉川大学 高砂香料工業株式会社 富山医科薬科大学 水産大学校 お茶の水女子大学 株式会社資生堂 長崎大学 山之内製薬株式会社 名古屋大学 花王株式会社 藤沢薬品工業株式会社 味の素株式会社 カネボウ株式会社 筑波大学 中央大学 株式会社日本総合研究所	(経済産業省) 河内幸男 高木美香 長尾勝昭 (特許庁) 大江麻弥子 高橋宣博	井上恵雄 炭田精造 玉手幸子 薮崎義康 渡辺順子

年度 (平成)	事業名	委員	オブザーバー	JBA 事務局	
2005 (17)	生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業	秋廣道郎 穴澤秀治 安藤勝彦 磯崎博司 大野彰夫 奥田徹 小林東洋彦 最首太郎 佐竹元吉 佐山和彥 鈴木賢一 武田穰 田中隆治 田上麻衣子 西澤義則 森岡一 吉田賢三郎 渡邊和男 渡邊幹彦	六番町総合法律事務所 協和発酵工業株式会社 (独)製品評価技術基盤機構 明治学院大学 三共株式会社 玉川大学 高砂香料工業株式会社 水産大学校 お茶の水女子大学 株式会社資生堂 アステラス製薬株式会社 名古屋大学 サントリー株式会社 東海大学 花王株式会社 味の素株式会社 カネボウ株式会社 筑波大学 株式会社日本総合研究所	(経済産業省) 河内幸男 高木美香 前田淳 (特許庁) 大江麻弥子 中屋祐一郎	井上恵雄 炭田精造 玉手幸子 薮崎義康 渡辺順子
2006 (18)	生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業	秋廣道郎 穴澤秀治 安藤勝彦 磯崎博司 大野彰夫 岡崎尚夫 奥田徹 加藤浩 川本敬二 小林東洋彦 最首太郎 佐竹元吉 佐山和彥 武田穰 田中隆治 田上麻衣子 西澤義則 森岡一 吉田賢三郎 渡邊和男 渡邊幹彦 渡辺祐二	六番町総合法律事務所 協和発酵工業株式会社 (独)製品評価技術基盤機構 明治学院大学 第一三共株式会社 東京農工大学 玉川大学 政策研究大学院大学 川本バイオ・ビジネス弁理士事務所 高砂香料工業株式会社 水産大学校 お茶の水女子大学 株式会社資生堂 名古屋大学 サントリー株式会社 東海大学 花王株式会社 味の素株式会社 カネボウ株式会社 筑波大学 株式会社日本総合研究所 アステラス製薬株式会社	(経済産業省) 但馬敏郎 西嶋英樹 前田淳 (特許庁) 佐橋美雪 中屋祐一郎 (農林水産省) 荒田耕士朗	井上恵雄 炭田精造 玉手幸子 薮崎義康 渡辺順子
2007 (19)	生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業	秋廣道郎 穴澤秀治 安藤勝彦 磯崎博司 奥田徹 鴨川知弘 川本敬二 最首太郎 佐山和彥 武田穰 田上麻衣子 西澤義則 森岡一 渡邊幹彦 渡辺祐二	六番町総合法律事務所 協和発酵工業株式会社 (独)製品評価技術基盤機構 明治学院大学 玉川大学 株式会社サカタのタネ 川本バイオ・ビジネス弁理士事務所 水産大学校 株式会社資生堂 名古屋大学 東海大学 花王株式会社 味の素株式会社 株式会社日本総合研究所 アステラス製薬株式会社	(経済産業省) 桐原浩 但馬敏郎 西嶋英樹 (特許庁) 塩見篤史 山内今日子 (農林水産省) 浅野孝治 (外務省) 堀内千保	炭田精造 野崎恵子 薮崎義康 渡辺順子

年度 (平成)	事業名	委員	オブザーバー	JBA 事務局	
2008 (20)	生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業	秋廣道郎 浅間宏志 安藤勝彦 磯崎博司 奥田 徹 鴨川知弘 川本敬二 木内文之 最首太郎 佐山和彥 柴田明穂 武田修己 武田 穣 田上麻衣子 西澤義則 深見克哉 安枝 寿 渡邊幹彦 渡辺祐二	六番町総合法律事務所 株式会社ウチダ和漢菓 (独)製品評価技術基盤機構 明治学院大学 玉川大学 株式会社サカタのタネ 川本バイオ・ビジネス弁理士事務所 (独)医薬基盤研究所 水産大学校 株式会社資生堂 神戸大学 株式会社ツムラ 名古屋大学 東海大学 花王株式会社 九州大学 味の素株式会社 名古屋大学 アステラス製薬株式会社	(経済産業省) 浅野義人 石川高志 作田竜一 (特許庁) 津幡貴生 山内今日子 (農林水産省) 浅野孝治 (厚生労働省) 牧野友彦	炭田精造 野崎恵子 薮崎義康 渡辺順子
2009 (21)	生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業	安藤勝彦 磯崎博司 奥田 徹 鴨川知弘 河瀬眞琴 川本敬二 最首太郎 柴田明穂 武田修己 武田 穣 田上麻衣子 西澤義則 深見克哉 福永佐和子 松井和彥 渡邊幹彦 渡辺祐二	(独)製品評価技術基盤機構 明治学院大学 玉川大学 株式会社サカタのタネ (独)農業生物資源研究所 川本バイオ・ビジネス弁理士事務所 水産大学校 神戸大学 株式会社ツムラ 名古屋大学 東海大学 花王株式会社 九州大学 株式会社資生堂 味の素株式会社 名古屋大学 アステラス製薬株式会社	(経済産業省) 浅野義人 石川高志 作田竜一	炭田精造 野崎恵子 薮崎義康 渡辺順子
2010 (22)	生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業	安藤勝彦 井内龍二 磯崎博司 奥田 徹 鴨川知弘 河瀬眞琴 最首太郎 佐々木博美 柴田明穂 鈴木睦昭 武田 穣 田上麻衣子 西澤義則 深見克哉 福永佐和子 松井和彥 渡邊幹彦 渡辺祐二	(独)製品評価技術基盤機構 井内国際特許事務所 上智大学 玉川大学 株式会社サカタのタネ (独)農業生物資源研究所 水産大学校 ロート製薬株式会社 神戸大学 国立遺伝学研究所 名古屋大学 東海大学 花王株式会社 九州大学 株式会社資生堂 味の素株式会社 名古屋大学 アステラス製薬株式会社	(経済産業省) 浅野義人 岡田正孝	炭田精造 野崎恵子 薮崎義康 渡辺順子

付録2. 生物多様性条約に関する国際会合とJBA出席者名簿

1994年～2011年

(アイエオ順)

年	月	会合	開催地	JBA出席者
1992	6	国連環境開発会議 (UNCED)	リオ・デ・ジャネイロ (ブラジル)	—
1993	10	第1回政府間委員会	ジュネーブ(スイス)	—
	12	< CBD 発効 >		
1994	6-7	第2回政府間委員会	ナイロビ(ケニア)	(五十嵐卓也(通産省))
	11	COP1	ナッソー(バハマ)	(五十嵐卓也(通産省))
1995	11	COP2	ジャカルタ(インドネシア)	石川不二夫、酒井 迪、依田次平
1996	8	第1回専門家諮問グループ会合	ニューヨーク(アメリカ)	鈴木武夫
	11	COP3	ブエノスアイレス(アルゼンチン)	炭田精造
1997	9	第3回SBSTTA	モントリオール(カナダ)	炭田精造
1998	5	COP4	ブラティスラバ(スロ伐キア)	最首太郎、炭田精造
1999	6	CBD 運用関連中間会合	モントリオール(カナダ)	最首太郎、炭田精造
	10	ABS 専門家パネル会合(1)	サンホセ(コスタリカ)	安藤勝彦
2000	3	8j-WG1	セビリア(スペイン)	最首太郎
	5	COP5	ナイロビ(ケニア)	安藤勝彦、炭田精造
2001	3	ABS 専門家パネル会合(2)	モントリオール(カナダ)	安藤勝彦
	10	ABS-WG1	ボン(ドイツ)	炭田精造
2002	2	8j-WG2	モントリオール(カナダ)	最首太郎
	4	COP6	ハーグ(オランダ)	安藤勝彦、炭田精造
	9	持続可能な開発に関する世界サミット (WSSD)	ヨハネスブルグ(南アフリカ)	(谷 浩(経産省))
	10	スコーピング会合	クアランプール(マレーシア)	安藤勝彦、炭田精造
2003	3	多年度作業計画会合 (MYPOW)	モントリオール(カナダ)	炭田精造、渡辺順子
	12	ABS-WG2	モントリオール(カナダ)	安藤勝彦、炭田精造、渡辺順子
		8j-WG3	モントリオール(カナダ)	最首太郎、渡邊幹彦
2004	2	COP7	クアランプール(マレーシア)	安藤勝彦、炭田精造、渡辺順子
2005	2	ABS-WG3	バンコク(タイ)	最首太郎、炭田精造、渡辺順子
2006	1	8j-WG4	グラナダ(スペイン)	最首太郎
	1-2	ABS-WG4	グラナダ(スペイン)	炭田精造、藪崎義康、渡辺順子
	3	COP8	クリチバ(ブラジル)	炭田精造、藪崎義康、渡辺順子
2007	1	TEG:国際認証	リマ(ペルー)	渡邊幹彦
	10	ABS-WG5	モントリオール(カナダ)	炭田精造、藪崎義康、渡辺順子、 渡邊幹彦
		8j-WG5	モントリオール(カナダ)	炭田精造
2008	1	ABS-WG6	ジュネーブ(スイス)	炭田精造、藪崎義康、渡邊幹彦
	5	COP9	ボン(ドイツ)	炭田精造、藪崎義康、渡邊幹彦
	12	TEG:コンセプト等	ウィントフック(ナミビア)	安藤勝彦

年	月	会合	開催地	出席者 (JBA)
2009	1	TEG:遵守	東京(日本)	磯崎博司
	4	ABS-WG7	パリ(フランス)	炭田精造、藪崎義康
	6	TEG:TK	ハイデラバード(インド)	—
	11	8j-WG6	モントリオール(カナダ)	最首太郎、田上麻衣子
		ABS-WG8	モントリオール(カナダ)	磯崎博司、炭田精造、藪崎義康
2010	3	ABS-WG9	カリ(コロンビア)	磯崎博司、炭田精造、藪崎義康
	7	再開 ABS-WG9	モントリオール(カナダ)	磯崎博司、炭田精造、藪崎義康
	9	地域間交渉グループ(ING) 会合	モントリオール(カナダ)	炭田精造、藪崎義康
	10	再開 ING 会合	名古屋(日本)	磯崎博司、炭田精造、野崎恵子、 藪崎義康、渡辺順子
		再々開 ABS-WG9	名古屋(日本)	磯崎博司、炭田精造、野崎恵子、 藪崎義康、渡辺順子
		COP10	名古屋(日本)	磯崎博司、炭田精造、野崎恵子、 藪崎義康、渡辺順子
2011	2	名古屋議定書に関する国際諮 問会議	チェンナイ(インド)	炭田精造

略語

COP1	生物多様性条約第1回締約国会議
SBSTTA	科学技術助言補助機関
ABS	アクセスと利益配分
ABS-WG1	アクセスと利益配分に関する第1回作業部会
8j-WG1	生物多様性条約第8条(j)項に関する第1回作業部会
TEG	技術専門家会合
TK	伝統的知識

付録3. 生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業年表【1】(平成10~14年度)

1. 平成10~14年度(1998-2002年)JBA生物資源総合研究所事業の概要

平成 年度 (西暦)	委員会	目的	活動	
			国内: 生物多様性条約(CBD)アクセスと利益配分(ABS)に関する情報発信と理解の促進	国際: CBD関連会合への参加
10 (1998)	生物多様性委員会	海外生物遺伝資源への円滑なアクセス促進のための指針を、生物多様性条約の趣旨と条項に沿った枠組みの中で構築し広める	・遺伝資源アクセスに関するガイドブック作成のための準備(調査・研究)	・CBD第4回締約国会議(COP4)(プラティスラバ・スロヴァキア、1998年5月)
11 (1999)	生物多様性条約アクセスと利益配分委員会	・CBDや関連する他の国際機関等での議論の内容、欧米や開発途上国等の動きなどに関する情報収集を行い、我が国に及ぼす影響分析と我が国の選択肢などの検討を行う ・CBD/ABSに関する情報発信と、生物遺伝資源利用者のCBD/ABSに対する理解の促進を図る	・ガイドブック「遺伝資源アクセスに関するガイドブック」発行(1999年6月) ・JBA生物資源フォーラム「生物資源へのアクセス問題の最前線—遺伝資源アクセスに関するガイドブックの説明—」開催(1999年9月) ・日本企業に対して生物遺伝資源アクセスと利用に関するアンケート調査を実施(1999年9月)	・CBD運用関連中間会合(モントリオール・カナダ、1999年6月) ・第1回ABS専門家パネル会合(サンホセ・コスタリカ、1999年10月) ・CBD第1回Ad hoc第8条(j)作業部会(8j-WG1)(モントリオール・カナダ、2000年3月)
12 (2000)	生物多様性条約アクセスと利益配分委員会		・小冊子「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する方針」(日本語版及び英語版)発行(2000年1月) ・我が國の中核的生物資源機関設立に関する生物資源ワークショップ開催(3回) ・BioJapan 2000シンポジウム「生物資源アセスメント現状と将来」開催(2000年9月)	・COP5(2000年5月、ナイロビ・ケニア) ・第2回ABS専門家パネル会合(モントリオール・カナダ、2001年3月)
13 (2001)	生物多様性条約アクセスと利益配分委員会		・東京国際シンポジウム「CBD下での日米欧産業界の生物遺伝資源アセス戦略」開催(2001年11月) ・NITE生物資源機関に対して我が国産業界の要望を提出(2001年8月)	・CBD第1回Ad hocアクセスと利益配分作業部会(ABS-WG1)参加(ボン・ドイツ、2001年10月) ・8j-WG2(モントリオール・カナダ、2003年12月)
14 (2002)	ABS紛争事例研究会	生物遺伝資源と伝統的知識へのアクセスとその商業化から生ずる利益の配分における紛争処理についての事例研究を行う	・輸出入の対象となる生物遺伝資源や伝統的知識等へのアクセスと利益の配分における紛争処理の事例を研究し分析 ・生物遺伝資源や伝統的知識等へのアクセスと商品化から生ずる利益の配分に関する内外の法規制と手続き等の動向を調査	

2. 平成 10 - 14 年度（1998-2002 年）事業の詳細

生物多様性条約(CBD)アクセスと利益配分(ABS)に関する情報発信と理解の促進(セミナー等の開催)(1999-2001 年)

開催日	開催場所	セミナー等の名称	演題	演者	所属
平成 11 年 9 月 10 日 (1999 年)	ワーカーズ・サポート・センター (東京)	JBA 生物資源フォーラム「生物資源へのアクセス問題の最前線—遺伝資源アクセスに関するガイドブックの説明—」	<ul style="list-style-type: none"> • 遺伝資源アクセスに関する JBA ガイドブック'99 について • 生物多様性条約をめぐる最新の動向—遺伝資源アクセスと利益配分をめぐる議論の法的側面 • パネルディスカッション: <ul style="list-style-type: none"> ➢ アジア微生物ネットワークについて ➢ OECD 生物資源センターの公的支援に関する専門家会合での議論 ➢ アクセスと利益配分に関する JBA の方針案 	安藤勝彦 最首太郎 石川不二夫(モデレーター) パリ外は講演者と、 鈴木健一朗 奥田 徹 炭田精造	協和発酵工業㈱ 国立水産大学校 JBA 理化学研究所 田辺製薬㈱ JBA
平成 12 年 6 月 4 日 (2000 年)	国際協力事業団 東京研修センター (東京)	第1回生物資源ワークショップ： 新時代型生物資源センターを 日本はいかに構築するか	司会 <ul style="list-style-type: none"> • 生物資源機関の建設と今後の予定 • 我が国のカルチャーコレクションの歴史と現状 • アジア微生物ネットワークプロジェクトと今後の課題 • OECD による新時代型生物資源センター(BRC)の考え方 • パネルディスカッション: 	富田房男 杉上孝二 駒形和雄 鈴木健一朗 菅原秀明 渡辺 信(モデレーター) パリ外は講演者と 北本 豊 竹内昌男 小松泰彦 西山 徹 安藤勝彦 炭田精造	北海道大学 製品評価技術センター 東京農業大学 理化学研究所 国立遺伝学研究所 日本微生物資源学会 日本学術会議 (財)発酵研究所 特許微生物寄託センター 味の素㈱ 協和発酵工業㈱ JBA
平成 12 年 9 月 28 日 (2000 年)	京王プラザホテル(東京)	BioJapan 2000 「生物資源アクセス—現状と 将来」	<ul style="list-style-type: none"> • 植物遺伝資源へのアクセスと利益配分—世界の現状と将来 • インドネシアにおけるアクセスと利益配分の政策 • マレーシアにおけるアクセスと利益配分の政策 • タイにおけるアクセスと利益配分の政策 • 貿易と生物遺伝資源の知的財産権的側面 	岩永 勝 Wahono Sumaryono Latif Ibrahim Sutat Sriwatanapongse 高倉成男	農林水産省国際農林水産業センター インドネシア科学技術応用評価庁 マレーシア科学技術環境省 タイ科学技術開発庁 特許庁、京都大学

開催日	開催場所	セミナー等の名称	演題	演者	所属
平成 12 12月 8 日 (2000 年)	東京都中小 企業会館講 堂 (東京)	第2回生物資源ワークショップ： 生物資源機関の将来像に ついて	•OECD/BRC タスクフォースの検討状況と欧米の生物遺伝資源機関の現状 •学術の立場から我が国における中核的生物資源センターの在り方を考え る •中核的生物資源機関の運営の方向について	菅原秀明 篠田純男 杉上孝二	国立遺伝学研究所 日本学術会議微生物学研究 連絡委員会 製品評価技術センター
平成 13 年 2月 21 日 (2001 年)	東京プリンスホ テル (東京)	第3回生物資源ワークショップ： 産業界の望む生物資源機 関とは何か	•遺伝資源へのアクセスに関する国際動向 •東南アジアとのODA研究協力の経験から •生物資源機関(BRC)の機能整備と今後の予定 •提案: BRCに対する産業界の期待について	A. H. Zakri 炭田精造 杉上孝二 明石邦彦	国連大学高等研究所 JBA 製品評価技術センター 味の素㈱
平成 13 年 11月 26 日 (2001 年)	如水会館 (東京)	東京国際シンポジウム「CBD 下での日米欧産業界の生 物遺伝資源アクセス戦略」 (JBA と(独)製品評価技術 基盤機構(NITE)の共催)	•新薬とそのリード化合物の豊かな資源としての天然物 •酵素の探索と遺伝資源アクセス •メルク社における天然物からの医薬 •グラクソ・ウェルカム社とシンガポール天然物研究所の天然物アクセス戦略 •創薬、経済発展及び保全: 米国国際協力生物多様性計画(ICBG) •熱帯アジア諸国にリード化合物を求めて	後藤俊男 佐々美賀子 Fernando Pelaez Antony Buss Flora Katz 二村 聰	藤沢薬品工業㈱ Novozyme A/S、デンマーク Merck, Sharp & Dohme de Espana、スペイン Centre for Natural Product Research、シンガポール National Institute of Health、アメ リカ 株ニムラ・ジェネティック・ソリューションズ

付録4. 生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業年表【2】(平成14~22年度)

1. 平成14~22年度(2002~2011年)JBA生物資源総合研究所事業(経済産業省委託「CBDに基づく遺伝資源へのアクセス促進事業」に基づく)の概要

平成 年度 (西暦)	(1) アクセス実施に必要な国内の制度・基盤の整備				(2) 国際動向の実態把握		(3) 日本企業による海外の生物遺伝資源へのアクセス実施の支援		
	ボン・ガイドライン(BGL)	日本版「遺伝資源へのアクセス手引」	遺伝資源へのアクセス相談窓口	海外遺伝資源国情報の発信	海外遺伝資源利用に関するアンケート調査	生物多様性条約(CBD)関連会合への参加	国際シンポジウム等の開催	海外現地調査	2国間ワークショップ及び2国間会合等の開催
14 (2002)	<ul style="list-style-type: none"> •BGLの日本語訳作成 •BGLの説明会開催:1回 •出前セミナー:1回 					<ul style="list-style-type: none"> •CBD 第6回締約国会議(COP6)(ハーグ・オランダ、2002年4月) <ul style="list-style-type: none"> ➢ COP6において UNU/IASとIGES主催のサブイベント「The Bonn Guidelines: Tool Kits for Policy Makers」にスピーカーとして参加 •遺伝資源へのアクセスと利益分配のための能力構築方法に関するスコーピング会合(アラルンプール・マレーシア、2002年10月) •2010年までの多年度作業計画に関するCBD会期間会合(モントリオール・カナダ、2003年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> •ペルー ABS 専門家講演会(2002年11月) •JBA/NITE 国際シンポジウム「生物多様性条約と知的財産権—医薬品・化粧品等ビジネスへのインパクト」(2002年11月) •JBA・国連大学高等研究所 Joint seminar on ABS(2002年12月) 	モンゴル マレーシア ベトナム インドネシア シンガポール タイ インド	マレーシア・日本 ベトナム・日本
15 (2003)	<ul style="list-style-type: none"> •BGL普及のオープントークセミナー開催:4回 •出前セミナー:1回 •国内での招待講演5回 			<ul style="list-style-type: none"> •ABS 専用ウェブ・サイトの開設 •ABS に関する各の国内法、国際地域協定、国際ガイドライン等の資料集作成 	第1回調査	<ul style="list-style-type: none"> •CBD第2回Ad hocアクセスと利益配分作業部会(ABS-WG2)(モントリオール・カナダ、2003年12月) <ul style="list-style-type: none"> ➢ ABS-WG2において UNU/IAS 主催のサブイベント「User Measures」で公演 •CBD第3回 Ad hoc 第8条(j)作業部会(8j-WG3)(モントリオール・カナダ、2003年12月) •COP7(アラルンプール・マレーシア、2004年2月) 	<ul style="list-style-type: none"> •生物多様性条約は遺伝資源アクセス規制と商業化をいかに両立させるのか?(2003年9月) •東南アジアワークショップ「貿易、バイオテクノロジーと持続可能な開発」(2004年1月) 	インドネシア シンガポール ベトナム	タイ・日本 日本・ベトナム 日本・モンゴル

平成 年度 (西暦)	(1) アクセス実施に必要な国内の制度・基盤の整備					(2) 国際動向の実態把握		(3) 日本企業による海外の生物遺伝資源へのアクセス実施の支援	
	ボン・ガイドライン(BGL)	日本版「遺伝資源へのアクセス手引」	遺伝資源へのアクセス相談窓口	海外遺伝資源国情報の発信	海外遺伝資源利用に関するアンケート調査	生物多様性条約(CBD)関連会合への参加	国際シンポジウム等の開催	海外現地調査	2国間ワーキングショップ及び2国間会合等の開催
16 (2004)	<ul style="list-style-type: none"> •BGL普及のオープンセミナーの開催:3回 •出前セミナー:1回 	日本版「遺伝資源へのアクセス手引」の作成 (2005年3月公表)		ウェブ・サイト更新		<ul style="list-style-type: none"> •ABS-WG3 (バンコク・タイ、2005年2月) <ul style="list-style-type: none"> ➢ ABS-WG3において、JBA-国連大学高等研究所共催サミット「Results of the International symposium: ABS, experience, lessons learned and future vision」開催 ➢ ABS-WG3において、日本の「遺伝資源へのアクセス手引」の英文抜粋版を配布 	<ul style="list-style-type: none"> •世界知的所有権機関(WIPO)専門家を団むインフォーマルセミナー「特許出願・原産国開示・伝統的知識に関する現状(2004年8月) •遺伝資源アクセスと利益配分:各国の経験、教訓、将来ビジョン—医薬、化粧品、バイオビジネス業界のための最前線情報—(2004年10月) •横浜ラウンドテーブル「公正かつ公平な利益配分に向けて—生物多様性条約の下にボン・ガイドラインの効果的な実施のための手段」(2005年3月) 	モンゴル ベトナム イギリス フランス イス	オーストラリア・日本 シンガポール・日本 日本・インドネシア
17 (2005)	<p>日本版「遺伝資源へのアクセス手引」の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> •「遺伝資源へのアクセス手引」の普及のためのオープンセミナーの開催:6回 •BioJapan 2005 シンポジウム「原産国開示の義務化はバイオビジネス戦略を変える」開催(2005年9月) •出前セミナー:1回 •日本版「遺伝資源へのアクセス手引」の英語版作成(2006年2月公表) 	<ul style="list-style-type: none"> •相談窓口の開設 •相談件数:25件 	ウェブ・サイト更新	第2回調査	<ul style="list-style-type: none"> •8j-WG4 (グラナダ・スペイン、2006年1月) •ABS-WG4 (グラナダ・スペイン、2006年1月) •COP8 (クリチバ・ブラジル、2006年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> •海外遺伝資源アクセス:日米欧企業とアジア資源国の取組の最前線(2005年10月) •横浜ラウンドテーブル「生物多様性条約の目的の遵守を推進するためのアクセスと利益配分の統治」(2006年2月) 	インドネシア オーストラリア	日本・インドネシア 日本・ベトナム	

平成 年度 (西暦)	(1) アクセス実施に必要な国内の制度・基盤の整備			(2) 国際動向の実態把握		(3) 日本企業による海外の生物遺伝資源へのアクセス実施の支援	
	日本版「遺伝資源へのアクセス手引」の普及	遺伝資源へのアクセス相談窓口	海外遺伝資源国情報の発信	生物多様性条約(CBD)関連会合への参加	国際シンポジウム等の開催	海外現地調査	2国間ワークショップ及び2国間会合等の開催
18 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> 「遺伝資源へのアクセス手引」の普及: 大学TLO知財関係者向けオープンセミナーの開催:4回 BioJapan 2006 シンポジウム「生物資源とバイオベンチャー」開催(2006年9月) 出前セミナー:1回 	相談件数: 25件	ウェブ・サイト更新	<ul style="list-style-type: none"> 原産地/出所/法的由来の国際的認証に関する技術専門家会合(リマ・ペルー、2006年1月) 	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な認証システムに関する情報交換会(2006年10月) 東京ハイレベル専門家会合－ABS問題への取組(2007年2月) 横浜ラウンドテーブル「遺伝資源へのアクセスと利益配分の推進における生物資源探査の役割」(2007年3月) 	<p>ベトナム オーストラリア タイ マレーシア ニュージーランド</p>	<p>日本・インドネシア 日本・中国 日本・ネパール 日本・オーストラリア 日本・モンゴル 日本・インド 日本・ブルータン</p>
19 (2007)	<ul style="list-style-type: none"> CBD、「遺伝資源へのアクセス手引」の普及、海外遺伝資源国の規制措置に関する情報提供のためのセミナー等の開催:3回 BioJapan 2007 「アジアの生物資源戦略－巨竜・中国及び巨象・インドと日本の共栄のシナリオ」開催(2007年9月) 2008年日本農芸化学会大会シンポジウム「生物遺伝資源アクセスと利益配分をめぐる国際動向:我が国の企業・大学における生物資源を用いる研究は大丈夫か」開催(2008年3月) 海外での招待講演:3回(インドネシア、中国、インド) 国連大学高等研究所との共同研究「ABS事例研究」開始 	相談件数: 34件	ウェブ・サイト更新	<ul style="list-style-type: none"> ABS-WG5(モントリオール・カナダ、2007年10月) 8j-WG5(モントリオール・カナダ、2007年10月) ABS-WG6(ジュネーブ・スイス、2008年1月) <ul style="list-style-type: none"> ABS-WG6において、サイトメント「Priorities in discussions on a certificate」開催 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスと利益配分・国際的制度の主要要素に関する情報交換会(2007年11月) 国際ワークショップ「遺伝資源へのアクセスと利益配分の実施におけるインドの経験」(2007年12月) 横浜ラウンドテーブル「ブラジルにおけるアクセスと利益配分措置の実施」(2008年2月) 	<p>中国 インドネシア インド ドイツ ベルギー</p>	

平成 年度 (西暦)	(1) アクセス実施に必要な国内の制度・基盤整備			(2) 国際動向の実態把握		(3) 日本企業による海外の生物遺伝資源へのアクセス実施の支援	
	日本版「遺伝資源へのアクセス手引」の普及	遺伝資源へのアクセス相談窓口	海外遺伝資源国情情報の発信	生物多様性条約(CBD)関連会合への参加	国際シンポジウム等の開催	海外現地調査	2国間ワークショップ及び2国間会合等の開催
20 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> 国連大学高等研究所との共同研究「ABS Case Study」(英文)発表 CBD、「遺伝資源へのアクセス手引」の普及、海外遺伝資源国の規制措置に関する情報提供のためのセミナー等の開催:3回 BioJapan シンポジウム「健康食品と生物多様性条約」開催(2008年10月) 出前セミナー:4回 	相談件数: 57件	<ul style="list-style-type: none"> 英語版ウェブ・サイトの作成 ウェブ・サイトの改良、階層の再構築 	<ul style="list-style-type: none"> COP9(ボン・ドイツ、2008年5月) 技術専門家会合(ウントフック・ナミビア、2008年12月) 技術専門家会合(東京、2009年1月) ABS-WG7(パリ・フランス、2009年3-4月) 	<ul style="list-style-type: none"> 非公式国際ワークショップ東京「法律専門家非公式会合—ABS 遵守問題への取組」(2008年9月) 海外コンサルタントの講演会及び意見交換会(2008年10月) 国際ワークショップ「ABS の議題を前進させるために:分野別アプローチについて得た事例と教訓」(2008年11月) 海外コンサルタントの講演会及び意見交換会(2009年1月) 	<p>ベトナム ベルギー イタリア タイ マレーシア インドネシア インド</p>	<p>日本・インド 日本・カンボジア</p>
21 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> CBD、「遺伝資源へのアクセス手引」の普及、海外遺伝資源国の規制措置に関する情報提供のためのセミナー、シンポジウム等の開催:5回 国内での招待講演:2回 出前セミナー:5回 海外での招待講演:1回(北京) 広報ツール小冊子「もう一つの生物「多様性のおはなし—win win な関係ー」の作成・配布 <p>【その他】 CBD/ABS に関する国際的制度の在り方に対する日本のバイオ産業界の意見をとりまとめ、関係省庁に発信(2009年10月)</p>	相談件数: 74件	ウェブ・サイト更新	<ul style="list-style-type: none"> 「伝統的知識と関連する生物資源の利益配分と文書化」ワークショップ(北京・中国、2009年9月) 8j-WG6(モントリオール・カナダ、2009年11月) ABS-WG8(モントリオール・カナダ、2009年11月) ジャカルタ会合(CBD 事務局主催):ABS ビジネス及び科学対話(ジャカルタ・インドネシア、2009年12月) アクセスと利益配分に関するアジア地域協議(シェムリアップ・カンボジア、2009年12月) ABS-WG9(ガルコロンビア、2010年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> スペイン政府法律顧問の講演会及び意見交換(2009年10月) 海外コンサルタントの講演会及び意見交換会(2009年12月) 国際ワークショップ「アクセスと利益配分に関する国際レーム」(2010年3月) 	中国 カナダ	日本・ベトナム

平成 年度 (西暦)	(1) アクセス実施に必要な国内の制度・基盤整備			(2) 国際動向の実態把握		(3) 日本企業による海外の生物遺伝資源へのアクセス実施の支援	
	日本版「遺伝資源へのアクセス手引」の普及	遺伝資源へのアクセス相談窓口	海外遺伝資源国情情報の発信	生物多様性条約(CBD)関連会合への参加	国際シンポジウム等の開催	海外現地調査	2国間ワークショップ及び2国間会合等の開催
22 (2010)	<p>—特にCOP10に関する活動—</p> <ul style="list-style-type: none"> ●オープンセミナー、シンポジウム開催:5回 ●BioJapan 2010 シンポジウム「生物多様性条約と企業戦略」開催(2010年10月) ●国内での招待講演:7回 ●メディア対象説明会:3回 ●出前セミナー:7回 ●海外での招待講演:2回(北京、ソウル) 	<p>相談件数: 100件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ウェブ・サブ更新 ●名古屋議定書JBA日本語訳をウェブ・サイトに掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ●再開 ABS-WG9(モントリオール・カナダ、2009年7月) ●地域間交渉グループ会合(モントリオール・カナダ、2010年9月) ●地域間交渉グループ再開会合(名古屋、2010年10月) ●再々開ABS-WG9(名古屋、2010年10月) ●COP10(名古屋、2010年10月) ●名古屋議定書に関する国際諮問会議(チェンマイ・インド、2011年2月) 	<ul style="list-style-type: none"> ●COP10サブイベント(NITEと共に開催) 「ABSに関する日本の経験」(2010年10月) 	<p>中国 韓国</p>	日本・中国
	<p>【その他】</p> <p>CBD/ABSに関する「コンピア・か会合の議定書案(議長テキスト)」に対する日本のバイオ産業界の意見をとりまとめ、関係省庁に発信(2010年6月)</p>						

2. 事業の詳細（平成 14-22 年度（2002-2011 年））

(1) アクセス実施に必要な国内の制度・基盤整備

① ボン・ガイドライン(BGL)の普及セミナー(2002 – 2005 年)

開催日	後援	開催場所	名称	演題	演者	所属
平成 14 年 7 月 17 日 (2002 年)		JBA 会議室 (東京)	生物多様性条約と BGL	<ul style="list-style-type: none"> BGL の英文原文に基づき事務局草稿訳を作成 BGL に至るまでの経緯、BGL の内容を解説し、出席者からのコメントを求めた 	炭田精造	JBA
平成 15 年 6 月 19 日 (2003 年)	経済産業省生物化学 産業課	東京国際フォーラム (東京)	生物多様性条約と BGL	<ul style="list-style-type: none"> 生物資源利用に関する新たな国際的ルールの策定—最新の動向と我が国の政策— BGL と生物資源アクセスの実際 NITE 生物資源センターと生物資源アクセス 	亀井明紀 炭田精造 原山重明	経済産業省 (METI) JBA 製品評価技術基盤機構(NITE)
平成 15 年 11 月 14 日 (2003 年)		JBA 会議室 (東京)	生物資源へのアクセスと利益配分の 国際交渉に対する我が国産業界 からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ABS Ad hoc 会合(モン特リオール)における我が国の基本的ポジションについて 	長尾勝昭	METI
平成 16 年 1 月 16 日 (2004 年)	特定非営利活動法人 北海道バイオ産業振興 協会(HOBIA)	ホテルポールスター札幌 (札幌市)	生物資源へのアクセスと利益配分の 国際ルール—BGL と最新の動向—	<ul style="list-style-type: none"> 生物資源をめぐる国際動向と今後の課題 生物資源へのアクセスと利益配分の国際ルール 	炭田精造 安藤勝彦	JBA JBA
平成 16 年 1 月 30 日 (2004 年)	特定非営利活動法人 近畿バイオインダストリー振 興会議、大阪大学生 物工学国際交流センタ ー	大阪国際交 流センター (大阪市)	生物資源へのアクセスと利益配分の 国際ルール—BGL と最新の動向—	<ul style="list-style-type: none"> 生物資源をめぐる国際動向と今後の課題 生物資源へのアクセスと利益配分の国際ルール 	炭田精造 安藤勝彦	JBA JBA
平成 16 年 7 月 8 日 (2004 年)	NPO バイオものづくり 中部、名古屋大学大 学院生命農学研究科	ホテルグランドコ ート名古屋 (名古屋市)	生物資源へのアクセスと利益配分の 国際ルール	<ul style="list-style-type: none"> バイオ分野における知的財産権の南北問題 生物資源をめぐる国際動向と今後の課題 生物資源へのアクセスと利益配分の国際的ルール 	武田 稔 炭田精造 安藤勝彦	名古屋大学 JBA NITE
平成 16 年 12 月 3 日 (2004 年)		八重洲博多 ビルホール (福岡市)	生物資源へのアクセスと利益配分の 国際ルール	<ul style="list-style-type: none"> Introduction 遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する我が国政策の動向について 生物資源をめぐる国際動向と今後の課題 生物資源へのアクセスと利益配分の国際的ルール 	最首太郎 嶋野武志 炭田精造 安藤勝彦	水産大学校 長崎大学 JBA NITE

開催日	後援	開催場所	名称	演題	演者	所属
平成 17 年 3 月 8 日 (2005 年)		パレス宮城野 (仙台市)	生物資源へのアクセスと利益配分の 国際ルール	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する我が国の政策の動向について ・生物資源をめぐる国際動向と今後の課題 ・生物資源へのアクセスと利益配分の国際的ルール 	嶋野武志 炭田精造 安藤勝彦	長崎大学 JBA NITE

② 日本版「遺伝資源へのアクセス手引」の普及セミナー(2005 - 2011 年)

開催日	共催、後援	開催場所	名称	演題	演者	所属
平成 17 年 5 月 20 日 (2005 年)		如水会館 (東京)	遺伝資源へのアクセスにかかる手引について	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝資源へのアクセスと利益配分にかかる我が国の政策について ・遺伝資源へのアクセスの手引に関する説明 ・遺伝資源アクセスを支援するための JBA の活動について 	河内幸男 長尾勝昭 炭田精造	METI METI JBA
平成 17 年 6 月 24 日 (2005 年)	NPO 近畿バイオインダストリー振興会議後援	大阪科学技術センタービル(大阪市)	遺伝資源へのアクセスにかかる手引について	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝資源へのアクセスと利益配分にかかる我が国の政策について ・遺伝資源へのアクセスの手引に関する説明 ・遺伝資源アクセスを支援するための JBA の活動について 	河内幸男 炭田精造 渡辺順子	METI JBA JBA
平成 17 年 7 月 15 日 (2005 年)	NPO バイオものづくり中部後援	中部経済産業局庁舎 (名古屋市)	遺伝資源へのアクセスにかかる手引について	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝資源へのアクセスと利益配分にかかる我が国の政策について ・遺伝資源へのアクセスの手引に関する説明 ・遺伝資源アクセスを支援するための JBA の活動について 	前田 淳 炭田精造 渡辺順子	METI JBA JBA
平成 17 年 9 月 7 日 (2005 年)		パシフィコ横浜、 (横浜市)	BioJapan 2005 シンポジウム「原産国 開示の義務化はバイオビジネス戦略 を変える」開催	<ul style="list-style-type: none"> ・海外遺伝資源を用いた発明の特許出願: 原産国開示の義務化の議論とビジネス戦略 ・Discussion of Origin or Source of Genetic Resources and Associated Traditional Knowledge in Patent Applications – An Analysis of the Proposal of EC and its Member States to WIPO ・産業界の視点 ・バイオ特許をめぐる攻防: 生物探査かバイオパイシーか 	炭田精造 JOSEPF Straus 大野彰夫 田上麻衣子	JBA Max Planck Institute 三共㈱ 東海大学
平成 17 年 9 月 16 日 (2005 年)	特定非営利活動法人 北海道バイオ産業振興 協会(HOBIA) 共催	ホテルホールスター札幌 (札幌市)	遺伝資源へのアクセスにかかる手引について	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝資源へのアクセスと利益配分にかかる我が国の政策について ・遺伝資源へのアクセスの手引に関する説明 ・遺伝資源アクセスを支援するための JBA の活動について ・遺伝資源へのアクセスとアグリ事業 	前田 淳 炭田精造 渡辺順子 富田房男	METI JBA JBA HOBIA
平成 17 年 11 月 18 日 (2005 年)		中国経済産業局 (広島市)	遺伝資源へのアクセスにかかる手引について	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝資源へのアクセスと利益配分にかかる我が国の政策について ・遺伝資源へのアクセスの手引に関する説明 ・遺伝資源アクセスを支援するための JBA の活動について 	炭田精造 薮崎義康 渡辺順子	JBA JBA JBA
平成 17 年 12 月 16 日 (2005 年)		九州経済産業局 (福岡市)	遺伝資源へのアクセスにかかる手引について	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝資源へのアクセスと利益配分にかかる我が国の政策について ・遺伝資源へのアクセスの手引に関する説明 ・遺伝資源アクセスを支援するための JBA の活動について 	炭田精造 薮崎義康 渡辺順子	JBA JBA JBA

開催日	共催、後援	開催場所	名称	演題	演者	所属
平成18年 8月25日 (2006年)	有限責任中間法人大学技術移転協議会	東京大学山上会館 (東京)	海外の遺伝資源を研究に利用する際の国際ルールー大学の研究者・知財関係者のためにー	<ul style="list-style-type: none"> • Introduction • 遺伝資源アクセスをめぐる国際ルールと我が国政府によるアクセス手引 • 研究者を支援するためのJBAの活動について • 我が国公的機関による海外機関との共同研究の事例 	前田 淳 炭田精造 渡辺順子 安藤勝彦	METI JBA JBA NITE
平成18年 9月15日 (2006年)		大阪国際会議場 (大阪市)	BioJapan 2006シンポジウム「生物資源とバイオベンチャー」開催	<ul style="list-style-type: none"> • 欧米及び我が国における天然物創薬の動向 • マレーシアにおける生物資源探索ビジネス • 生物資源の産業利用の課題と方向性 	奥田 徹 発 正浩 井上恵雄	玉川大学 ニムラ・ジェネティック・ソリューションズ JBA
平成18年 10月12日 (2006年)	有限責任中間法人大学技術移転協議会、大阪大学先端科学イノベーションセンター、大阪大学知的財産本部	大阪大学先端科学イノベーションセンター先導的研究棟 (大阪市)	海外の遺伝資源を研究に利用する際の国際ルールー大学の研究者・知財関係者のためにー	<ul style="list-style-type: none"> • 遺伝資源アクセスをめぐる国際ルールと我が国政府によるアクセス手引 • 研究者を支援するためのJBAの活動について • 我が国公的機関による海外機関との共同研究の事例 	炭田精造 渡辺順子 安藤勝彦	JBA JBA NITE
平成18年 11月15日 (2006年)	有限責任中間法人大学技術移転協議会、北海道大学知的財産本部	北海道大学百年記念会館 (札幌市)	海外の遺伝資源を研究に利用する際の国際ルールー大学の研究者・知財関係者のためにー	<ul style="list-style-type: none"> • 遺伝資源アクセスをめぐる国際ルールと我が国政府によるアクセス手引 • 研究者を支援するためのJBAの活動について • 我が国公的機関による海外機関との共同研究の事例 	炭田精造 渡辺順子 安藤勝彦	JBA JBA NITE
平成18年 12月5日 (2006年)	有限責任中間法人大学技術移転協議会、九州大学知的財産本部、九州大学農学研究院有体管理センター	九州大学国際ホール (福岡市)	海外の遺伝資源を研究に利用する際の国際ルールー大学の研究者・知財関係者のためにー	<ul style="list-style-type: none"> • 遺伝資源アクセスをめぐる国際ルールと我が国政府によるアクセス手引 • 研究者を支援するためのJBAの活動について • 我が国公的機関による海外機関との共同研究の事例 	薮崎義康 渡辺順子 安藤勝彦	JBA JBA NITE
平成19年 9月21日 (2007年)		パシフィコ横浜 (横浜市)	BioJapan 2007「アジアの生物資源戦略ー巨竜・中国及び巨象・インドと日本の共栄のシナジーー」	<ul style="list-style-type: none"> • 中国・インドと連携して目指す我が国バイオ産業の発展 • 中国の生薬事情ー薬用資源植物の調査研究から • インドの研究開発の視座からーCSIRのケース中心にー 	八山幸司 小松かつ子 山名美加	METI 富山大学 大阪工業大学 大学院
平成20年 2月27日 (2008年)	(財)知的財産研究所	(財)知的財産研究所会議室 (東京)	遺伝資源アクセスセミナー	<ul style="list-style-type: none"> • 遺伝資源アクセスに係る国際交渉と我が国の施策について • 遺伝資源等をめぐる知財問題の論点と課題 • 海外遺伝資源の利用者に対するバイオインダストリー協会の支援活動 	西嶋英樹 田上麻衣子 薮崎義康	METI 東海大学 JBA

開催日	共催、後援	開催場所	名称	演題	演者	所属
平成20年 3月28日 (2008年)		名城大学天白キャンパス (名古屋市)	日本農芸化学会2008年度大会シンポジウム 「生物遺伝資源アクセスと利益配分をめぐる国際動向:我が国の企業・大学における生物資源を用いる研究は大丈夫か」	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝資源アクセスに係る国際交渉と我が国の施策(カルタヘナ法も含めて) ・バイオインダストリー協会による生物遺伝資源利用者の支援活動 ・NITEの海外微生物探索 ・大学における遺伝資源の管理とその活用事例 ・熱帯の微生物資源探索に関するマレーシアとの共同研究 	西嶋英樹 炭田精造 安藤勝彦 深見克哉 永井浩二	METI JBA NITE 九州大学 アステラス製薬 (株)
平成20年 10月15日 (2008年)		パシフィコ横浜 (横浜市)	BioJapan シンポジウム「健康食品と生物多様性条約」	<ul style="list-style-type: none"> ・健康食品素材探索と生物多様性条約 ・国内自給率向上を目指した薬用植物の大規模機械化栽培研究 	森岡一 柴田敏郎	味の素㈱ 医薬基盤研究所
平成20年 11月13日 (2008年)	富山大学知的クラスター創成事業(第Ⅱ期)広域化プログラム	富山県民会館 (富山市)	海外の遺伝資源を研究に利用する際の国際ルールー大学の研究者・知財関係者のためにー	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝資源アクセスをめぐる国際ルールと我が国政府によるアクセス手引 ・研究者を支援するためのJBAの活動について ・薬用植物分野における海外機関との共同研究の事例 ・微生物分野における海外機関との共同研究の事例 	炭田精造 薮崎義康 小松かつ子 安藤勝彦	JBA JBA 富山大学 NITE
平成20年 12月5日 (2008年)	JBA・名古屋市立大学主催	名古屋市立大学病院 (名古屋市)	COP10パートナー事業 衣食住から考える企業と生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ・天然物創薬:生物多様性からのヒント ・作物遺伝資源の管理と参加型開発ー農の世界の視点からー ・生物多様性条約 COP10 名古屋に向けて:遺伝資源アクセスと利益配分(ABS)の国際ルール 	奥田徹 西川芳昭 炭田精造	玉川大学 エデュケーションナル サポートセンター JBA
平成21年 2月3日 (2009年)		TKP日本橋ビジネスセンター (東京)	生物多様性条約 COP10 名古屋に向けた最新状況と海外の遺伝資源へアクセスする際の国際ルールー研究者と企業等の関係者のためにー	<ul style="list-style-type: none"> ・生物資源へのアクセスと ABS の議論について ・遵守に関する基本解釈と国際議論の最新状況ー専門家会合(東京)の報告 ・COP10 の国際交渉に向けての世界の産業界の意見 ・海外遺伝資源の利用の際のアクセス情報と JBA の支援 	作田竜一 磯崎博司 炭田精造 薮崎義康	METI 明治学院大学 JBA JBA
平成21年 7月22日 (2009年)		JBA会議室 (東京)	生物多様性条約 COP10 名古屋に向けた最新状況と海外の遺伝資源へアクセスする際の国際ルール	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性条約と ABS の議論について ・海外遺伝資源の利用の際のアクセス情報と JBA の支援 	作田竜一 薮崎義康	METI JBA
平成21年 10月16日 (2009年)		アクロス福岡 (福岡市)	生物多様性条約 COP10 名古屋に向けた最新状況と海外の遺伝資源へアクセスする際の国際ルール	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性条約と ABS の議論の現状 ・大学における遺伝資源(海外由来を含む)の管理と海外戦略 ・海外遺伝資源の利用の際のアクセス情報と JBA の支援 	炭田精造 深見克哉 薮崎義康	JBA 九州大学 JBA

開催日	共催、後援	開催場所	名称	演題	演者	所属
平成21年 10月23日 (2009年)	関西学院大学総合政策学部メディア情報学科、甲南大学フロンティア研究推進機構、関西大学法学研究所インド・南アフリカ財産の情報研究班	関西学院大学大阪梅田キャンパス (大阪市)	生物多様性条約 COP10 名古屋に向けた最新状況と海外の遺伝資源へアクセスする際の国際ルール	<ul style="list-style-type: none"> ・アフリカにおける遺伝資源活用の可能性－南アフリカの事例を中心に ・生物多様性条約と ABS の議論の現状 ・製品評価技術基盤機構(NITE)におけるアジア各国との微生物探索に関する共同研究について ・海外遺伝資源の利用の際のアクセス情報と JBA の支援 	M. L. Shrestha 炭田精造 須藤 学 薮崎義康	甲南大学 JBA NITE JBA
平成21年 12月15日 (2009年)		大手町サンスカイルーム (東京)	生物多様性条約 COP10 名古屋に向けた最新状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ABS 国際交渉の最新動向－第8回 ABS 作業部会報告 ・第6回生物多様性条約第8条j項(伝統的知識)作業部会報告 ・海外遺伝資源の利用の際のアクセス情報と JBA の支援 	炭田精造 田上麻衣子 薮崎義康	JBA 東海大学 JBA
平成22年 1月26日 (2010年)		京王プラザホテル (東京)	ABS の ABC－よくわかる生物多様性条約－	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する法制度 ・生物遺伝資源と経済的価値 ・これまでの経緯と最新情報 ・生物多様性条約と伝統的知識について ・大学における生物資源の取り扱いと課題 ・遺伝資源の産業利用のための NITE の役割 ・食品企業における海外遺伝資源へのアクセスと利用について ・製薬産業における遺伝資源利用の実際 	磯崎博司 渡邊幹彦 炭田精造 田上麻衣子 武田 稔 安藤勝彦 安田源太郎 渡辺裕二	明治学院大学 名古屋大学 JBA 東海大学 名古屋大学 NITE カルピス(株) アステラス製薬(株)
平成22年 4月22日 (2010年)		JBA 会議室 (東京)	COP10 名古屋に向けた ABS 国際交渉の最新状況:別報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ABS 国際交渉の最新動向－第9回 ABS 作業部会報告 ・海外遺伝資源の利用の際のアクセス情報と JBA の支援 	炭田精造 渡辺順子	JBA JBA
平成22年 5月29日 (2010年)	日本菌学会	玉川大学 (東京)	日本菌学会第54回特別シンポジウム「大学研究者とアマチュアのための生物多様性条約～2010 年名古屋 COP10 をにらんで」	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性条約－特に ABS に関して－ ・大学における海外の遺伝資源の管理と活用 ・生物多様性条約と海外微生物探索 	炭田精造 深見克哉 安藤勝彦	JBA 九州大学 NITE
平成22年 7月27日 (2010年)		鉄鋼会館 (東京)	COP10 名古屋に向けた ABS 国際交渉の最新状況－モントリオール報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ABS 国際交渉の最新動向－第9回 ABS 再開作業部会報告 ・ABS 国際的制度の法的論点と課題 ・海外遺伝資源利用の際のアクセス情報と JBA の支援活動 	炭田精造 磯崎博司 薮崎義康	JBA 上智大学 JBA
平成22年 8月27日 (2010年)		学術総合センター (東京)	CBD/ABS シンポジウム「生物多様性条約交渉の現場から」	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性条約交渉とその歴史的背景 ・生物資源戦略と実践－生物多様性条約の時代を迎えて ・生物多様性条約における ABS の議論と我が国の対応 	高倉成男 石川不二夫 炭田精造	明治大学 JBA JBA

開催日	共催、後援	開催場所	名称	演題	演者	所属
平成 22 年 10月 1 日 (2010 年)		パシフィコ横浜 BioJapan 展示会ホール内セミナー会場 (横浜市)	生物多様性条約と企業戦略	モデレーター • 経団連自然保護協議会の生物多様性保全活動 • 食品企業における海外遺伝資源の利用 • 大学における遺伝資源の取り扱いと産学連携	谷田部雅嗣 石原 博 安田源太郎 深見克哉	NHK 経団連自然保護協議会 カルピス㈱ 九州大学
平成 23 年 2月 22 日 (2011 年)	九州大学有体物管理センター主催、JBA 共催	九州大学医学部百年講堂 (福岡市)	どうする、生物資源！ 大学における管理と活用の今後 －生物多様性条約・名古屋議定書採択を受けて－	• 生物多様性条約 COP10 の結果概要について • ABS 名古屋議定書は何を定めているのか • 遺伝資源アクセスの基本事項と JBA の支援活動 • ABS の研究活動への影響について • 大学における研究と海外生物資源に関する課題	岡田正孝 磯崎博司 藪崎義康 田中一成 深見克哉	METI 上智大学 JBA 文科省 九州大学

(2) 国際動向の実態把握

国際シンポジウム等の開催(2002 – 2010 年)

開催日	名称	演題	演者	所属
平成 14 年 11 月 13 日 (2002 年)	ペルー ABS 専門家講演会 (JBA 会議室)	<ul style="list-style-type: none"> ペルーの伝統的知識保護制度のあり方、知的財産権と伝統的知識—特にペルーでの米国企業との交渉の例について— 	B. Tobin	Association para la Defensa de los Derechos Naturales, Peru
平成 14 年 11 月 14 日 (2002 年)	JBA/NITE 国際シンポジウム「生物多様性条約と知的財産権—医薬品・化粧品等ビジネスへのインパクト」 (JBA 主催、NITE 協賛) (東京赤坂プリンスホテル、東京)	<ul style="list-style-type: none"> Setting the Scene: 知的財産権と伝統的知識 伝統的知識保護のための国際的制度に向けて 薬用植物に関する伝統的知識の保護—タイの視点 知的財産権と利益配分措置の実施—イノイ大学-ベトナム-ラオス間の米国 NIH プロジェクト(ICBG)の経験 化粧品ビジネスにおける天然物 伝統的医薬ビジネスにおける天然物 	山名美加 B. Tobin Tanit Changthavorn D. Soejarto 小林孝次 荻野文雄	財国際高等研究所 自然権保護協会、ペルー BIOTEC、タイ イノイ大学、米国 株資生堂 カネボウ(株)
平成 14 年 12 月 16 日 (2002 年)	JBA・国連大学高等研究所 (UNU/IAS) Joint Seminar on ABS (JBA 会議室)	<ul style="list-style-type: none"> Opening remarks Traditional Knowledge in the Pantanal Region in Brazil and Potential Usage in Modern Medicine Equitable Sharing of Benefits Arising from Utilization of Genetic Resources in Brazil Access and Benefit sharing in Brazil 	磯崎博司 Paulo Teixeira Sergio Peña-Neira Sofia R. Hirakuri	岩手大学 Federal University of Mato Grosso-UFMT, Brazil UNU/IAS UNU/IAS
平成 15 年 9 月 30 日 (2003 年)	生物多様性条約は遺伝資源アクセス規制と商業化をいかに両立させるのか? (JBA 主催、UNU/IAS 共催) (国連大学ウント・ホール、東京)	<ul style="list-style-type: none"> 基調講演:生物多様性条約はどのように採択されたのか、そして、どこへ向かうのか? Setting the Scene—遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際動向 天然物リードへのアクセスと利益配分戦略—医薬品業界の視点 遺伝資源の商業的利用—米国イエローストーン国立公園の事例 遺伝資源へのアクセスと利益配分政策—マレーシアの視点 R&D 振興と両立する生物多様性国内法の制定 欧州におけるアクセスと利益配分政策の動向—知的財産権からの視点 遺伝資源へのアクセス問題に対する欧米産業界の見解 	V. Sanchez 磯崎博司 A. Buss J. Varley M. B. Osman G. Burton J. Straus T. Jacob	リ商業会議所、元リ国大使、リ 岩手大学 MerLion Pharma、シンガポール イエローストーン国立公園、米国 マレーシア国民大学、マレーシア 環境・遺産省、オーストラリア マックスプランク研究所、ドイツ 国際商業会議所アクセススクワース議 長、デュポン、米国

開催日	名称	演題	演者	所属
平成 16 年 1 月 12~14 日 (2004 年)	東南アジアワークショップ 「貿易、バイオテクノロジーと持続 可能な開発」 （ UNU/IAS・JBA・ASEAN Secretariat・ベトナム天然資源環 境省・ベトナム環境保護局 共 催） （Horison Hotel、ハノイ・ベトナム）	<ul style="list-style-type: none"> • Key Note Speech: The Need for Capacity Building in Emerging Issues of Science and Technology • Trade Dispute Surrounding Beef Hormone Case and GM Food • Biotechnology Transfer to Developing Countries: Cases in Southeast Asian Countries • Country Report • The Biosafety Protocol and Developing Countries • Introduction to Problems and Issues between Cartagena Protocol on Biosafety, SPS and the Codex Alimentarius • Country Report • The Future of Biotechnology and Developing Countries • Bioindustry Development and CBD – Japan’s Country Report • Country Report • Managing Risk in the ASEAN Context • Labelling, Biosafety and Trade • Country Report • TRIPs and the Emerging International Rules on the Commercialization of Genetic Resources: The FAO International Treaty and the CBD • WIPO and CBD Approaches to the Protection of Traditional Knowledge • Country Report 	M.G.K. Menon D. M. Supperamaniam 渡邊和男 R. Letchumanan W. B. Chambers A. Sasson 炭田精造、安藤勝彦 F. C. Low S. Johnston W. B. Chambers A. Kambu	UNU/IAS WTO、マレーシア 筑波大学 ブルネイ、カンボジア ASEAN Secretariat UNU/IAS インドネシア、ラオス UNESCO JBA マレーシア、ミャンマー 科学技術環境省、マレーシア UNU/IAS フィリピン、シンガポール UNU/IAS タイ、ベトナム
平成 16 年 8 月 31 日 (2004 年)	世界知的所有権機関(WIPO) 専門家を囲むインフォーマルセミナー（鉄鋼会館、東京）	• 特許出願・原産国開示・伝統的知識に関する現状	S. Bhatti	WIPO、スイス
平成 16 年 10 月 29 日 (2004 年)	遺伝資源アクセスと利益配分:各 国の経験、教訓、将来ビジョン —医薬、化粧品、バイオビジネス 業界のための最前線情報— (JBA 主催、UNU/IAS 共催) (東京プリンスホテル、東京)	<ul style="list-style-type: none"> • Setting the Scene • マレーシアと日本との生物資源アクセスと利益配分の経験 • インドネシアと日本との生物資源アクセスと利益配分の経験 • オーストラリアの海洋生物資源へのアクセスと利益配分の経験 • 化粧品ビジネスにおける原料へのアクセスと利益配分 • フィリピンの生物資源へのアクセス—大統領令以降の動向 • タイの生物資源へのアクセス—生物多様性条約加盟(2003 年)後の動向 • 酵素ビジネスにおける生物資源の利用と利益配分における経験 	磯崎博司 S. Johnston Baskaran Krishnapillay Amin Soebandrio E. Illidge D. Hircock Jose Maria Ochave Jade Donavanik A. Bergman	明治学院大学 UNU/IAS マレーシア国立森林研究所 インドネシア研究技術省 オーストラリア国立海洋科学研究所 Aveda 社、米国 弁護士、フィリピン政府顧問 弁護士、タイ政府顧問 ノボザイム・ジャパン(株)

開催日	名称	演題	演者	所属
平成 17 年 2 月 16 日 (2005 年)	ABS-WG3 サイトイヘント： Results of the International Symposium: ABS, Experience, Lessons Learned and Future Vision (JBA、 UNU/IAS 共催) (バンコク・タイ)	Co-chairs • Symposium results • ABS experience of NITE Panelists Closing remarks	A. Zakri 炭田精造 S. Johnston 安藤勝彦 磯崎博司	UNU/IAS JBA UNU/IAS NITE タイ、マレーシア、オーストラリア 明治学院大学
平成 17 年 3 月 11 日 (2005 年)	横浜ラウンドテーブル「公正かつ 平衡な利益配分に向けて— 生物多様性条約の下に BGL の効果的な実施のための手 段」 (JBA と UNU/IAS の共催) (UNU/IAS、横浜市)	• 原産国証明書の経済的論理 • WIPO 内部における原産国表示の最近の議論 • 遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する日本の新しい手引	Jose Carlos Fernandez A. Taubman 長尾勝昭	メキシコ国立生態学研究所 WIPO、スイス METI
平成 17 年 10 月 28 日 (2005 年)	海外遺伝資源アクセス：日米欧 企業とアジア資源国の取組の 最前線 (JBA 主催、 UNU/IAS 共催) (東京プリンスホテル、東京)	• 遺伝資源の利用と利益配分における産業界の事例 ➢ 製薬業界の事例 ➢ 酵素業界の事例 ➢ 米国産業界の事例 特別講演「中国における遺伝資源アクセスの現状」 • 遺伝資源アクセスと利益配分にかかる資源国の取組 ➢ インドネシアの事例 ➢ タイの事例 ➢ マレーシアの事例 ➢ フィリピンの事例	鈴木賢一 L. Lange L. Feisee 張 新軍 Sugiono Moeljopawiro Banpot Naponpeth Eileen Yen Ee Lee Manuel Bravo	アステラス製薬(株) Novozymes、デンマーク Biotechnology Industry Organization (BIO)、米国 清華大学、中国 インドネシア農業省 カセサート大学、タイ サラワク生物多様性センター、マレーシア フィリピン環境天然資源省
平成 18 年 2 月 16 日 (2006 年)	横浜ラウンドテーブル「生物多 様性条約の目的の遵守を推進 するためのアクセスと利益配分 の統治」 (JBA と UNU/IAS の共催) (UNU/IAS、横浜市)	• スイス版の「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する管理ツール」 • アクセスと利益配分における能力構築と遵守の確保 • 日本の遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する手引	G Greene S. Johnston 前田 淳	Stratos Inc、カナダ UNU/IAS、横浜 METI

開催日	名称	演題	演者	所属
平成 18 年 10月 4 日 (2006 年)	国際的な認証システムに関する 情報交換会 (鉄鋼会館・東京)	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な認証システムについて 遺伝資源及び関連する伝統的知識への無許可のアクセス及び不正利用に関するフレームの分析 	T. Young	トーヤング環境コンサルティング (前 IUCN 環境法センター法律家)
平成 19 年 2月 8、9 日 (2007 年)	東京ハイレベル専門家会合－ ABS 問題への取組 (グランドホテル・東京、東京)	<p><u>Session 1: ABS Challenges in National and International Policy</u></p> <ul style="list-style-type: none"> Overview on ABS Issues Implementation of ABS Provisions: A Japanese Perspective An Australian Perspective: Its All about Understanding Risk <ul style="list-style-type: none"> A Swiss Perspective addressing the elaboration of an international regime on Access and Benefit Sharing Access to Genetic Resources and Benefit sharing: Canadian Perspectives <p><u>Session 2: ABS Challenges for Research Institutions</u></p> <ul style="list-style-type: none"> Claims without Boundaries: Can We Define Genetic Resources and Stop the Bleeding? Access and Benefit Sharing: A Public Service Collection Perspective National Biological Resource Centers: The Principle and Roles for Microbiology Community <p><u>Session 3: ABS Challenges for Users</u></p> <ul style="list-style-type: none"> Micro-organisms Sustainable use and Access management Integrated Conveyance System CBD and ABS: from scientific needs to public perceptions – road models for the Pharmaceutical Industry Access and Benefit Sharing Regime; considerations of the seed industry <p><u>Session 4: ABS Challenges in Economics, Equity and Other Aspects</u></p> <ul style="list-style-type: none"> Economic Aspects of ABS – The Ways to Optimize the Benefits Equity and Motivation: Practical Building Blocks for a Fair and Functional ABS Regime <p><u>Session 5: General Discussion</u></p>	磯崎博司 炭田精造 G Burton R. Lamb A. Seel L. Hirsch D. Smith 鈴木健一朗 P. Desmeth T. Henkel Anke van den Hurk 渡邊幹彦 T. Young	明治学院大学 JBA Jean Shannon and Associates, Australia Federal Office for the Environment, Switzerland Environment Canada Smithsonian Institution, U. S. A CABI Bioscience UK Centre, U. K. NITE BCCM, Belgium InterMed Discovery, Germany Plantum NL, The Netherlands (株)日本総合研究所 Consultant, International and Environmental Law and Policy

開催日	名称	演題	演者	所属
平成 19 年 3 月 1 日 (2007 年)	横浜ラウンドテーブル「遺伝資源へのアクセスと利益配分の推進における生物資源探査の役割」 (JBA と UNU/IAS の共催) (UNU/IAS、横浜市)	<ul style="list-style-type: none"> • Emerging Issues in Bioprospecting: Lessons for ABS • Current Status of Natural Product Drug Discovery in EU/US and Japan • Traditional Knowledge based Bioprospecting for Health and Livelihood Security of Communities: Innovative Participatory Methods and Models • Bioprospecting, Access to Genetic Resources and Benefit Sharing • Role of Bioprospecting in furthering ABS: Issues, Concerns and Prospects in Bioprospecting • Implementation of ABS Provisions – A Japanese Perspective 	Balakrishna Pisupati 奥田 徹 Padma Venkatasubramaniam Witoon Lianchamroon Alphonse Kambu 炭田精造	UNU/IAS、横浜 玉川大学学術研究所 Foundation for Revitalisation of Local Health Traditions、インド Biodiversity Action Thailand, BIOTHAI、タイ いしかわ国際協力研究機構 JBA
平成 19 年 11 月 28 日 (2007 年)	アクセスと利益配分・国際的制度の主要要素に関する情報交換会 (鉄鋼会館、東京)	<ul style="list-style-type: none"> • 利用者側措置と ABS レジームの機能性 • 国際的 ABS レジームの要素 	T. Young	トーヤング環境コンサルティング (前 IUCN 環境法センター法律家)
平成 19 年 12 月 17、18 日 (2007 年)	国際ワークショップ「遺伝資源へのアクセスと利益配分の実施におけるインドの経験」 (インド政府環境森林省主催、 JBA、UNU/IAS 協賛) (クラリッジスホテル、ニューデリー・インド)	<ul style="list-style-type: none"> • Access and Benefit Sharing of Genetic Resources – Issues and Challenges from a Global Perspective • The International Regime – An Overview • Implementing the ABS Provisions - Importance of the International Certificate • Historical Overview on Development of ABS Legislation and Protection of Traditional Knowledge in India • Biodiversity Act and Rules – Elements and Provisions • Implementation of National Biodiversity Act and the Rules – Issues and Experiences • Links between Biodiversity Act and Plant Variety Protection Act • Japan's ABS Guidelines and Experiences • Future Dimensions on ABS • Considerations for Traditional Knowledge Linkages in Dealing with ABS Provisions • Global Experience with ABS – Emerging Evidence from India and South Africa 	A. H. Zakri B. Pisupati B. Dhar S. Arora S. Kannaiyan K. Venkataraman D. S. Raj Ganesh S. Sumida B. Pisupati V. K. Gupta Sachin Chaturvedi	UNU/IAS UNEP Indian Institute of Foreign Trade Ministry of Environment and Forests National Biodiversity Authority National Biodiversity Authority Protection of Plant Variety and Farmers' Rights Authority JBA UNEP Council of Scientific and Industrial Research Research and Information System for Developing Countries

開催日	名称	演題	演者	所属
平成 20 年 1 月 22 日 (2008 年)	ABS-WG6 サブ・イベント： Priorities in discussions on a certificate (ジュネーブ、スイス)	<ul style="list-style-type: none"> Japan's Activities to implement ABS Practicality, Feasibility, and Decision making Processes 	炭田精造 渡邊幹彦	JBA (株)日本総合研究所
平成 20 年 2 月 29 日 (2008 年)	横浜ラウンドテーブル「ブラジルに おけるアクセスと利益配分措置 の実施」 (JBA と UNU/IAS の共催) (UNU/IAS、横浜市)	<ul style="list-style-type: none"> Implementation of Access and Benefit Sharing Measures in Brazil Japan's ABS Guidelines and Experiences A Comparative Analysis of Brazil and India's ABS Policies 	Tony Gross 炭田精造 S. Subramanian	ブラジル政府環境省、ブラジル JBA UNU/IAS
平成 20 年 9 月 30 日～ 10 月 1 日 (2008 年)	非公式国際ワークショップ東京 「法律専門家非公式会合－ ABS 遵守問題への取組」 (ホテル・オーケラ東京ベイ、浦安市)	<ul style="list-style-type: none"> Introduction Compliance and Enforcement in Japan - Foreign Judgment Recognition – Compliance with Access and Benefit-Sharing - An EC Perspective Compliance Mechanisms within the ABS Regime – A Swiss Perspective Towards Regional Common Pools of Genetic Resources – A View from Academia Informal Legal Expert Workshop Addressing Access and Benefit Sharing Compliance Issues - A Pharmaceutical Industry Perspective Informal Legal Expert Workshop Addressing Access and Benefit Sharing Compliance Issues -An International Chamber of Commerce Perspective ABS Compliance: Legal Issues in the International Regime Negotiations A U.S Perspective New Zealand Perspectives The Convention on Biological Diversity – Getting the Balance Right An Australian Perspective Building the International ABS on the Basis of Contracts and Contract Law: Critical Issues to be Addressed 	炭田精造 磯崎博司 Mathias Buck Christian Kilchhofer Gerd Winter David Rosenberg Michael D. Hauser Anne Daniel Kathryn Youel Page Warren Waetford Brett Walker Tomme R. Young	JBA 明治学院大学 DG-ENV, European Commission Federal Office for the Environment, Switzerland University of Bremen, Germany IFPMA & GSK International Chamber of Commerce Department of Justice, Canada Department of State, USA Ministry of Foreign Affairs & Trade, New Zealand CSIRO, Australia Consultant, International Environmental Law and Policy
平成 20 年 10 月 24 日 (2008 年)	海外コンサルタントの講演会及び 意見交換会 (JBA 会議室)	Applying Commercial Law and Contracts to ABS—Objectives and Benefits for Users	Tomme R. Young	Consultant, International Environmental Law and Policy

開催日	名称	演題	演者	所属
平成 20 年 11 月 28 日 (2008 年)	国際ワークショップ「アクセスと利益配分の議題を前進させるために: 分野別アプローチについて得た事例と教訓」 (JBA と UNU/IAS の共催) (国連大学「エリザベスローズホール」、東京)	<ul style="list-style-type: none"> Learning by sharing: Experiences from sharing <i>ex-situ</i> collections of genetic resources and its relevance to current ABS discussions Providing Access and Sharing of Benefits: Experiences from the International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture Sharing what we know: WIPO's Progress towards linking ABS and TK agendas Options for benefit sharing—Benefit sharing under the ABS of CBD 	David Smith Marie Schloen Begona Venero Suneetha Subramanian	World Federation of Culture Collections ITPGRFA WIPO UNU/IAS
平成 21 年 1 月 20 日 (2009 年)	海外コンサルタントの講演会及び意見交換会 (JBA 会議室)	Australian ABS Law and Administration: A Model Law and Approach?	Geoff Burton	Jean Shannon and Associates (JSA)、オーストラリア
平成 21 年 10 月 2 日 (2009 年)	スペイン政府法律顧問の講演会及び意見交換会（東京ステーションコンフェレンス、東京）	EU Proposal in the Negotiation of the International Regime on ABS	Alejandro Lago Candeira	Universidad Juan Carlos、スペイン政府法律顧問、スペイン
平成 21 年 12 月 21 日 (2009 年)	海外コンサルタントの講演会及び意見交換会 (JBA 会議室)	Components of a Fair and Streamlined Compliance-Regime	Tomme R. Young	Consultant, International Environmental Law and Policy
平成 22 年 3 月 1、2 日 (2010 年)	国際ワークショップ「アクセスと利益配分に関する国際レジーム」 (外務省・経済産業省・JBA 共催) (京王プラザ東京、東京)	<ul style="list-style-type: none"> ABS-IR の国際交渉の現状と展望: 共同議長フレンズ会合をうけて ABS-IR に対する国際商工会議所の見解 ABS-IR と知的財産制度との関連: 米国産業界の視点 CBD/ABS プロセスにおける国際商工会議所の役割 ABS に関するビジネスとサイエンスの対話(2009 年ジャカルタ)の報告 ABS-IR に対する製薬産業界の見解 ABS-IR に対する種苗産業界の見解 産業界から見た ABS-IR と伝統的知識の関係 	Timothy Hodges Fernando Casas Michael Hauser Jon Santamauro Daphne Young-d'Herve Geoff Burton Brendan Barnes Anke van der Hurk Manisha Desai	ABS 作業部会共同議長、カナダ ABS 作業部会共同議長、コロンビア 国際商業会議所、アメリカ BIO/PhRMA、アメリカ 国際商業会議所、フランス JSA、オーストラリア 欧洲製薬工業協会、ベルギー 国際種苗教会、オランダ イーライ・リリー社、米国
平成 22 年 10 月 19 日 (2010 年)	COP10 サブイベント: ABS に関する日本の経験 (NITE 共催) (COP10 会場、名古屋市)	<ul style="list-style-type: none"> モディレーター Japan's measures to implement CBD/ABS ABS case study: Joint research projects on microbes with Asian countries Indonesia-Japan collaborative research on taxonomy and ecology of fungi and actinomycetes in Indonesia Paradigm shift in access to genetic resources: an example of Mongolia-Japan collaboration on diversity of Mongolian microorganisms 	炭田精造 齋崎義康 安藤勝彦 Yantyati Widystutti Tsetseg Baljinova	JBA JBA NITE Indonesian Institute of Sciences (LIPI) Mongolian Academy of Science (MAS)

(3) 日本企業による海外の生物遺伝資源へのアクセス実施の支援

2国間ワークショップ及び2国間会合の開催(2002–2010年)

開催日	2国間	名称	演題	演者	所属
平成14年 10月3日 (2002年)	マレーシア・日本 (JBA・ UNU/IAS・マレーシア 科学技術環境省共催) (ケラルンプール・マレーシア)	遺伝資源アクセスから生ずる 便益	<ul style="list-style-type: none"> • International governance of biodiversity, particularly the Bonn Guidelines • Utilization of Bioresources in Malaysia • Japan's initiatives in developing tool kits for implementing the Bonn Guidelines 	A. H. Zakri A. Latif Ibrahim 炭田精造	UNU/IAS BIOTEK, MOSTE JBA
平成15年 3月5日 (2003年)	ベトナム・日本 (JBA・ベトナム国家大学ハノイ 校(VNU)バイオテクノロジーセ ンター(BTC)共催) (ハノイ・ベトナム)	バイオインダストリーの発展	<ul style="list-style-type: none"> • Current Status and Strategy of Bioindustry in Vietnam • Overview of the Outline of Biotechnology Strategies • Status and Trend of Japan's Bioindustry • An Introduction to Vietnam Type Culture Collection (VTCC) • Diversity of Lower Organisms and Bioactive Compounds from Macro fungi • NITE Biological Resource Center • Research Activities and Strategies of the Institute of Biotechnology toward Bioindustry • Natural Product Research and its Strategies • Experiences and Future Strategy for Development • Japan's Private Sector – A Case of Kao Corporation 	Le Minh Sat 鈴木一司 炭田精造 Nguyen Lan Dung Trinh Tam Kiet 安藤勝彦 Le Tran Binh 奥田徹 Nguyen Thu Van 井上恵雄	ベトナム科学技術省科学技 術管理局 METI JBA VNU/BTC VNU/BTC NITE ベトナム科学技術センター・バイ オテクノロジー研究所 玉川大学 ベトナム国立ワクチン・バイオ製 品公社 花王株式会社
平成15年 7月19日 (2003年)	タイ・日本 (JBA・タイ国遺伝子工学バイ オテクノロジーセンター (BIOTEC)共催) (パタヤ・タイ)	微生物資源の戦略的マネ ジメントに関する二国間 ダイアローグ	<ul style="list-style-type: none"> • 日本・タイ両国における微生物資源へのアクセス・ルールと規制の現状 • 微生物遺伝資源へのアクセスの主要な障害物 • 問題の解決に向かって 	日本側参加者 11 名 タイ側参加者 23 名 特別参加:3 名 英國 1 名 米國 1 名 中國 1 名	JBA、NITE、大阪大学、國 立遺伝学研究所、在タイ関 係者 BIOTEC、マヒン大学 ロンドン大学 ルノイ大学 中国科学院

開催日	2国間	名称	演題	演者	所属
平成15年 9月2日 (2003年)	日本・ベトナム (虎ノ門パッタル、東京)	バイオ産業で日本とベトナムはいかに協力するか？－生物遺伝資源利用の視点から－	<ul style="list-style-type: none"> ・ベトナムのバイオインダストリー政策と現状 ・ベトナムの微生物資源について ・酢酸菌の培養とその応用 ・製薬産業における天然物からのリード探索とその戦略 	Le Minh Sat Nguyen Lan Dung Pham Thanh Ho 鈴木賢一	ベトナム科学技術省科学技術管理局 ベトナム国家大学ハノイ校 ベトナム国家大学・ホーチミン校 山之内製薬㈱
平成16年 3月3日 (2004年)	日本・モンゴル (鉄鋼会館、東京)	モンゴルとその有用生物資源について	<ul style="list-style-type: none"> ・モンゴルの伝統医薬と有用生物資源について ・モンゴルにおける有用植物の現状 	小松かつ子 Javzан Batkhuu	富山医科薬科大学和漢薬研究所 モンゴル国立大学生物学部
平成16年 11月11日 (2004年)	オーストラリア・日本 (JBA・オーストラリア連邦政府 産業観光資源省共催) (ブリスベン・オーストラリア)	持続可能な生物資源の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・JBA's Objectives from the Workshop ・Overview of Status of Australian and State and Territory Legislation Relating to Bioprospecting ・Queensland Bioprospecting Legislation ・Draft Northern Territory Bioprospecting Legislation ・Marine Biotechnology Research undertaken by the Australian Institute of Marine Science (AIMS) 	炭田精造 G Burton S. Coke G Leach W. Dunlap	JBA Dept. of Environment and Heritage Queensland Dept. of State Development and Innovation. Biodiversity Conservation NT Dept. of Business, Industry and Resource Development AIMS

開催日	2国間	名称	演題	演者	所属
平成16年 11月24日 (2004年)	ミャンマー・日本 (JBA、製品評価技術基盤 機構(NITE)、ミャンマー教育 省共催) (ヤンゴン・ミャンマー)	バイオインダストリーの発展	<p><u>Session 1: Policy and Strategy on Biotechnology</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • Policy and Strategy on Biotechnology • How will Genome Analysis contribute to the Usefulness of Biological Resources? NITE-DOB's Endeavor • Japan's Bioindustry- Current Trend and Future Prospect <p><u>Session 2: Legal and Regulatory Systems to Implement the Convention on Biological Diversity</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • Legal and Regulatory Systems to Implement the Convention on Biological Diversity • Domestic Laws for Accesses and Benefit-Sharing <p><u>Session 3: Microbial Resources</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • Beginning of Biotechnology Development Centre in Pathein University • Research Cooperation between Myanmar and Japan <p><u>Session 4: Medicinal Plants</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • Medicinal Plants • Research Cooperation between Myanmar and Japan <p><u>Session 5: Plant Sciences</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • Plant Sciences • Research Cooperation between Myanmar and Japan 	Daw Tin Nwe 磯野克己 炭田精造 Daw Than Nwe 磯崎博司 Daw Aye Kyi 安藤勝彦 Daw Aye Kyi 佐竹元吉 U Zennith Oo 渡邊和男	ヤンゴン大学動物学部 NITE JBA ヤンゴン大学法学部 明治学院大学 パテイン大学植物学部 NITE ヤンゴン大学植物学部 お茶の水女子大学 マウビン大学植物学部 筑波大学
平成17年 2月2日 (2005年)	日本・インドネシア (鉄鋼会館、東京)	インドネシア植物遺伝資源 (農業・園芸・薬用)への アクセスと持続可能な利用	<ul style="list-style-type: none"> • Introduction • インドネシアの植物遺伝資源へのアクセスと持続可能な利用 • インドネシア香辛料・薬用作物研究所 	炭田精造 Sugiono Moeljopawiro Maharani Hasanah	JBA インドネシア農業省植物品種 保護センター インドネシア香辛料・薬用作物 研究所

開催日	2国間	名称	演題	演者	所属
平成17年 9月28日 (2005年)	日本・インドネシア (鉄鋼会館、東京)	インドネシア生物資源への アクセス・ルールに関する最 新動向	<ul style="list-style-type: none"> • Introduction • Draft Act on Conservation, Utilization and Access to Genetic Resources • Government Regulation on Bio-prospecting for Health (Draft) • Topics for Discussion: Genetic Resource Exploration and Utilization and Their Reports (Draft of Ministerial Regulation), and IAARD 2005-2009 Strategic Plan 	炭田精造 Soenartono Adisoemarto Amin Soebandrio Sugiono Moeljopawiro	JBA インドネシア Naturindo 協会 インドネシア研究技術省 インドネシア農業省植物品種 保護センター
平成17年 11月29日 (2005年)	日本・ベトナム (JBA、NITE、ベトナム国家 大学ハノイ校バイオテクノロジーセ ンター(VNUH/CBT)、ベトナム 厚生省国立薬物研究所共 催) (鉄鋼会館、東京)	バイオ産業で日本とベトナ ムはいかに協力する か? -微生物及び薬用 植物資源の利用の視点 から-	<ul style="list-style-type: none"> • 統計数値から見たベトナムのバイオ産業の潜在力 • ベトナムの薬草医療に関する政策と規制 • ベトナムの薬用植物材料と医薬の管理及び開発 • ベトナムにおける微生物の分類学的及び生態学的研究とその利用 に関する共同研究プロジェクト • ベトナム国家大学校ハノイのバイオテクノロジーセンターの活動 	Nguyen Lan Dung Le Luong Dong Nguyen Huu Dong 安藤勝彦 Duong Van Hop	VNUH ベトナム厚生省伝統医薬局 ベトナム厚生省薬物研究所 NITE VNUH/CBT
平成18年 6月21日 (2006年)	日本・インドネシア (東京国際フォーラム、東京)	インドネシア生物資源と産 業利 用 作 物 (Estate Crops)へのアクセス・ルール に関する最新動向	<ul style="list-style-type: none"> • Introduction • Recent Status of Policy and Regulatory Systems on Access to and Benefit-sharing of Genetic Resources in Indonesia • Recent Status of Policy and Regulatory Systems on Access to and Benefit-sharing of Genetic Resources in Indonesia • The Activities of the Indonesian Center for Estate Crops Research and Development (ICERD) 	炭田精造 Amin Soebandrio Sugiono Moeljopawiro Bambang Prastono	JBA インドネシア研究技術省 インドネシア農業省バイオテクノ ロジー遺伝資源研究センター インドネシア農業省産業利用 作物中央研究所

開催日	2国間	名称	演題	演者	所属
平成18年 7月5日 (2006年)	日本・中国 (鉄鋼会館、東京)	中国の生物資源と伝統的知識へのアクセスと利益配分政策に関する最新動向	<ul style="list-style-type: none"> • Guidelines on Access to Genetic Resources for Users in Japan • Recent Status of Policy and Regulatory Systems on Access to and Benefit-sharing of Genetic Resources in China • Status of Policy, Regulatory Systems and IPR Issues on Traditional Knowledge in China, Focusing on Medicinal 	炭田精造 Dayuan XUE Xuezong ZHU	JBA Institute of Environmental Science, State Environmental Protection Administration of China, Beijing Intellectual Property Department, Huazhong University of Science and Technology, Wuhan
平成18年 7月27日 (2006年)	日本・ネパール (虎ノ門パストラル、東京)	ネパールの生物資源へのアクセスと利益配分政策に関する最新動向	<ul style="list-style-type: none"> • Introduction • ネパールの生物資源へのアクセスと利益配分に関する政策と規制制度 • ネパールの生物多様性、特に植物資源の多様性について • ネパールと日本のパートナーシップの現状と将来 	炭田精造 K. C. Paudel K. R. Rajbhandari M. L. Shrestha	JBA Ministry of Forests and Soil Conservation, NEPAL Department of Plant Resources, Ministry of Forests and Soil Conservation, NEPAL 甲南大学
平成18年 8月29日 (2006年)	日本・オーストラリア (全日空ホテル、東京)	ABS 作業部会、COP 等の議論の方向性についての意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> • ABS 作業部会、COP 等の議論の方向性についての意見交換 	G. Burton D. Datton B. Walker 前田 淳 炭田精造 渡邊幹彦	オーストラリア環境遺産省 オーストラリア外務貿易省 Commonwealth Scientific and Industrial Research Organisation (CSIRO) METI JBA (株)日本総合研究所
平成18年 9月27日 (2006年)	日本・モンゴル (JBA・NITE 共催) (虎ノ門パストラル、東京)	モンゴルの生物資源へのアクセスと利益配分政策に関する最新動向	<ul style="list-style-type: none"> • Introduction • モンゴルの生物多様性と植物資源 • モンゴル国の生薬資源の現状と資源植物の品質: 甘草と麻黄 • NITE とモモンゴルの微生物資源プロジェクトについて • モンゴルの微生物相 	炭田精造 Javzan Batkhuu 小松かつ子 安藤勝彦 Tsetseg Baljinova	JBA モンゴル国立大学生物学部 富山大学和漢医薬学総合研究所 NITE モンゴル科学院

開催日	2国間	名称	演題	演者	所属
平成18年 12月8日 (2006年)	日本・インド (虎ノ門パステル、東京)	インドの遺伝資源と伝統的知識へのアクセスと利益配分政策に関する最新動向	<ul style="list-style-type: none"> • Introduction • インドの遺伝資源へのアクセスと利益配分政策の最新動向 (インド生物多様性法に基づく遺伝資源と伝統的知識へのアクセスと利益配分に関する許認可手続について、インドの伝統的知識デジタル・ライブラー(TKDL)について) 	炭田精造 D. D. Verma	JBA Ministry of Environment & Forests, India
平成18年 12月26日 (2006年)	日本・ブータン (JBA会議室)	ブータンの遺伝資源と伝統的知識へのアクセスと利益配分に関する許認可手続	<ul style="list-style-type: none"> • National Biosafety Framework of the Kingdom of Bhutan, August 2006 • Draft Rules and Regulations of the Biodiversity Act of Bhutan, 2003 • Japan's Domestic Measures for Access and Benefit-sharing of Genetic Resources 	Karma C. Nyedrup Ugyen Tshewang 炭田精造	National Environment Commission, Bhutan National Biodiversity Center, Ministry of Agriculture, Bhutan JBA
平成20年 9月18日 (2008年)	日本・インド (弘済会館、東京)	インドにおける遺伝資源アクセス等の規制とバイオテクノロジーの動向	<ul style="list-style-type: none"> • Introduction • インドの遺伝資源と伝統的知識へのアクセスと利益配分の国内法について • インドにおける応用微生物学とバイオテクノロジーの最新動向 	炭田精造 K. Venkataraman P. Gunasekaran	JBA 国家生物多様性総局 事務局長 Madurai Kamaraj 大学 生物科学部学部長
平成20年 12月10日 (2008年)	日本・カンボジア (JBA会議室)	日本・カンボジア2国間会合	• カンボジアの生物多様性政策、及び遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する政策	Ms. Somaly Chan Mr. Pisey Oum	環境省国際条約生物多様性課課長 環境省国家プロジェクト・コーネーター
平成22年 2月23日 (2010年)	日本・ベトナム (鉄鋼会館、東京)	バイオ産業で日本とベトナムはいかに協力するか？－生物多様性国内法及び微生物の研究開発の視点から－	<ul style="list-style-type: none"> • Introduction • ベトナムの生物多様性法について • 微生物バイオテクノロジー研究所(IMBT)のバイオ産業開発のための能力強化 	炭田精造 Le Thanh Binh Duong Van Hop	JBA Biodiversity Conservation Agency, Ministry of Natural Resources & Environment Institute of Microbiology & Biotechnology (IMBT), Vietnam National University Hanoi

開催日	2国間	名称	演題	演者	所属
平成 22 年 6 月 25 日 (2010 年)	日本・中国 (東京八重洲ホール、東京)	中国における生物資源 アクセス規制の現状と将来	<ul style="list-style-type: none"> • Introduction • 中国の ABS 国内法と規制の現状について • 中国が起草中の新 ABS 国内規制について • ABS 規制の実施における問題点の分析 	炭田精造 XUE Dayuan QIN Tianbao CUI Guobin	JBA Minzu University of China Wuhan University Tsinghua University

付録 5. 生物多様性条約に関する国際会合出席報告書(1994年～2010年)

報告書 No.	開催年月	会合報告名	掲載頁
[1]	1994.11	COP1	73
[2]	1995.11	COP2	79
[3]	1996.08	第1回専門家諮問グループ会合	84
[4]	1996.11-12	COP3	87
[4]-1		COP3 報告	87
[4]-2		COP3:微生物遺伝資源へのアクセスと成果の共有に関する提 言が本格登場	90
[5]	1997.09	第3回SBSTTA	98
[6]	1998.05	COP4	101
[7]	1999.06	CBD 運用関連中間会合	104
[8]	1999.10	ABS 専門家パネル会合(1)	107
[9]	2000.03	8j-WG1	111
[10]	2000.05	COP5	115
[11]	2001.03	ABS 専門家パネル会合(2)	120
[12]	2001.10	ABS-WG1	124
[13]	2002.04	COP6	125
[13]-1		アクセスと利益配分(遺伝資源へのアクセスと利益配分に關す るボン・ガイドラインの採択)	125
[13]-2		伝統的知識の保護と知的財産制度(第6回生物多様性条約 締約国会議(COP6)の議論から)	128
[14]	2002.08-09	持続可能な開発に関する世界サミット(WSSD)	132
[15]	2002.10	遺伝資源へのアクセスと利益配分のための能力構築方法に 關するスコーピング会合	139
[16]	2003.03	2010年までの多年度作業計画に関する CBD 会期間会合 (MYPOW)	144
[17]	2003.12	ABS-WG2	150
[18]	2003.12	8j-WG3	157

報告書 No.	開催年月	会合報告名	掲載頁
[19]	2004.02	COP7	161
[20]	2005.02	ABS-WG3	166
[21]	2006.01	8j-WG4	169
[22]	2006.01-02	ABS-WG4	172
[23]	2006.03	COP8	179
[24]	2007.01	遺伝資源の原産地・出所・法的由来の国際的な認証に関する 技術専門家会合	184
[25]	2007.10	ABS-WG5	196
[26]	2007.10	8j-WG5	212
[27]	2008.01	ABS-WG6	215
[28]	2008.05	COP9	223
[29]	2008.12	生物多様性条約「コンセプト、用語、作業上の定義及び分野 別アプローチに関する法律・技術専門家グループ」会合	231
[30]	2009.01	生物多様性条約「遵守に関する法律・技術専門家グループ」 会合	234
[31]	2009.04	ABS-WG7	237
[32]	2009.11	8j-WG6	251
[33]	2009.11	ABS-WG8	257
[34]	2010.10	COP10 名古屋議定書への道	266

略語

COP1	生物多様性条約第1回締約国会議
SBSTTA	科学技術助言補助機関
8j-WG1	生物多様性条約第8条(j)項に関する第1回作業部会
ABS-WG1	生物多様性条約アクセスと利益分配に関する第1回作業部会

[1] COP1*

1994年11月28日～12月9日、ナッソー・バハマ

はじめに

生物多様性条約第1回締約国会議は、1994年11月28日～12月9日にバハマ国の首都ナッソーで開催された。開催までの経緯は、本誌94年9月号(p.52)を御参照いただきたい。(編者注:後述の「参考資料」を参照)

我が国代表団は、外務省地球規模問題課の金森課長、小東氏、在ケニア大使館の塚本氏の3名で手続規則、資金、事務局等に関する案件を担当し、環境庁自然環境調査室の星野氏が科学技術助言補助機関(SBSTTA)及び締約国会議の中間作業計画を担当し、筆者が中期作業計画の中でも特にバイオセイフティー議定書を担当した。最後の2日半を費やした閣僚級会合では、76の国・機関・団体の代表が演説を行ったが、我が国の代表団長である国連代表部(在ニューヨーク)の小和田大使は、43番目に登壇した。なお、このほかに環境庁、農水省各2名も参加し、総勢10名となった。

1. 会議概観

(1) 投票方法、拠出金分担割合といった重要基本案件について合意が得られず、第2回締約国会議までの暫定措置がとられた。さらに、資金供与制度の運営組織として地球環境ファシリティー(GEF)の暫定的地位を、また、恒久的事務局機関として指名された国連環境計画(UNEP)についても暫定事務局としての地位を、それぞれ第2回締約国会議まで延長させることになった。一方、肝心の中期作業計画は、1995年と96年における作業課題が過多で非現実的なものとなってしまった。

(2) 拠出金分担割合、中期作業計画における知的所有権問題の扱い、バイオセイフティー議定書等の案件で、ブラジルの態度が非常に強硬であった。

(3) 第2回政府間会合(1994年6月ナイロビで開催)で細々と始まった日・米・加・豪・ニュージーランドによる協議グループ(JUSCANZ、ジャスカンズ)は、今回、スイス、メキシコ、会議後半からアイスランド及び(国民投票でEU不参加を決めたばかりの)ノルウェーが加わって、豪大使ウェンズレー女史の見事なリーダーシップの下、EUと対等に発言する非EU先進国グループとしての地位を確立した。

このJUSCANZ+は、26日夕刻を皮切りに、毎朝、そして必要に応じて集まり、情報・意見交換を行い、案件によっては、EUと協議してOECD統一案をつくった。今後も第2回締約国会議の準備のために連絡を密にするとともに、気候変動枠組み条約や砂漠化防止条約でも同様の連携をとることが確認された。

(4) 米国は、条約未批准のためオブザーバー参加となり、投票権はなかったものの、これまで同様、法律家を含む大規模代表団を送り込み、非公式協議の多くの案件で活躍した。

(5) UNEPとバハマ政府の共催、カナダ環境産業協会の運営によって生物多様性技術フェアが開催さ

* 五十嵐卓也(1995)「生物多様性条約締約国会議に出席して」バイオサイエンスとインダストリー Vol.53(1) pp63-65

れた。場所は、本会議場の後方 1/3 ほどと狭かったが、15 コマ・2 日間を 1 セッションとして計 3 セッションで、政府系・非政府系、国レベルから国際レベルまでの機関・団体が多様な展示発表や資料配布を行った。

カナダからは、複数の地域・環境情報システムをはじめ多くの出展があった。EU は、環境保全、バイオテクノロジー規制等の施策を説明した多数のカラー小冊子を配布し、人気を集めた。米国バイオ産業協会（BIO）は、貧弱な展示に加え用意した提言文の部数の少なさから存在感がなかった。

なお、日本からの出展がないことに驚く声を聞き、内外の理解を得ることに日頃あまり力を注いでいない我が国機関・団体の性に思い至った。また、地元学校の生徒たちが先生に引率されて見学に来ていたのが印象的だった。

2. バイオセイフティー議定書について

(1) まず、G77+中国（発展途上国グループ）又は EU が本件を独立の議題として扱うよう提案するものと事前に予想されたが、27 日の非公式協議では、何等の発言もなかった。28 日の本会議では、ブラジルが「第 2 回政府間委員会の報告書を審議する中で、本件を適切に扱うべき」と発言し、スウェーデンがこれを支持したが、結局本件は、締約国会議の中間作業計画の審議の中で扱われることになった。

(2) 本会議に引き続いだ行なわれた全体委員会では、第 2 回政府間委員会のときと同様、G77+中国が議定書の作成をただちに開始すべしと主張した。

スロバキアは、東欧グループを代表して、議定書が合意されるまで遺伝子組換え生物の環境放出を見合わせるよう主張したが、これは、グリンピースの主張と同様である。なお、批准国でないためかロシア代表団の姿はなかった。これに対して、国連工業開発機関（UNIDO）は、組換え作物やバイオレメディエーションの重要性を訴え、環境放出の見合せに反対した。

議長は、「条約第 19 条 3¹の実施のための作業グループを設置して第 2 回締約国会議を目標に検討すべきというのが大方の意見である」と議論を総括したが、JUSCANZ+ としてもこれは不可避であるとの認識であった。

(3) 全体委員会に設けられたコンタクト・グループでの最大の争点は、議定書の必要性の検討から行うのか、議定書の内容の検討をすぐに行うのかという点であり、次の大きな争点は、この検討において、リスクアセスメントの知識・経験、ガイドライン・法制度、国際機関等の専門知識のレビューを行うか否かであった。

議論は、しばしば深夜に及んだが、両争点とも、OECD 側の主張が入れられ、満足できる結果となった。特に前者については、3 日深夜、豪ウェンズレー大使とケニアのオングリ大使との膝詰めの協議で決着したことが印象に残っている。

筆者も議論に貢献すべく、初期の段階で、専門家グループ設置に関する諭点を整理した個人的メモを JUSCANZ+ 蘭・英の担当者に手渡している。

¹ 締約国は、バイオテクノロジーにより改変された生物であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものについて、その安全な移送、取扱い及び利用の分野における適当な手続(特に事前の情報に基づく合意についての規定を含むもの)を定める議定書の必要性及び態様について検討する。

(4) 知識・経験のレビューの要否の議論と併せ、こうした検討の場となる専門家グループのあり方を巡る議論がなされ、①open-ended なのか、②会合の期間・回数、③準備のためのより小さな専門家グループの設置とその人数、④事務局の役割、⑤会合経費を事務局予算で十分カバーできるのか、先進国等の任意の資金貢献に依存するのかなどが論点となった。

なお、ブラジル及びスウェーデンは、⑤について、最終の全体委員会や本会議においても事務局予算の再検討の必要性を訴えた。

(5) 以上の結果、政府が指名する専門家による open-ended の 1 週間の会合を 1995 年に 1 回開催して議定書の必要性・態様を検討し、第 2 回締約国会議に報告書を提出すること、その際、必要に応じて、バイオセイフティ一分野の現存の知識・経験・法制度（締約国や国際機関等の意見を含む）について検討すること、暫定事務局は、円滑な検討に資するため関連情報を提供し、かつ、この会合の準備のため地域バランスをとった 15 人の政府指名の専門家からなるパネルを設置し、必要に応じて現存するリスクアセスメントの知識・経験、ガイドライン・法制度の検討を踏まえ、専門家会合に背景説明文書を提出することが合意された。

(6) 7 日には、蘭・英政府主催のバイオセイフティー・ガイドラインに関する（自由参加の）ワークショップが開催され、第 2 回政府間委員会で配布されたものと同一のガイドライン案が配布された。

ガイドライン作成の必要性について、議定書の作成には時間がかかること、議定書が作成されても、その実施には、より詳細なガイドが必要なこと、能力構築の取組の前提となること、ただし、議定書を代替しようとするものでないことが説明された。

筆者の質問に対し、①ガイドラインの修正版は、クリスマス前に UNEP に提出し、UNEP から配布される予定であり、②OECD ガイドラインと比べると、能力構築、データベース整備による情報提供等の幅広い取組を求めている点で異なり、③制限の対象となる生物は、リストでなく性質で規定する予定である旨回答があった。

なお、参加したグリンピース、フレンズ・オブ・ジ・アース等の NGO からは、名称が技術的ガイドラインなのに技術的詳細が少ないとか、EC のバイテク規制法もそうだが、貿易規制の条項がないといった批判が出た。彼らが別の場所で配布したペーパーでは、UNEP がガイドライン作成に協力していること自体を批判している。さらに、彼らが主催したワークショップやペーパーでは、1994 年初めオレゴン大学のインガム教授等のグループが作物廃棄物をエタノールに変換するよう設計された遺伝子組換え細菌の実験中、その細菌が土壤中の有益な菌根菌を半分に削減するという全く予期しない副作用を発見し、米生態学会で発表したということを取り上げ、議定書の作成を強く求めていた。

3. 今後の予定・対処

(1) 1995 年には、次回締約国会議までに、5 地域（アジア、アフリカ、ラテンアメリカ、東欧、西欧その他）各 3 カ国計 15 人の専門家からなるパネル会合（1 回とは限らない）と 1 週間の専門家会合が開始される。アジア地域会合において、我が国は、フィリピンの立候補辞退もあって、中国・インドと並んでパネルの専門家の指名権を確保した。

については、派遣する専門家の早急な決定、旅費の確保等の準備が必要である。この専門家は、バイオテクノロジーや生態学の知識だけでなく、規制等の行政面にも明るいことが望ましい。検討のポイントは、遺

伝子組換え生物の環境放出が生態系に及ぼす影響をいかに評価するかであるので、例えば、「バイオテクノロジーそのものは安全であり、問題は病原性微生物の扱いである」といった認識では対処できない。

奇しくも 1995 年には、生物兵器禁止条約でも、検証制度導入のため議定書の作成にもらみつつ、特別部会で検討が行われる。通産省は、出席すべき会合にはしかるべき者を送り、時期を逸せずに我が国の態度を表明するつもりであるので、JBA 関係各位におかれても真剣な対応をお願いしたい。

なお、パネル会合は 5~6 月頃、専門家会合は 9 月頃が予想され、開催場所としては、スペイン、エジプト、南アフリカが意思表明をしている。

(2) 次回締約国会議は、最終本会議でのインドネシアの立候補を受けて、95 年 11 月 6~17 日に同国で開催される。また、科学技術助言補助機関 (SBSTTA) の会合は、95 年 9 月 4~8 日にパリで開催される。

参考資料 第 2 回生物多様性条約政府間委員会*：1994 年 6 月 20 日～7 月 1 日、ナイロビ・ケニア

はじめに

1992 年 5 月 22 日にナイロビにて生物多様性条約の合意テキストが採択された。条約は、同年 6 月 5 日から 1 年間、署名のために開放され、167 カ国・1 団体の署名を得た。我が国は、1992 年 6 月 13 日に署名し、1993 年 5 月 28 日に受諾した。

条約は、1993 年 12 月 29 日に発効した。1994 年 7 月 1 日現在の批准等は、64 カ国・1 団体であり、地域別の内訳は、アジア 10、アフリカ 13、西欧 12、東欧 6、アングロ米 1、ラテン米 14 及びオセアニア 9 となって いる。

第 1 回締約国会議(COP)の準備のため、1993 年 10 月 11~15 日にジュネーブにて第 1 回政府間委員会が、また、1994 年 4 月 11~15 日にメキシコシティにて政府間科学専門家会合が開催された。

さらに、1994 年 6 月 20 日～7 月 1 日にナイロビにて第 2 回政府間委員会が開催され、筆者は、その第 2 週 6 月 27 日から出席した。我が国代表団の構成は、外務省総合外交政策局地球規模問題課から金森課長と小東事務官、環境庁自然保護局計画課から星野審査官、通商産業省から筆者、農林水産省農蚕園芸局種苗課から前川係長及び在ケニア日本国大使館から塚本一等書記官。

なお、第 1 回 COP は、1994 月 28 日～12 月 9 日にバハマ国ナッソーで開催される。

1. 第 2 回政府間委員会の全体の様子

多くの重要事項、特に、ワーキンググループ(WG)II で議論された資金メカニズムや WG I で議論されたバイオセイフティー議定書を巡って先進国グループと途上国グループが鋭く対立し、合意形成には至らなかつた。しかし、論点が整理されて、第 1 回 COP における議論の道筋をつけることができたといえる。

我が国は、地域別会合では、西欧その他のグループ(WEOG)にオブザーバー参加するとともに、非 EU 先進国グループ(日・米・加・豪・NZ; 通称 JUSCANZ)で頻繁に非公式会合をもって意見交換・対処戦術のすり合せを行った。一方、EU としても非公式会合をもち、全体会合や WG にてしばしば声明を出した。

* 五十嵐卓也 (1994) 「第 2 回生物多様性条約政府間委員会に出席して」 バイオサイエンスとインダストリー Vol.52 (9) pp52-53

アジアグループの会合は、日本の存在のためか開催されず、代わって、発展途上国の集まりである G77+ 中国の会合がアフリカグループやラテンアメリカグループとは別途に開催され、全体会合や WG ではインド、 ブラジル、ケニア等がその有力なスポークスマンとなった。

次に、今回会合の議題のうち、バイオインダストリー関連のものについて、その議論の概要を紹介する。

2. バイオセイフティー議定書の必要性の検討

(1) この議題の条約上の根拠は、第 19 条 3 であり、関連条文として第 8 条(j)及び第 19 条 4 がある。

(2) インド、ブラジル、ケニア等は G77+ 中国を代表し、(スウェーデンをはじめとする) 北欧及び NGO に支持されて、「議定書の必要性は大多数の国によって合意されているので、議定書策定作業に直ちに入るべき」と主張した。一方、JUSCANZ は、科学的知見の集積に基づいてステップ・バイ・ステップで議定書の必要性を検討すべきと主張。両グループの間にあって、(北欧を除く) EU 諸国は、技術的ガイドライン案を共同で作成・提出した英・蘭を核としつつも、議定書の必要性の検討に対する考え方は一様ではない。

結局、第 1 回 COP で本件を議題として取り上げるべき旨が合意されたに留まった。

(3) インド等の発言からすれば、第 1 回 COP では、途上国グループの動議によって議定書の必要性がまず議決されるおそれがある十分にある。このため、我が国は、米・加・豪・NZ と緊密な連携を保って、英、蘭等の取り込みも考慮しつつ、議定書の態様及び内容について検討していく必要がある。

その際、途上国グループの主張の背景には、本件を核物質や有害化学物質と同一視し、規制体制整備が不十分な途上国が先進国の危険な実験のフィールドにされると思い込んでいることにも配慮する必要がある。

3. 生息域外遺伝資源の所有及びアクセス

(1) そもそも、本件の議論の根拠は、条約の規定ではなく、ナイロビ最終議決書の決議 3 の 4.(a) であり、更に遡れば、FAO(国連食糧農業機関)の植物遺伝資源委員会が運営する「植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用のためのグローバル・システム」で扱っている案件である。

(2) FAO 植物遺伝資源委員会の「植物遺伝資源に関する国際申合せ」の 1996 年を目標とする改訂作業と密接な連携をとるために、第 1 回 COP に FAO を招致すべきことが合意された。

(3) 先進国は、FAO と国際農業研究協議グループ(CGIAR)との協調によって植物遺伝資源へのアクセスが保証されていることを評価する発言をした。

一方、スウェーデン及び途上国は、本件を第 1 回 COP の議題とすべきこと、COP が FAO 植物遺伝資源委員会の国際申合せの改訂作業を強く支援すべきこと、また、生息域外コレクションの利用から得られる利益について、原産国もその配分を受けるべきであり、そのため議定書等何らかの法的枠組みが必要であることを主張した。

(4) 一部の途上国及び NGO は、次のような議論を展開した。

- ①微生物遺伝資源及びヒト遺伝子も議論の対象に含める。
- ②国際コレクション、政府コレクション及び民間コレクションの所在を明らかにする。
- ③それらコレクションの内容に関する情報へのアクセスを可能にする。
- ④それらコレクションの複製を原産国に設ける。
- ⑤それらコレクションの利用から得られる利益を原産国に配分する。

(5) ちなみに、条約に規定する、遺伝資源の取得の機会を提供する条件は、おおむね以下のとおりである。

- ①条件を相互に合意 【第 15 条第 4 項】
- ②事前通知・事前同意 【第 15 条第 5 項】
- ③遺伝資源を基礎とする科学的研究活動への遺伝資源提供国との十分な効果的な参加/同国での実施 【第 15 条第 6 項、第 19 条第 1 項】
- ④遺伝資源の研究開発の成果・遺伝資源の利用から生ずる利益の、相互に合意する公正かつ衡平な条件による、遺伝資源提供国への優先的配分 【第 15 条第 7 項、第 16 条第 3 項、第 19 条第 2 項】
- ⑤さらに、伝統的な生活様式を有する原住民社会・地域社会の知識・工夫・慣行に着目して遺伝資源の取得を行う場合には、当該国の国内法令に従い、当該知識・工夫・慣行を尊重し、その利用がもたらす利益の衡平な配分に留意する必要 【第 8 条(j)】

備考:ナイロビ最終議決書について

1992 年 5 月 22 日の「生物多様性条約の合意テキストの採択会議の最終議決書」のことを「ナイロビ最終議決書」とも呼ぶ。そのうち、決議 3 は、「生物多様性条約と持続可能な農業の促進との相互関係」についてである。決議 3 の 4. の内容は、次のとおり。

「食糧及び持続可能な農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用のためのグローバル・システム」における植物遺伝資源に関する未解決の問題、特に次のことの解決策を探求する必要性を認識する。

- (a) この条約に従って獲得されたのではない生息域外コレクションへのアクセス
- (b) 農民の権利の問題

4. 農民の権利や類似グループの権利

(1) そもそも農民の権利の議論の根拠も、条約の規定ではなく、ナイロビ最終議決書の決議 3 の 4.(b) であり、更に遡れば、FAO 植物遺伝資源委員会が運営する前述の「グローバル・システム」で扱っている案件である。

しかし、条約第 8 条(j)の「伝統的生活様式を有する原住民社会・地域社会の知識・工夫・慣行の利用がもたらす利益の配分」の問題との区別が難しく、多くの混乱がみられた。少数民族問題の観点からの発言も少なくなかった。

(2) 農民の権利については、日、米、加、EU をはじめ先進国は、既存の知的所有権制度と矛盾しないように、また、FAO での議論と重複のないようにすべき旨を主張した。さらに、我が国は、知的所有権として取り扱うのは不適当である旨を主張した。

しかし、インド、ケニア、ブラジル等は、スウェーデン及び NGO の支持を受け、新たな知的所有権として取り扱うことや FAO 植物遺伝資源委員会で検討している国際基金の設立も含めて、幅広い利益配分方式を検討すべきこと、第 1 回 COP において条約事務局に本件について更に調査するよう指示すべきことを主張した。

[2] COP2*

1995年11月6~17日、ジャカルタ・インドネシア

はじめに

生物多様性条約第2回締約国会議（COP2）は、1995年11月6~17日にインドネシア共和国ジャカルタ市で開催された。今回、条約第19条3¹のいわゆるバイオセイフティー議定書について、その原案作成のための「オープンエンドの特別作業グループ」（WG）²の設置が決定された。今回の決定に至るまで、条約交渉以来、UNEP第四パネル、第2回政府間委員会、第1回締約国会議（COP1）、バイオセイフティー専門家パネル会合（カイロ会合）、オープンエンドのバイオセイフティー専門家グループ会合（マドリード会合）などで検討が重ねられてきた。

1. 議決の内容

本件に関する議決は、13 パラグラフの前文、3 パラの本文、10 パラの附属書「WG の委任事項」から成っている。やや長いが、以下に全文を紹介する。

- (1) 前文 締約国会議は、
- ①生物多様性条約第19条3を想起し、
 - ②第19条3と同条4との関連を認識し
 - ③第18条(g)と第19条3との関連も認識し、
 - ④COP1における議決I/9を想起し、
 - ⑤マドリード会合によるCOP2への報告書と勧告を検討し、
 - ⑥環境と人の健康のための十分な安全対策を講じながら開発され利用されるならば、モダン・バイオテクノロジーは、人類の福祉にとって大きな可能性をもつことを認識し、
 - ⑦モダン・バイオテクノロジーにより改変された生物（LMO）の放出の経験が比較的短期間であること、使用された種と特性が比較的少数であること、そして、多様な環境（特に中心的原産地や遺伝的多様性の中心地）での経験が欠如していることを考慮すれば、相当の知識の蓄積にもかかわらず、特に当該生物と環境との相互作用の分野で、重大な知識の空白があることが分かつてきことも認識し、
 - ⑧生物多様性の保全と持続可能な利用に与えるLMOの影響に関連する、現存の国内、地域的及び国際的な、規制や法的拘束力のある措置を更に分析する必要があることに留意し、
 - ⑨バイオセイフティーに関する国際活動は、バイオテクノロジーの安全性確保を目的とした国際協力の展開のための効率的・効果的な枠組みを提供すべきであり、この安全性確保は、モダン・バイオテクノロジーによるLMOであって環境上の悪影響（生物多様性の保全と持続可能な利用に対して及び得るもの）を与える可能性のあるものの移送、取扱い及び利用について、人の健康に対するリスクを考慮し、条約第18条(g)と第19条4も考慮して、効果的なリスク評価とリスク管理を行うことによって達成すべきことを確認し、
 - ⑩モダン・バイオテクノロジーによるLMOであって生物多様性の保全と持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものについては、その影響に関連する国際協定が現存するが、いずれも当該LMO

* 五十嵐卓也（1996）「生物多様性条約第2回締約国会議におけるバイオセイフティー議定書の検討」バイオサイエンスとインダストリー Vol.54(1) pp49-52

1 生物多様性条約第19条3「締約国は、バイオテクノロジーにより改変された生物であって、生物多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものについて、その安全な移送、取扱い及び利用の分野における適切な手続（特に事前の情報に基づく同意についての規定を含むもの）を定める議定書の必要性及び態様について検討する。」

2 オープンエンドとは、参加者に制限（特に人数の制限）を設けないことをいう。

の越境移動を特に扱っておらず、よって、この問題に重大な注意を払う必要があると考え、
⑪マドリード会合に出席した代表団の大多数が、バイオテクノロジーの安全のための国際的枠組みとして、生物多様性条約に基づくバイオセイフティー議定書の策定に賛成したことを考慮し、
⑫「UNEP バイオテクノロジーの安全性に関する国際技術ガイドライン」を至急完成させることの重要性と、これがバイオセイフティー議定書の策定と実施に貢献するであろうことを強調し、しかし、これが当該議定書の策定と締結を妨げないことに留意し、
⑬提案された UNEP ガイドラインを含むバイオセイフティ・ガイドラインが、議定書策定中の暫定的仕組みとして、そして議定書完成後は、議定書を補完するために利用できる（リスクの評価・管理、十分な情報システムの設立、バイオテクノロジーの専門的人材の開発のための各国の能力の開発を容易にする目的で）であろうことに留意し、

（2）本文（締約国会議は、）

①改変生物の移送、取扱い及び利用の分野における、バイオセイフティー議定書の策定の交渉過程を通じて、上述の懸念の解決策を求める（同議定書は、越境移動 *transboundary movement* に特に焦点を当て、モダン・バイオテクノロジーにより改変された生物であって生物多様性の保全と持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものについてのもので、特に「事前の情報に基づく合意 advance informed agreement」（AIA）のための適切な手続の検討に着手する）ことを決定し、
②この議決の附属書の委任事項に従って運営する WG を締約国会議の下に設置することを決定し、
③次回締約国会議前に少なくとも 1 回、可及的速やかに WG 会合ができるよう、必要な手続を行うことを条約事務局長に要請する。

（3）附属書「WG の委任事項」

①WG は、政府や地域的経済統合機関が指名する代表者（専門家を含む）で構成すること。
②WG は、本議決の本文パラ 1 に従い、以下のことを行うものとする。
（a）優先事項として、マドリード会合報告書の附属書 I の第 1 節、第 II 節及び第 III 節パラ 18(a)³の中の適切な要素に基づき、議定書の態様と要素を詳細検討する。
（b）パラ 18(b)⁴の中の要素と、適切ならば、その他の要素の包含について検討する。
③議定書の原案の作成は、優先事項として、以下のことを行うものとする。
・原案作成過程で取り上げられる主要概念と用語を詳細検討する。
・AIA 手続の形態と範囲の検討を行う。
・本件に関係する、モダン・バイオテクノロジーによる LMO の種類を明らかにする。
④議定書は、それが有効に機能するためには、締約国が国内措置を設定又は維持する必要があることを考慮したものとなるべきである。しかし、当該国内措置がないことが議定書の策定、実施及び適用範囲を妨げてはならない。
⑤議定書は、「環境と開発に関するリオ宣言」⁵にうたわれた諸原則、特に原則 15 の予防的アプローチを考慮するとともに、以下のとおりとする。

³ マドリード報告書の附属書 I の第 III 節パラ 18(a)は、次の 9 項目を記載。①LMO に関するあらゆる活動（研究開発、取扱い、移送、利用と廃棄を含む）、②LMO の越境移動（LMO の意図せざる越境移動や、それが及ぼし得る悪影響を含む）、③中心的原産地や遺伝的多様性の中心地での LMO の放出、④リスク評価・管理のための国内体制、⑤AIA のための手続き、⑥一般公開された情報の交換の円滑化（地域社会への情報提供を含む）、⑦バイオセイフティに必要なあらゆる能力構築、⑧実施体制、⑨用語の定義

⁴ マドリード報告書の附属書 I の第 III 節パラ 18(b)は、次の 3 項目を記載。①社会経済的検討、②責任と補償、③財政的問題

⁵ 1992 年 6 月、国連環境開発会議 UNEDO で採択された。前文と 27 の原則から成る。

- (a)条約の範囲を越えない。
 - (b)この分野における他の国際的な法的措置にオーバーライド又は重複しない。
 - (c)見直しの仕組みを規定する。
 - (d)効率的で効果的なもので、バイオテクノロジーの研究開発への不必要的悪影響を最小限にするようにし、技術アクセス・移転を不适当に妨げない。
- ⑥条約の規定は、議定書にも適用する。
- ⑦原案作成過程では、現存の国内や国際的な法制の分析によって明らかにされた、現存の法的枠組みにおける空白を十分考慮する。
- ⑧議定書を批准する条約締約国の数が可能な限り最大となるよう、すべての締約国が誠実に協力し、十分に参加する必要があることを、原案作成過程の指針とするものとする。
- ⑨原案作成過程は、利用可能な最高の科学的知識・経験とその他の関連情報に基づいて実行される。
- ⑩議定書を策定する過程は、WG によって緊急案件として実行されること。WG は、以後の各締約国会議に進捗に関して報告する。WG は、1998 年に作業を完了するよう努めること。

2. 会議の流れ

(1) 全体会合 Plenary

締約国会議としての最終決定を行うのは、全体会合である。その運営に当たる役員 Bureau として、議長 President、副議長 vice Presidents、書記 Rapporteur が置かれる。今回、議長に選出されたホスト国インドネシアの環境担当国務大臣をはじめ、5 地域から 2 名ずつ計 10 名の役員が選出された。

(2) 全体委員会 Committee of the Whole

保全と持続可能な利用に関する個別の案件を検討したのは、全体会合に置かれた全体委員会である。その議長 Chairman には、役員メンバーから加の環境省生物多様性・環境保全局長が選出された。

バイオセイフティーについては、7 日午後と 8 日午前に、25 カ国（うち先進国は、我が国を含む 6 カ国）と 5NGO（うち産業 NGO は、BIO と GIBP）から意見が表明された。

(3) コンタクト・グループ Contact Group (CG)

案件ごとに分かれて実質の議論を行うため、9 日の役員会議で、オープンエンドの CG の設置が決定された。COP1 では、三つの CG が置かれたが、今回は、予算、バイオセイフティー、資金、森林・海洋の四つが置かれ、議長には、役員メンバーからそれぞれ、イギリス、インドネシア、アンティグア・バーブーダ、インドが指名された。CG における議論は、公式文書に記録されないが、今回は、NGO の出席が認められた。

なお、これら CG のほかに、科学技術助言補助機関や資源アクセス・知的所有権の問題に関し、全体委員会議長主催の起草グループも設けられた。

バイオセイフティー CG では、10 日、三つの議決案 (G77・中国、EU、ノルウェー) と四つのコンセプトペーパー (スイス、日、豪、米) が提出され、さらに、ニュージーランド (NZ) とハンガリー (東欧代表) から意見表明があった。これらを一つの文書に統合する作業を行うため、起草グループの設置が合意された。同グループの構成は、G77・中国が最大 17 名、EU が 5 名、ノルウェー、スイス、日、豪、米、NZ、ハンガリーが各 1 名、計 29 名である。

(4) 起草グループ Drafting Group

11 日、起草グループ会合の冒頭、議長は、各国 1 名の発言者の氏名を登録させ、NGO を退室させた。統合作業は、まず、G77・中国案をベースに行われ、次いで、EU 案をベースに行われた。

13~15 日の議論は、連日深夜に及んだが、マドリード報告書や条約の文章を援用しての駆け引きに終始し、科学的・技術的観点からの議論は全くなかった。

G77・中国の出席者は、日を追うごとに減少し、スポークスマンのフィリピンにインド、マレーシア、韓国、コロンビアなどのごく少数の国となった。

15 日午後には、EU と G77・中国との全面対決で議論は暗礁に乗り上げ、CG 段階での合意が危惧された。16 日午後の全体委員会の直前になって、ようやく、議長テキストを合意した。

(5) 採択

議長テキストは、CG の形式的な全体会合で合意された後、全体委員会に議決案として提出され、異議なく採択された。さらに、最終日 17 日午後の全体会合でも異議なく採択された。

3. 議論の要点

(1) EU と G77・中国との全面対決

EU（代表：オランダ、イギリス）と G77・中国（代表：フィリピン）が議定書の範囲や WG の作業スケジュールなどについて全面対決した。EU は、LMO の越境移送 trans boundary transfer に議定書の範囲を限定し、WG の作業を 1998 年に終え、続く締約国会議で採択すべきと主張。G77・中国は、条約にいいう LMO の移送、取扱い及び利用に関する議定書について COP 3 までに WG を最低 2 回開催して検討すべきと主張。EU が明快な案を提示したのに対し、G77・中国は、グループ内の多様な意見をまとめきれないためか、なるべく結論を WG に先送りしたいとの意向がうかがわれた。

(2) 争点となった国際移動問題

① 「越境移送」と「越境移動」—議決の本文パラ 1

EU 案の「越境移送」は、LMO の意図しない移動を含まないが、ノルウェーは、そうした限定のない「越境移動」を主張した（G77・中国とスイスが支持）。結局、EU は、「越境移送」を断念し、より範囲の広い「越境移動」を受け入れた。

② AIA と PIC —議決の附属書のパラ 2(b)

G77・中国案は、議定書への包含を検討すべき「その他の要素」として「事前の情報に基づく同意、prior informed consent」(PIC)¹を特記したが、ノルウェーは、AIA と PIC の違いが不明であるとして削除を主張した（EU などが支持）。結局、G77・中国は、PIC の特記を断念した。

なお、他の国際措置における PIC では、輸入を一方的に拒否できるが、AIA は、新しい語であり、PIC より穏やかなものとの説がある。

③ 現存の国際措置の分析の必要性

—議決の前文パラ 8、パラ 10 と附属書のパラ 7

ノルウェー案は、LMO の越境移動を特に扱ったものは現存せず、関連の国際措置などのさらなる調査の必要性はないとした（G77・中国が支持）が、豪と米のペーパーは、現存の国際措置などの分析が必要とした（EU などが支持）。結局、分析の必要性があることと、越境移動を特に扱ったものが現存しないことの両方を記述することで妥結した。

④ 「オーバーライド」と「重複」

—議決の附属書のパラ 5(b)

EU 案は、議定書が同じ分野の他の国際措置にオーバーライド/重複しないこと（米、豪、NZ と我が国が支持）とした。ノルウェーは、「オーバーライドしないこと」と「重複しないこと」は別のこととし、前者の代替として条約第 22 条 1 の規定の準用を提案した。G77・中国は、後者だけで十分とした。結局、EU 案を若干修正して合意した。

¹ PIC の例が生物多様性条約にもある。第 15 条 5 「遺伝資源の取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とする。」

(3) その他の議論

①議定書の必要性について、G77・中国案は、「議定書の必要性を認識」、EU案は、「議定書の必要性があると結論」としたが、必要性について何も記述していないノルウェー案を踏まえる形で合意した。②ハンガリーは、LMO だけでなく、その生産のための biological entities (例えば、DNA、RNA、ベクター) も議定書の対象とすべきと主張したが、WG で検討すればよいとして支持されなかった。③WG の開催時期、開催場所、議長人事については、何も決めていない。条約事務局の場所が今回、加・モントリオールに決定し、仮往まいのジュネーブから引っ越しすため、WG の開催が遅れるとの予想がある。ホスト国が議長を務めたカイロ会合やマドリード会合と異なり、本 WG は、1998 年の COP4 まで同一人が議長を務めることになるだろう。

(4) 加、豪、NZ、イススの態度

当初、これらの国は、国際移動に限定した議定書に到達するために、マドリード報告書の 9 項目¹を COP2 で絞り込む方がよいのか、WG で絞り込む方がよいのか、方針を決めかねているように思われた。

(5) 米の態度

米は、議定書の必要性を科学的には認識せず、議定書策定を政治的に決定したことにしていとの立場から、G77・中国案の「議定書の必要性を認識し」を「議定書の策定を決定し」に書き換えることを希望した。

さらに、LMO の輸出の新たな障壁となるような議定書の回避に重点を置き、①国際移動問題と AIA (又は PIC) とは切り離す (輸出通報制度だけ設ければ、後は WTO 協定の枠内で輸入国側が対応すればよい)、②議定書は、WTO 協定のような既存の貿易協定にオーバーライドしないこと、③WG に貿易問題の専門家を加えるべきであるとの考えであった。日・米・豪・NZ の打合せ会では、WTO 協定の衛生植物検疫措置協定 SPS や国際植物防疫条約 IPPC では足りない点をまず明らかにすべきであると力説していた。

なお、米国政府内で環境保護派との意見の対立があるため、積極的発言はできないとのことであり、マドリード会合に比べおとなしかった。

(6) G77・中国の態度

G77・中国の中で我が国に考えが近いのは、韓国、中国、ブラジルと思われるが、中とブラジルは沈黙を守り、韓国は、G77 内で孤軍奮闘していた。COP1 やマドリード会合で活躍したアフリカやラテンアメリカ諸国は、森林・海洋、資源アクセスなどのグループを優先したためか、出席は少なかった。

4. 今後の課題

国内規制を含む範囲の広い議定書を望む、多くの途上国は、各先進国や OECD に蓄積された知識・経験を必ずしも十分に理解していないと思われる。我が国として、WG での交渉と並行して、関係省庁・関係団体が直接に、又は OECD や UNEP の活動を通じて、こうした途上国への啓蒙、教育、技術移転などによる能力構築支援を積極的に推進することが肝要である。UNEP におけるガイドライン案と関連の能力構築の在り方の検討にも、もっと注目すべきであろう。

なお、今回もそうであったが、途上国は、国外から入ってくる LMO のバイオセイフティー問題と国外に持ち出される遺伝資源・利益配分問題をセットで考えている。国際社会でバイオの海賊行為 biopiracy のそしりを受けないよう、我が国の企業や研究機関の自覚、的確な時代認識が求められる。

¹ 脚注 5 に同じ。

[3] 第1回専門家諮問グループ会合*

1996年8月1~2日、ニューヨーク・アメリカ

はじめに

生物多様性条約は一種の枠組条約だけに、その運用については、締約国間の協議で具体的なルールや手続の詳細が定められねばならない。したがって、その過程で調整の役を務める条約事務局の仕事が極めて重要になってくる。一方、条約の主旨にある生物の多様性と、その持続可能な利用及び遺伝資源から生ずる利益の公平な分配などは、国を越えて将来の企業活動に深くかかわる問題でもある。そこで事務局長Juma博士は事務局と産業界との密接な交流の重要性を主張しており、その意図を汲みとった秘書役のBen-Eli博士は条約の運用戦略の作成について事務局を補佐するためのconsultative expert groupを産業界の人材を含めて編成することを提案した。今夏に、その第1回の会合が開催され筆者が参加したので、その概要をここに報告する。

1. 会合開催までの経緯

Ben-Eli博士の提案に同意したIBFメンバーは、SAGB代表のDickson氏が中心になり人選に当たったようである。本年（1996年）6月、Dickson氏より第1回の会合が8月初めにあるので、日本からは筆者を指名したとの連絡があった。同月20日付で、会合のイニシアティブをとるSSRC（Social Science Research Council）から正式な参加依頼を受け、JBAの要請もあったので出席を受諾した。7月末のバイオジャパン開催期間中に、ようやく、会合用の資料の一部^{1, 2}が郵送されてきた。したがって、会合のための準備は、7月12日のJBAで行われた関係者との打合せとJBAからの資料に基づいてまとめた筆者の英文³について石川専務から得たコメントだけであり、極めて心細いものであった。しかし、バイオジャパンに来日していたDickson氏との意見交換の機会は大変有用であった。ニューヨークに着いた7月31日の夜、翌日の会合に用いるためのBen-Eli博士の56ページにもわたる部厚い資料⁴がホテルの部屋の前に置かれていたのには驚いた。

* 鈴木武夫（1996）「生物多様性条約のための Consultative Expert Group 第1回会合」バイオサイエンスとインダストリー Vol.54(11) pp53-55

1 A Review of Science Issues for the Convention on Biological Diversity. A background paper for the meeting of the SSRC Biodiversity Initiative working groups, prepared by Arun P. Elhance, Program Director, Social Science Research Council with David C. Major Program Director, Social Science Research Council in consultation with Michael U. Ben-Eli, The Cybertec Consulting Group, Inc. July 1996

2 The Convention on Biological Diversity and its relationships with major related convention and institutions. A background paper for the meeting of the SSRC Biodiversity Initiative working groups, prepared by Lee A. Kimball, visiting fellow, Overseas Development Council in consultation with Michael U. Ben-Eli, The Cybertec Consulting Group, Inc. July 1996

3 鈴木 Report, Viewpoint of Japanese Industries on Biosafety - Points to be Commented -, Takeo Suzuki, Kyowa Hakko Kogyo Co., Ltd.

4 Social Science Research Council, "Meeting the Challenge" Strategic Consideration for Developing a Modus Operandi for Convention on Biological Diversity, August 1996, prepared by Michael U. Ben-Eli, The Cybertec Consulting Group, Inc. July 1996

2. 会合の概要

(1) 全体会合

8月1日、ニューヨーク市街からハドソン河に沿って25マイルほど北へ行ったロックフェラー財团の広大な所有地にあるPocantico Conference Centerで会合は行われた。

出席者の総員は22名で、その顔ぶれは、主に国連関係者、大学教授、政府関係者及びSSRCのメンバーであり、産業界からはBIOのGodown氏と筆者だけで、SAGBのDickson氏は急な事情で欠席であった。条約事務局が産業界との交流の重要性を唱えていた事からすると、この顔ぶれには意外な感じがした。また、アメリカからの参加者が多く、他はノルウェー、コスタリカ、カナダ、イギリス及び日本から各1名ずつと、ブラジルからの2名であった。

会合は歓迎昼食会の後、2時からSSRCのPrewitt社長が議長を務め、ラウンド・テーブルで全体会合から始まった。まず、一人一人、自己紹介と生物多様性条約に対するコメントを述べ、3分ぐらいで終わる人から15分以上も論ずる人がいて、このセッションだけで2時間近くが費やされてしまった。筆者は、自己紹介に続き、生物多様性条約が企業にとって重要なだけに、国連の関係者や条約事務局は、企業の実態についての正しい知識を持ってほしいことなどを述べ、約3分間で最初の義務を果たした。

休憩の後、4時ごろからBen-Eli博士によって、例の部厚い資料「Meeting the challenge」⁵を用いた論説があり、その後、全員でその論説に対する質問と討論が夕刻6時過ぎまで続いた。Ben-Eli博士の資料は、BIOなどの支援を得て、生物多様性条約の特質とその戦略的運用方法について、各界の権威64名余の意見を聴取した上で博士自身がまとめられた、示唆に富んだものである。後日、全文が和訳される予定であるが、その中で、本会合の目的は、生物多様性条約が21世紀に向かっての革新的な国際条約であるために、決定的に重要な戦略的運用に関する方法論を条約事務局に提示することであり、本条約の運用がまだ初期にある今こそ論議するにタイムリーであると述べている。また、論議に際して、本条約の特性、特に弱点にも焦点を当てて論ずることの重要性を指摘している。具体的には、次の三つのテーマが対象となった。すなわち、

- ① 科学的知見を政策立案に可能な限り採用し、組み入れるための最良の方法、
- ② 企業の役割を明確化すると共に、それを促進するための最良の方法、
- ③ 生物多様性に関連する他の先行条約との関係を明確化すること、

全員での討議は途絶えることなく続き、議長が、やっとの思いで夕刻6時過ぎに終了を告げた。そして、ロックフェラー一家三代にわたる邸宅跡などの見学と、ゴルフ場もある広大な敷地内の散策は、議論での熱気を冷ますのに大変役に立った。夕食後は、非公式で続きの議論が食卓を囲んで行われ、10時近くになって、やっと自室に戻ることができた。

(2) グループ討議

翌8月2日は、9時から、3グループがテーマごとに分かれて討議が行われた。サイエンス関連は座

⁵ 脚注4に同じ。

長のSchei氏（Diredor for Nature Management、Norway）以下7名、産業関連は、Choucri女史（Prof.MIT）を座長に計6名、そして他の条約関連はCampeau氏（Ambassador、Montreal）以下7名であり、Ben-Eli博士は産業関連へ、Prewitt社長はサイエンス関連に加わった。筆者は産業関連でBIOのGodown氏の隣に席をとった。討議の途中で筆者の準備した英文の意見書⁶を座長に提示し、それが全員に配布された。座長のまとめに少しほとんど役立ったようである。

産業関連グループのうち企業関係者は2名だけで、他は国連関係者と大学教官であったためか、討議は、企業と条約との関係について原則論から始まり、両者の相互関係の環を全体的にプラスにするための“who”、“what”、“how”について議論された。そのうちの“what”についての討論で、企業が条約側に与え得るものと、条約側から企業が得るものに分け、後者について条約の運用政策に企業が参画することで市場活動が広範に改善される可能性のあること、重要な資源に関する情報が常に得られること、さらに、パブリック・アクセシビリティが得られやすいこと等が挙げられた、そして“how”では、企業代表を条約の戦略的運用に計画段階から参加させることで、企業と条約関係者との連係に相乗効果が期待され、企業にとっては、結果として経済的なメリットを得ることになるなどが指摘された。上述の議論に基づいて事務局への要望をまとめて、グループ討議は12時半に終了した。

昼食後は、グループごとに座長が、それぞれの討議のまとめを全員の前で報告し、質問と討議がグループごとに繰り返された。

サイエンス部門での討議は、生物多様性の評価について、その技術開発の必要性と、評価にプライオリティーが及ぶ範囲及び科学面から条約の運用を支援するための機構（SBSTTA、Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice : 科学及び技術上の助言に関する補助機関）について、それを有効に機能させるための事務局の能力向上などが主なものであった。また、他の条約との関連については、将来は統合の方向で議論がなされたように思う。

会合は、更に続くけはいではあったが議長の強腕でようやく夕刻5時過ぎに終了し、やっと、30時間に及ぶ拘束から解放された。

おわりに

生物多様性条約の運用に懸念される多難さから見てコンサルタントグループの役割は安易なものではないと思われた。今会合のまとめ⁷は、9月12日付けで受領しているが、本年（1996年）11月のCOP3に向かって、SBSTTA会合ですでに有効利用されたとのことである。

企業にとっても本条約が、21世紀の活動に避けて通れない課題を提示するものだけに、今後はIBFが企業代表として、より積極的に条約運用政策に関与することが必要であると思われる。

⁶ 脚注3に同じ。

⁷ Social Science Research Council, Biodiversity Initiative, Chairmen Report, Working Group Meeting, Pocantico Conference Center, New York 1-2 August, 1996

[4] COP3

1996年11月28日～12月9日、ブエノスアイレス・アルゼンチン

[4]-1 COP3 報告*

はじめに

1996年11月4～15日にアルゼンチンの首都ブエノスアイレスで開催されたCOP3に出席した。

これまで、バイオセイフティー議定書を巡る議論に絞って紹介してきたが、すでに同議定書作成のための作業部会が動き始めており、今回は、ほとんど問題にならなかった。このため、本稿では、発効後3年が経った生物多様性条約の全般について、感じるところを述べてみたい。

1. コップ・スリーは京都で開催？

出発前に課の同僚からは「コップ・スリーって確か1997年に京都でやるんでしょ」と言われた。気候変動枠組条約は、生物多様性条約と同じく1992年6月のアンセド¹で署名式が行われたが、そのコップ・スリー（COP3：第3回締約国会議）が我が国で開催されることもあり、生物多様性条約に比べ我が国政府における知名度は高い。別の例を挙げると、両条約とも条約の下にサブスタ（科学技術助言補助機関²）を設置し、また、資金供与制度の運営組織として暫定的にGEF地球環境ファシリティーを指定しているが、生物多様性条約の方が「へえ、気候変動と同じだね」と言われてしまう。

思うに、気候変動枠組条約は、目的が明確に絞られ、先進国主導で議論が進展しているのに対し、生物多様性条約は、「生物の多様性」という概念の難しさもさることながら、目的が幅広く全貌把握が困難で、しかも、開発途上国主導で議論が停滞している。このあたりに、生物多様性条約に対するファミリアリティの欠如の理由がありそうだ。

2. アジェンダ21一家の長男

アジェンダ21の全部に目を通された読者がいらっしゃるだろうか。これは、21世紀に向けた行動計画で、第1部「社会的・経済的側面」が第1～8章、量的に大半を占める第2部「開発資源の保護と管理」が第9～22章、第3部「主たるグループの役割の強化」が第23～32章、第4部「実施手段」が第33～40章という構成である。筆者がまともに読んだのは、第15章「生物多様性の保全」と16章「バイオテクノロジーの環境上適切な管理」だけである。

非難を覚悟で「アジェンダ21一家」を概観すると、第38章に基づき国連の経済社会理事会に設置されたCSD（持続可能な開発委員会）が家長に相当する。

第9章はオゾン層保護のためのウィーン条約、モントリオール議定書、気候変動枠組条約が担当。第11章は森林原則声明、IPF（政府間森林パネル）、国際熱帯木材協定が、第12章は砂漠化防止条約が、第14章はFAOが、第15章はワシントン条約、ラムサール条約、ボン条約が担当。第17章は国連海洋法条約、GPA-LBA（陸上活動からの海洋環境保護のための世界行動計画）、マルポール条

* 五十嵐卓也（1997）「コップ・スリーに出席して…発効後3年の薄幸」バイオサイエンスとインダストリー Vol.55(1) pp44-46

¹ ブラジル・リオデジャネイロで開催されたUnited Nations Conference on Environment and Development国連環境開発会議、別名、リオの地球サミット。ここで、「環境と開発に関するリオ宣言」、「アジェンダ21」及び「森林原則声明」が採択され、2条約の署名が開始された。

² 生物多様性条約ではSBSTTA、気候変動枠組条約ではSBSTA。

約、ロンドン条約、HNS 条約が担当。第 19 章は IPCS (化学物質の安全に関する国際プログラム)、ロンドン・ガイドラインとその PIC 条約化が、第 20 章はバーゼル条約が担当。

さらに、第 2 章は WTO の貿易環境委員会が、第 6 章は WHO が、第 33 章は ODA 超大国ニッポン、IDA 国際開発協会、GEF が担当。

生物多様性条約の守備範囲は、もちろん第 15、16 章が中心となるが、第 11~14、17、18 章の個別生態系の問題も扱っている。CSD の検討と呼応して、SBSTTA 第 1 回会合や COP2 では海洋・沿岸域の生物多様性を、SBSTTA 第 2 回会合や COP3 では農業や森林の生物多様性を議論した。今後は、乾燥地、山岳、内陸水系の生物多様性を議論する計画になっている。

生物多様性条約は、その前文がリオ宣言やアジェンダ 21 の要約版のようになっており、アジェンダ 21 の第 1、3、4 部の問題さえも扱うことになる宿命にあるようだ。第 26 章「原住民とその社会」を例にとれば、この条約には、原住民の知識に関して第 8 条(j)、第 10 条(c)、第 17 条 2、第 18 条 4 の規定がある。COP3 には原住民団体が大挙出席し、代表者が壇上で声明を読み上げ、原住民問題のための作業部会の設置を求めた。協議の結果、これら規定の実施に関する 5 日間のワークショップを COP4 までに開催することが決議された。

以上のようにアジェンダ 21 に盛られた幅広い問題を扱う生物多様性条約は、「アジェンダ 21 一家」の長男に相当するといえるだろう。

3. 途上国からの異議申立て

開発途上国の貧困・人口爆発及びバイオテクノロジーの急速な進歩は、遺伝資源を巡る「開発途上国=生物資源所有者」と「先進国=資金・バイオテクノロジー所有者」との対立を先鋭化させた。先進国主導で形成された遺伝資源に係る既存の貿易、知的財産権、バイオセイフティーなどの国際ルールに開発途上国が異議を申立て、変更を迫ったのである。生物多様性条約は、こうした遺伝資源を巡る南北問題の解決を目指したものであるが、大枠について合意しただけで、実施のための詳細な規定は、締約国間の交渉や COP での検討に委ねている。これもまた枠組条約なのである。

(1) バイオパイラシー

遺伝資源は人類共通の財産であるという従来の考え方代わり、生物多様性条約によって、遺伝資源を保有する個々の国の主権が確立された。遺伝資源の取得について、条件の相互合意、事前の通知・同意が義務化された。さらに、遺伝資源の利用から生じた利益の公正かつ衡平な配分に努めること、また、国立機関が実施する研究の場合には、当該資源提供国の研究参加と同国における実施に努めることも規定された。

開発途上国や多くの NGO (特に原住民団体) は、先進国の企業や研究機関がバイオプロスペクティング (bioprospecting: バイオ資源探査) において遺伝資源を国外に無断で持ち出し、これを元に研究開発して特許を取得しても当該資源原産国に利益を配分しないことをバイオパイラシー (biopiracy: バイオ海賊行為) と呼んで糾弾している。1995 年には、インドの伝統的薬用樹インドセンダン (neem tree) からの抽出物に対する先進国企業の特許取得が、バイオパイラシーの象徴的事例として非難を集め、同年 9 月の Nature 誌でも大きく取り上げられた。インドでは、ターメリック製剤などについても同様の問題が起きており、これに対抗するため、植物に対する特許を認めていない同国の特許法を改正するとともに、原住民の知識の文書化を進めるべきとの指摘もある。

(2) バイオ植民地主義、バイオ帝国主義

COP3 の前後に、インターネットの生物多様性メーリングリストを通じて、「パプア・ニューギニア

原住民の血液から作った細胞株について米国 NIH が特許 (#5,397,696) を取得したが、非難を浴びて、世界人権デーに合わせて放棄する。」とのニュースが流された。一方、COP3 で原住民団体が主催したワークショップには、「珍しい白血病にかかり脾臓摘出手術で命を救われたが、本人の知らないうちに脾臓組織から細胞株を作られ、UCLA 医療センターの研究者とサンド社によって特許 (#4,438,032) を取得された。カリフォルニア州最高裁は、体から取り出されたら自分の細胞であっても所有権はないとの判断を示した。」という話の主人公ジョン・ムーア氏が出席している。

これも一種のバイオパイラシーであろう。一部の NGO は、これをバイオ植民地主義やバイオ帝国主義と呼び、特に、1991 年から始まった、数年がかりで世界各地の種族から血液、組織、毛髪の試料を集め、細胞株を作るという HGDP (ヒトゲノム多様性プロジェクト) に対して反対運動を展開しているようだ。

なお、生物多様性条約では、1995 年 11 月の COP2 において、ヒト遺伝資源は条約の対象ではないことが確認されている。

(3) 原住民の知識、農民の権利

原住民社会が伝統的に保持してきた遺伝資源の保全と持続的利用に関する知識や、農民が無意識のうちにやってきた遺伝資源の保全や品種改良などの貢献（いわゆる「農民の権利」問題）を知的財産として認知し、その権利を保護するための新たな枠組みを確立しようとする動きも強まっている。

COP3 では、知的所有権が条約の目的に与える影響に関して次のようなケーススタディを実施するよう、各国政府や関連の国際機関に勧めることが決議された。

- ①現存の知的所有権制度が、技術移転の円滑化において、また、遺伝資源・原住民の知識へのアクセスやそれから生じる利益の衡平な配分を規定する取決めにおいて果たす役割について検討する。
- ②知的所有権、例えば、特別な (*sui-generis*) 制度やその他の保護形態の開発について検討する。

(4) 社会の健康まで考慮したバイオセイフティー

バイオテクノロジーが単なる学術研究の段階にとどまっている時代には、そうした研究を実施できる先進国のバイオセイフティー制度について、整備の在り方を OECD で検討するだけで十分だった。しかし、学術研究の成果が作物などの一般商品の開発に応用され、開発途上国を市場化するようになると、バイオセイフティーの対応能力のない開発途上国は、モダン・バイオテクノロジーによって改変された生物が生物多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼすのではないかとの強い懸念を示すようになった。このため、こうした改変生物の国境を越える移動について「事前の情報に基づく同意」制度を設けることを中心とする、バイオセイフティー議定書の作案作業が進められている。

COP3 では、業界団体を除く NGO がモンサント社の組換えダイズを例に、議定書発効までの改変生物の環境放出の中止や改変生物を使用した製品への表示を求めた。議場外では、エチオピア環境保護局がアフリカ地域の要請を受けてまとめた議定書案を配布した。同案の作成には、代表的な NGO であるサード・ワールド・ネットワークから資金が流れている。その内容は、読むと気分が悪くなるほど過激である。

1996 年 7 月のバイオセイフティー作業部会第 1 回会合で、アフリカ地域のある代表は、「環境の健康を保護し、人間の健康を保護するなら、社会の健康も保護すべき」として、社会経済的考慮を議定書に盛り込むよう求めた。また、米国のある NGO の代表は、「改変生物による隣国への間接的な影響、例えば、改変生物によって国境近くの農業生態系が破壊され、発生した難民が隣国に流入するような場合も考慮すべき」と主張した。まさに、生物多様性条約の会議ならではの発言であろう。

[4]-2 COP3：微生物遺伝資源へのアクセスと成果の共有に関する提言が本格登場*

はじめに

1996年11月4～15日にブエノスアイレスにおいて、生物多様性条約（Convention on Biological Diversity）の第3回締約国会議（COP3）が開催された。COP3において、微生物遺伝資源へのアクセスと、そこから生ずる成果の共有に関して、今後COPとして具体的にどのように取り組んでゆくべきかに関する提言が、CBD事務局と世界生物株保存連盟（World Federation for Culture Collections、WFCC）等が協力して作成したペーパーを通して公表された¹。これは微生物系統保存機関（カルチャーコレクション）への利用者のアクセスを生物多様性条約第15条（遺伝資源の取得の機会、表1参照）の枠組みの中でどう扱うかという規制の問題であり、カルチャーコレクションを利用する研究者や企業にとって、今後、見過ごせない問題と思われる。

表1 生物多様性条約（一部抜粋）

第15条 遺伝資源の取得の機会

- 1 各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。
(2、3、略)
- 4 取得の機会を提供する場合には、相互に合意する条件で、括弧の条の規定に従ってこれを提供する。
- 5 遺伝資源の取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とする。
(6、略)
- 7 締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ公平に配分するため、(中略)適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。その配分は、相互に合意する条件で行う。

1. カルチャーコレクションと生物多様性条約

カルチャーコレクションは微生物株を系統的に保存し、基礎研究や産業応用のために、利用者に対して、原則として自由にこれを提供するという重要な役割を担っている。現在、世界の58カ国に484のカルチャーコレクションがあり、81万株余りの微生物株が保存されている（WFCC調べ）。そして、利用者の33%は産業界関係者である²。

これら微生物株の提供にあたって、国際的な協定によって定められている場合以外は、利用者には、利用の最終目的や用途を記述するという制限条件はこれまで課されていない。

上に述べた国際的な協定による規制とは、例えばブダペスト条約（Budapest Treaty、1980）に基づく特許微生物の扱いに関する規制や、検疫目的による病原微生物の扱いに関する規制などがある。

* 炭田精造（1997）「微生物遺伝資源へのアクセスと成果の共有に関する提言が本格登場 生物多様性条約第3回締約国会議から」バイオサイエンスとインダストリー Vol.55 (2) pp81-82

¹ Access to Microbial Genetic Resources (UNEP/CBD/COP/3/Inf.19, 29 October 1996), Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity, Buenos Aires, 4-15, November 1996

² Access to EX-Situ Microbial Genetic Resources within the Framework to the Convention on Biological Diversity. Background to the UNEP/CBD/COP/3/Inf.19 Information Document, World Federation for Culture Collections, 1996.

しかしながら、生物多様性条約の発効に伴い、上記以外の微生物についても、同条約の発効日（1993年12月29日）より後に、締約国から入手した微生物株については、同条約第15条（表1）の規制の対象になる。

第15条の骨子は、①遺伝資源の扱いは原産国（country of origin）の主権に属し、②そのアクセスは原産国と利用者との間で事前通知により合意した条件によって行われ、③その結果生ずる成果は両者により公平で平等な条件で共有される、というものである。

このような遺伝資源の扱いは、生物多様性条約をまだ批准していない唯一の先進国であるアメリカにおいても、Yellowstone国立公園のケース（表2）が示すように、今後、普及してゆく可能性がある。

表2 微生物遺伝資源へのアクセスと成果の共有

—アメリカの例³—

Polymerase Chain Reaction(PCR)のベースとなった酵素は1965年にアメリカのYellowstone国立公園（公園）で分離され、カルチャーコレクションに保存されていた *Thermus aquiticus* の菌株に由来すると言われる。公園の規則に抜け穴があつたため、公園の事前許可なしに、PCRが商業化され関係企業は利益を得た。

公園はその後、規則を改定し、すべての標本を公園の所有物として、その利用者に対しては、材料移転協定（Material Transfer Agreement）に基づき、公園との事前同意（ロイヤリティーによる成果の共有を含む）なくしては、商業的な開発をできないことを明確にした。

2. WFCCによる提言

WFCCは生物多様性条約第3回締約国会議において、今後、微生物遺伝資源の問題に特定した議題を設けるべきだと提言した⁴。これまで、同会議では、動物や植物を中心とした議論が進められてきており、微生物に特定した議論はなされなかった。その状況下では、次のようなリスクがある。

①論議が動物・植物をイメージしてなされるため、微生物特有の問題が忘れられ、微生物関係者にとって不利な結論が導き出されるリスク

②他方、もし微生物の論議を開始すれば、政治的な紛糾にまきこまれ「寝た子を起こす」ようなデメリットが生ずるリスク

WFCCはこのジレンマの中で①を選び、微生物遺伝資源の問題に正対することとしたことを示している。

今後の具体的な進め方の案として、微生物関係者を含む学際的専門家グループを設置し、①既存のカルチャーコレクションのシステムの中に「アクセスと成果の共有」の手続を取り入れるための指針の作成、②微生物遺伝資源の入手や移転を行う際の協定（Agreements）のヒナ型の作成、③入手や移転後の状況を追跡（tracking）するシステムの設置方法、④これらを満足するカルチャーコンクションの登録（認証）制度の設置の妥当性、などを検討することを提言している（表3）。

³ Lyle Glowka, The Convention on Biological Diversity: Issues of Interest to the Microbial Scientist and Microbial Culture Collections, Presented to the Eighth International Congress for Culture Collections, 26 August 1996.

⁴ 脚注1、2に同。

表3 世界生物株保存連盟（WFCC）の提言の骨子¹

- | |
|---|
| 1 生物多様性条約締約国会議は微生物に関する問題を検討すべきである。例えば、作業計画に微生物に特定した議題を設けるべきである。 |
| 2 能力構築の観点から既存カルチャーコレクションと新興カルチャーコレクションとの間の連携を奨励すべきである。 |
| 3 微生物分野専門家が、今後の論議に参加することを奨励すべきである。 |
| 4 学際的専門家グループを設置し、微生物遺伝資源へのアクセスと成果の共有の問題について、以下のことを検討すべきである。
(イ) 既存カルチャーコレクションのシステムの中にアクセスと成果の共有の手続を組み入れることを目的とした指針(又は自発的行動規範)の作成
(ロ) 同微生物遺伝資源の入手協定(Acquisition Agreement)や移転協定(Material Transfer Agreement)のヒナ型の作成
(ハ) 微生物遺伝資源の入手と移転を追跡するための管理・情報システムの設置方法
(ニ) 微生物遺伝資源へのアクセスと成果の共有の条項を満足するカルチャーコレクションの登録(又は認証)制度を設置することの妥当性 |

おわりに

上に述べた状況が我が国の関係者にとって何を意味するのだろうか？少なくとも、以下のことは考慮に入れる必要があると思われる。

- ① 我が国が微生物学ないし、その産業利用において世界的に有数な実績をもつ以上、生物多様性条約の枠組みの中での論議が開始されれば、それを避けて通るわけにはいかない。
- ② 微生物遺伝資源へのアクセスとそこから生ずる成果の共有の道筋を明確にすることは、海外資源へのアクセスという側面と共に、微生物資源保有国としての我が国の国益を守るという側面もある。
- ③ したがって、今後の国際的な論議に備えて、我が国のるべき立場を整理しておくことが必要となろう。

次回の締約国会議は1998年5月4～15日にスロバキア（ブラティスラバ）において開催される予定である。また、科学技術助言補助機関（SBSTTA）第3回会合は1997年9月にカナダ（モントリオール）で開催される。

.....

編者記：COP3の後、下記の二つの重要な国際ワークショップが開催された。

- ① 1997年7月、UNIDO（国連工業開発機構）のアレンジにより、フィリピン政府と先進国専門家による「バイオインダストリーの振興に関する諮問会議」がマニラで開催された。その会合の後、「遺伝資源の持続的利用に関するワークショップ」が開催され、フィリピン政府が大統領令（Executive Order 247）による遺伝資源アクセスへの規制を施行したことを説明した。（資料1）
- ② 1998年8月12日に世界系統保存株連盟（World Federation for Culture Collections、WFCC）主催による「微生物遺伝資源の経済的価値」に関するワークショップが開催された。このワークショップは、WFCCがCOP3に対して行った提言のフォローアップである。（資料2）

次頁にこの二つのワークショップの報告書を資料として掲載する。

¹ 脚注1、2に同。

資料 1. 生物遺伝資源への厳重なアクセス規制をフィリピンが施行—マニラ諮詢會議とダバオワークショッピングから*

はじめに

今回、UNIDO(国連工業開発機構)のアレンジにより、(1997年)7月3日から4日にフィリピン政府と先進国専門家とのバイオインダストリーの振興に関する諮詢會議がマニラで開かれた。ついで、7月7日から11日に、政府・民間・大学関係者による“遺伝資源の持続的利用”に関するワークショップ(WS)がミンダナオ島のダバオで開催された。それらのハイライトについて報告する。

専門家諮詢會議(マニラ)

フィリピン及び事務局側参加者:科学技術省、貿易産業省、国立生物工学・応用微生物学研究所、バイオテクノロジー協会、フィリピン産業連合会、UBIDO事務局、国際科学・ハイテク研究所(UNIDO傘下)

外国専門家側参加者:欧州委員会(未来技術予測研究所)、生物多様性条約(CBD)事務局、イギリス王立植物園、JBA(筆者)

☆要旨(問題点と専門家側によるアドバイス)

- ① 科学技術省は UNIDO 等と協力してバイオ産業の振興策を模索している。しかし、資金など多くの面で難問がある。⇒投資銀行に当たることを検討してはどうか。
- ② 産官学の連携体制が不十分である。バイオテクノロジー協会は存在するが、産業界単独型であり弱体である。⇒産官学連携のメカニズムを考えたらどうか。
- ③ バイオの国家戦略の設定について。⇒自国の現状に応じたバイオ技術の応用対象の選択が重要。一見華やかな先進国型産業(例えば医薬産業)に目を奪われるのには賢明でない。

遺伝資源の持続的利用に関する WS(ダバオ)

参加者:前記のマニラ専門家諮詢會議の参加者の他に、フィリピン環境・天然資源省、農林・天然資源研究開発評議会(PCARRD)等の関連省庁、シャーマン製薬、英国 Strathclyde 大学医薬研究所(SIDR)、シンガポール大学天然物研究所などの熱帯生物資源探索機関・企業、タイ、インドネシア、マレーシア、インド、韓国などの域内諸国、フィリピンの NGO(SEARICE)等を含む 66 名が参加した(内、フィリピン人は 45 名)。

テーマとしては、遺伝資源の持続的利用(特にバイオプロスペクティングと呼ばれる熱帯生物資源探査)について、政策上、技術上、経済上、及び実務上の観点から講演と討議が活発に行われた。

☆要旨

- ① フィリピン政府が、大統領令(Executive Order 247)により遺伝資源アクセスへの厳しい規制を施行したことを説明。環境・天然資源省を中心に関連省庁と NGO などによって構成される委員会がこれを担当している。これは事前同意、生物資源の所有権、成果分配、技術の無償移転、罰則などを具体的に明文化しており、遺伝資源の利用者(外国人であるかフィリピン人であるかを問わず)にとって、極めて厳しい内容となっている(表 1)。
- ② タイは、この大統領令に盛られた考え方、フィリピンのみならず ASEAN 諸国間で原則合意していると表明。タイでも規制案のドラフトингを終了し閣議で審議中と報告。科学技術開発庁(NSTDA)の下に生物多様性を担当するセンターを設立する構想らしい。
- ③ バイオプロスペクター企業又は機関(米国シャーマン製薬、英国 Strathclyde 大学医薬研究所、シンガポール大学分子・細胞生物研究所など)がビジネス・スキームを説明。その行動原則は CBD に適合して

* 炭田精造 (1997) 「生物遺伝資源への厳重なアクセス規制をフィリピンが施行—マニラ諮詢會議とダバオワークショッピングから」バイオサイエンスとインダストリー Vol.55 (9) pp53-54

おり透明性がある。これらの機関は NGO の質問に対して極めてオープンに情報を開示していた。

- ④ バイオプロスペクティングに関する産業界の活動について、産官学それぞれから発表があったが、立場により認識に著しい差があることが明確になった。途上国や CBD 事務局(特に法律家)は産業界の R&D 活動は極めて高水準と思っている。産業界はこの種の R&D 活動には波があるが、現在は低調だと思っている。国別に見ると、欧米は、日本の R&D 活動は特に微生物と海洋生物分野において高水準でシステムティックであり、しかもこつそり行っていると思っているふしがしばしば感じられた。一方、フィリピンなどアジアの途上国から日本に対する批判はなく、むしろ友好的であった(JICAなどの日本の ODA プロジェクト受益者から個人的感謝を何度も受けた)。
- ⑤ 筆者からは、日本は国内的な研究開発として微生物の産業的応用でユニークな成果を上げてきたが、国外でのバイオプロスペクティングの活動は欧米と比べて低調であると思うと表明した。また、JBA の活動やチェンマイとジャカルタでの国際フォーラムでの勧告文を紹介し、CBD に沿った日本の努力の一端を述べた。

おわりに

フィリピンによる遺伝資源アクセスへの厳しい規制の意味するもの

- ① 日本は生物多様性条約を批准しておりこれを遵守する義務がある: フィリピン政府の決定した規制がいかに厳しいものであっても、条約に基づく正当な行為であり、これを遵守する義務がある。もしこれに違反した企業・機関があり、それが立証されれば、国際的に痛烈な批判を浴び制裁を受けるであろう。
- ② 今後の状況により規制の制度は変化する: 規制の狙いの一つに経済的利益の還元がある。フィリピン当局は強い規制により、遺伝資源の使用による一時金、商品化の際のロイヤリティー収入や無償の技術移転などによりバイオテクノロジー産業を振興したいと公言している。しかし、結果は逆かもしれない。強い規制により先進国の企業が寄り付かなくなるかもしれない。ちなみに、この規制は大統領令であり、このため議会を経ないで改訂が可能である。先進国企業の資金や技術の導入をめぐって途上国間にも競争があり、今後の状況により規制の程度は変化するであろう。
- ③ 遺伝資源の規制に関する精通度が先進国企業の競争力を決める一つの要因となる: 途上国の規制や国情に精通した企業は、これらに疎い企業よりも研究開発で有利な立場に立つであろう。したがって、この規制は企業戦略に影響を与えるであろう。
- ④ 理論構築と情報開示の必要性: 産官学を問わず遺伝資源を扱う国際共同研究において、そのスキームについて生物多様性条約及び相手国(NGO)の規制制度に整合した理論構築に神経を使うことがいつそう必要になるであろう。また得られた結果を上手にしかもタイミングよく発表する PR の技術が重要になるであろう。

表1 生物遺伝資源へのアクセスに関するフィリピンの大統領令の骨子

範囲	公共地にあり個人、組織(外国人、国民あるいは官民を問わず)等が使用を意図する生物遺伝資源(ただし私有地で自然に生育する生物遺伝資源も含む)の発見、探索、使用(伝統的使用を除く)を目的としたすべての活動
所管官庁	省庁間生物遺伝資源委員会(環境天然資源省、農務省、外務省、国立博物館、学界、科学技術省、厚生省及び非政府組織(NGO)の代表からなる)が審査する
事前同意	生物遺伝資源の取得に関する活動の意図と範囲を事前に公的に告示し関係当局・地域住民代表・個人等から同意を得ることが必要
研究協定	事前同意に基づき、所定の条項(下記の例示参照)を含む学術研究協定、又は、商業研究協定を結ぶ(費用の支払い・エコロジー債権の購入を含む)
特記事項	① 収集した標本はフィリピン政府の国有財産となる ② フィリピン政府と国民は当該研究から生じる標本とデータ・情報に対して完全なアクセスを認められる

	<p>③ 成果は公平に分配する。(開発した)技術は国内的に商業利用する場合、開発者にロイヤリティーを支払うことなくフィリピン政府に提供される</p> <p>④ 規制の範囲としては生物遺伝資源そのもののみならず、その副産物及び誘導体も含まれる</p> <p>⑤ NGO が研究協定の遵守状況の監視に協力する</p> <p>⑥ 違反者は刑法により処罰するとともに国連などの場で名を公表する</p>
--	--

資料 2. 微生物遺伝資源の経済的価値とは何か？ ハリファックス・ワークショップから*

はじめに

1998年8月12日、カナダのハリファックスにおいて世界系統保存株連盟(World Federation for Culture Collections、WFCC)主催により“微生物遺伝資源の経済的価値”に関するワークショップ(WS)が開催された。JBAからは菅原秀明教授(国立遺伝学研究所)及び筆者が出席した。また、米国、ドイツ、英国、オランダ、オーストラリア、中国、カナダ等のカルチャーコレクション(CC)、国際機関(OECD、CBD、NCTAD、FAO)、大学、産業界等から関係者約70～80人が参加した。

微生物遺伝資源の経済的価値を明確にできれば、その保全のための予算獲得や菌株移転に伴う交渉において利益配分やロイヤリティーの算定等に役立つであろう、というのが開催趣旨である。WFCCは一昨年、生物多様性条約(CBD)の締約国会議に対して提言を行ったが(編者注:本アーカイブ【4】-2 参照)、この WS はそのフォローアップである。

経済的価値の議論は、科学・技術という範囲を超えて政治的な要素の絡んだ極めて複雑な問題であるため、バランスのとれた議論が必要である。JBAは来年に開催が予定されている CC の公的支援に関する OECD 東京ワークショップを視野に入れ、欧米の CC 関係者との交流を深めると共に、バランスのとれた議論にすることに寄与すべく、この WS に参加した。

WS では経済的価値の議論からは多くを期待できない、むしろ CC の一層の充実が必要であるという認識で収束した。以下に特記すべき論点を紹介する。

1. 今後のカルチャーコレクションの在り方(ドイツからの問題提起)

微生物遺伝資源の価値に関して、CC の立場から Stackebrandt 氏(DSMZ)が次のような問題提起を行った。

- 自然界に生息している状態のままの微生物は遺伝資源としての価値はない。
- 微生物の価値は、菌株の分離、分類と同定、保存等により付加される。
- 菌株の価値はそれが広く分譲される(売れる)ことにより維持される。売れなければその価値は急激に下がる。

同氏は CC 運営の財政面に言及し、菌株の保存と分譲の収支について次のような試算を示した。

- ある CC の保存株数を 1 万株とする。
- 1 株につき年に 20 アンプル作成するとして 400 万 ecu(欧洲貨幣単位)の経費が必要である。
- 60～80%(平均 70%)の株には 3～5 年間、分譲ニーズがないことが経験上分かっている。3,000 株について、合計 1 万アンプル/年を 50 ecu/アンプルで分譲したとして、50 万 ecu の収入になる。

* 炭田精造 (1998) 「微生物遺伝資源の経済的価値とは何か？ ハリファックス・ワークショップから」 バイオサイエンスとインダストリー Vol.56 (11) pp57-58

- これは経費の 12.5%を回収したに過ぎない。
- したがって、分譲ニーズの高い株の比率を高めない限り、保有株数を多くすればするほど多くの経費がかかる(生物多様性やゲノミックスの研究が進めば進むほど、CC の保有株数は多くなり経費が増加する)。また、このような状況に対する解決の試案として、同氏は以下のことを挙げた。
- 収支効率アップへの工夫として、例えば、未同定菌株については分類同定を進め付加価値を上げる、同定前の株には安価な保存方法を採用する(例:液体窒素法)。
- CC を多様性 CC(diversity collection)と収入用 CC(income collection)に(概念上)分け、多様性 CC への政府援助を強化する。
- 微生物の採取活動をハーモナイズする(微生物に関する専門性、地域性等による国際分業の意味と思われる)。
- 潜在的に価値があると思われる株(例えば、産業界が興味を持つ未同定株)を保存するのは誰の役割か?何を基準に誰がリスクを負うか?組織化を検討すべき問題である。

以下は筆者の得た情報によってまとめたものである。先進国の CC は競争型 CC と非競争型 CC に分けられる(表 1)。競争型 CC はよく売れる株を重視し収支効率アップを図る。収支効率アップに貢献しにくいものの優先順位は下げる。その代わり、研究の戦略的提携などベンチャー企業的手法で経営効率アップを図る。競争型 CC は企業的な視点から、他の CC を競争相手とみなす傾向が強い。非競争型 CC は公共的観点から収支効率アップのみに偏らず可能な範囲で多く保存しようとする。分類学等の基礎研究も重視する。これらは公的財源によって運営される。競争型 CC と非競争型 CC の間には時としてかなりの確執があるように見える。

2. 遺伝資源の国際価格はどう変遷するか?

この論点に関して Vogel 氏(エクアドル在住の米国人経済学者)は現実的な見解を発表した。

- 微生物を含む土壌の採取には僅かのコストしかかかりない。
- 微生物の分離と同定によって付加価値がつくが、(開発途上国には)コストが高すぎる事業である。
- 遺伝資源の国際カルテルができない限り、市場原理により微生物遺伝資源の価格は土壌の採取に要するコストを少し上回るところまで下がる。

同氏によれば、生物多様性条約の利益の配分に関する考え方の論議において、経済学者が参加しなかつたため原理的に間違った結果をもたらした。経済学的には、利益の配分に関しては生物資源利用税のような国際的課税システムの方が機能するであろう、と言う。

ところで、中南米では遺伝資源の国際カルテル的性格を目指すアンデス条約に基づく 391 号決定が発効している(表 2)。生物資源の分野でも OPEC(石油輸出国機構)のように少数の国が国際価格をコントロールする可能性はあるのか?現在、アンデス条約 391 号決定はあまり機能していないと言われる。しかし、CBD でのバイオセイフティー議定書の議論で明らかのように、開発途上国の論理は先進国の常識とは大きく異なる場合がある。今後の動きを注視すべきである。

おわりに

- 欧米は遺伝資源を国家戦略の問題として位置付けている。

欧米先進国は 21 世紀を視野に入れ、ゲノミックス分野での国際的大競争、生物多様性条約をベースとした遺伝資源の扱い込み等の時代の動きに対応し、遺伝資源を国家戦略の問題と位置付けている。それは ATCC の機構改革と新立地(1998 年)、英国の CC 統合戦略(1996 年)、ヨーロッパ CC の情報ネットワークによる統合の試み(現行の CABRI プロジェクト)等に現れている。

- OECD 東京ワークショップ(1999 年)の意味

欧洲のCCは非競争型の典型であり、アメリカのATCCは競争型の典型である。両者とも明確な自らの哲学を待っている。では、欧米と比べ歴史が浅く規模で劣る我が国のCCは今後どのような道を歩むべきなのか？

来年の2月17～18日には、CCの公的支援に関するOECD東京ワークショップが通産省で開催される。また、その前日にはWFCC-MIRCEN World Data Centre for Microorganisms主催(一般公開)の“21世紀における微生物資源センター”が開催される(九段会館)。これらの会議は我が国のCC関係者が欧米の動きに接し、自ら将来を考える良い機会である。

表1 競争型と非競争型カルチャーコレクション(CC)の比較

	競争型 CC	非競争型 CC
主な財源	自力獲得	公的資金
体質	企業原理型 他のCCと競争的	公共型 他のCCと協力的
特徴	経済効率の重視 研究の戦略的提携	公共有用性の重視 自力研究の重視
具体的CCの例	ATCC(アメリカ)	DSMZ(ドイツ) CBD(オランダ) BCCM(ベルギー)

表2 アンデス条約391号決定の骨子

391決定の発効	1996年7月17日(条約は1969年から存在)
条約加盟国	ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー、ベネズエラ(5カ国)
内容	<ul style="list-style-type: none">● 遺伝資源へのアクセスを扱う唯一の地域条約● 加盟国間で最小限度の共通アクセスルールを設定● ルールの詳細は加盟国の国内法で規定するが、391号決定の基準を下回ることはできない(地域カルテル的性格)● 生物資源から得た利益を加盟国間で分配するメカニズムとしてアンデス基金の創設を検討中● アンデス条約理事会を通じて、加盟国内での規制、アクセス申請、協定、承認、棚上げなどの状況を速やかに他の加盟国に連絡する(48条、49条)● 加盟国間で条約実施状況の情報交換が不足しており、十分に機能する段階にはまだ達していない
現実の問題点	

[5] 第3回 SBSTTA*

1997年9月1~5日、モントリオール・カナダ

背景

「生物多様性条約」締約国会議に対して科学上及び技術上の助言をする補助機関 (Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice) の第3回会合 (SBSTTA3) が1997年9月1日から5日までカナダのモントリオールで開催された。SBSTTAの目的はscience-baseの立場から生物多様性の保全と持続的利用の科学技術的側面について論議することである。日本からは農水省、環境庁、林野庁、水産庁、及び非政府組織(NGO)としてJBA(筆者)が出席した。

議題は以下のように後半な範囲にわたった。

①クリアリング・ハウス・メカニズム(ホームページによる情報システム)のパイロット・フェーズでの実施に関する報告、②SBSTTAの作業と有効性、③内陸水の生態系、④沿岸海洋域の生物多様性、⑤森林の生物多様性、⑥農業の生物多様性、⑦指標とモニタリング。

本報告では当協会関係者にとって直接関係すると思われる案件に絞って報告する。

要旨

1. 遺伝資源へのアクセスと成果の分配に関するワークショップ

世界資源研究所 (World Resource Institute、遺伝資源へのアクセスと成果の分配に関してアクティブな代表的 NGO の一つ、略称 WRI) の C. Barber 氏の司会により、以下のスピーカーによる現状説明と質疑応答が行われた。

- ① Manokaran 氏 (マレーシア森林研究所、FRIM) : マレーシア政府は今年8月に、「遺伝資源へのアクセスと成果の分配に関する国内ワークショップ」を開催した (WRI、IUCN (World Conservation Union、世界最大の自然保護に関する NGO)、Kew 植物園などの専門家がリソース・パーソンとして参加した)。この WS の結果等に基づき、遺伝資源へのアクセスと成果の分配に関するマレーシア政府の政策方針、及びそれを実施するためのガイドライン (モデル協定書を含むらしい) を現在ドラフト中である。
- ② ラオス政府総理府は現在、遺伝資源へのアクセスと成果の分配に関する政府方針をドラフト中である。
- ③ フィリピン政府 (欠席のため WRI の Barber 氏が代行説明) は現行の遺伝資源へのアクセスに関する大統領令に対して、国内の研究者が不満を表明するとともに、外国企業のアプローチも少なくなった。政府として大統領令の改定の可能性を含め今後の対応方法について、WRI などに助言などの協力を求めている。
- ④ Tobin 氏 (ペルーの NGO) の報告によれば、ペルーでは原住民 (インディオ) の伝承医薬の知識に対するアメリカ官学産プロジェクト (NIH をリーダーとし、ワシントン大学とモンサント社が担当) によるアクセスとその成果の分配に関してかなり込み入った論議があった。結局、

* 炭田精造 (1997) 「生物多様性条約第3回 SBSTTA 会議報告」バイオサイエンスとインダストリー Vol.55 (11) pp63-64

know-how のライセンスという考えを導入しペルーとアメリカは合意に達した。

- ⑤ IUCN の Glowka 氏は遺伝資源へのアクセスと成果の分配の規制に関する各国の最近の状況についてレビューした。フィリピン政府、アンデス条約加盟国（ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー、ベネズエラ）などの先鋭なグループから稳健なグループまで 5 種のカテゴリーに分類して説明した。また、深海微生物（特に熱水鉱床の微生物の産業利用の観点から）の所有権の帰属について国際法で規制すべしという持論を聴衆に訴えた（潜在的に日本などがターゲットである）。
- ⑥ Kerry ten Kate 女史（英国 Kew 植物園）は「遺伝資源へのアクセスと成果の分配に関する産業界の対応状況」に関する WRI 調査の中間報告を行った。「フィリピンの大統領令」に対して欧米の企業が不満を示していることが報告された。
- ⑦ UNCTAD（国連貿易開発会議）の Castro 氏が「BioTrade プロジェクト」について説明した。このプロジェクトは、いかにすればバイオビジネス企業との連携により生物多様性の経済的ポテンシャルを開拓できるか、をテーマに、①市場調査と政策分析、②それらのインターネットによるサービス、③国別プログラム、などから成る総合計画を実行し、バイオ製品とサービスのビジネスへの投資を高め新しい市場や事業を創造することを企図している。

2. C. Barber (WRI) との面談

Barber 氏から筆者に対して個人的な話し合いの申し入れがあり、1 時間 30 分ほど意見を交換した。

- ① WRI は来年の 1 月下旬、遺伝資源へのアクセスと成果の分配に関する東アジア地域ワークショップを企画中である（彼の示した参加国リスト案には東南及び東北アジアの主要国が載っていた）。
- ② これは、「フィリピンの大統領令」の施行によって触発されたものであるが、フィリピンのみが対象ではなく東アジア全体が対象であり、上級者レベルの会合としたい。
- ③ 本件について別途、WRI 日本代表から通産省にも既にお願いしたはずであるが、JBA 及び日本企業にもぜひ参加して欲しい。特に海洋バイオ研究所（MBI）について言及があった。既に B 氏は MBI がパラオと行っているプロジェクトに関して予備知識を持っていた。
- ④ 当方は、本件は持ち帰り検討すると返答した。

今の状況から判断すると、日本がこの提案から逃げれば、アジアでの議論から取り残されるのみならず、東南アジアや欧米の諸国からの評判が相当低くなろう。日本の対場から見ればバイアスを持っている人たちがいるであろうが、十分に準備を行った上で、本件に正対すべきと思われる。

3. マレーシアの Zakri 教授（マレーシア国民大学、UKM）との面談

Zakri 教授から夕食に招かれ 2 人でゆっくり話し合う時間を持った。教授の話は次のようなものであった。

- ① マレーシアは現在進行中の日・マ研究協力プロジェクトを高く評価しており、本プロジェクトの終了後も協力関係の維持を期待している。
- ② 遺伝資源へのアクセスと成果の分配に関する政策論議は今後とも重要であり、WRI が企画中の東アジア地域 WS に日本はぜひ参加すべきである。

- ③ マレーシア政府は「フィリピンの大統領令」のような規制をする方針は考えていないし、ASEAN 諸国でそのような合意があるとは Zakri 教授自身は聞いていない。
- ④ バイオの安全性についてはガイドラインを簡素な形で法制化する予定である。そうしないとマレーシアでは外国に遵守させることを期待できない。
- ⑤ SBSTTA3 のあと Zakri 教授はブラジルへ行き、第三世界科学アカデミー賞を受賞の予定である。ちなみに Zakri 教授は SBSTTA3 の議長の任務を中立の立場から立派に遂行した。

4. 遺伝資源へのアクセスと成果の分配に関する「産業界とのインフォーマルな意見交換」

最終日に Barber 氏とその NGO 仲間により標記の WS が開催された。ポイントは開発途上国と多国籍企業の間で遺伝資源へのアクセスと成果の分配に関する協定が締結されても「先進国企業側がそれを守っているという保証がないから、企業が自発的な遵守表明を行う」メカニズム（例えば、化学品安全性のレスポンシブル・ケアーのような）を作ったらどうか、というものであった。

- ① 当方としては、日本では契約書に署名するという行為はそれを誠実に実行する意思表明であり、それ以上更に遵守表明することはむしろ誤解を招くから、好ましくないと表明した。
- ② フランス（政府機関）は遺伝資源の「供給者と受領者」の関係はケースにより逆転するから「先進国企業側」のみ保証を要求するのは筋が通らないと主張した。
- ③ カナダ政府は、作物種子の流通システムを例に引き、現在の慣行で問題なく流通が行われていることを強調した。
- ④ 開発途上国側（特に植民者の搾取による苦い体験を持つインディオなど）には先進国企業に対する根強い不信感がある。

5. 次回の SBSTTA 会合の予定

1999 年春、ドイツで開催する。ちなみに、ドイツ政府は SBSTTA の「クリアリング・ハウス・メカニズム」の WS を今年、ドイツで主催した。

[6] COP4*

1998年5月4~15日、ブラティスラバ・スロバキア

はじめに

1998年5月4日より15日にかけて、第4回生物多様性条約締約国会議がスロバキア共和国の首都であるブラティスラバにおいて開催された。いくつかの主要な議題の中から遺伝資源へのアクセスと遺伝資源の利用から生ずる利益の配分の問題に関して、議論の進捗状況を素描し今後の議論の方向性を法的観点から推測することとする。

1. 作業部会における議論の経緯

第4回生物多様性条約締約国会議(COP4)は、全体をWG(Working Group) -1とWG-2に分け、それぞれが担当する議題に関する事項を更に個々のContact Groupに分けて議論を進めた。

「利益配分(benefit sharing)」に関する議論は、WG-1より5月11日午前中の第6会期より議題として検討される予定であったが、同議題に加えて生物多様性条約(CBD)第8(j)項(原住民の知識)に関する議論も同様に担当するWG-1は、前会期より継続された第8(j)に関する議論を優先的に議論したため、実際には11日午後の第7期より議論される運びとなった。

議論は、翌12日の午前午後のそれぞれ第8、9期を経て5月14日にFriends of Chairによるdraft decisionの起草が開始された。

このdraft decisionは、COP4の最終日である翌15日に、Informal Groupの提案を入れた形で採択された。

2. 主な論点1：資源取得の機会(アクセス)と利益配分に関する途上国の戦略

(1) 取得の機会並びに利益配分に関するアプローチの相違

利益配分に関する事項は以下の3点に分けられて議論された。即ち、①第19条(バイオテクノロジーの取扱い及び利益の配分)に基づくバイオテクノロジーがもたらす利益の配分を促進し推進するための手段(UNEP/CBD/COP/4/21)、②遺伝資源から生じる利益の公正かつ衡平な配分に取り組むための手段(UNEP/CBD/COP/4/22)、③第15条(遺伝資源の取得の機会)を履行するため、適宜、各国が立法上、行政上、政策上の措置を整備する際にとり得る選択に関する締約国の見解の編纂(UNEP/CBD/COP/4/23)、である。

この議題に関して、条約内容の実施のための措置として、資源アクセスとそこから得られる利益の配分のための国内法の整備の必要性が発展途上諸国多くの代表から表明された。

他方、日本は条約実施のために国内法上の立法措置の必要性が強調されることは適切ではない旨指摘し、条約に規定されるその他の行政上、政策上の措置について考慮されるべきであると主張した。また、国内の立法上の措置の必要性とは別に、資源の提供と使用に関する最低限度の基準を意味する国際的行動準則(Code of Conduct/Guideline)の必要性がスイス、フランスより表明された。

これに対して米国は、利益配分のための最も効果的な方策は自発的、契約的合意であることを強調し、利益配分合意規定のための多数国間の試みに反対の意思表明をした。

* 最首太郎(1998)「遺伝資源アクセスと利益配分をめぐる議論の法的側面 第4回生物多様性条約締約国会議から」バイオサイエンスとインダストリー Vol.56(11) pp53-56

(2) 締約国の裁量的措置としての国内法の整備の意味

CBD は枠組み条約であり、締約国は条約内容を実施するための立法措置をとる義務はない。条約内容の実施は、締約国会議の決定や議定書に委ねられている。即ち、CBDにおいては、第 15 条 7 項（遺伝資源の取得の機会）、第 19 条（バイオテクノロジーの取扱い及び利益の配分）において、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関しては、「適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。その配分は、相互に合意する条件で行うもの」と規定されるのみで、具体的にとられるべき措置に関しては締約国の裁量に委ねられている。

そのような意味での措置として、作業部会での議論においては次の三つ的方式が挙げられた。即ち、①国内法の整備、②ガイドライン／行動規範（Code of Conduct）、③契約レベルの合意形式、である。

①のアプローチに関して、現在のところ、もっぱら遺伝資源へのアクセス、成果物の配分に関する国内法を整備している国はまだ少ない¹。今後整備されるべき国内法の内容としては、配分される利益とは何か、アクセス並びに配分のための手続・条件といったものが予想される。

かかる条件としては、金銭的配分率のみならず、人的訓練、機材の提供に加えて技術移転をも「利益配分」の一環として国内法に規定される可能性がある²。とりわけ技術移転に関しては、途上国の利益を一層保護するために、CBD は「技術への接近と移転」を要求している（第 16 条「技術の取得の機会及び移転」）。しかし同時に、「特許権その他の知的所有権によって保護される技術の取得の機会の提供及び移転については、当該知的所有権の十分かつ有効な保護を承認し及びそのような保護と両立する条件で行う」旨規定されてもいる。（第 16 条 2 項）

したがって、資源提供国は技術移転をも利益配分の一環として国内法に取り込むにせよ、知的所有権に関する国際的保護をまったく無視することはできない。この場合、資源提供国が取り得る方策としては以下のような場合を考えられる。即ち、アクセスに関しては、国内の権限ある当局の許可制あるいはかかる機関への届出制の対象とする。この場合、許可もしくは届出の対象となっていない資源（したがって、違法アクセスによって取得された、あるいは、その可能性のある資源）からの成果物には知的所有権の保護は認めないという場合である³。このように、資源提供国は、国内法規定の実行力を知的所有権の保護によって担保しようと考えられる。

さらに、国内法による取得の機会並びに利益配分に関する規制の方式としては、①直接規制方式と②間接規制方式の 2 方式に大別できる。直接規制方式とはフィリピンの大統領令 247 号にみられるように、遺伝資源取得の機会から配分に関することがらすべてを法令によって規定する方式である。これは事实上遺伝資源国有化令に近い効果を有すると思われる。間接規制方式とは、例えば CBD 第 15 条にあるように取得の機会並びに配分に関しては「相互に合意する条件で行う」ものとし、このような条件を、資源提供国（もしくはその機関）を一方当事者とする契約⁴の形態で行う。そして、かかる契約の締結を条件として資源へのアクセスを許可するというものである。直接規制方式ではすべての遺伝資源並びにすべての資源利用者に対して一律の条件を適用することとなり、合意形成過程における柔軟性に欠ける。ひいては資源使用者側の資源利用を阻害する可能性がある。

¹ フィリピン、アンデス条約諸国の例が CBD 事務局には報告されている。UNEP/CBD/COP/4/22, para.26

² UNEP/CBD/COP/4/22, para 15

³ 知的所有権が認められない場合として、原子力の利用や一部の医薬品の場合が挙げられる。生物多様性の観点から、遺伝資源の利用に関しても同様に知的所有権が及ぶべきか否かについては議論がある。

⁴ かかる契約の形態としては素材移転契約、共同研究開発契約等が考えられる。

3. 主な論点 2：既得資源に対する CBD の適用について

draft decision の起草から採択に至るまでの過程における最大の論点は、CBD 効力発生以前にすでに取得されていた collection は CBD 適用の対象となるかという点であった。これに関して、Group77、中国、エチオピア、ルワンダ、インド、トルコはかかる collection は CBD の対象とするよう提唱したのに対して、EU、日本、スウェーデン、オーストラリアはこれに反対し関連パラグラフの削除を求めた。この件に関しては、コンセンサスには至らず、当該パラグラフは括弧付きのまま残された。

最終日の *draft decision* の採択に際しては、採択のために地理的配分に考慮されて形成された Informal Group からの提案を受けて、事務局に対して以下のように要請されるべく決議された。即ち、CBD の効力発生以前に既得された collection に関する情報を収集するための中間会議の開催、また、民間、公的部門だけでなく原住民よりの代表も認めた地理的にバランスのとれた専門家会議の設立による、アクセス、利益配分に関連する措置に関する検討、さらに、国内的、地域的レベルでの資源の経済的評価、資源アクセス、利益配分のためのメカニズムの形成のための財政的措置等である⁵。このような内容の草案採択には、日本は最後まで、CBD 締結以前の既得 collection に関するパラグラフには反対したが、最終的には譲歩を余儀なくされた。

既得 collection に対する CBD の適用の主張は、CBD に遡及的効力をもたらせることを意味する。この問題は、遺伝資源の開発から得られる成果物に関して一定の利益配分が認められることを前提として、提供国の遺伝資源に対する権利が時間的に過去のどの時点まで認められるかという問題である。

この点に関して条約法条約⁶第 28 条においては、条約の時間的適用範囲に関して、「別段の意図が条約自体又は他の方法によって確認されないかぎり、条約はその効力が当該当事国について生じる以前に行われた行為又は生じた事実等に関しては適用されない（条約法条約第 28 条）」という条約不遡及の原則が規定されている。したがって、CBD の遡及的適用の主張に対しては、CBD も条約の一つである以上、条約法条約の規定との抵触について合理的説明が求められるべきであろう。

結びに代えて

資源提供国と資源利用者の関係は、遺伝資源をその主権的管轄下に置く発展途上国と資源開発からの商業的利益をめざす先進国側民間企業との関係にほかならない。遺伝資源を石油と同様の天然資源として、そこからできるだけ多くの利益を得ようとすることが途上国側の戦略としてうかがえる。確かに、遺伝資源から得られるであろう利益配分は途上国の経済的発展に貢献するであろうし、生物の多様性の保全にも貢献するものと思われる。しかしながら、商業的開発の確立が数万分の一とも言われる遺伝資源は、その開発に多くの時間、労力、資本を必要とし、その意味で資源それ自体の価値は潜在的なものでしかない。それ故、これをその価値が顕在化している化石燃料資源と同様にみなすことはできない。このような遺伝資源に対して、より多くの利益配分を勝ち取るために厳格に過ぎる法的規制を課すことは、資源使用者による開発にとって阻害要因となり、結果として、資源提供国側を利益配分から遠ざけることとなるのではないかと懸念される。

遺伝資源から得られる利益の公正かつ衡平な配分の問題は、生物多様性の保全・生物資源の持続的利用と並んで CBD の主たる目的の一つに挙げられていながら、この問題が締約国会議の議題として取り上げられたのは今回が初めてである。今後の議論の方向性とその内容が注目される。

⁵ UNEP/CBD/COP/4/IV/8

⁶ 条約に関する国際法上の諸規則を法典化し、一般条約として 1969 年に国連条約法会議が採択した条約

[7] CBD 運用関連中間会合*

1999年6月28~30日、モントリオール・カナダ

はじめに

1998年5月に開催された第4回生物多様性条約締約国会議（COP4）において採択された制度的事項と作業計画に関する決定IV-16に基づく中間会合が、6月にモントリオールにおいて開催された。この合合の目的は、COP4以後の条約の実施状況のレビューと来る2000年に予定されるCOP5のための予備作業であり、実質的議題としては条約の実施状況と作業計画のレビューに並んで遺伝資源へのアクセスと利益配分が挙げられるが、議論の関心は後者に寄せられた。

前者の議題に関しては、生物多様性条約（CBD）実施状況改善のための措置として、COP決定の実施情況の改善、財政機構等の制度に対する期待、政策策定のための科学的情報・基礎の活用の必要性、条約実施のための下部組織（subsidiary body）の創設の可能性等が議論された。

参加者の関心を集めた後者の議題に関しては、今後COP5でアクセス、COP6で利益配分とそれぞれ議論される予定であるが、そのための予備作業が1999年10月にコスタリカにおいて開催予定である専門家合合（Expert Panel on Access and Benefit Sharing）で開始される。今回の中間会合はこの専門家会合の指針を提供するものとして位置付けられる。

以下、アクセスと利益配分に関する議題に焦点を当てて会議の報告とする。この議題はさらに以下に述べる三つに分けられたが、実質的な議論は前述の専門家会合において開始されるものとし、今回の中間会合では事務局側が準備した資料に基づき専門家会合において検討されるべき論点が確認、指摘された。

1. 遺伝資源へのアクセスと利益配分の取決め、並びにオプションの検討に関するレビュー

この議題に関する実質的な議論は本年（1999年）10月に行われる専門家会合でなされるものとし、議論は主にこの専門家会合の構成、運用、議題に関してなされた。アクセスと利益配分に関する取決めを促進するためのオプションを大別するならば以下のとおり。

- ① 立法に関する地域的アプローチも含めた、国内法制方式
- ② 「相互に合意する条件」と事前の情報に基づく同意（Prior Informed Consent）による促進措置
- ③ Code of Conduct 方式

個々のオプションに関する議論は、資源提供国側、利用国側の相違、内容としての技術移転、知的財産権保護との調整、原住民の知識の保護等の観点から更に細分化されて検討されることとなるであろう。

*「III-1. 生物多様性条約運用関連中間会合」平成11年度 特定商品輸入実態調査に関する調査研究報告書 pp73-94、日本貿易振興会（財）バイオインダストリー協会、平成12年3月

* 最首太郎（1999）「生物多様性条約(Convention on Biological Diversity)中間会合報告」バイオサイエンスとインダストリー Vol.57(9) pp55-56

注目すべき点としては、アフリカグループを代表してマリがアクセス・利益配分に関する議定書の作成を提案したことである。この提案は新たなオプションとして拘束力をもつルールづくりを意味している。

またこれらの議題を検討する専門家会合に関しては、以下のとおり決定された。即ち、その構成については、参加する専門家の数は 50 名以内とし、地域的機構を含む他の国際機関の代表はオブザーバーとして参加する。議題としては、①科学的並びに商業目的のアクセスと利益配分（現行のアクセスと利益配分に関する契約的取決め、並びに指針となる原則あるいは *Code of Conduct* のレビューを含む）、②PIC、衡平な利益配分と相互に合意する条件に関する、国内的・地域的レベルにおける法的・政策的措置のレビュー・知的財産権と *sui-generis systems* に関する法制、③Capacity Building（遺伝資源の同定、評価、価値の付与のためのもの。ABS 取決めのための交渉力。技術移転に関する検討も含む）、④インセンティブ措置、規制措置、評価措置のレビュー、遺伝資源へのアクセスの促進などが挙げられた。

2. CBD 発効以前に取得された生息域外(ex-situ)コレクションへの CBD の適用の可能性について

CBD 発効以前に取得された生息域外コレクションのうち、FAO の食料農業遺伝資源委員会の対象とならないコレクションに CBD を遡及して適用できるかという問題に関して、アフリカグループ等途上国側は ex-situ コレクションにも CBD を適用することにより、遺伝資源原産国の権利として利益配分を主張しようとしている。他方、先進国側はそのような遡及適用はそもそも国際法上認められないものであり、一度そのような適用を認めるならば遺伝資源にかかる権利義務関係が複雑になることから、途上国の主張に反対しているのが現状である。この問題に関しては、かかるコレクションの現状を把握するために、事務局より質問状が締約国だけではなく関係各機関に送付されている。これに対する回答は、5 カ国と、FAO、International Plant Genetic Resources Institute、Botanic Gardens Conservation International、International Species Information System、World Federation of Cultural Collection より寄せられた。今会合の最終勧告案では、事務局が作成する質問状による情報収集の継続が決定された。

3. 知的財産権並びに TRIPs 協定の関連規定と CBD との関係

この議題に関する論点は大別すると以下の 2 点である。①GATT/WTO 体制と CBD の条約関係の整合性に関する問題、②CBD 第 8 条(j)項に規定される原住民の伝統的知識の保護に関する問題である。

それぞれの論点に関して敷衍して説明を加えるならば、①に関しては、技術へのアクセス並びに移転に関する CBD 第 16 条には知的所有権の遵守がうたわれている。WTO/GATT 体制の知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）は特許制度等によるバイオテクノロジーを含む技術の包括的国際的保護を内容としている。したがって、いずれかの締約国が遺伝資源利用のための技術にアクセスする場合には、TRIPs 協定の関連協定との整合性が問われるわけである。②に関しては、CBD 第 8 条(j)項に規定される原住民

あるいは地域社会への利益配分をどのように実施していくべきなのかに関して、従来の知的所有権とは異なる新たな保護の形態を *sui-generis* system として構築し、これに基づいて利益配分を奨励すべきであるとする考え方が途上国を中心に優勢である。

前者に関しては本年（1999年）10月のABS専門家会合において、後者に関しては2000年1月に行われる予定である第8条(j)項の実施に関するopen-endedのad hoc作業部会において、議論されることとなっている。

今回の中間会議での決定事項は以下のとおりである。

TRIPs協定とCBD間の相互支援の確保の必要性／生物多様性と衡平な利益配分に関する知的財産権の実施の調査／TRIPs理事会へのCBDのオブザーバーの地位を緊急に確保する／CBDの関連規定の認識とCBDとTRIPs規定間の関係調査のためにWTOを招聘する／第8条(j)項に関して目下行われている作業と、*sui-generis*のような制度の重要性を認識する／WIPO並びにWTOによってなされた作業を緊密にフォローし、関連する場合にはCBDの観点から情報提供する（伝統的知識に関する事項を含む）。

結びに代えて

以上のような各議題、とりわけ三番目の議題に関して、議場での途上国側の特徴的な発言が意味するところを推測するならば、以下のとおりである。①に関連して、TRIPs協定第27条に規定される特許対象からの除外の範囲を拡大することにより、とりわけ技術移転の際の、TRIPs協定関連規定との抵触を避け¹、②に関しては、FAO/IUの「農民の権利²」に基づく*sui-generis* systemを構築し、これに基づいて利益配分を主張する。さらに、このような内容をもつCBD/ABSを議定書化することにより締約国を法的に拘束する。以上が途上国・資源提供国側のシナリオではないかと思われる。

¹ TRIPs協定第27条は「特許の対象」を規定している。この規定の中には、特許の適用除外も規定されている。特許の保護から除外される限りにおいては、CBDに規定される技術移転にかかる知的財産権保護との関連で問題は生じない。とりわけ、第27条(b)項に規定される微生物並びに微生物学的方法は特許の対象となるため、バイオテクノロジー関連の技術移転にアクセスする場合、この規定に抵触する可能性がある。

² FAOは1983年Global System on Plant Genetic Resourcesと呼ばれる植物遺伝資源保全機構を設立した。これは、植物遺伝資源委員会とInternational Undertaking(IU)という法的には拘束力のない一種の枠組みより成り立っている。このIUの中に規定される「伝統的農民の権利」とは、植物遺伝資源の質的向上への貢献に対する植物生殖質保有者への保証・報酬として位置付けられている。

【8】ABS 専門家パネル会合(1)*, *

1999年10月4日～8日、サンホセ・コスタリカ

はじめに

1999年6月に開催された生物多様性条約（CBD）中間会合において決定された専門家委員会（Expert Panel on Access and Benefit Sharing）が、この（1999年）10月4～8日にかけて中米コスタリカで開催された。この委員会の目的は、来る2000年5月15～26日にナイロビで開催される第5回締約国会議（COP5）のための予備作業として、生物多様性条約中間会合で合意されたアクセスと利益配分に関する以下の4つの議題を専門家の立場から論議してもらい、COP5での議論の基礎にしようというものである。

- ①研究・商業目的のアクセスと利益配分の取決め
- ②国及び地域レベルでの立法上、行政上、政策上の措置についての検討
- ③規制手続と奨励措置の検討
- ④能力構築（Capacity Building）

本委員会のメンバーは、締約国会議の決定事項IV/8及び中間会合の勧告2に従い、各国政府が私的あるいは公的機関からノミネートした専門家によって構成された。82カ国から303名がノミネートされたが、中間会合での専門家の数は50名程度という決定事項に従い、CBD事務局によって51カ国51名に絞られた。しかしながら、最終的に参加したのは44カ国の44名であった¹。また、本委員会開催主催国であるコスタリカから6名、スイスから2名が参加し、オブザーバーとして、United Nations Conference on Trade and Development (UNCTAD)、Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO)、World International Property Organization (WIPO)、Global Environment Facility (GEF)、Consultative Group for International Agricultural Research (CGIAR)、World Conservation Union (IUCN)、The General Secretariat of the Andean Community、Indigenous People's Biodiversity Network、International Centre for Rain Forest Conservation and Development (IWOKRAMA)、World Resources Institute (WRI)、Max-Planck Institute of Foreign Public Law and International Law、Novartis Seed AGから各々1名、合計12名が参加した。

会議は第一日目の午前中に開会式があり、全体会議の議長としてコスタリカのMedaglia氏とスイスのGirsberger氏が、ラポーターとして南アフリカのWolfson女史が選出され承認された。午後からは4つのワーキンググループに別れ、上記4議題についてのブレーンストーミングがなされた。続いて、2日目の午前の全体会議で本会議の進め方について議論され、本会合では、2つのグループ

*「III-2. 生物多様性条約アクセスと利益配分に関する専門家パネル会合」平成11年度 特定商品輸入実態調査研究に関する調査研究報告書 pp95-154、日本貿易振興会（財）バイオインダストリー協会、平成12年3月

* 安藤勝彦（2000）「生物多様性条約アクセスと利益配分に関する専門家パネル報告」バイオサイエンスとインダストリー Vol.58(1) pp59-61

¹ 編者注：日本からは安藤勝彦氏（協和発酵工業（株））が出席した。

(WG-1、WG-2) に別れ、WG-1 ではマレーシアの Zakri 教授を議長として上記議題の 1 を、WG-2 ではロシアの Kalakoutskii 氏を議長として 2 と 3 を各々議論し、上記議題 4 については両グループで話し合うこととなった。筆者は、WG-2 に振り分けられたが、以下に他の議題も含めて本委員会での議論内容を報告する。

1. 研究・商業目的のアクセスと利益配分の取決め

この議題は、WG-1 で論議された。論議の内容は、以下の 3 点に絞られた。

- ①アクセスに関し相互に合意する条件 (Mutually Agreed Terms、MAT) と契約の手順
- ②利益配分オプションとメカニズム
- ③原産国を明らかにすることを促進するための方法

しかしながら、最終的には、上記③は、WG-2 の議論内容と重なるということで、WG-2 の議題として回された。また、上記②に関しては、利益配分の金銭的及び非金銭的利益配分のオプションが例示されただけで、委員会のキー・コンクルージョンには盛り込まれなかつた。①の MAT に関しては、これが遺伝資源アクセスの契約過程の核心であることを認識し、生物多様性条約のアクセスと利益配分の履行を保証するのに重要な要因であるとの認識が必要であることが確認された。また MAT においては、遺伝資源供給国の政策上のそして行政上の同意を尊重しなければならず、また、その措置は最小限の処理コストを探求すべきであると提言された。

2. 国及び地域レベルでの立法上、行政上、政策上の措置についての検討

この議題は、WG-2 で論議された。論議の焦点は、①アクセスの立法化と規制措置、②事前同意 (Prior Informed Consent、PIC) の概念と手続、③知的財産権 (IPR) の 3 点に絞られた。

①アクセスの立法化と規制措置

アクセスと利益配分措置に関する立法、行政、政策的取組を至急講じるように提言された。即ち、各国は生物多様性条約の下に、アクセスと利益配分に関する立法上、行政上、政策上の措置をとる必要がある。この措置は各国における生物多様性戦略の構成要素であるべきであり、これによって保全と持続可能な利用が保証される。

②事前同意 (PIC) の概念と手續

PIC は、アクセスと利益配分措置において核心となる要素であり、その手續において、即ち、PIC を得るために、利用側から提供側へ科学的、商業的情報や、関係する社会上の、文化上の並びに環境上の問題などの情報を与えなければならない点が強調された。

③知的財産権 (IPR)

IPR の議論は、時間の制約上本会合では議論しない旨が最初の日に事務局から述べられていたが、委員から会期中に論議をするべきとの強い要望があり、3 日目の全体会議で、急遽、事務局から IPR を議論する小グループを設立したいとの提言があった。しかし、このテーマは WG-2 テーマであり、この全体会議が始まる前の WG-2 の会合で、WG-2 のなかに IPR を議論する小グループの設立が合意されていた。全体会議では、IPR 小グループ設立に関して紛糾したが、最終的には、事務局は IPR

小グループ設立の提言を撤回した形となり、WG-1 からの参加も認める形で WG-2 の IPR 小グループによって IPR に関する論議がなされた。IPR 小グループでの結果は、最終日に報告された。即ち、知的財産権はアクセス及び利益配分契約の履行に影響する可能性があることを認識し、契約内容の目安として以下の 4 点を上げた。

- (a) 倫理的な問題を勘案するため、遺伝資源の用途を規制すること
- (b) 遺伝資源及びそれに関連する知識の慣習的な利用の継続を保証するための規定を設けること
- (c) 知的財産権の実施及び利用の規定には、共同研究、取得した発明に対して何らかの権利を作用させる義務又はライセンスを提供する義務を盛り込むこと
- (d) 知的財産権の共同所有の可能性について考慮すること

また、契約上の決めは、国内法及び国際法と一貫したものでならない点も言及された。しかしながら、最終的には本委員会では何らの結論に達することができずに、締約国会議に対しては、これらの問題について更に踏み込んで検討してほしいという要望の提示で終わった。WG-2 の IPR の小グループは、EU がメインにその議論を進めたが、全体会議では、合意のための最終調整ができなかった。

本会議を通じて、IPR の議論を含めてアクセスと利益配分措置の遂行に当たっては、原住民並びに地域住民の参加の重要性が常に強調されていた。原住民並びに地域住民とのかかわりあいで特に問題となるのは、CBD 第 8 条(j)項に規定される原住民の伝統的知識の保護と CBD 第 16 条の知的所有権の遵守の条項の整合性をどのようにとるのかという点である。この点に関しては、本会議において IPR 小グループから提案された「伝統的知識の登録制度」は、両条項をうまくすり合せる一つの方策と考えられ、COP5 でのこの議論の行方を見守りたい。

3. 規制手続と奨励措置

この議題は、WG-2 で論議される予定であったが、ほとんど議論する時間はなかった。結論としては、このテーマを目的としている SBSTTA (Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice (科学及び技術上の助言に関する補助機関)) で論議して欲しいという提言になった。また、ブラジルから、遺伝資源の経済価値については、今回一切論議されなかつたが、今後、継続論議してほしいとの一文を最終報告書に載せることが要求され、認められた。

また、「原産国を明らかにすることを促進するための方法」に関しては、特許に原産国とそのアクセシション番号を明記するよう勧告したらどうかという意見が出ていたが、最終報告書には盛り込まれなかつた。

4. 全体をとおして

今回のアクセス及び利益配分措置に関する専門家委員会においては、事務局は、とにかくまずアクセスに関する部分だけでも提言を出してほしいという意向が強く、そのため利益配分に関する論議は時間的にも充分でなく、それに関する提言は抑えられた。アクセスで問題となっているのは、CBD が発効してかなりの時間が経つにもかかわらず、多くの国においてそれに関する国内法の整備がなされていない点である。それゆえ、アクセス、持続可能な利用が滞っており、それによって生み出され

る利益配分も停滞しているという結果を招いている。本委員会では、事務局の意向もあり、各国がアクセスと利益配分措置を確立するために何をどうするのかという点が論議の焦点であった。したがって、最終報告書に述べられた「締約国は、アクセスと利益配分措置のための自国の 1 カ所の中心拠点と正当な権限のある管轄庁（複数も可）を配置すべきである。」という提言は、本委員会での重要ポイントである。また、委員会は、CBD 事務局に、締約国会議において PIC、MAT を反映したガイドラインを考えてもらうために、本専門家委員会での意見を反映した締約国会議の検討案を作成するよう要請した。

その他、Capacity-building に関して、以下の 4 点の必要性が提言された。

- ① 情報管理並びに生物資源の評価とインベントリー
- ② 契約交渉力
- ③ アクセスと利益配分措置を策定するための法案作成力
- ④ 遺伝資源に関する伝統的知識の保護に関する *sui generis* 制度の開発

そのための措置として、委員会は事務局に対して、地球環境ファシリティー事務局と協議し、その財政機構及びその他の関連する組織及び民間部門からの支援を含めて、能力構築の必要性に対応する方法に関して締約国に検討を求めるための提案書を作成するよう求めた。

また、アクセスと利益配分の取決めにおいては、情報に関する事項は避けて通れない要因であり、利用者の団体・機関／遺伝資源のためのマーケット／非金銭的利益配分／利益配分の新しいメカニズム／奨励措置／定義の明確化／*sui generis* 制度／仲介者の情報の必要性が述べられ、事務局は締約国会議に向けて情報の必要性への対応に着手する提言書を準備するよう求められた。このような情報を効果的に提供することは、適切にアクセスと利益配分措置が講じられることにつながり、そのためには、現在すでにあるこれに関する実際の契約例や行動指針、自発的なガイドラインなどは、PIC や MAT の作成を含めて、そのための参考になると考えられる。

おわりに

COP5 に向けての専門家委員会での議論内容を報告してきたが、各国が今後アクセスのための国内法を策定するに当たっては、例えば遺伝資源を科学研究目的で利用するのか商業目的で利用するのかによって、提供側と利用側との契約内容は変わってくるべきであろうし、本委員会でも様々な遺伝資源の利用者の存在を考えた時、PIC や MAT の内容も場合場合によって変わってくるとの結論で合意している。但し、科学研究目的、商業目的という分け方では、バイオセイフティーの二の舞になるのではという懸念の声もあった。本専門家委員会は、何かを決定するための集まりではなく、ここで議論は COP5 での議論の基礎となるもので、すべての決定は COP5 に委ねられている。おそらく、COP5 ではアクセスを中心に議論され、COP6 で利益配分の議論へと展開するものと思われるが、生物多様性条約の特にアクセスと利益配分に関する問題は、企業にとっては避けて通れない問題であり、企業の参加なくしては達成できない問題である。したがって、今後の動向を注意深く見守る必要があるとともに、企業側からの積極的な発言も重要である。

[9] 8j-WG1*,**

2000年3月27~31日、セビリア・スペイン

はじめに

標記の作業部会会合が2000年3月27日から31日、スペインのセビリアで開催された。会議はSub-Working Group(SG-1)とSub-Working Group(SG-2)の二つの作業部会に分かれて討議を進めた。それぞれが担当した議題はSW-1では伝統的知識(Traditional Knowledge、TK)のための法的並びにその他の適切な形態による保護の展開、作業計画の要素としての原住民・地域社会の参加のための機構、利益配分、法的要素であり、SW-2では、やはり作業計画の要素としてCBD第8条(j)項並びに関連規定に関する現状、保全と持続的利用のための伝統的文化的慣行、情報の交換と普及、モニタリング(monitor)に関して検討された。二つの作業部会によるこれらの作業の結果は勧告として、来る(2000年)5月15日から26日にかけてケニアのナイロビに於いて開催される第5回締約国会議(COP5)の討議に付される。

CBD第8条(j)項並びに関連規定は、CBD締結以前の交渉のときより議論の対象でありCBD発効以来これまで4度に渡る締約国会議並びにSBSTTA会合等において議論されてきた。とりわけ、1997年11月24日から28日にかけてスペインのマドリードにおいては伝統的知識と生物多様性に関するワークショップが開催され、そこでは第8条実施のための「作業計画書(これについては後述3)」が採択されている。この作業計画書の内容は多岐に渡っており、この分野の議論の方向性を示している。また、以下に述べる個々の議題にみるように、今回の会合もこの計画書の内容にそったものになっている。

以下、会議の内容として主な論点とそこにおける議論を紹介し、簡単なコメントを付すこととする。

1. 原住民・地域社会間の協力強化のための方策

この分野において目下行われている支援措置として、関連する原住民・地域社会に関する国際会合の開催、情報のネットワーク化や地域計画等がある。このような原住民・地域社会間の国際的協力関係を開始し維持していく上で抑制要因となるものとして、資金の不足、情報交換のための機構の不十分性、国際機構間の関連活動の調整の不適切性、伝統的儀典やネットワーク化された情報、意思決定並びにコンセンサス構築への接近に対する意識あるいは理解の欠如が指摘されている。

この議題は、3月27、30、31日の本会議の席で討議された。注目すべき発言としては、「熱帯雨林原住民国際同盟」より原住民としての承認(recognition)の問題が提起されたことに加えて、活動調整の改善、国際会合への出席、計画開発のための特別な訓練、遺伝資源アクセスに関する交渉のた

* 「II-9. 生物多様性条約(CBD)における伝統的知識の保護—CBD第8条(j)項に関する作業部会会合報告—」平成12年度 特定商品輸入実態調査研究に関する調査研究報告書 pp238-243、日本貿易振興会(財)バイオインダストリー協会、平成13年3月

** 最首太郎(2000)「生物多様性条約における伝統的知識の保護 CBD第8条(j)項に関する作業部会会合」バイオサイエンスとインダストリー Vol.58(7) pp54-56

めの原住民・地域社会への能力構築と財政支援に対しては一般的に支持されたことである。

最終勧告案では以下のような内容が挿入されることとなった。

- 原住民・地域社会組織の締約国会議への参加の増大
- 締約国に対する原住民・地域社会間の国際的協力強化の要請
- 協力と情報の交換を促進するために原住民・地域社会によって管理決定される文化的に適切な協定の必要性
- 国内の生物多様性に関わる活動の展開と実施への原住民・地域社会の効果的参加促進のための能効力強化
- 必要とされる財政支援の拡大

2. 原住民・地域社会の知識、Innovations、慣行の保護のための法的並びに他の適切な形態の適用と発展

この議題に関する作業部会の作業は、現行の法的並びに他の形態の保護をどのようにして原住民・地域社会の知識、innovations、慣行に適用するかということと、既存の法制では対応できない可能性がある分野を対象とする新たな形態の保護をどのように展開していくかということについて議論することにある。またこの目的のために、関連する事例（case studies）について検討することも作業内容に含まれている。

ここでいう法的拘束力をもつ法的形態の保護とは以下のものをいう。すなわち、条約上の知的財産権（Intellectual Property Rights、IPR）制度、*sui generis* systems、事前の情報に基づく同意（PIC）をも内容とするアクセスと利益配分に関する国内法制、契約上の合意、慣習法並びにコモンロー制度等である。他方、法的拘束力を有しない保護制度とは、自発的ガイドライン、Code of Conduct を指す。

この議題は SW-1において討議されたが、一般に既存の適切な保護の形態の効果を評価するための事例の必要性が強調されただけで、前述の作業部会の作業内容としての TK の保護と IPR との関係、主張される *sui generis* system の内容等についての議論はあまりなされなかった印象がある。TRIPS 協定との関連では、既存の IPR 制度との調和あるいは相互補完性（mutually supportive）が強調され、例えばエチオピアは TRIPS 協定第 27 条 3(b)のレビューは生物多様性に関連する伝統的知識保護のための *sui generis* system が確立するまで延期されるべきである旨示唆した。

以上のような議論の経緯から最終勧告案では以下のような内容となった。

- 法的並びに他の保護の形態の効果を評価するための事例研究の要請
- 他の国際機関の活動を事務局がレビューする
- *sui generis* system の承認と COP での調査研究結果を WTO、WIPO へ伝達すること
- CBD8 条(j)項を他の IPR 関連の国際協定と相互補完的なものとする
- ABS 専門家会合の勧告を取り入れながら、伝統的知識保護のための国内法制を見直し発展させる
- 情報、経験の共有
- 伝統的知識の国内登録制度の促進

3. 第8条並びに関連規定に関する作業計画の進展

提示された作業計画は、伝統的知識に関するマドリード作業部会から継承された以下の7つの要素からなる。

- 原住民・地域社会の意思決定への参加制度（機構）
- 第8条並びに関連規定の現状
- 保全と持続的利用のための伝統的文化的慣行
- 衡平な利益配分
- 情報の交換と普及
- モニタリングの要素
- 法的要素

また個々の計画要素の下にはこれを実施する上での特定の課題（tasks）が配置されており、これらは全部で18ある。これらの課題はCOP、SBSTTA、CBD事務局、アドホックな作業部会、その他の国際機関が担うべく配分されている（ref. ALLOCATION OF TASKS/UNEP/CBD/WG8J/1/3）。

最終勧告案にみる個々の要素に対する特徴的な部分は以下のとおりである。

- 原住民・地域社会の意思決定への参加制度（機構）

原住民・地域社会の CBD 実施に関するあらゆる段階での実質的参加の促進。そのような参加の制度的保障として、TK 使用に関する意思決定における能力の強化、実施、立案における参加制度の発展、原住民・地域社会における専門家の育成、女性の参加の促進等。

- 第8条並びに関連規定の現状

TKに関する現状の報告書の準備。

- 保全と持続的利用のための伝統的文化的慣行

TKを尊重し保持していくためのガイドラインの作成。

- 衡平な利益配分

TKの使用における衡平な利益配分、PIC、原産国の義務等を確保する制度、国内法制の創設のためのガイドラインの作成。

- 情報の交換と普及

原住民・地域社会と連携をとるためのクリアリング・ハウス・メカニズム（CHM）内における focal point の確認。

- モニタリングの要素

文化的、環境的、社会的影響を評価するためのガイドラインと報告のための基準の作成。

- 法的要素

第8条(j)項との調和の観点から TK に影響を与えるような文書、とりわけ IPR 関連文書の評価。並びに *sui generis* system を含む第8条(j)項実施のための法的機構（制度）樹立のためのガイドラインの作成。

4. 所見・感想

- 伝統的知識（TK）の保護の形態について、途上国は *sui generis system* の一形態として TK の保護のための国内法を制定することにより、TK の利用に関わる法的権利義務関係を生じさせようとしたい意向である。他方これに対してアメリカは伝統的知識の保護には同意するものの、かかる保護は既存の IPR 制度上の措置、例えば Trade Secret、商標の保護等の措置でも可能であり、必ずしも *sui generis system* として国内法化することの必然性はない旨主張した。

この点について敷衍するならば、途上国はこのような形で *sui generis system* を構築することにより TRIPS 協定第 27 条 3 項 b との抵触を避けようとする狙いもあるように見受けられる。また、途上国側が *sui generis system* アプローチにこだわるもう一つの理由が推察できる。それは、TK の保護を既存の IPR 制度に依るには権利保持者の同定の問題があることに加えて、TRIPS 協定を遵守するような形で国内法を整備することは、同時に、外国から入ってくるバイオ関連先端技術の保護をも義務付けられてしまうことになる。遺伝資源関連の技術移転に関しては無償のそれを関連 CBD 規定（第 16 条 2 項、5 項）の解釈上主張している途上国にはこのような事態は受け入れられない。

そこで、遺伝資源並びに遺伝資源の利用に関する TK には従来の IPR とは別な形態の法的保護制度を *sui generis system* として主張しているのではないだろうか。

- 利益配分に関しては、原住民・地域社会の定義、特定の困難は一部締約国、WIPO からも指摘された。この問題に関しては事例研究の集積を待たなければならない旨のコンセンサスが得られた。
- 原住民・地域社会代表の COP における意思決定過程への参加は、前述のように、その定義、特定の困難などの理由もあり、引き続き検討課題とされた。
- TK の扱い方あるいはアクセスの問題に関しては、多くの国からガイドライン作成の指摘がなされた。とりわけこの問題に関して注目すべきは、ペルーが伝統的知識の登録制度を設定したことについて言及したことである。
- 原住民族側は本会合に先立ち 3 月 24 日から 25 日にかけて生物多様性に関する原住民フォーラムを開催しており、そこで本会合での議論に備えて基本的な対策を講じてきている。具体的には、IPR、人権、貿易、観光、ジェンダー論等の問題を作業部会において討議するべく働きかけ、議論の対象領域を拡大しようとしている。因みに、この第 4 回原住民フォーラムの主な内容は以下のとおり。

原住民の知識における集団的権利の承認、意思決定過程への参加の権利、PIC と知識へのアクセスを拒否する権利、遺伝資源と TK に対する補償（repatriation）、原住民の女性の知識の役割。

おわりに

全体に関しては、議論の対立が予想される論点としての IPR 関連の議題については実質的な議論がなされたとは思えない。むしろここでの「大枠的」結論と前回（1999 年 10 月）コスタリカで開催された専門家会合での結論をもって COP5 で激しい攻勢をかけてくることが予想される。

【10】COP5^{*, *}

2000年5月15~26日、ナイロビ・ケニア

はじめに

2000年5月15日から26日にかけて、第5回生物多様性条約締約国会議（COP5）がケニアの首都ナイロビで開催された。本会議では、「遺伝資源へのアクセス」や「生物多様性条約（CBD）第8条(j)項」など、15議題が論議された。本報告では、その内の「遺伝資源へのアクセス」を中心に議論の内容を素描するとともに、その議論の今後の方向性を述べる。（現在177カ国が本条約に加盟している）

1. アクセスと利益配分の論議

COP5は、第1日目（15日）の午前と午後及び第2日目の午前に全体会議が開催され、その後、Working Group 1 (WG-1) と 2 (WG-2) に分かれ各々の議題を論議し、さらに個々の議題について Contact Group が設立され議論が進められた。遺伝資源へのアクセスに関する WG-2 の会議は、第2日目の午後3時からジャマイカの Elaine Fischer 議長のもとで開始され、以下の3点に分けて議論された。また、遺伝資源へのアクセスに関する Contact Group の議長はマレーシアの Zakri 教授が務めた。

- 1) アクセスと利益配分（Access and Benefit-Sharing、ABS）のアレンジメント
- 2) 知的財産権と TRIPs 協定及び CBD の関連する条項間の関係
- 3) 条約発効以前に取得されたもので FAO 食料及び農業のための遺伝資源に関する委員会で検討されていない生息域外コレクション

1) ABS のアレンジメント

ABS の論議においては、「フォーカルポイントの設置」「ABS に関する国内法及びガイドライン」「FAO 食料及び農業のための遺伝資源と CBD との関係」「情報提供と能力構築」「知的財産権」「今後の進め方」の6点がその焦点となった。

① 遺伝資源へのアクセスに関するフォーカルポイントの設置

日本、EU、韓国、アメリカ、スロベニア及びケニアは、各国が遺伝資源アクセスのためのフォーカルポイント並びに正当な管轄当局を明確にすることを支持した。フィリピンは、フォーカルポイントと地域住民との対応の困難さを述べたが、CBD事務局もフォーカルポイント明示の必要性を述べ、最終的には以下のように決定された。

- a) 締約国会議は締約国に対し、その管轄権内にアクセス及び利益配分のアレンジメントのため、

* 「II-10. 生物多様性条約に関する第5回締約国会議報告—遺伝資源へのアクセスについて」 平成12年度 特定商品輸入実態調査研究に関する調査研究報告書 pp244-252、日本貿易振興会（財）バイオインダストリー協会、平成13年3月

* 安藤勝彦 炭田精造（2000）「生物多様性条約に関する第5回締約国会議報告 遺伝資源へのアクセスについて」バイオサイエンスとインダストリー Vol.58(8) pp61-64

あるいはそのようなアレンジメントに関する情報を供給するための1カ所のフォーカルポイントと1カ所のあるいはそれ以上の管轄当局を、適切に、指定することを要求する。

- b) 締約国会議は締約国に対し、事務局にそのフォーカルポイントと責任当局の名称と住所を届け出ることを要求する。

フォーカルポイントの設置に関しては、これにより今後、締約国による遺伝資源へのアクセスと利益配分の実施が円滑になることが期待でき、COP5での大きな成果の一つであった。

②ABSに関する国内法及びガイドライン

アルゼンチンは、ABSは経済的利害関係を有するものであり、国内法にはこの点に十分注意を払うべきと述べた。インド及びナイジェリアは、遺伝資源提供国の法的措置を補完する遺伝資源利用国における法的措置並びに規制措置が必要であると強調した。エチオピア及びペルーは、提供国における強固な規制措置の必要性を主張した。ポーランドは、ABS政策はその国の生物多様性戦略及び行動計画に反映されるべきと主張した。

多くの参加者は、ABSに関する専門家パネルの報告(UNEP/CBD/COP/5/8)を高く評価するとともに、CBDにおけるABSの重要性、ABSに関するフレキシビリティのある国際的ガイドラインの作成並びにABSにおける相互に合意する条件(Mutually Agreed Terms、MAT)の重要性を支持した。特に、スイスは国際的ガイドラインを早急に作るべきと主張し、メキシコはすべての国の標準的法律となるべき行動指針を作成すべきと主張した。また、EU、コスタリカ、ケニア、中国、パキスタン、ポーランド、ボリビア、ソロモンアイランド及びスロベニアは、事前の情報に基づく同意(Prior Informed Consent: PIC)はアクセスにおける核心でありその重要性を強調した。

ABSのアレンジメントに関しては、基本的には各国の国内法で規定されるべきものであるが、国によっては自由度のない厳格な国内法が制定され得る。したがって、今回採択された決定文に「ABSに関する立法上、行政上、政策上の措置は、CBDの目的を推進するため…、柔軟に推進することが必要である、ことに留意する」という文言の意味は大きい。

③FAO食料及び農業のための遺伝資源とCBDとの関係

FAOとCBDとの問題に関しては、ブラジルからFAOはCBDに整合させるべきであるとの意見が述べられた。コロンビア、中国及びエルサルバドルからは、他の機関と共同してFAOの問題を論議し、CBDとの適切な整合性を取る旨の要望が出された。また、ペルー、ボリビア、スイス、アルゼンチンからもFAOの問題が提示され、議長の要請により、翌日の会議の冒頭にFAOは、「この問題に関しては、1995年から、メンバー国161カ国で調整を進めてきたが、対象作物の特殊性から議論は難航しているが、基本的には、CBDに沿う形で解決策を模索しており、今年中にはPresident Reportを出したいたい。」と述べた(UNEP/CBD/COP/5/12)。

④情報提供と能力構築

締約国の多くは、CBDに関する国内法の制定の必要性を考えているものの、開発途上国からは、そのためのコンサルテイション並びに能力構築の必要性を求める声が強かった。ガーナは、専門家パネル報告に述べられている能力構築の必要性を訴え、トーゴ、ヨルダン、マラウイなどからも能力構

築の必要性が述べられた。また、パプアニューギニアは、能力構築の必要性とともに、CBD 事務局に対して関連する情報の提供を求めた。なお、専門家パネルで提案された能力構築のポイントは以下の通りである。

- (a) 生物資源の評価及び目録作製並びに情報管理
- (b) 契約交渉力
- (c) アクセス及び利益配分の措置を策定するための法案作成力、
- (d) 遺伝資源に関する伝統的知識の保護のための手段。

⑤知的財産権

中間会合の勧告 3 を受け、WG-2 の会議において、多くの国が知的財産権 (IPR) に関する意見表明を行った。論議の焦点は、先進国主導で進めている WIPO での IPR の考え方と、特に途上国側が主張する原住民や地域のコミュニティーが持つ有益な知識、工夫、慣行の伝統的知識 (Traditional Knowledge、TK) に対する考え方のギャップの点であった。多くの国から様々な意見が述べられたが、一般に、先進国は WIPO の重要性を深く認識するとともに 8 条(j)項との整合性は今後、WIPO や他の関連機関と情報交換し調整していくべきとの考え方であった。他方、途上国側は、8 条(j)項に関連する伝統的知識の保護並びにその利用から生じる利益の衡平な配分を保証する特別の制度 (*sui generis* システム) の導入を主張した。また、エクアドルはペルーが提案した TK の国際的登録制度を強力に支持した。アメリカは *sui generis* システムの導入は時期尚早であり、広くこれに関する情報をを集め慎重に進めるべきであるとの意見を述べた。また、CBD 事務局は、WG-2 の会議において TK は IPR では充分保護できないとの認識を示した。

生物多様性条約第 8 条(j)項の伝統的知識とは:自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫、及び慣行を有するものの承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること。

⑥今後の進め方

全体的に専門家パネルの報告書の評価は高く、中国、コロンビア、ブラジル、韓国、EU、ソロモンアイランド、トーゴ、マラウイなどから専門家パネルの継続が要請された。また、イランからは、前回の専門家パネルの構成比率を見ると途上国が少なく、次回の専門家パネルにはより多くの途上国を含めるべきとの意見が述べられた。ソロモンアイランド及び MAORI PEOPLE の代表は、専門家パネルと 8 条(j)項に関する Working Group とのリンクを求める。EU は、広域の参加者から構成される ad hoc Open-ended Working Group の設立を要請し、デンマーク、イラン、ノルウェー及びイスイスは、これに賛同を示した。日本は、専門家パネルの活動を評価するものの、今後の開催においてはその議論の内容を明確にし、継続するかどうかを慎重に考えてほしい旨の意見表明をした。そして、最終的には、議論の内容を明確にした上で、アクセスと利益配分に関する専門家パネルを再召集することが決定された。また、同時に、政府機関、原住民及び地域住民、非政府機関、企業及び科学並びに学術研究機関の参加者から構成される ad hoc Open-ended Working Group の設立が決定さ

れた。専門家パネルでの結論をこのワーキンググループに報告し、それを受けたワーキンググループでの協議の結果を、生物多様性条約の第6回締約国会議において論議するための叩き台にしようというものである。

2) 知的財産権と TRIPs 協定及び CBD の関連する条項の間の関係

この問題に関しては、先に述べた知的財産権での議論と重複するところがあるが、TRIPs 協定 (the Agreement on Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights) に関しては、WG-2 での議論でインドから TRIPs の第29条の特許出願人に関する条件の中に遺伝資源の原産国の明示を盛り込むべきだと提案された。しかし、第29条は、その発明をその技術分野の専門家が実施できる程度に明確且つ十分に開示することを要求するものであり、発明の実施に影響を与えるものではない原産国開示をこの条項に要求することは適切とはいえないとして、この提案は却下された。また、仮にこれを認めた場合でも、技術分野による差別を禁止する TRIPs 協定第27条1項に違反するものと考えられる。ところで、CBD 第8条(j)項並びに関連する条項は知的財産権の問題と密接に関わっていることから、CBD が TRIPs 協議会にオブザーバーとして参加できるように求めることが承認された。

3) 条約発効以前に取得されたもので FAO 食料及び農業のための遺伝資源に関する委員会で検討されていない生息域外コレクション

生物多様性条約第4回締約国会議第IV/8 決定第2項及び中間会合の勧告3を受け、標記の生息域外コレクションに関して論議された。ポーランドは様々な問題が内在するので、最初の段階としてこれに関する情報を最大限集めることが大切であると述べ、インド、中国及びトーゴは、これに関してはすでに作成されているアンケート (UNEP/CBD/ISOC/L.5) を実施して情報を集めるべきであると主張した。日本は、このアンケート調査はあくまでもボランタリーベースで行うことを文言として明記すべきであると主張した。また、ロシア及びコロンビアは、それら情報のデータベースの構築、生息域外コレクションの国際センターの設立をそれぞれ提案した。日本は、条約発効以前の生息域外コレクションに関する調査のような条約の遡及効果を含む可能性のある活動には反対であると主張した。フィリピンは、条約発効以前の生息域外コレクションの取扱いに関するプロトコールの作成準備に着手するよう主張したが（実際、最初の決定文草稿には、これに関するガイドラインを発展させるための検討を、今後のABS専門家パネルに求める内容の一文があった）、日本が主張した条約の遡及適用につながりかねない問題を含むため、フィリピンの提案は却下された。最終的には、アンケート調査を実施し情報を収集することが了承された。

2. スイス・コスタリカ主催のセミナー

第2日目の午後1時から3時までスイス及びコスタリカ主催のランチタイムセミナー (Developing International Guidelines for Genetic Resources Access and Benefit Sharing) が開催された。コスタリカから、1999年10月にコスタリカで開催されたABSに関する専門家パネル (UNEP/CBD/COP/5/8/Annex IV) において、スイスから自主的に報告されたABSに関するスイスガイドラインの評価、ガイドライン作成におけるフレキシビリティー及びMATの重要性、学術研究利用と商業利用の異なる取扱いの可能性が述べられた。また、コスタリカではCBDに関係する国内

法制定にはガイドラインが必要であり、特に植物においては保護対象植物とそれ以外を分けて考える特別なアレンジメントを考察中である旨の報告があった。続いて、スイスからスイスガイドラインについて説明があった。パネリストからは、バランスの取れた良いガイドラインとの評価やex situに関して述べられておらず更に詳細な戦略が必要、地域住民の完全参加の要望などの意見が出された。また、我が国は、「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する方針」(JBA作成、英文版)を紹介するとともに、このパンフレットを参加者に配布した。

終わりに

COP5での遺伝資源アクセスに関する論議の主要な焦点は、「遺伝資源のアクセスに関するフォーカルポイントの設置」「ABSに関するガイドライン」「知的財産権」の3点であった。特に、知的財産権の論議にはかなりの時間を割いたが、これに関して、最も問題となっているのは、CBD第8条(j)項に関するTKの保護とその利用から生じる利益の公正な配分について、TRIPs協定における知的財産権との整合性を今後どのようにとるかという点である。これについては、今後、WIPOでの議論を見守る必要があるが、現在提案されている解決策としては、そのための*sui generis*システムあるいはTKの国際的登録制度の制定などがある。しかし、TKの定義、その帰属、その保護の在り方等不明な点が多く、それら問題点を解決することなくそのような制度を創設することはできないと考えられる。

また、今回は議論の主要な焦点とはならなかったが、ロビーでの非公式な情報交換並びに議論の中で注目を集めたのは、アクセスに関する「仲介者(Intermediaries)」の役割である。遺伝資源の提供者とその利用者との仲立ちを務める仲介者の役割が、アクセスと利益配分の流れをスムースにする効果を持つものとして今後、クローズアップされてくると思われる。

アクセスと利益配分の議論は、今後、専門家パネルが再召集され、そこでの議論の結果がad hoc Open-ended Working Groupに提出され、2002年に開催される生物多様性条約に関するCOP6でのアクセスと利益配分に関する議論の叩き台となる。そこでの議論の主要点は以下の通りであり、最終的には、その結果を基にABSガイドラインあるいはABS国内法を発展させていくというものである。

*PIC及びMATのための条件

*利害関係者(stakeholders)の役割、義務及び参加

*生息域内及び生息域外保全及びその持続的利用に関連する技術移転や共同研究開発などを通じての利益配分のためのメカニズム

*知的財産権の問題に関するWIPOによる作業を考慮しつつ、生物多様性の保全と持続的利用に關係する伝統的生活様式を具象化している原住民や地域のコミュニティーの知識、工夫、慣行の尊重、保全と維持を保証する措置

*能力構築

また、COP5では利益配分に関しては、深く議論されなかつたが、COP6では利益配分に関しても主要議論の対象となる予定である。生物多様性条約が、特に近年は、南北間の経済条約の様相を顕著に呈してきた。したがって、産業界においても今後の動向に注目する必要があろう。

[11] ABS 専門家パネル会合(2)*, *

2001年3月19~22日、モントリオール・カナダ

1999年10月に中米コスタリカで開催された生物多様性条約(CBD)のアクセスと利益配分(ABS)に関する専門家パネル(The Panel of Experts on Access and Benefit-Sharing)(UNEP/CBD/COP/5/8)は、2000年5月にナイロビで開催されたCBDの第5回締約国会議(COP5)において非常に高い評価を受け、本専門家パネルの第2回会合が開催されることになった(COP5決定事項V/26A)。第2回会合は、2001年3月19日~22日にかけてモントリオールで開催された。本会合の主要議題は以下に示す3点である。

議題1：遺伝資源へのアクセスと利益配分における利用者及び提供者の経験に関する評価

議題2：遺伝資源へのアクセスと利益配分の過程における利害関係者のかかわり合いに関するアプローチの明確化

議題3：生物多様性条約の枠組み下でアクセスと利益配分に対応するための、補足的選択肢の検討

本会合のメンバーは政府から推薦された専門家の中からCBD事務局が地域、所属などのバランスを考慮して指名した専門家から構成された。CBD事務局は60カ国60名を指名したが、最終的には50カ国50名の専門家が出席した¹。また、その他オブザーバーとして国際機関、NGO、企業などから総計22名が参加した。

会議は第1日目の午前中に開会式があり、全体会議の議長としてコスタリカのMedaglia氏とスイスのGirsberger氏が、ラポーターとして南アフリカのWolfson女史が選出され承認された。初めにCBD事務局のZedang事務局長の挨拶があり本会合開催に当たっての経緯と本会合への期待が述べられ、続いて本会合のアジェンダ(UNEP/CBD/EP-ABS/2/1)が採択された。次に、世界知的所有権機関(WIPO)事務局及び国連食糧農業機関(FAO)の事務局から、最近の動向が報告された。

本会議の進め方に関して、議長提案により二つのワーキンググループ(WG)に分かれ、WG-1ではロシアのKalakoutskii博士を議長として前記議題1を、WG-2ではスリランカのWickramasinghe女史を議長として前記議題2を論議し、前記議題3については全体会議で論議することとなった。筆者は、WG-2に振り分けられたが、以下にWG-1の議題も含めて本会合での議論の内容を報告する。

1. 遺伝資源へのアクセスと利益配分における利用者及び提供者の経験に関する評価

第1日目の全体会議では、オーストラリア、ボリビア、インド及び南アフリカからCBDをめぐる最近の動向が報告され、WG-1ではそれら報告を基にABSに関する国際的なガイドラインあるいは他のアプローチを発展させるための基礎となる要素について、以下に示す四つのサブグループに分かれて論議された。

* 「3-1-1. 生物多様性条約ABSに関する専門家パネル第2回会合」平成13年度 特定商品輸入実態調査研究に関する調査研究報告書 pp113-160、日本貿易振興会(財)バイオインダストリー協会、平成14年3月

* 安藤勝彦(2001)「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際ガイドライン作成の動き—ABS専門家パネル第2回会合報告」バイオサイエンスとインダストリー Vol.59(8) pp69-71

¹ 編者注：日本からは安藤勝彦氏(協和発酵工業(株))が出席した。

- a. 能力構築
- b. 立法上、行政上、政策上の措置へのアクセス
- c. 事前同意
- d. 知的財産権

2. 遺伝資源へのアクセスと利益配分の過程における利害関係者のかかわり合いに関するアプローチの明確化

全体会議を基に以下に示す三つのサブテーマに分けて論議された。

- a. 利害関係者の明確化
- b. 利害関係者のかかわり合いに関する事例
- c. 利害関係者のかかわり合いのためのアプローチの明確化

3. 生物多様性条約の枠組み下でアクセスと利益配分に対応するための補足的選択肢の検討

第1日目の全体会議でスイスの Kopse 氏から報告された"the Swiss draft Guidelines on Access and Benefit-sharing regarding the Utilization of Genetic Resources"とイギリスの ten Kate 女史から報告された"Guidelines and Complementary Measures in Access and Benefit-sharing"を参考に、本議題に関するドラフト作成グループが組織され、その結果を基に全体会議がもたれたが、本専門家パネル第2回会合の焦点はすべてこの議題に集約されていた。即ち、議題1及び2で明確化された要素並びに本専門家パネル第1回会合の結果を基に、議題3でABSの国際ガイドラインの概要を規定したのである。本会合ではABS国際ガイドライン作成に当たっての要素も承認された。

4. ABS国際ガイドライン作成に当たって

(1) 背景

ABS国際ガイドライン(以下、ガイドライン)は締約国を援助する目的で作成されるものであり、立法上、行政上、政策上の措置あるいは契約作成のための一つの選択肢として提供されるものである。あくまでも自発的なものであり、締約国の政策を規定するものではない。

(2) ガイドラインの構成要素

①目的: ガイドラインを作成する目的は、遺伝資源へのアクセスと利益の公正で衡平な配分を促進することであり、それによって生物多様性の保全と持続的利用が可能となる。しかしながら、各国の状況の違いもあることから、アクセスと利益配分を促進するために途上国の能力構築に資するような仕組みを規定することも必要であろう。また、CBDの条項の実施に対して各国が正しく理解することも重要であろう。

②主要な特徴: 専門家パネルでは、ガイドラインは自発的、利便的、実用的、受容的、補足的なものでなければならないと結論した。自発的とは、そのガイドラインが遺伝資源の利用者及び提供者に対しての自発性を促すものであることを言う。遺伝資源の利用を最大限にし適用範囲を広くするために、ガイドラインは単純で融通性があり透明性のある、即ち利便性のあるものでなければならない。また、そこに述べられる要素は実行するために実際的であるべきで、取引きコストを下げるものであり、政府、利用者及び提供者の承諾を迅速に得るような受容性を有するものであり、また、他の関連

する国際機関と調和し、相補的でなければならない。

③要素：本専門家パネルにおいて明確化したように、ガイドラインに含まれるべき主要な要素は、事前同意（PIC）、提供者と利用者が相互に合意する条件（MAT）、利害関係者の役割と責任、利用者の責任、提供者の責任、利益配分、能力構築、知的財産権などである。

特に今回の専門家パネルでは、利害関係者の役割と責任に関して新たな展開を見た。第1回の専門家パネルでは、遺伝資源へのアクセスと利益配分が促進されない原因の一つは、アクセスの管轄部署が各国で明確になっていない点であることが指摘され、2000年5月に開催されたCOP5では、以下の点が要請されていた。

** 遺伝資源へのアクセスに関する窓口の設置 **

A：締約国会議は締約国に対し、その管轄権内にアクセス及び利益配分のアレンジメントのための、あるいはそのようなアレンジメントに関する情報を提供するための1カ所の政府窓口（National Focal Point、NFP）と1カ所あるいはそれ以上の権限ある国内当局（Competent National Authorities、CNA）を、適切に、指定することを要請する。

B：締約国会議は締約国に対し、事務局にその政府窓口と権限ある国内当局の名称と住所を届け出ることを要請する。

しかしながら、2000年12月の時点で、CBD事務局にこれらを届け出たのはわずか13カ国にすぎない。本専門家パネルでは、この原因をNFPとCNAの役割が明瞭になっていない点にあると考え、これらの役割とその責任を以下のように定めた。

NFP：各国の政府窓口は、PICとMATを得るための手順並びにCNAを明確にし、それら手順に関しての情報の流れを明らかにすべきである。

CNA：各国の権限ある国内当局は、立法上、行政上及び政策上の措置に従ってアクセスの適用を決定するための責任があり、次のような点に関して助言する責任がある。

- a. PICを得るための請求とMATの請求
- b. ABS合意の実施
- c. 交渉の過程における助言
- d. 合意の是認
- e. アクセスされた遺伝資源の保全と持続的利用

利益配分に関しては、ガイドラインの記述内容までは限定しなかったが、基本的には配分される利益の種類、時期、配分の仕組みをMATで定めるべきであると結論した。そのうちの利益配分の仕組みとしては、トラストファンド、ジョイントベンチャー、優先権のある条件をもつライセンスを含む商業化製品から生じる利益や、科学研究及び技術開発における十分な協力を含めるべきであり、これらは生物多様性の保全と持続的利用を促進するように使用されるべきである。また、紛争が生じた場合に解決するための方法もMATで明確にすべきである。

ABSにおける知的財産権（IPR）に関しては、マルチセクターによる協力の下に今後とも調整していかなければならないが、この点に関するガイドラインの性格は、信頼を築き上げるため、及びCBDの条項（特に、8条(j)項、15条、16条、19条）の実施を増進するための手段となろう。本専門家パネルでは、次のような点を考慮して、ガイドラインの作成に当たるべきであると結論した。

- a. アクセスと利益配分の契約合意の中に、利害関係者の権利を保護するための手段を保証するた

めの適切な IPR 条項を含むこと

- b. 現在の IPR との調和のために、関係する国内及び地域の知的財産法の中の、関連する条項及び CBD の 15 条をサポートすること
- c. 遺伝資源と関連する伝統的知識 (TK)、新制度及び慣習の保護のために必要なその他の措置、並びに IPR の利用
- d. TK 保有者の権利を実施するためにその保有者の必要とする能力を増強するための措置
- e. 知的財産権の適用審査のための現在の手続の下での TK 及び遺伝資源の適切な認識と考察を保証する措置

(3) その他

ガイドラインはあくまでも広く適用できる一般的な基本的要件に留め、特殊なケースについてはガイドラインの付属書類で処理する。遺伝資源の範囲としてはヒトの遺伝資源は含まず、IU の食料及び農業のための植物遺伝資源も含まない。しかし、ガイドラインの適用は IU によって示された枠組みと矛盾しないようにしなければいけない。また、ガイドラインの内容は CBD の第 8 条(j)項の WG での結論を考慮し、原住民及び地域住民の慣行及び慣習を侵害してはならない。

おわりに

今回の会合は、総じて穏やかな会合であったと言える。参加したほとんどのメンバーが第 1 回会合のメンバーであり、友好関係が深くなっていたということもあるが、前回の会合でともすれば激しい論戦となつた伝統的知識と知的財産権の問題が、伝統的知識に関しては 2002 年 2 月に開催される CBD 第 8 条(j)項の WG で論議され、知的財産権については WIPO の政府間委員会の議論を見守るという状況になったためであろう。議題 3 における全体会議では、国によって状況が異なるので統一したガイドラインが作れないという意見も出たが、ABS に関する国際ガイドライン作成には反対する意見は出なかつた。これは、この国際ガイドラインが締約国をサポートする自発的な性質のものであり、規定するような性質のものではないという基本前提があつたためであろう。また前回の会合と同様に今回の会合でも、開発途上国あるいは原住民及び地域住民の参加者から能力構築に対する要望が強く訴えられた。

本会合の内容は 2001 年 10 月 22 日からドイツで開催される Ad-Hoc Open-ended Working Group on Access and Benefit-sharing (WG-ABS) で報告され、専門家パネルでの結論をもとに議論が継続され、その結果が、2002 年 4 月にオランダで開催される生物多様性条約第 6 回締約国会議 (COP6) での議論の基礎となる。

WG-ABS 並びに COP6 では加盟国は ABS 国際ガイドラインの作成に向けて深く議論してゆくと思われるが、専門家パネルと異なり今度は交渉が主となる会議となるので、その動きを注意深く見守る必要がある。特に注意しなければならない点は、この流れが、バイオセイフティーの議定書作成の流れと極めて類似している点である。生物多様性条約の特にアクセスと利益配分に関する問題は、企業にとっては将来にわたって重要な問題となることは必至であり、避けて通れない問題である。また、ABS をうまく機能させるためには企業の参加なくしては達成できない問題もある。したがつて、企業としても最初から ABS の議論の輪の中に入っていることが重要であり、また、企業側からの積極的な発言も重要であろう。

[12] ABS-WG1*

2001年10月22~26日、ボン・ドイツ

CBD 第5回締約国会議（COP5、2000年5月）の決定に基づき、2001年10月22~26日、本作業グループがボン（ドイツ）で開催され下記の結果を得た。この結果は、2002年4月にハーグ（オランダ）で開催予定のCOP6に提出され審議される。

先進国（日本、EU、スイス等）と途上国との間に意見の隔たりがあり、COP6でも議論が難航すると予想される。我が国の対応について周到な準備が必要と思われる。

特記事項：アクセスと利益配分に関する「自発的認証システム」の必要性が述べられている。これに關し、スイスが場外で初期の研究成果（ABS 認証システム¹）を公表した。

主な論点：

1. 國際ガイドライン（GL）案の作成について

- ① GLの性格：自発性、簡便性、実用性、透明性、進化性等が重視された。
- ② 用語の定義：stakeholders、voluntary、nature 等の基本的な定義が未決着である。
- ③ GLの範囲：
 - CBD以前の遺伝資源を含めないことで決着した。
 - 遺伝資源の他にその派生物（derivatives）と産物（products）を含めるか否かについては未決着となった。カギ括弧つきでCOP6での審議に供される。
- ④ ABSに関する認証システム：アクセスと利益配分に関する証明及び「認証制度」はボランタリーと明記することで決着した。
- ⑤ 途上国側は罰則等の規定を強調したが、原則論に留めることとした。

2. ABS措置における知的財産権の扱い

伝統的知識保護のために国際的メカニズムの在り方、特許出願書に原産国を明記することを義務付けるべきか否か等の議論がなされたが、世界知的所有権機関（WIPO）との相互協力によって推進することとした。米国BIOも議論に参加した。

3. 能力構築と行動計画

本件に関するワークショップを、2002年2月に生物多様性条約第8条(j)項（伝統的知識）に関する作業グループの会合に合わせて開催する予定である。

* 「3-1-2. 生物多様性条約ABSに関するAd hoc 作業グループ会合」平成13年度 特定商品輸入実態調査研究に関する調査研究報告書 pp161-183、日本貿易振興会（財）バイオインダストリー協会、平成14年3月

¹ 上記報告書「3-3. ABS 認証システムに関するスイス案」pp291-373を参照。

[13] COP6

2002年4月7~19日、ハーグ・オランダ

[13]-1. アクセスと利益配分(遺伝資源へのアクセスと利益配分に関するボン・ガイドラインの採択)^{1, 2}

はじめに

生物多様性条約の第6回締約国会議（COP6）が、2002年4月7~19日、オランダのハーグ市で開催され、176カ国、約2000人余（日本からは総勢50余名が登録）が参加した。「遺伝資源に関するアクセスと利益配分（ABS）」は、COP6での16議題のうち、3主要議題の一つであった。ABS議題の目玉は、ボン・ガイドライン（GL）案が採択されるか否かであった。GLに可能な限り強制力を持たる文言を多く入れたい途上国と、自発性、柔軟性、実践性、簡素化を重視する先進国との間で、ハードな議論が展開された。しかし、終盤が近づいて双方が譲歩し、採択されるに至った。次回の締約国会議（COP7、2004年）はマレーシアがホスト国になることが決まった。

1. 審議の経過

第1日の全体会合では、会議の組織的進め方を決めたあと、二つの作業部会（Working Groups、WG1とWG2）に分かれてテーマごとの審議が開始された。ABSはWG2に所属した。一般的意見表明の段階において、先進国と途上国の間に、次のような意見の違いがあることが明らかになった。

- ・ 日本を含む先進国側は、ボンGL案の自発的指針としての価値を評価する。本COP6ではボン会合で積み残された懸案事項を解決し、採択を目指そうという声が強かった。
- ・ 途上国側は、遺伝資源の利用者がボンGLを遵守するよう、利用国に拘束力を持たすべきとする意見を表明した。

これまでの締約国会議のように今回も、議論が難航しそうな場合は、それを乗り切るため次のような手順がとられた。「全体会議—作業部会—コンタクト・グループ（Contact Group、CG）—議長の友人達（Friends of Chairman、FC）」という四層の組織を作り、それぞれ段階的に代表者の数を絞って、機動的に組み合わせながら会合を開き、合意点にたどり着こうとするものである。

WG2議長であるFisher, E.女史（ジャマイカ）は、ABSに関するCGの設立を決め、CGにおいて掘り下げた議論をすることとした。CG共同議長として、途上国側からはTobin, B.氏（ペルー）が、先進国側からはKopse, A.氏（イス）が指名された。CG会合は他の会合の少ない時間帯をねって連日行われるとともに、夜の部は深夜まで続いた。CG会合が膠着した時は、更に人数を少なくして、週末を含めFC会合を持った。炭田（JBA）もこれに加わった。

¹ 「1-1-1-1. 生物多様性条約の第6回締約国会議(COP6)報告」平成14年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業報告書 pp5-8、(財)バイオインダストリー協会、平成15年3月

² 炭田精造 安藤勝彦 谷 浩（2002）「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関するボン・ガイドラインの採択－生物多様性条約第6回締約国会議（COP6、ハーグ）から」バイオサイエンスとインダストリー Vol.60(6) pp62-63

長時間にわたる議論の相当な部分は、政治的駆け引きによる意図的な引き延ばしもあってか、実質の少ない議論に費やされた感が強いので割愛し、以下の論点を紹介する。

(1) GL の遵守のため利用国の責任をどのように強化するか？

メキシコ、ブラジル、コロンビア等のリーダーシップにより、2002年2月にメキシコで「メガ多様性同志国家グループ」が結成された。その宣言書が CBD 事務局を通して参加者に配布された（参考資料参照）。これによると、生物多様性の原産国が団結して、ABS の遵守を利用国に強制する力を持つ国際的 ABS 制度の設置を目指している。本 CG 会合において、メキシコとコロンビアは、遺伝資源利用国の責任の強化を主旨とする新しい文案を提出し、GL への追加を強く要求した。先進国側は、GL 案の内容に大幅な変更を加える新たな提案に反対し、長い議論となつた。結局、メキシコとコロンビアの案を相当程度に削除することで今回は落着した。しかし、この議論は将来再燃するであろうとの印象を受けた。

(2) 遺伝資源の「派生物と生産物」(derivatives and products) を GL の範囲に含めるか？

途上国の方々は、ボン GL 案の範囲に「派生物と生産物」を含めるべきであると主張した。一方、先進国側は、GL の範囲はその親条約である CBD の範囲よりも広くできないはずであるという主張をした。我が国より、化学における派生物の意味を解説したところ、流れが変わり、途上国は GL の範囲から「派生物と生産物」を削除することに合意した。しかし、GL の別の文脈で、例示的にこの文言を使うことで、先進国側も譲歩した。

(3) 用語の定義をどう扱うか？

本件の議論には慎重な手続が必要なことに先進国・途上国側双方が合意し、当面は GL の本文から切り離し、議論を先送りすることにした。今後、作業部会を 2 年以内に開催することとし、そこで議題に入れることとした。

2. ABS における「知的財産権の役割」、「能力構築等を含む他のアプローチ」について

GL とのパッケージとして上記のテーマも議論された。

- 途上国は、特許の出願明細書に遺伝資源や伝統的知識の原産国の明記を義務付けることを主張したが、先進国側は、それは WIPO で論議すべきことであるとした。CBD 締約国会議としては、途上国の希望を踏まえ、WIPO、TRIPS などの関連会議に CBD 事務局が出席することを支持した。
- ABS のための途上国的能力構築に関する Workshop の開催には、多くの国が賛同した。また、国によって原住民の問題への意見が異なることが判明した。例えば、先進国でも先住民の有無により見解が異なる。日本側は、途上国的能力構築への協力は遺伝資源へのアクセスと利益配分を促進する上で重要であるとし、ボン GL の実施のための能力構築を優先すべきであるとした。

3. 「国連大学によるサイドイベント」で日本が存在感を示す

国連大学高等研究所 (UNU/IAS) 及び (財) 地球環境戦略研究機関 (IGES) が、「The Bonn

Guidelines: Tool Kits for Policy Makers」と題するサイドイベントを、11日の昼食時間を利用して開催した。UNU/IAS所長のZakri教授によって趣旨説明がなされたあと、以下の発表があった。会場には50人近くが集まり、立ち見の状態であった。ten Kate, K.女史（英国キュー植物園）は「ボン・ガイドライン行政官のための道具箱」、磯崎博司教授（岩手大学）は「紛争処理メカニズムについて」、炭田精造（JBA）は「生物資源センター（BRC）を介したABSシステムについて」、Barber, C.V.氏（International Marinelife Alliance）は「海洋生物資源管理について」、また、安藤（（独）製品評価技術基盤機構；NITE）は生物遺伝資源センター（NBRC）の設立、NITEとインドネシア技術評価応用庁（BPPT）との共同研究に関する覚え書きの締結について紹介した。NITE作成の紹介資料800部を、本会場並びにCOP6会場で配布したが、瞬く間になくなってしまい関心の高さがうかがわれた。

おわりに

以上のように、途上国は自発的GLでは満足せず、今後、利用国に対して法的強制力を持つ制度の設置を目指すと思われる。2年以内に開かれる作業グループ会合で、この議論が再燃するのは必至と思われる。もう一つの注目すべき動きは、オーストラリアがABS法制化のために、2002年中に法案を議会に提出すると発表したことである。これは先進国として世界最初の例となる。ABSに関する国際的な動きは急速に変化しつつある。我々はこの動きを把握しつつボンGLを十分に消化し、途上国が保護主義に偏らないよう、各国との協力関係の実績を着実に積み重ねることが重要であると思われる。

参考資料：「メガ多様性国家同志グループ」の結成（カンクン宣言：Cancun Declaration）

2002年2月18日にメキシコのカンクンにおいて、12のメガ多様性国家（ブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、インド、インドネシア、ケニア、メキシコ、ペルー、南アフリカ、ベネズエラ）の環境大臣及び専門家が集まり、「メガ多様性同志国家グループ」の結成を宣言し、会合を毎年開催することを決めた。来年はペルーがホスト国となる。

同グループは、①生物多様性の原産国の正当な利益を守るには、現在の国際条約等では限界があることを懸念し、②共通の利益を振興するための協調メカニズムとして、国際会議で共同戦線を形成し、③生物多様性の利用から生ずる利益を公平に分配することを、有効に守るための国際的制度の設置を目指した事業等を推進する。

[13]-2. 伝統的知識の保護と知的財産制度(第6回生物多様性条約締約国会議(COP6)の議論から)^{1, 2}

はじめに

「知的財産権(IPR)制度」と生物多様性条約(Convention on Biological Diversity、CBD)第8条(j)項に基づく「伝統的知識(TK)の保護」との関係に関しては、今後の国際的な議論の結果次第では、医薬、化粧品、香料、機能性食品、植物育種等に関するバイオ産業関係者が大きな影響を受ける可能性がある(表1)。CBD8条(j)項についてのこれまでの議論を踏まえ(表2)、CBD締約国会議の第6回国会議(COP6、2002年4月8~19日ハーグで開催)において包括的な議論がされた。その結果の概略を報告する。

1. 「TKの保護」における現在のIPR制度の有効性

途上国側の主張には、TKを保護するには現在のIPR制度では不十分かつ不適当であり、TK保護のため「固有の制度」(*sui generis system*)を創設する必要があるとの思いが根底にある。COP6では、国際機関との関係、国内立法等によるTK保護、IPR制度による保護のための措置等について議論され、次のような合意がなされた。

(1) 国際機関との関係

- COPは、世界知的所有権機関(WIPO)と相互支援的に協力する。具体的には、WIPOのTKに関する政府間委員会(政府間委員会)が原住民・地域社会の一層効果的な参加のため、引き続き努力するとともに、TK保護のメカニズム(例、IPR出願書にTKの起源を開示)を検討することを勧める。
- COPは、アフリカ統一機構(Organization of African Unity)が現在の作業を継続するとともに、CBD事務局がアフリカモデル法(The African Model Law: The Protection of the Rights of Local Communities, Farmers and Breeders, and for the Regulation of Access to Biological Resources)実施促進の奨励・援助を勧める。
- COPは、世界貿易機関(WTO)及びWIPOがTK保護のための国内法・その他の措置に関する情報をCBD事務局に対し、提供することを勧める。
- COPは、WIPOに対し、政府間委員会が作成したTK保護に関連する文書を、CBD事務局にも送付することを要請する(第8条(j)項作業部会で使うため)。
- COPは、開発途上国等によるTK保護メカニズムの設置・維持や、原住民・地域社会によるTK保護の能力構築のために、国際機関や各国政府に対し、技術や財政上の援助を開発途上国等に提供することを勧める。

(2) 国内立法等によるTKの保護

- COPは各govに対し、適切なアプローチの組合せ(現在のIPR制度、固有の制度、慣習法、契約による合意、TKの登録制、ガイドライン等)に基づいて、かつ関連した国際機関の支持を得

¹ 「伝統的知識の保護と知的財産制度 第6回生物多様性条約締約国会議(COP6)の議論から」 平成14年度特定商品輸入実態調査に関する調査研究報告書 pp333-339、日本貿易振興会(財)バイオインダストリー協会、平成15年3月

² 最首太郎 炭田精造(2002)「伝統的知識の保護と知的財産制度 COP6の議論から」バイオサイエンスとインダストリー Vol.60(9) pp48-50

て、TK 保護戦略を策定し実施することを勧める。

- COP は CBD 事務局に対し、各国政府によって提出された TK 保護の法令や措置に関する情報の編纂を継続し、それをクリアリング・ハウス・メカニズム（CHM）等を通じ各国に供することを要請する。
- COP は各国政府に対し、TK 保護措置（特に TK の登録制）の設置や調整を推進するために、三者間（IPR 当局、CBD 窓口当局及び原住民・地域社会）の連携関係を確立する措置を取ることを奨励する。
- COP は各国政府、原住民・地域社会及び関係機関に対し、次のようなケーススタディや関連情報を、CBD 事務局に提出することを勧める（事務局はこれを編纂し CHM を通じて配布する）。
 - ① 原住民・地域社会の慣習法の性格、（原住民自体の）多様性、（原住民の）国内法上地位
 - ② 原住民・地域社会による TK 保護戦略の開発（特にそのアプローチ、実施方法、経験した問題点）、
 - ③ 「IPR 当局—CBD 担当当局—原住民・地域社会」間の連携関係の確立
 - ④ 域内で調整された固有の制度の実施経験
 - ⑤ TK 保護に関する研究者や学術機関の活動
- COP は各国政府と関係国際機関に対し、締約国間での TK の保護に関する解釈や応用についての紛争を処理する手続や、メカニズムの設置のフィージビリティーに関する情報の提出を勧める。

(3) 「固有の制度」

- COP は作業部会に対し、特に次の問題に焦点を合わせて、TK 保護のための「固有の制度」の問題を取り組むことを要請する。これは WIPO の政府間委員会や他のプロジェクトの作業を考慮に入れて行うものである。
 - ① 用語の明確化
 - ② 原住民、地方、国内及び域内の現在の「固有の制度」の編纂と評価
 - ③ 地方レベルでの「工夫」の管理システムの研究、及び現在の国内・国際的 IPR 制度に対する関係
 - ④ そのような作業を更に行う必要性
 - ⑤ 「固有の制度」の開発において考慮すべき主要な要素の特定
 - ⑥ TK の利用から生じる利益の衡平な配分

(4) IPR 制度による TK 保護のための措置

- COP は各国政府に対し、国際機関の助力や原住民・地域社会の参加を得て、TK を保護する手段としての既存の IPR 制度、契約方法、並びに現在開発中の新しいシステムの有効性を評価するため、パイロット・プロジェクトを企画することを奨励する。
- COP は各国政府に対し、IPR の申請に際して TK の起源の開示を奨励する。
- COP は各国政府に対し、IPR の申請に際して事前同意と相互に合意する条件に関する CBD の条項を考慮することを奨励する。
- COP は各国政府に対し、WIPO の助力を得て、特許出願における新規性と進歩性の検討において TK を考慮に入れることを勧める。

2. TK の現状と動向に関する報告書の作成

作業計画の第 1 段階として、①報告書の概略、②報告書の分量と範囲、③全体の論理構成、④情報源と入手可能性、⑤起草の方法と手段、⑥財源、等の項目が採択された。COP は CBD 事務局に対

し、この第1段階の報告書を作成し、次回の作業部会会合に提出することを要請した。

3. 開発の影響評価の実施勧告

COPは、産業利用による開発行為が原住民・地域社会に与える影響の評価を実施するための勧告を採択した。COPは作業部会に対して、次回の作業部会会合でガイドラインの作成作業を継続し、その結果をCOP7に提出することを要請した。また、各国に対しては、ガイドラインが完成するまではこの勧告に正当な敬意を払うことを勧めた。

4. 原住民・地域社会が参加するためのメカニズム

COPはCBD会合への原住民参加を促進するための財源の確保、COPにおけるテーマごとの窓口の役割と責任を明確にするための専門家グループの創設、他の環境条約事務局との協調と協力を、CBD事務局に要請した。またCOPは各国に対し、国内の経験、事例研究、最善の慣行、得られた教訓等に関する情報をCBD事務局に提出することを推奨した。またCBD事務局に対しては、これらの情報をもとに報告書を作成し、加盟国の参考に供することを要請した。

おわりに

① COPにおけるTK保護の議論では、「現状と動向」の広範囲な情報収集をすべき段階にある。第1段の報告書は2年後には出ると思われるが、TK保護の国際的合意が形成されるにはかなり長い時間がかかると考えられる。

② CBDのCOPは、WIPOの政府間委員会がTK保護のメカニズムを検討することに対し、相互支援的に協力することになっており、我が国でもWIPO等での議論を注意深くフォローする必要がある。

③ TKの保護には国際問題と国内問題がある。COPでの議論は国際問題であり、原住民・地域社会と彼らが属する国家の関係は国内問題である。TK保護の実施の議論をCOPの議題とするまでは、原住民等と国家の利害は一致してきたかもしれないが、両者の関係は必ずしも一枚岩ではない。例えば、TKの登録制度構築のためにTKのデータベース化をする場合に、その管理は個々の国家の管轄にゆだねるべきであるとの主張があるかもしれない（国家は遺伝資源と同様に、TKに対する管轄権を主張する可能性が考えられる）。これは、原住民・地域社会に対する利益配分において国家が介在することを意味する。また、代表権に関して、「誰がどの原住民・地域社会を代表するのか?」、「その代表権を誰が認定するのか?」という問題も起こるであろう。国際的には、COPでのTK保護の政策決定過程に原住民の参加を認めることにより、代表の平等性が確保される一方で、国内的には国家と原住民の間に対等な関係が維持できない場合も生じ得るかもしれない。この視点から、COPの決定に基づくCBDの運用が今後どのように変化するのか注目したい。

表1 TKへのアクセスと利益配分(ABS)のための包括的法制度案(ペルーのNGOの考え方)³

原住民又は地域社会	伝統的な意思決定権限と慣習法・慣行の維持、活性化 ABSに関する共同体のプロトコールの採用 原住民固有の法案の作成 原住民の公平原則の特定 契約交渉スキルの開発 TK保護に対する既存の知的財産権(IPR)の潜在的有用性の調査
提供国・原産国	原住民の事前同意(PIC)を必要とするアクセス措置の慣習法・慣行による採択 固有の制度を開発するための参加型プロセスの確立 モニタリングと見直しプロセスに関する固有の制度の採用 紛争解決メカニズムの設置又は維持 先行技術の口述証拠を許容するための国内IPR法の改正
受入国・利用国	TKの輸入と利用を規制する法律の採択 IPR申請の受理・手続の前提としてPICの証拠呈示を要件とすることを採択する。 生物多様性条約(CBD)第15条、16条、及び19条に基づく義務を遵守するための法律的、行政的、又は政策的措置の採択 TKの商業的又は科学的不正使用の防止・緩和のために利用できる既存の法的措置の開示
科学目的又は商業目的の利用者	TKの受け入れ及び利用の条件としてPICの証拠を要求される。 TK保持者の慣習法・慣行や原産国の法律の遵守を要求される。 PICを証明するすべての契約の記録とコピーを維持する。 原住民のTKが公知であるか否かを問わず、彼らの利益を認識し行動規範を採用する。
CBD、気候変動枠組み条約、砂漠化防止条約、UNESCO、WIPO、その他の国際機関	原住民・地域社会のTKの権利を認識し保護するため以下の国際的枠組み制度を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> • 慣習法・慣行の遵守を促進する。 • TKの輸入と利用のPICを得るために、受入国・利用国による措置の採択を促進する。 • 原住民・地域社会の慣習法・慣行、既存の公平法に関する比較研究から集めた公平原則を指針として紛争解決メカニズムを開発する。 國際法上の義務の公平な実現を監視するためのオンブズマン事務所を設置する。 IPRがCBDの目的に資し、国連国際人権規約を遵守することを保証するため、国内及び国際的な制度を見直す。

表2 CBD8条(j)項に関する議論の系譜

1995.11.6～17 COP2(ジャカルタ)	すべての利害関係者(stakeholders)、特に原住民・地域社会との協議の要請を内容とするIPRに関する決定II/12を採択。
1996.11.4～15 COP3(ブエノスアイレス)	CBD第8条(j)項の実施のための国内的立法措置の促進を要請する内容の決定III/14を採択。
1997.11.24～28 ワークショップ(マドリード)	原住民の参加、知的財産権との関連性等の問題に言及した報告書(マドリードレポート)を作成。
1998.5.4～15 COP4(ブラティスラバ)	決定IV/9で、8条(j)項に関する作業計画の実施のためのアドホック作業部会(WG)の設置を議決。
2000.3.27～31 WG1会合(セビリア)	8条(j)項の実施のための具体的措置として作業計画を検討。原住民の参加、公平な利益配分、TKの現状と動向等の議題が挙げられた。また、「TK保護のための法的並びにその他の適切な形態の適用と開発」の検討に際して、「固有の制度」の問題も俎上に上る。
2000.5.15～26 COP5(ナイロビ)	決定V/16において、8条(j)項の実施のための作業計画を承認。また、事例研究と「固有の制度」に関して検討。
2002.2.4～8 WG2会合(モントリオール)	TKの現状と動向に関する報告書作成計画、開発の影響評価の実施勧告、原住民・地域社会の参加措置、TKの保護におけるIPRの有効性の4テーマについて検討を加えた。

³ Tobin B. (2001) "Redefining Perspectives in the Search for Protection of Traditional Knowledge: A Case Study from Peru." RECIEL, 10 (1)より抜粋。

[14] 持続可能な開発に関する世界サミット(WSSD)*

2002年8月26日～9月4日、ヨハネスブルグ・南アフリカ

2002年8月26日～9月4日、南アフリカ共和国・ヨハネスブルグにおいて持続可能な開発に関する世界首脳会議（World Summit on Sustainable Development、WSSD）が開催された。1992年の国連環境開発会議（UNCED、「地球サミット」）から10年目に当たる本年に、UNCEDで採択された行動計画「アジェンダ21」を包括的に見直すとともに、新たに国際社会が直面している問題等について議論することにより21世紀における環境分野での国際的取組の指針を示すことを目的とした。各国からは首脳クラス、我が国からは小泉総理、川口外務大臣、大木環境大臣、海部元総理、大島経済産業副大臣等が参加した。

WSSDでは、「政治文書」及び「世界実施文書」と合意文書ではない「約束文書」が採択された。分野別の行動計画を記載する「世界実施文書」は、これまで準備会合を4回開催して議論を進めてきた。

「生物多様性」に関しては、「(2010年までの)生物多様性の損失停止計画」と「利益分配のための国際的な制度の構築」の2点について合意が得られていなかつたが、今回の会合において、次のとおり合意が得られた。

【2010年までの生物多様性の損失の停止（パラ42）】

(生物多様性)条約の3つの目的（生物多様性の保全、持続的利用、遺伝資源の利用による利益の公正かつ衡平な配分）をより効率的かつ一貫した形で実施するためには、また、2010年までに現在の多様性損失速度を著しく減少させるためには、新たな又は追加的な資金及び技術資源を途上国に提供する必要があり、また、あらゆるレベルにおける以下の行動が必要である。

(A more efficient and coherent implementation of the three objectives of the Convention and the achievement by the 2010 of a significant reduction in the current rate of loss of biological diversity will require the provision of new and additional financial and technical resources to developing countries, and includes action at all levels to;)

【利益分配のための国際的な制度の構築（パラ42(o)）】

ボン・ガイドラインを念頭に、遺伝資源の利用から生じる利益の公正で衡平な配分を促進、保護するための国際的な制度について、生物多様性の枠組み内で交渉する。

(Negotiate within the framework of the Convention on Biological Diversity, bearing in mind the Bonn Guidelines, an international regime to promote and safeguard the fair and equitable sharing of benefits arising out of the utilization of genetic resources.)

議論の概要

1. 第4回会合までの概要

(1) 【(2010年までの)生物多様性の損失の停止（パラ42）】

* 「1-1-2-1. ヨハネスブルグ・サミット報告」 平成14年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業報告書 pp32-42、(財)バイオインダストリー協会、平成15年3月

本年（2002年）4月の生物多様性条約締約国会議（COP6）の決定事項から、生物多様性の損失を2010年までに停止（損失割合を低下）させるという内容を引用しようとするEUに対し、G77、Like Minded Mega-diverse Countries（メガ多様性同志国家、LMMC）は開発が制限されることを懸念、「損失を防ぐための手段（instruments）」を用意することを理由に、先進国からの支援が見込めることから、より柔軟な書きぶりである「ハーグ閣僚宣言」の引用を主張した。なお、米国は年限の記載に反対していた。

EU案	「2010年までに、多様性損失割合を低下させることを達成する。」 [Achieving significant reduction in the current rate of biodiversity loss [by 2010], actions are required at all levels to:]
G77案	「現在の警戒すべき生物多様性の損失を防ぐための手段を用意する。」 [With a view to having instruments in place to stop the current alarming biodiversity loss [by 2010], actions are required at all levels to:]
米国案	EU案、G77案から「2010年までに」を削る。

(参考)

生物多様性条約(CBD)/COP6(02年4月)

決定事項

VI/26. Strategic Plan for the Convention on Biological Diversity

11. Parties commit themselves to a more effective and coherent implementation of the three objectives of the Convention, to achieve by 2010 a significant reduction of the current rate of biodiversity loss at the global, regional and national level as a contribution to poverty alleviation and to the benefit of all life on earth.

ハーグ閣僚宣言

15. We call upon the World Summit on Sustainable Development to;

(d) Reconfirm the commitment to have instrument in place to stop and reserve the current alarming biodiversity loss at global, regional, sub-regional and national levels by the year 2010.

Like Minded Mega-diverse Countries (LMMC)

2002年2月18日、メキシコのカンクンにて、メガ多様性国家12カ国の環境大臣家が「Likeminded mega-diverse countries group」の結成を宣言し、カンクン宣言(Cancun Declaration)¹を取りまとめ、毎年閣僚及び専門家レベルの会合を開催することを決めた。

ブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、インド、インドネシア、ケニア、メキシコ、ペルー、南アフリカ、ベネズエラ（後にボリビア、コンゴ、マダガスカル、マレーシア、フィリピンが加わった）

カンクン宣言(Cancun Declaration)

生物多様性の原産国の正当な利益を守るには現在の国際条約等では限界があることを懸念し、共通の利益を振興する協調メカニズムとして、国際会議で共同戦線をはり、生物多様性の利用から生ずる利益を公平に分配することを有効に守るための国際的制度の設置を目指した事業等を推進することを合意した旨を宣言として取りまとめた。“international regime”に関する項目は次のとおり。

h) Seek the Creation of an international regime to effectively promote and safeguard the fair and equitable sharing of benefits arising from the use of biodiversity and its components. This regime should

¹ CANCUN DECLARATION OF LIKE-MINDED MEGADIVERSITY COUNTRIES
(<http://www.lmmc.nic.in/Cancun%20Declaration.pdf>) (2010年7月9日アクセス)

contemplate, inter alia, the following elements: certification of legal provenance of the biological material, prior informed consent and mutually agreed terms for transfer of genetic material, as requirements to the appreciation and granting of patents, strictly in accordance with the conditions of access agreed by the countries of origin.

(2) 【利益配分のための国際的な制度の構築（パラ 42(o)）】

本年 4 月の生物多様性条約締約国会議（COP6）において、生物遺伝資源から得られる利益を均等に配分するために「ボン・ガイドライン」が作成されたが、当ガイドラインには法的拘束力がないことから新たな国際的な制度の設立を求める G77、LMMC に対し、我が国、EU 等は、ボン・ガイドラインの成果を判断できない段階で、新たに国際的な制度を構築について交渉する必要性について同意できることから対立していた。

[(o) 生物多様性とそのコンポーネントから生じる利益を、公正な配分を促進・保護するための、「国際的な制度」の設立について交渉する。]

[Negotiate the creation of an international regime to effectively promote and safeguard the fair and equitable sharing of benefit arising from the use of biodiversity and its components;]

2. 非公式協議（24 日）

(1) 【(2010 年までの) 生物多様性の損失の停止（パラ 42）】

26 日からの本会合に先がけて開催された非公式会合において、議長から、生物多様性条約第 6 回締約国会議において既に採択されている「2010 年までに現在の生物多様性損失速度の大幅な減少を達成する。」（EU 提案）が適切である旨発言があった。これに対し、ノルウェー、EU が支持し、前回のバリ会合で年限（「2010 年までに」）の記載を強く反対していた米国も同調したことから、合意されるかと思われたが、アルゼンチン（G77 代表）が G77 の中で協議が必要である旨表明し、合意に至らなかった。

(2) 【利益配分のための国際的な制度の構築（パラ 42(o)）】

議長から、G77/China が提案している「国際的な制度の構築」の必要性について合意されていないことに加え、必要性については生物多様性条約において議論することが適當であることから、このパラを削除する旨提言があったが、アルゼンチン（G77/China 代表）が G77 の中で協議が必要である旨表明し、合意に至らなかった。

3. 閣僚会合（30 日）

エジプト（G77 代表）から、生物多様性の損失の減少に関する年限の記述をなくし、利益の配分や資金・技術支援を記述（パラ 42）、”the creation of”を削り、「生物多様性の枠組み内で」交渉する（パラ 42(o)）の提案がなされた。

42. Achieving a significant reduction in the current rate of biodiversity loss through the three objectives of the Convention, namely conservation, sustainable use of biological diversity and the fair and equitable sharing of benefits arising from genetic resources, with the provision of financial and technical support to developing countries, will require action to:

(o) Negotiate [the creation of] an international regime [in the context of CBD] to effectively promote and

safeguard the fair and equitable sharing of benefit arising from the use of biodiversity and its components;

G77 提案はパラ 42(o)において軟化がみられるものの、パラ 42 は生物多様性条約第6回締約国会議 (CBD/COP6) の決定案より後退することになるため、カナダ、EU 等から、年限の記述をなくすることは、受け入れられないとの発言があった。議長は、カナダ代表をファシリテータに指名し、調整を図るよう指示した。

4. 閣僚会合（31日）

(1) 31日 11:00～12:30 に、急遽サブグループが設置された。サブグループでは議論を行わず、ファシリテータを任せられたカナダ代表が各国の意見をまとめて、閣僚会議に報告することとされた。サブグループでは各国は従来どおりの主張を繰り返した。

我が国からは、次のとおり発言を行った

【(2010年までの) 生物多様性の損失の停止 (パラ 42)】

EU の「2010 年までの多様性損失割合を低下させることを達成する」との提案を支持する。

【利益配分のための国際的な制度の構築 (パラ 42(o))】

- “international regime”的内容が明確でないことから、その必要性について判断ができない。
- COP4、COP5 において議論した結果、遺伝資源のアクセスを促進するためにはガイドラインが最も適当であるとの合意が得られた。ボン・ガイドライン (2002年4月採択) の成果を判断できない段階で、新たに国際的な体制の構築について交渉することは、ボン・ガイドラインをないがしろにするものであり、同意できない。
- ボン・ガイドラインには ”Evolutionary Approach” (key future 7(f)) が定められていることから、新たな制度を検討するのではなく、まずボン・ガイドラインの改訂、追加等を検討するべきである。

(2) サブグループの終了直後(12:45)に、閣僚会議においてカナダからファシリテータ案が表明された。

42. Mindful of these objectives, and the need for financial and technical support to developing countries achieving a significant reduction in the current rate of biodiversity loss by 2010 include action at all levels to:

(o) Effectively promote the fair and equitable sharing of benefit arising from the out of the utilization of genetic resources through negotiation within the context of CBD, including further deliberations with respect to an international regime.

“negotiation”、”an international regime”的記述が気になるものの、最終テキストとしては適当であると思われたが、16:00 から再開された会議において、メキシコ (LMMC 代表) がファシリテータ案は受け入れられないとして、大幅に変更した対案を示した (17:15)。

42. Achieving a significant reduction in the current rate of biodiversity loss by 2010, through providing new and additional financial and technical resources to countries of origin, in particular developing countries, and negotiate an international legally binding regime to effectively promote and safeguard the fair and equitable sharing of benefit arising from the use of biodiversity and its components, within the CBD. To pursue these objectives actions are required at all levels to:

上記の LMMC 案はこれまでの議論を反映しておらず、(パラ 42) と (パラ 42(o)) を併せてあり、”to countries of origin, in particular developing countries” や ”an international Legally binding regime” 等、全く受け入れ不可能な文言が挿入されているため、ノルウェー、豪州、デンマーク (EU 代表) から LMMC 案は受け入れられないとの発言が相次いたため、再度、サブグループが設置され、ファシリテータ案と LMMC 案について議論を行った結果、19:00 までにカナダとメキシコが共同提案をまとめることになった。

(3) 22:15 から閣僚会議が再開され、カナダとメキシコの共同提案について議論が行われた。カナダ、メキシコから共同提案の説明の後、各国から意見が出された。

【2010 年までの生物多様性の損失の停止(パラ 42)】

A more efficient and coherent implementation of the three objectives of the Convention and the achievement by the 2010 of a significant reduction in the current rate of loss of biological diversity will require the provision of new and additional financial and technical resources to developing countries, and includes action at all levels to;

【利益配分のための国際的な制度の構築(パラ 42(o))】

Negotiate within the framework of the Convention on Biological Diversity, bearing in mind the Bonn Guidelines, [a legally binding] [an] international regime to promote and safeguard the fair and equitable sharing of benefits arising out of the utilization of genetic resources:

EU、米国が ”a new and additional” への対案を提案した。また、大木環境大臣が ”a legally binding” を削除し、”international regime” を ”international arrangement” に変更することを提案したところ、アルゼンチン (G77 代表) が ”a legally binding” の削除に合意するかわりに ”international regime” の維持を提案した。EU がこれを支持したが、メキシコ、インドが ”a legally binding” の維持に固執した。

(4) 議論が膠着したところで、ズマ議長 (南ア外相) が「オリジナルテキストから ”a legally binding” を削除したもので合意が得られると、今夜は大きな進展があったと言えるのだが。」と発言したところ、会場から拍手が沸き起こり、23:30、閣僚会議において合意が成立した。

まとめ

1. 今後の方策

(1) ”new and additional financial and technical resources to developing countries” (パラ 42) について

生物多様性条約第 20 条 2 ”new and additional financial resources to developing countries” を引用したものであるが、”the three objectives of the Convention” のみならず、新たに ”the achievement by the 2010 of a significant reduction in the current rate of loss of biological diversity” にもかかる。具体策等については、CBD/COP7 の Budget で議論されることになる。

第二十条 資金

2. 先進締約国は、開発途上締約国が、この条約に基づく義務を履行するための措置の実施に要するすべての合意された増加費用を負担すること、及びこの条約の適用から利益を得ることを可能にするため、新規のかつ追加的

な資金を供与する。その増加費用は、締約国会議が立案する政策、戦略、計画の優先度、適格性の基準及び増加費用の一覧表に従い、開発途上締約国と次条に規定する制度的組織との間で合意される。先進締約国以外の締約国（市場経済への移行の過程にある国を含む）は、先進締約国の義務を任意に負うことができる。この条の規定の適用のため、締約国会議は、その第一回会合において、先進締約国及び先進締約国の義務を任意に負うその他の締約国の一覧表を作成する。締約国会議は、定期的に当該一覧表を検討し、必要に応じて改正する。その他の国及び資金源からの任意の拠出も勧奨される。これらの約束は、資金の妥当性、予測可能性及び即応性が必要であること並びに当該一覧表に掲げる拠出締約国との責任分担が重要であることを考慮して履行する。

（2）国際的制度 ”International regime”（パラ 42）について

① 4月の CBD/COP6 において、メキシコから「LMMC は、ボン・ガイドラインは Legally Binding でないため、更なる Multilateral Mechanism が必要であることを確認した」との報告があった。また、カメルーン（Africa Group 代表）及びトーゴから Legally Binding な Mechanism が必要である旨の発言があった。したがって、2 年後に開催される COP7 では、Legally Binding な Agreement の策定に向けた交渉となることが予想されていたことから、今回、WSSD において”International regime”が実施工書に挿入されたことも、予想されていた流れの一つと言える。

② ”International regime”的内容については、「カンクン宣言」にある原産地証明、遺伝資源の国境移動の際の事前通報制度（prior informed consent）、相互承認条件（mutually agreed terms）、特許申請に”Country of Origin”的記載、さらに、CBD/COP6 において LMMC&G77 が主張した違法取引の取り締まりや、製品認証手続、IPR 承諾メカニズム等が予想されるが、例えば、特許申請に”Country of Origin”的記載を義務付けることになると TRIPS との調整が必要になる。さらに、知的財産権の取扱いや Traditional knowledge の取扱いなどまで含むものになる可能性がある。

③ 遺伝資源のアクセスが進まない理由の一つに、途上国からの遺伝資源の持ち出しについてのルールが明確でないことがあることから、一定の国際的なルールは、アクセスの促進に有効かもしれないが、アクセスを促進するためには、二国（二者）間の自由な取引を阻害するべきではない。

④ 我が国としては、Legally Binding が必要と主張されることが予想される項目について、その feasibility、影響等を検討するとともに、”International regime”が、遺伝資源のアクセスに悪い影響を与えないように、ad-hoc Working Group の議論を誘導するとともに、LMMC の動向を注視する必要がある。まずは、11 月に来日する Brendan Tobin 氏（ペルー）に”International regime”的内容について聴取することが必要である。

⑤ また、現在進めているインドネシア、マレーシア、ミャンマー、ベトナム等とのバイラテラルな協力による”Win-win model”を確立することが重要である。互いの理解を深め、ビジョンを共有することにより、アクセスを推進し遺伝資源を最大限に有効利用することが、両国のみならず、全世界の利益になるというモデルを、遅くとも CBD/COP7 までに確立し、ABS の議論をリードしていくことが必要である。

2. 所感

（1）今回の会合では、LMMC の強硬な姿勢が際だった。2 月の LMMC 結成後、4 月の CBD/COP6、6 月のバリ会合と徐々に強引さを増し、今回は G77 が降りてもなお、強行に主張を繰り返す状況があり、プレナリーにおいては閣僚会合の合意に対し、さらに文言を追加しようとするところがあった。

(2) 会議当初、非公式会合までは、パラ 42 は COP6 の決定事項である「2010 年までに、多様性損失割合を低下させることを達成する。」(EU 案)、パラ 42(o)は削除されると思われた。しかしながら、最終的に LMMC 及び G77 の意見が大幅に受け入れられた要因は、次の理由であると思われる。

① LMMC&G77 は頑なに事務レベルでの協議を拒み、閣僚会議での決着を望んだ。これは事務レベル協議では、バリテキストや CBD/COP6 がベースとなり”new and additional financial and technical resources”や”regulatory binding”については議論さえできなかったため、わざと議論を拒否したものと思われる。

② ファシリテータ（カナダ）案が表明された際に、休憩中に対案を作成し、議論の巻き返しを図った。ファシリテータ案は ”an international regime” の記述があるものの、先進国側にとって最終テキストとしては適当であると思われたが、これに対し LMMC は、わざとこれまでの議論を反映していない強硬な案を会場に配付することにより、妥協点を自分達に引きつけることに成功した。

③ LMMC が示した対案により議論が膠着した後、カナダとメキシコが共同提案を作成することになったが、先進国と途上国の共同提案ではなく、ファシリテータと途上国の共同提案になってしまった。カナダはファシリテータであり、先進国からも参加させるべきと主張したが、途上国から強い反対があつたため断念したが、懸念したとおりの結果となった。

(3) 会議場の外で LMMC&G77 に対し、”International regime”に反対する理由として、次のとおり説明した。

① ”International regime”はアクセスを阻害する恐れが大きい。また、TRIPS や WIPO との調整が必要になり、交渉に時間がかかることが予想される。

② 我が国は、ボン・ガイドラインに従い、インドネシア、マレーシア、ミャンマー、ベトナム等とのバイラテラルにおいて、アクセスを推進し、Benefit を share するための”Win-win model”的確立を模索している。

③ Benefit を share するためには、まず、Benefit を生むことが必要である。Benefit を生むためには、user（製薬、食品、化粧品企業等）のアクセスが推進されることが必要であるが、そのために両国の実状に応じたルールを構築しようとしているところであり、アクセスを阻害するような規制が導入されることは好ましくない。

④ また、関係国が”International regime”に過剰な期待を持ち、完成を待つことにより、フィリピンやアンデス諸国のようにアクセスを制限することを懸念している。

⑤ したがって、新たに”International regime”を確立するのではなく、まず、「ボン・ガイドライン」を必要に応じ改正すべきである。

上記の説明を何度も繰り返すうちに、エチオピアから協力関係の設立について打診があり、(エチオピア遺伝資源の持ち出しを禁止しているが、政府の許可があれば持ち出すことができるが、何らかの協力関係が築けないか。)、南アからは、アジアのみならず南アをアフリカのモデルケースとして協力関係を築けないかとの打診があった。また、メキシコも我が国の取組に興味があると語っていた。

[15] 遺伝資源へのアクセスと利益配分のための能力構築方法に関するスコーピング会合*

2002年10月7~9日、クアラルンプール・マレーシア

遺伝資源へのアクセスと利益配分のための能力構築方法に関するスコーピング会合が2002年10月7日から9日にかけてマレーシアの首都クアラルンプールで開催された。本会合は、国連大学高等研究所(UNU/IAS)、国連環境計画(UNEP)及び現地組織(マレーシア国民大学(UKM)、及びマレーシア遺伝学会)によって組織されたものであり、専門家による意見交換を目的としている。

参加者は、生物多様性条約におけるアクセスと利益配分問題に関する専門家であり、マレーシア、日本、スペイン、ペルー、米国、コスタリカ、イタリア、タイ、メキシコ、インド、カザフスタン、インドネシア、エチオピア、フィリピン、ケニア、サモア、モーリシャス、カナダから総勢36名が参加した。3日間という短い期間であったが、その間に全体会合を5回開催し、小グループに分かれての会合を1回開催し、意義深い意見交換がなされた。

1. 経緯

2002年4月にオランダ・ハーグで開催された生物多様性条約に関する第6回締約国会議(COP6)において、「遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドライン(以下、ボン・ガイドライン)」が採択された。ボン・ガイドラインはABSの複雑な問題に対して締約国の助けとなることが充分に期待されるが、締約国はボン・ガイドラインを正しく遂行するためには、地方、国、地域並びに国際レベルにおいて、利害関係者の能力を強化する必要があると認識している。

そこで、COP6において、ボン・ガイドラインを実行するために各国が必要とする能力構築について論議するためのAd Hoc Open-Ended Working Group on Access and Benefit Sharing(WG)を再召集し、その結果を2004年にマレーシアで開催が予定されているCOP7で報告することとなった(決定事項VI/24A 8項)。さらに、このWGでの会合をより有効なものとするために、専門家によるABSのための能力構築に関するワークショップが2002年12月に開催された。

2. 能力構築の優先事項

本会合では、生物多様性条約におけるアクセスと利益配分(ABS)に関する問題に関して、どのように能力構築を達成すべきかという観点から議論を重ねたが、最も問題となったのは、その要求される能力構築の内容及びその優先順位が国によって異なるという点であった。しかしながら、たとえそうであるにしろ必要とされる普遍的な要件はあり、本会合では、以下に示す点における能力構築の必要性について合意した。

- a) すべての段階において、決定機構への利害関係者の効果的参加
- b) 交渉技術の普及促進
- c) 関連する情報の効果的連絡、特に、現在進行中の国際的経過や関係する国際決定のより効果的普及

*「1-1-2-2. 遺伝資源へのアクセスと利益配分のための能力構築方法に関するスコーピング会合」平成14年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業報告書 pp43-52、(財)バイオインダストリー協会、平成15年3月

- d) アクセスと利益配分問題の基本的認識の普及促進
- e) アクセスと利益配分規則のための現在の立法上の及び政策上の枠組みの評価
- f) 関係する政府研究機関同士の協力
- g) 輸入されたすべての遺伝資源が提供者の要求通りに入手され利用されることを確かに措置の発展、及びそれらの要求が無視された場合の法的救済を確かに措置の開発
- h) 遺伝資源の持続的利用並びに知識を高める技術の開発
- i) 遺伝資源に関する現状のマーケットの認識、情報収集、及び解析の普及促進

3. 能力構築のためのツール

会合での論議において、必要とされる能力構築に対処するには様々なツールが必要であることが認識された。そして、要求される基本的なツールとしては、以下の項目が挙げられた。

- a) 現状の文書の収集並びにこれらの文書の評価（例：法律、最良実施、契約書、国内及び地域ガイドライン、慣習法及び慣例）
- b) ケーススタディ
- c) 知的財産権措置に関する手引き書、及び新制度のための他の措置
- d) モデルとなる注釈付きの規定の枠組み
- e) 実際のあるいはモデルとなる契約書あるいは素材移転合意書の収集
- f) ABS の登録及び証明システムに関する情報並びに ABS の他の新しい措置に関する情報
- g) セミナー、ワークショップ及びトレーニングの開催
- h) トレーニング手引き書及びプログラム
- i) 交換プログラム
- j) 提携、ネットワーク及び協力関係
- k) 国際、地域、国及び地方レベルにおけるクリアリング・ハウス・メカニズム
- l) 視聴覚及び他のマルチメディア機材
- m) 教材

4. ツールを開発するためのメカニズム

実際に、能力構築に対処するツールをどのように実現させていくかについては、財政的にも難しい問題があるが、本会合では、今回の結果を生物多様性条約の事務局に提出し、今後開催される ABS のための能力構築に関する専門家によるワークショップ並びに WG に役立ててもらうこととした。

5. 利用者側措置

今回の会合を通じて気になったことが 2 点ある。第 1 点は、access and benefit sharing (ABS) regime という言葉が会合の中で普通に使われるようになったという点である。これで思い出すのは、2002 年 8 月に南アフリカで開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議 (WSSD)」、いわゆるヨハネスブルグ・サミットである。この会議の生物多様性条約に関する議論において、利益配分のための国際的な制度の構築について「ボン・ガイドラインを念頭に、遺伝資源の利用から生じる利益の公正で公平な配分を促進、保護するための国際的な制度 (international regime) について、生物多様性条約の枠組み内で交渉する。」ことが合意されたが、この一文を巡っては、法的拘束力のある国際的な制度 (legally binding international regime) の文言にすべしという意見も出され、紛糾した経緯がある。最終的には法的拘束力の文言は削除されたが、特に途上国側ではその国際的な制度は法的拘束力を持つとの意識が潜在的に残っている。したがって、ABS regime といった場合も、その

意識の底には ABS に関する国際的に法的拘束力を持った制度との思いがあり、次回の生物多様性条約第 7 回締約国会議 (COP7) では、そのような提案がなされてくるかもしれない。しかしながら、ABS の問題は、基本的には遺伝資源利用者と遺伝資源提供国との二国間の関係にあり、遺伝資源提供国間には関連する制度の整備段階の差異が大きく、現状においては ABS 制度に国際的法的拘束力を持たせることは混乱のもとになりかねない。

本会議で行われた小グループでのブレーンストーミングは 4 つのグループに分かれて、それぞれ「国家政策と国内法」「利用者側措置」「科学と技術」「利害関係者の参加促進」の 4 つのテーマで行われたが、気になる第 2 の点は、この「利用者側措置 (User Measures)」というテーマが出てきたことである。

利用者側措置とは、遺伝資源あるいは伝統的知識の利用者による「事前の情報に基づく同意」、「相互に合意する条件」及び「利益配分」に関する義務の遵守を推進するために意図される立法上、行政上及び政策上の包括的な措置として理解されるものである。生物多様性条約第 15 条 3 項には「この条約の適用上、締約国が提供する遺伝資源でこの条、次条及び第 19 条に規定するものは、当該遺伝資源の原産国である締約国又はこの条約の規定に従って当該遺伝資源を獲得した締約国が提供するものに限る。」と述べられている。この条約（第 15 条、第 16 条、第 19 条）が適用されるのは、遺伝資源の提供国が「遺伝資源の原産国である締約国」又は「条約の規定に従って遺伝資源を獲得した締約国」である場合に限られている。したがって、ある締約国の利用者が原産国の同意なくして取得した遺伝資源を第三者に提供した場合には規定がないということになる。また、原産国から違法に外に流失した遺伝資源に対しても本条約は何も定めていない。このような現状から、利用者側措置に対する考え方、例えば、利用者に渡った他国の遺伝資源の法的根拠の証明書やそれを検査する原産国の権利などに関する利用国側における措置が検討されるべきではないか、という考え方が出てきたものと思われる。

生物多様性条約のアクセスと利益配分に関する制度については、ボン・ガイドラインを促進するための能力構築について今後論議が重ねられるものの、アクセスと利益配分制度を法的拘束力のある国際的な制度にしようとする動きはますます激しくなってくるものと思われる。同時に利用者の措置を規定する動きが始まろうとしており、これについては今後とも注意深く見守る必要があると同時に、日本国内においてもそれらについて深く論議を進め、日本の考え方を国際舞台の場で発言していくことが肝要と考えられる。

補遺として、本スコーピング会合のブレーン・ストーミング・セッションで議論された利用者側措置の資料を添付する

補遺：利用者側措置 (User Measures)

1. 緒言

1. 本書に示される利用者措置は、予想される制度の示唆的なリストとして記載されるものであり、さらに分析が必要である。生物多様性条約(CBD)の目的の実現を推進するため、それらの措置の潜在的な有用性を検証する作業に着手する必要があり、そこではその機能性、費用対効果、透明性、及び特に ITPGRFA など他の国際的な義務との両立性が考慮されることになる。

2. 利用者措置とは、遺伝子資源と伝統知識の利用者による事前のインフォームドコンセント(PIC)、相互合意条件(MAT)及び利益分配(BS)に関する義務の遵守を推進するために意図される法律、行政及び政策上の包括的な措置として理解されるものである。これらの措置は民間部門又は公共部門のいずれかによって適用できるものであり、義務的な措置又は自発的な措置の両方が考えられる。措置の一層の有効性と効率を推進するため、それらには奨励制度を盛り込むべきである。

3. 提供者及び利用者に関する措置は、互いに補完しあうものでなければならない。すなわち、利用者措置では提

供者措置の支援を目指し、またその逆も目指すべきである。この補完性を確保するため、提供者と利用者に関する規定の間には、「橋渡し的な仕組み」を確保する上で多国間協定が要求される場合もあるだろう。

2. 措置

2.1 事前のインフォームドコンセント、相互合意条件及び利益分配を推進する措置

2.1.1 事前のインフォームドコンセントを支援する措置

場合に応じて先住民社会や地域社会を含め、資源を提供する提供者及び／又は契約当事者から事前のインフォームドコンセントを取得した上で遺伝子資源の利用を奨励することを目指した措置(追跡管理の仕組み)。

- a) 法的根拠の証明書
- b) 実施可能な確認項目
 - i. 知的財産権 (IPR) 手続
 - ii. 製品承認手続
 - iii. 研究助成金申請書
 - iv. 輸入手続
 - v. 植物の検疫手続
 - vi. 科学の学術図書における審査手続
 - vii. 製品開発申請書(臨床試験など)
- c) 記録の管理
 - i. データベースの利用及び良好な記録管理の慣行
 - ii. 管理機構の要件
- d) 検査の権利
- e) 材料のその後の利用に対処する措置
- f) 奨励措置
 - i. 社会的責任に基づく投資

2.1.2 相互合意条件(MAT)を支援する措置

- a) 公正な取引慣行を推進する措置
 - i. 競争促進法及び取引慣行を規制する法律
 - ii. 健全なコーポレートガバナンス
 - iii. できるだけ実業界の現行規則を利用すること
 - iv. 対価の欠如
- b) アクセス交渉における平等性を推進・確保する措置
 - i. 当事者双方にとって公平な取引だったか
 - ii. 能力開発と交渉のための独立した財源確保
- c) 地域の食糧／健康維持手段の確保を促す措置
 - i. 代替的利益分配手段

2.1.3 衡平な利益分配を推進する措置

- a) 技術移転制度のための奨励措置と基準(戻し税など)
- b) 知的財産権制度の見直し(CBD 知的財産権のトレードオフの解明、革新技術を報奨するための別のオプションの設定)

2.2 関連問題: 関連伝統知識

2.2.1 現行制度の改善

- a) 伝統知識に対する IPR 付与の防止(既知の発明の評価)
- b) データベースへのアクセス
- c) 本国への返還

2.2.2 新たな手段

- a) 使用する権利の証明(法的根拠の考え方の延長)
- b) 伝統知識に対する祖先の権利を主張する手段(著作者人格権)
- c) 公知となっている伝統知識の利用に関する基準
- d) 後継権／再販権

2.3 介入措置

2.3.1 執行手段

アクセスと利益分配契約の侵害申立てに対処するための契約当事者間の協力

a) 法律の抵触の問題への取組

- i. 國際間
- ii. 慣習法の適用
- iii. 州政府 対 連邦政府

b) 紛争解決制度

- i. 仲裁と調停
- ii. 裁判での解決
- iii. 他の紛争解決手段
- iv. 何が証拠かの定義
- v. 準拠法の選択

c) 救済措置への迅速なアクセス

- i. 資金調達
- ii. 手続の簡便さ

d) 外国の判決の執行

- i. 利用国による侵害申立の調査
- ii. 提供国そのための推進措置

2.3.2 認識

遺伝子資源へのアクセスに関する義務に関する潜在的な利用者、規制機関及び一般(国際社会と国内)への情報提供の仕組み

a) 提供対象

- i. 民間部門(利用国における零細企業、化粧品、植物、生物工学その他の生物多様性に関連する業界)
- ii. 公共部門(商取引、知的財産権、関税、製品承認、研究助成金援助機関、農業、水産業、環境、司法、立法に関連する部門)
市民(メディアを含む)
学会(大学、植物園、現地以外の収集家)

b) 優先度

- i. 現在、利用国には事前のインフォームドコンセントを実施する手段がなく、特に利用者は CBD の要件を理解していない。誤解や無知が存在する。

c) 手段には、以下の項目の認識と解明を推進する措置も含めるべきである。

- ii. ABS
- iii. IPR と生物多様性
- iv. 慣習法と信条

2.3.3 提供者のための情報

a) 相互合意条件(MAT)に関する提供者への情報

- i. 提供国に利用者措置を通知する手段
- ii. 利用者から(契約条件、行動規準、アクセスと利益分配に関する規則を遵守する機関の自発的な証明制度、製品証明)
- iii. 利用国から(施行中の規則と他の措置に関する情報)

b) 利益分配に関する提供者への情報

- i. 市場

c) 執行に関する情報

- ii. 裁判手続
- iii. 訴訟に関する私権
- iv. 救済措置
- v. 裁判での解決
- vi. 代わりの紛争解決制度

[16] 2010 年までの多年度作業計画に関する CBD 会期間会合 (MYPOW)*

2003 年 3 月 17~20 日、モントリオール・カナダ

2003 年 3 月 17~20 日、カナダのモントリオールにて「Open-ended inter-sessional meeting to consider the multi-year programme of work for the Conference of the Parties up to 2010 (MYPOW)」が開催された。この会合は 2002 年 4 月にハーグ（オランダ）で開催された COP6 の決定事項 VI/28-3 に従い、「2010 年までの締約国会議の作業計画」を検討するために設置されたものである。

2002 年 8 月にヨハネスブルグ（南アフリカ）で開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議 (WSSD)」においてとりまとめられた「実施計画」の、生物多様性条約に関する 20 項のうち、「2010 年までの締約国会議の作業計画」と同様に大きな議論となった「アクセスと利益配分に関する国際的な制度 (International regime on access and benefit-sharing)」についても議論することとされた。議題は以下のとおり。

- ・ 条約プロセスに関する WSSD の結果の分析
- ・ 条約と戦略計画の実施
- ・ 2010 年までの締約国会議の多年次作業計画
- ・ 技術移転と技術協力の法的及び社会経済的側面
- ・ アクセスと利益配分に関する国際的制度

1. 「アクセスと利益配分に関する国際的制度」結果の概要

会合では、途上国が、法的な拘束力 (legally binding) のある国際的制度 (International regime) (議定書) の策定について、本年 (2003 年) 12 月に開催される「アクセスと利益配分に関する第 2 回作業部会 (ABS-WG2)」から交渉を開始すべきであると主張した。

一方、先進国は、来年 (2004 年) 3 月にクアラルンプールで開催される COP7 までは、ボン・ガイドラインの残された論点と実施のみを検討すべきであると主張し、途上国側と対立した。

今回の会合で合意された事項は次のとおりである。

- ① ボン・ガイドラインの利用において得られた経験に関する情報を、事務局長 (Executive Secretary) に提出する。
- ② 締約国等は、ABS の国際的制度のプロセス、性格、範囲、要素、態様に関する見解を、ABS-WG2 の前に、事務局長に提出する。
- ③ 締約国は、提出された見解を編纂することを事務局長に要請する。
- ④ 締約国は、12 月の ABS-WG2 において、国際的制度のプロセス、性格、範囲、要素、態様を検討し、COP7 対して今後の進め方をアドバイスする。
- ⑤ COP7 で、本問題に関して今後の対応を検討する。

2. MYPOW 結果の概要

(1) 総会 (3 月 17 日)

- ・ 冒頭、Hans Hoogeveen 議長 (オランダ) の開会挨拶に続き、Hamdallah Zedan CBD 事務局長、

* 平成 14 年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業の報告書

Paul Chabeda UNEP 事務局長代理、から挨拶が行われ、2010 年までに生物多様性の損失速度の大幅な減少を達成させるという WSSD 実施計画の CBD 関係の主要目標の達成に向けた取組の重要性、CBD の将来に向けた戦略的アプローチの必要性、アクセスと利益配分に関する国際的な制度構築の重要性、が強調されたほか、「バイオセイフティーに関するカルタヘナ議定書」が本年（2003 年）5 月 22 日の「生物多様性のための国際日」の前に発効することを期待する、等の発言があった。

- 2 つの作業グループ (MYPOW/1/Add.1, Corr.1) が設置され、作業グループ 1 において「技術移転と技術協力の法的及び社会経済的側面」、「アクセスと利益配分に関する国際的な制度」が、また、作業グループ 2 において「条約プロセスに関する WSSD の結果の分析」、「条約と戦略計画の実施」及び「2010 年までの締約国会議の多年次作業計画」がそれぞれ取り扱われ、毎日作業グループ会合の後に総会を行い、それぞれの作業グループの進捗状況を報告する、という変更が合意された。また、作業グループ 1 の議長に Desh Deepak Verma 氏 (インド) が、作業グループ 2 の議長に Gordana Beltram 女史 (スロベニア) が選出された。
- UNDP 及び世界知的所有権機関 (WIPO) より、それぞれ本年 (2003 年) 3 月 2-4 日にかけてロンドンで開催された「ヨハネスブルグ後の生物多様性」に関する会合及び WIPO の知的所有権に関する CBD との協力、等に関する報告が行われた。
- 「アクセスと利益配分」に関する各国の発言（発言順）

カメルーン (アフリカグループ代表)	International Regime は、法的拘束力のあるものとする。その策定作業には、原住民と地域社会の参加が必要。(リベリア、タンザニア、ケニア等が支持)
メキシコ (LMMC 代表)	<ul style="list-style-type: none"> • Megadiverse Countries 15 カ国は、全世界に存在する生物遺伝資源の 70%、人口の 45% を占める。 • 提供国と利用国の利益配分が衡平でないことを懸念する。衡平な利益配分が確保されない限り、アクセスの促進が進まないことに気づくべきである。このため、International Regime には、法的拘束力が必要である。 • 原住民と地域社会の伝統的知識を保護するメカニズムも必要である。
ギリシャ (EU 代表)	<ul style="list-style-type: none"> • WSSD において取りまとめられた実施計画は、生物多様性条約の今後の検討に方向性を示すものとして評価できる。 • 44(n) に従い、ボン・ガイドラインの幅広い実施と、作業の継続が必要。 • 44(o) の International regime の検討については、WTO、WIPO、FAO 等の関係する国際機関との協調が重要。
イスイス	International Regime の策定より、ボン・ガイドラインの実施が優先されるべきである。
ブラジル	メキシコを支持。COP7 で議定書策定を開始するべきとの提案をまとめるべきである。
オーストラリア	WSSD で決定された作業計画は、「法的拘束力のある」International Regime を要求していない。
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> • 原住民と地域社会の伝統的知識を保護するために、各国がアクセスと利益配分に関する法律を整備することを推奨した。また、近隣の国とフレームワークを形成することにより実効性が向上する。 • ボン・ガイドラインはボランタリーであるが、ボランタリーな Regime では、bio-piracy を防ぐことは不可能である。

- (2) Opening Plenary に続いて Working Group1 「アクセスと利益配分(UNEP/CBD /MYPOW/ 6)」が開催された。各国の発言（3 月 17、18 日）は次のとおり。（発言順）

カメルーン	International Regime は、法的拘束力のあるものとする。(タンザニア、リベリア、スーダン、トーゴが支持)
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ・ボン・ガイドラインは非常に有用である。 ・International Regime の内容として想定される要素は、ボン・ガイドライン、食料と農業のための植物遺伝資源条約(ITPGR: the International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture)、WIPO における作業等において既に実行されている。
ジャマイカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ボン・ガイドラインの幅広い実施と強化が必要である。 ・12月のABS-WG2においては、決定に従いCOP6で議論が及ばなかった“Use of terms”を議論するべき。 <p>【ジャマイカ代表 Irene Fisher は、COP6 の ABSWG の議長】</p>
メキシコ	<ul style="list-style-type: none"> ・WSSD で決定した International Regime の検討を、早急に開始するべき。12 月の ABS-WG2 に対し、検討開始の明確な Recommendation を提出するべき。 ・Regime は、遺伝資源の国境を越える移動について、PIC(Prior informed consent:事前の情報による当該締約国の同意(条約第 15 条第 5 項))、MAT(Mutually agreement Terms:相互に合意する条件(条約第 15 条第4項))及び原住民と地域社会の伝統的知識の保護(条約第 8 条(j) 項)を内容とする議定書とするべき。
エジプト	カメルーンを支持。ボランタリーなガイドラインによる衡平な利益配分は現実的ではない。International Regime は法的拘束力を付与するべきである。
日本	我が国は、ボン・ガイドラインの普及を図っているところ。International Regime の交渉を開始する前に、ボン・ガイドラインの普及の促進及びその結果の分析が必要である。
コロンビア	<ul style="list-style-type: none"> ・ボン・ガイドラインをベースにして法的拘束力のある国際的制度を作るべきである。COP7 で review が必要。 ・PICに基づいたアクセスと、技術移転と Capacity Building を含めた利益配分を内容にするべき。
ギリシャ	<ul style="list-style-type: none"> ・ボン・ガイドラインの実施により経験を積むことが必要である。 ・COP6 の決定事項(VI/24 A,7)に従い、ボン・ガイドラインの更なる検討を優先するべき。 ・また、WTO、ITPGR、WIPO 等の既存の作業との協力を促進するべき。 ・将来は透明性と実効性のある国際的制度にすべきである。
ケニア	<ul style="list-style-type: none"> ・ボン・ガイドラインは各国がそれぞれに取り組むものであり、国境間移動の規制を行うために、International Regime は必要。 ・PIC と MAT を内容とする議定書の策定を COP7 に提案するべき。
キューバ	ABS-WG においては、ボン・ガイドラインと ITPGR の施行状況について報告を受け、既存の規則を再検討することが必要。
アルジェリア	カメルーンを支持。in-situ(生息域内)のみならず、ex-situ(生息域外)の遺伝資源も対象にするべき。
アルゼンチン	<ul style="list-style-type: none"> ・International Regime の内容が明確になる前に、法的拘束力があるか否かについて決定することは不可能である。 ・ヨハネスブルグでの大臣レベル会合の最終段階で、International Regime から “legally binding” が消されたことから、WSSD の実施計画は、法的拘束を求めていない。 ・International Regime は、契約遵守の保証を内容とするべき。
ブラジル	生物遺伝資源をもとに作られた薬などから得られた利益は、提供者と利用者間で衡平に分配されていない。また、生物多様性条約の発効後も、アマゾンにおいて bio-piracy が行われており、こうした事実がアクセスを困難にしていることから、アクセスを促進するためには法的拘束力のある International Regime が必要となる。
イスス	<ul style="list-style-type: none"> ・ノルウェー、カナダ、日本、ジャマイカ、ギリシャを支持。 ・ボン・ガイドラインを策定するまで 6 年を費やした。COP6 の決定事項では、ボン・ガイドラインを幅広く実施するとともに強化することが決定している。したがって、12 月の ABS-WG2 に

	においては、ボン・ガイドラインを議論するべき。
インド	ABS-WG2において、International Regimeの検討を行うとともに、COP7において法的拘束力のあるRegimeの設立の検討することをRecommendationに記載するべき。
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> WSSDで決定されたInternational Regimeについては、ボン・ガイドラインの強化も含めて、検討を進めるべき。 法的拘束力を前提とした制度に係る交渉自体がWIPOにおける作業に影響を及ぼすのみならず、ビジネスにも不確実をもたらす恐れがあることを留意するべき。
ブルキナファソ	International Regimeは、遺伝資源へのアクセスの促進と、衡平な利益配分の確保の両方を含むべき。
エルサルバドル	<ul style="list-style-type: none"> International Regimeは、ボランタリーな制度では機能しない。法的拘束力があるものとするべき。また、原住民と地域社会の伝統的知識を保護するための制度とするべき。 各国が、遺伝資源の保護に関し、適切な国内法を採用する権利を確認するべき。
デンマーク	ボン・ガイドラインはCOP4でその策定を行うことが決定された後、COP5、WG等を経、昨年のCOP6で合意されたものであり、加盟国の多大な努力が注がれたものである。しかも、まだ完成していない。12月のABS-WG2は、ボン・ガイドラインの普及促進と遵守に加え、残された問題(Use of Terms)について議論するべき。
ニュージーランド	International Regimeの性格(Nature)ではなく、その範囲(Scope)に議論の焦点を合わせるべきである。
カメルーン	法的拘束力のある国際的制度を確立すべきである。
米国	ヨハネスブルグにおける議論において、各国の大半は、プラケットに入っていた“legally Binding”を削ることにより、実施計画の44(o)が合意された。12月のABS-WG2は、ボン・ガイドラインの実施による経験をもとに、ボン・ガイドラインの更なる検討を行うべき。
国際商業会議所(ICC)	国際的制度に法的拘束力を持たせることは産業の発展を阻害することになる。

18日午前の最後に、メキシコからの議長に対する「どのように取りまとめるのか。」との発言に対し、議長から夕刻に議長ペーパーを提示するとの発言があった。

(3) 3月18日夕刻、二日間に渡った各国からの発言をもとに”Recommendation”を含んだ「議長ペーパー(UNEP/CBD/MYPOW/WG.I/CRP.1)」が配布された。決定事項の概要は、次のとおり。

- (1) ボン・ガイドラインの実施のための措置に関する情報を、事務局長(Executive Secretary)に提出する。
- (2) 締約国及び適切な機関は、ABS-WG2の前に、ABSのInternational regimeのプロセス、範囲、要素、態様に関する見解を、事務局長に提出する。
- (3) 事務局長は、締約国等から提出された見解を編纂し、ABS-WG2に統合したものを用意する。
- (4) COP6の決定事項に従い、12月のABS-WG2において、International regimeのプロセス、範囲、要素、態様を検討し、COP7に対して進め方を提言する。

(4) 3月19日、前日夕刻に配布された「議長ペーパー」について、次のとおり議論が行われた。(発言順)

メキシコ	<ul style="list-style-type: none"> 12月のABS-WG2における“International Regime”的検討事項に「性格“nature”」を追加するべき。 COP7において衡平な利益配分のための“International Regime”的交渉を開始するべき。(カメルーン、エルサルバドル、イラン等が支持) 前文に“Legally Binding”を求める意見が出されたことをノートするべき。(リベリア、エル
------	--

	<p>・ サルバドル、アルジェリア、カメルーン等が支持)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ “International Regime”のプライオリティー(記載順)を上げるべき。 ・ WSSD の決定に関する第 57 回国連総会の Resolution57/260 に言及するべき。(iran、ノルウェーが支持)
ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12 月の ABS-WG2 から“International Regime”的検討を開始するべき。(コロンビア、グアテマラ、カメルーン等が支持) ・ 関係する国際機関として、FAO、WIPO、WTO 等のみならず地域の機関にも言及するべき。
EC	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポン・ガイドラインは、“International Regime”的一つに位置付けられることに留意が必要。 ・ WSSD のマンデートは、legally Binding な“International Regime”を意味していない。
エルサルバドル	“International Regime”的範囲は、遺伝資源へのアクセスと衡平な利益配分の両方を含むべきである。(オーストラリア、カナダが支持)
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ・ MYPOW のマンデートは、プロセスに関するものだけであるため、“International Regime”的交渉開始に言及することに反対。 ・ 各国政府のみならず、条約第 8 条に基づき原住民と地域社会からのインプットが必要である旨記載するべき。 ・ FAO の成果である「食料と農業のための植物遺伝資源条約(ITPGR)」に言及するべき。(ノルウェー、スイスが支持、ブラジルが反対。)
カメルーン	ポン・ガイドラインの実行に関する情報ではなく、経験についての情報を収集するべき。

(5) 午前の会合が終了した時点で議長フレンズが召集され、各国からの意見をもとに、「議長ペーパー」を修正することになった。16 時から再会されたセッションでは、新たな議長ペーパー “UNEP/CBD/MYPOW/WG.I/CRP. 1/Rev. 1” が配布された。主な変更点は、次のとおり。

- (1) 締約国は、ポン・ガイドラインの「実施のための措置」に関する情報ではなく、「利用により得られた経験」についての情報を事務局長に提出する
- (2) ABS-WG2 で検討する ABS の International regime のプロセス、性格、範囲、要素、態様に加え、「性格“nature”」を追加。
- (3) 原住民と地域社会も、締約国政府と同様に International regime に対する見解を事務局長に提出する。
- (4) ABS-WG2 において、International regime のプロセス、性格、範囲、要素、態様を検討し、COP7 に対して進め方を提言する。
- (5) COP7 において、International regime についてどのように対応するか更に検討する。

(6) 新たな議長ペーパーに対する議論の概要は次のとおり。(発言順)

スイス	International Regime は、遺伝資源へのアクセスの促進と、衡平な利益配分の確保の両方を含むべき。(エルサルバドルが支持)
メキシコ	議長ペーパーは、パッケージとして受け入れられる。(ジャマイカ、カメルーン、バングラデシュが支持)
EC	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12 月の ABS-WG2 における “International Regime”的検討事項(プロセス、性格、範囲、要素、態様)について、「検討(consider)」を「意見交換(exchange of view)」に換えるべき。 ・ また、COP7 での本問題に関する検討においては、各国からの報告のみならず、他のすべての適切なレポートも参考とするべき。

(7) EC の発言の後、議長が休憩とし、その間、関係国が議場内で協議を行った。結局、EC の主張は受け入れられず、そのかわりに、12 月の ABS-WG2 から COP7 に対する「勧告

(recommendations)」を「advice」に変更することで、合意が得られ、プレナリーに送られることになった。

(8) 最終的にとりまとめられた ABS に関する決定事項は次のとおり。

- (1) ボン・ガイドラインの利用において得られた経験に関する情報を、事務局長(Executive Secretary)に提出する。
- (2) 締約国等は、ABSの国際的制度のプロセス、性格、範囲、要素、態様に関する見解を、ABSに関するAd Hoc Open-ended WG 第2回会合(ABS-WG2)の前に、事務局長に提出する。
- (3) 締約国は、提出された見解を編纂することを事務局長に要請する。
- (4) 締約国は、12月の ABS-WG2 において、国際的制度のプロセス、性格、範囲、要素、態様を検討し、COP7 対して今後の進め方をアドバイスする。
- (5) COP7 で、本問題に関して今後の対応を検討する。

(9) 総会（3月20日）

- ① Hoogeveen 議長の指示により、Verma 作業グループ1議長及び Beltram 作業グループ2議長からそれぞれの作業グループにおける作業の報告が行われ、それぞれ作業グループ1 の報告書 (MYPOLW.L.1/Add.1) 及び作業グループ2 の報告書 (MYPOLW.L.1/Add.2) が若干の修正の後に採択された。
- ② ラボラトワールの Black-Layne 女史より、総会の報告書 (MYPOLW.L.1) が紹介された。
- ③ Hoogeveen 議長より、2010年目標の達成及びその進展の評価方法に関する勧告案 (MYPOLW.L.2/Rev.1) も同報告書に取り込まれるべきである旨の提案が行われ、同報告書は同議長提案とともに採択された。
- ④ 各地域代表から発言があった。主なものは次のとおり。

カメルーン(アフリカグループ代表)	2010年までの作業計画を重要視している。
メキシコ(LMMC 代表)	今回の会合は、WSSD で得られた合意を進展させ、非常に重要な意義であり、LMMC にとって意を強くすることが出来た。
ギリシャ(EU 代表)	・EU は、WSSD、CBD、ボン・ガイドラインをサポートする。 ・12月の ABS-WG2 は、多くのアジェンダがあり、非常にタフな会合になると思われる。

- ⑤ COP7 のホスト国であるマレーシアより、保護区、エコロジカル・ネットワーク及びコリドーに関するハイレベル・ラウンドテーブルを政府と共に催す旨の発言があった。

[17] ABS-WG2*

2003年12月1~5日、モントリオール・カナダ

はじめに

遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する第2回Ad hoc作業部会会合（Ad hoc WG2会合）が、2003年12月1~5日にカナダのモントリオール（ICAO本部ビル）で開催され、92カ国、58団体が参加した。日本からは8名（経済産業省生物化学産業課（坂本貴則課長補佐、長尾勝昭係長）、特許庁国際課（渡辺仁多角的交渉室長、高橋宣博企画班長）、製品評価技術基盤機構（山田宗範技監）、JBA（炭田精造、安藤勝彦、渡辺順子））が参加した。

全体会合の議長はMr. Hans Hoogeveen（オランダ、COP6議長）、サブ作業部会（SWG）の議長はMs. Ines Verleye（ベルギー、SWG1）及びMr. Deepak Verma（インド、SWG2）が務めた。

ABSに関する新しい国際的制度のあり方に関する今後の交渉のTerms of referenceの作成が最大の争点であった。本件については2003年3月の中間会合（MYPOLW）¹で序盤の意見交換がなされた。本会合においても、前回以来の先進国と途上国間の基本的意見の違いは埋まらず、極めて多くの論点について両論併記つきの議長テキストしか作成できなかった。そのテキストは2004年2月9~20日にマレーシアで開催される生物多様性条約第7回締約国会議（COP7）に提出され、議論のベースとなる。

1. 結果の概要

(1) 各国によるボン・ガイドラインの実施状況

先進国側はCBD、特にボン・ガイドラインの実施状況を説明した。日本は、バイオインダストリー集団研修コース、東南アジアとのODAプロジェクト、ボン・ガイドラインの国内普及活動、NITE-BRCの活動等の実績を報告した。欧州諸国は特許法の改正による原産国表示への対応、植物園ガイドラインやカルチャーコレクションの行動規範策定等の実績を利用者側措置（ユーザー・メジャー）の実施として報告した。スイスはPCT条約に関するスイス提案のほか、ABSマネージメント・ツール開発プロジェクト²を紹介した。オーストラリアはボン・ガイドラインに基づいたABS国内法の実施状況を報告した。（各国からの発言は表1参照）

(2) 国際的制度（International Regime、以下IR）の議論

IRの性格、態様等がABS-WG2会合最大の争点であった。先進国と途上国の間に、以下のような基本的意見の違いがあり、水かけ論の状態で終わった。（各国からの発言は表2参照）

①途上国の主張

利益の公平な配分の確保や、海賊行為（バイオパイラシー）の防止等の措置としては拘束力のないボン・ガイドラインでは役に立たない。ヨハネスブルグでの持続可能な開発に関する世界サミット（2002年8~9月）で採択された実施計画のパラ44(o)に基づき、ただちに法的拘束力のあるIRの交渉を開始すべきである、とした（「メガ多様性同士国家グループの見解」参照）。アフリカ諸国は、この主張に更に上乗せして、IRを実施する能力を構築するために技術協力が必要であることを

*「2-1. 生物多様性条約第2回Ad hocアクセスと利益配分(ABS)作業部会会合」平成15年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業報告書 pp59-68、(財)バイオインダストリー協会、平成16年3月

¹ “Open-ended inter-sessional meeting to consider the multi-year programme of work for the Conference of the Parties up to 2010”, Montreal, CANADA, Mar. 17-20, 2003.

² このスイスによるプロジェクトの目的は、「組織あるいは機関が、遺伝資源アクセスと利用に関連するすべてのステージで CBD の ABS 条項、特にボン・ガイドラインを実施する際に助けとなる「マネージメント・ツール」を開発し、テストすることである。

主張した。

メガ多様性同士国家グループ³の見解（メキシコ政府の作成による）

1. COP7において、法的拘束力がある IR を採択することを目的とする「政府間交渉委員会」の設置を決定することを推奨する。
2. 法的拘束力がある IR は以下の点を含むべきである。
 - ① (提供国) 国内法を (利用国が) 遵守することを確保するための条項
 - ② 遺伝資源及び関連する伝統的知識の法的出所証明の開発
 - ③ モニタリング・遵守・執行メカニズム
 - ④ 利用者側措置の更なる促進
 - ⑤ 利益配分の条項 (特に、金銭的及び非金銭的利益、技術移転を含む)
 - ⑥ 遺伝資源に関連した伝統的知識に対する原住民・地域社会の権利の保護
 - ⑦ CBD の枠内で IR を実施する手段
 - ⑧ 能力構築の措置

②先進国の主張

IR はボン・ガイドライン、WTO/TRIPS、WIPO、FAO 等、既存の枠組みの総合的活用を含むものである。ボン・ガイドラインの実施を 1 年半前に始めたばかりであり、更に経験を積むべき段階にある。その経験に基づき既存の制度では解決できない問題があるかどうか確認した上で、真に必要な措置を検討すべきである。

なお、日本は、IR がいかなるものになるとしても、現状と問題点を明らかにし、遺伝資源の提供側と利用側の相互理解を深めることが重要であり、その上で効果的な解決のための議論が必要である。何らかの制度を構築する議論を行うとしても、その前提として、規制対象を特定することや、実施可能性、透明性、柔軟性のあるシステムとすること、内外無差別に適用すること等が重要であると主張し、議長テキストの中に盛り込まれた。

(3) 利用者側措置（提供国との事前同意や相互同意条件等を利用国において確保する措置）

- ① 各国に対し引き続き適切で実際的な利用者側措置をとることを奨励する。
- ② Ad hoc WG に対し国際的原産国証明を多国間アプローチも考慮して取り組むことを要請する。
- ③ 知的財産権の出願における原産国開示について WIPO と協力する（賛否両論を併記）。
- ④ 事務局長に対し、各国の協力の下に以下の問題につき情報収集と分析を行うことを要請する。
遺伝資源や TK に関する特定の利用者側措置、各種の国内・域内・国際法令における既存の利用者側措置、不当に行われているアクセスの程度、特定セクターの既存の ABS アレンジメント、不遵守に対する行政的・司法的矯正措置、商業利用と利益創出に関する慣行と傾向、アクセスと利用条件について利用者に法的確実性を保証する措置。
事務局長はこれらの情報を編纂し次回の Ad hoc WG 会合での検討に供すること。
- ⑤ Ad hoc WG 会合に対し、事務局の編纂した資料を分析した結果を COP8 が審議するよう推奨することを要請する。

注：上記の利用者側措置に関するトピックの多くは国連大学高等研究所が作成した資料⁴をベースに

³ メガ多様性同士国家グループは 15 カ国(ブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、インド、インドネシア、ケニア、メキシコ、ペルー、南アフリカ、ベネズエラ、マレーシア、ボリビア、フィリピン)で構成される。

⁴ 背景は下記文献を参照のこと。

安藤勝彦 炭田精造（2003）「遺伝資源利用に関する新たな国際規制案が浮上 新コンセプト「利用者側措置(ユーザーズ・センター)」と

したものである。

(4) その他

① 用語の定義

既存の条約等で使われている用語の定義について引き続き情報を収集し、事務局がとりまとめる。結果を次回の Ad hoc WG 会合に提出し検討を継続する。

② ボン・ガイドライン以外のアプローチ

国際的原産国証明、地域間アレンジ、二国間アレンジ等について、特に運用上の機能性や費用対効果の観点から更なる検証を行う必要がある。各国の見解や既存の制度に関する情報、経験等を事務局に提供し事務局が取りまとめる。

③ ボン・ガイドラインを実施するための能力構築の必要性

Ad hoc WG は、COP7 に対し、ABS の能力構築に関する専門家ワークショップが作成した行動計画案を採択し、適切な実施措置をとるよう推奨する。

おわりに

①ヨーロッパは ABS に関し、自発的に次のような対応をしつつある。

- 原産国表示を行うために特許法を改正。
- 植物園ガイドライン、微生物遺伝資源の行動規範 (MOSAICS) の策定
- ABS マネージメント・ツール (認証制度を想定) の開発プロジェクトを開始
- 国際的原産国証明システムに関する検討を IUCN に委託。

日本はこれらの動きを注視し参考にすべきであると思われる。

② 国連大学高等研究所 (UNU/IAS) が世界のオピニオン・リーダーに浮上してきた。

UNU/IAS の作成資料が Ad hoc WG2 会合での利用者側措置の議論のベースになった。また、UNU/IAS は 3 つのサイドイベントを開催した (炭田も東京で開催した JBA・UNU/IAS 共催による国際シンポジウムの結果報告のためスピーカーとして参加した)。ザクリ所長の手腕により UNU/IAS が ABS に関する世界のオピニオン・リーダーに浮上してきた。特にユーザー・メジャーや原産国証明システム等のコンセプトの提唱者であるブレンダン・トビン氏をスタッフとして採用したことが大きい。UNU/IAS と JBA には友好関係があり、互いの立場をわきまえた上で協力は今後とも双方に有益であろう。

表1 ボン・ガイドラインの実施状況：各国からの発言

国	ボン・ガイドライン実施状況
途上国	
アルジェリア	①能力構築の活動をスタートさせた。②法的拘束力のある IR にすべし。
アルゼンチン	①我が国も提供国かつ資源国でもあり、中国と同様の状況である。②現在 ABS に関する国内法はない。③ボン・ガイドラインはうまく働かない。したがって、法的拘束力のある IR が必要である。メキシコ、ブラジルの発言を支持する。
ウガンダ	①途上国の 80%は原住民とその地域社会であるが、先進国が CBD を遵守していないことを示す多くの事例がある。②それを防ぐためには IR による法的縛りが必要。③能力構築が必要。④ABS 法のドラフトを作成中
エジプト	特許法の修正を強調。事前の同意 (PIC) の証明、原産国の開示の義務化が特に必要。

エチオピア	①国内法制定のためのドラフトを作成中。②ボン・ガイドラインに法的拘束力を持たせる必要がある。
エルサルバドル	①ABSの国内措置を確立した。②IRが必要である。③regional protocolとの調和が必要である。
ケニア	法制化と実施のためには能力構築が必要。
コスタリカ	①ABSに関する立法を行った。②コスタリカには利益配分についてのいくつかの経験がある。
ジャマイカ	ボン・ガイドラインのコピーを配布した。Material Transfer Agreement(MTA)の登録制度を利用している。
中国	①ボン・ガイドラインの普及を始めている。②PICに関しては穀物遺伝資源の輸出入において実施している。③更に時間が必要である。④能力構築が必要である。⑤工業分野におけるガイドラインの普及には経験が必要。
チリ	生物探査を規制する法案を草稿中。
トルコ	トルコのジーンバンクを作った。
ナミビア	awarenessの喚起が必要であり、ボン・ガイドラインが主要な役割を果たすことを強調した。
ハイチ	①情報が不足している。②整合性のある ABS 国内政策が必要。
パキスタン	国内法制定のためのドラフトを作成中。原住民・地域社会の権利を盛り込む予定。
バングラデシュ	ボン・ガイドラインは国内法制定に役立つ。
ブラジル	①法的拘束力のないボン・ガイドラインでは提供国とその原住民の権利を守りえない。②IRを議論するには異なるアプローチを取るべきである。③今回の会合では Item5 (IR) に専念したい。
南アフリカ	国内法にボン・ガイドラインを入れる。
メキシコ	ボン・ガイドラインに満足していない。
ヨルダン	①ボン・ガイドラインは問題外である。②法制化のために能力構築が必要。
先進国	
アイルランド	利用者側措置を強く支持する。
英国	①ボン・ガイドラインが出来て18ヶ月がたった。今では50カ国以上で国内法を策定したか策定中である。法的拘束力のある IR についてはプラス面とマイナス面の双方を知る必要がある。それを詳細に理解しなければ破綻につながることになる。②ボン・ガイドラインを Web に載せた。③植物園は独自に実施をスタートしている。④政策の枠組みの策定と IPR 委員会の設立に着手した。
EU	①EC では Biodiversity 戦略を打ち出した。②User Measures の実施状況: 植物園、カルチャーコレクション(CC)、農業用植物資源に関するアクセスと利益配分のポリシーを先導的に実施している。MTA、行動規範(Code of Conduct)が重要要素である。これらに関してはサブ・ワーキンググループ I(WG I)で詳細を説明する予定。医薬品業界はまだ本件については初期段階にあり、認識が足りない。③ボン・ガイドラインでの更なる経験が必要である。④IPR のルール、原産国の証明、仲裁メカニズム、利用者の義務に関する認識を高めることが必要。
オーストラリア	①ボン・ガイドラインの実施の一環として、州法の制定を進めている。クイーズランド州では州法案が 2003 年 11 月にパブリックコメントに供された。西オーストラリア州では 11 月 14 日に州法案ができた。他の州でも法制化が進行中。②これらの州法は、アクセスを容易にし R&D を促進することが目的である。③IR については、ボン・ガイドラインでの経験がまだ不足しているので、法的拘束力の有無の議論は時期尚早である。

オランダ	①National policy paper を作成した。②ABS の行動規範と MTA を作成した。③National information center を設立した。
カナダ	①利害関係者へのワークショップ(WS)を開催した。ABS 制度には利害関係者、特に、原住民の参加が重要である。②ABS 国内法を検討中。③本日午後にドキュメントを出す予定。
スイス	①ボン・ガイドラインの普及のため、国家レベルで WS を開催し、幅広い利害関係者(政府、産業界、研究者、植物園、NGO 等)が参加した。②国際レベルでは、ABS の「マネージメント・ツールの開発」のためのフィジビリティースタディーをスタートさせた。
スウェーデン	①研究所、大学等に対して、awareness を喚起するために CBD とボン・ガイドラインの普及に力を入れている。②ABS、伝統的知識(TK)を尊重し、途上国に援助している。
スペイン	①CBD とボン・ガイドラインのセミナーを開催し、意識啓発している。②Web でも公開中。③植物園の ABS ガイドラインを作成した。④ABS を検討し MTA を作成するための省庁間連絡会議を設置した。
デンマーク	①特許法を改正して原産国開示の要件を加えた。②グリーンランド地方にはアクセス法を制定する予定。③User Measures に関しては EU のコミュニケーションペーパーに基づき実施する予定。
ドイツ	①ボン・ガイドラインの普及を行っている。②植物園は CBD、ボン・ガイドラインを履行している。③原産国開示に関しては PCT を研究したい。
日本	途上国の能力構築のために①バイオインダストリー集団研修、②生物多様性に関する共同研究プロジェクト、③NITE 微生物資源センターの設置とそこでの共同研究、を実施した。ボン・ガイドラインの普及のために 8 回の WS を開催、②ボン・ガイドライン日本語訳の Web での公開、を行った。
ノルウェー	①ABS に関する法律案(他国がノルウェーの生物資源にアクセスする際の法律案)を国会に提出した。2004 年 6 月 1 日までに通過の予定。②本年 11 月 25 日、改正特許法が採択され、原産国の開示を行うことになった。違反した場合は、刑法で処理する。③北欧諸国では遺伝資源のレジストリーを開発する予定。④スイスの PCT 提案を支持する。⑤COP7 でのサイドイベントでこれらを報告する予定。
フランス	①CC や植物園で行動規範を実施している。植物遺伝資源に関する MTA を作った。②フランスの海外領土を対象に ABS に関する情報・コンサルテーションシステムを作った。③国内に関しては家畜、作物、植物園などの遺伝資源の ABS を検討している。—詳細はフランスの Biodiversity Clearing House Mechanism(CHM)を参照せよ。
ベルギー	MOSAICC(微生物の持続可能な利用と取得の管理に関する国際行動規範)プロジェクトの経験を強調した。

表2 國際的制度に対する各国、各団体からの発言

国	国際的制度についての発言
途上国	
アルジェリア	①ウガンダ、メキシコ、アルゼンチンを支持する。②拘束力を持つ IR を交渉するために COP7 で WG を設置するべきである。③遺伝資源の生産物(products)も対象にするべきである。
アルゼンチン	①メガ多様性同志国家グループ(LMMC)の発言に同意する。②能力構築、資金、技術移転の 3 つの要素が必要である。③IR に拘束力を持たせるべき。④紛争処理措置も必要。⑤原住民・地域社会の権利を保護するべきである。
イエメン	議定書が必要。
ウガンダ	CBD の遵守(compliance)、技術移転の促進、紛争処理(dispute settlement)措置が重要で、これらを透明性ある方法で確保するために法的拘束力のある IR が必要。

エジプト	ウガンダ、ブラジル、マレーシアを支持する。IR に拘束力を持たせることが必要。
エチオピア	①ウガンダを支持する。②IPR の保護のためには PIC の証明、原産国開示が必要。③既存の多国間紛争処理メカニズムの重要性を指摘
キルギスタン	①ボン・ガイドラインを ABS の実施手段の一つとしてとらえている。②保全の必要性を強調した。
コスタリカ	メキシコを支持する。ただし、拘束力をもたせるか否かは今は重要事ではない。
コロンビア	①国内法だけでは不十分である。②TK 権の確立、原産国開示、能力構築が重要である。③派生物(derivatives)も IR の範囲に入れよ。④IR は拘束力があるものにすることをポジティブな保証となる。⑤COP7 で議定書策定の必要を決定し、次の 2~3 年かけて IR の交渉をすべし。
ジャマイカ	①ブラジル、メキシコを支持する。②契約ベースの ABS では結果を追跡できない。アクセス後のモニターが容易にできることが必要。
セネガル	メキシコ、ウガンダを支持する。
セントルシア	拘束力のある IR が必要。
タンザニア	①メキシコを支持する。②拘束力のある IR が必要。
ナミビア	国内法では不十分。拘束力がある IR が必要。
ネパール	天然物資源の保全には技術移転が必要。
ハイチ	①拘束力を持たせることを支持する。②能力構築、技術移転の措置が必要。
パキスタン	コロンビア、カナダ、メキシコ、ウガンダを支持する。
バングラデシュ	政府間交渉委員会(Intergovernmental negotiating committee)の設置が必要である。
ブラジル	①メキシコを支持する。②アマゾンにある果物等がバイオパイラーにあってる。
マレーシア	①マレーシアの国内法はボン・ガイドラインに似ている。②問題は生物資源の違法な越境移送である。③バイオパイラーを防ぐ措置が存在しない以上、法的拘束力のある IR が必要である。④政府間交渉委員会の設置を支持する。
メキシコ	①PIC と MAT の遵守のために原産国証明(certificate of origin)が必要である。②IR を効果的にするために、拘束力があるものとすることが必要。③メキシコ提案を配布する予定である。
ヨルダン	紛争処理措置が必要。
リベリア	①拘束力のあるものが必要。②能力構築が必要。③アフリカ統一機構のモデル法に準拠すべし。
先進国	
EU (イタリアが代表)	①2002 年のヨハネスブルグ環境サミット(WSSD)の行動計画や IR にコミットしている。IR の性格(nature)は、特に法的拘束力を持つわけではない。②IR の議論に関して、EU は現段階では早まった判断はしない。既存制度の有効性と相乗効果の分析に基づいて検討すべきであると考える。③IR の内容となる要素は次の 6 つである。即ち、「ボン・ガイドラインの見直し・改定、他のアプローチ、8 条(j)項 WG からのアウトプット、FAO の植物遺伝資源条約(IT)の MTA、他のイニシアティブ(TRIPs、WIPO、UPOV)の関連した事項、能力構築」である。
オーストラリア	①IR について:国内法によること、産業界の役割を高めることが必要。②提供側と利用側との collaboration の基礎として関係者に信頼感を与えるのが CBD の役割である。③WIPO、TRIPs、ITPGR を踏まえるべきである。④新規な IR を考えるのは時期尚早である。

カナダ	①今後もボン・ガイドラインの実施を継続する。②IR は次の性格を持つべきである。即ち、生物多様性の保全と持続的利用、実際的であり経済的な利益を生むこと、進化が可能で適応性を持つこと、他のイニシアティブ(WIPOなど)と相互支持的(mutually supportive)であること、バランスを保つことである。③原住民・地域社会の参加が必要。
韓国	①法的拘束力のある IR にすべきか否かについて決める前に、もっと多くを学ぶことが必要。②ボン・ガイドラインを普及し経験を積むことが必要
スイス	IR は新しい regime ではない。現在のシステムのパッケージを指す。
日本	①ボン・ガイドラインの実施を継続し経験を積むことにより、今後の在り方を考えることが必要。②バイオ産業を対象にした実態調査の結果は、ABSの過度の規制は逆効果であることを示す。生物資源の提供側と利用側が相互理解を深め、ギャップを解消する策を明らかにすることが有効である。③International Regime の法的拘束性を予断する前に、まず規制対象の明確化、実効可能性、内外無差別を確保することを前提に議論を進めるべきである。
ニュージーランド	①IR はすでに存在し進化を遂げている。②もっと経験を積むことが必要。③提供側と利用側とのギャップを埋めるために相互理解が必要。
ノルウェー	①ボン・ガイドラインの実施にもっと時間をかける必要がある。②能力構築が重要。③8 条(j)項 WG のアウトプットを考慮することも重要である。④そのため、COP7 では本 WG のマンデーを延期することを認めるべきである。
他団体(産業界、国連大学高等研究所、NGO)	
国際商業会議所	①新しい regime の交渉はボン・ガイドラインの実施を停止させることになると懸念する。②新しい regime の交渉を今、行うのではなく、まず、いくつかの選択肢の長所と短所を分別整理すべし。③今後の進むべき方向として、秩序あるプロセスを踏むことが重要。さもなければ、今進んでいるプロセスが停止する。
国連大学高等研究所	①User Measures に関するシンポジウムを各地で開催した(東京では JBA と共に、その他、パリ、ペルー、カリフォルニアの Davis で開催)。②IR は legally binding なものと non-binding ものの両方を含むであろう。③重要な論点は、IR の目的の明確化、技術移転の義務、IPR での原産国開示、追跡手段としての原産国証明、能力構築、である。
NGO	①拘束力のある mechanism を強く支持する。②アフリカグループ、LMMC の発言を強く支持する。③基本原理として、原住民・地域社会の権利を保証することが必要である。④TK は public domain にはなっていない。⑤イタリア、スイス、国連大学高等研究所が WS 開催を援助してくれた。
NGO	①原住民の権利を保証せよ。②ボランタリーなガイドラインではだめである。③拘束力を持たせることが人権を保証する。
NGO (SEARICE、フィリピン)	①地域社会が認知されていないことが問題である。②生物資源への越境移送をモニターする必要がある。③違反者は CBD のクリアリング・ハウスで公表すべし。④技術移転のメカニズムを作るべし。⑤利益配分メカニズムを更に詳しく作るべし。⑥ヒトの遺伝資源については現在、規制されていないので規制すべし。
NGO (Edmonds Institute、米国)	生物多様性の保全という文脈で議論すべし。

[18] 8j-WG3*

2003年12月8~12日、モントリオール・カナダ

第3回生物多様性条約第8条(j)項作業部会会合(8j-WG3)が2003年12月8~12日にモントリオール(カナダ)において開催された。この会合では、以下に述べる議題について検討し、検討結果は勧告として採択された後、2004年2月にマレーシアにおいて開催される第7回締約国会議(COP7)に向けて付託された。

検討作業は2つの作業部会(Sub Working Group: SWG I, II)に分かれて進められた。SWG Iには本事業TFの渡邊幹彦委員(日本総合研究所)が、SWG IIは同、最首太郎委員(水産大学校)が参加した。

1. SWG I

ここで取り上げられた議題は以下の4つである。討議の結果、SWG Iはすべての議題を採択した。

(1) 議題4:「原住民と地域社会による知識・発明・慣習に関する現状と傾向に関する総合報告書(Composite Report on the Status and Trends Regarding the Knowledge, Innovations and Practices of the Indigenous and Local Communities)(以下、報告書)」

報告書は、伝統的知識(TK)の保全と利用のための基礎情報として、①TKの保全/消失の国別報告書、②TK保全制度の国別実施状況、③TKの定義を含む調査の方法論、を主たる内容とし、UNEP(the United Nations Environmental Programme)のWCMC(World Conservation Monitoring Centre)が作成を行ったものである。

SWG Iは、報告書の内容(Phase 1)を評価して採択した上で、COP7以降の作業(Phase 2)についての提案を行った。まず、評価については、報告書の作成において原住民の十分な参加がなかつたという指摘や、原住民参加のための翻訳作業の時間的余裕が必要との指摘があったものの、SWG I参加国間で意見の目立った対立はなかった。また、提案事項としては、①国別報告書は改善が必要であり、WCMCは、COP7以降にそのための作業に早急に取り掛かる必要があること、②Phase 2の円滑な実施のために財政援助・主務機関の特定が必要であること、③実務に役立つ資料の作成を目指すべきこと、が挙がった。

(2) 議題5:「アグウェイ・グー・ガイドライン:開発行為(予定となっているものを含む)による陸上及び水域における神聖なる地域及び原住民と地域社会により伝統的に占有・利用されている地域への文化的・環境的・社会的な影響評価の行動規範への自主的ガイドライン(Akwé: Kon¹ Voluntary Guidelines for the Conduct of Cultural, Environmental and Social Impact Assessment Regarding

*「2-2. 第3回生物多様性条約第8条(j)作業部会会合」平成15年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業報告書 pp69-73、(財)バイオインダストリー協会、平成16年3月

¹ アグウェイ・グー(agway-goo)と発音。意味は「森羅万象(everything on creation)」。本来は、Mohawk族による用語で、モントリオール近郊に在住する Kahnawake community により提供された。

Developments Proposed to Take Place on, or which are likely to Impact on, Sacred Sites and on Lands Waters Traditionally Occupied or Used by Indigenous and Local Communities) (以下、ガイドライン)」

ガイドラインは、聖地及び原住民の占有地での開発行為に対して、事前の影響評価の実施及び推奨される内容を定めたものである。繊細な社会制度や脆弱な生態系にて経済開発プロジェクトが実施される際に、一般に、社会（文化）影響評価（social and/or cultural impact assessment）、経済影響評価（economic impact assessment）、環境影響評価（environmental impact assessment）などが実施される。ガイドラインは、TK の保護を目的として、これら事前の影響評価が single process で効率的良く、かつ、cultural impact assessment に重きがおかれて実施されるように、推奨事項を定めている。

一点注意すべきは、同ガイドラインの「任意性」についてである。結果として、同ガイドラインには、guideline という名称の前にさらに、voluntary という表現が加わり、あくまで自主的なものであり法的拘束力はないことが強調されることとなった。しかしながら、IIFB (The International Indigenous Forum on Biodiversity) より、「同ガイドラインは legally binding であるべき」という意見が発せられた。この意見は、アルゼンチン、カナダ、ケニア、バハマから即座に反対されたことなどから、今後すぐには、legally binding をいう論調にはならないと考えられる。しかし、議場の雰囲気として同意見を主張した IIFB の「発言力」が強かったことから、今後の動向に注意が必要である。

(3) 追加議題：「技術移転及び協力 (Technology Transfer and Cooperation)」

本議題は、「原住民及び地域社会が持つ伝統的かつ創造的技術についての技術移転に関して、原住民や地域社会に充分な配慮がなされるべき」という COP7 への推奨事項である。当初、SBSTTA (the Subsidiary Body on Scientific, Technical, and Technological Advice) が、本議題についての討議を行っていた。しかし、SBSTTA は、第 9 回の会合にて、本議題は 8 条(j)項に関する Ad-Hoc 会合で討議されるのがより適当と考え、同議題は SWG I にて討議にかけられた。同推奨事項は、若干の技術的修正を経て、SWG I にて採択された。

(4) 追加議題：「原住民族問題常設フォーラムによる推奨 (Recommendation of the Permanent Forum on Indigenous Issues (PFI) to the Convention on Biological Diversity)」

PFI は、国連経済社会理事会の下部組織として、2000 年 7 月に設立された。PFI は、同理事会より、原住民族の、経済的・社会的開発、文化的・環境的・教育的・健康・人的権利に関する議論に参加する権限を与えられている。前述の IIFB は、CBD・COP3 の開催時に、原住民の土地・テリトリー・自然資源に関する権利を保護するために組織され、COP5 開催時にアドバイザリー・ボディとしての地位を得た。両者は連関を保っている。

同推奨事項は、アグウェイ・グー・ガイドラインの PFI への回覧など、PFI と CBD・8(j)項の関連をより深めることを目的としており、SWG I では問題なく採択された。

尚、SWG I にて、会合全体を通じて、頻繁に発言したのは、メガ多様性同士国家（メキシコが代

表)、IIFB(特に、マレーシア出身者)、リベリア(アフリカグループ代表)、EU(スウェーデン及びイタリアが交替で発言)、カナダであった。

2. SWG II

(1) 議題6 :「原住民地域社会の参加のための機構 (Participatory Mechanisms for Indigenous and Local Communities)」

この議題は、さらに以下のようにサブカテゴリーに分けられた。

6.1. 第8条(j)項並びに関連規定の目的に関連する事柄への原住民並びに地域社会の効果的参加を促進させるための機構

6.2. 原住民並びに地域社会のための連絡機構

6.3. 生物多様性の保全と持続的利用に関する伝統的知識の維持と適用への原住民並びに地域社会の参加と関与に関する環境条約間の協力、共同関係

原住民・地域社会のCOP、SBSTTA、WGへの参加を促進するための実効的措置導入の促進というカナダ提案は同意され、そのための具体的な措置として、自発的な基金制度の創設がアルゼンチン、ブラジル、メキシコ、ウガンダ等から提案された。ただし、基金制度の対象国については、発展途上国に限定するのか、経済的に移行過程にある国(countries with economies in transition)も含めるのかについては合意が得られず、COP7における討議に付されることとなった。

所見: 原住民地域社会の参加のための制度に関連して、CBD関連会合においては手続上締約国と原住民、地域社会代表とは同じ立場で議論に参加可能である。このような制度は、他の例えは環境条約や持続的発展関連会合においても波及してゆく可能性があると思われる。

(2) 議題7 :「原住民並びに地域社会の知識、工夫、慣行の保護のための特別な制度 (Sui generis systems for the Protection of the Knowledge, Innovations and Practices of Indigenous and Local Communities)」

保護のための措置として、とりわけ、TKのデータベース化と登録制度が検討された。これに関しては、原住民側はこのようなTKの登録自体よりもこの情報管理が国家によるものであることについて明白な反対の意思表示をした。この問題は、原住民地域社会の権利の性質(この権利は国内法上の権利か国際法上の権利か?)に関する議論や、TKの利用から生じる利益配分に関する議論とも関連してくるため、最終的な勧告案においても関連諸点については合意は得られなかった。また、WIPOの作業との重複を避けることには多くの代表から同意が得られた。

そこで、最終的に採択された勧告案の主な内容は以下のとおりである。

- ・用語の定義の必要性
- ・以後の関連会合のための用語の定義の蓄積
- ・TK保護のための国内的地域的特別な制度に関する情報の収集と蓄積
- ・TK保護のための特別な制度の要素に関する検討

- ・原住民地域社会をも巻き込んだ特別な制度実施のための措置に関する検討
- ・この分野での WIPO との相互補完的協力関係の維持継続

所見：「特別な制度 (*sui generis system*)」に関する議論においては、*sui generis* な制度の要素として、原住民の慣習法が挙げられた。この点については、不文法である慣習法の法としての認定の問題や慣習法間の効力関係、成文法(制定法)との効力関係の問題が検討されなければならないであろう。また、TK 保護のための措置としての伝統的知識の登録制度あるいはデータベース化については、情報の管理に関する問題が大きいと思われる。この点については、会期中においても国連大学高等研究所 (UNU/IAS) からプレゼンテーションがなされるなど参加者の関心は高い。

(3) 追加議題：「小規模農家、原住民、地域社会並びに農民の権利への遺伝子利用制限技術 (Genetic Use Restriction Technologies、GURTs) の潜在的影響」

この議題検討の背景としては以下のとおりである。GURTs とよばれる一部の遺伝子関連技術は、遺伝子的に改変された穀類の利用の増加を促進する。そのため、この技術は育種家等により広く用いられてきた。このような技術の商業化は、原住民の生活への将来の脅威となり得る（ブラジル勧告案）という指摘が前回の COP6 においてなされた。そこで、GURTs の小規模農家、原住民、地域社会への潜在的社会経済的影響についての検討が開始される運びとなった。具体的には、農業的生物多様性に関する第 6 回締約国会議決定 VI/5 は AHTEG (Ad-Hoc Technical Expert Group／アドホック技術専門家グループ) に COP7 に先立つ第 8 条(j)項作業部会においてこの件に関して報告するよう必要と要請していた。そこで、本会合において AHTEG の報告書に基づいてこの議題は検討された。

検討作業において、IPCB (The Indigenous Peoples Council on Biocolonialism) や IIFB (International Indigenous Forum on Biodiversity) は、原住民を代表して、GURTs のテストと商業化は原住民の生活にとって深刻な脅威をもたらす可能性があることを強調した。また、本会合に先立って提出されたブラジル勧告案は、GURTs の使用の評価のための国家的規制のための枠組みの展開、実際のテストを含む一層の調査の促進、小規模農家や原住民の農業の多様性に逆影響を与えるような商業的利用の不認可を内容とするものであったが、EU はこれに反対して、AHTEG 報告の社会経済的側面について議論すべきであると主張した。これには、ナミビア、ウガンダ、イスラエル、IIFB も賛同した。そこで、最終的には、CO7 への勧告には、AHTEG の報告書を検討することが盛り込まれ、この問題は以後の作業部会においても継続して検討される運びとなった。（US は GURTs に関する信頼できる科学的データが不足していることを挙げ、地域社会に対するネガティブな影響を議論するには時期尚早であると述べた。また、FAO は農業生物多様性における GURTs の意味に関する自らの研究に注意を喚起した。）

[19] COP7*

2004年2月9~20日、クアラルンプール・マレーシア

2004年2月9日~20日、クアラルンプール（マレーシア）において生物多様性条約（CBD）第7回締約国会議（COP7）が開催された。遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）、伝統的知識、山地生物多様性の保護、保護地域、技術移転及び技術協力、財政予算問題、CBD戦略計画等が主要議題として議論されCOP7決定として決定された。以下にABSに関する議論¹について報告する。

1. 概要

(1) 背景・経緯

- ①CBD（1993年発効）は、遺伝資源に対する自国の主権的権利を認めるとともに、遺伝資源の利用から生じる利益を資源提供国にも公正かつ平衡に配分することを規定。ABSに関し、政策立案や契約作成時の任意基準となる「ボン・ガイドライン」が2002年4月の生物多様性条約第6回締約国会議（COP6、於ハーグ）で採択された。
- ②メキシコ、ブラジルを中心とした資源提供国（主に途上国）は、資源提供国への遺伝資源の利用から生じる利益配分を確実・強化するため、法的拘束力（legally binding）のある国際的制度（International Regime、IR）の構築を主張。COP6の決定において、「遺伝資源へのアクセスと利益配分にかかるad hoc meeting」が設置され、その検討結果をCOP7に報告することとされていた。
- ③遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する会合（2003年3月（MYPOLW）と12月（ABS-WG2）にモントリオールで開催）では、当該会合で議論を継続すべきとCOP7に報告することで一定の意見の一致をみたが、その検討範囲に係る委任事項（terms of reference）等について議論が紛糾したため、両論併記やかぎ括弧（bracket）をほとんど残したままの報告書を提出し、COP7において議論を継続することとされていた。

(2) COP7における議事の進行

- ①多くの議題を処理するために、「全体会合」開催後直ちに2つの作業部会に分けて議論した。ABS問題は「作業部会II（議長：インド）」において議論が開始され、直ちにスイスとウガンダを共同議長とする「交渉グループ（Contact Group）」が設置され、ABS問題特別作業部会報告書の両論併記やbracketを解消し、「作業部会II」にCOP7決定文書案として提出する作業を行うこととされた。
- ②「交渉グループ」は、紛糾する文章・パラグラフ毎に関心国同士でドラフト文章を作成・提案させ、それを交渉グループ全体で討議するという方式で計8回の会合を開催した。最終段階では、共同議長が指名した国々により構成された「少人数グループ（Friends of Chair）」が形成され（エチオピア、コロンビア、南アフリカ、アルゼンチン、ブラジル、メキシコ、インド、マレーシア、中国、

* 「2-3. 生物多様性条約第7回締約国会議」平成15年度環境対応技術開発等（生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業）委託事業報告書 pp74-79、（財）バイオインダストリー協会、平成16年3月

¹ ABS議論には日本から10名（経済産業省生物化学産業課（長尾勝昭係長）、特許庁国際課（渡辺仁多角的交渉室長、高橋宣博課長補佐、柴田昌弘係長）、農業生物資源研究所（新野孝男上席研究官）、農林水産省農林水産事務局（荒田耕士朗係長）、製品評価技術基盤機構（山田宗範技監）、JBA（炭田精造、安藤勝彦、渡辺順子））が参加した。

EU、ノルウェー、オーストラリア、カナダ、日本の 14 カ国)、計 4 回の会合を経てドラフト文章を起草した。(表 1 参照)

③当該ドラフト文章は、「交渉グループ」での議論修正を経て、「作業部会 II」に提出された(18 日)が、ABS 問題特別作業部会の開催頻度を巡って合意が得られず、最終日 20 日夕方に他分野の収束を待って決着し、同日夜の「全体会合」において COP7 決定とされた。

④また、18 日及び 19 日には閣僚レベルセグメント会合が開催され、「クアラルンプール宣言」を発出。ABS 問題に関する事項は、次のとおりである。

- 未締約国等の政府に対して CBD の批准と実施を強く要請。
- ABS に関する効果的な IR の展開を確固としてコミットするとともに、関連する能力構築努力を支援。
- 衡平な利益配分、能力構築、環境上健全な技術移転等を促進するため、官民を問わず、あらゆるレベルのパートナーシップを創出・強化。

(3) 各国の主張

①資源提供国(メキシコ、ブラジル、アフリカ諸国等途上国)は、「遺伝資源の利用から生じる利益の公正・衝平な配分の確保措置や遺伝資源のバイオパイラーの防止措置としては、任意規定である現行のボン・ガイドラインは不十分であり、即座に法的拘束力のある IR の交渉を開始すべき」と主張。

②資源利用国(EU、カナダ、オーストラリア等先進国)は、「策定間もないボン・ガイドラインの履行が先決であり、ボン・ガイドラインを含めた既存の制度で解決できない問題点の整理が必要。したがって、法的拘束力のある IR の検討は時期尚早。また、IR は必ずしも法的拘束力があるものである必要はなく、任意の基準や既存の法制度を組み合わせることでも対応可能」と主張。

③我が国は、「遺伝資源関連ビジネスの現状と問題点に関する相互理解を行った上で、実行可能な制度構築のための議論が必要。また、利益の公正かつ衝平な配分が行われるためには遺伝資源へのアクセスの促進が前提であり(アクセスなくして配分すべき利益なし)、アクセスの促進と利益配分の両面を確保する措置とすべき」と主張。

④南米・アフリカ諸国対先進国という基本的な図式の中でも、微妙にそれぞれの国の立場が異なり妥協点を見いだすまで膨大な時間を要した。アジア諸国では、開催国であるマレーシア、CBD 批准間もなく締約国として初参加のタイ、遺伝資源へのアクセスに厳しい態度であるフィリピン、途上国グループの G77 諸国のリーダーとして振る舞う中国などが資源提供国側としての発言が多い中で、資源提供国であるインドネシアが IR の検討は時期尚早と主張したことが印象的である。

2. 國際的制度 (IR) に関する具体的決定事項

決定事項

COP7において取りまとめられた決定文書に基づき、International regime (IR) の検討プロセス(process)、性格(nature)、範囲(scope)、考慮すべき要素(elements)について、「ABS 問題特別作業部会」(the ad-hoc open-ended Working Group on Access and Benefit-Sharing、ABS-WG) に IR を具体的に検討するマンデートを与え、その結果を COP8 に報告する。上記 ABS-WG は COP8 までに少なくとも 2 回開催する。

(1) 法的拘束力の是非

①CBD 締約国会議 (COP) の下に設置されている、「ABS 問題特別作業部会」(the ad-hoc open-ended Working Group on Access and Benefit-Sharing、ABS-WG) に IR を具体的に検討するマンデー^トを与え、その結果を COP8 に報告する。

②ABS-WG に与えられる検討範囲に関する委任事項 (terms of reference) において、IR の「法的性格 (nature)」として、「IR は一連の原則、規範、意思決定手続を有する法的手段から構成され、法的拘束力 (legally binding) の要否についても検討すること」とされた。本件は、モントリオール会合以来最大の論点であり、容易に結論に至る問題ではないとの認識が共有されたことから、「交渉グループ」において比較的早い段階で決着した。

(2) 実効性・内外無差別性の確保

①具体的な実現手段が想定できない非合理な主張を抑えるべく、IR は実効性・実現可能性のあるものでなければならないとして、“practicable”であるとすることを我が国から提案した。また、我が国企業の活動に障害とならないよう、遺伝資源へのアクセスに際し、自国民と外国人、外国間で差別的制度ではないことを確保するため、“non-discriminatory”とすることを我が国から提案した。

②“non-discriminatory”については、自国民優先は当然とするアフリカ諸国等の資源提供国は反発した。EU 等先進国も“non-discriminatory”という用語が法的拘束力のある制度を予見させるとして賛同の発言が得られず、「交渉グループ」において、我が国のみが孤立した（韓国のみが日本提案に賛同の意を発言）。

③マレーシア、ブラジル、エチオピアと我が国で文言を交渉し、“avoid arbitrary treatment.”ということで合意した。マレーシア代表から、我が国との協力関係構築を模索しようとする国立マレーシア大学教授及び科学技術環境省が同席した効果が存在。決議文は、“Recognizing that the regime should be practicable, transparent and efficient and avoid arbitrary treatment consistent with CBD”となった。

(3) 派生物の取扱い

①「CBD、ボン・ガイドラインのいずれにおいても、遺伝資源から産まれる派生物 (Derivatives) は対象とされておらず、その定義も不明確であることから、今後行われる ABS-WG における IR の「範囲 (scope) から外すべき」との先進国の主張と、「派生物こそ利益が生まれる源泉、派生物をはずせば利益配分の確保上意味がない」とする途上国の意見が対立した。

②「少人数グループ」での累次にわたる議論の結果、IR 制度の対象と必ずしなければならない「範囲 (scope)」からは外すが、IR の「考慮するべき要素 (element)」の一つとして、「遺伝資源、派生物、産物(products)の商業化から生じる利益配分を確実にする措置」と明記することで合意した。

(4) 開催頻度

①IR 構築に向け議論促進を狙いABS-WG の最低限年 2 回開催を主張する資源提供国側と、CBD 事務局の予算制約からこれを認めない資源利用国側で最後まで対立し合意に至らなかった点。

②財政予算問題など他の分野で残された論点が出そろい収束に向かう最終日夕方の最後の「作業部会

II」の場で、2年後 2006 年開催の COP8 までに 2 回開催ということで合意した。1回目は COP 事務局予算で開催し（開催場所としてはスペインが有力）、2回目は自発的に開催を誘致する国の予算で開催されることとなった。CBD 批准後間もないタイが ABS-WG の開催誘致を積極的に発言していたことから、結局タイの予算拠出で第2回目は賄われるのではないかと推察される。

3. 今後の対応

(1) 次期交渉への準備

- ①次期 COP8 までの今後 2 年間は、ABS-WG における IR を巡る議論が白熱化していくことから、その準備を早期に開始することが重要である。その際、ABS-WG の場で如何なる主張を行い、交渉を成功させるかの検討を行う国内における体制整備が重要である。
- ②今回の会合において、アジア諸国との良好な関係が、我が国の主張を通すための重要なファクターであったことから、今後の ABS-WG の開催を踏まえ、我が国の主張に賛同できる環境をアジア諸国等との関係で形成しておくことがより重要である。この意味で、NITE 主催のアジア専門家会合等、国際会議の場や、国連大学高等研究所や JBA の活動を活用することが重要であろう。
- ③COP や ABS-WG の場は、長年本件に携わり経緯に詳しくかつ交渉術に長けた人々が各国代表団を構成している。我が国としても、こうした知見を蓄積できる組織体制と体现できる人材の育成が急務である。

(2) 二国間協力の充実

- ①今回の会合結果に見られるとおり、CBD の枠組みにおける IR の議論が長期間にわたることが予想されるため、この議論の終息を待つことなく、アジア諸国を中心とした、遺伝資源へのアクセスにかかる二国間プロジェクトを進めていくことは以下の 2 点において重要な課題である。
 - 我が国企業への円滑な遺伝資源の移転の促進
 - 我が国が CBD、ボン・ガイドラインの規定の要求を満たしたプロジェクトを促進することにより、アジア諸国との良好な連携を生み出し、ひいては、ABS 問題を解決するモデルの提示を日本発で行うことができる可能性。
- ②現在、NITE が中心となって実施している二国間協力は、ABS 問題を解決する国際的モデルの一つである。NITE が締結している MOU/PA/MTA は、CBD が要求する「事前の情報提供に基づく同意」と「相互に合意された条件」及びボン・ガイドラインに規定された利益分配方式を満たした遺伝資源へのアクセス・移動であり、同時に、資源提供国側が希望する技術移転と能力構築を実施しているものである。CBD 事務局等に NITE モデルとして通報するなど積極的な国際的 PR を行うことで、IR に関する抽象的な机上の空論を排除することを狙うべきではないか。
- ③上記のような、NITE 等によるプロジェクトをオーストラリア、ラオス、カンボジア等に展開し、タイ、中国、マレーシアとの連携による協力関係が構築できれば、我が国企業への遺伝資源の円滑な移転が促進されるだけでなく、COP の場で強硬論者の資源提供国側を分断できる効果も存在しよう。

表1 COP7におけるABS問題関連会合の開催状況

月日	時間	会議の種類
2月9日(月)	10:00～18:30	全体会合(Plenary)
2月11日(水)	10:00～17:30	作業部会II(Working Group II)；ABS問題登場
	20:00～22:00	ABS問題交渉グループ(Contact Group)
2月12日(木)	10:45～12:00	JUSCANZドラフト打ち合わせ会合
	13:00～15:00	ABS問題交渉グループ(Contact Group)
	17:30～19:00	文章起草少人数グループ(参加自由)
	19:30～20:00	文章起草少人数グループ(参加自由)
	20:00～23:15	ABS問題交渉グループ(Contact Group)
2月13日(金)	13:15～15:00	ABS問題交渉グループ(Contact Group)
	19:00～23:30	ABS問題交渉グループ(Contact Group)
2月16日(月)	10:00～10:30	ABS問題交渉グループ(Contact Group)
	10:30～13:00	14カ国少人数グループ(Friends of Chair)
	13:15～15:00	ABS問題交渉グループ(Contact Group)
	15:15～18:00	14カ国少人数グループ(Friends of Chair)
	19:00～23:30	ABS問題交渉グループ(Contact Group)
2月17日(火)	11:55～14:15	14カ国少人数グループ(Friends of Chair)
	16:00～18:30	14カ国少人数グループ(Friends of Chair)
	19:40～23:30	ABS問題交渉グループ(Contact Group)
2月18日(水)	10:00～13:00	作業部会II(Working Group II)
	15:00～18:00	作業部会II(Working Group II)
2月19日(木)	10:00～13:30	作業部会II(Working Group II)
	15:00～17:30	作業部会II(Working Group II)
	20:00～0:30	作業部会II(Working Group II)
2月20日(金)	13:15～13:30	作業部会II(Working Group II)
	15:30～16:30	作業部会II(Working Group II)
		全体会合(Plenary)

注1：上記記載以外に、全体会合が作業部会終了後開催された（毎日夕方18時過ぎ）。

注2：2月20日～17日までの間、上記記載以外に作業部会IIが開催された（毎日10時から13時、15時から18時の間）。

注3：会期中地域グループ会合は毎日定時に開催された。

①8時45分～

JUSCANZグループ

(日本、アメリカ、カナダ、オーストラリア、スイス、ノルウェー、ニュージーランド、韓国、メキシコ)

②9時～

Asiaグループ

(日本、中国、韓国、北東アジアからイラン等中東まで)

[20] ABS-WG3*

2005年2月14~18日、バンコク・タイ

2005年2月14~18日にタイのバンコク（国連会議場）において、生物多様性条約（CBD）遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する第3回Ad hoc作業部会会合（ABS-WG3）が開催され、136カ国政府代表、105諸団体から計491名が参加した。日本は経済産業省、特許庁、農林水産省、製品評価技術基盤機構（NITE）、（財）バイオインダストリー協会（JBA）からの9名¹が参加した。CBD第7回締約国会議（COP7）の決定事項^{*}に基づき議論が行われた。また、会合3日目（2月16日）の昼食時に、JBAと国連大学高等研究所は共同でサイドイベントを開催した。

以下にABSに関する議論の結果及び今会合における我が国の成果を報告する。

* ABS-WG3(及びABS-WG4(2006年開催予定、於マドリード))に与えられたマンデート

COP7において取りまとめられた決定文書に基づき、国際的制度（International regime、IR）の検討プロセス(process)、性格(nature)、範囲(scope)、考慮すべき要素(elements)について、IRを具体的に検討し、その結果をCOP8(2006年開催予定、於ブラジル)に報告する。

1. 結果の概要

(1) 国際的制度（International regime、IR）の議論

- 法的拘束力のあるIR策定の是非が最大の争点であった。日本を含む先進国（遺伝資源利用国が主）と途上国（遺伝資源提供国が主）との間に、下記①、②のような基本的意見の違いがあり（我が国の主張は③）、その異なる立場からの主張を繰り返すことに終始し、議論は進捗しなかった。
- 会議3日目（2月16日）に、今会合における決定事項を決議する議長テキスト案が配布され、各國意見のとりまとめの調整が行われた。しかし、遺伝資源提供国とその利用国は、その基本的立場の違いによりテキストの細部にわたって対立した主張をし続け交渉は深夜に及んだ。その結果、各国で合意した妥協案の作成を断念し、各國の考え方を今後の交渉の選択肢（option）としてすべて議長テキストに載せるという方式で取りまとめられた。
- 次回会合（ABS-WG4、2006年3月、マドリード）までに、既存の制度（existing legal instruments）では解決できない問題点を明確にするための分析（gap analysis）を各國が行うことになった。

① 途上国の主張

遺伝資源へのアクセスは既に十分に行われている。一方、利益の公正かつ衝平な配分を確保する措置や、バイオパイラシー防止等の措置が十分ではない。したがって、「直ちに法的拘束力のあるIRの交渉を開始すべきである」とインド、マレーシア、ブラジル等のメガ多様性同士国家グループ²（代表はインド）、ラテンアメリカ・カリブ諸国（代表はエクアドル）、エチオピア等のアフリカ諸国（代

*「2-1. 生物多様性条約第3回Ad hocアクセスと利益配分(ABS)作業部会会合」平成16年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業報告書 pp63-66、（財）バイオインダストリー協会、平成17年3月

¹ 経済産業省生物化学産業課（河内事業環境整備室長、長尾係長）、特許庁国際課（大江係長）、JETROバンコク（松尾知的財産部長、特許庁から出向）、農林水産省先端産業技術研究課（荒田係長）、製品評価技術基盤機構（宮崎バイオテクノロジー本部長、安藤調査官、須藤主査）、（財）バイオインダストリー協会（炭田精造、渡辺順子、最首太郎）。

² メガ多様性同士国家グループは17カ国（ボリビア、ブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、コンゴ、エクアドル、インド、インドネシア、ケニア、マダガスカル、マレーシア、メキシコ、ペルー、フィリピン、南アフリカ、ベネズエラ）で構成される。

表はエジプト）は強硬に主張した。

今回の会合では、メガ多様性同士国家グループであるメキシコの主張は過去に比べて柔軟になった感があった。また、中国は、法的拘束力のある制度の必要性は認めていたものの、現時点においては困難であることを正式に表明していた。

② 先進国の主張

COP7 の決定どおり、既存の制度では解決できない問題の有無を分析（gap analysis）確認した上で、真に必要な措置を検討すべきである。

③ 日本の主張

a) IR の是非について

IR がいかなるものになるとしても、現状と問題点を明らかにし、遺伝資源の提供側と利用側の相互理解を深めることが重要であり、その上で効果的な解決のための議論が必要である。また何らかの制度の構築について議論を行うとしても、その前提として、規制対象を特定することや、実施可能性、透明性、柔軟性のあるシステムとすること、内外無差別に適用すること等が重要である。

議長テキストのとりまとめに当たり、各国から個別の意見の提出を求められ。我が国からは、「1. IR に関しては法的拘束力の是非について予断しないこと、2. いかなる制度にても内外無差別性を確保すること」の 2 点を提出し、今後の交渉の選択肢として議長テキストに盛り込まれた。

b) 派生物（derivatives）の取扱いについて

我が国を含む先進国は、「CBD、ボン・ガイドラインのいずれにおいても、派生物（derivatives）は範囲外である。さらにその定義もされていない。したがって、今後行われる ABS 作業部会会合における IR の検討範囲（scope）から“派生物”を外すべきである」と主張した。一方途上国は、「派生物こそ利益が生まれる源泉であり、派生物をはずせば利益配分の確保上意味がない」と主張し、意見が対立した。

その結果、交渉は未決着となり、いずれの案についても議長テキストに盛り込まれることになった。

（2）知的財産権に関する議論

① 特許出願時における遺伝資源等の原産国・出所の開示について

ブラジル、コロンビア、アフリカ諸国を中心とする遺伝資源提供国は、遺伝資源に関する原産国・出所の開示の必要性を強調し、本件に関する取組を加速するよう要求した。

一方、日本、EU、カナダ、スイス、オーストラリアは、「各國において更に分析することが必要である。さらに、COP 7 の決定どおり本件については WIPO に委嘱している“分析”の結果を待つべきである」と主張した。

結局、「締約国は、遺伝資源と伝統的知識に関する特許出願時の原産国・出所の開示に関する国内の法的制度の取組を、(CBD の求める) 事前の情報に基づく同意 (PIC) や相互に合意する条件 (MAT) の措置を補足 (support) する一つの措置として導入することを考慮することが勧められる (invite)」との妥協案が決議された。

ただし、本件については“未だ情報や分析が足りない”ということで遺伝資源提供国・利用国共に意見が一致し、次回会合までに更に分析を進めることになった。

なお、本会合初日（2月 14 日）の総会の一般声明の中で、EU 代表（オランダ）は EU が WIPO に対して提出した“原産国・出所の開示に関する提案”³について発言したが、具体的な説明には至

³ EC は 2004 年 12 月、WIPO に対して特許出願書類中に遺伝資源及び関連する伝統的知識の出所の記載を義務化することにつ

らなかつた。

② WTO/TRIPS と CBD の関係について

本会合初日（2月14日）の総会において、UNEP事務局が開会声明の中で、「WTO/TRIPS が CBD で定められている ABS の条文を形骸化（undermine）せしめている」と発言した。この件に対し、最終日（2月18日）の総会において、日本、EU、オーストラリア、カナダ、アメリカが反発し、TRIPS と CBD は整合的であり、何ら悪影響を及ぼしているものではないことを主張した。これに対し、ブラジル等のメガ多様性同士国家グループ、エチオピア等のアフリカ諸国は UNEP の見解を支持し、TRIPS によって保護されている IPRs が遺伝資源に係わる地域社会等の権利を著しく侵害していると発言した。結局、すべての見解が議事録に記載されることになった。

2. 会合での成果

（1）我が国ガイドライン「遺伝資源へのアクセス手引」の発表

会合初日に行われた各国による一般声明の中で、ABS を促進させるための効果的な手段として、日本政府はガイドラインを作成したことを発表した。さらに、アジア太平洋地域の各国が集まる地域別会合でもその内容を発表した。また、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、中国、韓国代表とは個別に本件について議論し、一定の評価を得ることができた。しかし、罰則つきの法律のような類ではないため、悪意の違反者に対する取扱いが不足ではないだろうか、という意見（マレーシア、インドネシア）も寄せられた。

日本は日本語版「遺伝資源へのアクセス手引」の英文抜粋版 “Draft Guidelines on Access and Benefit-sharing of Genetic Resources (Excerpt)”を作成し、本会合の場外で配布した。

（2）JBA・国連大学高等研究所共催のサイドイベント

JBA と国連大学高等研究所は、会合3日目（2月16日）の昼食時に共同でサイドイベントとしてワークショップ “Results of the International Symposium: ABS, Experience, Lessons Learned and Future Vision” を開催した。各国政府代表、産業界（国際商業会議所、米国製薬協、ファイザー社及びイーライリリー社の法務担当者等）、NGO から 60 名の参加があり、その出席者数はサイドイベントとしては極めて大きな規模と言えるものであった。

JBA・炭田は 2004 年に開催した JBA・国連大学高等研究所合同シンポジウム “「遺伝資源アクセスと利益分配：各国の経験、教訓、将来ビジョン」 - 医薬、化粧品、バイオビジネス業界のための最前線情報 -”⁴についてその内容の要点を発表した。また、討論ではマレーシア、タイ、オーストラリア、フィリピンからのパネリストが自国の ABS 促進措置について発表した。

NITE・安藤調査官は、現在進行中の CBD 及びボン・ガイドラインにのっとった ABS 二国間協力 “NITE・インドネシア共同プロジェクト” を紹介し、出席者から高い評価を得ることができた。さらに、会議後、ドイツ及びウガンダ代表から日本との共同プロジェクトの可能性について打診されたことは特筆すべきことである。

いての提案をした。「Proposal of the European Community and its Member States to WIPO (Received 16.12.04 “Disclosure of origin or source of genetic resources and associated traditional knowledge in patent applications”」http://www.wipo.int/tk/en/genetic/proposals/european_community.pdf (Jan. 19, 2005) (Feb. 2, 2005 アクセス)

⁴ 補足：今回の会合に用意した「JBA・国連大学高等研究所合同シンポジウム 2004、proceedings 最新版」100 冊は、会議場内に設置された展示コーナーに置かれ、完配した。

[21] 8j-WG4*

2006年1月23~27日、グラナダ・スペイン

はじめに

第4回CBD第8条(j)項作業部会会合(8j-WG4)が、95の政府代表、原住民・地域社会、NGOを含む約370名の参加者を数えて、2006年1月23日から27日までスペインのグラナダで開催された。

この作業部会は、これまでの議論を踏まえ(表1)、2つの作業部会に分かれて個々の議題を検討し、2006年3月20日から31日にかけてブラジルのクリチバで開催される第8回締約国会議(COP8)に付託されるべき以下の8つの勧告を採択した。それらは、以下のとおりである。

- ・作業計画の履行に於ける進捗
- ・ABSに関する「国際的制度(International Regime、IR)」交渉におけるABS作業部会との協力
- ・(原住民・地域社会のCBDでの交渉作業への)参加のための機構
- ・原住民・地域社会の文化的知的遺産尊重のための「倫理的行動規範」の要素
- ・第8条(j)項に関する「2010年生物多様性目標」に向けての進捗指標
- ・伝統的知識保護のための特別な制度(*sui generis system*)の要素
- ・GURTs(遺伝子使用制限技術)の持つ潜在的社会経済的影響
- ・UNPFII(UN Permanent Forum on Indigenous Issues)への勧告
- ・伝統的知識の現状と傾向に関する報告書

以下にそれぞれの議題における議論の概略を報告した上で、今後の議論の方向性に関して若干の検討を加えるものである。

1. 作業計画の履行における進捗

第8条(j)項に関する作業計画の実施並びにその関連作業のCBD主要計画への統合に関する議題は第1作業部会によって検討された。各国から寄せられた報告書では、作業計画の実施状況に関する情報が不足していることが判明した。ただし寄せられた報告書では、原住民・地域社会の国内法制度並びに国際的開発政策への参加の制度が強調されている。

保全と持続的利用のための伝統的文化的慣行に関する作業の開始の必要性に関する議論に対しては多くの反対が寄せられ、削除された。

2. ABSに関する「国際的制度(International Regime、IR)」交渉におけるABS作業部会との協力

IRに関する議論は第1作業部会において検討された。レジーム本体に関する議論は翌週のABS作業部会において議論されるものとして、第1作業部会はこの議題について、以下の2点を中心に検討した。1つは、第8条(j)項作業部会とABS作業部会との協力方法であり、もう1つは、ABS作業部会への原住民・代表の参加の在り方についてである。前者に関しては、両作業部会において作業の重複を避け、第8条(j)項作業部会が集中すべき事項を明確にすること。後者に関しては、国内での原住民・地域社会との事前の協議の必要性、並びに原住民代表を国家代表団に組み入れることが検討された。

最終的な勧告案では、第8条(j)項に関連してIRに組み込まれるべく検討される要素として以下の5点が挙げられた。

- ①伝統的知識を保有する原住民・地域社会のPIC遵守の確保のための措置

* 最首太郎(2006)「第4回CBD第8条(j)項作業部会会合に出席して」平成17年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業の報告書

- ② IPR 申請に際しての遺伝資源、並びに関連する伝統的知識の原産開示
- ③ 伝統的知識に関する原住民地域社会の権利の承認とその保護
- ④ 慣習法と伝統的文化的慣行
- ⑤ 原住民・地域社会との利益配分確保のための制度

また、2つの作業部会での作業の重複を避ける目的では、以下の点が強調された。

- ① IR の伝統的知識に関する要素についての第 8 条(j)項作業部会の見解
- ② 伝統的知識保護のための効果的な措置についての経験上の意見聴取のための原住民・地域社会の招聘、並びに、ABS 作業部会における原住民代表の参加の促進のための方法と措置を求めて政府並びに援助機関の招聘
- ③ 原住民代表との事前の協議の促進のための文書の翻訳と連絡の促進
- ④ 第 8 条(j)項並びに ABS 作業部会への国家代表団の中に原住民代表を組み入れることの促進。

IR の交渉に関する ABS 作業部会との協力関係においては、進捗はほとんど見られなかった。

3. 原住民・地域社会の CBD での交渉作業への参加のための制度

第 2 作業部会では、クリアリング・ハウス・メカニズム (CHM) の主要なフォーカルポイントの役割と自発的基金制度について議論した。前者については、原住民・地域社会への情報の伝達の強化、後者については、基金の創設と配分のための優先権について検討された。原住民・地域社会代表が CBD 作業へ参加できるようにするための自発的基金機構の創設に関しては、原住民の参加を向上させることに向けての重要な一步として認められた。

4. 原住民・地域社会の文化的知的遺産尊重のための倫理的行動規範の要素

「倫理的行動規範」に関しては、第 9 回締約国会議 (COP9) において採択されることを目指していることが確認された。第 2 作業部会では、このためにこの行動規範が対象とする適用範囲、自発的性質等、草案の要素の検討がなされた。最終的な勧告案には、19 の検討課題が挙げられた付属書が添付された。

5. 第 8 条(j)項に関する「2010 年生物多様性目標」に向けての進捗指標

第 2 作業部会では、「2010 年の生物多様性目標」にむけて進歩を評価するための指標について議論された。現在までの情報不足を理由に提示された指標を承認することなく、とりわけ原住民・地域社会からの情報の蓄積につとめることが合意された。

6. 伝統的知識保護のための特別な制度 (*sui generis* system) の要素

第 1 作業部会の議論は、主に IR の要素と CBD と WIPO との関係について集中した。前者に関しては、インド等が伝統的知識は IR のような法的拘束力をもつ規範で保護されるべきであると主張する一方で、ニュージーランド、カナダは国際的レベルでそのような拘束力をもつ制度をつくることは尚早であると反論した。伝統的知識保護のための特別な法制度の創設は IPR に基づくのか IPR に基づかないのかという議論になり、最終的勧告案にはこの点に関しては括弧つきとなり、COP8 に検討を委ねる格好になった。また、後者の議論に関しては、両者の作業の重複を避け、両機関の関係は相互補完的であること、さらに他の機関との関係では CBD と TRIPS との関係についての WTO での議論の継続について合意された。

7. GURTs (遺伝子使用制限技術) の持つ潜在的社会経済的影响

第 2 作業部会での議論は、GURTs の性質とその影響力についてなされた。多くの途上国と NGO、原住民グループは、GURTs のような GM 関連技術は GMO 農産物利用を促進させ、GURTs の試験や商業化は将来的に途上国原住民の生活への脅威になりかねないとして、GURTs の試験や商業化

の禁止継続を訴えた。

他方で、オーストラリアはじめ一部の諸国は禁止には反対しながらも、新たな GURTS に関してはケースバイケースの危機管理を要請した。EU は予防的アプローチを強調した。勧告草案においてこれらの論点が検討され、最終的には、新たなカテゴリーの GURTS にはケースバイケースの危機管理の適用、予防的アプローチの採用が承認された。また、GURTS 特許の問題や GURT の世界的モラトリアムの問題に関して WIPO への調査報告の要請が盛り込まれた。このように、WIPO に対して GURTs 特許に関する報告が要請されたが、GURTs に関するモラトリアム的状況はほとんど変わっていない。

8. UNPFII (UN Permanent Forum on Indigenous Issues)への勧告

第 2 作業部会において検討された UNPFII による勧告は修正なく採択され、原住民の慣習法に基づいた特別な保護制度を構築することが第 8 条(j)項作業部会に要請された。また、議論に際しても UNPFII との協力は承認された。

総括

TK の保護と IPR 制度との関連に関しては、2002 年の COP6 において第 8 条(j)項が CBD の主たる議題の 1 つとされて以来、検討するべき事項として、①国際機関との関係、②国内立法等による TK の保護、③固有の制度 (*sui generis system*) による TK 保護が挙げられている。この点に関して今回の作業部会での議論の順序に則していうならば、②国内立法等による TK の保護に関しては、やはり 2002 年以後も関連する国内立法措置が執られてきているが、第 8 条(j)項の作業計画の履行の進捗に関して実施状況に関する情報の不足から作業部会としての見解を表明するに至っていない。また、①国際機関との関係については、「IR」に関連して他の国際機関として WIPO や WTO/TRIPS との関係について関心が高まっている。とりわけ、認証制度 (certificate system) に関する議論は③の固有の制度 (*sui generis system*) による TK 保護のための措置として IPR 制度に直接的に影響力をもつだけにこれらの機関における議論の進捗に応じて継続的に議論されることになる。

CBD 関連会合としては、この第 8 条(j)項作業部会に引き続き、その翌週から ABS 作業部会、さらに 3 月にはブラジルで第 8 回締約国会議が開催される。この一連の交渉過程の中で最も重要なことは法的拘束力をもつ規範としての「国際レジーム」の策定であろう。バイオセイフティーに関するカルタヘナ議定書の採択を彷彿とさせるこのレジームに関する議論は、法的拘束力を持つルールが必要かどうかという議論とは別に、このレジームの中にどのような規範内容を組み込もうかという「エлемент」に関する議論も平行してなされている。このレジーム関連議論の観点から今回の 8 条(j)項作業部会をみると、今回の会合は議論の進め方に関して新たな側面を提示したように思われる。それは、原住民・地域社会の代表権の問題である。

多くの場合、遺伝資源の提供国は発展途上国であり、その国内に遺伝資源に関連した伝統的知識 (Traditional Knowledge、TK) の保有者として原住民・地域社会を内包している。これまでの CBD 関連交渉の場では概して、提供国と原住民・地域社会とは一体として看做されがちであったかのような観がある。すなわち、提供国は TK の保有者としての原住民・地域社会の意見を考慮して代弁する形で交渉の場に臨んできたかのように思われる。しかし、彼等の TK の保護のための TK のデータベース化に際しては、必ずしも両者の利害、意見が一致しない場合が露呈した。ABS の議論への原住民・地域社会の参加の促進は、提供国に対して原住民・地域社会の側から 2 つの要請がなされている。1 つは、翻訳され彼等に理解できるかたちでの情報に基づく事前の国内的協議であり、他の 1 つは代表団の中に彼等を組み入れることである。これまで、原住民・地域社会はその付与された国籍にはかかわらず、NGO により組織化され、また、CBD 交渉の場に IIIFB や UNPFII の参加等により、独立した行為主体としての性質をあらわにしてきた。今後は、提供国、利用者並びにその母国、原住民・地域社会と三者三様の立場から議論される場面も生じるであろう。

[22] ABS-WG4*

2006年1月30～2月3日、グラナダ・スペイン

2006年1月30日～2月3日にスペインのグラナダ（グラナダ展示会議場）において、生物多様性条約（CBD）遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する第4回Ad hoc作業部会（ABS-WG4）が開催され、108カ国政府等（欧州連合を含む）から計478名が参加した。日本は経済産業省、特許庁、製品評価技術基盤機構（NITE）、（財）バイオインダストリー協会（JBA）からの9名¹が参加した。本会合では、CBD第7回締約国会議（COP7）の決定事項（表1）に基づき議論が行われた。

表1 ABS-WG4会合に与えられたマンデート

COP7において取りまとめられた決定文書に基づき、国際的制度（International regime、IR）の検討プロセス（process）、性格（nature）、範囲（scope）、考慮すべき要素（elements）について具体的に検討し、その結果をCOP8（2006年3月20～31日にブラジルのクリチバで開催予定）に報告する。

以下にABSに関する議論の結果及び今会合における我が国の成果を報告する。

1. 結果の概要

ABS-WG4会合の目的は、（1）遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際的制度（IR）、（2）提供国から移動する遺伝資源の追跡を目的とする国際認証システム（international certificate of origin/source/legal provenance）、（3）特許出願における遺伝資源及び関連する伝統的知識の原産国／出所等の開示、等について議論し、2006年3月にブラジルのクリチバで開催される第8回生物多様性条約締約国会議（COP8）にその内容を提出することである。

ABS-WG4会合の直前、1月29日（日）、JUSSCANNZ会合（参加国：日本、アメリカ、カナダ、オーストラリア、イスラエル、ノルウェー、ニュージーランド、メキシコ）が開催され、情報交換を行った。

ABS-WG4は1月30日（月）に最初の全体会議（Plenary）が招集され、スペインのマルガリータ・クレメンテ女史（Prof. Margarita Clemente）が議長に選出され、アジェンダが採択された。次いで、同議長により合体会合（Committee of the Whole、COW：今回は小作業部会に分けず、両者が合体した部会）が招集され、各国から現状報告がされた。日本は、経済産業省とJBAが作成した「遺伝資源へのアクセス手引」の普及の取組、途上国的能力構築（Capacity Building）に向けた研修活動、NITEの海外との協力の例などを紹介した。

*「2-1. 生物多様性条約第4回Ad hocアクセスと利益配分(ABS)作業部会会合」平成17年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業報告書 pp42-49、（財）バイオインダストリー協会、平成18年3月

¹ 経済産業省生物化学産業課（河内事業環境整備室長、前田係長）、特許庁国際課（守安多国間政策室長、大江係長）、製品評価技術基盤機構（安藤調査官、須藤主査）、（財）バイオインダストリー協会（炭田精造、藪崎義康、渡辺順子）。

【議論の概要】

- 会合は、提供国側が、より確実に利益配分を求めるための措置を確保したいという観点から、直ちに法的拘束力のある IR の策定が必要であると主張する一方、我が国をはじめとする利用国側は、現行のボン・ガイドラインを着実に履行することにより、CBD の目的を達成することが可能であると主張し、意見が対立した。
- 会合の 3 日目（2月 1 日）及び 4 日目（2月 2 日）には、議長テキストが配布されたものの、議長テキストをベースとして法的拘束力を付与し、直ちに交渉化を宣言するべきであると主張する提供国側と、既存のボン・ガイドライン以上の国際的枠組みを不要と主張する利用国側が対立した。
- 議長は、膠着状態を開拓するために、各国地域代表者によるフレンズ・オブ・チェア一會合（日本はアジア地域として出席した）を設置し、妥協案作成のための交渉を行った。未明にまで及んだフレンズ・オブ・チェア一會合の議論を経た結論として、妥協案の作成を断念し、各国の主張を括弧付きで反映させるという方式で採択され、COP8 に対する勧告を行うこととなった。

【決定事項】

- 議長テキストは、論点を括弧付きの状態のまま COP8 に勧告すること。
- IR 策定に関する交渉を妥結させるため、ABS 専門家会合を再度招集するため、早急に作業スケジュールを確定すること。
- 事務局長は、ギャップ・アナリシス（Gap Analysis、問題解決に向けポイントを明らかにするための分析）を完成させること。

2 各議論

(1) 國際的制度(IR)

IR については、COW の他に、2月 2 日（木）にもフレンズ・オブ・チェアが招集され議論された。始めに前回バンコクで開催された ABS-WG3 会合の結果を踏まえて各国が発言した。おむね途上国側は法的拘束力のある IR の早期作成を強調した一方、先進国側は国内法の整備及びボン・ガイドラインの普及での対応、更に情報を収集し検討が必要な点を強調した。また、ABS-WG3 会合で開始された先進国と途上国の意見の隔たりを分析するためのギャップ・アナリシスを更に推し進めるべきだという意見も出された。

① IR の要素と目的

途上国側は IR の要素及び目的の中に遺伝資源の派生物や産物も対象にすべきであると主張したが、先進国側はそれに反対した。また、途上国側は、遺伝資源とその派生物の不正利用防止、環境に悪影響を及ぼさないアクセス、PIC、MAT 及び国内法の遵守、伝統的知識の保護、技術移転、共同研究、能力構築の促進などを主張した。先進国側は、未だ各加盟国間の意見に隔たりが大きいことから、更に議論が必要であるという立場を堅持した。

② 最初の議長テキスト

2月2日(水)に議長から提出されたテキストは、法的拘束力のある制度(legally binding regime)への結論を急ぐ案となっていた。これに対して、途上国側はおおむね歓迎したが、先進国側からはこれまでの議論の内容が反映されていないとして不満の声が多くあがつた。そのため、議長は各国からテキストの修正意見の提出を求め、それを集約して修正テキストを再度提出することとなった。

③ 修正議長テキスト

翌日2月3日(木)に議長から修正された議長テキストが再度提出され、途上国にはおおむね好評であった。一方、日本、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、スイス、EUなどの先進国は前日提出した修正意見が反映されていないとして、議長に全文及び指摘する各箇所をブラケット付きにするよう求めた。そのため議長はフレンズ・オブ・チエアー(各地域グループ(JUSSCANNZ、EU、アジア、ラテンアメリカ、アフリカ)より原則2名を選出)を組織し、そこでIRの作成について議論した。

④ COP8への提言内容

最終的に以下の内容をCOP8に提言することとし、議長テキストはその内容のほとんどにブラケットを付けて付属書(Annex)として添付することとした。

- 本会合での結論は括弧付にして表書きに付け、COP8へ提出する。
- IRの作成に関してはABS作業部会を再度招集し、早急に本件について協議するための作業スケジュールを決定する。
- 事務局長にギャップ・アナリシスの最終版を完成させるよう要請する。

(2) 国際認証システム

国際認証システムについて、コンタクト・グループを組織して議論を行った。日本は、本システムの実用性、費用対効果の検証が必要とし、さらなる情報の収集を主張するとともに、このシステムは特許出願と切り離して考えるべきだと主張した。他方、途上国側は、国際認証システムはIRの重要な要素であり、法的拘束力を付与し、違法なアクセスに対しては法的手段を講じることが可能となるシステムにするとべきであると主張した。

最終的に以下の事項をCOP8に提言することとした。

- 技術的専門家グループを設置し、CBD15条及び第8条(j)項の目的を達成するような態様、目的、実用性、実施可能性、コストなどを考慮し国際認証システム案を作成し、ABS-WG5会合に提出する。
- 各国政府等と協力し、技術的専門家グループの作業を進める。

(3) 特許出願における遺伝資源及び関連する伝統的知識の原産国／出所等の開示

本件についてもコンタクト・グループの中で議論を行った。日本は、本件については世界知的所有権機関(WIPO)の「遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会(IGC)」やTRIPS

の下で検討中であり、本会合で論議するべき問題ではないと主張した。一方、主に途上国側は、特許出願での開示は利益配分を明確にするために必要な措置であると主張した。

最終的に以下の事項を COP8 に提言することとした。

- 適切かつ実用的な措置を論じられるように関係者から意見聴取する。
- IPR 申請時の開示要件に関するブラケット付きの未解決部分については、関係機関から意見聴取し、作業を継続する。
- ABS-WG5 会合で更なる検討をする。

3. おわりに

今回スペインの環境大臣から「法的拘束力のある IR を歓迎する旨の挨拶文」を配布されたためか、議長は先進国側の意見を十分に反映させず、途上国側の意見に歩み寄った形で急に会議を進めようとする場面が目立った。結果として COP8 へ提出されるテキストのほとんどの部分は意見がまとまらず（表 2 ABS-WG4 会合における各地域のポジション、を参照）ブラケット付きで残された。

➤ メキシコと中国の意見は他の途上国と少し異なっていた

「遺伝資源へのアクセスは既に十分に行われている。一方、利益の公正かつ衝撃的な配分を確保する措置や、バイオパイラシー防止等の措置が十分ではない。したがって、直ちに法的拘束力のある IR の交渉を開始すべきである」とインド、マレーシア、ブラジル等のメガ多様性同士国家グループ²（代表はインド）、ラテンアメリカ・カリブ諸国、エチオピア等のアフリカ諸国は強硬に主張した。

今回の会合では、メキシコの主張は過去に比べて柔軟になった感があった。また、中国は、法的拘束力のある制度の必要性は認めるものの、現時点では実施は困難であることを表明していた。

➤ 我が国ガイドライン「遺伝資源へのアクセス手引」の発表

会合初日に行われた各国による一般声明の中で、ABS を促進させるための効果的な手段として、日本政府はガイドラインを作成し国内主要都市でオープンセミナーにより普及の努力をしていることを発表した。さらに、日本は日本語版「遺伝資源へのアクセス手引」の英語版“Guidelines on Access and Benefit-sharing of Genetic Resources for Users in Japan”を場外で配布した。

また、“Japan’s Activities to Implement the CBD and the Bonn Guidelines”（表 3 参照）、JBA・国連大学高等研究所（UNU-IAS）合同シンポジウム（2005 年 10 月開催）“海外遺伝資源アクセス：日米欧企業とアジア資源国の取組の最前線”の Proceedings、UNU-IAS・JBA 共催横浜ラウンド・テーブル（2005 年 3 月開催）Proceedings も配布した。

² メガ多様性同士国家グループは 17 カ国（ボリビア、ブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、コンゴ、エクアドル、インド、インドネシア、ケニア、マダガスカル、マレーシア、メキシコ、ペルー、フィリピン、南アフリカ、ベネズエラ）で構成される。

表2 ABS-WG4会合における各地域のポジション

地域 論点	JUSSCANNZ	EU	アジア	ラテンアメリカ	アフリカ
国際的制度 (International Regime、IR)	①議定書の体裁をとるべきでない(標題から legally binding を削除、Nature を保持、Potential elements を保持など)。 ②Facilitated access が重要。 ③Scope に Derivatives & Products を含めない。	①IR は独立した制度と既存制度の並立もあり得る。 ②アクセスと利益配分を均等に扱うべき。 ③Gap analysis の結果を踏まえた議論が必要。	①法的拘束力のある IR が必要(インド、マレーシア、インドネシア等)。 ②能力構築が重要(インドネシア)。 ③GEF の funding を COP8 で提言せよ。	①法的拘束力のある IR が必要。 ②Scope に Derivatives & Products を含めるべき(ブラジル、コロンビア)。 ③Scope をもっと狭めても良い(メキシコ)。 ④能力構築、TK、資金力を入れよ。	①法的拘束力のある IR が必要。 ②アフリカグループが提出した議定書案を基礎に今後の交渉を進めるべき。
国際証明制度 (International Certificate of Origin/Source/Legal Provenance)	①実用性、コストなどの技術的研究から始めるべき。 ②ソフトを開発したので各国と共有したい(豪)。 ③既存の関連システムも調べる必要あり(米)。	①IR の重要な要素だが、One-size-fits-all(一律方式)の考えには反対。	①Gap 分析を含め技術的な検討が必要(中国)。 ②遺伝資源の traceability 確保が必要。 ③特許での原産国開示の義務化の trigger とすべき(インドネシア)。	①遺伝資源の traceability が必要。特許での原産国開示の義務化の trigger とすべき(メキシコ)。 ②Derivatives と TK も含めるべき(ブラジル)。	①国際証明制度の検討に賛成。
特許出願における遺伝資源の出所・原産国開示	①原産国・出所の開示の議論は他のフォーラムでやるべき。	①出願人が知っている範囲で開示する義務を負うことは許容。 ②違反は特許法の枠外で扱う。	①遺伝資源の原産国開示、PIC & MAT の証明書の特許出願時添付を義務化すべき(インド)。	①遺伝資源の原産国開示、PIC & MAT の証明書の特許出願時添付を義務化すべき。	①遺伝資源の原産国開示を義務化すべき。
IR 交渉プロセスへの原住民団体(IIFB ¹)の関与	①IIFBとの非公式な会合ならば良い。 ②Bureau への IIFB の参加には反対。	①人権保護との整合性を重視。 ②Bureau 会合への IIFB の参加を提案。	①IIFB の扱いに関し、インドと中国が慎重意見。	①EU 案に賛成。	①EU 案に賛成。

¹ International Indigenous Forum on Biodiversity

表3

Granada, Spain
January 30, 2006

Japan's Activities to Implement the CBD and the Bonn Guidelines

- Highlights -

Japan's Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) has been implementing the Convention on Biological Diversity (CBD) and the Bonn Guidelines. Highlights of our activities in recent years are given below:

1. Implementation of the CBD and the Bonn Guidelines by Public Seminars on Potential Users (Companies and Researchers):

Since the adoption of the Bonn Guidelines in February 2002, we have been steadily implementing them within Japan. For example, in 2004, we organized 8 public seminars in major cities throughout Japan to provide potential users of genetic resources, e.g. companies and researchers, with up-to-date information on the CBD, particularly the Bonn Guidelines in order to enhance awareness of researchers and business people about the CBD matters.

Through these processes, we learned from the users that the Bonn Guidelines are too general in coverage for users of genetic resources. They pointed out a need for more user-friendly and user-specific guidelines.

2. Development of Guidelines on ABS for Users (A User Measure in Japan):

On the basis of the experiences gained during the implementation of the Bonn Guidelines, we decided to develop user-specific guidelines for Japanese companies and researchers. In the middle of 2004, we started working on it in cooperation with Japan Bioindustry Association (JBA). In March 2005, "Guidelines on Access to Genetic Resources for Users in Japan" (in the Japanese language) was completed, and in April 2005, we officially published the Guidelines in Japan. To promote its dissemination, we, in cooperation with JBA, held public seminars in 6 major cities in Japan, i.e., Tokyo, Sapporo, Osaka, Nagoya, Hiroshima and Fukuoka. Draft English translation was completed in January 2006.

Chronology of the implementation leading to the Japan's Guidelines for Users is given below:

- 2002 The Bonn Guidelines are adopted at COP6 in February.
In September, Japanese translation of the Bonn Guidelines is completed.
- 2003 - 2004 The Bonn Guidelines are disseminated by a series of public seminars (more than 8) and international symposia in major cities in Japan.
In parallel with promotional activities for the Bonn Guidelines, METI started developing

user-specific guidelines in Japan.

- 2005 “Guidelines on Access to Genetic Resources for Users in Japan” are completed in March, and published by METI on April 1.
Six public seminars are organized in major cities throughout Japan to disseminate the new Guidelines.
- 2006 In January, a draft English translation of the Japan’s Guidelines is completed for distribution

3. Bilateral Workshops with Asian and Oceania Countries:

We have organized bilateral workshops with each of Australia, Indonesia, Malaysia, Mongolia, Myanmar, Thailand and Vietnam, with a view to sharing information and experiences concerning respective national policies, laws and regulatory systems relevant to the CBD and ABS, and thereby deepening mutual understanding.

4. Partnership with Multilateral Initiatives:

JBA has been cooperating with the United Nations University Institute of Advanced Studies (UNU-IAS) headquartered in Yokohama, Japan, by jointly organizing international symposia and roundtables on subjects relating to the CBD and ABS.

JBA’s experts have been cooperating with European initiatives such as EC’s “MOSAICS” project and “ABS Management Tool” project of Switzerland.

5. Group Training Courses in Bioindustries for Capacity building:

We have been conducting “Group Training Course in Bioindustries” in Japan for capacity building. So far, we have invited 170 researchers in biotechnology and officials responsible for biotechnology policy-making from 25 developing countries, namely;

Asia: Bangladesh, China, Indonesia, Malaysia, Nepal, Pakistan, Philippines, Thailand, Turkey and Vietnam

Central and South America: Argentina, Brazil, Chile, Colombia, Costa Rica, Cuba, Mexico, Nicaragua, Peru and Uruguay

Africa: Egypt, Senegal and Tunisia

Countries in Economic Transition: Bulgaria, Estonia, Hungary

We plan to continue this program.

[23] COP8*

2006年3月20~31日、クリチバ・ブラジル

1. 生物多様性条約第8回締約国会議（CBD・COP8）の全体概要

- 1) 日程：2006年3月20~3月31日
- 2) 場所：ブラジル・パラナ州・クリチバ市
- 3) 出席者：約4000名。我が国からは、南川・環境省自然環境局長、環境省、外務省、農林水産省、経済産業省（河内室長、前田係長）、特許庁（中屋班長、大江係長）、製品評価技術基盤機構（安藤調査官、須藤主査）、JBA（薮崎義康、渡辺順子）
- 4) 議長：（全体）マリナ・シルバ・ブラジル環境相（Ms. Marina Silva）、（作業部会I）マシュー・ジェブ（Mr. Matthew Jebb, Ireland）、（作業部会II）セム・シコンゴ（Mr. Sem Shikongo, Namibia）
- 5) 現ビューロー：中東欧（アルバニア、ロシア）、中南米（キューバ、エクアドル）、アジア太平洋（キリバチ、モンゴル）、アフリカ（エジプト、ナミビア）、西欧その他（アイルランド、カナダ）
- 6) 会合：（全体会合）3月20日終日、24日終日、31日午後
（ハイレベル会合）3月27~29日
（作業部会）3月21~24日、27~28日、30~31日
- 7) 決定：計34項目
- 8) 次期ビューロー：中東欧（ウクライナ、クロアチア）、中南米（バハマ、コロンビア）、アジア太平洋（ブータン、イエメン）、アフリカ（カメルーン、ナイジェリア）、西欧その他（カナダ、スペイン）

2. 議題17「遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）」関連

（1）これまでの経緯

- 1993年12月に発効した生物多様性条約（CBD）は、「生物の多様性の保全」、「生物多様性の構成要素の持続可能な利用」、「遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分」を3つの目的としている。第3の目的である「遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分」については、遺伝資源に対する自国の主権的権利を認めるとともに、利益配分に関する「ボン・ガイドライン」が策定された（2002年4月、COP6）。
- しかしながら、インド、ブラジル等の遺伝資源提供国（主として開発途上国）は、遺伝資源の利用から生じる利益配分を確実に担保するため、また、いわゆる生物資源の海賊行為を防止する観点から、任意のガイドラインでは不十分で、法的拘束力のある国際的制度を策定することが必要と主張した。
- こうした状況下、COP5（2000年5月、ナイロビ）の決定において、「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関するアドホック作業部会（ABS-WG）」が設置され、検討結果をCOPに報告することとなった。
- これに対して、我が国をはじめとする先進国は、「ボン・ガイドライン」に基づき、政策立案や契約作成を行うことで、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する措置は可能との立場に立っており、既存制度の問題点の分析が必須であると主張している。
- ABS-WGが設置されてから、COP7までに2回、COP8までに2回、それぞれWGが開催され

* 「2-2. 生物多様性条約第8回締約国会議－遺伝資源へのアクセスと利益配分－」 平成18年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業報告書 pp32-39、(財)バイオインダストリー協会、平成19年3月

たが、議論の集約には至っていない。2006年1月開催のABS-WG4でも、議論が紛糾し、多数の括弧を残した報告書をCOP8に提出することとなった。

- この報告書は、「アクセスと利益配分に関する国際的制度」、「遺伝資源の原産地/出所/法的由来の認証システム」、「事前の情報に基づく同意（PIC）及び相互に合意する条件（MAT）の遵守を支援する措置として特許出願における出所開示」、「戦略的計画：遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する指標の必要性」の4章から構成された（UNEP/CBD/COP/8/6 Annex 1）。

（2）交渉の経過

- 会議前に配布された決定案（UNEP/CBD/COP/8/1/ADD.2、上記ABS-WG4のAnnex 1と同じ）に基づき、3月21日開催の作業部会IIで、項目ごとに各国から発言した。
- ただし、「戦略的計画：遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する指標の必要性」については、ABS-WG5で議論するとし、先送りされた。
- この時点で、「ABSに関する国際的制度」交渉への原住民の参加の可否、及び、「遺伝資源の原産地/出所/法的由来の認証システム」決定におけるAnnexの扱いについて、ノルウェー及びメキシコをそれぞれ代表とする2つのインフォーマル・グループが結成された。
- 3月24日に議長テキスト案（UNEP/CBD/COP/8/WG.2/CRP.1）が配布され、各国からは議論の結果が十分に反映されていないとの意見があったものの、議長は作業部会で更に発言を求め、修正を行うとして、3月27日開催の作業部会IIで議論を重ねた。
- 3月28日に議長テキスト改訂案（UNEP/CBD/COP/8/WG.2/CRP.1/REV.1）が出され、スイス（François Pythoud氏）及びナミビア（Pierre du Plessis氏）を共同議長とするコンタクト・グループが結成され、3月29日に交渉が開始された。
- 3月30日開催の作業部会IIでの議論まで、共同議長を中心として地域グループごとに個別交渉が続けられたが合意に至らず、議長は議論を中断することを宣言した。
- その後も個別交渉が継続され、3月31日に文面の最終的な合意に至り、決定は採択された。（各地域・交渉グループのポジションは表1を参照）

（3）アクセスと利益配分に関する国際的制度（International Regime）

- インド、ブラジル、マレーシア等開発途上国は、法的拘束力のある国際的制度の策定が必須であり、ABS-WG4での結果（Annex）をベースに早急に交渉に入るべきであると主張した。
- また、全体会合の議長であるシルバ・ブラジル環境相が、法的拘束力のある国際的制度の早期策定が2010年目標の達成に資すると発言したことにより、ABSがCOP8の最重要テーマとなった。
- これに対して、我が国をはじめとする先進国は、早急な制度策定に走るべくなく、「ボン・ガイドライン」の確実な履行を奨励し、現状の問題点の把握、解析を行うことが先決であるとの主張を継続した。一方、ノルウェーだけは途上国側に理解を示し、法的拘束力のある制度もあり得ると支持を示した。
- ABS-WG4での結果（Annex）の扱いにつき、途上国側は、決定に添付し、進行中の交渉ベースとして次回WG5で議論すべきであると主張したのに対して、先進国側は、本Annexが多数の括弧を含んでおり、ABS-WG4の合意ではないとして、決定への添付に反対した。また、その他、ギャップ解析を含む多数の情報の1つとして扱うべきであると主張した。
- 最終的に、Annexは括弧つきのまま添付されたものの、「ABS-WG4での各国見解の羅列に過ぎ

ない (reflects the range of parties views)」との注釈がつけられた。また、Annex は、その他インプット（後述する専門家会合の成果、ギャップ解析の進捗報告、ABS に関する各国インプット等）の 1 つとして扱われることとなった。

- 国際的制度の検討作業をいつ迄に完了させるかの期限を明記するかどうかでも紛糾した。途上国側は早期に完了させることを主張し、議長テキスト案 (UNEP/CBD/COP/8/WG.2/CRP.1) に、「COP9 までの完了を目指して (with a view to its completion by the ninth meeting of the Conference of the Parties)」と記載されたことから、先進国側が反発し、改訂案 (UNEP/CBD/COP/8/WG.2/CRP.1/REV.1) では、EU 提案による「早期の完了を目指して (with a view to its early completion)」が併記された。コンタクト・グループでも、両者の溝は埋まらなかつたが、最終的に、「COP7 の決定記載の委任事項に従って国際的制度の交渉を継続し (continue the elaboration and negotiation of the international regime in accordance with its terms of reference in decision VII/19D)」、「COP10 までのできる限り早期に ABS-WG の作業を完了させる (complete its work at the earliest possible time before COP10)」との文面で合意に至った。
- COP9 までの 2 年間に 2 回の ABS-WG を開催することで合意した。また、2人のWG共同議長を指名し、ABS-WG5、ABS-WG6 のそれぞれの議題を明確化することとなつた。なお、共同議長には、Fernando Casas 氏（コロンビア）と Timothy Hodges 氏（カナダ）が指名された。
- 「ボン・ガイドライン」の実施に関する決定も、本項目「アクセスと利益配分に関する国際的制度」に挙げられていたが、独立した別項目として取り上げられることとなつた。なお、各国は、「ボン・ガイドライン」の実施の経験、既存の制度の不足点、国内法における遺伝資源の取扱い、その他 ABS に関する情報を提供することが決議に盛り込まれた。

(4) 遺伝資源の原産地/出所/法的由来の認証システム

- まず、ABS-WG4 の報告に基づき添付された Annex の扱いが議論の対象となつた。インフォーマル・グループ（メキシコ議長）で、マレーシアを代表とする途上国側は、Annex の括弧をはずし、交渉の材料として添付することを主張したのに対して、先進国側は、交渉用でない例示的リストに過ぎないと主張した。
- 当初、途上国側は本提案に難色を示していたが、最終的に Annex を全削除し、Annex に関する記載部分も削除することで合意された。
- 本問題を検討するために、技術専門家会合を設置することについてはほぼ賛成が得られた。しかし、CBD 事務局から、アドホック専門家会合とするには人数が 15 人以下に限られるとの説明があり、アドホックとしない専門家会合となつた。
- 専門家会合の構成、選抜方法について議論された。議長テキスト案 (UNEP/CBD/COP/8/WG.2/CRP.1) で、「地域バランスに配慮した 25 人+オブザーバー」の提案があつた。専門家の選抜方法については、各国が推薦し、事務局長が候補者リストを作成し、ビューローの承認を求めることがなつた¹。なお、オブザーバーとして、原住民、産業界、研究機関/学界、植物園等収集機関、関連国際機関等から、7 名を参加させることとなつた。
- 専門家会合のマンデートについて、「practicality, feasibility, and costs and benefits of the different options」（ブラジルが提案、EU、カナダ、オーストラリア等先進国を含め、多くが賛同）とし、「technical, scientific and legal input」とする提案が出され、前者は多数の支持で採用され

¹ 我が国からは JBA アクセス促進事業タスクフォースの渡邊幹彦委員が選出された。

たが、後者は技術的で十分となり採用されなかった。

- また、「an international certificate of origin/sources/legal provenance」は CBD の記載に従い、「an internationally recognized certificate of origin/sources/legal provenance」に修正された。
- なお、議長テキスト案 (UNEP/CBD/COP/8/WG.2/CRP.1) には入っていなかったが、途上国側の要求により、「遺伝資源と関連する伝統的知識、並びに派生物 (genetic resources and associated traditional knowledge, [and derivatives])」と、括弧つきではあるが、派生物が挿入された。
- しかしながら、最終交渉において、「CBD の第 15 条及び第 8 条(j)項の目的を達成する (achieving the objectives of Articles 15 and 8(j) of the Convention)」との文言を採用することにより、「派生物」は決定から削除された。

(5) PIC 及び MAT の遵守を支援する措置(特許出願における出所開示)

- 特許出願における遺伝資源の出所開示に関する議論は、途上国側があくまで CBD の下で行うべきであるとするのに対して、先進国側は、知的財産に関する専門的知見を有する WIPO 等の専門機関に任せると主張した。
- 本会合でも同じ対立の構図が見られた。途上国側は出所開示問題を国際的制度交渉の一環として捉えるのに対して、先進国側は「国際的制度に含まれる可能性のある要素の一つ」であるとの立場を堅持した。ただ、ノルウェーは歩み寄り可能との姿勢をとった。
- 最初の議長テキスト案 (UNEP/CBD/COP/8/WG.2/CRP.1、3 月 24 日) には「派生物及び製品 (derivatives and products)」の文言が入っていなかったが、途上国側が挿入を要求、先進国側が反発したものの、改訂案 (UNEP/CBD/COP/8/WG.2/CRP.1/REV.1) では、これら文言が括弧つきで復活するとともに、タイトルを含めたすべての文章に括弧が付された。
- その後の交渉の結果、「CBD の第 15 条及び国内法に基づく遺伝資源及び関連した伝統的知識の利用にあたっては PIC の遵守を支援する措置を引き続き要求する」とし、「これら措置について ABS-WG での検討を継続する」ことで合意された。これにより、「派生物及び製品」の文言は決定から削除された。
- 決定では、遺伝資源の出所開示は国際的制度に含まれる可能性のある要素の一つであることを再確認するとともに、本課題に関する WIPO、WTO での議論に言及しつつ、CBD の第 16.5 条に基づき、関連機関での作業を引き続き依頼することになった。

(6) その他

- 3 月 27~29 日に開催された閣僚級会合「ハイレベル・セグメント」でも、4 つのパネル討論の 1 つに ABS が挙げられ、議論が行われた（南川局長、河内室長出席）。途上国側からの要望は、能力構築、技術移転を中心であったが、法的拘束力のある国際的制度の必要性も主張された。
- COP9 までに 2 回開催される ABS-WG の 1 回はコア予算から手当てされるが、もう 1 回は各国からの拠出金で開催される。また、認証システムに関する技術専門家会合も各国の拠出による。
- 「議題 18：生物多様性条約第 8 条(j)項及び関連条項」との関連がますます増加している。「第 8 条(j)項及び関連条項」の決定でも、遺伝資源に関連した伝統的知識の保護の在り方、国際的制度としての可能性等について、原住民・地域共同体からのインプットを求めるとともに、国際的制度策定作業への参画を促している。

3. 今後の予定

1) 技術的専門家会合

- 2006年秋頃に、ペルー・リマで開催（ペルー、スペインが共催）。（ABS-WG5への報告が可能なように、ABS-WG5の6カ月前迄に開催する）
- これに先立ち国連大学高等研究所が原住民代表を含めた国際的な認証システム問題に関する会合を開催する予定。

2) ABS-WG5

- 2007年春頃開催。
- 各国、関係者、事務局は、「ABSに関連した国内、地域、国際レベルでの既存の法的及びその他措置に関する情報」（4カ月前迄）、「ギャップ解析に関する情報」、「遺伝資源の国内法における法的状況」、「CBD第15条の履行における経験、障害、教訓に関する報告」（4カ月前迄）、「国際的な認証システムについての見解」、「ABS指標についての見解、情報」を準備する

表1 COP8におけるABS関連議題に対する各地域・交渉グループのポジション

地域・交渉グループ*	JUSSCANNZ	西欧、EU	アジア	中南米	アフリカ
①遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際的制度（IR）	<ul style="list-style-type: none"> • CBD、ボン・ガイドラインの履行で対応可 • 既存制度の問題点解析を優先実施 • ギャップ解析の重要性（日本） • COP9までの完成は現実的でない 	<ul style="list-style-type: none"> • 複数の制度との並立も可能 • ギャップ解析を並行して実施すべき • 法的拘束力のある制度もありうる（ノルウェー） • COP9までの完成は現実的でない 	<ul style="list-style-type: none"> • 法的拘束力のある制度が必要 • すぐに交渉を開始すべき • COP9までに完了・採択すべき（マレーシア、タイ、フィリピン等） 	<ul style="list-style-type: none"> • 法的拘束力のある制度が必要 • すぐに交渉を開始すべき • COP9で採択すべき（ベネズエラ、ペルー、メキシコ等） 	<ul style="list-style-type: none"> • 法的拘束力のある制度は必須 • 現行文書に基づき直ちに交渉を開始すべき（ウガンダ、エチオピア等）
②遺伝資源の原産地/出所/法的由来に関する国際的な認証システム	<ul style="list-style-type: none"> • 派生物は削除すべき • 専門家会合は認証システムを検討、派生物の議論は後で十分（オーストラリア） • Annexは合意でなく、情報に過ぎない 	<ul style="list-style-type: none"> • 派生物は削除すべき • 専門家会合の負荷を考慮すれば、まず遺伝資源と関連伝統的知識で十分（スイス） • Annexは交渉用テキストでない 	<ul style="list-style-type: none"> • 派生物も考慮すべき • AnnexはABS-WG4の成果であり、括弧つきでも残すべき（マレーシア、G77+中国） 	<ul style="list-style-type: none"> • 派生物も考慮すべき 	<ul style="list-style-type: none"> • 派生物も考慮すべき
③特許出願における出所開示（事前の情報に基づく同意（PIC）及び相互に合意する条件（MAT）の遵守を支援する措置）	<ul style="list-style-type: none"> • 知財権に関する問題はWIPO、WTO/TRIPS等の専門機関で議論すべき • 派生物、製品は削除すべき 	<ul style="list-style-type: none"> • 特許出願の出所開示もIRとして考慮可能 • 出願人の知りうる範囲での出所開示義務は許容可能 • 派生物、製品は削除すべき 	<ul style="list-style-type: none"> • CBDで議論すべき • 派生物、製品を挿入すべき 	<ul style="list-style-type: none"> • CBDで議論すべき • 派生物、製品を挿入すべき 	<ul style="list-style-type: none"> • CBDで議論すべき • 派生物、製品を挿入すべき

* COPの地域グループには、アジア太平洋、アフリカ、中南米、中東欧、西欧その他、の5グループがあり、その他に、JUSSCANNZ、LMMC（メガ多様性同志国家：Like-Minded Megadiverse Countries）、G77+中国などの交渉グループがある。日本は、地域グループではアジア太平洋に属するが、交渉グループのJUSSCANNZを中心に活動している。なお、西欧、EUは地域・交渉グループではないが、便宜上1つのグループとみなした。

[24] 遺伝資源の原産地・出所・法的由来の国際的な認証に関する技術専門家会合*

2007年1月22～25日、リマ・ペルー

2007年1月22～25日に、ペルーのリマにて「遺伝資源の原産地・出所・法的由来の国際的な認証に関する技術専門家会合」(Meeting of the Group of Technical Experts on an Internationally Recognized Certificate of Origin/Source/Legal Provenance)が開催された。

生物多様性条約(CBD)各締約国からの2名の推薦枠にて専門家がノミネートされ、最終的には、25名の専門家と7名のオブザーバーが選出され実施された。我が国からは「生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業タスクフォース」、及び「遺伝資源の国際的な認証のあり方に関する研究会」の渡邊幹彦委員が25名の一人に選ばれ本会合に出席した。

1. 背景

CBDは、第8回締約国会議(COP8)において、遺伝資源の原産地・出所・法的由来の国際的な認証(国際認証)に関する技術専門家グループ(the Group of Technical Expert、GTE)を設置することを決定した(decision VIII.4C)。技術専門家グループは、国際認証の可能オプションについて検討(explore and elaborate possible options)して、この結果をthe Ad Hoc Open-ended Working Group on Access and Benefit-sharing(WG)へ報告することとなった(ibid)。COPによるGTEへ与えられた検討事項は、表1のとおりである。

表1 検討事項

Mandate is to:	1 Explore and elaborate possible options for the form, intent and functioning of an internationally recognized certificate of origin/source/legal provenance; and 2 Analyse its practicality, feasibility, costs and benefits.
Terms of Reference are to:	(a) Consider the possible rationale, objectives and the need; (b) Define the potential characteristics and features of different options; (c) Analyse the distinctions between the options of certificate of origin/source/legal provenance and the implications of each of the options; and (d) Identify associated implementation challenges, including the practicality, feasibility, costs and benefits of the different options, including mutual supportiveness and compatibility with the Convention and other international agreements.

出所: GROUP OF TECHNICAL EXPERTS ON AN INTERNATIONALLY RECOGNIZED CERTIFICATE OF ORIGIN/SOURCE/LEGAL PROVENANCE, PROVISIONS AGENDA UNEP/CBD/GTE-ABS/1/1
5 October 2006 よりアレンジ

会合は最終的にWGに対する報告書(資料「原産地・出所・法的由来の国際的な認証に関する技術専門家グループ会合報告」(JBA仮訳)参照)¹を取りまとめた。

* 「2-11. 遺伝資源の原産地・出所・法的由来の国際的な認証に関する技術専門家会合」平成18年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業報告書 pp89-104、(財)バイオインダストリー協会、平成19年3月

¹ 報告書自体は、英語の推敲とCBD事務局内の決裁を経て、会合開催後の2月20日にCBDウェブサイトで公表された。Final Report: UNEP/CBD/WG-ABS/5/2 (<http://www.biodiv.org/doc/meetings/abs/abswg-05/official/abswg-05-02-en.doc>) (2007年2月23日アクセス) 一方、本稿は、会合終了時の情報・資料に基づくものである。

2. 会合の進行

会合は、以下のように進行した。(表2)

表2 会合の進行

日程	内容
22 日午前	<ul style="list-style-type: none">■事務局挨拶と議長選出。開催地からの選出という慣習を採用し、ペルーの Monica ROSELL が選出された。■事務局によるプレゼンテーション。(Executive Secretary Note の確認と解説)■国連大学高等研究所 Brendan TOBIN によるプレゼンテーション。(本会合に先立って開催された The ABS Dialogues – The Role of Documentation in ABS and TK Governance の結果報告。)■議題 3.1 Consideration of the possible rationale, objectives and the need for an internationally recognized certificate of origin/source/legal provenance についての討議。
22 日午後	<ul style="list-style-type: none">■議題 3.2 Definition of the potential characteristics and features of different options of such an internationally recognized certificate、及び議題 3.3 Analysis of the distinctions between the options of certificate of origin/source/legal provenance and the implications of each of the options for achieving the objectives of Article 15 and 8(j) of the Convention、が同時に討議。
23 日午前	<ul style="list-style-type: none">■議題 3.4 Identification of associated implementation challenges, including the practicality, feasibility, costs and benefits of the different options, including mutual supportiveness and compatibility with the Convention on Biological Diversity and other international agreements について討議。
23 日午後	<ul style="list-style-type: none">■Executive Secretary Note 上の V. Potential Characteristics and Features of An Internationally Recognized Certificate について、短い意見に限定して取りまとめを開始。Certificate の Nature 以外は、一通り意見がまとまる。Nature については、voluntary/legally-binding のどちらにするかで、意見が対立し、翌日分科会を開催することになった。
24 日午前	<ul style="list-style-type: none">■3つの分科会に分かれ Certificate の Nature が、voluntary/legally-binding/Mixture of those であることを前提にして、certificate の可能なオプションについてまとめた。(筆者は、voluntary の分科会となつた。)
24 日午後	<ul style="list-style-type: none">■分科会の結果を、全体会合に戻って発表した。■結果について、討議がなされ一通り意見が出尽くした。
25 日午前	<ul style="list-style-type: none">■事務局が、前日までの討議をまとめた報告書(案)を提出。これについて、確認・修正事項を行う。
25 日午後	<ul style="list-style-type: none">■最終的に合意がなされ、会合報告書が採択された。実際の討議結果は、「ANNEX」という形で、会合報告書に含まれる。■報告書は、Ad Hoc Open-ended Working Group on Access and Benefit-sharing へ提出される。

3. 総括

- ① 本会合は「技術専門家会合」であって、「締約国会議」のような政治交渉の場ではない。これは常に念頭に置かれた。現実的に、各専門家の主張が、所属国の政治的立場と全く無縁となることはないが、討議において、議長・技術専門家とともに、「各自の専門性に従って、certificate の options について検討する」という姿勢が保たれ、分別のある会合となつた。
- ② 会合の報告書の評価は、立場によって分かれるであろう。認証に関する議定書を促進すると解釈されるような記述もある。一方、資源提供国に対しての義務も明記された。すべての options を検討する場なので、これは必然的な結果である。
- ③ Certificate を考えるに当たって、重要であるにもかかわらず抜け落ちていた点は、certificate の導入そのものを根本的に正当化する根拠、及び、traceability/tracking system に関して「物の動き」を管理する議論であった。本来は、certificate を導入することが、締約国全体にとって便益をもたらすことが証明されてから内容の吟味に移るべきであるが、それがなされていない。換言

すると、「optionなし」も、ひとつの「option」である。また、traceability/tracking systemを考える上では、実際の「物」の動きを考える必要があるが、それがあたかも virtual (internetによるシステム) にて解決されるような誤解に立って議論がなされた。

- ④ 発言のバランスが非常に悪かった（詳細後述）。これは通訳の選択などの会合運営の問題もある。同会合が再び開催されるのなら、この点は根本的に改善される必要がある。

4. 報告書の内容に関する特筆事項

- ① 報告書の体裁が（換言すると全体の文脈が）、COP の権限委譲項目より、Executive Secretary Note の影響を受けたものとなっている。例えば、practicability、feasibility、costs and benefits の問題が、他の問題に比して、特に、TKとの関連に比して低く扱われている。
- ② 同じ理由により、potential characteristics の問題で、Nature、Scope、Procedure が詳細に記述されている。特に、check point と特許制度が結び付こうとしている。この点は、今後の動向を予想して、対策を立てる上で大変重要である。
- ③ 一方、資源利用国への義務だけでなく、資源提供国に対しても Competent National Authority の整備が必要であるという意識が明示的に扱われたことは歓迎すべきことである。
- ④ Certificate of 「Origin/Source/Legal Provenance」に変わって、Certificate of 「Compliance」という用語と概念への言及が、極めて多かった。

5. 所見

- ① Certificate に関する動き、すなわち、Mega-Diverse 国の一部先導による、法的拘束力を持った international Certificate 設立の動きは、我々の予想以上に進んでいる。したがって、今後の日本の ABS 対策にとって大事なことは、今回の会合の報告書と certificate に関する解釈をいち早く確立し、対策に着手することである。日本からの意見書の提出を極力早めに行うなどの具体的行動が必要である。特に、「日本案は何か」「日本が提唱する代替スキームは何か」「その理論的・実証的根拠は何か」について、提示していかないと、議論が「悪しき certificate」の実現に流れていってしまう。
- ② クスコ宣言などを行った Mega-Diverse 国は必ずしも「一枚岩」ではないと感じた。例えば、アルゼンチンとメキシコは、（少なくとも、本会合に関する限り）必ずしも同調路線を取っていないかった。また、生物多様性法を持つものの、商業アクセスを決して拒絶しないインドと、最初から資源利用国を「Bio-piracy」ととらえるペルーに遠い隔たりを感じた。
- ③ 「一部の Party(ies)」によるロビー活動が存在する。これは、あえてここで明記しておきたい。これによる悪影響は何らかの形で排除されなければならない。本来公平であるべき国連が管轄する国際条約の場に不適切である。報告書結論に大きな影響を与えた Executive Secretary Note は、このロビー活動から無縁ではない。
- ④ 同じ文脈で、会合中の発言のバランスが悪い。特に、オブザーバー（国連大学高等研究所と米国）の発言が討議をミスリードする嫌いがあった。本会合は、CBD 締約国の技術専門家会合である。したがって、本来、オブザーバーや非締約国の発言は制限されなければならない。そもそも米国は参加資格があるかどうかさえ疑わしい。
- ⑤ 一方、ロシア、仏語圏のアフリカ、中国、東欧からの発言が極端に少なかった。専門家個人の資

質もあるが、これは、会議が英語とスペイン語で実施されたためで、語学の制約によるところが大きい。ロシアがもっと発言していたら、会合の結果は違ったものとなつたであろう。会合の正式通知では、本会合は、英語で実施されることになつていて。しかし、スペイン語の通訳のみが存在した。ペルー開催での理由と合わせて、南米諸国を有利に働きかせるロビー活動の存在を否定できない。

- ⑥ 筆者が、技術専門家として選択されたのは、*economist* という専門性によるものである。したがって、議論の焦点が、費用/便益となつた場合には、筆者の意見が最大限受容された。この点では、冒頭に述べたように、本会合は政治交渉の場ではなく、技術専門家会合にふさわしい議論の場となつた。一方、国際法の解釈の場になつた時には、日本にとって不利な内容であったとしても、法律家の意見に対して、正当な根拠を持って全面的に反論することは困難であった。今後、このような会合にて、他の締約国と対等に議論できる人材をどのように育てるかは、ABS 問題に取り組む上で、重要な課題である。

6. その他

本会合の前日に、同会合と同じ会議場にて、国連大学高等研究所主催により「The ABS Dialogues – The Role of Documentation in ABS and TK Governance」が開催された²。ペルーの先住民族による伝統的知識の有形化³の動向や、情報工学による多量の情報を、インターネットにて unique なものとして管理する手法が紹介された。ここでの情報は、会合参加者に対して、「certificate は unique identifier というもので、安価で容易に管理できる。したがつて、certificate は費用上問題ない。」という「誤解」を与えてしまつた。

【参考文献】

Convention on Biological Diversity (2006) *CONSIDERATION OF AN INTERNATIONALLY RECOGNIZED CERTIFICATE OF ORIGIN/SOURCE/LEGAL PROVENANCE - Note by the Executive Secretary, UNEP/CBD/GTE-ABS/1/2, 28 November 2006* (<http://www.biodiv.org/doc/meeting.aspx?mtg=ABSGTE-01> 2007年1月1日閲覧)

² 尚、専門家会合に出席する技術専門家(25人)が、この「催しもの」に招待されたが、実際に参加したのは、10名程度であった。

³ 必ずしも「文書化」ではなく、「有形化」。マルチメディアが利用されている。

配布:一般
UNEP/CBD/GTE-ABS/1/4
2007年1月25日
原文:英語

原産地・出所・法的由来の国際的な認証に関する技術専門家グループ

2007年1月22日～25日 於)ペルー、リマ

原産地・出所・法的由来の国際的な認証に関する技術専門家グループ会合報告

はじめに

A.背景

1. 原産地・出所・法的由来の国際的な認証に関する技術専門家グループは、生物多様性条約締約国会議(COP)の決定VIII/4Cに従い、2007年1月22～25日までペルーのリマで会議を開いた。この会議はスペイン政府の財政支援を受け、ペルー政府の主催で行われたものである。
2. 決定VIII/4Cの第1節において締約国会議は、「生物多様性条約第15条及び第8条(j)項の目的を達成するため、いずれのオプションが望ましいかについては判断を加えることなく、原産地・出所・法的由来の国際的な認証の様式、趣旨、機能について、考えられるオプションを詳細に調査してまとめ、かつその実用性、実現可能性、費用及び便益を分析するために、技術専門家グループを設置すること」を決定した。このグループは、アクセスと利益分配に関するオープンエンド特別作業部会に対して技術的なアドバイスを提供し、以下の委任事項に従って活動する。
 - (i) 原産地・出所・法的由来の国際的な認証の理論的根拠、目的及び必要性を検討すること
 - (ii) 国際的に認められた当該認証の各種オプションの特徴と特色を明確にすること
 - (iii) 原産地・出所・法的由来の認証に関する各オプションの違い及び生物多様性条約第15条及び第8条(j)項の目的達成に対する各オプションの意味を分析すること。
 - (iv) 生物多様性条約及びその他の国際協定との相互支援性及び適合性を含め、各オプションの実用性、実現可能性、費用及び便益等、実施上の問題を特定すること。
3. このほか、上記決定の第2節において締約国会議は、「当該専門家グループは、締約国の推薦する地域的にバランスのとれた25名の専門家のほか、特に原住民社会、地域社会、産業界、研究機関や学界、植物園、その他の生息域外コレクション所有者、関係国際機関及び国際協定代表からのオブザーバー7名からなる」ことを決定し、締約国会議議長団の承認を得るために、選定した専門家とオブザーバーのリストを提出して推薦するよう事務局長に要請した。

B.出席者

4. この決定に従い、それぞれの専門性、地域的分布及び性別のバランスをとる必要性を考慮して、各地域の政府推薦の専門家の中から25名が参加者に選ばれた。さらに、原住民社会、地域社会、産業界、研究機関や学界、植物園、その他の生息域外コレクション所有者、関係国際機関及び国際協定代表の中から7名のオブザーバーが選ばれた。選出された専門家とオブザーバーのリストは締約国会議議長団に承認された。
5. 今回の会議には、次の政府から推薦された専門家が出席した。アルジェリア、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、コスタリカ、キューバ、チェコ共和国、欧州委員会、エチオピア、フィンランド、インド、日本、マダガスカル、マレーシア、メキシコ、モザンビーク、ニジェール、ペルー、ロシア連邦、スペイン、タイ。
6. オブザーバーとしては次の機関の代表が会議に参加した。キュー王立植物園、テブテバ財団、国際商業会議所、国連食糧農業機関(FAO)の食料農業用植物遺伝資源条約事務局、国際植物遺伝資源研究所、米国国立衛生

* 注意: 本文書は専門家会合終了時の文書の翻訳であり、後日 CBD 事務局より発表された文書(UNEP/CBD/WG-ABS/5/2)の翻訳ではない。

研究所、国連大学高等研究所。このほか、アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会の共同議長、第8回締約国会議(COP8)議長代表(ブラジル)、第9回締約国会議開催国の代表(ドイツ)が職権上のオブザーバーとして出席した。

議事1. 開会

7. 作業部会は2007年1月22日(月)午前9時に開会した。
8. ペルー国家環境審議会(CONAM)の議長Manuel Ernesto Bernales Alvarado氏が会議参加者全員に対する歓迎の辞を述べ、地球上の生物の保全及び持続可能な開発に対する国際社会の責任の重要性と、保全と持続可能な利用によって十分な食糧、高い健康水準及びその他地球の人々に必要なものを十分に確保することの必要性を強調するとともに、遺伝資源へのアクセスとバイオテクノロジーの進歩がこうした目標の達成に不可欠であることを強調した。また今日、開発途上国は、かつてないほどに栄養不良、環境悪化、幼児死亡率の問題に取り組まなければならず、貧富の差を縮小しなければならないことも改めて表明した。遺伝資源及び情報を通じたバイオテクノロジーの進歩はこれらの目標を達成する鍵であり、それゆえ、遺伝資源の認証の創設が急務であるとも述べた。さらに参加者に対し、実り多き会議になることを念じる旨を述べて、挨拶を終えた。
9. ペルー外務省多国間問題担当次官António Garcia Revilla氏が参加者への歓迎の辞を述べるとともに、様々な民族が遺伝資源へのアクセスの利益に公正かつ平衡にあずかれるようにするための重要な交渉プロセスにとって、原産地・出所・法的由来の認証に関する協議が必ず役立つと確信していると述べた。さらに、ペルー政府が今回の協議の妥当性を確信していること、これに尽力することを表明した。だからこそペルーは今回の会議の開催を何の躊躇もなく支援したのであり、それは、専門的で技術的な範囲を扱うゆえに、先進国と途上国との格差を縮める新たな制度の策定に寄与する会議であると述べた。同氏は、緊急を要するこの変革に、参加者が明確なビジョンをもって携わる機会を得たことを指摘した。
10. 条約事務局の副局長Olivier Jalbert氏が事務局長Ahmed Djoghlaf氏の代理として、ペルー政府に対し、この会議の主催に感謝の意を表明した。また、ペルーの極めて豊かな生物多様性とコロンブス以前のはるか昔にさかのぼる古代文明から受け継ぐ膨大な伝統的知識に鑑み、今回の会議にとってペルーが理想的な開催地であることを指摘した。さらに、この会議の開催を可能にしたスペイン政府の寛大な財政支援に深謝するとともに、スペインが、生物多様性条約の発効以来、アクセスと利益配分及び伝統的知識の分野を含めて、この条約の強力な支援者であることを指摘した。これに関連して、スペインがグラナダ市において、アクセスと利益配分に関する特別作業部会第4回会合と第8条(j)及びその関連条項に関する作業部会第4回会合を主催したことにも触れた。Jalbert氏は、締約国会議の決定VIII/4Cに定められた技術専門家グループに対する委任事項を挙げ、各参加者がその専門知識に基づいて選ばれたことを強調し、「アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会」におけるアクセスと利益配分に関する国際的制度の交渉を支援するために、上記決定に記載された諸問題に対し、技術的なアドバイスを提供するよう参加者に要請した。

議事2 会議運営に係る事項

2.1. 議長選出

11. 2007年1月22日の開会式で、参加者はMonica Rosell女史(ペルー)を会議の議長に選出した。

2.2. 議事採択

12. UNEP/CBD/GTE-ABS/1.1として配布された文書の議事案をたたき台として以下の議事を採択した。
 1. 開会
 2. 会議運営に係る事項
 3. 原産地・出所・法的由来の国際的な認証の様式、趣旨、機能について考えられるオプション。その実用性、実現可能性、費用及び便益の分析。
- 3.1 原産地・出所・法的由来の国際的な認証の理論的根拠、目的及び必要性の検討。

- 3.2. 國際的に認められた当該認証の各種オプションの特徴と特色の明確化。
- 3.3 原産地・出所・法的由来の認証に関する各オプションの違い及び生物多様性条約第 15 条及び第 8 条(j)項の目的達成に対する各オプションの意味の分析。
- 3.4 生物多様性条約及びその他の国際協定との相互支援性及び適合性を含め、各オプションの実用性、実現可能性、費用及び便益等、実施上の問題の特定。
4. その他
5. 報告書の採択
6. 閉会

2.3. 作業方法

13. 開会式で当グループは、最初は全員で討議し、必要があれば 2 日目と 3 日目に作業部会に分かれて作業することを決定した。

議事 3. 原産地・出所・法的由来の国際的な認証の様式、趣旨、機能について考えられるオプション。

その実用性、実現可能性、費用及び便益の分析

14. 1 月 22 日の第 1 回作業では、締約国と利害関係者の提出した提案書と文献をもとに、事務局の代表が原産地・出所・法的由来の国際的な認証に関する検討事項について概説した。続いて国連大学高等研究所の代表が「アクセスと利益配分(ABS)及び伝統的知識(TK)の管理に果たす文書の役割に関する ABS 対話」の結果を発表した。この対話は、技術専門家グループ会議前日の 2007 年 1 月 21 日に、同じくリマで行われたものである。

15. 当グループは、1 月 22 日と 23 日に開かれた 1 回から 4 回目の会議で、議事 3 の 4 つの項目に含まれる次の問題について全員で協議した。

- (a) 原産地・出所・法的由来の国際的な認証の理論的根拠、目的及び必要性の検討。
- (b) 國際的に認められた当該認証の各種オプションの特徴と特色の明確化。
- (c) 原産地・出所・法的由来の認証に関する各オプションの違い及び生物多様性条約の第 15 条及び第 8 条(j)項の目的達成に対する各オプションの意味の分析。
- (d) 生物多様性条約及びその他の国際協定との相互支援性及び適合性を含め、各オプションの実用性、実現可能性、費用及び便益等、実施上の問題の特定。

16. 協議に当たり、当グループは、「『原産地・出所・法的由来の国際的な認証の考察 (UNEP/CBD/GTE-ABS/1/2)』及び『締約国、各国政府、原住民社会、地域社会、国際機関及び利害関係者から提出された原産地・出所・法的由来の国際的な認証に関する提出書類集(UNEP/CBD/GTE-ABS /1/3; UNEP/CBD/GTE-ABS/1/3/Add.1; UNEP/CBD/GTE-ABS/1/3/Add.2 and3)』」と題する文書を事前に事務局長から受け取った。

17. 1 月 24 日の 5 回目の会議で当グループは、国際的に認められた認証に関する個別事項、すなわち、対象範囲、認証に含める情報、様式、手続、制度上の措置、効果について考慮しつつ、原産地・出所・法的由来について考えられるモデルを作成するため、3 つの作業部会に分かれることを決定した。1 月 24 日の 6 回目の会議は再び全体会とし、当グループとしての報告書を作成するため、3 つの作業部会の成果を検討した。この日までの協議に基づいて事務局が草案を作成し、その草案に基づいて、1 月 25 日の 7 回目の会議も引き続き全員での協議とした。1 月 25 日の 8 回目の会議で、当グループはその報告書を採択した。この協議の成果を本報告書の附属書に收める。

議事 4. その他

18. 参加者はペルー政府に対して今回の会議主催への謝意を表明するとともに、スペイン政府に対して必要な財政支援提供への謝意を表明した。

議事 5. 報告書の採択

19. 本報告書は 2007 年 1 月 25 日の第 6 回のセッションで採択された。

議事 6. 閉会

20. 慣例となっている挨拶交換の後、作業部会は 2007 年 1 月 25 日(木)午後 6 時に閉会した。

最終報告附属書

2007 年 1 月 25 日

技術専門家グループは、締約国会議の決定 VIII/4C 第 1 節に含まれる各要素に対して情報と指針を提供すべく、検討を行った。以下は、オプションが望ましいものであること又は特定のオプションへの同意に実体的効果を与えないという前提で、検討した結果である。

原産地・出所・法的由来の国際的な認証の理論的根拠、目的及び必要性

検討したいずれのオプションも、生物多様性条約の目的達成に寄与するものでなければならない。当グループは、どの国もみな、遺伝資源の提供国であると同時に利用者でもあることを認識している。

遺伝資源が一たびその提供国を離れてしまうと、国内的な法制度だけでは利益配分を保証するのに不十分である。その点、国内よりも広い ABS 制度の一部である認証は、この制約を減じる重要な手段になると考えられる。

認証は締約国のいくつもの懸念を解消するのに役立つため、他の目的にもかなうものと考えられる。当グループは、このような目的として以下を特定した。

- 法的確実性
- 透明性
- 予測可能性
- 利益配分の促進
- 取引コストと遅延を最小限に抑えた合法的アクセスの促進
- 技術移転
- 不正流用の防止
- 煩雑な手続の最小化
- 各国の法律及び相互に合意する条件(MAT)に対する遵守の支援
- アクセスと利益配分(ABS)の措置のモニタリングと施行に関する協力の実現及び促進
- 各国の ABS の枠組みの策定促進
- 伝統的知識の保護

このほか、モデルに応じて、認証を導入するメリットには、生物多様性条約の規定に対する一層の遵守の確保、遺伝資源及び関連する伝統的知識の利用から生じる金銭的及び非金銭的利益の公正かつ衡平な配分の支援、異なる管轄区域間での協力の促進などがあると考えられた。さらにまた、遺伝資源へのアクセスプロセスを簡素化することからもメリットが生じるものとみられた。

以上の目的を達成するか否かは、モデルの性質に左右されることになる。

原産地・出所・法的由来の認証に関する各オプションの違いと生物多様性条約第 15 条及び第 8 条(j)項に対する意味

十分な協議の後、当グループはさらに、原産地・出所・法的由来の認証に関するオプションの定義、類似性、差違について検討した。当グループは、認証の基本的役割が各国の ABS 制度に対する遵守の証拠を提供することにあるとの認識であった。したがってこの認証は、生物多様性条約に基づく国内法に対する遵守証明書と呼ぶのが現実的であることが判明した。

この遵守証明書は、国の適切な枠組みがあるならば、生物多様性条約第 15 条及び第 8 条(j)項の効果的な実施を

支えるものとなる。

国際的に認知された当該認証の各種オプションの特徴と特色

当グループは、この認証の特徴と特色のほか、遺伝資源の利用者と提供者の義務に関してどのようなオプションがあるかを明らかにした。

当グループは、締約国が自国の天然資源に対して主権的権利を有するゆえに、アクセスを規制することができ、遺伝資源及び関連する伝統的知識の規制範囲を決定することができると考えており、この権利により締約国には柔軟性が確保されるとともに各国のアクセス法を統一する必要性がなくなり、それにより実施コストが大幅に削減される。同じくこの主権的権利を有するゆえに締約国は、望むならば、国内制度のなかに派生物を含めることも可能になる。利用者側の措置及びチェックポイントについては、何らかの統一が必要になるのではないかと考えられた。

利益の公正かつ衡平な配分を容易かつ確実なものにするには、遺伝資源及び関連する伝統的知識へのアクセスと利用に関して一段と透明性を確保し、利用国、提供国の双方においてアクセスと利益配分の要件を確実に遵守することが必要である。当グループは、国際的に認識できる標準的特徴を備えた国レベルの認証を導入するとともに、事前の情報に基づく同意と相互に合意する条件をはじめ、国内法に従って遺伝資源及び関連する伝統的知識の利用をモニターするチェックポイントを利用国で設けることが、上記目標を達成する一つの方法と考えられることに合意した。これには提供国、利用国双方の実施努力が必要となる。

利益の配分と保全及び持続可能な利用とが概念的につながっていることを考えると、生物多様性を保全する国が確実にこの制度の受益者になるようにすることが重要である。

当グループはその委任事項に従い、こうした制度の実用性、実現可能性、費用及び便益を評価し、認証の実施について各種オプションを検討した。それは次のようなオプションである。

－全提供国で認証の発行を義務付ける

－認証の発行は提供国の任意とする

－全利用国に対し、認証を提示するチェックポイントの設置を義務付ける

－チェックポイントの設置は利用国の任意とする

以上のオプションを組み合わせると、両方を任意とするモデルから両方を義務付けるモデル、任意と義務付けを混ぜたモデルなどが作成できる。

性格について

提示されたいずれのオプションでも、国内 ABS 法に対する遵守証明は、国内法に基づいて任命された権限ある国内当局により発行され、必要に応じて利用国のチェックポイントで検閲される公的書類であると考えられた。

対象範囲について

a) 検討したいずれのモデルについても、原則として、国内法に従ってあらゆる種類の遺伝資源をこの制度の対象に含めることができると考えられた。全提供国での認証発行を義務付ける制度にあっては、その対象範囲は生物多様性条約の対象範囲と同一にすべきである。但し、認証の発行と提示要求を任意とする自主制度にあっては、その対象範囲を生物多様性条約の範囲よりも広くとることが可能である。

提供国は一般的な適用除外、又は健康等の公共の利益の問題に限り、特定目的のための特別な適用除外¹を定めることができると考えられた。

食料及び農業用植物遺伝資源(PGRFA)について当グループは、それが FAO の食料農業用植物遺伝資源条約 (ITPGRFA) の範囲に入るるものであり、同条約との重複は避けるべきであるとの認識である。

遺伝資源に関する伝統的知識について当グループは、その無形の性質から実務上むずかしい問題が生じる場合

¹ 締約国会議決定 II/11 の第 2 節に従い、ヒトの遺伝資源は生物多様性条約の対象範囲外である。

もあり、その実施には独特の問題があると考えている。原産国は国内法に従い、伝統的知識を認証に含めることを検討すべきである。認証の対象を伝統的知識にまで広げるか否かを決定するには、詳しい調査が必要になるものとみられる。

科学的研究に用いる遺伝資源に認証を適用するか否かを決定するには、科学的研究を妨げずにそのインセンティブになるように、どのような影響が生じる可能性があるかを詳しく評価すべきであると考えられる。研究目的で使用する遺伝資源は対象外とすること、商業活動と非商業活動とをはつきりと区別すること、簡略な認証発行手続を設けることなど、様々な方法を検討することができると思われる。

b) 提示されたいずれのモデルについても、認証は、利用国に設置される専用のチェックポイントで要求されるとおり、国内 ABS 法に対する遵守の証拠になるという点では同意がみられた。このチェックポイントは、考え得る一連の用途に関わる遵守をモニターすることを目的として、設置することができる。認証では、国内法に従い、アクセスを得た資源の用途を確定することができる。

各国の認証を国際的に容易に認識できるようにするために、体系的な固有の識別子で特定される認証には、次の情報最低限含めることが考えられる²。

- 国の発行当局
- 提供者詳細
- 英数字による体系的な固有識別子
- 関連する伝統的知識の権利所有者詳細(必要に応じて記載)
- 利用者詳細
- 認証対象(遺伝資源、伝統的知識の両方又はいずれか一方)
- アクセス活動の地理的位置
- 相互に合意する条件へのリンク
- 許可する用途、利用の制限
- 第三者に移転する場合の条件
- 発行日

認証の様式には、国際的に認められた標準様式を用いるのが最適であると考えられる。できれば認証には、必要に応じて、事前の情報に基づく同意(PIC)と相互に合意する条件(MAT)に関する非機密情報を提供する国家データベースへのリンクを記載するべきである。

認証及び PIC と MAT に関する情報の内容を立案する場合、盛り込む情報はチェックポイントの関連要求事項を考慮して判断すべきである。

望ましいのは、固有識別子を用いて自由に閲覧できるリード・オンリー・アクセス型システムが、追加情報を収載する国家データベースに接続していく利用できることである。しかしながら、国によってこのシステムの実施能力には差があることが指摘された。どのようなシステムであれ、紙媒体と電子媒体を混ぜて使える柔軟なシステムにする必要があると思われる。

固有識別子を採用すれば、以後は素材を当該認証にさかのぼって特定することが可能になる。第三者に移転する場合には、その認証との関係及び対象となる資源に適用される相互に合意する条件を維持しなければならない。

遺伝資源の識別を一段階細かくする場合にはある程度標準化することが望ましいが、当初の実行は不可能かもしれない。そのほか、セキュリティー確保に必要な措置を検討すべきであり、こうしたシステムやセキュリティー措置を設けるコストも検討すべきである。

² 例を含む。

認証発行を義務付けない国は、どの国でも標準的な方法を採用することから提供国、利用国双方にもたらされる利益を勘案した上で、任意ベースでの発行を検討したいと考えるものとみられる。

手続について

a) 提供国内での手続

認証発行を担当する国内当局 1 つを指定し、それを国際的な共有データベースに収載すべきである。また各国には、アクセスに関する現行国内制度及び許可、契約書、証明書の発行に関する現行国内制度を拡充するのではなく、現行制度を合理化するように奨励すべきである。

認証発行は利用者の申請で開始される。各国には、当該申請後できるだけ早く認証を発行するように奨励し、認証利用へのインセンティブを高めるため、簡素な手続を設けるように奨励する。認証の申請はできるだけ早い時期に行うべきではあるが、利用者にはいつの時点であっても、つまりチェックポイントで要求された時点であっても、認証を申請できるようにするべきである。そのほか発行は、アクセスの許可又は相互に合意する条件に関する協定によって自動的に開始される行為とすることも考えられる。

b) 利用国内での手続

利用国の権限ある国内当局は、1 以上の国内当局又は主体をチェックポイントに指定し、国際的な共有データベースに収載すべきである。この権限ある国内当局は、利用国が提供国でもある場合にはその国内当局と同一であることが望ましい。

チェックポイントとして以下を特定した。

- 商業的な申請に対する登録拠点(製品承認プロセス等)
- 知的財産権局(特に特許当局や植物品種登録当局)

非商業的な利用の場合は、このほか次のようなチェックポイントを開拓することが考えられた。

- 研究資金出資機関
- 出版社
- 生息域外コレクション

さらに、国内当局をフォーカルポイントに指定することも検討できるものとみられた。チェックポイントでの報告要件に対する意見は千差万別だった。たとえば 1)中央のクリアリング・ハウス・メカニズムや国内当局への報告は必要ないが、出版物、特許出願書、製品登録申請書には、認証の識別子を明記するよう義務付ける、2)クリアリング・ハウス・メカニズムに報告する等の意見があった。

c) 国際的なレベルでの手続

認証の電子コピー又は認証の固有な識別子を収載する国際的な登録簿があれば、クリアリング・ハウス・メカニズムとして役立つと思われる。各国には、認証を発行したときにこの国際登録簿に通知するよう義務付けることが考えられる。チェックポイントには、認証の提示を受けたときにこの登録簿に通知するよう義務付けることが考えられる。通知手順は簡略なものに合意すればよい。クリアリング・ハウス・メカニズムに保存する情報量についての意見は様々であった。固有識別子のみを収載して発行国のデータベースへのリンクを設けるという意見もあれば、認証に記された情報を全部収載するという意見もあった。

実施のロジスティック面を検討するため、委員会を設置することが考えられた。

認証の発行とモニタリングに関して提供国、利用国双方のプロセスの整合性を図れば、制度全体の効率と法的確実性が高まると考えられる。

違反の効果

法的な効果は、認証提示を求める手続の性質に左右されることになる。認証を要求されているのに提示しない場

合、その法的効果には、認証を適正に提示するまで手続を停止するものからその取消しに至るまで幅がある。不実表示又は偽造の場合の法的効果は、罰金を含む行政処分、刑事制裁、発行国側の訴訟にまで及ぶことが考えられる。任意の制度であれば、法的効果は生じない。

実用性、実現可能性、費用及び便益等の実施上の問題

ある程度の実施コストはかかるものとみられ、特に(国内当局がまだ設置されていない場合には)国内当局の設置、能力構築、提案されている国際登録簿の維持には実施コストがかかるものとみられる。それ以外のコストとしては、機会コスト、直接費用、取引コスト等が考えられる。たとえば利用国、提供国双方で認証の実体審査を必要とするようなモデルや、過剰なまでの追跡、報告、モニタリングを勘案するモデル、必要以上に煩雑な手続を取らせるようなモデル、必要以上に手続を遅らせるようなモデル、研究や製品開発の意欲を削ぐようなモデルの場合、実施コストや機会コストが上昇すると考えられる。

そのほかの実施上の問題やコストは、認証制度の対象となる遺伝資源と対象に入らない遺伝資源との共存、利用国でのチェックポイントの設置、認証を様々な管轄区域にわたって施行する可能性に関連して生じる。

以上のような実施上の問題を検討する場合、国際的な認証は、大幅に取引コストを削減でき、かつ大きな柔軟性(と法的確実性)を確保できる場合に限り、上に挙げた追加コストに見合うものと考えるべきであり、長期的に考えると特に、追加コストに見合うものと考えられる。

そのほか、国際的な認証の場合には、整合性の図られていない国レベルの制度が増大することから生じるコストを回避することができる。

当グループはさらに、実用性、実現可能性、費用及び便益に関し、オプションの予備的な評価を実施した。

評価の重要な要素は、それぞれのオプションが認証制度に対してどの程度まで、取引コストを削減し、当事者間の信頼を築き、生物多様性条約の利益配分規定の効果的な実現を推進する基盤になるかという点になる。

認証制度に使えるオプションを評価しながら、当グループは、提供国での認証発行義務と利用国での認証提示要求義務の水準が高くなるほど、法的確実性が高まることを認識した。逆に、制度の任意性が増すほど、法的確実性が低下すると考えられた。

実現可能性を分析するには、認証を資源の管理・利用制度の一部分として位置付けるのに必要な政治的な意思、制度的な能力、文化の変革を検討しなければならない。

生物多様性条約におけるアクセスと利益配分の目的を達成するための認証制度の便益は、利用者側、提供者側双方の参加が増えるにしたがって増大するものとみられる。

当グループは、政府、企業、研究機関、国際機関、先住民社会、地域社会がこうした問題を深く調べることが有用であると考えている。

能力開発

当グループは、認証制度の効果的な実施を確保する上で能力開発が重要な役割を担うことを認識した。能力開発のコストは国内当局と国際社会とで分担する必要があると考えられる。制度面のコストは国内当局が大部分を負担することになるが、技術専門家の育成と技術的な能力の開発には、国際的な支援が必要になると考えられる。

[25] ABS-WG5*

2007年10月8~12日、モントリオール・カナダ

2007年10月8日~12日にカナダのモントリオール（ICAO本部ビル）において、生物多様性条約（CBD）遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する第5回Ad hoc作業部会（ABS-WG5）が開催され、91カ国（締約国、EC、米国を含む）、105団体から計425名が参加した。日本は、環境省、経済産業省、特許庁、（独）製品評価技術基盤機構（NITE）、（株）日本総合研究所（JRI）、（財）バイオインダストリー協会（JBA）からの9名¹が参加した。

今会合は、2008年ドイツで開催されるCBD第9回締約国会議（COP9）までに開催される2つの中間会合（ABS-WG5とABS-WG6）を一連の会合ととらえ（議長はCOP8で共同議長としてカナダのHodges氏とコロンビアのCasas氏が決定されていた）、その第1セッションという位置付けであった。また今会合はこれまでの作業部会会合とは異なり、小作業部会に分けずに、最終日まで全体会合（Plenary）という形を通した。

本会合の目的は、(1) 遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際的制度（IR）の実質的なelementsである①利益の公正・衡平な配分、②遺伝資源へのアクセス、③遵守（a.事前の同意（PIC）や相互に合意する条件（MAT）の遵守を支援するための措置、b.原産地・出所・法的由来に関する国際的に認知された証明書（国際認証）、c.モニタリング、執行、紛争解決）、④伝統的知識（TK）と遺伝資源、⑤能力構築、と(2) ABSに関する指標の必要性と考え得るオプション、について検討することであった。

開会、アジェンダ採択後、各国、国際機関、NGOs等から声明・一般コメントが出され、アジェンダにしたがって各議事が進行した。以下に議論の結果を報告する。

1. 結果の概要

今会合においては、議論の進行及び会合成果の扱いをめぐって2つの大きなディベート（下記①、②）があった。一つは会合第1日目のCOP8のAnnex（グラナダ・テキスト）の位置付けに関する議論、もう一つは会合第4日目午後に共同議長から提出された2つのペーパーの扱いに関する議論である。

① メガ多様性同士国家（LMMC）²を中心とする途上国側は、グラナダ・テキストの文言の具体的修正案を提出し、この議論を進めることを提案した。これに対し、オーストラリアは、グラナダ・テキストはCOP8で出されたすべての意見を単に併記しただけのものであり成果物としては認められず、テキストの項目ごとの議論は受け入れ難い旨発言した。さらに、オーストラリアは、共同議長に対して、今回どのような作業手順で議論を進めるのかを質問したところ、共同議長は、グラナダ・テキストの修文提案でもその他具体的提案でもいずれも意見として有用である旨答え、会合出席者に対して、意見の一貫・共有できる点を提案し対話することを促した。

② 会合での議論を踏まえ、共同議長から2つのペーパー（a）Reflections on progress made by the Working Group on ABS at its Fifth Meeting *Areas of convergence, options, possible tools and concepts for clarification*、（b）Compendium of Proposals made at WGABS-5が提出された。そして、この文書の位置付け及び会合全体としての成果をめぐり議論が紛糾した。

*「1-2. 生物多様性条約第5回Ad hocアクセスと利益配分作業部会」平成19年度環境対応技術開発等（生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業）委託事業報告書 pp5-25、（財）バイオインダストリー協会、平成20年3月

1 環境省自然環境計画課生物多様性地域戦略企画室（鈴木専門官）、経済産業省生物化学産業課事業環境整備室（西嶋室長）、特許庁国際課（塙見課長補佐）、（独）製品評価技術基盤機構（安藤部門長、須藤主査）、（株）日本総合研究所（渡邊幹彦主任研究員）、（財）バイオインダストリー協会（炭田精造、蘿崎義康、渡辺順子）。

2 Like-Minded Megadiverse Countriesは、ボリビア、ブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、コンゴ、エクアドル、インド、インドネシア、ケニア、マダガスカル、マレーシア、メキシコ、ペルー、フィリピン、南アフリカ、ベネズエラ、の17カ国から成る。

(a) は、今会合である程度議論の収束が図れた事項、及び収束が図れていない各国の意見（しかし、各国の意見すべてが網羅されているわけではない）を列挙したものである。修正の必要があるものの、我が国としては受容可能な範囲の文書となっている。(b) は、会合では何ら議論もされず、LMMC をはじめとする途上国側の意見を中心に取りまとめたものとなっている。しかも発言者（国、団体）名は記載されておらず、あたかも本会合で議論された体裁になっている。さらに、この文書もまたすべての発言を載せたものではない。

途上国側と EU は議長ペーパーに賛同を表明したが、日本、オーストラリア、ニュージーランド、カナダはこれに反対した。

そして、今会合の成果の取扱いをめぐり議論が紛糾した結果、これら文書は共同議長の責任と権限において作成されたものであり、今会合の報告文書の付属書とはせずに、後日 information paper として配布され³、次回会合（ABS-WG6）の参考文書⁴とすることになった。(a) の文書名は Co-chairs' を付けて「Co-chairs' Reflections on progress made by the Working Group on ABS at its Fifth Meeting」とし、その副題には Potential を付けて「Potential areas of convergence, options, possible tools and concepts for clarification」とした。また、(b) の文書名は「Compendium of Proposals made at WGABS-5」から Compendium を削除し、「Notes from the co-chairs on proposals made at WGABS-5」となった。

また、締約国等は、今会合及び ABS-WG6 に関連した意見等を 11 月 30 日までに CBD 事務局へ提出することが要請された。そして、事務局はこれをまとめ、ABS-WG6 までの早い時期に回付することとなった。さらに、共同議長は ABS-WG6 までの間に、各国・地域との非公式な協議を継続することが追加された。

【議論の概要】

- 途上国側は、IR は法的拘束力を持つものであるとし、利益配分の対象には、派生物 (derivatives)、製品 (products)、TK を含めることを主張した。また、国際認証も法的拘束力を持つものであるとした。今会合でも途上国はこれまでの ABS 会合と同様の主張を繰り返し、先進国側と実質的な内容について交渉する姿勢は見られなかった。
- LMMC を代表とする途上国側には、グラナダ・テキストの修正を提案し、その結果を今会合の公式成果物として COP9 へ送ろうとする強い動きが見られた。しかし、グラナダ・テキストの修文については議論されなかった。
- 途上国側は、遺伝資源を利用した特許の出願時にその出所の開示を要件とすることも繰り返し主張した。日本は、本件については世界知的所有権機関（WIPO）の「遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会（IGC）」や WTO/TRIPS の下で検討中であり、本会合で論議するべき問題ではないと主張し、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、産業界がこれに賛同した。
- 我が国は IR を検討するに当たり、実現可能性、実用性、透明性、経済性が重要である旨を主張し、先進国、産業界から賛同を得た。また、認証における費用対効果の重要性については、オーストラリア、アルゼンチン、産業界等からも賛同が得られた。

³ これら 2 つの文書は、2007 年 11 月 12 日付け「NOTIFICATION Follow-up to the fifth meeting of the Ad Hoc Open-ended Working Group on Access and Benefit-sharing, Montreal, Canada, 8 to 12 October 2007」として CBD ウェブサイトに掲載された (<http://www.cbd.int/doc/notifications/2007/ntf-2007-143-abs-en.pdf>) (2007 年 11 月 21 日アクセス)。(a) は会合時に配布された文書と同じものである。(b) は当初発言内容のみが羅列してあった文書であったが、オーストラリア代表の求めに応じて、発言国・団体名が明記されたものとなった。また、抜け落ちていた発言も加えられた。

⁴ <http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-06/information/abswg-06-inf-01-en.pdf> 及び <http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-06/information/abswg-06-inf-02-en.pdf> (2008 年 2 月 8 日アクセス)

- EU やオーストラリア等の先進国より IR の具体的な内容として、下記の新たな提案が出された。
 - ①Minimum requirement for national access laws、②Minimum international obligation to prohibit the use of misappropriation、③Standardized choices for benefit sharing、④Standard sectoral MTAs
 これらについての具体的な説明はなかったが、ABS に関して最小限満たすべき遵守事項のみを国際法等によるスタンダードとして導入しようとする考え方で、国内法を規定する国際法が想定される。
- 一方、マレーシア（LMMC 代表）やナミビア（アフリカ代表）等の途上国側からは、①Minimum conditions/standards for benefit sharing、②Minimum requirement for capacity-building and technology transfer、等の必要性が述べられた。

【我が国の成果】

- 我が国は、今会合において 2 つの文書「IMPLEMENTATION OF THE CBD AND THE BONN GUIDELINES IN JAPAN」（UNEP/CBD/WG-ABS/5/INF/2/Add.2）（資料 1）、と「Discussion Paper submitted by Japan on an internationally recognized certificate of origin/source/legal provenance」（UNEP/CBD/WG-ABS/5/INF/4/Add.1）（資料 2）を CBD 事務局に提出した。
- JBA と JRI は、下記の 3 つの文書を会議場外で配布し好評を得た。特に③の discussion paper は、会議出席者の関心が極めて高く、いくつかの国から執筆者へ接触があった。
 - ① UNU-IAS/JBA: Collaborative Work on ABS Cases Studies in Progress (UNU and JBA, 2007)
 - ② Guidelines on Access to Genetic Resources For Users in Japan (METI and JBA, 2006)
 - ③ Issues to be addressed in Discussions on a Certificate – Verifying Effectiveness, Discussion Paper (Mikihiko WATANABE, Yuki NANJO and Riichiro OKAWA, 2007)

2. 各議論

議題 3. 遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際的制度

議題 3-1 利益の公正・衡平な配分（10月 8～9日）

各国・団体からの発言

国	発言内容	他からの発言
先進国		
ポルトガル (EU 代表)	<ul style="list-style-type: none"> 法的なあいまいさや取引費用を少なくするための 1 つの方法として、分野ごとの MTA が IR の要素となり得ると提案。 情報通信ツールを活用し、提供者・利用者双方に有用な「ABS のための技術ツール」を構築することを提案。 ギャップ解析の結果から、MTA の標準化が必要であり、それに基づいた標準選択肢を開発すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> スイスは EU 発言を支持。 ノルウェーは「標準化 MTA」を支持。
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> 自国におけるアクセス法の導入経験に言及し、「国内法」と「契約」で十分に対応できると主張した。特に、契約の柔軟性を強調し、EU の「標準化 MTA の選択肢」やアフリカの「最小条件(minimum conditions)」に対して、「モデル契約・条項」を提案した。 利益配分は事例ごとに異なる。 IR は既存の法制度を損ねてはならない。国家の主権を侵害したり、動かないようなものしたりする強制は危険である。国内への履行を助けるものでなければならない。 	<u>モデル契約・条項について</u> <ul style="list-style-type: none"> マレーシアは反対。 日本、韓国は支持。 ニュージーランド、日本、韓国は、IR におけるフレキシビリティーの重要性を支持。
ニュージーランド	IR は、フレキシブルであるべきだ。	
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> 国家レベルの履行にはフレキシブルなアプローチが必要である。 バランスのとれた MAT を達成するためには、提供者・受 	

	領者の両者にとって、契約のネゴには能力構築が重要である。	
スイス	<ul style="list-style-type: none"> 利益配分は契約や合意によるべきことが CBD に記載されていることから、国内法に基づき、ケースごと、セクターごとに相互に合意する条件を決めることが重要である。 	
ノルウェー	<ul style="list-style-type: none"> 提供国の国内法では不十分である。 ポン・ガイドラインは法的確実性に欠け、遺伝資源の不正使用(misappropriation)を阻止することができない。 利益配分は PIC・MAT で国内法を遵守すべきだ。 出所開示は議論すべきことである。 	
日本	<ul style="list-style-type: none"> 190 カ国が CBD を批准しているが、その内わずか 26 カ国しか国内法を整備していない。また、責任ある当局の登録も限られている現状(ギャップ解析)を例示し、各国法整備の重要性を強調した。 	
韓国	<ul style="list-style-type: none"> IR には柔軟性をもたせることが重要である。 	
途上国		
マレーシア (LMMC 代表)	<ul style="list-style-type: none"> グラナダ・テキストの文言の具体的修正案を提示し、一部条項は遵守に移動すべきとした。 「派生物」は莫大な利益(huge benefit)のもとであり、すべての利益を得るために派生物は重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> グラナダ・テキストの交渉についての反論: <u>オーストラリア</u>: グラナダ・テキストはすべての意見を併記したものであり、条項ごとの議論は受け入れられない。 <u>スイス</u>: 時期尚早であり、更に議論が必要である。 アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、中国、エクアドル、ナミビア、ペルーはマレーシア発言を完全に支持。
アルゼンチン	<ul style="list-style-type: none"> アンデス条約には「派生物」が定義されており、IR に残すべきである。 ただし、「派生物、製品」は十分に定義されていない、他の国際貿易法との整合性に注意する必要がある。 country of origin を geographical origin とすべきである。 	
ナミビア (アフリカ代表)	<ul style="list-style-type: none"> 利益配分こそ IR の中心であり、金銭的・非金銭的利益も含め利益配分に関する最小条件(minimum conditions)を設定すべきである。 派生物及び製品もカバーされるべきである。 特許出願における原産国等の開示は必須であり(これは minimum standard である)、対象として TK も含むべきだ。 国境に生息する(trans-boundary) 遺伝資源には多国間利益配分メカニズムが必要である。 	コロンビア、チリも派生物及び TK の重要性を支持した。
コロンビア	<ul style="list-style-type: none"> 利益配分としての技術移転が重要である。 派生物は生物資源の代謝物に起因するものである。 	派生物: ペルー支持
ペルー	<ul style="list-style-type: none"> 科学研究利用にも利益配分は必要である。 派生物は IR に含まれるべきだ。 	
キューバ	<ul style="list-style-type: none"> 利益配分を保証するメカニズムが必要である。 	
メキシコ	<ul style="list-style-type: none"> PIC のための国内メカニズムの遵守が大事である。 利益配分促進のために国レベルでのメカニズムとして、優遇税制も考えられる。 	
タイ	<ul style="list-style-type: none"> 学術研究を奨励・促進するために、科学研究を目的とした場合のガイドライン作成を提案。 一律の基準ではうまくいかないので、IR の中で最小基準 	

	<p>(minimum standards)をセットすべきだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 科学研究も利益配分に結び付く場合がある。 • 利益配分を生物多様性の保全に結びつけよ。 	
ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> • 各国法制定だけでは国際的な担保とならず、法的拘束力のあるIRが不可欠である。 • ボン・ガイドラインは法的確実性に欠け、遺伝資源の不正使用を止めることはできない。 • 公正・衡平な利益配分は国内法を遵守し、PIC、MATに基づくものでなければならない。 • 遺伝資源の出所等の開示は必ず議論しなければならない問題である。 • グラナダ・テキストはこれまでの議論の結果を表しており、これに対して具体的提案を行い、交渉を進展させるべきである。 	
コスタリカ	<ul style="list-style-type: none"> • IRは法的拘束力のあるものにしなければならない。 	
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> • 利益配分は義務であり、国内法では十分な利益配分の確保が難しいので、国際的なスタンダードが必要だ。 	
エクアドル	<ul style="list-style-type: none"> • PICの最小要件(minimum requirement)が必要。 	
中国	<ul style="list-style-type: none"> • グラナダ・テキストをベースに、更に議論すべきである。 	グレナダ、ウガンダが支持。
団体		
ABIA (American BioIndustry Alliance)	<ul style="list-style-type: none"> • BIO(Biotechnology Industry Organization)の一員として、「ビジネスの実態を見て欲しい」と産業界の立場から発言した。 • 現実ベースの利益配分でなければならない。 • IRは、目に見える利益を生み、遺伝資源へのアクセスを奨励するためのプラスとなるインセンティブを与えるような措置でなければならない。 • 遺伝資源の出所や起源の開示というような条件を特許申請に課すべきではない。 	

議題 3-2 遺伝資源へのアクセス（10月9日）

各国・団体からの発言

国	発言内容	他からの発言
先進国		
ポルトガル (EU代表)	<ul style="list-style-type: none"> • アクセスを促進するためには、法的あいまいさやアクセスに関連した義務条項を少なくし、能力構築することが必要であり、国際的に最小要件(minimum requirement)を決めることが重要である。こうした要件は PIC・MAT の遵守とも関連する。 • すべての利用者を平等に扱い、差別してはならない(内外無差別)。 	
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> • 各国ごとに環境・状況が異なることから、異なるアプローチが必要である。CBD 第 15 条は共通したアプローチを強要していない。自国でも連邦政府と州政府で法制度が異なる(例えば、所有権について、北部準州では州が、クイーンズランド州では土地所有者が個人なら個人、州なら州が所有権者である)ことを示した。 • 商業利用と非商業利用でアクセスも異なる。 • アクセス手続の最小基準(minimum standards)があると良い。 • ABS システムは法的確実性を与え、管理はシンプルに、cost effective でなければならない。 	
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> • 自国の取組を例示し、能力構築や理解がアクセス促進に有効であるとした。 	

	<ul style="list-style-type: none"> マレーシアが例示したトリ・インフルエンザの問題は、セクターコミニケーションの解析が必要な例である。トリ・インフルエンザ・ウイルス検体の問題については、公衆衛生とアクセスの関係で 11 月に WHO の政府間会合で議論される。 	
イスラエル	<ul style="list-style-type: none"> ボン・ガイドラインにも書かれているように、アクセスは促進されるべきで、柔軟に対応する必要があり、最小基準 (minimum standards) が望まれる。 科学研究を目的としたアクセスには迅速な決定システムを作成し、MAT で規定される商業利用を目的としたアクセスとは区別されるべきである。 	
途上国		
マレーシア (LMMC 代表)	<ul style="list-style-type: none"> IR では利益配分の方が重要である。 締約国は自国の遺伝資源、派生物に主権的権利を有する。 アクセスがあつて利益配分のない例として、トリ・インフルエンザ・ウイルス検体を挙げ、IR が必要であることを強調した。 	ウガンダ、コスタリカ、セントルシア、タンザニア、ブラジル、ペルー、南アフリカが、マレーシア発言を支持。
アルゼンチン	<ul style="list-style-type: none"> CBD には「アクセス」と「利益配分」が併記されているものの、現状ではアクセスは大きな問題ではなく、利益配分の方が重要問題である。 そのためには、「派生物」や「製品」の定義・範囲を明確化すべきであり、「派生物」にはすべての製品が含まれる。 	
ナミビア (アフリカ代表)	<ul style="list-style-type: none"> アクセスと利益配分は表裏一体であり、当然のことながら「派生物・製品」も包含される。したがって、「派生物・製品」もアクセスの対象であるという措置が必要である。 純粹科学研究と商業利用といったアクセス目的は、単に研究者の意図に基づくだけであり、区別できない。したがって、これを分けることは危険である。 遺伝資源と生物資源の相違、域外コレクションへのアクセス、第三者への譲渡に関する措置も必要だ。 	ウガンダ、タンザニア、ブラジル、南アフリカがナミビア発言を支持。
メキシコ	<ul style="list-style-type: none"> 利用国の措置が必要である。 PIC と国内法遵守はアクセスの前提条件である。 モニタリングメカニズムの確立が必要である。 	
コスタリカ	<ul style="list-style-type: none"> IR は自国に国内法がない場合、アクセスを管理するガイドとなるべきものである。 	
タイ	<ul style="list-style-type: none"> 遺伝資源へのアクセスにはモニタリングが必要である。 IR に、モニター結果を各国報告に記載することを提案した。 	
団体		
国際製薬団体連合会	<ul style="list-style-type: none"> アクセスに対する過剰な規制は、利害関係者にもたらすであろう利益を減少させる。 重要なのは、アクセスを促進させることである。アクセスなくして利益はない。 	

議題 3-3. 遵守

(a). PIC や MAT の遵守を支援するための措置 (10 月 9 日)

各国・団体からの発言

国	発言内容	他からの発言
先進国		
ポルトガル (EU 代表)	<ul style="list-style-type: none"> PIC には既存の規則と透明性確保で対応可能であるとするものの、COP8 後の議論から法的拘束力のある IR を除外せず、国際的に協力する姿勢である。 MAT は契約と国際私法で、また MTA はモデル条項で対応することができる。 WIPO への開示義務化の提案は PIC 取得の担保になる。 	

オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> 不正使用を国際的に定義する議論が必要である。 遵守は関心事であるものの、やはり国内法の整備が基本であり、遵守に関しては様々なツールがあり得る。 契約違反やバイオパイラーとして名指しされが企業・研究所にとって最大の罰則であり、行動規範、ガイドライン、契約等が遵守確保の手段となる。 したがって、モデル契約条項を提案したい。 特許出願における開示の問題は、WIPO や WTO/TRIPs で議論すべきである。 	←カナダ、ニュージーランドが支持。
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> 自国でアクセスに関する法整備を検討中である。 契約こそが遵守の強力なツールになるとし、EU のモデル条項、標準 MTA の選択肢にも理解を示した。 また、CBD と WIPO は相互支持的 (mutually supportive) であり、開示に関しては、日本、オーストラリア、ニュージーランドと同様に、WIPO/IGC で議論すべきである。 	←ブラジルは反対。
ノルウェー	<ul style="list-style-type: none"> 利用者側の措置(PIC、MAT)が重要である。 WIPO、TRIPs に原産国等の開示の義務化を提案した。 	
日本	<ul style="list-style-type: none"> 開示の義務化に対して、どの遺伝資源を対象とするか、利益配分をどう定義するか、また開示が PIC・MAT に有効かどうか判らない現状では、開示は出願人にとって負担となり、また、PIC にはビジネス上の機密も含まれることから、かえって遺伝資源の利用を妨げることになろう。 開示に関する議論は WIPO、WTO/TRIPs 等の知的財産の専門家に委ねるべきである。 	←カナダ、ABIA が支持。
米国	<ul style="list-style-type: none"> 遵守に関する措置として、PIC、MAT 等が何を意味するか、利用者の啓蒙が重要である。 政府が出資する研究資金取得の場合は、MAT を確認することができる。 特許出願時の開示に関しては、WIPO や WTO/TRIPs で議論すべきであり、PIC 取得や利益配分という目的にはそぐわず、かえってイノベーションを阻害する。 	
途上国		
マレーシア (LMMC 代表)	<ul style="list-style-type: none"> 各国法制度だけでは遺伝資源が国外に出てからのフォローが不可能なため、原産国、PIC 取得、利益配分に関する遵守条項が IR に必須である。 遵守違反には罰則を科すべきである 不正使用(海賊行為)を防ぐためには、特許出願や商業化段階に進むときが1つのチェックポイントと考える。 	ペルー、パキスタン、ブラジルが支持。
アルゼンチン	<ul style="list-style-type: none"> EU の提案する内外無差別は困難である。 	
ナミビア (アフリカ代表)	<ul style="list-style-type: none"> 国境周辺に存在する生物資源へのアクセスで法令遵守が認められず、国際的な取決めが必要である。 法的拘束力のある IR で PIC、MAT、国内法の遵守を担保すべきだ。 特に原住民・地域社会の TK に関係した PIC の取得では、モニターが必要であることから、不正使用を避けるために、特許出願時の原産国等の開示が必要である。 救済及び罰則も必要だ。 	アルゼンチンが賛同
キューバ	<ul style="list-style-type: none"> PIC、MAT の遵守をモニターするクリアリング・ハウス・メカニズムを提案。 	
ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> CBD 第 16 条 5 項に基づき、本作業部会で知的財産を扱うべきである。 IR には違反に対する罰則と救済が必要である。 	インドが支持。
タイ	<ul style="list-style-type: none"> タイは TRIPs の改正を求めており、遺伝資源の出所開示は PIC を保証するために、法的拘束力を持たせる必要がある 	

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 生物探索の際の MAT、利益配分についての条項を IR に加えるべきだ。 • PIC 遵守には法的拘束力を持たせるべきだ。 	
インド	<ul style="list-style-type: none"> • 自国の法制度に基づき、PIC 取得を担保するためには特許出願の開示義務は不可欠であり、違反の場合は罰則も必要である。 	
ペルー	<ul style="list-style-type: none"> • モニタリングメカニズムが必要だ。 	
団体		
ABIA	<ul style="list-style-type: none"> • 産業界は、ボン・ガイドラインを着実に実行している。したがって、更なる義務的措置は必要ない。 • 遺伝資源の開示問題については日本を支持する。 • 遺伝資源、TK、派生物等に関して正確な定義がないのが現状である。 • バイオパイラーとして糾弾されることは企業に多大なダメージを与えてしまう。 • アクセスと遵守については内外無差別であるべきだ。 	

(b). 原産地・出所・法的由来に関する国際的に認知された証明書（10月9～10日）

各国・団体からの発言

国	発言内容	他からの発言
先進国		
ポルトガル (EU 代表)	<ul style="list-style-type: none"> • 専門家会合の報告を歓迎する。更なる作業が必要である。 • 認証は利用者に法的信用性、法的確実性を与えることになる。 • TK も認証システムの対象にすることも今後の課題である。 	
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> • 契約が法的根拠になり、認証はこれをサポートするものであるが、代替するものではない。 • 遺伝資源と TK では事情が異なる。 • 原産地・出所・法的由来の区別が必要である。 • 認証はすべての遺伝資源の越境移動をカバーできない。 • チェックポイントは既存システムで運用可能であろう。 • オーストラリアの法律では、私有地に対しては PIC・MAT の取得を義務付けてはいない。 • 認証に必要な最小要件(minimum requirements)については、議論(既存の国際制度との整合性の問題等)が必要である。 • 日本の発言のとおり低費用でなければ交渉費用が高騰する。 • 科学研究目的の扱いをどうするかも含め、運営費用について注意深く議論すべきである。 	カナダが支持。
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> • 専門家会合の報告及びオーストラリアの提案が国内法整備に有用である。 • カナダ国内法では契約を基本としており、オーストラリアの提案する遵守の認証が好ましい。 	
スイス	<ul style="list-style-type: none"> • 専門家会合での主たる結論に賛成である。 • 認証の範囲はすべてのアクセスと利益配分をカバーすべきではない。 • 認証の論理(rationale)として、次の 4 項目が必要:① source material の決定、② PIC 取得の確保、③ MAT の履行を促進、④ flexible manner で international standardization を促進。 • スイスは、国内特許法改正案で出所の開示を要件とした。 	
日本	<ul style="list-style-type: none"> • 認証に関する議論を進める上で、認証システム導入に伴う 	アルゼンチン、オーストラリ

	便益の測定、実効性の確認、費用便益分析の実施が不可欠である。	ア、米国、ICC(国際商業会議所)が支持。
米国	<ul style="list-style-type: none"> 認証を導入することの目標は支持できるが、様々な認証システムがあり、それぞれに課題があることから、今後の検討が必要である。 日本の言うように、特にシステム開発費及び維持費を考慮する必要がある。 	
途上国		
マレーシア (LMMC代表)	<ul style="list-style-type: none"> バイオパイラーが、国内法の無視や必要プロセスのバイパスから生じている。しかし、遺伝資源の国外移動に国内法が対応できないので、国際パスポートとしての認証が必要であり、IRの一部とすべきである。 国内法で除外項目がある場合でも、認証で遵守を確保することができる。認証はパスポートのようなものであり、認証システムは法的拘束力を持つべきで、不正使用を防止するための効果的なメカニズムである。 チェックポイント(商業利用は特許出願時、科学研究目的は資金提供時)が必要である。 罰則を伴うべきである。 	アルゼンチン、ブラジル、フィリピン、メキシコ、ブルキナファソ、セネガル、コスタリカ、コロンビアが支持。
アルゼンチン	<ul style="list-style-type: none"> マレーシアの発言を支持。 追跡性を促すために認証は必要である。 費用対効果については日本の発言に合意する。 	
ナミビア (アフリカ代表)	<ul style="list-style-type: none"> 「認証」と「開示」は異なる概念である。誰が認証するか、いつ認証が必要か、罰則をどうするか等を考慮するために、EUの提案を歓迎する。 開示を特許の要件とすべきである。 遺伝資源は国外に出ると追跡できない。したがって、チェックポイントを確立しモニターすべきである。 遵守しないものには罰則が必要だ。 	ウガンダ、セネガルが支持。
ウガンダ	<ul style="list-style-type: none"> 特に遺伝資源の越境移動には認証システムが重要で、認証は義務化すべきである。 専門家会合の報告を歓迎する。 認証のオプションとしては原産国の認証が重要である。 	
ペルー	<ul style="list-style-type: none"> 認証は遺伝資源及びTKのアクセスと利益配分を保証するものであり、IRの一部とすべきである。 守秘義務を課した上で認証システムと各国データベースの統合を提案。 	
コロンビア	<ul style="list-style-type: none"> LMMCでマレーシアの発言を支持するものの、オーストラリア、カナダの提案する遵守の認証に意見の合致を覚える。 	
インド	<ul style="list-style-type: none"> 自国の法制度に基づき、PIC取得を担保するためには特許出願の開示義務は不可欠で、違反の場合は罰則も必要だ。 	
ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> (EU、カナダ、オーストラリアに対して)認証は契約の代替でなく、合意とされることから、IRの中心とすべきである。 法的拘束力、罰則が必要だ。 専門家会合の結果を反映して、利用者・提供者双方が入った各委員会を組織し、クリアリング・ハウス・メカニズムを導入すべきである。 	
タイ	<ul style="list-style-type: none"> チェックポイントを義務化すべきである。 科学研究には資金提供の際に認証を課すこと、あるいは、権限ある当局が、遺伝資源を利用した科学研究のチェックポイントとなる。 	
団体		
ABIA、ICC	<ul style="list-style-type: none"> 認証は実行性の点で問題がある。 認証のペルー会合には産業界からの参加者が一人のみで、議論のバランスが悪い。 	

	<ul style="list-style-type: none"> どんな認証システムであっても特許申請に開示要件を義務付けるべきではない。 	
--	--	--

(c). モニタリング、執行、紛争解決 (10月10日)

各国からの発言

国	発言内容
先進国	
ポルトガル (EU代表)	<ul style="list-style-type: none"> 遺伝資源利用者への義務として、あいまい性を少なくするために、MTA の選択を標準化することを提案した。 既存の契約システムでは不十分である。 更なるオプションとして、不正使用の国際的定義を検討することを提案した。
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> 遵守違反のシナリオとして、契約違反や国内法違反が挙げられ、これらをなくすために、契約の有効性を最大限にするメカニズムが必要である。通常は司法へのアクセスで解決でき、連邦法、クイーンズランド州法では罰則が設けられている。(現行の法律で十分とは思わないでの更に検討が必要である) CBD 第 27 条の紛争処理に関しては取引には紛争の可能性がある。 法的拘束性についてオーストラリアの利用者は拘束される。 不正使用を国際的に定義することについて、現段階では良いか悪いか言えない。窃盗の定義があり、民法・刑法で対応できる部分もあるし、対象とする遺伝資源の定義も必要である。各国それぞれ自国の法律に基づき対応していることから、不正使用も各国法で対応できるのではないか。国際的な定義をした場合には、各国法との整合性に留意すべきである。 司法へのアクセスについては ABS-WG6 への宿題としたい。
ニュージーランド	<ul style="list-style-type: none"> 条約加盟国の義務とすると、非加盟国はどう扱われるべきなのか。 IR と各国の法制度をどう整合させるのか。 1993 年以前の遺伝資源を除外することを明確化すべきである。 国内制度を整備した国々の経験を活用すべきである。
途上国	
マレーシア (LMMC 代表)	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングについては、MAT に基づくアクセスと商業化の段階でのタイムラグがあり、重要ではあるが容易ではない。 執行については、不正使用は国内法違反に基づくので、パネルを設置して規制の調和を図るべきだ。 司法へのアクセス、紛争処理の項は具体的な修正案を提案した。
アルゼンチン	<ul style="list-style-type: none"> 費用対効果を考慮する必要がある。 訴訟費用を少なくするために、国際レベルでのモニタリングが必要である。
ナミビア (アフリカ代表)	<ul style="list-style-type: none"> 本議題は PIC・MAT の遵守とも密接に関係している。 アフリカ諸国のモニタリング、執行例を示した。 モニタリング、執行は利用国・提供国双方に必要で、査察、進捗報告、特許開示等が考えられる。 IR には、CBD に記載された以上に紛争処理が必要である。 オーストラリアのメカニズムには関心がある。
ツバル	<ul style="list-style-type: none"> 経験が少ないので、不正使用の具体事例をリスト化してほしい。 紛争処理メカニズムが必要だ。
キューバ	<ul style="list-style-type: none"> 費用対効果を考慮する必要がある。
ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> IR に特許出願の開示義務を入れるべきだ。 グラナダ・テキストの具体的修文案を提示した。
タイ	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングのためにも認証(義務化すべき)が必須である。 利用国は紛争処理及び救済のメカニズムを導入すべきだ。

議題 3-4. 伝統的知識と遺伝資源 (10月10日)

各国からの発言

国	発言内容	他からの発言
先進国		
ポルトガル	<ul style="list-style-type: none"> 本議題は WIPO/IGC での遺伝資源、TK に関する議論や「先住民族」 	ウガンダが支持。

(EU 代表)	<p>の権利に関する国連宣言」(UNDRIP)とも関連する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アクセスと利益配分の議論への原住民・地域社会への効率的な参画、ABS-WG と 8j-WG との協力が必要である。 ・ ①国際認証、②行動規範、③TK 関連の研究・発表、④TK と PIC、⑤ TK と MAT、⑥TK と能力構築、を問題点(課題)として列挙した。 	
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺伝資源と TK のインターフェースにも配慮すべきである。 ・ 知的財産に関する議論は WIPO や 8j-WG のような適切な場に委ねるべきだ。 	
ニュージーランド	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自国の地域社会への対応に言及し、TK を単独で扱うか、遺伝資源とリンクさせるべきか、また、来週の WG-8j での進展に期待するとともに、すべてを一律に(one size fits all)は扱えないと言った。 	
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ・ TK と知的財産に関しては WIPO で議論すべきである。 ・ IR は柔軟であるべきだ。 	
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8j-WG での議論に期待する。 ・ 知的財産に関する WIPO 等での議論を見守るべきだ。 	
途上国		
マレーシア (LMMC 代表)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 143 カ国が入っている国連宣言(UNDRIP)の重要性を強調し、従来の知的財産権保護は不十分であると発言した。 ・ グラナダ・テキストの具体的修文を提案した。 	アルゼンチン、ブラジル、エクアドル、コロンビア、ペルーが支持。
ナミビア (アフリカ代表)	<ul style="list-style-type: none"> ・ TK と遺伝資源の関連性から、遺伝資源及びその派生物・製品の場合と同様に、TK にも PIC・MAT が必要である。 ・ IR が TK に基づく利益配分、知的財産権の保護にも貢献する。 	ウガンダが支持。
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ・ CBD8 条(j)項との関連で、来週に認証に関する議論があることから、8j-WG から新たな IR が提案される可能性がある。 	
ウガンダ	<ul style="list-style-type: none"> ・ TK には長い歴史があり、医薬品の開発にもつながっていることから、原住民・地域社会の権利を尊重すべきである。 ・ IR は、利用者が原住民・地域社会の権利を尊重すべきであり、違反行為を防ぐようにすべきである。 	

議題 3-5. 能力構築 (10月 10~11 日)

各国からの発言

国	発言内容
先進国	
スイス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理解と能力構築に関する認識不足からアクセスと利益配分の実施が遅れている。 ・ そこで、「ABS 管理ツール」の実証経験を紹介した。
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 能力構築はそれ単独ではあり得ない。 ・ そこで、コロンビアとのプロジェクト、アフリカでのワークショップ開催、ハンドブック作成等の実例を紹介した。
途上国	
グレナダ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 能力構築のみならず、制度的支援・財政的支援も IR に含まれるべきだ。
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理解不足も大きな課題であり、能力構築の 1 つとして利用国の支援を期待する。 ・ IR に、①理解と能力構築、②利用国による能力構築、を加えることを提案した。
その他多くの途上国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政的支援を訴えた。

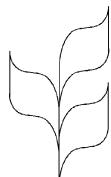
議題 4. 条約の戦略的計画: 進捗状況の今後の評価—遺伝資源へのアクセス及び特に遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ平衡な配分の指標の必要性及び考えうるオプション

(10月 11 日)

共同議長から、今会合は COP9 までに指標を議論する唯一の機会であるとの発言があったが、各国から、具体的提案を行う時期ではなく他に優先的に議論すべき事項があるとの発言が続き、今後改めて議論されることになった。



CBD



CONVENTION ON
BIOLOGICAL
DIVERSITY

Distr.
GENERAL
UNEP/CBD/WG-ABS/5/INF/2/Add.2
5 October 2007
ORIGINAL: ENGLISH

AD HOC OPEN-ENDED WORKING GROUP ON ACCESS
AND BENEFIT-SHARING

Fifth meeting
Montreal, 8-12 October 2007
Item 3 of the provisional agenda*

**COMPILED OF SUBMISSIONS BY PARTIES ON EXPERIENCES IN DEVELOPING
AND IMPLEMENTING ARTICLE 15 OF THE CONVENTION AT THE NATIONAL LEVEL
AND MEASURES TAKEN TO SUPPORT COMPLIANCE WITH PRIOR INFORMED
CONSENT AND MUTUALLY AGREED TERMS**

Addendum

SUBMISSION BY JAPAN
Note by the Executive Secretary

1. The Secretariat is circulating herewith, as an addendum to the original compilation of submissions on this subject (UNEP/CBD/WG-ABS/5/INF/2 of 20 July 2007), a submission from the Government of Japan on the implementation of the Convention on Biological Diversity and the Bonn Guidelines in Japan.

2. The contribution has been reproduced in the form and language in which it was received.

IMPLEMENTATION OF THE CBD AND THE BONN GUIDELINES IN JAPAN

- Highlights -

Genetic resources are one of the fundamental tools for research in the field of biological sciences as well as for biotechnological applications, which are expected to become a basis for development of key technologies in the twenty first century.

Japan has been actively participating in discussions on “access to genetic resources and benefit-sharing (ABS)” at the meetings of COP of the CBD and Ad Hoc Open-ended Working Group on Access and Benefit-sharing. Japan also wishes to build a mutually beneficial relations with countries that provide genetic resources, by facilitating access to genetic resources and implementing fair and

¹ <http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-05/information/abswg-05-inf-02-add2-en.doc> (2011年1月26日アクセス)

* UNEP/CBD/WG-ABS/5/1.

equitable sharing of benefits arising from the use of genetic resources in an appropriate manner.

The Ministry of Economy, Trade and Industry (METI), as one of the competent national authorities on ABS in Japan, has been implementing the Convention on Biological Diversity (CBD) and the Bonn Guidelines in cooperation with the Japan Bioindustry Association (JBA) and the National Institute of Technology and Evaluation (NITE). Highlights of JBA's and NITE's activities in recent years are given below:

1. Japan Bioindustry Association (JBA)

1-1. Implementation of the CBD and the Bonn Guidelines by organizing public seminars for potential users (companies and researchers)

METI and JBA have been steadily implementing the Bonn Guidelines since its adoption in February 2002. For example, in 2003-04, JBA organized more than 8 public seminars in major cities throughout Japan to provide genetic resources users, e.g. companies and researchers, with up-to-date information on the CBD, particularly on the Bonn Guidelines, in order to enhance their awareness of the CBD.

1.2. Development of guidelines on ABS for users in Japan (User measure)

Through the above-mentioned experiences, METI has decided to develop user-specific guidelines for companies and researchers in accordance with the Bonn Guidelines. In the middle of 2004, METI started working on such guidelines in cooperation with JBA. In March 2005, "Guidelines on Access to Genetic Resources for Users in Japan" was completed, and in April 2005, this Guidelines was officially published by METI and JBA in Japan. To promote its dissemination, JBA held 10 public seminars in 6 major cities throughout Japan, i.e., Tokyo, Sapporo, Osaka, Nagoya, Hiroshima and Fukuoka. Its English translation was completed in February 2006.

Chronology of the implementation leading to the Japan's Guidelines for Users is given below:

2002	The Bonn Guidelines were adopted at COP6 in February. In September, Japanese translation of the Bonn Guidelines was completed.
2003 – 2004	The Bonn Guidelines were disseminated at a series of public seminars and international symposia in major cities throughout Japan. In parallel with those promotional activities of the Bonn Guidelines, Japan started developing user-specific guidelines in Japan.
2005	"Guidelines on Access to Genetic Resources for Users in Japan" ("Japan's Guidelines") were completed in March, and published on April 1. Six public seminars were organized in major cities throughout Japan to disseminate the Japan's Guidelines.
2006	In February, the English translation of the Japan's Guidelines was completed for distribution. Four public seminars were organized in major cities throughout Japan to disseminate the Japan's Guidelines.
2007	Public seminars are scheduled to take place in Japan, including the one in cooperation with the Japan Society for Bioscience, Biotechnology and Agro-chemistry, and the one with the Japan Institute of Intellectual Property, to disseminate the Japan's Guidelines.

1-3. Bilateral workshops and meetings with Asian and Oceania countries:

METI has organized bilateral workshops and meetings, in cooperation with JBA, with the competent authorities of Australia, Bhutan, China, India, Indonesia, Malaysia, Mongolia, Myanmar, Nepal, New Zealand, Singapore, Thailand and Vietnam with a view to sharing information and experiences concerning the respective national policies, laws and regulatory systems regarding the

CBD and ABS, and thereby deepening mutual understanding.

1-4. Partnership with Multilateral Initiatives:

METI has been supporting international symposia and roundtables on the subjects relating to the CBD and ABS, jointly organized by the United Nations University Institute of Advanced Studies (UNU-IAS) and JBA,

JBA's experts have been cooperating with European initiatives such as EC's "MOSAICS" project and "ABS Management Tool" project of Switzerland.

1-5. Group Training Courses in Bioindustries for Capacity Building:

JBA has been supporting "Group Training Courses in Bioindustries" which have been implemented by JICA for capacity building in developing countries. So far, JBA has invited 180 researchers of biotechnology and officials responsible for biotechnology policy-making from 30 developing countries as follows:

Asia	Bangladesh, China, Indonesia, Kazakhstan, Laos, Malaysia, Nepal, Pakistan, Philippines, Thailand, Sri Lanka, Turkey, Vietnam
Central and South America	Argentina, Brazil, Chile, Colombia, Costa Rica, Cuba, Mexico, Nicaragua, Peru, Uruguay
Africa	Egypt, Senegal, Syria, Tunisia
Countries in Econ. Transition	Bulgaria, Estonia, Hungary

2. National Institute of Technology and Evaluation (NITE)

2-1. Pursuant to the CBD and the Bonn Guidelines, NITE Biological Resource Center considers it important to advance cooperative relationships with other countries to ensure stable and smooth access to microbial genetic resources from a standpoint of microbial taxonomy and its various applications.

2-2. NITE has signed memorandums with governmental organizations in six Asian countries, i.e., China, Indonesia, Mongolia, Myanmar, Thailand and Vietnam for the conservation and sustainable use of microbial genetic resources in these countries. In these frameworks, NITE has been conducting joint projects with these countries to study microorganisms from taxonomical and ecological standpoints. Through these joint projects, conditions are created so as to provide benefits to both sides in each stage of the joint projects.

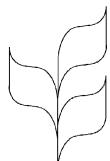
For example, the following activities have been particularly emphasized in the joint projects:

- sharing of research results (sharing of information)
- installation of equipments and delivery of supplies
- collaboration in sampling, isolation and taxonomical characterization (human resource development)
- technology transfer by holding on-site workshops
- technology transfer by inviting researchers to NITE facilities in Japan

2-4. Those activities have contributed to the promotion of smooth access to genetic resources and benefit-sharing on the basis of mutual understanding and goodwill, consistent with the principles of CBD and the Bonn Guidelines.



CBD



**CONVENTION ON
BIOLOGICAL
DIVERSITY**

Distr.
GENERAL

UNEP/CBD/WG-ABS/5/INF/4/Add.1
3 October 2007

ENGLISH ONLY

AD HOC OPEN-ENDED WORKING GROUP ON ACCESS
AND BENEFIT-SHARING

Fifth meeting

Montreal, 8-12 October 2007

Item 3 of the provisional agenda*

Discussion paper on an internationally recognized certificate of origin/source/legal provenance

Note by the Executive Secretary

1. At the request of the Government of Japan, the Executive Secretary is pleased to make available herewith, a discussion paper on an internationally recognized certificate of origin/source/legal provenance.
2. The document is reproduced in the form and language in which it was provided to the Secretariat.

² <http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-05/information/abswg-05-inf-04-add1-en.doc> (2011年1月26日アクセス)

* UNEP/CBD/WG-ABS/5/1.

Discussion Paper submitted by Japan on an internationally recognized certificate of origin/source/legal provenance

Japan would like to submit this discussion paper on an internationally recognized certificate of origin/source/legal provenance (hereinafter referred to as "a Certificate system") for the Fifth meeting of the Ad Hoc Open-ended Working Group on Access and Benefit-sharing, 8-12 October 2007 in Montreal, Canada.

1 Objective

The objective of the submission is to propose priority items for discussion, so that discussions on the International Regime be conducted in an appropriate manner based on previous discussions on a Certificate system. While respecting the content of the report of the meeting of the Group of Technical Experts held in January 2007, Japan hopes that this paper will contribute to advance discussions on a Certificate system and the related International Regime.

The introduction of a new regime(s)/system(s)/institution(s) should be based on the self-evident and lofty philosophy which will be advantageous to all Parties. From this view point, Japan intends to propose the following four items to which priority should be given in discussions.

2 Priority items for discussions

2.1 Measurement of expected benefits in connection with the introduction of a Certificate system under the "with or without principle"

2.2 Identification of the objectives of a Certificate system

- A) Sorting out of the relations between the International Regime and a Certificate system
- B) Identification of the scope of a Certificate system

2.3 Consideration on effectiveness

- A) Consideration on effectiveness of a Certificate system by identifying its objectives and scope
- B) Realization of a Certificate system in which resources and compliance information match

2.4 Implementation of cost-benefit and/or cost-effectiveness analyses

Analysis 1: Current system of the CBD and its comparison with typical optional choices of a new system

Analysis 2: Comparison among optional choices that could be effective under the International Regime

[26] 8j-WG5*

2007年10月15~19日、モントリオール・カナダ

生物多様性条約（CBD）第8条(j)項及び関連規定に関する第5回作業部会会合（議長：フェルナンド・コインブラ氏、ブラジル）は、2007年10月15~19日にカナダ・モントリオールにおいて、アクセスと利益配分（ABS）に関するAd hoc作業部会第5回会合に引き続いて行われた。以下に議論の結果を報告する。

1. 全般的な意見

- 欧州共同体（ポルトガルが代表）：バイオマスの生産及び消費が原住民・地域社会に及ぼす影響の問題を取り上げ、議題として検討するよう要請した。原住民・地域社会の専門家による的を絞った検討により、ABSに関する国際的制度（IR）に関する議論に役立つように、問題点の一覧表を作成すべきである。
- カナダ代表：国連専門機関（UNESCO、WIPO）がそれぞれに強みを持つ分野で協力するべきである。本部会の作業は、実際的で、原住民・地域社会に大きな影響を及ぼす問題に集中するべきである。
- 生物多様性に関する国際先住民フォーラム（The International Indigenous Forum on Biodiversity）の代表：「先住民族の権利に関する国連宣言」で採択されたように、先住民族の集団的権利に関する普遍的な人権基準が存在することに言及した。今後導入され得るABSに関するIRでは、この宣言を基準の1つとして用いる必要があり、先住民の権利を認識し、保護しなければならない。原住民・地域社会の文化的・知的遺産の尊重を確保するための倫理行動規範（UNEP/CBD/WG&J/5/7）では先住民の権利を確保する必要があり、また伝統的知識（TK）及び関連する遺伝資源は不正使用されてはならないと述べた。
- オーストラリア代表：第8条(j)項の下であまりにも多くのプロセスが進行しており、作業量が膨大であることへの懸念を示した。本作業部会は、全体としてどのように前に進むかを考え、着手すべき活動や新規の課題について慎重に見直しを行うべきである。

2. 主要議題

① 議題6. ABSに関するIR

- 共同議長は、ABSに関するIRはTK及び利益配分に関係していることから、第8条(j)項に関する作業部会は、このIRに関する意見をABSに関するAd hoc作業部会に提供したいと考える。
- ブラジル代表：IRでは、関連するTKの利用に関する利益配分を必ず検討しなければならないと表明した。そのようなTKの利用は、事前の情報に基づく同意（PIC）及び相互に合意する条件（MAT）に基づいて行われなければならない。各締約国が独自の制度を構築し、それがIRを補完すべきである。IRの案には、法的起源の開示を含め、遵守のための措置を規定しなければな

* 「1-4. 生物多様性条約第8条(j)項及び関連規定に関する第5回Ad hoc作業部会」 平成19年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業報告書 pp38-41、(財)バイオインダストリー協会、平成20年3月

らない。また、技術専門家による Ad hoc 委員会を設置するという欧州共同体代表の提案を支持しない。

- ポルトガル代表（欧州共同体及びその加盟国を代表）：原住民・地域社会出身の専門家による技術的意見から恩恵を受けることのできる問題として、以下のリストを記載するよう要請した。
 - (a) 遵守に関する国際的に認知された証明書：遺伝資源に関する TK を認証の範囲に含めることができるのは、どのような条件においてか。
 - (b) 倫理行動規範：ABS に関する CBD に基づく義務の有効な実施に、倫理行動規範はどのような形で寄与することになるか。
 - (c) TK と ABS に関する研究：生物多様性に関する研究が既存の TK を尊重することを確保するにはどうするのが最善か。
 - (d) TK と PIC : PIC に関する決定に TK を組み入れる方法、及び PIC に関する国の決定が複数の国にまたがる原住民の社会を尊重することを確保する方法。
 - (e) TK と MAT : MAT を定める際に条件を標準化する取組において、TK を組み入れる際の方法や例。
 - (f) TK と能力構築 : ABS に関する IR の案が能力構築に与える影響の特定。
- ウガンダ代表（アフリカグループを代表）：以下の立場を本会合の報告書に記載するよう要請した。
 - (a) IR では、原住民・地域社会が有する遺伝資源及び TK へのアクセスを行うためには、これら社会から PIC を得ることを確保すべきである。これは、原住民・地域社会が望む場合には PIC を拒否する権利も含む。
 - (b) IR の案には、遺伝資源の原産地だけでなく関連する TK の出所の強制的な開示に関する要素を含めるべきであり、知的財産権の申請に際しては細心の注意を払って実施すべきである。
 - (c) 遺伝資源の原産地・出所に関する国際的に認知された証明書の案には、関連する TK (該当する場合) を含めるべきであり、TK の性質、その知識の所有者、及び利用者がその知識を第三者に移転することの可否及び可能な場合にはその方法と条件に関する規定を明確に示すべきである。このことが重要なのは、遺伝資源及び関連する TK、その産物及び派生物へのアクセス及びその利用から利益が実現した場合に、利益配分と密接に関係するためである。
 - (d) IR では、原住民・地域社会が有する遺伝資源及び関連する TK、工夫及び慣行へのアクセスに関し、これら社会の慣習法、慣行及び規範を遺伝資源の利用者が尊重する規定を設けるべきである。
 - (e) IR では、遺伝資源、その産物及び派生物、並びに関連する TK、工夫及び慣行の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分において、原住民・地域社会（女性、若年者及び高齢者を含む）の全面的な参加を確保すべきである。
 - (f) IR では、原住民・地域社会に関して、PIC 及び MAT に関する行動規範を設けるべきである。
 - (g) IR には、原住民・地域社会が自らの有する遺伝資源及び TK の提供に全面的に参加するだけでなく、利益の公正な配分を要求できるように、原住民・地域社会のための能力構築を確保する措置を含めるべきである。
- オーストラリア代表：ABS は遺伝資源に関する TK 及び原住民の土地にある遺伝資源と関係しているため、ABS に関する国内ガイドラインを策定すべきであると提案した。

- カナダ代表：地域社会レベルでの指針が必要であると考える。遺伝資源及び関連する TK に関する原住民のためのガイドラインの草案を作成するよう提言する。

[作業部会による決定]

2007 年 10 月 19 日に行われた本会合の 4 回目の全体会議において、勧告案 UNEP/CBD/WG8J/5/L.8 を取り上げた。意見交換の後、議長は、本作業部会は、真剣な取組を行い、多くの積極的な考えを提供したものの、ABS に関する IR の策定及び交渉に関する意見を ABS に関するオープンエンド Ad hoc 作業部会の第 6 回会合に送付する立場にないと考えると述べた。

② 議題 8. TK、工夫及び慣行の保護のための *sui generis systems* の諸要素の策定

- 本作業部会は、*sui generis systems* の優先すべき要素を特定し、締約国会議第 9 回会合に提出するよう要請されている (UNEP/CBD/WG8J/5/6)。
- 両共同議長は、何らかの形のガイドラインが必要であること、及びガイドライン作成の取組を加速させ、優先すべきであることについて、全般的な合意が得られた。しかし、その手順については意見が分かれていたため、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、インド、マラウイ (アフリカグループを代表)、マレーシア、ニュージーランド、ポルトガル (欧州共同体及びその加盟国を代表)、生物多様性カナダ先住民ネットワーク、生物多様性に関する国際先住民フォーラムの各代表からなる議長の私設諮問委員会を設置し、ガイドライン策定の進め方について提案を作成することとした。
- *sui generis systems* に関する作業では、ABS に関して行われている作業を考慮しなければならないが、この 2 つは個別に議論すべき別々の問題であるという点で合意が得られていた。しかし、国際的な仕組みの考え方には異論があるため、今会合での最善の策は、両共同議長に対し、決定 VIII/5E にすでに含まれている要素を反映し、本会合で表明された意見を考慮に入れた勧告案を作成するよう依頼することであるというのが全体的な意見であった。
- 共同議長は、アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、マラウイ (アフリカグループを代表)、マレーシア、ニュージーランド、ポルトガル (欧州共同体及びその加盟国を代表) の各代表に対し勧告の修正案の起草委員会を組織し、勧告案の作成作業を行った。

[作業部会による決定]

本作業部会は、2007 年 10 月 19 日に行われた本会合の 4 回目の全体会議において、勧告案 UNEP/CBD/WG8J/5/L.9 を取り上げ、勧告 5/5 として採択した。勧告の本文は本報告書の附属書として添付される。

[27] ABS-WG6*

2008年1月19～25日、ジュネーブ・スイス

生物多様性条約（CBD）の「アクセスと利益配分に関する Ad hoc 作業部会」の第 6 回会合（ABS-WG6）は、2008 年 1 月 19 日から 25 日に、スイス・ジュネーブで開催された。

我が国からは、経済産業省生物化学産業課事業環境整備室・西嶋英樹室長、特許庁国際課・山下 崇室長、外務省国際協力局地球環境課・堀内千保事務官、(独) 製品評価技術基盤機構バイオテクノロジー本部生物遺伝資源開発部門・安藤勝彦部門長及び須藤 学主査、(株) 日本総合研究所総合研究部門・渡辺幹彦主任研究員、(財) バイオインダストリー協会生物資源総合研究所・炭田精造所長及び事業推進部・薮崎義康部長が出席した。概要を以下のとおり報告する。

1. はじめに

2006 年 3 月にブラジル・クリチバで開催された CBD の第 8 回締約国会議（COP8）で、アクセスと利益配分（ABS）に関する国際的制度（International Regime、IR）の議論を COP10 までに完了させること、そのために COP9 までに 2 回の作業部会を開催することが決定された。また、作業部会の共同議長として、Fernando Casas（コロンビア）と Timothy Hodges（カナダ）が指名された。共同議長は、ABS-WG5（2007 年 10 月、カナダ・モントリオール）と本 ABS-WG6 を一連の会合として運営するとした。

これまでの作業部会では、法的拘束力のある IR の制定を主張する途上国（メガ多様性同士国家（LMMC）¹を中心とする主に遺伝資源提供国）と、現状のとおり任意のボン・ガイドラインを参考に、事前の情報に基づく同意（PIC）や相互に合意する条件（MAT）を締結する契約ベースの IR を主張する先進国（我が国等の主に遺伝資源利用国）が対立し、IR の具体的な内容に関する実質的な議論がほとんど行われない状況であった。

その一例として、ABS-WG4（2006 年 1 月、スペイン・グラナダ）では、それまでの議論を無視し、両者の主張を括弧つきで併記したテキスト（グラナダ・テキスト）が作成されたことを挙げることができる。このグラナダ・テキストは COP8 に送付され、COP8 において議論されたものの、合意・進展を見ることができなかった。

2. 共同議長による非公式事前協議

このような状況の下、共同議長は ABS-WG5 と WG6 を会期 10 日間の一連の会合として扱い、ABS-WG5 では、主として、遵守、伝統的知識、能力構築について議論が行われた。しかしながら、各国、各地域グループがお互いの主張を繰り返すだけで、合意の得られた事項はほとんどなかった。

そこで、共同議長は、会合に先立つ 1 月 19、20 日に、非公式協議を開催した。本非公式協議の目的は、ABS-WG6 の運営及び目指すべき成果に関して、各国が共通の理解を得られるように、共同議長の考え方を披露することであった。共同議長からの説明は以下のとおりであった。

- 1) ABS-WG5 で議論した議題については、各国から新たな指摘がある場合にのみ議論を行い、繰り返しを排除し、できる限り簡単に進めたい。そして、新規議題である「IR の性質（nature）、範囲（scope）、目的（objective）」を議論したい。

* 「1-3. 生物多様性条約第 6 回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会」平成 19 年度環境対応技術開発等（生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業）委託事業報告書 pp26-37、(財)バイオインダストリー協会、平成 20 年 3 月

¹ Like-Minded Megadiverse Countries は、ボリビア、ブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、コンゴ、エクアドル、インド、インドネシア、ケニア、マダガスカル、マレーシア、メキシコ、ペルー、フィリピン、南アフリカ、ベネズエラ、の 17 カ国から成る。

- 2) IRについては、コンタクト・グループを設置し、①IRの1つの共通した目的(single one common objective)について合意を得ること、②IRの主要な構成要素(main recommended component)について交渉し、IRに何が入り、何が入らないかを特定することを目標に、成果を出すようにしたい。①の「目的」はCOPにとってのガイダンスとなるようなものであるべきである。また、②の「主要な構成要素」は、単に異なる意見の羅列にとどまらず、主要な各構成要素の具体的なオプションを提示したい。ただし、今後の交渉において選択の余地を残すものである。
- 3) 一方、上記IRに関するコンタクト・グループとは別に、COP9決定案勧告をドラフトするためのコンタクト・グループを設置する。本決定案は、COP9からCOP10までの間のABS-WGの作業計画を明示し、これをCOP9に勧告し、承認されることが求められる。

各国から意見が表明され、参加した各国は共同議長の提案を基本的に同意した。

3. 全体会合

共同議長より、開会に当たり、ABS-WGのマンデート及び目的について再確認の上、以下のとおり発言があった。

すなわち、ABS-WG5からの短い期間にも各ステークホルダーとの対話を実施しており、今後も同様の対話をしていく考えである。ABSについては意見の相違が多くの点について存在することは事実であるが、意見の一致を見ている点もあり、IRに関する議論を進めていけると考えている。期限である2010年が近づく中、IRについて決着することは必須であり、CBD全体の健全な発展のためにも重要と考えている。この5日間でCOP9に向けて意義のある結論を得られるように、各国の協力を求めたい。相互理解を更に進めるだけではなく、実現可能で確実な結論が得られるようにサポートする。

ブラジルは、COP議長であるMarina Silva環境大臣のメッセージを伝えた。すなわち、前回の作業部会での成果は限られており、2010年までにIRを採択するためには実質的な進展が必要である。CBDの3つの目的（生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ平衡な配分）を達成するためにも、ABSの枠組みに関する交渉の進展は優先事項と考える。スペイン環境大臣が、2006年グラナダで行われたABS-WG4の際に、条約の目的達成のために、基準、勧告、ガイダンスから法的拘束力のあるIRの策定に言及した。ブラジルが主催したCOP8で、CBDの実施状況が低いレベルに留まっていることが指摘された。先進国が、議論の進展に向けて指導力を発揮していくことが必要であり、2010年にABSについての交渉を達成することが重要である。

続いて、Ahmed Djoghlaf CBD事務局長より、開会の挨拶があった。第1次大戦後、人権と世界平和の首府として発展したジュネーブで初めて設立された国際協力機関の精神にかんがみ、ABSに関するIRが愛知県名古屋で予定されているCOP10において採択されることを希望する。イスラエル、カナダ、フィンランド、フランス、アイルランド、オランダ、ノルウェー、スウェーデンに対して、今回の作業部会への資金協力に感謝するとともに、オーストリア、EC、ドイツ、ノルウェー、スペイン、スウェーデンに対して途上国の参加支援への任意拠出に感謝したい。すべての締約国がABSという挑戦に対してやり遂げることを祈る。

4. ABSに関する国際的制度（IR）

IRの「目的」と「主要な構成要素」に関しては、Rene Lefeber（オランダ）とPierre du Plessis（ナミビア）を共同議長とするコンタクト・グループで議論された。

一方、「性質」と「範囲」に関しては、全体会合での一般的議論にとどまり、詳細な議論に至らず、

各国からの提案を併記したものとなった。

1) IR の性質 (nature)

22 日（火）午前中の全体会合で議論が行われた。これに基づき、共同議長がノンペーパーを提示したが、時間の制約から、コンタクト・グループ、全体会合での詳細な議論は行われず、最終的には、各国からの提案を併記し、共同議長案と 5 つのオプションを COP9 へ送ることとなった。

アフリカグループは利用国と提供国の双方に強制力を持つ、單一で法的拘束力のある枠組みであるべきと主張した。LMMC も同様に法的拘束力のある單一の制度を作るべきと主張した。遺伝資源の利用に基づく利益配分を実現し、不正使用 (misappropriation) をなくすためには、任意の措置では不十分で、法的拘束力のある措置が必要である。これにより、契約における弱者の保護、国際的な安定性と予見性が担保されることになる。また、利益配分メカニズム（技術移転、情報共有、能力構築等の非金銭的利益配分を含む）を効率的に実施するためにも、法的拘束力のある制度が必要である。ブラジル、エチオピア等が同様の趣旨の発言を行った。

ノルウェーは、いくつかの要素は法的拘束力を持つべきとし、CBD の下で議定書の作成を求めた。EU も、その提案に記載したように、いくつかの措置は法的拘束力を有し、いくつかは任意となっているが、性質を議論する前に IR の実質的な議論を必要とした。カナダ、ニュージーランド、オーストラリアも同様の主張を行った。

また、スイスは、IR が他の既存国際制度と調和したアンブレラあるいは枠組みとして検討されるべきとし、カナダも、既存の法的ツールを考慮し、IR の内容をまずは検討し、その上で法的拘束力の必要性を議論すべきとした。

我が国は、利益配分を実現するためには、遺伝資源へのアクセスを促進すべきであり、ボン・ガイドラインに基づく資源各国の国内法の整備と、各国法に基づく契約と国際私法で十分であると主張した。

共同議長は、IR の性質として、法的拘束力、任意、及び、両者の混在、の 3 つのオプションを提示したが、最終的には各国から提案された 5 つのオプションをも併記し、これらは議論・交渉・合意されたものではないと注記することとなった。

2) IR の範囲 (scope)

21 日（月）午後及び 22 日（火）午前の全体会合で議論が行われた。これに基づき、共同議長がノンペーパーを提示したが、時間の制約から、コンタクト・グループ、全体会合での詳細な議論は行われず、最終的には、共同議長案と各国からの提案 7 つを併記し、COP9 へ送ることとなった。

議論の中心は、派生物 (derivative) を IR の範囲に含めるかどうか、「食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約 (FAO・ITPGR)」との関係をどうするか、及び、定義が必要かに集中した。なお、ヒト由来の遺伝資源を除外することについてはほぼ合意された。

EU、カナダ、オーストラリアは COP7 決定 19D の TOR (terms of reference) に範囲が記載されており、CBD 発効以前の遺伝資源には遡及されず、派生物は範囲に含まれず、他の条約へ侵入せず、海洋条約等の規定は対象外であるとした。

LMMC は、派生物が除外されると IR の意義が弱まるとし、派生物とその他の遺伝資源の区別は人為的・一時的であるとした。

アフリカグループは、生物資源、遺伝資源、伝統的知識、派生物をすべて範囲に含めるべきとし、ITPGR で規定される植物遺伝資源も食料・農業用の目的のみを除外すべきとした。また、コロンビアやペルーは IR と ITPGR の補完性を主張した。

スイスは、CBD における遺伝資源の定義の解釈に合意することが必要で、他の国際機関で実施中の作業を侵害してはならないとした。

中国も、ヒトを除くすべての遺伝資源、伝統的知識、派生物を範囲とするが、派生物の明確な定義

が必要との発言を行った。メキシコ、カナダ等も定義の必要性を強調した。

最終的に COP9 へ送付される付属文書には、これらは議論・交渉・合意されたものではないと注記した上で、共同議長の勧告とともに、下記 7 つの提案がオプションとして併記された。

共同議長案は「CBD に包含されるすべての遺伝資源と関連する伝統的知識とこれらの利用から生じる利益」を範囲とした。

オプション 1：すべての生物資源、遺伝資源、派生物、製品、及び、関連する伝統的知識に関して、CBD 発効以前・以降にかかわらず、これらの商業的及びその他の利用により生じた利益を対象とするが、ITPGR にリスト化されるものは条約の目的内であれば除外する。

オプション 2：他の国際義務を条件とし、CBD に包含されるすべての遺伝資源と関連する伝統的知識、工夫及び慣行とし、ヒト遺伝資源、主権の及ばない遺伝資源は除外する。

オプション 3：CBD の関連する条項に従い、遺伝資源へのアクセスと利益の公正かつ衡平な配分を対象とし、CBD 発効以前に入手した遺伝資源、ヒト遺伝資源を除外し、他の機関・条約には特に配慮する。

オプション 4：ヒト遺伝資源を除くすべてのタイプの遺伝資源及び派生物、遺伝資源及び派生物に関連した伝統的知識を対象とするが、IPTGR の利益配分条項を除外しない。

オプション 5：CBD に包含されるすべての遺伝資源、関連する伝統的知識、工夫及び慣行と、これらの商業的利用及びその他の利用から生じる利益をカバーし、ヒト遺伝資源を除く。

オプション 6：すべての遺伝資源、派生物、及び派生物を与える関連する伝統的知識は CBD の適用範囲内とすべき。

オプション 7：国内法・国際法、その他国際義務に従って、環境上適正に利用するための遺伝資源・関連する伝統的知識へのアクセス及び複数の国での利用を円滑にするための条件、遺伝資源と関連する伝統的知識の利用から生じる金銭的・非金銭的利益の公正かつ衡平な配分に適用される；ITPGR を侵害せず、WIPO 及び CGRFA (Commission on Genetic Resources for Food and Agriculture、食料農業遺伝資源委員会) の作業を考慮すべき；ヒト遺伝資源、CBD 批准以前に取得されてから生息域外で育成された遺伝素材、既に原産国によって自由な利用に供されている遺伝素材、は除外する；IR の適用範囲を定めるために、「遺伝資源の利用」という用語を明確にする必要がある。

3) IR の目的 (objectives)

21 日（月）午後の全体会合、22 日（火）のコンタクト・グループで議論された。

全体会合では、アフリカグループと LMMC が、IR の目的として、利益配分の促進、不正使用の防止、CBD 遵守の確保を挙げた。

EU とカナダは、COP7 決定 19D の TOR に従った目的とすべきであり、CBD の第 15 条及び第 8 条(j)項の実施、条約の 3 つの目的の支援を主張した。

オーストラリアは、各国法の実施に役立つのであれば、一致を見た項目について IR の要素や目的を具体化する準備があると発言した。

スイスは、IR の最終的な目的は ABS 規制に関する確実性を形成することにあるとした。さらに、ノルウェーはボン・ガイドラインの目的から議論を始めるべきとした。

一方、途上国は、公正かつ衡平な利益配分、不正使用の防止、利益の原産国への還元の確保を強調した。

共同議長が提示した目的案（ノンペーパー）に基づき、コンタクト・グループでの議論が開始された。共同議長の提示案は、「特に遺伝資源へのアクセスを促進し、その利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、CBDの第15条及び第8条(j)項並びに条約の3つの目的を効果的に実施する」であり、我が国をはじめ、EU、カナダ、ノルウェー、スイス、オーストリア、ニュージーランドがこれに支持を表明した。

これに対して、LMMCとGRULAC（ラテンアメリカ・カリブ海グループ）は、「不正使用と誤使用（misuse）を防止し、こうした資源を提供した原産国やCBDに従ってこれら資源を入手した各国のPICやMATなどの国内法や規則に対する利用国における遵守を保障することにより、遺伝資源、派生物、関連する伝統的知識の利用から生じる金銭的・非金銭的利益の効果的、公正かつ衡平な配分を確保する」ことを目的とすべきと主張した。

また、アフリカグループは、「特に遺伝資源と関連する伝統的知識、派生物、製品への透明性あるアクセスを規制し、それらの利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分のための条件及び措置を確保することにより、CBDの第15条、第8条(j)項、第1条、第16条、及び第19.2条、並びに条約の3つの目的を効果的に実施するとともに、不正使用と誤使用を防止する」と提案した。さらに、IIFB

（International Indigenous Forum on Biodiversity）は、原住民と地域社会の権利を考慮することを追加するように提案した。

最終的に、これらすべての提案を取り込んだ括弧つきの文章として、COP9へ提案することとなった。なお、このテキストは交渉・合意されたものではないとの注が付された。

4) IRの主要な構成要素（main components）

「主要な構成要素」は、今回の作業部会で最も多くの時間をかけた項目であり、21日（月）午後の全体会合、23日（水）から25日（金）にかけてのコンタクト・グループで精力的に議論された。各国が意見を書面で提出し、これに基づき、24日（木）に、共同議長作成のノンペーパーを配布した。

共同議長の提案では、IRの主要な構成要素として、①公正で衡平な利益配分（fair and equitable benefit-sharing）、②遺伝資源へのアクセス（access to genetic resources）、③遵守（compliance）、④遺伝資源に関する伝統的知識（traditional knowledge associated with genetic resources）、⑤能力（capacity）の5つを提示した。

コンタクト・グループでは、それぞれの項目について、「IRの構成要素に入れることを目的に更に審議すべき事項」（■：ブリック（brick））から、「更なる検討のための構成要素」（●：ブレット（bullet））への移動作業が行われた。ただし、この際に、IRの性質と範囲については考慮せず、合意できるもののみをブリックとすることとした。また、ブリックとブレットは重要度の差異を表わすものではなく、今後の交渉の行方を予断させるものではないとの確認があった。

①公正で衡平な利益配分

EUから、MTA（素材移転契約）に含むべきモデル条項、ITツールの作成、契約におけるMAT遵守のための国際私法などを含むいくつかの措置が提案された。

アフリカグループは、国際的な最低限の基準、MATによる利益配分の保証、遺伝資源保有者への利益の直接還元等を提案した。

オーストラリアは、利益配分に関する拘束力のないガイドラインにも触れ、CBDの主要条項、ボン・ガイドラインを引き合いに出した。

最終的に、「アクセスと利益配分のリンク」、「MATに基づき配分されるべき利益」、「金銭的及び／

又は非金銭的利益」、「技術へのアクセスと移転」、「MATに基づく研究開発成果の共有」、「研究活動への効果的な参画及び／又は研究活動における共同開発」、「交渉における対等性を促進するためのメカニズム」、「意識啓発」、「MAT策定への原住民・地域社会の参画・関与及び伝統的知識保有者との利益配分を確保するための措置」がブリックとして残った。

一方、「国際的な最低限の条件・基準の開発」、「利用ごとの利益配分」、「生物多様性の保全と持続可能な利用及び社会経済的発展のために向けられる利益」、「原産地（origin）が明確でないか、複数の国にまたがる場合の多国間利益配分」、「複数の国がかかわる場合に対応する信託基金の設立」、「MTAに含まれることが見込まれるモデル条項及び標準的な利益のメニューの開発」、「ボン・ガイドラインの更なる活用」はブレットとなった。

②遺伝資源へのアクセス

EUから、アクセスを促進し、透明性と予見性を高めるための国際アクセス標準（international access standards）に関する提案があった。一方、アフリカグループは、環境に健全な利用のためのアクセスを提案し、伝統的知識や原住民慣習の保護を求めた。

最終的に、「締約国にアクセスを決定する主権的権利と権限があることの認識」、「アクセスと利益の公正かつ衡平な配分とのリンク」、「アクセス規則の法的確実性、明確性及び透明性」がブリックとして残った。

また、「アクセスに関する規則の無差別適用」、「国の管轄を越えて遵守を支援するための国際アクセス基準（国内アクセス法の調和を必要としないもの）」、「国際的に開発されたモデル国内法」、「管理及び取引コストの最小化」、「非商業目的研究に対する簡素なアクセス規則」はブレットとなった。

③遵守

EUから、国際アクセス標準として、各国アクセス法・慣習の国際標準、PICとMATの遵守を支援するための不正使用の国際的定義及び業種ごとの標準MTAの要素の作成、利用者の行動規範を促進し、これら規範をベストプラクティスとするためのステップ、特許出願における遺伝資源と伝統的知識の原産国・起源開示に関するWIPOでの議論継続が提案された。

アフリカグループは、利用国における法執行、遺伝資源と伝統的知識の原産国開示、原産国及び国内法遵守の認証、報告・モニタリング・追跡を提案した。

また、ペルーはリマで開催された認証に関する専門家会合の報告が認証を考える上での基盤となると発言し、インドは法的拘束力のある認証と特許出願時の開示義務を強調した。

イスラエルは、法令遵守を確保するための最少要件に焦点を当て、国際認証の活用、特許出願時の開示義務、不正使用の国際定義を強調した。

オーストラリアは、各国権威機関が発行するABS規制遵守の任意の認証を提案し、モデル契約が法令遵守の確保につながるとした。

ニュージーランドは遵守措置の実施可能性に言及し、カナダは契約の柔軟性を強調し、特許出願時の開示義務化に疑問を呈した。

我が国は、認証を実施する上では、目的を明確にし、期待される利益を予測し、効果を実証し、費用対便益解析を実施すべきであるとした。

コンタクト・グループでは、EUの提案した「国際アクセス標準」が「遵守を執行するツール」のところにリストされるべきかどうかで議論が行われ、LMMC、GRULAC、アフリカグループは削除を要求した。EUとLMMCの間での非公式協議の結果、本項目は「遵守を奨励するツール」にリストされた。

最終的にブリックとしては、「遵守を奨励するツールの開発」としての「意識啓発活動」、「遵守をモニターするツールの開発」としての「情報交換のための仕組み」と「国内の権威ある当局によって

発行された国際的に認知された証明書」、及び、「遵守を執行するためのツールの開発」（具体的記述なし）が合意された。

一方、ブレットには、合意に至らなかった項目が、「遵守を奨励するためのツールの開発」、「遵守をモニターするためのツールの開発」、「遵守を執行するためのツールの開発」、「保護に関する慣習法及び地域の制度の遵守を確保するための措置」に列挙された。

④伝統的知識

議論の結果、ブリックとして、「CBD 第 8 条(j)項に基づいて伝統的知識の利用から生じる利益を伝統的知識の保有者と公正かつ平衡に配分することを確保するための措置」、「伝統的知識へのアクセスが共同体の手続に従って行われることを確保するための措置」、「利益配分の決めの中で伝統的知識の利用に対応するための措置」、「ABS に関する研究における伝統的知識の尊重を確保するためのベストプラクティスの特定」、「MTA のモデル条項の開発における伝統的知識の組入れ」、「共同体の手続に従ってアクセスを許可する個人又は当局の特定」、「伝統的知識の保有者の承認を得たアクセス」、「不正な手段又は強要による伝統的知識へのアクセスの禁止」が挙げられた。

また、ブレットとして、「伝統的知識にアクセスが行われる際の伝統的知識の保有者（原住民の社会及び地域社会を含む）による PIC、及び当該保有者との MAT」、「締約国が国内法及び政策を策定することを支援するための国際的に開発されたガイドライン」、「関連する伝統的知識の有無及び伝統的知識の保有者について、国際的に認知された証明書が作成されたことの宣言」、「伝統的知識から生じる利益の共同体における配分」が挙げられた。

⑤能力構築

ブリックとして、「国内法制度の開発、契約交渉等の交渉への参加、情報通信技術、評価方法の開発と利用、生物探索・関連研究・分類学研究、遵守のモニタリングと執行、持続可能な開発のためのアクセスと利益配分の使用など、関係するすべてのレベルにおける能力構築のための措置」、「能力構築の最小要件のためのガイドラインとして使用される国内の能力自己評価」、「技術移転及び技術協力のための措置」、「原住民の社会及び地域社会の能力構築のための特別な措置」が挙げられた。また、ブレットして「財政メカニズムの設立」が挙げられた。

5. COP 決定案の作成

共同議長が 12 日（火）に COP9 へ送付される決定案に含むべき要素を盛り込んだノンペーパーが配布され、13 日（水）に、Linus Spencer Thomas（グレナダ）と Francois Pythoud（スイス）を共同議長とするコンタクト・グループが設置された。コンタクト・グループで、各国はこの共同議長ノンペーパーに対してコメントを提出し、翌 14 日（木）には、改訂された COP 決定案について議論を継続した。

議論のポイントは、作業部会の今後の活動との関連でどの法律文書を引用するか、技術専門家会合をどうするか、COP9 と COP10 の間にいつ何回の作業部会を開催するか、原住民の参加をどうするか、ABS における GEF（Global Environment Facility、地球環境ファシリティー）の役割、及び、クリアリング・ハウス・メカニズムであった。

作業部会の今後の活動との関連でどの法律文書を引用するかに関して、先住民の権利に関する国連宣言（UNDRIP）について、カナダは「歓迎する（welcome）」よりも「留意する（take note）」を用いることを要求したが、ブラジル等は反対した。

EU、オーストラリア等の先進国は COP7 決定 19D の引用を提案したが、LMMC、アフリカグル

ープはCOP8決定4A（グラナダ・テキストを付属文書に含む）を主張した。

また、我が国、ニュージーランドは各国にボン・ガイドラインの十分な活用を提案したが、ブラジル、アフリカグループは反対した。結局、これらは併記された。

COP9とCOP10の間の作業部会の開催に関して、最初の共同議長提案では、ABS-WG7（2009年2月、コロンビア）、ABS-WG8（2010年7月）と記載されていたが、合意が得られず、予算の都合によるが、ABS-WG7を2008年中、又はCOP9以降のできるだけ早期に開催するとの記述となつた。また、各作業部会の前に共同議長による2日間の非公式協議を開催するとされた。

6. おわりに

ABS-WG6の報告書²には、付属文書として、「COP9決定案」と「IRの目的・範囲・主要な構成要素・性質」が付けられることになった。

IRの目的・主要な構成要素について十分な議論が行われたとはいえないものの、「IRの構成要素に入れることを目的に更に審議すべき事項」（■：ブリック）と「更なる検討のための構成要素」（●：ブレット）への分類作業が行われた。これは従来に比べて議論が前進したと見ることができる。

コンタクト・グループの議論が紛糾した際、COP8直前のABS-WG4（グラナダ）の再来かと思わせたが、COP8へ送付されたテキストと比較すると、まともなものとなった。今後、こうした作業が続けられることになる。

しかし、先進国と途上国の中では主張の隔たりはまだまだ大きく、何とかIRの策定に走ろうとするEUの調整作業も失敗となったことから、COP9での議論が大きな意味を持つこととなった。

我が国は、22日（火）の昼食時にJBA主催のサイドイベントを開催した（下記ポスター参照）。また、JBAとNITEの活動、METI/JBAによる英語版「遺伝資源へのアクセス手引」、「認証に関する議論」「Discussion Paper Issues to be Addressed in Discussions on a Certificate - Verifying Effectiveness -」³等を場外で配布し、地道な活動を継続した。



² UNEP/CBD/COP/9/6 「Report of the Ad Hoc Open-Ended Working Group on Access and Benefit Sharing on the Work of Its Sixth Meeting」 (<http://www.cbd.int/doc/meetings/cop/cop-09/official/cop-09-06-en.pdf>)
(2008年3月12日アクセス)

³ 本レポートは、経済産業省による「平成19年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)」の一環として、財団法人バイオインダストリー協会が、株式会社日本総合研究所に再委託して実施した調査の結果である。

[28] COP9*

2008年5月19~30日、ボン・ドイツ

2008年5月19日~30日、生物多様性条約第9回締約国会議（COP9：議長は、ドイツ環境・自然保護・原子力安全省 Sigmar Gabriel 大臣）が、ドイツ・ボンで開催され、締約国、関連機関、NGO 等から4000人以上が参加した。日本からは鴨下一郎環境大臣、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、（独）製品評価技術基盤機構（NITE）、（財）バイオインダストリー協会（JBA）が出席した。経済産業省¹、NITE²、JBA³は議題4.1の「遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）」の交渉に対応した。

COP会議に先立ち、アクセスと利益配分に関する作業部会（ABS-WG）の共同議長（カナダ、コロンビア）による事前の非公式協議が持たれ、議事の進行について説明があった。

COP9会期中の議題4.1（ABS）の、「COP10（2010年）までの議論の工程」については非公式協議グループ（Informal Consultation Group、ICG）で、「技術専門家会合で検討すべき項目」については小グループ（Small Group、SG）で、それぞれ協議された。

その結果、COP10までに検討作業を完了することとされている国際的制度（International Regime、IR）についての下記ロードマップが採択された。

—COP9 結果—

COP10までに行う作業として、

- ① ABS作業部会を3回開催する、
- ② 8条(j)項作業部会を1回開催する、
- ③ 作業部会の会合に当たり、事前の地域内及び地域間協議を実施する、
- ④ 技術専門家会合を3回開催する、

が合意された。

（各会合の検討事項等の詳細は、後述“2. 結果：議題4.1「遺伝資源へのアクセスと利益配分」決定事項”を参照）

また、日本は、遵守に関する技術専門家会合の日本開催、ABS-WG開催への5万ドル拠出表明など、2010年に向けた作業への積極的貢献の姿勢を示した。以下に詳細を報告する。

1. 議題4.1「遺伝資源へのアクセスと利益配分」交渉の経過

1-1. 共同議長による事前非公式協議（5月18日午後）

COP9会期中のABSに関する議論に先立ち、ABS-WGの共同議長による非公式協議が開催された。共同議長は、COP10までに当該作業部会の作業を完了させることが義務付けられており、それが今回の主要議題の1つに挙げられていることから、「ボンからCOP10に至る工程表」、「IR交渉のベースとしての付属文書」、及び「会期間会合に対する予算の確保」について合意を得たいとし、以下の説明を行った。

* ABS-WG6（ジュネーブ/2008年1月）で議論した「主要な構成要素」に関する詳細な議論は

* 「1-3. 生物多様性条約第9回締約国会議－遺伝資源へのアクセスと利益配分－」平成20年度環境対応技術開発等（生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業）委託事業報告書 pp11-20.（財）バイオインダストリー協会、平成21年3月

¹ 経済産業省製造産業局生物化学産業課事業環境整備室・作田竜一室長、及び桐原 浩係長

² バイオテクノロジー本部生物遺伝資源開発部門・安藤勝彦部門長、及び須藤 学主査

³ (JBA)炭田精造所長、齋崎義康長、及び(株)日本総合研究所総合研究部門・渡邊幹彦主任研究員

WG で行う方が好ましく、残っている「目的」、「範囲」、「性質」について議論できればよい。

- * 共同議長提案として、COP10 までに、3 回の作業部会、3 回の技術専門家会合、最低 1 回の地域・地域間会合を開催したい。

1-2. 全体会合（5月19日：COP9 第一日目）

19 日午前に開催された全体会合（開会式）に、ABS-WG 共同議長が登壇し、COP8（クリチバ/2006 年 3 月）から COP9 までの ABS-WG の進捗・成果を報告するとともに、COP10 に向けての工程表をボン・マンデート（Bonn Mandate）とすることを提案した。

これに対して、COP9 議長は、21 日午後の WGII（議長：Ms. M. Mbengashe（タイ））で議題として取り上げ、直ちにコンタクト・グループを設置するが、それまでは共同議長の非公式協議として議論し、最終結果を 30 日午後に全体会合で直接報告するように要請した。

しかしながら、設置されるコンタクト・グループの数が多すぎるとの批判のためか、結局コンタクト・グループは設置されず、最後まで ICG として交渉を継続した。

1-3. 共同議長による非公式協議

5 月 20 日午前、共同議長による非公式協議が開催された。WGII までに何をするか、WGII で本議題をどう扱うか、また、その後どのように議論を進めるかについて、下記共同議長の考えが再度提示された。

- * WGII では、共同議長から会期間会合の報告を行い、各国代表からの発言を求めることになるが、全般的な発言は避けたい。
- * COP9 から COP10 に向けてのプロセス・工程表を提示した。
- * 今後の進め方として、ICG を設置し、COP9 決定案の協議・交渉を行う。その結果を 30 日午後の全体会合で報告したい。
- * ICG では、プロセスと予算についての決定を協議したい。予算措置については予算委員会との連携が必要であるが、そのガイダンスとして、3 回の作業部会、3 回の技術専門家会合、最低 1 回の地域・地域間会合の開催を提案した。これらはいずれも異なる目的を持っており、COP10 までの確固たるプロセスとなる。
- * 今後の IR 交渉のベースを ABS-WG6 の付属文書とすることで合意を得たい。

1-4. WGII での議論

5 月 21 日午後のセッションで、ABS が議論された。

- ABS-WG 共同議長から、会期間の活動・成果（ABS-WG5：モントリオール/2007 年 10 月、ABS-WG6、認証に関する技術専門家会合：リマ/2007 年 1 月）について報告された。
- WGII 議長から発言は地域グループ代表のみとの要請があったにもかかわらず、地域グループのみならず、各国からも発言が行われた。バミューダ（G77+中国の代表）、ナミビア（アフリカ代表）、ケニア（メガ多様性同士国家（LMMC）代表）、及び、多くの途上国は、「利益配分が正当に行われるためには、法的拘束力のある枠組みが必要である」と主張した。また、ABS-WG6 の付属文書を今後の交渉ベースとすることに異論はなく、直ちに具体的な交渉に入るべきとした。
- カナダは、オーストラリア、アイスランド、日本、ニュージーランド、ノルウェー、スイスを代表して、COP9 では COP10 に至るプロセス（工程表）を議論すべきであり、ABS-WG6 付属文

書は今後の交渉のベースになり得ると発言した。

1-5. 非公式協議グループ (ICG)

1-5-1. ICG (1)

5月21日夕刻、最初のICGが開催された。ABS-WG共同議長は、今後のプロセスと交渉のベースについて合意を得たいとして、非公式協議で提示した各項目について、各国からの意見を聴取した。

- 作業部会の開催回数について: カナダ、スイス、ノルウェー、オーストラリア、ニュージーランド、コロンビア、中国、ケニア、ブラジル、マレーシアは、最低3回の作業部会開催が必要と主張した。EUは、2回の開催が好ましいが、作業を完了させるために協議又は第3回目の作業部会が必要ならば止むを得ないと発言した。開催回数は3回とするが、予算との関係もあり柔軟性を持たせることで一致した。
- 技術専門家会合について: 会合の役割がまず議論された。作業部会に直接関係する課題に対しては、法的・技術的立場から解析を行うという意見、またオプションやシナリオまでの提案を求めるとの意見が出された。さらに、技術専門家会合の専門家の選任方法を確認した。
- 技術専門家会合で扱う課題について: 共同議長が提示した「遵守 (compliance)」、「コンセプト/ツール (concepts/tools)」、「伝統的知識 (traditional knowledge)」について、さらに、「IRの文脈における遺伝資源・生物資源・派生物等の定義」、「契約・国際法等の遵守」、「原産国・遵守・各国ABS法等の認証」、「商業目的・学術研究におけるアクセスの区別」、「司法へのアクセス」等の意見が出された。日本は、「IRがどのようなものであろうとも、実行可能性・柔軟性・費用対効果を前提にすべきである」と発言した。
- 地域・地域間協議会合について: ブラジル、ナミビアが有意義であると発言した。
- 交渉のベースをABS-WG6の付属文書とすることに対しては、特段の反対意見は出なかった。

1-5-2. ICG (2)

5月22日午前、ABS-WG共同議長が「ボン工程表」の改訂版を提示した。

- 作業部会については、「最低3回の開催」、「ABS-WG6付属文書を交渉のベースとする」とされ、EUも内部協議の結果として納得した。
- 専門家会合の目的に「to put forward options and/or scenarios」の記述があることに対して、カナダはオプションは誘導的に見えると発言した。これに対しマレーシアは、オプションの有用性、ペルーでの認証に関する技術専門家会合の委任事項 (TOR) にも「to elaborate options」があると反論した。日本は、CBD第15条に盛られた権利と義務のバランスを反映させるため、遵守にアクセスを含め議論するべきであると提案した。EUはモデル条項 (model clauses) が必須のツールであるとして、専門家会合での議論が必要であると主張した。また、カナダ、中国、シンガポール等は、遵守や伝統的知識に関して個別の具体的質問を提示することが重要であると指摘した。

午後、共同議長が、ノン・ペーパーとして、専門家会合と調査についての質問リストを作成し、配布した。ABS-WG共同議長は、意見の分かれている点を含め、専門家会合のTORをSGで議論しICGへ提案することを要請し、SGとして、マレーシア、ブラジル、コロンビア、ナミビア、EU、カナダ、オーストラリア、日本を指名した。

1-5-3. ICG (3)

5月 23 日 : COP9 決定案の検討

- 決定パラ 1 について、共同議長が 2 つのオプションをまとめた案文を提示した。 *Welcomes the progress made in the Ad-Hoc Open-ended Working Group on ABS and decides that the Annex to the present Decision, which was annexed to the draft decision attached to the report of the 6th meeting of the Group, shall be the basis for further negotiation of the International Regime.*
- オーストラリアは further elaboration and negotiation とし、in accordance with Decision VII/19d を追加することを提案した。EU は elaboration とすると WG-ABS6 テキストの位置付けがあいまいとなるので、transit to WG-ABS7 を追加することを提案した。マレーシアは、これまで elaboration and negotiation を重ねてきたので、先へ進めることを強調した。オーストラリアは、技術専門家会合の開催が elaboration につながると発言し、カナダは、例として、伝統的知識は未完成であり、elaboration が必要であると発言した。また、エチオピアは、elaboration は negotiation のコンポーネントであると発言した。EU は negotiation of the IR, taking into account the need to further elaborate and consider the main components included in the Annex to the decision とすることを提案した。ニュージーランド、スイス、オーストラリア、カナダは elaboration and negotiation とすることを支持した。
- 決定案の前文における「先住民の権利に関する国連宣言」に関して、カナダ、ニュージーランドは「留意する」(taking note of) とし、宣言の具体的引用は不要との立場を表明した。これに対して、EU、マレーシア、ブラジル、コロンビア、エチオピアは「歓迎する」(welcoming) を主張し、後日の検討に委ねることになった。
- COP9 と COP10 の間に開催する作業部会の回数、予算、マンデートについて議論が開始され、予算との関連があるものの、少なくとも 3 回の開催が趨勢を占めた。

5月 24 日 : COP9 決定案の検討再開

- パラ 2 で、マレーシア、ブラジル等は「establishing the IR on ABS at COP10」とし、IR を採択することを主張した。日本は、IR の中身を指す instrument(s) の法律上の意味の説明を事務局に要請した。事務局から、COPVII/19D にもある「an instrument/instruments」は、議定書から行動規範までの広範囲のものを包含することが説明された。ナミビアは、「…with the aim of enabling COP10 to adopt an instrument/instruments to efficiently implement the provisions in Articles 15 and 8(j) and the three objectives of the Convention, without any way prejudging or precluding any outcome regarding the nature of such an instrument/instruments」とすることを提案した。これに対して、カナダは「…finalizing an instrument/instruments to be provided to COP10 to efficiently implement…」と提案し、EU は作業部会の役割は作業の完了と COP への提案であるとして「…finalize the negotiation of the IR with a view to enable COP10 to consider the adoption of an instrument/instruments …」を提案した。最終的に、「…submit to consider for adoption by COP10…」とすることで一致した。
- 決定案パラ 5 の作業部会の回数、開催時期について: ABS 共同議長から、開催は 3 回 (ABS-WG7、WG8、WG9) とし、それぞれ、2009 年前半、2009 年後半、2010 年前半とする提案があった。これに対してマレーシア、ブラジルから、WG9 は COP10 の 6 ヶ月前に開催と記載すべきであるとの意見が出されたが、カナダ提案の「second quarter of 2010 bearing in mind the

requirements of Article 28 of the Convention」とすることで了承された。

- なお、本パラについては、5月26日に、ブラジルから各ABS-WGでの主要議題を明記すべきとの意見が出された。そこで、各WGの議題は、「ABS-WG7：目的、範囲、遵守、公正・衡平な利益配分、アクセス」、「ABS-WG8：性質、遺伝資源に関する伝統的知識、能力、遵守、公正・衡平な利益配分、アクセス」、「ABS-WG9：WG7及びWG8の会合結果の統合」となった。

5月25日：決定案パラ6の3つのオプションの検討

- ブラジルがグラナダ・テキスト（ABS-WG4、グラナダ/2006年1~2月）も交渉のベースとし、拘束力を持つIRを起草するオプションAの支持を表明した。これに対して、スイス、カナダ、オーストラリアは、IRの交渉は開始されたばかりであり、ABS-WG6でもその性質についてオプションを併記したに過ぎず、本パラは削除すべきであるとした。日本もこれを支持し、EUも同調した。一方、マレーシアは、ABS-WG6での各国発言を引用し、いくつかの措置は法的拘束力を持つ可能性があるとしたことから、ボン・ガイドラインのように完全に自発的な措置では不十分であると反論した。ブラジル、コロンビア、エチオピア等の途上国は、遺伝資源の不正使用を防ぐためには、最低限でも遵守措置に拘束力を持たせるべきであるとして、議論は平行線をたどった。
- ナミビア、ニュージーランド、中国、EUがそれぞれ文章案を提示した。中国案の「further instructs the WG to clearly identify the components which need to be addressed through legally binding or non-legally binding measures in the IR and to draft those provisions accordingly」にEUを含め支持が集まったが、カナダのみはポジションを変更せず本パラの削除を主張し、本パラに関する交渉は一時中断された。
- 決定案パラ7の各国からの提案について：何を提案の内容とするのか、事務局は各国提案をどのようにまとめるのかで議論が伯仲した。従来は事務局が各国提案をそのまま編集（compile）していたが、今回、各国からIRを構成する「目的」、「範囲」、「主要な構成要素」、「性質」についても、具体的文言（operational text）に関する提案を求めることがなった。マレーシア等途上国は整理統合（consolidation）を求めた。これに対して、日本は、consolidationの過程で事務局の恣意が入る可能性があるので、単なる編集（compilation）にとどめるべきであると主張した。議論が紛糾したが、日本から事務局の具体的作業手順を明確にし、その手順を書くべきであると提案した。最終的に、事務局の作業としては、各国提案を項目ごとに並べ替え（collation）を行うとともに、各国提案のどの部分と対応するかを明示することで意見が一致した。
- 決定案パラ8（協議の開催）について：EUが修正案「Emphasizes the importance of consultation to advance the negotiations and requests the co-chairs of the WG-ABS to be instrumental in organizing and facilitating such consultations during the intersessional period. Encourages Parties and stakeholders to carry out bilateral, regional and interregional meetings and consultations. Call upon donors and relevant organizations to provide financial resources necessary for such meetings and consultations」を提示した。メキシコはこれに「and report on the outcome of such consultations at subsequent meetings of WG-ABS」を追加することを求めた。
- 決定案パラ9は原住民・地域社会の参画を広く認めるオプションBが採用された。パラ10、14、15はいずれも他に記載があることから、削除されることになった。なお、パラ14のボン・ガイド

ラインの活用に関して、日本から本作業の根幹となった WSSD のパラ 44(o)¹を前文に引用することを求め、採用された。また、パラ 16 は COP9 での CEPA (communication, education and public awareness) の議論次第で削除されることになった。

5月 27 日 : CRP.1 文書についての議論

- ABS 共同議長がこれまでの議論に基づき、括弧つきの CRP.1 を提示し、以降は本文書をベースに交渉が継続された。なお、事務局から、技術専門家会合の TOR にある「事務局への要請事項」は付属文書から決定部分へ移すとの説明があった。
- CRP.1 のパラ 8 (法的拘束力の有無) について : カナダは「further instructs WG-ABS to work expeditiously with the aim of completing its work at its ninth WG meeting, to clearly identify the components which need to be addressed through provisions in the IR and to draft these provisions accordingly, without in any way prejudging or precluding any outcome regarding the nature of such provisions」と修正することを提案したが、マレーシアは G77+中国を代表してこれを拒否した。オーストラリアが中国案の修正として、「further instructs WG-ABS to clearly identify any components which should be addressed through a legally binding instrument/instruments in the IR and draft these provisions accordingly」を提案した。日本は、この原文では意味が misleading であるため、non-legally binding というオプションも明示するよう修正すべきであると提言した。カナダが修正案を提案した。日本がこれを支持し、交渉の結果、「…through legally binding measures, non-legally binding measures or a mix of the two…」とすることで一致を見た。
- パラ 12 の技術専門家会合の時期について : ①「遵守」、②「コンセプト、用語、作業上の定義、分野別アプローチ」、は ABS-WG7 の前に開催、③「遺伝資源に関する伝統的知識」は ABS-WG8 の前に開催し、それらの結果を当該作業部会に報告するとの記載を追加することになった。また、パラ 13~15 は互いに関連することから、1 つのパラにまとめることになった。
- パラ 17 に関して、EU から第 8 条(j)項に関する作業部会との協同を追記することが提案され、採用された。
- これらの議論に基づき、5 月 28 日に、ABS 共同議長から CRP.1/Rev.1 が提示され、マイナーな修正の後に、合意され、L.27²として全体会合での採択に供せられることになった。

1-6. 小グループ協議 (SG)

1-6-1. SG 協議「技術専門家会合の TOR」

5 月 22 日夕刻から、ナミビアを議長にして技術専門家会合の TOR 案を作成する作業を開始した。当初、参加国限定であったが、ニュージーランド、中国等から参加の要望があり、5 月 23 日午前から参加自由となった。SG は 5 月 23 日夕刻～深夜にも継続された。

¹ WSSD パラグラフ 44(o): Negotiate within the framework of the Convention on Biological Diversity, bearing in mind the Bonn Guidelines, an international regime to promote and safeguard the fair and equitable sharing of benefits arising out of the utilization of genetic resources;

「遺伝資源の利用によって生じる利益の公正かつ衡平な配分を促し、保護するための国際的制度について、ボン・ガイドラインを念頭に置きつつ、生物多様性条約の枠組みの中で交渉を行う」

² UNEP/CBD/COP/9/L.27 “ACCESS AND BENEFIT-SHARING Draft decision submitted by the Co-Chairs of the Informal Consultation Group on Access and Benefit-sharing” (UNEP/CBD/COP/9/L.27)

<https://www.cbd.int/doc/meetings/cop/cop-09/work/plenary/cop-09-l-27-en.doc> (2007 年 7 月 9 日アクセス)

最終的に、3回の技術専門家会合を開催し、それぞれ以下の課題及び検討内容を議論することでまとまり、本文はCOP9決定の付属文書IIとして全体会合で採択された。

- ① 第1回技術専門家会合：「遵守」を課題とし、既存の国際法を含む法制度で何が可能で更に何が必要なのか、自主的な措置でどれだけ対応可能なのか、遺伝資源の不正使用（misappropriation）／誤用（misuse）の国際的定義がどの程度活用できるのか、原住民・地域社会の慣習法をどのように考慮するのか、研究・非商業用途に特別の措置が必要か等について検討する。
- ② 第2回技術専門家会合：「コンセプト、用語、作業上の定義、分野別アプローチ」を課題とし、IRの主要な要素を作成する上で生物資源・遺伝資源・派生物・製品をどう定義するか、分野別に異なる利用形態をどう区別するか、分野別に固有のABS協定があるのか、こうした分野別ABSの特徴を考慮するとどのようなオプションがあるか等を検討する。
- ③ 第3回技術専門家会合：「遺伝資源に関する伝統的知識」を課題とし、遺伝資源及び関連する伝統的知識へのアクセスと利用の関係は何か、原住民・地域社会レベルでの伝統的知識へのアクセス制限をどう配慮すべきか、また、どの範囲が許容されるか、通常のPIC・MATは原住民・地域社会とのPIC・MAT遵守にどの程度対応可能か等について検討する。

1-6-2. SG協議「付属文書の検討－主要な構成要素、範囲一」

5月29日に入り、ABS共同議長から、本グループの進捗をビューローに報告し、更に実質的な議論を進めることに関する合意を得たとして、同日夕刻を期限として、ジュネーブでの作業の継続が指示された。

ナミビアとオランダを共同議長とするSGが結成され、まず、「主要な構成要素」の「更なる検討が必要な項目」（ビュレット）の「IRに含めることを目的に考慮する項目」（ブリック）への移行作業が開始された。なお、午前中はチャタム・ハウス・ルール（会合参加者は、受け取った情報を自由に使ってよいものとするが、発言者や参加者を特定したり、その所属を明らかにしたりしてはならないというルール）を適用するとされたが、午後からはこのルールは除外された。

「遵守」をはじめとして、EUと途上国の意見が依然として噛み合わないままであったが、生物多様性の保全と持続可能な利用と社会経済的発展に向けたメカニズムに関する事項が「公正で衡平な利益配分」のブリックに、また、「公正で衡平な利益配分」のビュレットにあった「MTAに含まれ得るモデル条項の選択肢の開発」が「能力」のブリックに、それぞれ文言を修正して移行された。

さらに、「目的」について、SG共同議長から、ジュネーブでの7つのオプションをまとめたものとして、テキスト案が提示された。しかし、これについて交渉が行われたが、ほとんどの部分に括弧がつけられた。さらに、カナダ、EUからの提案をそのまま併記することとなり、最終的には、括弧つきのテキストと2つのオプションの計3つのオプションが併記された。

2. 結果：議題4.1「遺伝資源へのアクセスと利益配分」決定事項³

交渉の結果、COP10までに行う作業として、①ABS作業部会を3回開催、②作業部会の会合に当たり事前の地域内及び地域間協議の実施、③技術専門家会合を3回開催、が合意された。詳細を表1、2、3に示す。

³ COP9 Decision IX/12 Access and benefit-sharing
<http://www.cbd.int/decisions/cop9/?m=COP-09&id=11655&lg=0> (2008年7月15日アクセス)

表1 COP10までに開催予定のABS-WG会合

会合	開催時期	開催場所	検討事項
WG7*	2009年 4月2-8日	パリ・フランス	目的、範囲、遵守、公正・衡平な利益配分、アクセス
WG8**	2009年 11月9-15日	モントリオール・カナダ	性質、遺伝資源に関する伝統的知識、能力、遵守、公正・衡平な利益配分、アクセス
WG9*	2010年 3月18-24日	未定	WG7とWG8の会合結果の統合

(注) * : 2008年9月26日 CBD事務局からの情報による。** : 2009年3月6日情報、第6回8条(j)項作業部会も同様に、2009年11月にカナダのモントリオールで開催される予定である。

表2 ABS-WG8までに開催予定の技術専門家会合

会合	開催時期	開催場所	検討事項
第1回*	2008年 12月2-5日	ウィントフック・ナミビア	コンセプト、用語、作業上の定義、分野別アプローチ
第2回*	2009年 1月27-30日	東京・日本	遵守
第3回**	2009年 6月16-19日	ハイデラバード・インド	遺伝資源に関する伝統的知識

(注) * : 2008年9月26日 CBD事務局からの情報による。** : 2009年2月24日 CBD事務局からの情報による。
(第1回及び第2回技術専門家会合の成果を ABS-WG7までに検討できるように、また第3回技術専門家会合の成果を ABS-WG8までに検討できるように会合を開催することが CBD事務局長に要請された)

表3 技術専門家会合の構成メンバー

会合	構成メンバー	
第1回	専門家(30名)	締約国から推薦
	オブザーバー(15名)	3名: 原住民・地域社会 12名: 産業界、研究機関・学界、植物園その他の生息域外コレクション保有機関、国際機関・国際協定、NGO
第2回	専門家(30名)	締約国から推薦
	オブザーバー(10名)	3名: 原住民・地域社会 7名: 国際機関・国際協定、産業界、研究機関・学界、NGO
第3回	専門家(30名)	締約国から推薦
	オブザーバー(15名)	7名: 原住民・地域社会 8名: 国際機関・国際協定、産業界、研究機関・学界、NGO

3. 他・特記事項

- 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が2010年10月18~29日、名古屋で開催されることが正式決定された。また、その直前の10月11~15日はカルタヘナ議定書会議(COP-MOP5)が、同地で開催される。
- 下記のように次期ビューローが決定された。
 - 中東欧(ウクライナ、セルビア)、中南米(メキシコ、ハイチ)、アジア太平洋(カンボジア、クック諸島)、アフリカ(マラウイ、スーダン)、西欧その他(イスラエル、スウェーデン)
- ブルネイが191番目のCBD加盟国になる件について提案・承認された。(7月28日加盟)
- COP11のホスト国としてエクアドルが名乗りを上げた。

[29] 生物多様性条約「コンセプト、用語、作業上の定義及び分野別アプローチに関する法律・技術専門家グループ」会合*

2008年12月2~5日、ウイントフック・ナミビア

2008年12月2~5日の4日間にわたり、ナミビアの首都ウイントフックにて、生物多様性条約(CBD)の標記会合が開催された。我が国からは(独)製品評価技術基盤機構バイオテクノロジー本部生物遺伝資源開発部門の安藤勝彦部門長が専門家として選出され、出席した。

本会合は、締約国から選ばれた30名の専門家、オブザーバーとして原住民・地域社会から3名、さらに、産業界、研究機関・学界、植物園その他の生息域外コレクション保有機関、国際機関・国際協定、NGOからの12名、で構成¹されることになっていた(第9回CBD締約国会議(COP9)決定事項IX/12)。以下に会合結果²を報告する。

1. 出席者

専門家(21名): ブラジル、カナダ、コスタリカ、キューバ、チエコ、EU、エチオピア、フランス、ジョージア、ドイツ、インドネシア、日本、モーリシャス、ナミビア、オランダ、ナイジェリア、ペルー、フィリピン、スイス、イギリス、ウルグアイ

オブザーバー(14名): (非加盟国)米国／(国際機関)Biodiversity International、ITPGRFA事務局、FAO事務局／(産業界)Plantum NL、Eli Lilly、Limagrain、Abbott／(研究機関)International Union of Biological Sciences、Smithsonian Institution／(植物園)南アフリカ国立植物園／(原住民)カナダ、ブラジル、ケニア

その他: CBD事務局、ABS-WG共同議長、COP9議長代理(独)、COP10開催国代表(日本)

各国1名の専門家は、締約国からCBD事務局にノミネートされた専門家より、地域的なバランスを考慮して当初30名が選出されていた。しかし、エジプト、インド、iran、ニジエール、パキスタン、タイ、タジキスタン、タンザニア、セントルシアからの専門家が欠席したため、専門家の出席は21名であった。また、オブザーバーも15名が指名されていたが、参加は14名であった。

2. 課題について

本会合は、COP9決定により以下に示す4つの課題について審議し、結論を出すように求められていた。

- (a) 生物資源、遺伝資源、派生物及び産物についての理解の仕方にはどのようなものがあり、アクセスと利益配分に関する国際的制度(IR)の主要な構成要素を定める上で、それぞれの理解がどのような意味を持つか(セクター及びサブセクターごとの活動との関連や、商業目的での研究と非商業目的での研究との関連を含む)
- (b) 条約の第15条7項にのっとり、セクター及びサブセクターごとの活動に関連して、遺伝資源の

* 「1-4. 生物多様性条約『コンセプト、用語、作業上の定義及び分野(セクター)別アプローチに関する法律・技術専門家グループ』会合報告」平成20年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業報告書pp21-24、(財)バイオインダストリー協会、平成21年3月

¹ 候補者及び選出された専門家等のリストは、下記URLで閲覧可。(2008年12月10日アクセス)

<http://www.cbd.int/doc/notifications/2008/ntf-2008-141-abs-en.pdf>

² CBD事務局の会合報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/7/2)は下記URLで閲覧可。(2009年2月25日アクセス)

<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/absgtle-01/official/absgtle-01-abswg-07-02-en.pdf>

様々な利用形態を特定すること

- (c) セクターに固有のアクセスと利益配分の決めの特徴を特定、説明し、セクターごとのアプローチに違いがあればそれを明らかにすること
- (d) これら異なる特徴を考慮に入れるための案やアプローチにはどのようなものがあり、また、それぞれのセクターでのアクセスと利益配分が関係する慣行と整合し得るのはどのようなものか

本会合は技術専門家会合であり、上記の問題に対して専門家の立場から建設的な意見を求め、集約することを目的にしており、締約国間の交渉の場ではない。また、事前に CBD 事務局には日本政府から、4 つのセクター(①生息域外保存が実行されるセクター、②他の国際的な枠組みによってカバーされるセクター、③国際的な相互依存の公衆衛生に寄与するセクター、④遺伝資源が基礎科学及び非商業的な目的のために利用されるセクター)の重要性を示した文章が提出されていた³。

3. 会合結果

課題(a)

- 生物資源や遺伝資源の用語の定義は既に CBD に規定されているため、新たな用語の再定義は避けるべきと結論した。
- 「遺伝資源」の用語をより深く理解するためには、利用形態に着目することが適当であるとされ、その利用という切り口から利用形態を 7 種類 (①遺伝的改变、②生物合成、③育種と選別、④遺伝資源の直接的繁殖及び培養、⑤保全、⑥特徴付け及び評価、⑦遺伝素材に自然に発生している化合物の生産) に類型化し、それぞれの利用形態の特徴を洗い出した。また、コスタリカ、キューバなど途上国を代表する専門家の多くは、「遺伝資源」の用語が今後の IR の範囲に密接に関連するため、この利用形態の例示に限定することなく、将来的に追加され得るものであると主張した。
- 產品：市場で流通されている產品 (commodity) が PIC の対象にならないことは参加者共通の認識であったが、MAT の対象とされるべきか否かについては議論が必要であるとの認識だった。この問題は「遵守」の専門家会合で議論されるべき論点であるとした。
- 「派生物」と「生産物 (product)」の用語の定義については、従来の議論同様に、それぞれの意味するところが極めて広いことがクローズアップされた。
- スイスから「派生物」とは遺伝資源だけでなく遺伝資源に係る情報も含む広い概念であり、「生産物」はこの派生物に抱合されるとの考え方が示された。
- 派生物が PIC、MAT でどのように扱われるかは、各国の国内法制度によって異なる点が確認された。また、PIC、MAT は当事者間の契約によっても大きく異なり、ケースごとの判断に委ねられていることも確認された。
- アクセスの時点では認識されていなかった派生物が、遺伝資源の利用の過程で見いだされることとなった場合に、これを PIC や MAT でどのように扱うかが議論された。①そのような事態を想定した上で対応方法をあらかじめ PIC や MAT の条項に書き込んでおく、②そのような事態が生じた場合には再度当事者間で議論する、などの案が示された。この場合、派生物が認識された時点でどこまでの PIC や MAT を求めるかについては、リスク評価とリスク管理の考え方を適用すべきであるとの考え方や、PIC や MAT に係る対応が利用者側に大きな負担となり利

³ 我が国からの CBD 事務局への提出文書は下記 URL で閲覧可。(2008 年 12 月 19 日アクセス)

<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/absgtle-01/official/absgtle-01-02-add1-en.pdf>

益を上回ることになりかねないとの懸念も示された。

- 先進国産業界から、「派生物が公知の事実 (public domain) となった時点で、その派生物は PIC や MAT の対象から外れる」との意見が出され、特に先進国側参加者の賛同を得た。これに対し、ペルー及びエチオピアから「情報／派生物／派生物情報が公知の事実となった時点で、それらは PIC や MAT の対象から外れる (TK は除く)」という修正が入り、多くの参加者の賛同を得た。ただし、そのような理解があつたとしても、公表によって遺伝資源の提供者が不利な立場に立たないよう、例えば一般公表に先駆けて遺伝資源提供者に情報提供するなどを、PIC や MAT において当事者間で合意しておくことが有益であるとの指摘もなされた。

課題(b)、(c)、(d)

- セクターについての実質的な議論は全くなされず、専門家が関心のあるセクターについて任意にグループを作り、グループごとにそのセクターの特定、特殊性を議論することとされた。全体会合では、その各グループでの議論が紹介されただけで、セクターごとの特徴、その特徴を踏まえた異なる扱いについても、詳細な議論はなされなかつた。
- その結果、①非商業的研究、②農業・食料品、③医薬品・バイテク、④生息域外保全、の各セクターに分かれて議論された。この分類については、一部の専門家から異論が唱えられ、特に④の生息域外保全は、①の非商業的研究に含めるべきであるなどの意見も出された。他方、②の農業・食料品セクターにも非商業的研究が含まれるなど、重複や漏れの無い完全な分類はできないとの指摘もなされた。いずれにせよ、今回は時間的制約もあり、議論を進めるための便宜的なセクタ一分類にすぎない旨が参加者間で確認された。
- 今後検討される IR は、セクターごとの相違を容認する柔軟性を備えたものである必要があり、セクター横断的に必要とされる最低限の事項を規定したものであるべきとの考えが示された。
- EU は MTA のモデル条項 (Model Clause) の検討が有益であるとした上で、このモデル条項は強制的でなく選択的な性格を持たせるべきであり、また MTA の条項として複数の選択肢が提示されることも有益であると述べた。また、SMTA (Standard Material Transfer Agreement) を提示している FAO の多国間制度は、今後の国際レジームを検討する際に有益な情報を提供するとの見解も示された。
- 植物園などでは各国共通の行動規範 (code of conduct) が策定され、遵守されているとの例も紹介され、IR の検討に当たっては、これらの扱いも参考に検討していくべきとの指摘もなされた。
- 医薬品に係る公衆衛生ゆえの特殊性や、WHO など他の国際機関での議論も踏まえた検討が必要であるとの論点については、我が国代表の専門家から指摘され、参加者から一定の理解は得られたが、議論が進展するには至らなかつた。

4. おわりに

本会合において、今後検討されていく IR においては柔軟性が重要である点は、参加者の共通した認識であった。また、本会合では、IR は最小限の内容を決めた枠組みとして柔軟性を持たせたものとするという方向性が出ていたように思う。ただし、今回は専門家会合の性格上、IR の範囲などの交渉などはなされなかつた。

さらに、今回の専門家会合では、選択された専門家 30 人中、途上国側のエジプト、インド、イラン、ニジエール、パキスタン、タイ、タジキスタン、タンザニア、セントルシアの専門家が参加できず、オブザーバーも専門家と同じテーブルで自由に意見を行う状況となり、勢力的には先進国側の発言が多い傾向となつた。今後の、ABS-WG での議論を見守る必要があろう。

[30] 生物多様性条約「遵守に関する法律・技術専門家グループ」会合*

2009年1月27~30日、東京・日本

生物多様性条約（CBD）、第9回締約国会議（COP9）における決定事項IX/12に従い、「遵守に関する法律・技術専門家グループ」の会合が2009年1月27日から4日間にわたって東京で開催された。本会合は締約国からCBD事務局にノミネートされ、地域的なバランスを考慮して選出された30名の専門家と、オブザーとして原住民・地域社会から3名、国際機関・国際協定、産業界、研究機関・学会、NGO、からの7名（合計10名）で構成されることになっていた。

我が国からは明治学院大学法学部消費情報環境法学科の磯崎博司教授が専門家として選出され、出席した。そして、磯崎教授はペルーのDra. Monica. Rosell女史と共に、本会合の共同議長を務めた。以下に会合結果¹を報告する。

1. 出席者

専門家（29名）：アルジェリア、オーストラリア、ベラルーシ、ブラジル、カメルーン、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コモロ、キューバ、デンマーク、インド、日本、マレーシア、メキシコ、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、ペルー、フィリピン、大韓民国、モルドバ、セネガル、セルビア、スペイン、タジキスタン、ウガンダ、ウクライナ。（ブルガリアは欠席）

オブザーバー（9名）：（国際機関）FAO委員会、ITPGRFA、WIPO／（産業界）Eli Lilly、ABSA／（研究機関）国連大学・高等研究所／（NGO）ベルン宣言／（原住民）サミ評議会（Saami Council）、先住民族政策提言・教育国際センター（Tebtebba）。（ブラジル先住民族知的所有権機関（INBRAPI）は欠席）

その他：CBD事務局、ABS-WG共同議長、COP9ビューロー代表（スイス）、COP10開催国代表（日本）

2. 課題について

本専門家グループは、適切な場合は選択肢及び/又はシナリオを含む、法律上また適切ならば技術上の助言をするために、次の課題に取り組んだ。

- (a) 国際公法及び国際私法において、どのような種類の措置が現存するか、あるいは開発し得るか
 - (i) 特に公正と衡平性を考慮し、費用と効果を勘案して下記を促進するため
 - a) 裁判外紛争処理を含めた司法へのアクセス
 - b) 外国の原告による裁判所へのアクセス
 - (ii) 司法管轄区域を横断した裁決の相互承認と執行を支持するため、及び
 - (iii) ABS国内法及びPIC、MATを含む必要諸条件の遵守を確保するために、民事、商事及び刑事事件において救済と制裁を設けるため
- (b) 外国遺伝資源の利用者の遵守を高めるために、どんな種類の自発的措置が現存するか
- (c) 国内法を迂回してあるいは相互合意条件を設定せずに、遺伝資源が取得あるいは利用された場合に、遺伝資源及び関連する伝統的知識の不正使用と誤用に関して国際的に合意された定義がいか

* 「1-5. 生物多様性条約「遵守に関する法律・技術専門家グループ」会合報告」 平成20年度環境対応技術開発等（生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業）委託事業報告書 pp25-28、（財）バイオインダストリー協会、平成21年3月

¹ CBD事務局からの会合報告書（UNEP/CBD/WG-ABS/7/3）は、下記URLで閲覧可。（2009年2月13日アクセス）

<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-07/official/abswg-07-03-en.doc>

に遵守を支持し得るか

- (d) 遵守措置は原住民と地域社会の慣習法をどのように考慮に入れ得るか
- (e) 非商業的な意図の研究に対して、特別の遵守措置が必要かどうか分析せよ。もし必要なら、ABS 国内法及び/又は相互合意条件が遵守されなかった場合に生じる問題を特に考慮し、意図及び/又は利用者が変わったことから生じる問題にそれら措置がいかに対応し得るのか

本会合は専門家会合であり、国際的制度(IR)に関わる上記の問題に対して専門家の立場から建設的な意見を求め、集約することを目的にしており、締約国間の交渉の場ではない。なお、事前に日本政府は遵守に関する我が国の考え方を文書にし、CBD 事務局に提出した²。

3. 会合

会合は1月27日の午前9時半から開始された。日本の外務省古屋大使の挨拶、同水野課長のロジに関する説明、CBD 事務局 Mr. Olivier Jalbert の挨拶の後、先進国から日本の磯崎教授、途上国からペルーの Ms Rosell が共同議長として選出された。アジェンダの承認の後、午前10時より実質的な議論へと移った。4日間に議論された項目を下記に挙げる。これらに関する多様な意見が出され、それらが併記された。今後の交渉において、それら内容の是非について議論されることになる。

議論された内容の骨子：

①遵守に関する諮問課題とて、以下の項目が挙げられた。

- 国内法遵守、契約遵守
- 国際法、国際私法による手段
- 紛争解決手段、紛争回避手段
- 合法確認手段、任意手段（2007年1月のリマの技術専門家会合の報告書にある国際認証制度の各種コンセプトについて言及がなされたが、本格的な議論はされなかつた）
- 慣習法の遵守
- 科学研究向けの遵守手段（特別なシステムが必要なのか）

②国内法遵守。これが最も中心の課題である。

- 主権の中心事項、域外適用・不可（各専門家による異論はなかつた）
- 行政法・刑法関連判決、承認執行不可（各専門家による異論はなかつた）
- 司法・刑事協力条約必要（国外犯規定でも対応可）（各専門家による異論はなかつた）
- CBD 第15条1項、2項、7項の実施をいかにIRにおいて更に具体化するか。
- IR：特定行為を国際違法行為として定義し認定したとすれば、一連行為の合法性認証システムを動かすことができるのでないか。途上国側のほとんどの専門家は、既存の認証制度のコンセプト（例、エコラベル、木材や水産物の認証制度）よりも強い規制的性格を有するシステムの重要性を想定している。（JBA 注：これは今後のIRに関する国際交渉における議論の一つの方向性を示唆していると思われる）

③国際違法行為

- 共通性、重大性、国際価値侵害
- Misappropriation、misuse、biopiracy の国際定義をすべきという意見もある。
- 国際違法行為として所在地にかかわらず処罰可能

④国際認証制度

- 国際的に認知された証明書に関する技術専門家会合（リマ会合、2007）を想起。

² <http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/absgtle-02/official/absgtle-02-02-add1-en.pdf> (2009年1月26日アクセス)

- 制度設計、認証基準、インセンティブ、チェックポイント(途上国の専門家は、特許出願、輸入、許認可など政府が関与する場面でこの制度を生かすべきという考え方)
- 認証違反の効果：政府は違反者に不利益を与えるべき。

⑤原産地開示

- チェックポイント（特許出願時、製造認可時、輸入時、市場投入時、等）
- 原産地開示の効果
- 開示設定国内法

⑥契約遵守(各専門家からあまり異論は出なかった)

- 国際商取引行為
- 紛争解決に関する蓄積
- 関連国際私法に関する条約（現状の例では、条約の締約国も少ない）
特別ルールを定める、という方法もあり得るが、同じ問題に直面するであろう。
- 訴訟支援強化を定めるための法技術、資金、その他。

⑦契約違反

- 民事・商事分野：裁判管轄、被告所在地、原告所在地、外国判決の承認・執行(民訴法)
- 調停、仲裁（仲裁法）：共通性、普遍性、時間・費用
- 訴訟支援を定める（遺伝資源の提供者や原告が主に途上国であるという想定がある）
- 遺伝資源に特化した独自の調停・仲裁を定める、というアイディア。

⑧慣習法

- 先住民：国際定義にかかわらず対象とするか。
- 地元共同体
- 慣習法：公表されていないものも対象とするか。データベース化の必要性。他方、この公表を拒否する集団もある。
- 当初から地元関係者を広く含めると、隠れた慣習法も反映した契約となる。
- これらの手順を定める必要性。

⑨学術・科学的研究

- 学術・科学的研究と商業活動との区別が必要か、実際的にそれが可能か。
- 学術・科学的研究の促進：特別手続を設定している国もある。事後の商業転用のときの手続を定めることが必要。
- 学術・科学的研究と商業活動とを区別する場合、遵守手続も特別に行うか？
- これらは各国に委ね、国際ルールでは区別しないのが妥当ではないか？

⑩国、私人

- 国の義務と私人の義務を先進国では明確にしている。途上国では明確でない国もある。
- 国際法により各国の主権が認定されている。
- 国内法（裁判）の立法、適用、執行は主権に基づき行われる。
- 主権事項に他国や国際社会が介入することはできない。

⑪国際的制度

- 外国産遺伝資源の利用者に当該国の国内法・契約に従い確実に利益を配分させる国際（条約）義務を課すことのフィージビリティー。
- CBD 第 15 条 7：国の義務、相互合意の実施は、既存の国内法義務と契約義務で履行。
- そのことを国際法義務として IIR で定めるべきという途上国の意見がある。
- モデル契約内容を定める方法も有効である。
- 遵守手段を定める。合法性を認証する制度を利用するべきとの意見もある。
- 紛争解決手続を定める。

[31] ABS-WG7*

2009年4月2~8日、パリ・フランス

生物多様性条約（CBD）第7回「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する Ad hoc 作業部会」（ABS-WG7）会合が2009年4月2~8日にパリ・ユネスコ本部で開催された。また、それに先立ち3月31日~4月1日には作業部会共同議長による非公式協議及び地域グループ会合が行われた。

参加は116カ国（EU、オブザーバー国を含む）で、その他10の国連関連機関、100近くのNGO・公的機関・民間機関がオブザーバー出席した¹。

— 結果 —

「目的」、「適用範囲」、「公正かつ衡平な利益配分」、「遺伝資源へのアクセス」、「遵守」の5項目が議論された。

しかし議論は収束せず、今後の交渉のベースとなる、各国の主張を入れ込んだオペレーション・テキストが作成された。このテキスト（UNEP/CBD/WG-ABS/7/8 Annex）は、2000以上の括弧（留保事項）が付いたもので、各国の立場には依然として大きな隔たりがあることが鮮明化された。

なお、EUは、遺伝資源提供国（主に途上国）がアクセスについて一定の基準（アクセスの容易化）を設定するのであれば、法的拘束力のある遵守措置についても検討可能である旨を表明した。しかし、途上国側は遺伝資源へのアクセスに関する権限は条約上、資源国の主権的権利であるとしてEU提案に反対した。

参考資料として、表2、3にABS-WG7に提出されたEU、インド、ナミビア（アフリカ代表）、ブラジル（メガ多様性同志国家代表）、国際商業会議所の意見をまとめた。

1. これまでの経緯

1993年12月29日にCBDが発効し、その目的の1つである「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」を達成するために、条約第15条では、「遺伝資源へのアクセスの促進」、「事前の情報に基づく同意（PIC）」や「相互に合意する条件（MAT）」による利益配分が規定されている。これらをより具体的なものとするために、2000年5月の第5回締約国会議（COP5、ケニア・ナイロビ）で「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関するAd hoc 作業部会」（ABS-WG）が設置された。そして、2002年4月のCOP6（オランダ・ハーグ）で「遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドライン（略称ボン・ガイドライン）」が採択された。

ところがそれもつかの間、ボン・ガイドラインをこれから実施していくという段階でありながら、同年9月に南アフリカ・ヨハネスブルグで開催された「持続的開発に関する世界サミット」（WSSD）において、G77+中国及びメガ多様性同志国家（LMMC）²は、当ガイドラインに法的拘束力がないことを理由に新たな国際的制度（IR）の策定を求めた。そして激しい議論の末、「CBDの枠組みの中で、ボン・ガイドラインに留意しつつ、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を推進

* 「1-2. 生物多様性条約第7回Ad hoc アクセスと利益配分作業部会」 平成21年度環境対応技術開発等（生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業）委託事業報告書 pp5-22、（財）バイオインダストリー協会、平成22年3月

¹ 我が国政府からは、水野謙長・鍋島補佐（外務省・地球環境課）、作田室長・浅野係長（経産省・生物化学産業課）、津幡補佐（特許庁・国際課）、三村補佐（環境省・自然環境局）、磯崎教授（明治学院大学）、安藤参事官・須藤主査（NITE・バイオテクノロジー本部）、JBAからは炭田精造及び藪崎義康が出席した。

² 当初、ブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、インド、インドネシア、ケニア、メキシコ、ペルー、南アフリカ、ベネズエラの12カ国で結成。後にボリビア、コンゴ、マダガスカル、マレーシア、フィリピンが加わり、17カ国となった。

し保護するための IR の交渉を始める」ことが決定された。そして、2003 年 3 月 MYPOW、12 月の第 2 回 ABS-WG (ABS-WG2) (共にモントリオール・カナダ) で、その議論が始まった。

2004 年 2 月の COP7(マレーシア・クアラルンプール) では ABS-WG に、アクセスと利益配分に関する IR について具体的に検討するという指令が与えられ、その結果を COP8 に報告することが決定された。2005 年 2 月の ABS-WG3(タイ・バンコク) 以降、IR 策定の議論が継続されたが、その作業は遅々とし、ほとんど進捗が見られなかった。

2006 年 3 月の COP8 では、「COP7 決定記載の委任事項に従って IR の交渉を継続し、COP10 までのできる限り早期に ABS-WG の作業を完了させる」ことが決定された。その後、2007 年 10 月の ABS-WG5 (モントリオール・カナダ) においても各国が従来の主張を繰り返すのみで、IR の内容についての議論の進捗は限定され、取りまとめられた文書は全くなかった。

2008 年 5 月にドイツ・ボンで開催された COP9 では、直近の ABS-WG6(2008 年 1 月、スイス・ジュネーブ) の結果はほとんど議論されず、2010 年開催の COP10 までのできるだけ早い時期に IR の立案・交渉に関する作業を完了させることを目標として、「ボン工程表(Bonn Roadmap to Nagoya)」を採択した。

この工程表によると、COP10 までに 3 回の作業部会を開催するとともに、3 回の技術専門家会合を開催することとなった。この 3 回の技術専門家会合では、「コンセプト、用語、作業上の定義、分野別アプローチ」、「遵守」、「遺伝資源に関する伝統的知識」をそれぞれ専門的観点から議論し、その結果を作業部会にインプットすることとなっており、これまでに「コンセプト、用語、作業上の定義、分野別アプローチ」に関する技術専門家会合(2008 年 12 月、ナミビア・ウィントフック)、「遵守」に関する技術専門家会合(2009 年 1 月、日本・東京)が開催され、今回の ABS-WG7 に至っている。

また、IR を構成する各項目についても、これら技術専門家会合との関連で、各作業部会で議論する項目が決められ、ABS-WG7 では、「目的」、「適用範囲」、「遵守」、「利益配分」、「アクセス」が議論されることが COP9 決定に記載されている(表 1 参照)。なお、「遺伝資源に関する伝統的知識」に関する技術専門家会合(2009 年 6 月、インド・ハイデラバード)を受けて、ABS-WG8(2009 年 11 月、カナダ・モントリオール)では、「伝統的知識」、「能力構築」、「性格」が議論されることになっており、ABS-WG9(2010 年 3 月、コロンビア)ですべてのテキストが統合される。これが「ボン工程表」の全容である。

表 1. ボン工程表に基づく国際的制度 (IR) に関する議論の予定

国際的制度		ABS-WG7 (2009/04)	ABS-WG8 (2009/11)	ABS-WG9 (2010/03)
I	目的	○		●
II	適用範囲	○		●
III	主要な要素			
A	公正かつ衡平な利益配分	○	○	●
B	遺伝資源へのアクセス	○	○	●
C	遵守	○	○	●
D	遺伝資源に関する伝統的知識		○	●
E	能力(構築)		○	●
IV	性格		○	●

(COP 決定 IX/12 より、○ : テキスト交渉、● : テキスト統合)

2. 共同議長による非公式協議

ABS-WG7 開催に先立ち、2009 年 3 月 31 日と 4 月 1 日が地域グループ会合と共同議長による非公式協議に当てられた。ABS-WG 共同議長による非公式協議は 4 月 1 日の午前に開催され、Timothy Hodges 氏(カナダ)と Fernando Casas 氏(コロンビア)の両議長から、以下のとおり、ABS-WG7 の進め方について提案があった。

アクセスと利益配分に関する IR のオペレーション・テキスト作成が COP10 までの 3 回の作業部会の目標であり、その交渉ベースは COP9 決定のとおり、付属書 I である。一方で、COP9 決定に基づき、技術専門家会合、事務局による調査が行われたことから、これらのインプットも含めて全体的なアプローチを試みたい。また、「目的」と「適用範囲」については ABS-WG9 まで議論がないことから、今回ほぼ完成させたい。主要な要素については更に詳細に検討するもの(■ : ブリック)と更に考慮すべきもの(● : ビュレット)として項目が挙げられているが、オペレーション・テキストはまだなく、具体的かつ簡潔なオペレーション・テキストを作成する必要がある。既に各国から提案されたものと今後提案されるものを基に、できるだけ早くオペレーション・テキストの交渉に入りたい。なお、小グループ(コンタクト・グループ)に分けての議論はできるだけ止めて、全体会合を活用したい。

各国とも全体会合を中心とした作業の流れに賛成し、EU からはオペレーション・テキストは主要な要素とともに、目的・適用範囲との関係にも留意すべきである、ブラジル(LMMC)からは主要な要素のうち遵守が特に重要と考えている、我が国からは遵守に関する技術専門家会合の議論に基づき、オプションを提案したい、COP10 主催国として積極的に参画したい、また、カナダからは「ブリックとビュレット」と「オペレーション・テキスト」の間にはまだまだ幅があると思う等の発言があった。

3. 全体会合：開会・組織的事項からコンタクト・グループ結成まで

4 月 2 日の午前 10 時 30 分に全体会合が開かれ、COP 議長(ドイツ環境大臣代理)、CBD 事務局長、UNESCO 事務局長(代理で自然科学局次長)、UNEP 代表の挨拶ののち、組織的事項の審議に入った。COP ビューローが本会議のビューローとなるとともに、Damaso Luna 氏(メキシコ)をラポーターに指名し、議題案を承認した。

各地域グループ(メキシコ : GRULAC 代表、チェコ : EU 議長国、ウクライナ : 中東欧代表、ナミビア : アフリカ代表、ブラジル : LMMC 代表、クック諸島 : アジア大洋州代表)からの発言があり、ついで、「遵守」に関する技術専門家会合の共同議長を務めた Monica Rosell 女史(ペルー)・磯崎博士教授(日本)、「コンセプト、用語、作業上の定義、分野別アプローチ」に関する技術専門家会合の共同議長を務めた Desmond Mahon 氏(カナダ)・Pierre du Plessis 氏(ナミビア)から、それぞれの会合概要及び成果が報告された。

その後、議題案に沿って、「目的」、「適用範囲」、「遵守」、「利益配分」、「アクセス」の順に、全体会合で各国の意見を聞いたのち、それぞれ追加の意見提出を求め、具体的なオペレーション・テキストの作成はコンタクト・グループで作業することとなった。

「目的」と「適用範囲」に関するコンタクト・グループは 4 月 3 日に設置され、共同議長には Birthe Ivars 女史(ノルウェー)と David Hafashimana 氏(ウガンダ)が指名された。一方、「遵守」、「利益配分」、「アクセス」に関するコンタクト・グループは 4 月 4 日に設置され、共同議長には Pierre du Plessis 氏(ナミビア)と Rene Lefeber 氏(オランダ)が指名された。

会期の始めはそれぞれのコンタクト・グループを単独で開催していたが、4 月 6 日と 7 日は 2 つの

コンタクト・グループがパラレルで開催された。後者のコンタクト・グループでは、共同議長の提案により、3段階アプローチ(①各ブリック・ビュレットの交渉ベースとなるテキストの採用、②採用テキストへの意見表明、③テキストの交渉)を取ることになったが、ルールの確認が不十分であったこともあり、後述のとおり、紛糾の火種となった。

4. コンタクト・グループ

1) コンタクト・グループ（目的）

4月2日の全体会合で、各国から書面で意見提出した以外のテキストの追加提出を求め、以降はコンタクト・グループでの作業となった。

我が国をはじめ、EU、スイス、ニュージーランド、韓国は目的を簡潔なものとすることを求め、これに対して、LMMC、アルゼンチン、エジプトはより詳細な記載が必要であるとした。アフリカはすべてのテキストに、遺伝資源のみならず、生物資源とともに派生物・製品を入れることを要求し、我が国等はこれに反対した。また、アルゼンチンも派生物・製品については定義がなく、共通の理解が得られていないことを指摘した。

シャボ一部分の記載については、CBDの条項が多数引用されていたが、第15条(遺伝資源へのアクセス)と第8条(j)項(遺伝資源に関する伝統的知識)に対しては反対がなかったことから、括弧がはずされた。一方、第1条(目的)、第3条(原則)、第16条(技術へのアクセス、技術移転)、第19.2条(バイオテクノロジーの成果と利益)については合意が得られず、括弧付のままとなった。

途上国の多くは、IRの目的がCBD第15条の中でアクセスの促進よりも利益配分にあることを主張したが、先進国(日本、EU、カナダ、スイス、韓国)とアルゼンチンはアクセスの促進も重要であると発言した。一方アフリカは、アクセスは規制されるべきとした。また、伝統的知識へのアクセスは促進するとされていないため、サブ・パラグラフから伝統的知識についての記載は削除された。

利益配分を確保する(ensure)としたサブ・パラグラフでは、途上国の多くはIRの目的が国際ルール作りにあることから、「確保する」を残すべきと主張したのに対して、先進国は個々の契約やMATに基づき利益配分の条件を確立すべきとした。最終的に、括弧付であるが、「利益配分を可能にする条件の確立(the establishment of enabling conditions for benefit-sharing)」を確保するとされた。

不正使用・誤用(misappropriation and misuse)に関するサブ・パラグラフでは、先進国が、これらは定義もないことから、目的で扱うべきことではないとした。他方、途上国は不正使用・誤用の防止こそIRの目的であると反論した。なお、アフリカも定義が必要と発言している。

最後のサブ・パラグラフ(遵守の確保：securing compliance)では、EUが「各国のABS規制枠組みの遵守(compliance with domestic regulatory ABS frameworks)」とすることを提案したが、途上国側はIRの遵守を強く主張した。また、遵守を目的とすることに対しても、先進国は目的とすることはないとするのに対して、途上国は司法管轄を越えた遵守こそが目的であるとして意見が対立した。EUが「各国のABS規制枠組みの遵守」を「国内法・要件(national laws and requirements)」とするとともに、「遵守の支持(supporting compliance)」を提案し、途上国(LMMC、アフリカ)の反対はあったものの、括弧付で両方が併記された。

2) コンタクト・グループ（適用範囲）

4月2日の全体会合で一般的コメント、追加テキストを求め、以降はコンタクト・グループでの作業となった。主たる論点は、適用範囲をどう記載するか、除外項目に何を含めるか、他の国際条約等

との関係をどう扱うかであった。

IR 全体としての適用範囲の記載に関しては、我が国が主張する遺伝資源のみとするか、生物資源・派生物・製品まで包含するかが議論になり、また、ウイルスや病原菌までを対象とするかでも意見が分かれ、いずれも括弧付で残された。また、ペルーが国境に見られる移動種(migratory species)の遺伝資源も対象とすることを提案した。

IR の対象となる利益に関して、CBD の発効・批准の日、IR の発効・批准の日を基準として、その前後をどうするか、継続的な利益や知的財産権にも効力が及ぶかが議論されたが、収束が見られず、これらは括弧付で残された。

除外項目では、EU が病原体を加え、さらに「ヒト・動物・植物の衛生といった公共性に関わる病原体の特別な利用を除外することについて EU は態度を留保する」との一文を脚注として記載することを要求した。これに対して、アフリカ、LMMC、GRULAC 等は、新規提案の挿入、しかも脚注としての挿入は会議のルール違反として認められないと強く反発し、交渉が長時間にわたり停滞した。最終的に、EU が脚注の挿入をあきらめ、この懸念を会議議事録に記載することを全体会合で求めることで決着した。この病原体の扱いについては議論が収束せず、除外項目のところは「病原体の特別な使用」との記載となつたが、上記のとおり適用範囲に括弧付で「ウイルス及びその他病原体並びに由来を問わず病原性のある生物及び遺伝子配列」が追加されることとなつた。

また、最終日の全体会合で、ブラジルが LMMC 全体の合意として、WHO で継続交渉中の「インフルエンザ・ウイルスの共有・ワクチンへのアクセス・その他利益に関するパンデミック・インフルエンザ対策枠組み」に関して、CBD に基づき、これらウイルス等生物資源に対する主権的権利を認め、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ平衡な配分に留意すべきとの宣言を行つた。

その他の除外項目としては、「ヒト遺伝資源」、「CBD・IR の発効前に取得した資源」、「アクセス要件を必要とせずに提供・維持する資源」、「食料農業用植物遺伝資源条約(ITPGRFA)でカバーされる作物」、「国家管轄権(領海)外の海洋資源」、「南極条約に係る領域の資源」、「貿易対象商品」、「原住民・地域社会が自らの慣習法に基づき消費する資源・関連伝統的知識」がいずれも括弧付で挙げられている。

他の国際条約との関係では、括弧付であるが、IR が他の条約との調和をもって実施されるべきとして、FAO の食料農業遺伝資源委員会(CGRFA)、植物新品種保護国際同盟(UPOV)、WIPO、WHO、国際植物防疫条約(IPPC)、国際獣疫事務局(OIE)、国際労働機関(ILO)が国際機関・条約の例示となつた。また、ITPGRFA との関係では、多国間システム(MLS)にも言及した記載となっている(括弧付)。

3) コンタクト・グループ(遵守)

4月2日、3日の全体会合で一般的コメント、追加テキストを求め、以降はコンタクト・グループでの作業となつた。全体会合では、サブミッションを行つた EU、ブラジル(LMMC)、ナミビア(アフリカ)、我が国等がその背景・考え方を発言した。我が国からはサブミッションが「遵守」に関する技術専門家会合での議論を受けたものであり、いくつかのオプションを提案したと述べた。その他、ニュージーランドは地域社会の慣習法の遵守の観点から発言した。

コンタクト・グループでは、まず、3段階アプローチを採用し、法的拘束力の有無に係わる性格については予断しないことを前提とすることが確認された。ついで、それぞれの項目ごとに、各国から

の提案の中から、以降の議論・交渉のベースとなるテキストを選抜した。この際、選抜されたテキストがどの国からの提案であるかは除去することが確認された。

こうして出来上ったテキストをベースに、4月6日から、第2段階の議論・交渉が開始された。当初、項目ごとにコメントを求め、テキストを検討していたが、EUは「遵守を執行するツール」(ブリック)のところで、LMMCのテキスト(各国ABS法制度の執行)に対して、国内法履行の前提条件として「国際アクセス標準」が必要としてこれを挿入することを求めた。これに対して、LMMCは「国際アクセス標準」がビュレットに挙がった項目にもかかわらず、ブリックに挿入することは、ビュレットからブリックへの格上げに相当するとして、猛反発した。解決策が見当たらず、コンタクト・グループの共同議長は、収集を図るために、①コンタクト・グループ作業の中止、②遵守に関する作業中断・利益配分に関する作業開始、③小グループで対策協議、の3つをオプションとして提案し、その結果、③小グループで対策が協議されることとなった。

重複をなくすミニマム・リスト・アプローチと、できるだけ提案を受け付けるマキシマム・リスト・アプローチが検討され、ほとんどが後者を指示した。また、ABS-WG6で採用された「ブリック」と「ビュレット」の区別・重みをなくし、今後の交渉に向けてはすべての項目が同じ重みを持つこととされた。

以降の作業は淡々と進行し、各国の要求を括弧付で挿入するという作業が繰り返された。各項目のベースとなったテキスト、主な議論は以下のとおりである。

■ 「IRに含むことを目的に更なる推敲が必要な項目」(ブリック)

◎ 遵守を奨励するツール: 意識啓発(awareness-raising)では、我が国提案がベースになった。オーストラリアは意識の欠如が非遵守の原因となっていると指摘し、アフリカは意識啓発は補助的ツールであると発言した。

◎ 遵守をモニターするツール: ノルウェー提案をベースに選択、ツールであるはずがルール(規則)を志向するところもあり、すべてが括弧付となった。

- 情報交換メカニズム: LMMC提案がベースになった。クリアリング・ハウスや能力構築、非インターネット手段等が追加された。また、情報のタイプとしても、ABSモデル法制度とモデル条項のメニュー、遺伝資源追跡の電子的ツール開発、共同体プロトコール、ベストプラクティス等が追加された。
- 各国の権限ある当局が発行した国際的に認知された証明書: 「各国の権限ある当局」ではLMMC提案をベースに議論された。EUは本項をアクセスのところへ移動させることを提案した。「国際的に認知された証明書」ではアフリカ提案とノルウェー提案がオプションとして採用され、これらをベースに議論された。更なるオプションとして、最低限の情報要件、チェックポイント、認証を促進する技術、知的財産権出願時の開示要件、原産国に関する証明書、各国ABS法制度の遵守などが追加された。

◎ 遵守を執行するツール: LMMC提案がベースとなるテキストとなったが、ノルウェーは追加ツールとして、遺伝資源輸入時のPIC遵守、研究開発用遺伝資源に伴う文書を提案した。また、ペルーは遺伝資源・伝統的知識の権利化に当たり原産国を保護・尊重することを挿入することを求めた。その後、数々の追加要求が提案され、EUからの国際アクセス標準の扱いも相まって、ブリックとビュレットの意図するところが議論の対象となり、議事が中断されることになった。ノルウェーは遵守をモニターするツールでの自国の提案をここ(遵守を執行するツール)へ移動させることを提案した。さらに、各国からの要請により多くの括弧が付加された。

● 「更なる検討が必要な項目」（ビュレット）

◎ 遵守を奨励するツール

- 不正使用・誤用に関する国際的理 解：ノルウェー提案をベースに議論され、カナダが全体に括弧を要求した。EUは今後新規テキストを提案すると発言した。
- 素材移転契約についてのモデル条項の分野別メニュー：オーストラリア提案とEU提案がオプションとして議論された。アフリカは法的拘束力のある遵守措置を追加することを、我が国は分野別メニューに括弧を付けることを、カナダはモデル条項をクリアリング・ハウスで編集することを求めた。一方、LMMCは全部に括弧を付け、さらに個々のフレーズにも括弧を付けることを提案した。
- 重要な利用者集団に対する行動規範：オーストラリア提案をベースに議論された。アフリカは行動規範とともにベストプラクティス標準を追加し、奨励事項を保証事項にすることを求めた。
- ベストプラクティス行動規範の特定：EU提案をベースにすることが合意されたが、特段のコメントはなかった。
- 研究資金提供機関が研究資金を受ける者に対して特別のアクセスと利益配分要件を強制的に遵守させること：ベースとなったLMMC提案に対して、アフリカは「奨励する」を「確保する」に変えることを求めた。
- 利用者による一方的宣言：提案なし
- 司法管轄を越えた遵守を支援する(国内アクセス法制度との調和を必要としない)国際アクセス標準：EU提案がベースとなるテキストとして議論された。LMMCはすべてキストを「アクセス」のところに移動させることを提案したが、EUはアクセス関連ツールとしての重要性を強調し、最終的にすべてが括弧付とされた。

◎ 遵守をモニターするツール

- 追跡・報告システム：アフリカ提案をベースに議論することとなり、オーストラリアは情報交換に関する文言を追加した。
- 追跡のための情報技術：提案なし
- 開示要件：LMMC提案をベースに議論された。ニュージーランドは他フォーラムでの議論を待つべきとし、我が国とともに、括弧を付けることを要求し、EUは「製品承認申請」にも括弧を求めた。
- チェックポイントの特定：インド提案が交渉ベースとなったが、アフリカはチェックポイントに特許庁、製造承認当局、研究資金源等を追加したが、括弧付となった。

◎ 遵守を執行するツール

- ABS協定を執行することを目的とした司法へのアクセスを確保する措置：LMMC提案をベースに議論、小島嶼開発途上国(SIDS)はリオ宣言の原則10の引用を求め、最終的に全体が括弧付となった。
- 紛争解決メカニズム：アフリカ提案がベースとなり、カナダが全体に括弧を付けるように要請した。
- 判決・仲裁判断の管轄を越えた執行：アフリカ提案とオーストラリア提案を統合したものがベースになったが、全体に括弧が付いた。

- 事前の情報に基づく同意要件の特別な被疑侵害の場合に提供者が関連した情報を取得することの助けとなるアクセスと利益配分に関する政府窓口間での情報交換手続:提案なし
- 救済と制裁: インド提案、アフリカ提案、ノルウェー提案を統合したものが議論用のテキストになった。我が国、カナダ、オーストラリアの提案により、すべてのパラに括弧が付された。

◎ 「慣習法及び地域的保護制度の遵守を確保する措置」

アフリカ提案をベースにニュージーランド提案を附加したものがテキストとされたが、すべてに括弧が付けられた。

4) コンタクト・グループ（利益配分）

同様の手法で、4月3日の全体会合での一般的コメント、追加テキスト提案募集を経て、4月5日からコンタクト・グループでの作業へと移った。

全体会合での発言では、EUは利益配分がIRの主要部分であることは疑いないが、アクセスと密接に関連しており、公正で衡平な利益配分は遺伝資源提供者と利用者の契約(MAT)によるべきで、金銭的利益のみならず非金銭的利益もあり、また分野別に考えることも必要とした。

我が国、スイス、タイも利益配分はMATに基づくべきであると発言し、さらに、スイスは遺伝資源の利用を、非商業的、研究開発、商業化の3つに分類することを提案し、タイは技術移転や非商業的研究の重要性を指摘した。

一方、LMMCはアクセスと利益配分をリンクさせるテキストを提案するとし、アフリカは生物資源、CBD発効前にアクセスされた資源の利用も対象にすべきと発言した。

コンタクト・グループでの議論では、最初(4月5日)に各項目のベースとなるテキストの選抜を行い、これに対して、4月7日に各国からの意見を求め、括弧付のオペレーション・テキストを完成させた。なお、4月7日の段階からはブリックとビュレットの区別はなくなった。各項目の議論は以下のとおりである。

■ 「IRに含むことを目的に更なる推敲が必要な項目」（ブリック）

◎ 「利益の公正かつ衡平な配分とアクセスのリンク」

LMMC、EU、ノルウェーからそれぞれ提案があり、議論の結果、それぞれをベースにオペレーション・テキストの作成に移った。PICは「利益配分」と「アクセス」のいずれで（あるいは、両方で）扱うべきかが議論され、両方で扱う、また、3つの提案は排他的でないことから、各パラとして残された。

◎ 「相互に合意する条件で配分される利益」

LMMC、アフリカ、EU、ノルウェーから提案があり、スイスはEUテキストを支持したが、LMMCは自らのテキストを強く主張し、各テキストを統合したものをベースにすることで合意した。各国から文言の追加、括弧挿入の意見があり、多くの括弧が付されたテキストとなった。

◎ 「金銭的及び／又は非金銭的利益」

EU、ハイチ、インド、アフリカ、ノルウェー、タイから提案があり、EUは自らの提案を広範なインド提案と統合することを提案し、我が国はインド提案の非金銭的利益部分に問題があることから、ボン・ガイドラインを直接引用するノルウェー提案が好ましいと発言した。タイは提案を取り下げた

ものの、フィリピン、ハイチ、キューバ等はハイチ提案の重要性を指摘し、EU、インド、ハイチ、ノルウェー提案を統合して、議論の元になるテキストとした。カナダは「確保する」を「奨励する」に置換することを求めるとともに、括弧の挿入を要請した。LMMC は信託基金のところを「信託基金を含む資金メカニズム」へと修正を提案した。

◎ 「技術へのアクセスと移転」

LMMC と EU の提案を 2 つのオプションとして残したが、多くの括弧が挿入された。

◎ 「相互に合意する条件での研究開発成果の配分」

LMMC から EU 提案は同じテキストを何度も使っているにすぎないと批判があったものの、互いに補完的であるとして、LMMC と EU の提案を残した。EU 提案部分に括弧付の追記、LMMC 提案全体に括弧が付されたオペレーション・テキストとなった。

◎ 「研究活動への効率的な参加及び／又は共同開発」

EU 提案のみであったが、他の項目と同じテキストであり、途上国側からの反発があったものの、EU 提案をベースとして採用。すべてに括弧が付けられた。

◎ 「交渉における平等性を促進するメカニズム」

EU 提案とノルウェー提案を統合したテキストをベースに議論され、ハイチ、EU、アフリカから追加提案されたテキストを含む文章となった。

◎ 「意識啓発」

LMMC から同じ項目が遵守のところにあることから重複ではないかとの疑義が提起されたが、我が国、カナダとともに、アフリカ、マレーシアも EU 提案を支持したことから、EU 提案をベースに議論。我が国が遵守のところからの引用追加を求め、最終的に「遵守のところにも認知向上の項目がある」ことを脚注として記載することでオペレーション・テキストが出来上がった。

◎ 「相互に合意する条件及び伝統的知識保有者への利益の配分における原住民・地域社会の参加と関与を確保するための措置」

LMMC、アフリカ、ノルウェーからの提案の重複部分を除き統合したものがベースとなった。EU、ニュージーランドは、伝統的知識に関する技術専門家会合の結果を取り入れられるよう柔軟性を持たせたいと発言した。5 つのパラ全部に括弧のついたオペレーション・テキストとなった。

◎ 「生物多様性の保全と持続可能な利用及び社会経済的発展（特にミレニアム開発目標）に向け、国内法制度に基づき利益が配分されることを奨励するメカニズム」

EU、ノルウェーがそれぞれの提案を撤回し、オーストラリア提案を支持、追記、括弧挿入されたテキストとなった。

● 「更なる検討が必要な項目」（ビュレット）

◎ 「国際的な最低限の条件・基準の開発」

アフリカが別項目として提案したテキストを、最適な場所は検討の余地があるものの、本項目に追加挿入したいと発言し、インド提案にパラ 2 として追記された。カナダがすべてに括弧を要求した。

◎ 「利用ごとの利益配分」

提案なし。最後の段階で、フィリピンがテキストを提案、括弧付で採用された。

◎ 「原産地が明確でない場合又は国境をまたぐ状態にある場合の多国間での利益配分のオプション」

アフリカ提案をベースに議論、オーストラリアがすべてのパラに括弧の挿入を求めた。

◎ 「国境をまたぐ場合に対応する信託基金の設立」

アフリカ提案をベースに議論、オーストラリアがすべてのパラに括弧の挿入を求めた。

◎ 「素材移転契約に含むことのできるモデル条項のメニューの開発」

広範な記載のある EU 提案とともに、スイス、LMMC が支持したスイス提案をオプションとして採用。スイスが脚注により他の項目とのリンクを提案、LMMC がすべてに括弧を要求した。

◎ 「ボン・ガイドラインの活用の拡大」

オーストラリアと EU が前文としてテキストを提案、括弧付で残った。

5) コンタクト・グループ（アクセス）

4月3日の全体会合での一般的コメント、追加テキスト提案募集を経て、4月5日からコンタクト・グループでの作業へと移った。全体会合では、ブラジル(LMMC)が遺伝資源、派生物、関連する伝統的知識に対する主権的権利を保護し、利益配分を保証するために、各国規制枠組みが必要と発言し、チェコ(EU)は提案の背景を説明するとともに、アクセスと遵守のリンク、非商業目的研究での簡素化したアクセスルール、アクセスの無差別性、各国ABS枠組み確立の能力構築の必要性を強調した。

4月5日から、コンタクト・グループでの議論が始まり、各項目のベースとなるテキストの選抜を行い、ついで、4月7日深夜に各国からの意見を求め、括弧付のオペレーション・テキストを完成させた。なお、この段階からはブリックとビュレットの区別はなくなった。各項目の議論は以下のとおり。

■ 「IRに含むことを目的に更なる推敲が必要な項目(ブリック)

◎ 「アクセスを決定するという加盟国の主権的権利と権限の認識」

EU が前文として提出した提案をテキストにしたいと発言したが、後ほどの機会にと却下された。アフリカ提案をベースに、EU 提案の前文とノルウェー提案のパラ 2 と 3 を残した。2 度目の議論では、各国の権限ある当局について、LMMC が遵守のところへの参照を脚注として追記することを求め、了承されたが、各国から括弧の挿入が要求され、すべてに括弧のついた 6 パラから成るオペレーション・テキストとなった。

◎ 「利益の公正かつ衡平な配分とアクセスのリンク」

EU、インド、アフリカ、ノルウェーの提案を統合したものをベースに議論。参考先が脚注として追記されるとともに、各国からの要求に基づき、多くの括弧のついた 5 パラから成るオペレーション・テキストとなつた。

◎ 「アクセスルールの法的確実性、明瞭性、透明性」

インドが提案を取り下げ、EU、アフリカ、ノルウェーの提案をそれぞれ別個のパラとしたテキストから議論を開始し、すべてのパラに括弧が挿入された。

● 「更なる検討が必要な項目」(ビュレット)

◎ 「アクセスルールの無差別性」

EU 提案をテキストとして議論された。メキシコから「arbitrarily and unjustifiably」、カナダから「and between national and foreign users」、LMMC から「, save when it is in its national interest

to...」のそれぞれ追加、アフリカから全文を括弧付にとの提案があった。

◎「司法管轄を越えた遵守を支援する(国内アクセス法制度との調和を必要としない)国際アクセス標準」

ノルウェーが提案を取り下げ、EU 提案のテキストをベースに議論。各国から追加の文言、括弧の挿入の提案があり、すべてに括弧付のオペレーションナル・テキストとなった。

◎「国際的に開発されたモデル国内法制度」

オーストラリアと EU の提案を統合し、テキストとして採用。かなりの括弧が挿入されたオペレーションナル・テキストとなった。

◎「行政・取引費用の最少化」

提案なし

◎「非商業的研究のための簡素なアクセスルール」

オーストラリアが提案を取り下げ、EU 提案を支持、ノルウェーはテキストの維持を主張、両者をオプションとして採用。EU テキストのパラ 1~4、ノルウェーテキストの(b)に括弧が挿入されるとともに、いくつかの括弧付の追加があったが、オペレーションナル・テキストとなった。

5. 全体会合：文書・報告書の採択から閉会へ

4月8日午後3時から最終の全体会合が開催された。共同議長から、「目的」、「適用範囲」、「アクセス」、「利益配分」、「遵守」のそれぞれに関するオペレーションナル・テキストをL文書の2~6として配布し、これらをABS-WG7 報告書の付属文書とするとの提案があり、まずL文書2~6の採択を求めた。いくつかの修正、確認があつたが、基本的にこれら文書は採択された。

ついで、報告書案(L文書1)に関する議論が行われた。EU と LMMC から、「主要な要素」におけるブリックとビュレットの区別の消滅、次回ABS-WG8へ向けての提案(サブミッション)のプロセスについて、共同議長に確認を求めるとともに、報告書にも記載するようにとの提案があつた。

今後の提案に関しては、ABS-WG8 の議題として初めて取り上げられる「性格」、「伝統的知識」、「能力構築」とともに、「アクセス」、「利益配分」、「遵守」に関しても追加の提案(サブミッション)をABS-WG8 開催の2カ月前まで受け付けるとした。

LMMC を代表してブラジルは、WHO で議論が継続されている「流行性インフルエンザ対応」交渉に関して宣言を行った。WHO での議論は CBD のスコープから逸脱しており、CBD の目的と条項を十分認識した上で、公正で衡平な利益配分に留意すべきとし、WHO での交渉が CBD 下での交渉を予断することができないように強調した。

エジプトは、アフリカグループを代表して、ブラジルの発言(LMMC の宣言)を支持するとともに、CBD の3つの目的の相互関連性に注意し、総合的なアプローチをすべきで、分野別アプローチや適用範囲からの除外項目の増大に懸念を表明した。また、ベネズエラは海洋遺伝資源の重要性を強調した。

その他、各国からの微修正の提案、事務局からの修正事項の確認を経て、報告書案は承認された。2,000 を越える括弧のついたオペレーションナル・テキストは、次回ABS-WG8(2009年11月9~15日、カナダ・モントリオールで開催)に引き継がれる。なお、最終報告書は、2009年5月5日に「UNEP/CBD/WG-ABS/7/8」として CBD 事務局ホームページに掲載された。

表2. 国際的制度(IR)に関するEUとICCの意見の比較 (ABS-WG7 提出文書から)

		欧州連合理事会(EU)	国際商業会議所(ICC)
一般的なコメント		<ul style="list-style-type: none"> IRの条文案を提出。COP10でのIRの採択を想定 条件付きで、法的拘束力を排除しないIRを議論する用意あり 	<ul style="list-style-type: none"> IRは提供国の国内制度の開発と調和に焦点をおくべき 契約の体系的利用を最大限に推奨すべき IRの各要素に対しコスト・効果分析と規制の影響評価をすべき
アクセス		<ul style="list-style-type: none"> 「アクセス」と「利益配分」はリンクしている 「国際アクセス標準」の開発が必要 「政府窓口」等の指定が必要 モデル国内法の国際的開発が必要(IR交渉の終了後) 	<ul style="list-style-type: none"> 「アクセス」と「利益配分」はリンクしている 「国際アクセス標準」の開発案を支持する 「政府窓口」等の指定が必要
利益配分		<ul style="list-style-type: none"> 「アクセス」と「利益配分」はリンクしている 分野別MTAモデル条項等が有用である 	<ul style="list-style-type: none"> 「アクセス」と「利益配分」はリンクしている 分野別MTAモデル条項等が有用である
遵守	法令及び契約遵守	<ul style="list-style-type: none"> 「国際アクセス標準」を提供国が受け入れるならば、利用国内の「法令遵守措置」を検討する。法的拘束力を排除しない 	<ul style="list-style-type: none"> 既存制度の運用で処理できる。それ以上の措置については、困難を双方が承知の上でなら、議論をする用意あり
	不正使用の国際的理解	<ul style="list-style-type: none"> 「国際アクセス標準」を踏まえ検討すべき 	<ul style="list-style-type: none"> 実態調査により現状を把握し、それを踏まえ検討すべき
	国際認証制度	<ul style="list-style-type: none"> 当局の許可証明書を想定。具体的詳細は更なる考察が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> フィージビリティー調査を実施し慎重に分析すべき
	原産地開示	<ul style="list-style-type: none"> WIPOへEU案を提出済み。WTO交渉でTRIPS協定の改定案に同意を表明済み 	<ul style="list-style-type: none"> WIPOの政府間委員会(IGC)の議論の結果に基づくべき
目的			<ul style="list-style-type: none"> COP9決定によるABS-WGのTOR、COP7決定VII/19D及びCBDと整合性を持つべき 主権的権利の保護、とアクセスを容易にすることの両立を確保
適用範囲			<ul style="list-style-type: none"> 遺伝資源に限定すべき。商品取引物とは一線を画すべき 遺伝資源アクセスの当事者間の関係に限定し、派生物、産物は契約で取決めるべき ヒト由来、FAO関連、無制限公用物、病原体は除外すべき 伝統的知識はCBD第8条(j)項の範囲に限定すべき

表 3. 國際的制度(IR)に関するインド、ナミビア(アフリカ)、ブラジル(LMMC)の意見の比較 (ABS-WG7 提出文書から)

	インド	ナミビア(アフリカを代表)	ブラジル(LMMC を代表)	
アクセス	<ul style="list-style-type: none"> 国家は遺伝資源、その derivatives 及び関連する伝統的知識に主権的権利を有する 「遵守証明書」を含め、MAT、PIC に基づき、アクセスを facilitate する明確で透明性のある措置をとるべき 	<ul style="list-style-type: none"> 関連する原住民等はアクセス許可決定に関与すべき。 利用の觀念は第三者による利用に対する制限も含むべき 原産国は IPR による利用制限が環境上健全か、生物多様性保全等に悪影響を及ぼすかを決定する権利を有する 	<ul style="list-style-type: none"> 国家は天然資源への主権的権利を有する。遺伝資源、derivatives、関連する伝統的知識へのアクセスを決定する権限は国家政府に存し、これは国内法による 	
利益配分	<ul style="list-style-type: none"> 利益配分を確保する最小限の条件と標準を設置すべき (MAT に基づき derivatives も含める) 金銭的利益、非金銭的利益を例示 	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的知識から生じる利益配分を義務化 遺伝資源から生じる利益配分 (MAT に基づく derivatives 等も含む) Pre-CBD にアクセスした伝統的知識と遺伝資源も利益配分の対象とする 	<ul style="list-style-type: none"> 「利益配分」を確保する措置を国内法に規定する。この措置を MAT と PIC に取り入れる。関連伝統的知識等から生ずる利益配分の条件は、国内法に従い、原住民等と利用者間、又は国家当局と利用者間の MAT で規定 信託基金を含む金融メカニズムの設置 遺伝資源等を利用して技術を開発する加盟国は、MAT 及び CBD 第 16 条に従い、途上国に対してこれら技術へのアクセス、これらの共同開発及び技術移転を容易化する法的、行政的、政策的措置をとる 加盟国は、IPR で保護された技術を含む研究開発の成果について譲歩的・優先的条件で途上国と利益配分することを確保する措置をとる 原住民等の参加と関与を確保する措置(特別 <i>sui generis</i> システムの考慮、国内法による原住民等の権利の認定・保護等) 	
遵守	法令及び契約遵守の確保	<ul style="list-style-type: none"> 国際的に認知された「遵守証明書」を義務化して遵守を確保すべき。越境、特許出願、研究助成等の時点で検査し、不正使用を防止する 	<ul style="list-style-type: none"> 国際的に認知された「遵守証明書」を義務化して遵守を確保すべき。越境、特許出願、研究助成等の時点で検査し、不正使用を防止する 	<ul style="list-style-type: none"> CBD 事務局に ABS-CHM を設置し、各国は ABS 関連情報を提供する(例、ABS 国内法令、国際協定、ABS 協定違反者の名前等) 各加盟国は ABS 政府窓口 (NFP) & 権限ある当局 (CNA) を指定し ABS-CHM で公表 各国は、その管轄下にある遺伝資源等利用者が提供国の国内法を遵守することを確保する。提供国の国内法に違反した時は、各国(利用国政府)は制裁・救済を確保する有効な措置をとる。他国から要請が

			あれば、違反の訴えに関する捜査に協力する。また、可能な助力の方式を知らせる
国際認証制度	• 権限ある当局による遵守証明書を義務化すべき	• 権限ある当局による遵守証明書を義務化すべき	• 各加盟国は権限ある当局により遵守証明書を発行する。本証明書(所定記載項目あり)に国際的適用性を付与。各国は本証明書のチェックポイント(特許庁、製品許可当局、研究助成機関等)を設置
原産地開示	<ul style="list-style-type: none"> • 遺伝資源、derivatives & 伝統的知識の原産地・出所を IPR 出願時に開示し、提供国の国内法に従った PIC、利益配分の証拠を添付する。 • 不遵守に対して、法制化により IPR の取消し、権利の共有化と移転を実施 	<ul style="list-style-type: none"> • 遺伝資源、derivatives & 伝統的知識の原産地・出所を IPR 出願時に開示し、提供国の国内法に従った PIC、利益配分の証拠を添付する。 • 不遵守に対して、新法により IPR の取消し、権利の共有化と移転 	<ul style="list-style-type: none"> • 遺伝資源、derivatives & 伝統的知識の原産地・出所を IPR 出願や製品認可申請書に開示し、かつ提供国の PIC、MAT 及び利益配分の遵守の証拠をこれに添付する。各国は、非開示者に対して行政/刑法上の措置をとり、上記義務の不遵守・虚偽情報開示は行政/司法措置により IPR 及び製品認可の取消しを確保する
目的	<ul style="list-style-type: none"> CBD 第 15, 8(j), 1, 16 及び 19.2 条の効果的実施。特に、 <ul style="list-style-type: none"> • 遺伝資源、derivatives、関連する伝統的知識の透明性ある規制 • 上記3者から生じる利益配分の確保と不正使用の予防 • 原産国・提供国の国内法を利用国で遵守することの確保 	<ul style="list-style-type: none"> CBD 第 1,8(j), 15, 16, 17, 18, 19 の効果的実施。特に、研究と技術へのアクセス、援助資金へのアクセス、環境的に健全な利用のためのみの遺伝資源への規制されたアクセス、遺伝資源と伝統的知識から生じる利益配分の確保、IPR は CBD を支持しこれに反しないこと 	<ul style="list-style-type: none"> CBD 第 1, 8(j), 15, 16 及び 19.2 条を以下により効果的に実施: • 遺伝資源、derivatives、関連伝統的知識の利用から生じる利益配分の確保 • 遺伝資源、derivatives、関連伝統的知識の不正使用、誤用の予防 • 遺伝資源、derivatives、関連伝統的知識の提供国の国内法・要求事項の利用国での遵守の確保
適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> • 遺伝資源とその derivatives、関連した伝統的知識及びその derivatives • 以下は適用外とする: <ul style="list-style-type: none"> ①ヒトの遺伝資源 ②FAO-IT Annex I にリスト化された種 ③国家の管轄外にある遺伝資源(海洋の遺伝資源含む) 	<ul style="list-style-type: none"> • 遺伝資源、derivatives & productsへの伝統的アクセス・利用・交換システム • 環境に健全な利用のための遺伝資源、derivatives. & productsへのアクセス • 研究と技術へのアクセス、ABS 実施の資金へのアクセス • Pre-CBD 取得の伝統的知識 & 遺伝資源、derivatives & products 由来の利益配分 • 適用外:ヒト由来遺伝資源、& FAO-IT Annex I にリスト化された種 	

[32] 8j-WG6*

2009年11月2~6日、モントリオール・カナダ

1. 概要

2009年11月2~6日の5日間、カナダ・モントリオール（国際民間航空機関（ICAO）本部）において、第6回「生物多様性条約（CBD）第8条(j)項及び関連規定に関する作業部会」（以下、「8(j)-WG」）（共同議長：Nicola Breier 氏（ドイツ））が開催された。

今回の作業部会には、97の条約締約国、約80の原住民及び地域社会代表（Indigenous and Local Communities : ILC）（以下、「ILC」）、国連環境計画（UNEP）等の6の関連国際機関、18のNGO等、300名を超える参加者¹が集い、議論を行った²。議題は以下のとおりである。

- 議題1. 開会
- 議題2. 組織事項
- 議題3. CBD 第8条(j)項及び関連条項の目的に関連する事項に係る原住民及び地域社会の効果的な参加を促進するためのメカニズム
- 議題4. 伝統的知識の保護のための固有の制度（*sui generis system*）の諸要素
- 議題5. 原住民及び地域社会の文化的及び知的遺産の尊重を確保するための倫理的行動規範の諸要素
- 議題6. アクセス及び利益配分（ABS）に関する国際的制度：アクセス及び利益配分に関する作業部会に対する意見
- 議題7. CBD 第8条(j)項及び関連条項の実施に係る複数年度作業計画
- 議題8. その他
- 議題9. 報告書の採択
- 議題10. 閉会

最初に原住民及び地域社会代表から6名の「ビューローフレンズ（Friends of the Bureau）」が選出され、その中から Lucy Mullenkei 氏（生物多様性に関する原住民女性ネットワーク）が共同議長として選出された。

議事の進行は、本会議を主として、さらに下記の3つのコンタクト・グループが設置され、各コンタクト・グループでまとめられた文書を基に本会議で議論するという形で進められた。合意が得られない部分については、適宜関係国が協議等を行い、調整が図られた。

＜コンタクト・グループ＞

	コンタクト・グループ	共同議長
1	倫理行動規範コンタクト・グループ	Susanna Chung 氏（南アフリカ）及び Neva Collings 氏（ILC）
2	ABS コンタクト・グループ	Damaso Luna 氏（メキシコ）及び Merle Alexander 氏（ILC）
3	複数年度作業計画コンタクト・グループ	Tone Solhaug 氏（ノルウェー）及び Gunn-Britt Retter 氏（ILC）

* 「1-4. 生物多様性条約第8条(j)項に関する第6回 Ad hoc 作業部会」 平成21年度環境対応技術開発等（生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業）委託事業報告書 pp34-41、(財)バイオインダストリー協会、平成22年3月

¹ 我が国政府代表として、外務省及び環境省が出席した。JBAは、NGOとして本事業タスクフォースの最首太郎委員（水産大学校）と田上麻衣子委員（東海大学）が出席した。

² CBD 事務局の会合報告書（UNEP/CBD/COP/10/2）は下記 URL で閲覧可。（2010年3月2日アクセス）

<http://www.cbd.int/doc/meetings/cop/cop-10/official/cop-10-02-en.pdf>

本作業部会最終日には、議題 3、4、5 及び 7 についての勧告が採択された。これら勧告は 2010 年 10 月 18 日～29 日に名古屋で開催予定の CBD 第 10 回締約国会議 (COP10) に送られる。また、議題 6 に関する作業部会の意見も採択され、翌週に同地で開催された第 8 回「アクセス及び利益配分 (ABS) に関する作業部会」(以下、「ABS-WG」) に提出された。

2. 主要議題

議題 3. CBD 第 8 条(j)項及び関連条項の目的に関連する事項に係る原住民及び地域社会の効果的な参加を促進するためのメカニズム

【概要】

議題 3 は作業部会初日の 11 月 2 日に検討が開始され、三日目に本会議で草案が議論された後、最終日の 6 日に最終勧告案 (UNEP/CBD/WG8J/6/L.2) が勧告 6/1 として採択された。

議論の過程では、ABS に関する国際的制度 (International Regime : IR) (以下、「IR」) の採択や生物多様性と観光に関する CBD ガイドラインに係る支援等の 2010 年以降の実施に向けた能力構築の奨励に関し合意が得られた。情報交換の発達に関しては、グアテマラとタイが原住民及び地域社会の言語への翻訳の必要性を強調し、情報伝達メカニズムに関しては、ウガンダ、ペルー、セネガルが原住民及び地域社会のインターネットアクセス環境が不十分であることへの配慮とラジオ放送による伝達の有用性を指摘した。これらの議論を受け、採択された勧告 6/1 には、効果的な参加促進のためのメカニズムやツールとして、能力構築とともに原住民及び地域社会の CBD 作業への参加のための情報伝達メカニズムの創設等が取り入れられた。その他、特に以下の内容が勧告されている。

<勧告 6/1>

- ABS に関する IR の創設と 2010 年以降の実施に向けた能力構築のための努力を歓迎する。
- 条約事務局に対し、能力構築に関する決議の効果的な実施促進のための努力継続を要請する。
- 条約事務局に対し、地域社会の教育や情報の周知伝達のための電子的、伝統的又はその他の手段の開発とラジオ等の多様なメディアを通じた締約国による情報の普及促進を要請する。
- 事務局長に対し、電子的な伝達手段の開発、更新及び翻訳の継続を要請する。
- 伝統的知識に関する情報ポータルに留意する。
- 締約国に対し、原住民及び地域社会の組織との連絡の促進と第 8 条(j)項に係る作業計画の発展及び実施の促進のために、第 8 条(j)項及び関連条項のための国内フォーカルポイントの指定の検討を要請する。
- 締約国や関連するファンド機関等に対し、自発的基金への貢献を要請する。

議題 4. 伝統的知識の保護のための固有の制度 (*sui generis system*) の諸要素

【概要】

議題 4 は初日の本会議で議論が開始された。その後、三日目の勧告案に関する議論を経て、最終日に最終勧告案 (UNEP/CBD/WG8J/6/L.3) に微修正が加えられた後、勧告 6/2 として採択された。

交渉過程での大きな論点は、世界知的所有権機関 (WIPO) (以下、「WIPO」) における伝統的知識に係る作業に関するものであった。スウェーデン (EC 代表) やオーストラリアは、伝統的知識の保護の知的財産権的側面を検討する主要なフォーラムは WIPO の「知的財産並びに遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会」であり、本作業部会は固有の制度の発展と実施に係る情報の共有に集中すべきと主張した。他方、例えばエジプトは、WIPO は利益配分と伝統的知識に

に関する事項を議論すべきではないとし、マレーシアは、WIPO で遺伝資源と伝統的知識の保護に関する文書の交渉を開始する旨を決定した WIPO 一般総会決議は、固有の制度に係る CBD の作業に予断を与えるべきではないと主張するなど、意見が対立した。これらの議論を受け、勧告 6/2 では WIPO 一般総会決議を逐語引用した記載が盛り込まれた。

この議論に加えて、ケベック原住民女性協会や生物多様性に関する国際原住民フォーラム (IIFB) 等の原住民団体は、固有の制度創設に際しては原住民の意思決定過程と彼らの慣習法の尊重が必要である点を強調し、固有の制度は原住民及び地域社会の十分かつ効果的な参加、承認及び関与をもって発展させることができると合意された。その他、特に以下の内容が勧告されている。

<勧告 6/2>

- 固有の制度の諸要素には、締約国等が固有の制度を発展させる際に有効な要素が含まれている点に留意する。
- 固有の制度は、慣習法や慣行、地域社会の取決め、さらに適宜これら社会の効果的な参加、承認及び関与をもって創設されるべきであることに留意する。
- 固有の制度についてまだ検討等を行っていない締約国に対し、適宜、固有の制度創設の手順を踏むよう奨励する。
- WIPO 一般総会決議に関しては、他のフォーラムで進行中の作業に予断を与えることなく作業を継続し、遺伝資源や伝統的知識等の効果的な保護の確保のために合意に到達すべくテキストベースの交渉を行うよう留意する。

議題 5. 原住民及び地域社会の文化的及び知的遺産の尊重を確保するための倫理行動規範 (Code of Ethical Conduct) の諸要素

【概要】

議題 5 は初日の本会議において議論が開始された。本議題は、CBD 第 9 回締約国会議 (COP9) が示した草案 (COP9 決定 IX/13G) をたたき台として議論が行われたが、草案には数多くのプラケットが付されていたため、プラケットの整理、議論の深化のためのコンタクト・グループが設置された。コンタクト・グループでは、パラグラフごとに順を追って検討が進められた。議論の焦点の一つとなったのが、本倫理行動規範の性質であった。法的拘束力ある文書策定への足掛かりとする粗うインド、エジプト等に対し、カナダやニュージーランドはあくまで任意の規範である点を強調した。また、原住民及び地域社会が伝統的に領有してきた土地等に関する記載、PIC に関する記載、知識の保有者 (knowledge holders) に関する記載をめぐっては、その内容が国内制度に与える影響等を懸念して、様々な意見が出された。議論を通じて、ほとんどのプラケットは削除されたが、いくつかのプラケットについては合意の形成に至らないまま、四日目に再び本会議の議論に付された。最終勧告案 (UNEP/CBD/WG8J/6/L.4) を基に活発な議論が交わされたが、すべてのプラケットを外すには至らず、最終日に一部プラケットを残したまま勧告 6/3 として採択された。

なお、原住民からの提案 (EC も支持) により、本倫理行動規範の名称は、Mohawk 族の言葉で「the proper way」を意味する言葉を冠する「Tkariwaié:ri³倫理行動規範⁴」となった。

³ 発音:Tga-ree-wa-yieree

⁴ 正式名称:「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する原住民及び地域社会の文化的及び知的遺産の尊重に関する Tkarihwaié:ri 倫理行動規範」(Tkarihwaié:ri Ethical Code of Conduct on Respect for the Cultural and Intellectual Heritage of Indigenous and Local Communities Relevant for the Conservation and Sustainable Use of Biodiversity)

<勧告 6/3> 倫理行動規範案の内容

- 本倫理行動規範は、序文に続き、「理論的根拠（RATIONALE）」「倫理原則（ETHICAL PRINCIPLES）」「方法（METHODS）」の3つのセクション（計30のパラグラフ）で構成されている。
- 本倫理行動規範は、原住民及び地域社会の文化的及び知的遺産の尊重を確保することを目的としている。
- 本倫理行動規範にいう「文化的及び知的遺産」とは、原住民及び地域社会の文化遺産及び知的財産であり、CBDの文脈では生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する伝統的知識を指す。
- 【RATIONALE】冒頭部分では、本倫理行動規範が任意のものであることが明記されている。本倫理行動規範は、原住民等との意見交換、地域や国内等における倫理規範の策定、国内制度の創設等の際の指針となることが意図されている。
- 【ETHICAL PRINCIPLES】伝統的知識に関する知的財産、差別の禁止、透明性、PIC、公正かつ衡平な利益配分、伝統的資源へのアクセス等が規定されている。
- 【METHOD】誠実な交渉、女性への配慮、原住民及び地域社会の十分かつ効果的な参加、守秘義務等が規定されている。
- ①原住民及び地域社会が伝統的に領有してきた土地等に関する文言、②PICに関する文言、③原住民及び地域社会の伝統的資源体系の決定に係る文言については、合意の形成に至らず、ブラケットが残された。

議題 6. アクセス及び利益配分に関する国際的制度：ABS-WG に対する意見

【概要】

第7回締約国会議(COP7)決定は、ABS-WGに対し、ABSに関するIRに係る交渉について8(j)-WGと協力するよう要請しており、同決定のAnnexは、交渉の範囲に伝統的知識を含めている。また、第8回締約国会議(COP8)決定は、8(j)-WGに対し、ABSに関するIRに係る交渉に関し、遺伝資源に関する伝統的知識の観点から意見を提出するよう求めていた。さらに、本作業部会に先立ち、2009年6月16日～19日にインドのハイデラバードで「遺伝資源に関する伝統的知識に関する技術法律専門家会合」(以下、「伝統的知識専門家会合」)が開催されたが、第9回締約国会議(COP9)決定は、8(j)-WGに対し、上記伝統的知識専門家会合の結果をABS-WGにインプットするよう求めていた。

これらを受けて、翌週に控えたABS-WGへ意見を送付すべく、初日の本会議で議題6に係る議論が開始された。本会議で締約国や原住民等による議論が行われた後、二日目にはコンタクト・グループを設置して集中的な審議を行うことが決定された。

コンタクト・グループでは、伝統的知識専門家会合報告書及び2009年1月27日～30日に東京で開催された「コンプライアンスに関する法律技術専門家会合」(以下、「コンプライアンス専門家会合」)の報告書を基に、各国が支持するパラグラフを主張した。伝統的知識専門家会合報告書に関連して論点となった事項は、議論の進行方法、遺伝資源へのアクセスと伝統的知識の関係、伝統的知識の定義、慣習法、IRの実施による原住民及び地域社会に与える影響、PIC、認証等である。最終的には、伝統的知識専門家会合で多くの専門家の支持が得られた内容(パラグラフ)をテキストに盛り込むアプローチが採られた。一方、コンプライアンス専門家会合報告書については、コンプライアンスにおける原住民及び地域社会の慣習法の考慮等が論点となつた。最終日に最終議長テキスト(UNEP/CBD/WG8J/6/L.5)が提出され、本会議での議論・修正の上、採択された。

<最終テキストに盛り込まれた主な事項>

- 第 15 条（利益配分）と第 8 条 (j) 項は相互支持的であり、IR の発展は伝統的知識の尊重と保護を支援すべきである。
- 伝統的知識と遺伝資源が関連する場合、両者は不可分である。
- 伝統的知識の特徴として、特定の文化又は人々との関連性、長期的な発展、動的・発展的性質、世代を超えた伝承、地域性、原創作者特定の困難性等がある。
- IR は地域における伝統的目的のための遺伝資源及び伝統的知識の交換を制限すべきではない。
- IR は伝統的知識及び関連する遺伝資源に係る原住民及び地域社会の権利に係る文言を規定すべきである。
- IR は伝統的知識が利用等された場合の PIC 及び利益配分に係る原住民及び地域社会の権利を認識した国内立法を要求すべきである。
- 遺伝資源に関連した伝統的知識に関し、「in the public domain」と「publicly available」には決定的な違いが存在する。「publicly available」であることはそれが誰にも帰属しないことを意味するのではなく、依然として PIC 及び利益配分が要求される。
- PIC 促進のためのコンプライアンス措置には、遺伝資源の原産又は出所の開示要件を含む。
- コンプライアンス促進のための措置として、原住民の権限ある機関の創設、国際認証、伝統的知識利用のモニタリング、PIC 等に係る能力構築等がある。

議題 7. CBD の第 8 条(j)項及び関連条項の実施に係る複数年度作業計画

【概要】

議題 7 は二日目の本会議から議論が開始された。既に第 8 条(j)項及び関連条項の実施についての進捗報告等の関連文書が作成されており、それらに基づき各国が意見表明を行った。本議題に関する多くの事項を審議するためにコンタクト・グループの設置が決定され、コンタクト・グループにおける議論を経て、勧告案が作成された。勧告案は四日目に本会議に提出され、本会議における議論が行われた。最終日には最終案 (UNEP/CBD/WG8J/6/L.6) が示され、一部修正の上、勧告 6/4 として採択された。

勧告 6/4 は、進捗報告、複数年作業計画の改定、CBD 第 10 条（特に CBD 第 10 条(c)項（生物資源の利用慣行））に係る新たな構成要素の導入、8(j)-WG の作業計画、指標、原住民及び地域社会の参加、能力構築、伝統的知識の文書化等のためのガイドライン、国連原住民問題常設会議 (UNPFII) の勧告等を含んでいる。勧告 6/4 の具体的な内容は以下のとおりである。

<勧告 6/4>

- 作業計画の改正に関し、現在進行中のタスクを維持しつつ、能力構築や原住民及び地域社会の参加のためのメカニズム等を加える。
- 次回の第 7 回 8(j)-WG は、CBD 第 10 条（特に第 10 条(c)項）を条約の様々な作業計画等に組み込むために、新たな要素を加えた戦略を策定する。
- 将来の 8(j)-WG に「主要な分野と他の横断的事項に関する詳細な意見交換」と題する新たな議題を組み入れ、第 7 回 WG では、利益配分、保護地域、生物多様性及び気候変動のうちの一つについて詳細な意見交換を開始する。
- 効果的な参加を目的とする地域社会代表アドホック会議を開催する。
- しっかりと土地保有に関する指標の創設に係る意見聴取のために、加盟国、原住民及び地域社

- 会の組織、国際機関等の関連する利害関係者を招聘する。
- 事務局長に対し、伝統的知識の文書化に関するツールキットの開発に係る WIPO の作業の完了を支援するために、UNPFII、UNESCO 及び WIPO との協力の継続を要請する。

3. 考察

(1) 今回の会合について

前述したとおり、今回の第 6 回 8(j)-WG の検討議題のうち、ABS に係る IR に関する議論の結果としての意見 (UNEP/CBD/WG-ABS/8/7) のみが翌週開催された ABS-WG に付託され、残りはすべて次期 COP10 へと付託された。ABS 以外の議題に関しては COP10 以前の最終勧告案となるだけに、今回の作業部会は非常に重要である。

今回の作業部会においては、先進国では、スウェーデン (EC 代表)、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ノルウェーが、開発途上国では、ブラジル、マレーシア、ウガンダ (アフリカ代表) 等が積極的に発言し議論をリードした。また、原住民及び地域社会の代表からの発言も相次ぎ、活発な議論が展開された。こうした原住民等の存在感が、本作業部会の大きな特徴である。

全体を通じ、伝統的知識専門家会合報告書等を進展させて、IR の中に伝統的知識に関する PIC、利益配分、慣習法の尊重等を盛り込もうとする開発途上国及び原住民の発言が続く中、スウェーデン (EC)、カナダ等が ABS-WG 及び COP10 の議論に影響を与えないように、CBD における第 8 条(j)項の規定内容の確認 (第 15 条との相違点)、WIPO における議論の尊重等を主張し、文言等の修正・削除を求める形で進行した。こうした先進国対開発途上国という構図の他に、土地及び水域に関する言及、原住民及び地域社会の PIC 取得、意思決定過程への参加等をめぐり、政府代表と原住民の意見の対立も見られ、これら国内問題に影響を与える項目についても論点となつた。

これまでの CBD の会合では、ABS 事項が作業部会の主要な議論の対象であったが、第 8 条(j)項に関する作業計画の見直しにおける議論を顧みても、2010 年以降のポスト COP10 が意識され始めていることが看取された。

(2) 今後の留意点

今後の交渉における留意点として、以下のような点が考えられる。

固有の制度の検討・起草は長期的タスクとなる可能性がある。CBD はこの事項に関してリードしてゆくと考えられていたが、その作業が滞る一方で、WIPO の下で交渉が進行している。本問題は既存の知的財産制度自体に対する挑戦でもあり、大きな課題であろう。また、知的財産に関しては、開発途上国及び原住民が会議を通じて「in the public domain」と「publicly available」の違いを度々強調しており、今後もこの点を強く主張し、伝統的知識を保護の対象とするよう求めてくることが予想される。そのため、これらの概念及び法的保護の可能性についての整理・検討が求められよう。

議題 5 に関しては、いくつかのプラケットは残しつつも倫理行動規範案が採択された。本倫理行動規範案は COP10 で採択される見通しで、採択されればボン・ガイドライン、Akwé:Kon ガイドラインに統一して、CBD 関連で作成された 3 つ目の任意の指針となる。法的拘束力は無いとはいえ、知的財産や利益配分に係る規定も含まれていることから、採択後の効果も見据えた分析が必要である。

その他、特記すべき点としては、ノルウェーが新しく ABS に関する国内法を策定したことを強調しており、同法を分析しつつ、ノルウェーの主張及び今後の動向を注視する必要がある。また、従来からアジア、アフリカ、南米の 17 カ国で構成される「Group of Like-Minded Megadiverse Countries (LMMC)」が存在していたが、今回新たに LMMC 中のアジア太平洋の諸国により「Like-Minded Asia-Pacific Group」が結成された。これらの諸国の今後の動きには注意が必要であろう。

[33] ABS-WG8*

2009年11月9～15日、モントリオール・カナダ

アクセスと利益配分に関する第8回作業部会（ABS-WG8）会合が、2009年11月9日～15日にカナダ・モントリオールの国際民間航空機関（ICAO）本部で開催された。また、本会合に先立ち、地域協議及び共同議長による非公式協議も開催された。我が国政府からは20名が参加した¹。

2006年にブラジル・クリチバで開催された生物多様性条約（CBD）の第8回締約国会議（COP8）において、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際的制度（ABS-IR）についての作業を、2010年のCOP10までに完了させることが決定され、また、2008年にドイツ・ボンで開催されたCOP9では、COP10までに3回の技術専門家会合、3回の作業部会を開催するという工程表（ロードマップ）が決定された。これを受け、「定義、分野別アプローチ等」に関する技術専門家会合（2008年12月、ナミビア・ウィントフック）、「遵守」に関する技術専門家会合（2009年1月、東京）、及び、「伝統的知識（TK）」に関する技術専門家会合（2009年6月、インド・ハイデラバード）がそれぞれ開催され、専門的知見に基づく議論が行われた。これらは報告書としてまとめられ、ABS-IRに関する議論の参考として、ABS作業部会へ提出された。

2009年4月にフランス・パリで開催されたABS-WG7では、ABS-IRのオペレーションナル・テキストのうち、「目的」、「適用範囲」、「利益配分」、「アクセス」、「遵守」に関する部分について、加盟国の提案に基づき議論が行われ、多数のブレケットがつくものの、今後の交渉のベースとなるテキスト案が出来上がった。

今回のABS-WG8では、ABS-WG7で議論されなかった「TK」、「能力（構築）」、「（法的）性格」が議論されるとともに、前回の対象であった「利益配分」、「アクセス」、「遵守」についても議論が行われた。

これにより、ABS-IRのすべての項目について、オペレーションナル・テキストの素案が作成された。テキスト案は61頁に及び、約3,800のブレケットが付いてはいるものの、ABS-IRの各項目については、加盟国からの追加意見を求めないこととされたことから、2010年3月にコロンビアで開催予定のABS-WG9で最後の交渉が行われることになった。なお、ABS-IRの前文、定義等で上記各項目に当てはまらない事項については、加盟国から意見を募集し、ABS-WG9で議論される。また、ABS-WG8とABS-WG9の間に開催される会期間会合に合意した²。

1. 共同議長による非公式協議

会議に先立つ11月8日（日）の午前10時から、共同議長による非公式協議が開催された。共同議長は、ABS-WG8に対する「シナリオ・ノート」を提示し、今回の会議の役割と期待を説明した。

* 「1-3. 生物多様性条約第8回Ad hoc アクセスと利益配分作業部会」平成21年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業報告書 pp23-33、(財)バイオインダストリー協会、平成22年3月

¹ 外務省(地球環境課・水野政義課長、鍋島徳子課長補佐)、環境省(自然環境計画課・星野一昭課長、野生生物外来生物対策室・牛場雅巳室長、生物多様性地球戦略企画室・中澤圭一室長補佐、矢野克典係長、本田悠介氏、名古屋大学エコトピア科学研究所・林希一郎教授)、農林水産省(環境バイオマス政策課・圓谷浩之企画官、知的財産課・海老原康仁課長補佐、技術会議事務局・尾室幸子課長補佐)、経済産業省(生物化学産業課・作田竜一室長、浅野義人係長)、特許庁(国際課・高原慎太郎室長、津幡貴生課長補佐、南雲淳一係長)、(独)製品評価技術基盤機構・バイオテクノロジー本部(安藤勝彦参事官、須藤学主査)、明治学院大学法学部・磯崎博司教授、JBA(炭田精造及び森崎義康)。

² ABS-WG8会合の最終報告書は、2009年11月20日に「UNEP/CBD/WG-ABS/8/8」としてCBD事務局ホームページに掲載された。

- COP9 決定に基づき、今回初めて議論することとなる「TK」と「能力（構築）」について、他の項目と同じレベルにし、最終交渉のベースとなるオペレーション・テキスト案を作成したい。
- 11月9日の全体会合では、まず「（法的）性格」について議論したい。これは作業グループの“法的性質”に対する考え方を共有するためであり、この共通の理解を報告書に記載したい。
- ついで、「TK」と「能力（構築）」を ABS-WG7 と同様の3段階アプローチにより議論し、他の項目と同様のレベル（交渉のためのオペレーション・テキスト案）に仕上げたい。
- その後、ABS-WG7 で議論した「利益配分」、「アクセス」、「遵守」について、ABS-WG7 で作成したテキストをベースに交渉を行いたい。新しい提案は交渉開始まで受け付ける。
- 先週に、CBD 第8条(j)項及び関連規定に関する第6回作業部会が開催された。この結果について、同作業部会の共同議長報告として文書を追加する。
- なお、コンタクト・グループは最大2つまでとするつもりであるが、進捗状況や困難性を考慮し柔軟に決定したい。

2. 開会及び会議運営に係る事項

11月9日（月）の10時15分に、共同議長により会議が開会され、本会議の重要性と残る交渉期間はわずか14日であることが強調された。ついで、COP9議長（ドイツ）の代理として、Jochen Flasbarth氏が挨拶に立ち、独環境大臣は交代となつたが、ABS-IRの国際交渉を引き続き支援するとともに、交渉期限は2010年10月のCOP10であり、ここでのABS-IR採択を先延ばしすることはできないと述べた。

CBD事務局長のAhmed Djoghlaf氏は、同様に、本会議が作業部会の歴史上もっとも重要なものであるとした。最近開催された生物多様性国際対話（神戸）で2010年目標達成に悲観的な見方が出されたが、我々の未来のためにも、クリチバのCOP8決定であるABS-IRを完成させるという目標に限られた時間しかないと述べた。

また、最近イラクとソマリアがCBDに加盟し、困難な政治状況にあっても、生物多様性の喪失という課題に立ち向かうという政治的メッセージを発した。

最後に、UNEP環境法条約局長Bakary Kante氏は、UNEP事務局長の代理として、UNEPの生物多様性に関する活動に対する積極的な支援を強調した。特に、生物多様性は持続可能な開発の礎であり、西アジア・アジア大洋州・ラテンアメリカ・アフリカに地域連絡窓口を設置し、ABSハブになることを期待しているとした。

慣例に従い、COP議長団が本会議の議長団となり、議長団の推薦によりSomaly Chan女史（カンボジア）をラポーターに任命した。その後、議題案を採択し、作業の手順を承認した。

3. ABS-IRの（法的）性格

共同議長は、11月9日（月）午前の全体会合で、「（法的）性格」について、「法的拘束力を持つ」、「法的拘束力を持たない」、「両者の混合（一部に拘束力を持たせる）」の3つのオプションが提案されているが、まずは議論するのではなく、各加盟国の考え方を聞きたいとして、意見を求めた。各国の発言は以下のとおりである。

- ナミビア（アフリカ代表）：法的拘束力を持つ包括的な文書を望む。特に、原則、規範、規則、手続、遵守措置、執行措置には拘束力が不可欠。アフリカグループの提案は文書として提出した。

- メキシコ（ラテンアメリカ・カリブ海代表）：法的拘束力を持つ文書を支持。COP9で議論されており、決定IX/12でABS-IRの法的性格が示されている。
- ノルウェー：ABS-IRは法的拘束力を持つ単一の協定、CBD・ボン・ガイドラインに基づく議定書で、特に遵守はIRの要であり、法的拘束力を持つべきであるが、議定書には法的拘束力を持つ規定と持たない規定があり得る。
- 日本：ABS-IRが我が国にとって受入れ可能な規定で構成されるならば、法的拘束力を持つことを排除しない。各規定の内容を議論してから、法的性格に戻るべきで、現時点では法的拘束力を持つ制度を無条件に受け入れることはできない。
- タイ：法的拘束力を持つ1つ又は複数の文書からなるABS-IRの策定を支持。
- ニュージーランド：法的拘束力を持つとしても、実施可能なものでなければならない。実行可能性を考慮すべき。
- スイス：条約第15条及び第8条(j)項の実施のためには、法的拘束力を持つ文書の交渉に注力すべき。一方で、ABS-IRはすべての遺伝資源に適用可能で、かつ、他の各種国際的協定とも調和的・相互補完的であるべき。
- ブラジル(LMMC代表)：法的拘束力を持つ単一の制度をCOP10までに策定することを支持し、その中心は法的拘束力を持つ遵守規定であるべき。ボン・ガイドラインでは不十分で、不正使用・バイオ海賊行為を防止するためには、議定書の交渉・採択が不可欠。法的拘束力を持つ制度はジュネーブでのABS-WG6で合意している。条約15条を実施するために、また利益配分を保証するために、具体的な手段が必要である。
- EU：オペレーション・テキストの案として、法的拘束力を持つ措置、拘束力を持たない措置、あるいはそれらの組合せのいずれも含み得る。ABS-WG8の結果を見るまでは、法的性格についての見解を留保する。
- キューバ：2005年のラテンアメリカ諸国の会合から議論を開始し、2008年12月に法的拘束力を持つ制度との結論に至った。ブラジルが発言しているように、ABS-WG6でABS-IRは法的拘束力を持つべきとされている。
- インドネシア：LMMCとしてブラジルの発言を支持する。単一の法的拘束力のある制度であるべき。また、効果的に実施されることが不可欠。
- バングラデシュ：ABS-IRは法的拘束力を持つべき。
- アルゼンチン：LMMCの発言を支持する。
- カナダ：COP9決定にあるように、文書の性質に関する影響を早計に判断したり、除外すべきではない。ABS-IRの各要素は制度全体として検討すべきである。ボン・ガイドライン、アグウェイ・ガイドライン、先週採択された倫理規範に関するガイドライン等、任意の制度もあり、これらを無にすることはない。ABS-IRの在り方として3つのオプションがあることを理解しているが、一方で、ABS-IRは法的拘束力の有無にかかわらず、その構成要素の実施については各国の柔軟性に配慮すべきである。
- コスタリカ：メキシコ、ブラジルを支持する。ABS-IRは法的拘束力を持つべき。

- ブラジル : ABS-IR の法的拘束力と各構成要素の性質は別々に考えるべきである。堂々巡りをしていてはならない。法的拘束力を持つ制度が必要である。
- セルビア（中東欧グループ代表） : ABS-IR は法的拘束力を持つべきであるが、必要であれば法的拘束力を持たない要素を組み込むことも可能であろう。
- ヨルダン : 法的拘束力を持つ制度を支持する。
- セネガル : ナミビアの発言を支持し、法的拘束力を持つ制度が必要である。
- リベリア : ナミビアの発言を支持する。
- マラウイ : ナミビアの発言を支持し、ABS-IR は生物資源・遺伝資源へのパスポート・ビザのようなものとなる。

その他、オブザーバーである国際先住民フォーラムやベルン宣言が法的拘束力を持つ制度を支持する発言を行った。

11月15日（日）午前の全体会合で、共同議長は、上記発言を基に、各地域グループ、原住民・地域社会代表、その他利害関係者との議論を経て、ABS-IR の法的性格に対する共同議長の所見を口頭で発表した。すなわち、「国際的制度には、法的拘束力を持つ 1 ないし複数の規定を含めるという合意に従い、かつ可能な限り早期に本作業部会の任務を完了するために、国際的制度に関する交渉は、議定書の草案の完成を目指すという認識で、本作業部会はほぼ一致している。こうした理解は、議定書の採択に関する COP10 の決定に影響を与えるものではない」³。なお、共同議長は、この所見は COP9 の決定を変更するものでもなく、また、本議題に関するこれまでの議論における各加盟国の立場を変更するものでもないことを確認したと述べた。

4. 遺伝資源に関する伝統的知識

11月9日（月）午後の全体会合で取り上げられ、まず加盟国（ナミビア、ブラジル、ノルウェー、カナダ、スウェーデン、フィリピン、タイ、ニュージーランド、ウクライナ）、ついでオブザーバー（エコローパ、国際先住民フォーラム、国際環境開発研究所）が発言し提案を行った。

11月10日（火）午前の全体会合で、共同議長は、TKに関するコンタクト・グループの設置を提案し、コンタクト・グループの共同議長に Tone Solhaug 女史（ノルウェー）と Damaso Luna 氏（メキシコ）を任命した。コンタクト・グループの任務は、関連する取りまとめ文書を検討すること、収束が得られた分野と更なる作業が必要な分野を特定することとされた。

最終的に作成されたオペレーションナル・テキストは以下の構成となった。

- 前文又は原則 : 義務規定とするかどうかは別としてほぼ合意に至った。
- 交渉テキスト（ブラケット付） : 遺伝資源に関する TK に対して、遺伝資源と同様の扱い（事前の情報に基づく同意（PIC）、相互に合意する条件（MAT）、利益配分）をすべきかどうか、TK に関する国内制度の制定では、国内の原住民・地域社会に意思決定プロセスを促すべきかどうか等

³ Having reflected upon statements made in plenary on this item and having discussed the matter with all regional groups and a range of representatives from indigenous peoples and local communities and stakeholders, the Co-chairs stated that the Working Group shares the preponderant understanding that for the purposes of completing its mandate and subject to the arrangement that the International Regime would include, inter alia, one or more legally binding provisions, negotiations of the Regime aim at finalizing a draft protocol under the Convention on Biological Diversity. The Working Group confirmed that this understanding is without prejudice to a decision at the tenth Conference of Parties on the adoption of such a protocol. (注:この議長発言は、聴取者の筆記による記録である)

が主要な論点となり、テキストが作成された。

- 定義：「原住民・地域社会」、「関連する TK」、「非商業目的の研究」についてテキストが提案されているが、その内容及び配置に関する議論は十分ではなく、次回会合で議論される。

5. 能力（構築）

11月9日（月）午後の全体会合で取り上げられ、まず加盟国（ナミビア、EU、ブラジル、日本、カナダ、タイ、コスタリカ、フィリピン、韓国、カメルーン、エジプト、ガボン、ナイジェリア）ついでオブザーバー（FAO、ITPGRFA、国際先住民フォーラム、ナチュラル・ジャスティス）が発言した。

11月10日（火）午前の全体会合で、共同議長は、能力（構築）に関するコンタクト・グループの設置を提案し、コンタクト・グループの共同議長に Jose Luis Sutera 氏（アルゼンチン）と Andreas Drews 氏（ドイツ）を任命した。コンタクト・グループの任務は、関連する取りまとめ文書を検討すること、収束が得られた分野と更なる作業が必要な分野を特定することとされた。

最終的に作成されたオペレーションナル・テキストは以下の構成となった。多くのプラケットが付されている。

- 能力開発の重要性、アクセスと利益配分における人材・制度的能力の開発・強化への協力・連携
- 資金・技術・ノウハウへのアクセス・技術移転に関する各国ニーズの特定と配慮
- 開発途上国による能力開発措置の根拠としての自己評価、ニーズの特定、これら情報の事務局への提供
- 締約国による技術移転・技術協力のための能力開発措置
- 能力開発プログラム：関連法令の整備と実施、権限ある当局の設置と訓練、特許審査官の訓練、遵守証明・出所開示等の制度整備の支援計画、交渉に関する訓練、通信手段・インターネットシステムの採用、評価方法の開発と利用、バイオ探索研究と分類学研究、遵守の管理、遵守のモニタリングと執行、多様性保全と持続的利用への利益配分の強化、能力開発に対する協働・連携の構築・強化、遺伝資源の利用の追跡に関する訓練
- 能力開発措置の事例：政府に関するものとして、遺伝資源の保全・持続可能な利用・TK の推進、知的財産権の特定・主張・保護、社会経済発展のための遺伝資源と TK の持続可能な利用の促進、広報・教育・啓発、大学・研究機関に関するものとして、カリキュラム開発・訓練・研究・技術支援能力とアクセスと利益配分に関する組織としての能力、知的財産制度・パートナーシップ・利益配分の影響調査能力、研究者と原住民・地域社会との間の協力・理解を深める能力、また、民間部門に関するものとして、バイオ探索能力・アクセスと利益配分の手続や協定の最善慣行の確保能力、遵守によるビジネスチャンスの特定・活用能力、分野別に差別化した能力開発
- 利害関係者の能力強化措置：分野別モデル条項・契約作成・目録作成への参加、これらの利用
- 原住民・地域社会の能力開発措置：保護と持続可能な利用・推進、協定の交渉・実施における自らの権利の特定・主張・保護、社会慣行の整備・実施・執行、記録作成、データベースの不当利用からの保護、広報・教育・啓発の確保、積極的な関与による幅広い適用促進、経済学への理解と実現可能な利益配分方式への組入れ、評価方法の活用支援、研究開発活動可能な人材・組織の能力開発、遵守のモニタリング・執行措置能力の支援
- 能力開発を支援する基金の設置、資金供与メカニズム

- ・国際基金機関に対する能力開発プログラムのための資金供与確保措置

5. 遵守

11月9日（月）午後、及び、10日（火）午前の全体会合で取り上げられ、9日午後には、マレーシア、ブラジル、EU、スイス、カナダ、また、10日午前には、日本、セルビア、ブルキナファソ、マレーシア、ブラジル、ナミビアがそれぞれ発言した。また、オブザーバーから、国際先住民フォーラム、ドイツ教会展開奉仕活動が発言した。加盟国の主たる発言内容は以下のとおりである。

- ・EU：不正使用（misappropriation）に関する提案の内容を紹介した。不正使用を提供国の ABS 国内法に違反して遺伝資源を取得することとし、国際アクセス標準に合意した上で、この違反には利用国で罰則を含めた措置をとる。
- ・スイス：EU と同様に、国際的制度の「遵守」の項には、不正使用の定義、国際アクセス標準、出所開示要件、情報の共有等がコアな要素となる。
- ・日本：EU とスイスが不正使用について具体的な定義を提案したことに感謝する。EU はアクセス標準、認証、その他遵守措置を挙げており、スイスも出所開示等を挙げている。これらについてはコンタクト・グループで詳細に議論したい。
- ・セルビア（中東欧グループ代表）：EU を支持する。特に国際的に認知された証明書が重要。
- ・ブルキナファソ：アフリカグループの提案を支持する。1 点追加すると、原住民・地域社会の間での遺伝資源とこれに関連する TK の交換を促進することを加えたい。
- ・マレーシア（アジア太平洋同志国家代表）：アジア・太平洋の生物多様性に富んだ加盟国で、新たな交渉グループ（Like-Minded Asia and Pacific Countries）を結成したことを発表した。LMMC、アフリカ、GRULAC 等と協調しながら、重要な項目である遵守について意見をまとめていく。
- ・ブラジル（LMMC）：アジア太平洋同志国家の結成を歓迎する。遵守について、PIC と MAT の関係、司法判断の執行、遺伝資源・派生物・TK に対する主権的権利を保護する規制枠組み等かかる提案を行った。

11月11日（水）午前の全体会合で、共同議長は、遵守に関するコンタクト・グループの設置を提案し、コンタクト・グループの共同議長に Rene Lefeber 氏（オランダ）と Ricardo Torres Carrasco 氏（コロンビア）を任命した。コンタクト・グループの任務は、ABS-WG7 報告書に付属した文書（パリ附属書）をベースに、今回追加的に提案のあった項目を検討し、パリ附属書の構成はそのままとし、関連する部分に挿入することを試みるとともに、パリ附属書のプラケットができる限り取り除くこととした。

コンタクト・グループでの議論の結果、パリ附属書のプラケットを大幅に減少させることができたが、一方で、いくつかの定義に関わる項目、他のセクションへ移すことが望ましい項目、全体に関わる組織的事項等、取扱いが難しい問題が生じた。最終的に、これらは別の課題として、ABS-WG8 以降も提案を受け付け、ABS-WG9 で議論されることとなった。特に、上記のとおり EU は「不正使用及び不正使用に関する国際的な認識」を提案したが、これが定義に関わるかどうかで、EU は定義として提案したのではないと発言した。一方、他の加盟国からは最初のパラグラフは定義に相当するとの意見が出された。

検討項目は下記のとおりであり、それぞれにプラケット付のオペレーション・テキストが作成された。

- (1) 遵守を促すための手段の開発
 - a) 意識啓発活動
 - b) 不正使用・誤用に対する国際的な認識
 - c) 素材移転契約のモデル条項の分野別一覧
 - d) 重要な利用者集団のための行動規範
 - e) 最も優れた行動規範の特定
 - f) 研究資金供与機関が研究資金を受給した利用者に対して所定のアクセスと利益配分の要件を遵守するよう義務付けること
 - g) 利用者による単独宣言
 - h) 国の管轄を超えて遵守を支援するための国際アクセス標準（国内のアクセス法の調和を必要としないもの）
- (2) 遵守をモニターするための手段の開発
 - a) 情報交換のための仕組み
 - b) 国内の権限ある当局が交付する国際的に認知された証明書
 - c) 追跡（トラッキング）及び報告の制度
 - d) 追跡のための情報技術
 - e) 開示の要件
 - f) チェックポイントの特定
- (3) 遵守の執行のための手段の開発
 - a) アクセスと利益配分の取決めの執行を目的とする司法制度の利用を確保するための措置
 - b) 紛争解決の仕組み：国家間、国際私法、裁判外紛争解決
 - c) 判決及び仲裁判断の法管轄域を超えた執行
 - d) PIC の要件の違反が申し立てられている具体的な事例における関連情報を提供者が入手することを支援するための、アクセスと利益配分に関する政府窓口間の情報交換の手続
 - e) 救済措置及び制裁措置
- (4) 保護に関する慣習法及び地域の制度の遵守を確保するための措置

6. 公正かつ衡平な利益配分

11月10日（火）午前の全体会合で取り上げられ、スイス、ブラジル、ナミビアが発言した。また、オブザーバーとして、国際先住民フォーラムが発言した。加盟国の発言内容は以下のとおりである。

- スイス：文書で提案を提出しているが、アクセスと利益配分のリンクエージの関係で、法的確実性を確保し、遵守を促進するために、MATはできる限り早い時期に、できれば遺伝資源へアクセスする時点で締結すべきとし
- ブラジル：提案にある「資金メカニズム」は金銭的／非金銭的利益配分のところに入る。
- ナミビア：提案で「公正かつ衡平な利益配分の定義」を事前に提出した。事務局は各提案を編集する時に誤って異なるところに置いたようである。

11月12日（木）午前の全体会合で、共同議長は、利益配分に関するコンタクト・グループの設置を提案し、コンタクト・グループの共同議長にPierre du Plessis氏（ナミビア）とCosima Hufler氏（オーストリア）を任命した。コンタクト・グループの任務は、先の遵守に関するコンタクト・グ

ループと同様に、ABS-WG7 報告書に付属した文書（パリ附属書）をベースに、今回追加的に提案のあった項目を検討し、パリ附属書の関連する部分に挿入することを試みるとともに、パリ附属書のブレケットができる限り取り除くこととした。

検討項目は下記のとおりで、それぞれにブレケット付のオペレーション・テキストが作成された。

- (1) アクセスと利益の公正かつ衡平な配分との連関
- (2) MATに基づいて配分される利益
- (3) 金銭的利益又は非金銭的利益
- (4) 技術へのアクセス及びその移転
- (5) MATに基づく研究及び開発の成果の共有
- (6) 研究活動への効果的な参加、又は研究活動における共同開発
- (7) 交渉における平等を促進するための仕組み
- (8) 意識啓発
- (9) MAT及びTKの保有者への利益の配分における原住民・地域社会の参加及び関与を確保するための措置
- (10) 生物多様性の保全及び持続可能な利用並びに社会経済的発展（特にミレニアム開発目標）に向け、国内法に基づいて利益が配分されることを促す仕組み
- (11) 最低限の国際的な条件及び基準の開発
- (12) 利用ごとの利益配分
- (13) 原産地が明らかでないか複数の国にまたがる場合の多国間での利益配分の方法
- (14) 国境をまたぐ場合に対応するための信託基金の設立
- (15) 素材移転契約に組み入れることを想定したモデル条項の一覧の開発
- (16) 遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドラインの利用の拡大

7. アクセス

11月10日（火）午前の全体会合で取り上げられ、EU、スイス、ブラジルが発言した。また、オブザーバーとして、国際先住民フォーラム、ドイツ教会展開奉仕活動が発言した。加盟国の発言内容は以下のとおりである。

- EU：新たに、各国アクセス規制と国際的制度との適合性について提案した。コンタクト・グループで詳細に議論したい。
- スイス：各国にアクセスに関する権限があることは承知しているが、生物多様性・ヒトを含む動植物の生命の危機（インフルエンザ等のウイルス、食糧危機、侵入外来種等）に対応する緊急なアクセスを国際的制度で設定すべきだ。

11月12日（木）午前の全体会合で、共同議長は、アクセスに関するコンタクト・グループの設置を提案し、利益配分に関するコンタクト・グループ（共同議長：Pierre du Plessis 氏（ナミビア）、Cosima Hufler 氏（オーストリア））でアクセスについても検討することになった。検討項目は下記のとおりで、それぞれにブレケット付のオペレーション・テキストが作成された。

- (1) 締約国がアクセスについて決定する主権的権利及び権限の認識
- (2) アクセスと利益の公正かつ衡平な配分との連関
- (3) アクセスに関する規則の法的確実性、明確性及び透明性

- (4) アクセスに関する規則の無差別的適用
- (5) 国の管轄を超えて遵守を支援するための国際アクセス標準（国内のアクセス法との調和を必要としないもの）
- (6) 国際的に開発されたモデル国内法
- (7) 管理及び取引費用の最小化
- (8) 非商業目的の研究に関するアクセス規則の簡素化

8. 会期間会合（ABS-WG9に向けて）

以上のように、ABS-IR の各構成要素（目的、適用範囲、主要な構成要素—公正かつ衡平な利益配分、遺伝資源へのアクセス、遵守、遺伝資源に関する TK、能力—）について、約 3,800 のプラケット付がついた全 61 頁に及ぶオペレーション・テキスト「モントリオール附属書」（附属書 I）が完成した。

また、このテキストのどの部分に記載すべきかが明確ではない（「一時留保されている」と表現された）テキストの扱いについて議論が行われた。全体会合での討論及び主要締約国・地域交渉グループとの非公式協議の結果、これらを交渉用のオペレーション・テキストの外に出し、附属書 II（次回作業部会会合で検討するため、留保となっている交渉テキスト案）として別記することとなった。本作業部会で完成した「モントリオール附属書」については、新たな追加提案を求めないことが確認されたが、「一時留保されている」テキストとともに、「前文」と「定義」に関する部分については、新規提案が可能である。

一方、共同議長は、財政的支援が得られることを前提に、ABS-WG8 と ABS-WG9 の間に、2 つの会期間協議の場を設けることを提案した。

1 つは、「共同議長の友（Friends of the Co-Chairs）」会合で、構成メンバーは、①共同議長が選出した締約国代表 18 名、②COP9 及び COP10 議長国（ドイツと日本）から代表各 1 名、③原住民・地域社会、市民社会、産業界から代表各 2 名とし、ABS-IR 交渉における主要問題に関して講じ得る解決策を模索することを目的とする。時期は 1 月下旬あるいは 2 月上旬の 3~5 日間とする。

もう 1 つは、「地域間における非公式協議（Co-Chairs Informal Interregional Consultations）」会合で、ABS-WG9 直前に 3 日間の予定で開催する。構成メンバーは、①5 つの国連による地域交渉グループから各グループが指名する 25 名、②同じグループからオブザーバー（アドバイザー）各 2 名ずつの 10 名、③原住民・地域社会、市民社会、産業界から代表各 2 名、④COP9 及び COP10 議長国から代表各 1 名とし、ABS-IR の前文テキスト、定義、関連規定について協議することを目的とする。

これに対して、ナミビアはアフリカグループの代表として、このプロセスに同意するが、「共同議長の友」及び「地域間における非公式協議」会合の参加者を増やすことを提案した。カナダは「共同議長の友」会合の財政的支援と主催を表明した。また、ノルウェーは会期間協議と ABS-WG9 開催を財政的に支援するために、40 万ノルウェークローネを拠出するとした。

[34] COP10 名古屋議定書への道*

2010年10月9~15日、名古屋市・日本

はじめに

2006年にブラジル・クリチバで開催された生物多様性条約（CBD）の第8回締約国会議（COP8）において、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際的制度（ABS-IR）についての作業を、2010年のCOP10までに完了させることが決定され、また、2008年にドイツ・ボンで開催されたCOP9では、COP10までに3回の技術専門家会合、3回の作業部会（ABS-WG7~9）を開催するという工程表（ロードマップ）が決定された。これを受け、「定義、分野別アプローチ等」に関する技術専門家会合（2008年12月、ナミビア・ウィントフック）、「遵守」に関する技術専門家会合（2009年1月、東京）、及び、「伝統的知識」に関する技術専門家会合（2009年6月、インド・ハイデラバード）がそれぞれ開催され、専門的知見に基づく議論が行われた。これらは報告書としてまとめられ、ABS-IRに関する議論の参考として、ABS作業部会へ提出された。

2009年4月にフランス・パリで開催されたABS-WG7では、ABS-IRのオペレーション・テキストのうち、「目的」、「適用範囲」、「利益配分」、「アクセス」、「遵守」に関する部分について、加盟国の提案に基づき議論が行われ、多数のブレケットがつくものの、今後の交渉のベースとなるテキスト案が出来上がった。また、2009年11月にカナダ・モントリオールで開催されたABS-WG8では、ABS-WG7で議論されなかった「TK」、「能力（構築）」、「（法的）性格」が議論されるとともに、前回の対象であった「利益配分」、「アクセス」、「遵守」についても議論が行われた。その結果、ABS-IRの各構成要素（目的、適用範囲、主要な構成要素—公正かつ衡平な利益配分、遺伝資源へのアクセス、遵守、遺伝資源に関する伝統的知識、能力—）について、約3,800のブレケットがついた全61頁に及ぶオペレーション・テキスト「モントリオール附属書」（附属書I）が完成した。さらに、議論を加速するために、ABS-WG8とABS-WG9の間に2つの会期間会合、即ち、「共同議長の友（Friends of the Co-Chairs）」会合（2010年1月26~29日、カナダ・モントリオール）と「共同議長による非公式地域間協議（Co-Chairs Informal Interregional Consultations）」会合（2010年3月16~18日、コロンビア・カリ）が開催された。こうして、ABS-IRの交渉は、COP10での議定書の採択をも視野に入れながら、最終局面を迎えた。

1. アクセスと利益配分に関する第9回作業部会（ABS-WG9）会合

アクセスと利益配分に関する第9回作業部会（ABS-WG9）会合は、2010年3月22~28日に、コロンビア・カリで開催された。また、本会合に先立ち、3月20~21日には、地域協議及び共同議長による非公式協議も開催された。本会合がCOP10までの最終交渉の場であるとされていたことから、我が国政府からは30名近くが参加し¹、また、NHKも取材に入った。

*「1-2. 生物多様性条約第10回締約国会議－名古屋議定書への道」平成22年度環境対応技術開発等（生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業）委託事業報告書 pp5-14、（財）バイオインダストリー協会、平成23年3月

¹ 外務省・地球環境課・水野政義課長、大隈洋企画官、鍋島徳子課長補佐、環境省・自然環境計画課・星野一昭課長、野生生物外来生物対策室・牛場雅巳室長、生物多様性地球戦略企画室・中澤圭一室長補佐、矢野克典係長、本田悠介氏、名古屋大学エコトピア科学研究所・林希一郎教授、農林水産省・環境バイオマス政策課・西郷正道課長、荒木廉紀企画官、佐藤大輔係長、知的財産課・海老原康仁課長補佐、技術会議事務局・八木橋史子係長、農業生物資源研究所・河瀬眞琴ジーンバンク長、文部科学省・ライフサイエンス課・本間善之企画官、筑波大学・遺伝子実験センター・渡邊和男教授、経済産業省・生物化学産業課・荒木由紀子課長、作田竜

非公式協議に入る直前の3月19日に、共同議長による非公式地域間協議（3月16～18日）の結果を踏まえて、共同議長は「議長テキスト」（ノン・ペーパー）を公表し、非公式協議では本議長テキストをベースに作業部会での議論のベースとすることで合意に至った。作業部会では、議長テキストに対して、各国がそれぞれ主要論点（アクセス、利益配分、遵守、適用範囲等）に対する意見を表明し、共同議長は4つのコンタクト・グループを設置し、主要論点について意見の集約を求めた。これに基づき、3月25日に、共同議長は「議長テキスト」の改訂版を配布し、交渉形式²による議論が継続されたが、議論の進め方、改訂版テキストへの意見の反映等で不満が高まり、議事が何度も中断された。3月28日に名古屋までのロードマップが議論されたが、予算の関係上で「共同議長の友」会合や「地域グループ代表による小グループ」会合しか開催できないとする事務局に対して、各国は議論の透明性から全加盟国が参加できるオープン・エンド方式を主張し、紛糾した。最終的には我が国が資金の拠出を申し出て、追加会合を開催することで、カリでのABS-WG9は休会とし、後日再開されることとなった。なお、共同議長はCOP10の決議案も準備し、コンタクト・グループでの検討も開始されたが、主要論点に関する意見の隔たりが大きく、いずれの論点でもほとんど進展なく休会せざるを得なかつた。ただ、議論を継続するという観点から、また、条約の下で新たな議定書を採択するためには締約国会議の6カ月前までに草案を回付するという規則に基づき、未完成ではあるものの現行の議定書案をCOP10での採択に付すために、締約国に回付することとなった。なお、ABS-WG9（コロンビア・カリ）の詳細は報告書（資料編（1）³）を参照されたい。

ABS-WG9の再開会合（ABS-WG9bis）は、2010年7月10～16日にモントリオールで開催された。従前と同じく、作業部会の前（7月8～9日）に共同議長による非公式協議も開催された。本再開会合では、最初からカリでの地域間交渉グループ（ING）方式を採用し、作業部会の共同議長がINGの共同議長を務め、カリでの議長テキストをベースに逐条ごとに議論が進められた。また、主要論点については適宜小グループが結成された。特に、「派生物」の扱いを「遺伝資源の利用」で代替しようと、遺伝資源の利用についての概念の共通化、定義案の作成に注力した。その他、「他条約との関係」では、CBDを中心に据えようとする途上国と、他条約の独立性・相互補完性を主張する先進国とで、対立の糸はほどけなかつた。また、適用範囲における議定書の遡及性、緊急事態における病原体等へのアクセス、遵守措置としてのモニタリング・チェックポイント・開示要件の扱い、公開され入手可能な（publicly available）な伝統的知識等で、途上国と先進国の意見の対立は解消されず、多数の留保を付した「名古屋議定書草案」を作成するにとどまった。このため、我が国政府は、さらに追加会合の開催を提案し、そのための財政的支援を申し出た。その結果、ABS-WG9は再度休会とし、9月にもう一度INGを開催し、相互理解の醸成と議論の継続を行うこととなった。このABS-WG9再開会合についても、その概要については報告書（資料編（2）⁴）を参照されたい。なお、追加会合（ING）は2010年9月18～21日にカナダ・モントリオールで開催され、我が国からも多数が出席した。個々の課題についての相互理解は深まったものの、交渉は膠着したままであった。こ

一室長、浅野義人係長、特許庁・国際課・高原慎太郎室長、津幡貴生課長補佐、南雲淳一係長、(独)製品評価技術基盤機構・バイオテクノロジー本部・安藤勝彦参事官、須藤学主査、明治学院大学法學部・磯崎博司教授、JBAからは炭田及び斎崎。

2 地域間交渉グループ（ING、Interregional Negotiating Group）と呼ばれる交渉形式で、カルタヘナ議定書の条文交渉で採用された。地域間交渉グループは、国連分類による5つの地域グループから各5名ずつの代表を選出し、その他に、原住民・地域社会、市民社会、産業界、公的な研究グループから各2名の代表が参加できる。また、各地域代表は適宜交替して発言できる。この形式は、この後の交渉でも継続された。

3 「生物多様性条約第9回Ad hoc アクセスと利益配分作業部会第一部報告書（カリ会合）」

4 「生物多様性条約第9回Ad hoc アクセスと利益配分作業部会第二部報告書（モントリオール会合）」

うして舞台を名古屋に移すことになった。

2. 生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）における ABS-IR に関する国際交渉

COP10 は 2010 年 10 月 18 日（月）から 29 日（金）まで愛知県名古屋市の名古屋国際会議場で開催され、30 日（土）の未明に 47 の決議を採択して閉会した。開催国である我が国の松本龍環境大臣が議長を務め、179 の締約国、関連する国際機関、NGO 等から 1 万 3 千人以上が参加し、参加者数の記録を更新した。我が国からも関係省庁（外務省、環境省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）、愛知県、名古屋市等の関係者に加え、（社）日本経済団体連合会、日本製薬工業協会、（社）農林水産先端技術産業振興センター、（財）バイオインダストリー協会（JBA）等の関連団体、有識者、NGO 等多数参加した⁵。また、10 月 27 日（水）から 29 日（金）まで、我が国政府の主催による閣僚級会合が開催された。

名古屋における ABS-IR に関する国際交渉の経緯を表 1 に記載する。ABS-IR 交渉は、カルタヘナ議定書の第 5 回締約国会議（COP/MOP5）と併行して、10 月 13～16 日の地域間交渉グループ（ING）会合から再開された。しかしながら、上述したように、途上国側は、先進国企業による遺伝資源のバイオパイラシーが依然として行われており、利益配分が十分に担保されていないと繰り返して主張し、利益配分のための法的拘束力のある ABS-IR を強く要望し続けてきた。一方、先進国側は、そもそも遺伝資源取得の際のルールすら確立されていない国が多い中、提供国によるアクセス手続きの明確化を求めており、ABS-IR の交渉開始以来、この構図は変わらないままであった。名古屋では、COP10 直前の準備会合から COP10 会期中まで、約 3 週間にわたり精力的に交渉が行われたが、ABS-IR の対象となる範囲や、利用国における遵守措置等の論点では、解決の糸口はつかめず、COP10 最終日まで合意は得られなかった。

10 月 28 日（木）の COP10 全体会合で、ABS 非公式協議グループの進捗状況の報告を受けた COP10 議長（松本環境大臣）は、同日の 24 時までに非公式協議グループで合意された議定書案の提出を要請するとともに、合意に至らない場合には、名古屋議定書の議長案を翌朝に提示し、各地域グループとの協議に入ると発言した。結局、ABS 非公式協議グループでは合意に至らず、我が国から議長提案を各国に提示し、全体会合に諮ることになった。10 月 29 日（金）の全体会合では、EU から、名古屋議定書に関する決議をポスト 2010 年目標、資金動員戦略とパッケージにして採択するようとの提案が行われたが、中米諸国（キューバ、ボリビア、ベネズエラ）がこれに反対し、一時議事が中断された。最終的に、議長から、1 つずつ個別に議論し合意を得た上で、最後に一括して採択することが提案され、議事は再開された。ABS 名古屋議定書に対しては、中米諸国、ナミビア、中東欧を代表してウクライナから、それぞれ内容に不満が残るとの発言があり、こうした発言を議事録に記載することを条件に全会一致の採択は妨げないとした。その結果、10 月 30 日（土）の午前 1 時半頃に、名古屋議定書は採択された。詳細については、COP10 報告書（UNEP/CBD/COP/10/27）⁶を参照されたい。

⁵ COP10 の出席者リストは、CBD 事務局のウェブサイトから参照できる (<http://www.cbd.int/COP10-LoP.pdf>)

⁶ <http://www.cbd.int/doc/meetings/cop/cop-10/official/cop-10-27-en.pdf>

表1 名古屋におけるABS-IRに関する国際交渉の経緯

月 日	ABS 交渉の経緯
10月13日(水) ～16日(土)	地域間交渉グループ (ING) <ul style="list-style-type: none"> ・モントリオールにおけるINGの継続 ・主要論点（病原体、他の国際条約との関連、遺伝資源の利用、派生物、伝統的知識、遵守、利用国措置等）につき、小グループを設置し、議論を継続したが、相互理解は深まつたものの合意には至らなかった
10月16日(土)	ABS-WG9 再々開会合 <ul style="list-style-type: none"> ・COP10への報告書の確認
10月18日(月)	COP10 全体会合（第1回） <ul style="list-style-type: none"> ・ABS-WG 共同議長は非公式協議グループ (ICG, Informal Consultative Group) の設置と作業の継続を提案 ・COP10 議長は10月22日（金）の全体会合で作業の進捗の報告を要請 ・ICG 及び小グループで議論を継続するも大きな進捗は認められず
10月22日(金)	COP10 全体会合（第3回） <ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況の報告 ・ICG での交渉期限を10月25日（月）まで延長、週末も作業を継続
10月25日(月)、 26日(火)	COP10 全体会合（第4回、第5回） <ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況の報告、作業継続の要請 ・COP10 議長は、ICG での交渉・作業完了の期限延長を承認、COP10 議長は10月28日（木）までに作業を完了し、報告するように要請 ・主要論点の継続協議、前文の整理、組織的事項のクリアーテキスト化、法的観点からの整合性検討、決議案の検討にも着手 ・伝統的知識等で進捗はあったものの、主要論点に対する対立は解消されず、200弱の保留事項が残ったまま
10月28日(木)	COP10 全体会合（第6回） <ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況の報告 ・COP10 議長は本日（28日）の24時までにICGで合意された議定書案の提出を要請 ・合意できない場合、明朝に議長テキスト案を提示し、各地域グループ代表と協議に入ると宣言
10月29日(金)	COP10 全体会合（最終） <ul style="list-style-type: none"> ・比較的簡単な議題から決議の採択を開始 ・議事進行で紛糾するも、最終的に議長提案の議定書が採択

3. ABS名古屋議定書

3-1. ABS 主要論点の帰結

表2に名古屋議定書の条項を示すとともに、主要論点が名古屋議定書でどのように反映されたかを記載する。

表2 名古屋議定書の構成

前文		第18条	相互に合意する条件の遵守
第1条	目的	第19条	モデル契約条項
第2条	用語	第20条	行動規範、ガイドラインとベスト・プラクティス、標準
第3条	適用範囲	第21条	意識啓発
第4条	国際協定及び国際文書との関係	第22条	能力
第5条	公正かつ平衡な利益配分	第23条	技術移転、協同及び協力
第6条	遺伝資源へのアクセス	第24条	非締約国
第7条	遺伝資源に関する伝統的知識へのアクセス	第25条	資金供与のメカニズム及び資金
第8条	特別な考慮事項	第26条	本議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議
第9条	保全及び持続可能な利用への貢献	第27条	補助機関
第10条	地球規模の多国間利益配分メカニズム	第28条	事務局
第11条	国境を越える協力	第29条	モニタリング及び報告
第12条	遺伝資源に関する伝統的知識	第30条	本議定書の遵守を促進するための手続きとメカニズム
第13条	各国の政府窓口及び権限ある国内当局	第31条	評価及び再検討
第14条	アクセスと利益配分に関するクリアリング・ハウス及び情報の共有	第32条	署名
第15条	アクセスと利益配分に関する国内法令または規制要件の遵守	第33条	効力発生
第16条	遺伝資源に関する伝統的知識へのアクセスと利益配分に関する国内法令または規制要件の遵守	第34条	留保
第17条	遺伝資源の利用のモニタリング	第35条	脱退
		第36条	正文
		附属書	金銭的及び非金銭的利益

(1) 適用範囲（第3条、第4条）

議定書の適用範囲は、CBD 第15条の範囲内の遺伝資源とその利用から生じる利益、及び、CBD の範囲内の遺伝資源に関する伝統的知識とその知識の利用から生じる利益に対して適用されることとなった。従来から議論の対象となっていた「包含（inclusion）」や「除外（exclusion）」に関する記載はなく、常識的なところに落ち着いた。また、第4条で、他の国際的な協定・文書との関係に触れているが、途上国が主張していたCBD 中心主義ではなく、議定書は、関連する国際文書と相互補完的に（mutually supportive）実施されるとの記載となった。

他の重要な論点として、議定書が遡及適用されるかどうかがあった。途上国側、特にアフリカ諸国は、CBD 発効以前に取得・移動された遺伝資源についても、議定書を遡及適用し、利益配分すべきと主張しており、これは大航海時代に略奪された生物遺伝資源の利用に対する道義的責任であるとまで発言していた。これに対して、先進国側は、国際条約の慣例に従って、利益配分の対象は議定書が発効されて以降の利用に限定されるべきとの主張を行っていた。また、ノルウェーは、両者の妥協案として、遺伝資源の継続的または新規利用についての利益配分を「奨励する」としてはどうかとの提案を行った。最終的に採択された議定書では、遡及適用に関する記載は一切なく、条約法に関するウ

イーン条約に基づき、名古屋議定書が遡及適用されることはないと考えられる。なお、アフリカ諸国が会期中の閣僚級会合で提案した「地球規模の多数国間利益配分メカニズム (a global multilateral benefit-sharing mechanism)」(遺伝資源やそれと関連する伝統的知識が国境を越えて存在する場合、あるいは、事前情報に基づく同意 (PIC) を付与・取得できない場合には、その利用から生じる利益をプールして、生物多様性の保全と持続可能な利用をグローバルに支援する仕組み) が議定書第 10 条として記載された。このメカニズムの必要性と様態については今後の検討に委ねることになった。

(2) 派生物（第 2 条）

ABS-IR の最大の論点の 1 つが派生物 (derivative) 及び製品 (product) の扱いであった。この問題は CBD 発効時から議論されており、提供国側は最大限の利益を確保するために範囲をできるだけ広げようとして、一方、利用国側はできるだけ狭めようとしていた。ボン・ガイドラインでは、「遺伝資源の商業的利用及び他の利用、それらの派生物及び製品から生じる利益の配分」は相互に合意する条件 (MAT) で決定すると記載されている。CBD では派生物についての言及はないが、「遺伝資源の利用から生じる利益」(benefit arising from utilization of genetic resources) との文言があることから、途上国側は、このフレーズを引用し、利益の多くは派生物から生じており、派生物も ABS の対象とすべき (派生物=遺伝資源の利用) と主張していた。一方、先進国側は、CBD の規定どおり、ABS の対象は遺伝資源であり、ボン・ガイドラインに記載のとおり、派生物は MAT (契約) で扱うべきとしていた。交渉では、遺伝資源の利用に関する共通の理解を探ってきたが、最終的な合意には至らなかった。

採択された議長提案では、議定書第 2 条「用語」のところで、「遺伝資源の利用」と「派生物」を以下のとおり定義したが、派生物に関する記載は他の条文には認められず、すべて削除された。

- ・ 遺伝資源の利用：条約第 2 条に定義するバイオテクノロジーの応用を通じたものも含め、遺伝資源の遺伝的及び／又は生化学的な構成に関する研究及び開発の行為をいう
- ・ 派生物：生物資源もしくは遺伝資源の遺伝子発現又は代謝の結果として生じる天然に存在する生化学化合物をいい、遺伝の機能的な単位を有しないものも含む

(3) 遵守措置及びチェックポイント（第 16 条、第 17 条）

遵守措置は途上国側から強く求められていた論点で、遺伝資源が提供国から違法的に持ち出された場合の対応措置として、利用国で知的財産審査機関、製品許認可機関、公的資金補助の対象となる研究所、研究成果の発表といったところをチェックポイントとして指定し、遺伝資源提供国の国内法の遵守、契約の遵守をモニターすべきと主張していた。これに対して、先進国側は利用国における遵守措置は約束するものの、提供国側のアクセス促進措置（各国法制度の法的確実性・透明性、一定期間内でのアクセス許可承認など）とのバランスで遵守措置を行うとし、また、自国の国内法の範囲内の柔軟な対応を主張し、チェックポイントの例示には強く反対していた。

採択された議長案では、遺伝資源の利用をモニターし、透明性を高める措置として 1 つ以上のチェックポイントを指定し、必要な措置をとることになったが、チェックポイントの具体的な例示は削除された。さらに、第 16 条で記載されているように、「適切で効果的かつ釣合いのとれた」「立法上、行政上又は政策上」の措置を「適宜」とるとなっており、利用国側の裁量を認めている。また、国際的に認められた遵守証明書 (internationally recognized certificate of compliance) を発給し、PIC を適切に取得し、MAT が設定されたことの証拠として利用することとなった。この証明書には、機

密情報でないことを条件に、発給当局、発給日、提供者、利用者、対象とする遺伝資源、PIC 取得の確認、MAT 設定の確認、利用目的（商業的または非商業的）が記載される。

（4）特別の考慮事項（第 8 条）

インフルエンザ等の病原体、公衆衛生上の緊急事態にどう対処するか、議定書の適用範囲から除外するかどうかは、他の国際条約との関連（例えば、世界保健機関で「パンデミック・インフルエンザ対策：インフルエンザ・ウイルスの共有とワクチンその他利益へのアクセス」が議論中）からも論点の 1 つとなっていた。また、非商業目的での研究利用における遺伝資源へのアクセスでは、基本的なアクセスルールを遵守すべきものの、研究を促進するための簡素化された手続きが望まれていた。この点について、会期中にも交渉が継続され、共通の理解は釘成されたものの、全体での合意には至らなかった。

採択された議長案では、第 8 条で、以下のとおり、生物多様性の保全やその持続可能な利用に資する研究のために簡素化されたアクセス手続を定めたり、ヒト、動植物の健康に脅威や損害を与える緊急事態での特別な考慮を払うことができると記載された。

- (a) 特に開発途上国における生物多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する研究を促進し及び奨励するような条件を整える。それには、研究の意図の変更に対処する必要性を考慮した上で、非商業目的での研究のためのアクセスに関する簡素化された措置を含む。
- (b) 国内又は国際的に定められる現在の又は急迫した緊急事態であって、ヒト、動物又は植物の健康を脅かす又は損なう事態に対し、相当の注意を払う。締約国は、遺伝資源への迅速なアクセスの必要性及び当該遺伝資源の利用から生じる利益の迅速で公正かつ衡平な配分（特に開発途上国において、必要とする人々への安価な治療へのアクセスを含む）の必要性を考慮することができる。
- (c) 食料農業用遺伝資源の重要性、及びそれが食料の安全保障に果たす特別な役割に考慮する。

（5）伝統的知識（第 5 条、第 7 条、第 12 条、第 16 条）

遺伝資源に関する伝統的知識に関しては、CBD では利益配分を「奨励する」となっているが、これを遺伝資源と同様の扱いにするか、原住民・地域社会の関与をどうするかとともに、公知となった（publicly available）伝統的知識も利益配分の対象とするか（インド、中国等が主張）が論点となっていた。採択された議長案では、遺伝資源に関する伝統的知識についても、各国の国内法に従うことを前提に、遺伝資源と同様、PIC を取得し（第 6 条 2）、MAT によって利益を配分する（第 5 条 5）ための措置をとることが規定された。なお、公知となった伝統的知識の扱いについての記載は削除された。また、第 16 条で「遺伝資源に関する伝統的知識へのアクセスと利益配分に関する国内法または規制要件の遵守」が「遺伝資源へのアクセスと利益配分」の場合（第 15 条）と同じように規定されているが、この伝統的知識についての遵守措置の実施に関しては、世界知的所有権機構（WIPO）等の関連機関での議論の進展に照らして、議定書第 31 条に基づき評価する旨が COP10 の決議に記載された。

3-2. 名古屋議定書に対する評価

今回の COP10 で採択された名古屋議定書は、我が国が中心となり議長案として取りまとめたものであることから、概ね先進国側の立場を反映した内容となっている。しかしながら、途上国側の立場

にも配慮したことから、遺伝資源の利用、派生物といった用語を定義しており、また、遺伝資源の利用をモニターすることが利用国側の措置として規定されており、今後、我が国が議定書を批准するためには、国内での担保措置を検討・整備することが必要となってくる。この点に関して、COP10直後の記者会見で、環境大臣から新法の制定を検討するとの発言も出ている。我が国は、2000年1月にCBDの下で、遺伝子組換え生物の取扱いに関する「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」が採択（2003年9月発効）された際、これを批准するために、非常に厳しい国内担保法を制定したことがある。名古屋議定書を担保する国内法が制定されるとすれば、科学技術の推進、バイオ産業の発展に負の影響がないように、バランスの取れた措置とすることが肝要であろう。一方、遺伝資源の提供国である途上国も、アクセスに関する国内法の整備が要求されることになるが、現状からすると、法整備が追いつかないことが予想される。したがって、我が国の途上国支援の一環として、提供国の国内法整備に向けた協力も重要な責務となろう。なお、COP10で採択された「ポスト2010年目標」（別名、愛知目標）では、20の目標が合意されたが、その1つで「2015年までに、遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ平衡な配分に関する名古屋議定書が国内法制度に従って施行され、運用される」（目標16）としていることにも留意しておきたい。

名古屋議定書では、「遺伝資源の利用」を定義するに当たり、「遺伝資源の遺伝的及び／又は生化学的な構成に関する研究及び開発の行為」とし、また、「派生物」は「生物資源もしくは遺伝資源の遺伝子発現又は代謝の結果として生じる天然に存在する生化学化合物」と定義した。これにより天然に存在する化合物を基に化学修飾を施した合成化合物、遺伝情報等は派生物とみなされないと考えられる。しかしながら、これらの定義を別にして、遺伝資源及びそれに関連する伝統的知識の利用から生じる利益は相互に合意する条件により配分されることが再確認された意義は大きく、ボン・ガイドラインでも派生物に関する利益配分は相互に合意する条件で行うことが規定されていたことからすると、PIC、MATを含め、契約がますます重要となると思われる。

4. サイドイベント（我が国のABSへの取組）

ABS国際交渉と並行して、COP10期間中の10月19日（火）のランチタイムに、経済産業省によるサイドイベントが開催され、JBAも（独）製品評価技術基盤機構（NITE）とともに協力した。「アクセスと利益配分：日本の経験（Japan's Experience of Access and Benefit-Sharing）」と題したサイドイベントには、海外からの会議参加者を中心に約70名が参加した。

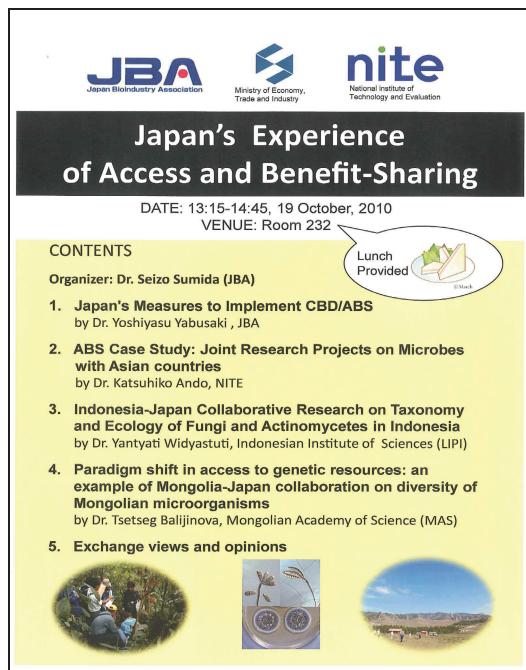
サイドイベントは、まず、JBAから、我が国におけるCBD/ABSの実施措置、特に、我が国利用者向けの「遺伝資源へのアクセス手引」の作成、JICA（（独）国際協力機構）バイオインダストリー集団研修の概要を紹介した。ついで、NITEから、CBD/ABSの原則に基づく、アジア諸国（インドネシア、ベトナム、モンゴル、ブルネイ等）との新規有用微生物探索プロジェクトの概要が紹介された。これを受けて、実際にNITEプロジェクトに参画したインドネシア（Yantyati Widyaastuti 女史：インドネシア科学研究所）、モンゴル（Tsetseg Baljinova 女史：モンゴル科学院）の研究者に、それぞれ相手国（資源提供国）側から見たプロジェクトの成果を発表してもらった。これにより、本プロジェクトが資源提供国と資源利用国の双方に資するWin-Winの関係構築に貢献したことを聴衆によく伝えることができた。なお、本サイドイベントの様子は、フランスの科学雑誌「シエンス・エ・アvenir(Sciences et Avenir)」（「科学と未来」の意）のオンライン版に取りあげられ¹、日本の成功

¹ 記事は、下記URL参照。（2011年3月9日アクセス）

<http://www.sciencesetavenir.fr/actualite/nature-environnement/20101021.OBS1624/en-direct-de-nagoya-partage-des-ress>

例として紹介された。

また、名古屋国際会議場に隣接する白鳥公園での「生物多様性交流フェア」にブース出展し、NITE 及びJBA の取組みをパネルで紹介するとともに、関連資料を配布した。



サイドイベント

左: イベント案内

下: イベント会場風景



おわりに—COP11に向けて—

COP10 では土壇場で「名古屋議定書」が採択され、その内容は我が国等の主張に沿ったものとなつた。その背景には、国連による国際環境条約に対する各国の危機感があつたとされている。2009 年 12 月にコペンハーゲンで開催された気候変動に関する枠組み条約の COP15 では、「京都議定書」の更新をはじめとして何ら決定することができなかつた。このため、2010 年 9 月の国連総会では、CBD/COP10 がこれに引き続き失敗に終われば、国連主導による国際条約は機能しないことになるとの危機感を各首脳が共有したといふ。COP10 の閣僚級会合でも同様の懸念が表れており、このことが、名古屋議定書の内容に不満はあるものの採択は妨げないという途上国の発言につながつたといえる。我が国は、結果的に、議長国としての面目を保つたといえる。

しかしながら、名古屋議定書では途上国にも一定の配慮を示しており、曖昧な表現のため各国による解釈に幅が出てくることが予想される。また、多国間利益配分メカニズム等の今後の課題が含まれている。2011 年 2 月 2 日から、国連本部において名古屋議定書の署名が始まつており、当日にコロンビア、ブラジル、イエメン、アルジェリアの 4 カ国が、続いて、メキシコ、ルワンダが議定書に署名を行つた²。名古屋議定書は、「50 番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後 90 日目の日に効力を生ずる」(第 33 条) こととなっている。

COP10 では、名古屋議定書の締約国会議 (COP1/MOP) のための政府間委員会が設置され、2012

ources-l'exemple-japonais.html

² 2011 年 3 月 7 日現在。

年10月にインドで開催されるCOP11までに、2回の会合が予定されている。2011年6月に開催予定の第1回委員会では、ABSクリアリング・ハウス（第14条）、能力構築（第22条）、意識啓発（第21条）、遵守促進の手続きとメカニズム（第30条）が議論されることになっている。また、2012年4月に予定されている第2回委員会では、議定書発効後の予算、資金供与メカニズム（第25条）、資金動員ガイダンス、COP/MOPの規則・議題（第26条）、多国間利益配分メカニズム、その他が議題にあがっている。このように、名古屋議定書でABS問題が解決したわけではなく、新たなスタートラインに立ったということを強調しておきたい。



COP10 会場



10月 29日全体会合